大禮記念
昭和漢文叢書

十八史略新釋
中卷
文學博士 中山久四郎
鹽野新次郎
共著

諸葛忠武

諸葛忠武

班固

嚴子陵

紀西
度印
民塞
族外
那支
鮮朝
本日
紀皇
100
200
300
400
500
600
700
800
900
1000
1100
1200
1300
1400
1500
1600
1700
1800
1900
秦
漢
新
隋
唐
宋
元
明
清
高麗
朝鮮
奈良時代
平安時代
江戸時代

十八史略新釋 中卷目次

卷　三

卷四

十八史略新釋　中卷目次　終

序説

文學博士　中山久四郎

序説として、本卷中の大人物大事件の數條に關して愚見をのべたい。

（一）諸葛孔明の忠武

孔明については言ひたいことが多いが、茲にはたゞ所感の一端をのべよう。一體歷史上の人物の價値を定めんと欲せば、先づ其人若し世に出でざりしならば、歷史は如何に成り行きしならんかと想ひ、或は其人物の後世に於ける感化影響の程度如何ならんかと考ふるを以て最も要領を得たるものと思ふ。

而して今孔明の人物を考ふるに、蜀の昭烈帝も孔明を得ざりし時は、常に不利にして狼狽奔走したるに、一たび孔明を得しより、忽ち形勢一變して天下三分の計を固むることを得た。又蜀の後主の庸劣を以て、よく父先帝の業を守り、敵國の爲に畏れられたりしは、孔明が丞相の位にありしによる。

而して後主が黄皓といふ小人物などを用ひて、終に國を失ひ家を敗りしは、孔明既に歿せしによる。孔明一人の存亡によりて、蜀漢一國の興亡斯の如くなるを見れば、孔明の當時の歴史に於ける地位の重大なること深く究めずして明である。次に其後世に及ぼせる感化影響を考ふれば、支那は勿論、我日本にも、忠良、誠實、武勇の典型的人物として尊敬せられて居る故に、上記のことゝ合せて、孔明が歴史上の一偉人として尊重せられで居るは當然の事である。

尙ほ孔明な詠じたる詩歌を錄して、以て此一大偉人に敬意を表しやう。

孔明贊　　松平定信

草の戸を訪ひ來し月の影とめて、露の此身をつくしはてつゝ

諸葛孔明　　渡忠秋

君が爲とりつる筆のほこさきは、千代をさへこそつらぬきにけれ

前の歌は、草盧三顧の恩に感じて、一生を蜀漢の爲に盡したることを贊美し、後の一首は、前後出師の二表が千歳不朽の大文章なることを詠じたるものである。此二表を主として詠じたるものには、又左記の一首がある。

諸葛武侯　　齊藤拙堂

兩篇文字壓二西京一。百代長懸耿々明。莫レ謂書生暗二時務一。元來諸葛亦書生。

この一首の兩篇とは卽ち二表のことで、西京は東京（洛陽）に對して長安をさし、やがて長安に都せし前漢のことゝなるのである。而して前漢には司馬遷、賈誼などの文豪があるが、孔明の二表の文章は是等の前漢文豪の大文章をも壓倒する位の名文であるとの義である。他の三句は別の解釋を要しないのであらう。而して結句の「元來諸葛亦書生」は、青年學生の人々に對して大に意味あるものであると思ふ。其他左記の數首もそれ〴〵孔明の功業か贊詠して面白いものである。特に薩摩武士新納忠元（島津義久の臣、慶長十五年歿す）の詩の如きは自ら孔明を以て任じたる意氣感すべきである。

偶作　　新納忠元

吾生二十七春風。吹入二新叢一花亦紅。豈無二分割據略一。英雄不レ顧草廬中。

孔明の二十七歳は草廬三顧のありし年である。

楠公　　小野湖山

忠魂應レ過武侯倫。一拜二龍顏一卽致レ身。乾坤開闢二出處一。可レ待草廬三顧人。

此一首は、次の一首とともに楠正成公と孔明とを比較したる點注意すべきである。

楠公　大槻磐溪

諸葛偏安計。纔能支二漢室一。何如南木公。赤手回二天日一。

蜀相　唐杜甫

丞相祠堂何處尋。錦官城外柏森々。映レ階碧草自春色。隔レ葉黄鸝多二好音一。三顧頻繁天下計。兩朝開濟老臣心。出師未レ捷身先死。長使二英雄淚滿一レ襟。〔杜工部集卷十二〕

錦官城とは、即ち蜀漢の首府なる成都のことである。成都附近の江山明麗錯綜錦の如きによりて此別名ありといひ、或は錦の名産地にして治錦官の居りし處なれば此の別名ありといふ。

孔明　明高青邱

莫レ恨流星墮二渭濱一。出師未レ捷已沾レ巾。天應下留二取生司馬一。歸作中他年取レ魏人上。〔高青邱詩醇卷六〕

此詩は孔明が攻め滅さんと欲して、其志を果すこと能はざりし魏の國を司馬懿の子孫が亡ぼしたことを詠じ、上記の『死諸葛走生仲達』の諺によりて、生司馬といつたのである。

○諸葛孔明の出師表を讀て、淚を墮さゞる者は其人必不忠なるべしと、昔の人いへりけり。予も

亦思ふに義經記に廷尉(○義經)吉野山を落られし時、雪中に思ひ〱に落かゝる。其中に佐藤四郎兵衛忠信雪の上に跪て申けるといへる詞を讀て、涙を墮さゞるものは、必ず節義を忘るゝ人たるべし。凡そ忠臣義士の傳記を讀て、世の常の物語と思ひて見過ごす人は、萬卷の書をよみたりとも、何の益あるべき。〔湯淺元禎「常山樓筆餘」卷二〕

又我國史光孝天皇御代頃に藤原諸葛あり、近世の人に諸葛姓の人あり。前者は蓋し諸葛孔明の人物を慕ひしによりて命名せるものなるべく、後者は近世支那の歸化人の後たるべし。諸葛といふ命名は支那上古史上の伊尹や周公の人物を理想化して、藤原伊尹、藤原伊周など命名ありしこと、關聯して注意すべきことである。

尚又孔明につきては、三國志、蜀志の外、左記の書も參考すべきである。

漢丞相諸葛忠武侯傳　宋、張栻撰

諸葛武侯集誡〔玉函山房輯佚書儒家類〕

諸葛武侯文集〔正誼堂全書〕

諸葛武侯〔支那、廣智書局發行、六大政治家叢書の中〕

（二）清談について

晉代の五胡の亂をのぶるについて言ふべきことは、所謂清談の流行である。清談とは俗氣を帶びざる清潔なる談論の義なるが、遂に世務を排棄し、國事を顧慮せず、禮法を無視し、專ら空理を談ずるやうになつたのである。其起源をいへば、三國時代の魏の何晏、王弼が老莊哲學を喜び、幽玄、虛無、浮誕の談論を以て高尙となせし風に起り、晉に至り、阮籍、山濤、向秀、劉伶、阮咸、王戎、嵇康の七人は、益々此風に耽り、いよ〳〵放縱飮酒、殆んど名敎を蔑視する樣になり、空論虛談、以て世俗人に超脫すとなし、又好みて竹林に遊び、竹林の七賢などゝ呼ばれた。阮籍の大人先生傳、及び莊達論、劉伶の酒德頌、向秀の莊子隱解などによりて、彼等の思想を窺ふことが出來る。彼等の放埒我儘の行爲の哲學的論據は、老莊思想であるが、彼等とても初めよりして放逸縱恣の行爲を喜びてした譯ではない。彼等は後漢末以來、正議清節の名士が意外の災禍に罹りしを見て、大に不安を感じたるが上に、西晉の天下統一となつても、内には八王の亂などあり、外には異民族漸侵の難あるを以て、亂

世を厭ひ、生活の危險に觸れざらんことを希望し、酒に隱れて、自ら韜晦せんとし、奮つて内憂外患を除き去らんとするが如き積極的の高尚なる理想、氣慨なき思想界の放蕩子息もしくは高踏隱者的の詩人の如きものとなつたのである。而して彼等が好みて老莊を談じたのは、老莊を以て自分達の放逸なる行動を正當視せしめんとする樣なことは、恰も我國現代人の中に、放縱なる享樂主義に耽るものが、西洋の自然主義の文學などを談じて。以て自分達の放逸享樂を正當なりと辨護せんとするあるが如き事情と類似して居る。而して晉代の清談の徒も初めよりして斯の如き唯我的なる一種のデカタント風、又は一種の世紀末的思想のものでなかつたことは、左記の晉書の阮籍の傳を見ても之を知ることが出來る。

籍。本有濟世志。屬魏晉之際。天下多故。名士少有全者。籍由是不與世事。遂酣飲爲常。

此清談の徒の飲酒の風は、我國の古代にも影響し、萬葉集、三に大伴旅人卿の讃酒歌などとなつてあらはれて居る。然れども、貝原益軒の和漢名數には「七人放曠荒醉。不可爲賢」といつて居り、太田蜀山人の千とせの門（蜀山人全集、二）「七賢人の畫に」と題して、

竹林に藪蚊の多き處とも、知らでうか〳〵遊ぶ生醉

と罵倒して居るのは、尤もの事と思ふ。尙淸談の事は、『二十二史劄記』卷八の『六朝淸談之習』の條參考の價値がある。蜀山人の歌にいふ所の藪蚊とは、當時支那の內地侵入の五胡異民族の壓迫に比すべきである。

(三) 陶淵明の淸節

南朝の初め宋の文帝の時、東晉の徵士陶潛卒去した。徵士とは、德行學問ある士にして、天子より任官の御徵あるも、仕へざる者をいふ。潛。字は淵明、潯陽(今の江西省九江)の人、東晉初期の名臣陶侃の曾孫である。高尙淸廉の人格あり。東晉の末に彭澤(江西省湖口縣の東)の令(知事)となりしが、郡の督郵(巡察監督の官)至るや、縣吏のいふには、宜しく束帶禮裝して出迎はるべしと。淵明歎じて曰く、『我豈に能く五斗米の爲に、腰を折りて、鄕里の小人に事へんや。』と。卽日縣令の印を解いて去り、『歸去來辭』を作り、故鄕に歸り、晴耕雨讀、田園的詩人となりて、高尙不屈の節操を守り、自然を樂しみ、菊を愛し、朝廷より徵さるゝも出仕せず。東晉亡びて宋の世となるや、其祖先以來、晉の臣たるを以て、宋の王業の隆、時の權力の盛なるに屈せずして、淸節硬骨の一生を送りて卒去し

たつ。其飲酒に因りて作りたる。

結レ廬在二人境一。而無二車馬喧一。問レ君何能爾。心遠地自偏。採レ菊東籬下。悠然見二南山一。山氣日夕佳。飛鳥相與還。此中有二眞意一。欲レ辯已忘レ言。

の詩の如きは、上記の「歸去來辭」とともに名高い者である。三國時代より南北朝時代にかけて、進んでは諸葛孔明の如く君國に盡忠し、退いては淵明の如く高尚清節を守らんとは、古來學者士人の希望する所であつた。

五斗は縣令一日の祿にして、五斗は今の我五升二合許である。淵明かつて一僕を其子に給せる時遂りたる書に曰く、「此亦人子也。可善遇之。」と。安藤冠里（名は信友、平藩主、德川吉宗に仕へて老中となる。冠里は其號である）の句にいふ、『雪の日やあれも人の子樽ひろひ』と。蓋し淵明の書中の言によるものなるべしといふ。〔續俳家奇人談〕。『採菊東籬下。悠然見南山。』の二句、俗氣紛々たる世の中を一寸丸で忘れた心境が出てくるやうである。

（四）六朝の書道

三國の時、字學を以て名ある者を劉表とし、鍾繇、胡昭（共に魏の人）其書法を受け、特に前者が有名である。晉の時、書を以て著名なる者に、衛瓘、索靖あり、共に草書に長じた。又衛瓘の子衛恒も書道に通じ、其子衛夫人（汝陰の太子李矩の妻）は鍾繇の書法を傳受し、最も隷書に精はし。王羲之少時之を師とした。王羲之は東晉の元勳王導の從弟王曠の子である。王曠は後漢の蔡邕の書法を衛夫人に受け、以て子羲之に傳へた。羲之は家傳と師傳とにより、書道に精通し、池に臨みて書を學び、池水盡く黑く、草隷は古今第一の名がある。仕へて右軍將軍、會稽内史となり、世に右軍と稱せられた。東晉の穆帝永和九年、癸丑の歳、三月三日、彼は其友人謝安等四十一人と山陰縣蘭渚山下の蘭亭に祓禊を修し、詩酒の樂をなし、自ら其序を作り、之を繭紙に寫した。是れ卽ち書道に有名なる蘭亭帖である。蘭亭は浙江省會稽道紹興縣にあり、今尚碧瓦白壁の大伽藍あり、蘭亭の遺址にして、清の道光年間の重修にかゝる。祓禊とは惡事をはらふ祭事にして、水邊に於てみそぎの灌濯をなして以て妖邪をはらふものである。つまり肉體の汚垢を去り災禍を除き、神の靈を我の靈に導き入れるこ

とである。

王羲之かつて字を木版に書せし後に、之れを削れば、筆勢墨痕木に入ること三寸なりしといふ（書斷による）によつて、書道を入木道といひ、上記の臨池（習字の義となる）とゝもに、羲之の書道の名を高くせるものである。我が萬葉集に羲之とかきて「てし」とよませてあるは、手習の師の義である（書を手といふこと支那にもあり）。又東大寺献物帳を見れば、『搨晋右將軍王羲之草書』二十卷とあり、古來我國にも彼の書法は名高いものである。尚蘭亭の雅會を行つた癸丑の歳は、古來書家文人の間に記念すべき歳次となり、其干支の歳には、王羲之追慕の會を開く例がある。近くは大正二年は恰も癸丑に當り、蘭亭修禊會は、東京、京都に開かれ中々盛であつた。尚又王羲之の眞蹟の我國に傳はれるものに、帝室御物と、學習院教授岡田正之博士所藏とあり、共に珍重すべき書寶である（國華二五二號及び書苑第三卷第一、三、四、五號參考）。其諸子倶に書に長じ、而して献之を以て第一とし、父を大王といひ、献之を小王といひ、大小二王は書道に名高い。

南北朝の時、書法亦頗る進歩し、大抵南人は書帖に長じ、北人は書碑に長じ、各々異趣がある。中にも北齊の顏之推は二王の秘を得たるものとして有名である。而して近來我國に流行せる所謂六朝體

の書は、北方書碑の書風の傳はれるもので、洋畫の大家中村不折氏は其書風に長じて有名である。宋の米芾が寶晉齋と號し、我が天明時代の韓天壽(卽ち中川長四郎)が醉晉號と號せるは、共に晉の二王(王羲之父子)の書を秘藏珍重せるによりてよびたるものにして、又明の文徵明が王蘭堂と號したるは、王羲之の蘭亭帖を好めるによるものである。

（五）六朝の畫道

三國時代は文化振はず、繪畫の美術亦興らなかつた。西晉の時、紛爭又紛爭、寧日なく、東晉の江南に建都するに及び、文化漸く江南に集り、且つ世人彩華を尙び、美術を好み、風光明媚なる江南山水の實景によりて、山水畫次第に發達した。東晉の衞協は吳の曹不興を師とし、道釋二教の人物を畫き、支那佛畫の祖とせられ、又戴逵(字は安道)、戴起顒の父子も畫に長ぜり。

顧愷之は最も善く山水を畫き、又人物畫に長じ、同時代の謝安も之を重んじて、古來未だ之れあらざる也といつた。人物を畫き數年の間點睛しないことがあつた。人其故を問へば、曰く、『傳神寫照。正在阿堵中。』と。(阿堵は當時の俗語で、コノモノなどいふ義にて、こゝにて眼睛をさしていふ)。

而して其性絶た癡（一方に長じて居る天才の人によくあるボンヤリとして間の拔けた風）にして、人或は之を侮辱しても亦之を覺らなかつた。故に時の人彼をさして三絶（三つの優秀なるもの）と稱した。卽ち畫絶、癡絶、才絶である。彼の畫の現代に存するもの、淸内府舊藏、英國博物館現藏の洛神賦の畫、及び女史箴圖卷、ともに有名である。女史箴の圖の山の凹凸畫法で畫いて居ることなど注意すべきである。凹凸畫とは卽ち陰影のある畫である。

次に南北朝時代に至り、宋の陸探微最も著はれ、梁の張僧繇もよく雲龍山水人物を畫き、龍を畫きて多く點睛せず、曰く、其壁を破りて飛び去らんことを恐れてなりと、凡て山水を畫くに、先づ筆墨を以て鉤縁して、邱谷を染出し、沒皴骨法と稱し、後世山水畫の模範となつた。次の齊の謝赫は畫論に長じ、古畫品錄（百川學海、庚集の中に之を收む）を編して、畫の六法を論じた。

一、氣韻生動　　二、骨法用筆　　三、應レ物象形

四、隨レ類賦レ彩　　五、經營位置　　六、傳レ模移レ寫

此六法は古來東洋畫家の信奉したる畫學の大眞理である。一の氣韻生動といふは、最も重大なるもので、人品の高尚なる畫家の創造的精神の發現して、其作品が一つ一つ獨立して生きて居ることの義

にして、いはゞ魂のあるもので、卽ち人間が作つても神樣、造物主が作つたやうになることである。二以下の五法は、學びて得べきも、氣韻生動は神的生知のもので、無意識に自然に出て來る天才の領分である。二の骨法用筆は、大體筆法の練磨、三の應物象形はそれ〳〵物に應じて形をとること、四の隨類賦彩はそれ〳〵類に隨つて彩色をつけること、卽ち三、四は細密誠實の寫生の義である。五の經營位置は適當なる構圖をすること、六の傳模移寫は臨摹して、古來の名畫の精神典型をよく傳へることである。畫をかくに必要のものは、紙、筆、墨（又は顏料）である。紙ありて經營位置を定め、筆ありて骨法用筆あり、墨又は顏料ありて隨類賦彩あり、應物象形の形をとるだけの事なれば、骨法用筆によりて美的の形となり、傳模移寫によつて前代藝術の傳統を重んじて、前代の經驗、先哲の精神等を承けることになる。而して無論前人の踏襲模倣となりてはよくない。小兒は親に養育せられるが、後には父母を離れて獨立濶歩する樣にならなければだめである。傳模は溫故である。溫故とゝもに知新、卽ち先哲未到の新境地に到らなければだめである。是れ卽ち天才、生知の造物者が自然に創造したやうな氣韻生動の重要な處である。

十八史略新釋　卷二(下)

文學博士　中山久四郎
鹽野新次郎　著

孝惠皇帝
人彘
較若畫一

孝惠皇帝名盈。母呂太后。即位之元年、呂后鴆殺趙王如意、斷戚夫人手足、去眼煇耳、飲瘖藥、使居厠中。命曰人彘、召帝觀之。帝驚大哭、因病、歲餘不能起。○二年、蕭何卒。齊相曹參令舍人趣爲裝。吾且入相。使者果召參代何爲相國。一遵何約束。百姓歌之曰、蕭何爲相、較若畫一。曹參代之、守而勿失、載其淸淨、民以寧壹。○五年、曹參卒。

【書下】孝惠皇帝、名は盈。母は呂太后なり。位に卽くの元年、呂后、趙王如意を鴆殺し、戚夫人の手足を斷ち、眼を去り、耳を煇べ、瘖藥を飮しめ、厠中に居らしむ。命じて人彘と曰ひ、帝を召して之を觀しむ。帝驚きて大に哭し、因つて病み、歲餘起つこと能はず。○二年、蕭何、卒す。齊の相、曹參、舍人をして趣かに裝を爲さしむ。「吾且に入りて相たらんとす」と。使者果して召す。參、何に代つて相國と爲り、一に何の約束に遵ふ。百姓之を歌ひて曰はく、「蕭何、相とたり、較として一を畫するが若し。曹參之に代り、守りて失ふことなく、載ち其れ淸淨にして、民以て寧壹なり」と。○五年、曹參、卒す。

【通釋】孝惠皇帝の名は盈といふ。母は呂太后である。帝が位に卽いた元年に、呂后は、趙王の如意（高祖と戚夫人との仲に出來た子。詳しいことは前に出た。）を毒殺し、（如意の母の）戚夫人の手足を斬り、眼を抉り出し、耳を藥でくすべて聞えぬやうにし、啞になる藥を飮ませ、そして便所の中に入れて「人の豕」と名づけ、帝を呼んで之を觀せた。帝は驚いて聲をあげて泣いたが、是から病氣になつて一年餘も起き上ることが出來なかつた。○二年には蕭何が死んだ。この時、齊の大臣の曹參は、家來に言ひ付けて、急いで旅行の仕度をさせた。そして自ら「自分は之から朝廷に入つて相國となる

のだ」といつて居たが、案の通り朝廷の使者が來て參を召し出した。曹參はいよいよ蕭何に代つて相國となり、すべて蕭何の定めた規則に遵つた。人民がこの事を歌に作つた。その意味は、「蕭何が相國となつてからは、政治が明で、一の字を畫いたやうに、きちんと整うてゐた。今や之に代つた曹參は、よく蕭何の政治を守つて誤ることなく、すべての事が淸淨無爲で（煩はしい事を避けて自然にまかせ）、それで人民は安堵して落ちついてゐる」といふのである。○五年に曹參が死んだ。

語釋 鴆殺（毒殺。鴆は毒ある鳥の名、その羽を浸した酒を飲めば卽ち死すといふ。）○煇レ耳（煇はフスブと訓す。いぶすこと。藥て耳をくすべて聞えぬやうにする。）○瘖藥（瘖は喑に同じく、音イン、啞のこと。おし。こゝは人を啞にする藥をいふ。）○人彘云々（人の豕、彘はゐのこ、豕。彘は好んで人糞を食ふので、廁の中に居らせて人彘と稱した。漢書には「使レ居ニ鞠域中一」に作る。注に鞠域は、蹴鞠の遊びをする場所、轉じてそれに似た窟室をいふとある。土を掘つてアナグラのやうなものを作り、其中に入れておいたといふのであらう。）○較若レ畫レ一（較は音カウ。あきらかと訓ず、明直の意。「一ヲ畫ス」とは一の字を書いたやうに、簡單明瞭で、きちんと整うて居ること。）○載其淸淨（載は事に同じくコトと訓む。淸淨は黃老の主義とする淸淨無爲のことで、うるさい世事を捨てゝ自然に從ひ、ことさらに天下を治めるといふやうな事をせぬこと。曹參が、すべての事を黃老の術に據り、淸淨無爲を以て治を爲したといふのである。）○寧壹（安寧均一、安んじて心の亂れぬこと。）

○六年、王陵爲ニ右丞相一、陳平爲ニ左丞相一。○張良卒。○周勃爲ニ太尉一。○帝在レ位七年崩。無レ子。呂太后、取ニ他人子一、以爲ニ太子一。至レ是卽レ位。太后臨レ朝稱レ制。○

王ニ諸呂ー

元年、太后議立諸呂爲王。王陵曰、高帝刑白馬盟曰、非劉氏而王、天下共撃之。平勃以爲可。陵罷相。遂王呂氏○四年、太后廢少帝幽殺之、立恒山王義爲帝。改名弘。亦名佗人子爲惠帝子者也。

訓讀　○六年、王陵、右丞相と爲り、陳平、左丞相と爲る。○張良、卒す。○周勃、太尉と爲る。○帝、位に在ること七年にして崩ず。子無し。呂太后、他人の子を取りて以て太子と爲す。是に至りて位に卽く。太后、朝に臨み制を稱す。○元年、太后、諸呂を立てて王と爲さんと議す。王陵曰はく、「高帝、白馬を刑し、盟ひて曰はく、劉氏に非ずして王たらば、天下共に之を撃て」と。平勃以て可となす。陵、相を罷む。遂に呂氏を王とす。○四年、太后、少帝を廢して之を幽殺し、恒山王義を立てて帝と爲す。名を弘と改む。亦佗人の子を名づけて、惠帝の子と爲す者なり。

通釋　六年に王陵が右丞相となり、陳平が左丞相となつた。○また此の年張良が死んだ。○周勃は太尉になつた。○惠帝は在位七年で崩ぜられた。帝には子がなかつた。そこで呂太后は嘗て他の女官の生んだ子を取つて（其の母を殺し、これは惠帝の子だと云つて）、太子としておいたが、今や帝の崩

ぜらるゝに至つて此の太子が位に卽いた。(之が少帝である)。そして呂太后は朝廷に出て自ら天子の政事を行つた。○(少帝の)元年、太后が(自分の家筋の)諸々の呂氏を立てて王としようといふ議案を出した。右丞相王陵がいふやう、「高帝は嘗て白馬を殺し(その血を啜つて)盟を立て、(將來もし予の血統たる)劉氏でないものが王となることがあつたならば、天下の者が擧つて之を擊ち滅ぼせと仰せられました。(呂氏を王とすることは出來ますまい)」と。陳平、周勃は呂氏を王とするがよいといつた。それで王陵は相をやめた。(もはや反對するものがなくなつたので呂太后は)とう〱呂氏を王とした。○四年、太后は少帝を廢し、これを宮中に押し込めて殺し、恒山王の義といふ人を立てゝ帝となし、名を弘と改めた。この弘も少帝と同じく、他人の子を取つて惠帝の子と名づけたものである。

語釋 稱レ制(制とは天子の言をいふ。天子以外のものには制といふ事は出來ない。然るに今、呂太后は朝廷に出んで萬機を決斷したのであるから「制を稱す」と云つたのである。卽ち天子の政事を行ふといふ意。) ○刑二白馬一(刑は殺。白馬を殺し其の血をすゝつて盟をすること。盟に白馬を用ふるのは其の淸潔を貴ぶのである。) ○幽殺(幽は幽閉する意で、押し込めること。おしこめて殺す。)

○八年、太后崩。諸呂欲レ爲レ亂。時呂祿將二北軍一。呂產將二南軍一。太尉勃不レ能レ主レ兵。平勃使二酈寄說一レ祿解レ印以レ兵授レ勃。勃入二軍門一令曰、爲二呂氏一者右袒、爲二劉

右袒左袒

西鄉三讓

氏者左袒。軍中皆左袒。召朱虛侯劉章、予卒千餘人、擊呂產殺之。分部悉捕諸呂、無少長皆斬之。○諸大臣、迎立代王恆。王西鄉讓者三、南鄉讓者再。遂卽位。誅子弘等、赦天下。是爲太宗孝文皇帝。

【語譯】八年、太后崩ず。諸呂、亂を爲さんと欲す。時に、呂祿は北軍に將たり。呂產は南軍に將たり。太尉勃、兵を主ること能はず。平勃、酈寄をして祿に說かしめ、印を解き兵を以て勃に授けしむ。勃、軍門に入り、令して曰はく、「呂氏の爲にせんとする者は右袒し、劉氏の爲にせんとする者は左袒せよ」と。軍中皆左袒す。朱虛侯劉章を召して、卒千餘人を予へ、呂產を擊ちて之を殺し、分部して悉く諸呂を捕へ、少長と無く皆之を斬る。○諸大臣、代王恆を迎へ立つ。王、西鄉して讓ること三たび、南鄉して讓ること再び。遂に位に卽く。子弘等を誅し、天下に赦す。是を太宗孝文皇帝と爲す。

【通釋】八年に呂太后が崩じた。そこで諸の呂氏が亂を起さうと企てた。その時（太后の兄の子）呂祿は北軍の大將となり、呂產は南軍の將となつてゐたので、周勃は太尉卽ち陸軍大臣の職にありながら、兵を司ることが出來ない。陳平、周勃が、そこで酈寄といふものを遣つて呂祿を欺き說いて、彼が持つ

てゐる大將の印綬を解かせ、その軍隊を周勃に渡させた。こゝに於て周勃は軍中に入り命令して云つた。「この際、呂氏の爲めに盡さうとする者は右の肩をぬげ。劉氏のために盡さうと思ふものは左の肩をぬげ。（そしてその何れに附くかの意志を明かに示せ）」と。すると軍中のものは皆左の肩をぬいだ。劉氏のためにせんとするのである）。そこで周勃は朱虚侯の劉章を召し、これに兵卒千餘人を與へ、先づ呂産を伐つて之を殺し、更に手分けして諸の呂氏を全部ひつ捕へ、子供と大人の區別なく、皆、之を斬り殺してしまつた。〇諸大臣は、（高祖の第三子たる）代王恆といふのを迎へて天子に立てようとした。（帝位に卽くことを代王に勸めるために、丞相以下の群臣が來邸すると、代王は之を賓客として遇して、禮によつて座敷の西方に請じ）、さて其の西方に嚮ひ（賓客に對して）卽位を辭退すること三度に及んだが、（群臣はどうしても請うて止まない。遂に代王を扶けて強ひて天子の地位に卽かせて南面せしめたので）、代王は南に嚮つて又辭退することに二度に及んだ。斯くてとう／＼帝位に卽いたのである。そして（呂太后の立てた）弘等を誅して、天下に大赦を行つた。これを太宗孝文皇帝といふ。

語釋 使₌酈寄說₋祿₁（按ずるに酈寄は呂祿と仲が善いところから、周勃等は彼を遣はして呂祿に欺き說かしめたのである。）○右袒左袒（袒は音タン。はだぬぐこと。右袒は右の肩をあらはし、左袒は左の肩をあらはすこと。その何れに味方するかの意思表示の爲めの形式である。今でいへば起立するとか擧手するとかいふに同じい、今日人に味方することを左袒するといふは此の故事に本づく。尤も必ずしも左袒とのみは限らぬ。戰國策の齊策に「王孫賈入₌市中₁曰、淖齒亂₌齊國₁殺₌閔王₁、欲₌與₋我誅₁者袒₋右とある。つまり昔は一定の法が無かつたのである。）○分部（部分することで手分けするをいふ。部署。）○代王恆（高祖の第三子。）○西鄕南鄕（鄕は嚮と同じく向ふことでムクと訓ず。又サキニと訓むこともある。さて漢土の禮として賓客は西に坐す。今漢廷の群臣代王の邸に來つて即位を勸說するので、代王は先づ之を賓客として遇して西方に請じた。そして西向して賓客に對し、三たび即位を辭退したのである。然るに群臣は遂に代王を扶けて南面せしめた。南面は天子の位である。そこで代王は南向して又辭退すると再度に及んだといふのである。）○太宗（禮に「有功を祖とし、有德を宗とす」とある。漢の世、功は高帝より盛なるはなしと云ふので太祖とし、德は文帝を以て最も盛なりとするといふので太宗としたのである。）

孝文皇帝

還千里馬

孝文皇帝名恆。母薄氏。夢龍據胸、遂生帝。帝立、尊爲皇太后。○元年、陳平爲左丞相、周勃爲右丞相。○時有獻千里馬者。帝曰、鸞旗在前、屬車在後、吉行日五十里、師行日三十里。朕乘千里馬、獨先安之。於是還其馬、與道里費、而下詔曰、朕不受獻也。其令四方毋來獻。

訓讀 孝文皇帝、名は恆、母は薄氏なり。龍、胸に據ると夢みて、遂に帝を生む。帝立ち、尊んで皇太后と爲す。○元年、陳平、左丞相と爲り、周勃、右丞相となる。○時に千里の馬を獻ずる者あり。

問勃謝
レ不レ知

帝曰はく、「鸞旗前にあり、屬車後にありて、吉行には日に五十里、師行には日に三十里なり。朕、千里の馬に乘るとも、獨り先づ安くにか之かん」と。是に於て其の馬を還し、道里の費を與へ、而して詔を下して曰はく、「朕は獻を受けざるなり。其れ四方をして來獻すること毋から令めよ」と。

通釋 孝文皇帝、名は恆といふ。母は薄氏である。龍が胸によりかかる夢を見て（それから身持となり）帝を生んだ。帝立つて母を尊び皇太后とした。○元年、陳平が左丞相となり、周勃が右丞相となつた。○その時、一日に千里を走る名馬を獻上するものがあつた。帝がそれについていはれるやう、「天子の旗を前に立て、供奉の車を後に從へて、巡狩には一日に五十里を進み、征伐の時には一日に三十里が定りである。今、朕一日に千里走る馬に乘つて獨り先に何處へ行かうぞ。（そんな馬の必要はない）」と。そこで其の馬を還し、道中の費用を與へて（退らせた）。さうして詔を下して曰はるゝには、「朕は一切の獻上物を受けないから、今後、天下の者に、獻上物を持つて來ないやうにさせよ」と。

語釋 鸞旗（天子の旗をいふ。鸞は鳳凰に似たといふ目出度い鳥。その鳥の形を赤旗に刺繡したもの。一説に鸞の形を銅で作り旗の上に附けたものともいふ。） ○屬車（天子の副に從ひつゞく車。そへくるま。凡そ大駕出づれば、屬車八十一乘あるのが例であつた。） ○吉行（巡狩のこと。巡狩は平和の巡行であるから吉行といふ。） ○師行（師はイクサとも讀み軍衆をいふ。征伐に行くこと。）

○帝益明習國家事。朝而問右丞相勃曰、天下一歲、決獄幾何。勃謝レ不レ知。

陳平說宰相職

賈誼

又問、一歲錢穀出入幾何。勃又謝不知。惶愧汗出沾背。上問左丞相平。平曰、有主者。卽問決獄責廷尉。問錢穀責治粟內史。上曰、君所主者何事。平謝曰、陛下使待罪宰相。宰相者上佐天子、理陰陽、順四時、下遂萬物之宜、外鎭撫四夷、內親附百姓、使卿大夫各得其職焉。帝稱善。勃大慚、謝病免。○河南守吳公、治平爲天下第一。召爲廷尉。吳公薦洛陽人賈誼。年二十餘。一歲中、超遷爲大中大夫。○陳平卒。○二年賜天下今年田租之半。

【訓讀】帝、益〻國家の事を明習す。朝にて右丞相勃に問ひて曰はく、「天下一歲の決獄幾何ぞ」と。勃知らずと謝す。又問ふ、「一歲の錢穀の出入幾何ぞ」と。勃又知らずと謝す。惶愧して汗出で背を沾す。上、左丞相平に問ふ。平曰はく、「主者あり。卽し決獄を問ふには廷尉を責められよ。錢穀を問ふには治粟內史を責められよ」と。上曰はく、「君の主る所の者は何事ぞ」と。平、謝して曰く、「陛

下、罪を宰相に待たしめらる。宰相は、上、天子を佐け、陰陽を理し、四時を順にし、下、萬物の宜しきを遂げ、外、四夷を鎭撫し、內、百姓を親附し、卿大夫をして各々其の職を得しむるものなり」と。帝、善しと稱す。勃大に慚ぢ、病と謝して免ぜらる。○河南の守、吳公、治平天下第一たり。召して廷尉と爲す。吳公、洛陽の人賈誼を薦む。年二十餘。一歲の中、超遷して大中大夫と爲る。○陳平、卒す。○二年、天下に今年の田租の半を賜ふ。

通釋 帝はます／＼(精勵して)國家の政事を明らめ習つた。ある時、朝廷に於て、右丞相の周勃に向ひ、「天下中で一年の裁判の數は何程か」と問うた。勃は存じませぬと御ことわりを申すと、又「一年中の金錢米穀の出入は何程か」と問うた。勃は又存ぜぬ由おことわり申したが、惶れ慚ぢて冷汗が背中をうるほした。帝は(同樣の事を)今度は左丞相の陳平に問うた。陳平答へていふやう、「(政務には夫々)主任者があります。若し裁判の件數を御下問になるならば、(裁判官たる)廷尉にお聞きただし下さい。又金錢や米穀のことを御下問になるならば(其の主任者たる)治粟內史にお聞き質しを願ひたい」と。帝が「それでは君は何事を司つて居るのか」と問ふと、陳平は之に對へて、「陛下は(私如き不肖の者を)宰相の重職に任ぜられましたので、何等功績なくして罪せられんことを待つて

居ります。誠に恐懼に堪へませぬ。そも〳〵宰相といふ役は、上は天子を佐け、天地陰陽を調理して春夏秋冬の次序を順當にし、下は萬物を都合よく成育させ、外は四方の夷を從へ鎭め、内は人民を心服させ、卿大夫をしてその職分を全うせしむることを主つて居ります」と申し上げた。帝は之を聞いて尤もであるといはれた。勃は（返答の出來なかつたことを）大に慚ぢ、病氣で（務を果すことが出來ぬ）と申し立てゝ役目を免ぜられた。○河南の大守の呉公は政治の公平なること天下第一であつたので、召して廷尉とした。呉公が洛陽の人賈誼といふものを推薦した。賈誼は年わづかに二十餘歳であつたが、一年の中に、飛び超え立身して大中大夫といふ役になつた。○この年、陳平が死去した。

○二年、天下中に今年納めるべき年貢の半分を免ぜられた。

【語釋】決獄（裁判とか判決とかいふ意。獄は疑獄のことで嫌疑ある事件をいふ。決獄とはそれを決斷することである。）○主者（主任者といふ意。）○廷尉（刑獄を掌る官。司法大臣といふが如し。我國の古制では檢非違使尉の唐名として用ひた。）○治粟内史（錢穀のことを掌る官。）○待ニ罪宰相一（不才私如き者に宰相の重任を授けられ、何等功績なくして罪の來るを待つといふ意。即ち宰相たる人の謙辭である。）○理ニ陰陽一順ニ四時一（天子や宰相が政治をまつすぐに行へば、自然と天地陰陽の氣まで調うて、天災地變などは無いやうになり、春夏秋冬の時候も順當にして狂はぬ樣になるとの思想に本づくもので、宰相としてその陰陽の氣を調和し四時の循環を順當にして、天災地變や不順の氣候のないやうにするといふ意。）○卿大夫（前に出づ。）○呉公（呉は姓、名は不明。故に公と云つたのである。一説に公とは時人が之を敬稱したのであると。）○超遷（順序を經ず飛びこえて昇進すること。）○大中大夫（論議を掌る官。）

廷尉天下之平

長陵一抔土

○三年、張釋之爲廷尉。上行中渭橋。有一人橋下走。乘輿馬驚。捕屬廷尉。釋之奏、犯蹕、當罰金。帝怒。釋之曰、法如是。更重之、是法不信於民。廷尉天下之平也。一傾、天下用法、皆爲之輕重。民安所措手足乎。帝良久曰、廷尉當、是也。其後、人有盜高廟玉環。得。下廷尉治。釋之奏、當棄市。上大怒曰、人盜先帝器。吾欲致之族。而廷尉以法奏之。非吾所以共承宗廟意也。釋之曰、盜宗廟器而族之、假令愚民取長陵一抔土、何以加其法乎。帝許之。

【通釋】 三年、張釋之、廷尉と爲る。上、中渭橋を行く。一人あり、橋下より走る。乘輿の馬驚く。捕へて廷尉に屬す。釋之、奏す、「蹕を犯すは罰金に當す」と。帝怒る。釋之曰く、「法、是の如し、更に之を重くせば、是、法、民に信ならず。廷尉は天下の平なり。一たび傾かば、天下法を用ふるもの、皆之れが爲に輕重せん。民安くに手足を措く所あらんや」と。帝、良〻久しうして曰く「廷尉の當、是なり」と。其の後、人、高廟の玉環を盜むものあり。得たり。廷尉に下して治せしむ。釋之奏す、

「棄市に當す」と。上大いに怒つて曰く、「人、先帝の器を盜む。吾れ之を族に致さんと欲す。而も廷尉、法を以て之を奏す。吾が宗廟に共承する所以の意に非ざる也」と。釋之曰く、「宗廟の器を盜んで、之を族せば、假令、愚民長陵一抔の土を取らば何を以て其れに法を加へん乎」と。帝、之を許す。

通釋 文帝の三年に、張釋之が廷尉――司法大臣となつた。或日、文帝は出でて(長安城下の)中渭橋といふ橋を通られたところ、一人の男が不意に橋の下から走つて出た。御車の馬が驚いて(飛びあがつた)。(それといふので早速に)捕へて廷尉に引き渡した。そこで廷尉張釋之が(罪狀を調べて)、「御先の妨げを致したものは、罰金に處すべきであります」と奏上した。文帝は(その處分が輕きに過ぎるといふので)立腹した。釋之のいふには、「法律の示す所は正に此くの如くであります。然るに(その法律を越えて)更に重く罪するといふことでありますと、國家の法律が人民に信用されなくなります。抑〻廷尉の職は天下の處置を公平にする官で丁度秤の如きものであります。(その秤が)一度でも傾いて公平を失するときは、天下の法律を扱ふものは、それに倣つて、勝手に或は輕くし或は重くし、(終に公平が保たれなくなります)。さうなつては人民はどうして身を安んじて居ることが出來ませうぞ。(これぞ國家の一大事であります)」と。文帝これを聽いて餘程久しく思案したが、「(いかにも

其の通りぢや」。廷尉の處置、尤もに思ふぞ」と曰つた。その後、高祖の御靈屋の前に置いてあつた環を盜んだものがあつた。それが捕まつた。で廷尉に渡して判決させた。これに對して廷尉張釋之は、「梟首に處すべきものであります」と申し上げた。文帝(また其の輕きに過ぎるを)大いに怒つて曰ふには、「先帝の御物を盜むやうな不屆なものは、予はその三族を誅すべきものと思ふ。然るに廷尉は法律を楯に取つて(梟首にすべしと)申し出た。それでは予が御先祖の御靈屋へ仕へ奉る心に副はない」と。釋之お答へ申すやう、「(御尤もではござりまするが)、併し、お靈屋の器物を盜んだといふので、その三族を誅しまするならば、もしや愚かなる者あつて、先帝の御陵の土を一掬ひ盜み取るが如き不敬を働いたならば、如何なる法律をそれに當てはめませうか、(お靈屋の玉環を盜んだといふので三族を誅するならば、お墓を發くやうな大罪人に施すべき刑罰は無いでありませう)」と。文帝は(釋之の中分を道理として)遂にその處刑を許した。

【語釋】　中渭橋(渭水に架けた橋が三つある。一は長安(西の都)の西北、咸陽の路にあり、之を西渭橋といふ。一は長安の東北、霸陵路にある、之を東渭橋といふ。中渭橋は則ちこの二橋の中間にある橋。)　○乘輿(天子のお乘物、みくるま。)　○蹕(天子の行列の先拂ひ。行幸に道路を衞り行人をよけさせること。出づる時には警といひ、入る時には蹕といふ。)　○當二罰金一(當とは法律に當てはめて其の罪を處斷すること。漢代の法律では天子の鹵簿を犯したものは罰金四兩に處するといふことになつてゐた。)　○天下之平也(天下の處置を公平にする者であるといふ意。)　○民安所レ措二手足一乎(手足の置場がないといふ義で、安堵して安業を樂しむことが出來ないといふ意である。)　○良久

尺布斗粟之權

賈誼上疏

(差はヤヤと訓じて、餘程といふ意。「頗る」といふに近い。) ○高廟(高祖のおたまや。) ○玉環(輪の形をした玉。たまき。それが高祖の廟の前に置かれてあつたのである。) ○得(こゝでは捕縛したといふ意。) ○治(治獄の義で罪を糺べてさばくこと。判決。) ○棄市(殺してその首を市中にさらすこと。さらしくび。漢代の法律では絞首の刑を棄市といつたらしい。) ○共承宗廟(共は恭に通じて謹み敬ふこと。承は奉仕すること。謹みて宗廟に仕へ奉るをいふ。) ○假令(若しも有つたならばといふ義。タトヒとも訓むが、こゝはモシと訓む方がよい。) ○長陵一抔土(長陵は高祖の墓の名。一抔は両手に一とすくひといふ義で、僅かの土の意。お墓を掘りこはすといふことを憚つて、土を取ると婉曲に言つたものである。因みに抔は音ホウ。手扁である。杯は木扁でサカヅキ。混同してはならぬ。)

○六年、淮南厲王長謀反、廢徙死。民有歌之者。曰、一尺布尚可縫。一斗粟尚可舂。兄弟二人不相容。帝聞而病之、後封其四子爲侯。○匈奴冒頓死。○先是、上議以賈誼位公卿。大臣多短之。上以爲長沙王大傅、徙梁王大傅。上疏曰、方今事執、可爲痛哭者一。可爲流涕者二。可爲長大息者六。○十年、帝舅薄昭、殺漢使者。帝不忍誅、使公卿群臣往哭之。昭自殺。

通釋

六年、淮南厲王長、謀反し、廢徙せられて死す。民之を歌ふ者あり。曰く、「一尺の布も尚縫ふ可し。一斗の粟も尚舂く可し。兄弟二人相容れず」と。帝聞きて之を病へ、後其の四子を封じて

侯と爲せり。○匈奴の冒頓死す。○是より先、上、賈誼を以て公卿に位せしめんと議す。大臣多く之を短る。上以て長沙王の大傅と爲す。梁王の大傅に徙る。上疏して曰く、「方今の事勢、爲に痛哭すべき者一。爲に流涕すべき者二。爲に長大息すべき者六あり」と。○十年、帝の舅、薄昭、漢の使者を殺す。帝、誅するに忍びず、公卿群臣をして往きて之を哭せしむ。昭、自殺す。

通釋 六年、淮南の厲王の長といふ人（それは文帝の弟であるが）謀反を起したが、その爲に、王の地位を廢められ（蜀に）徙されて死んだ。人民にこの事を歌に作つたものがある。「一尺の布切でも（われ／＼人民どもは兄弟）互に衣服を縫ひ合つて共に着るであらう。一斗の粟でも互に舂いて（兄弟食を共にするであらう）。然るに（天子は厲王と）二人の兄弟で、（この廣い天下を我物としながら、何が不足で）互に許し合ふことが出來ぬのだらうか。（情ないことぢや）」といふ意味の歌だ。帝はこの歌を聞いて大に悲ひ、長の四人の子を大名に封じた。○この年、匈奴の冒頓單于が急死した。○これより以前、帝は賈誼を公卿の列に加へようとしたが、大臣の多くは賈誼を非難した。それで帝は誼を長沙王の大傅といふ輔佐役としたが、（間もなく）また梁王の大傅に轉じさせた。誼は或時、上書していふやう、「國家の現狀を見るに、悲しみ歎くべきものが一ケ條あり。涙を流すべきことが二ケ條あり。

除㆓肉刑㆒

除㆓租稅㆒

溜息を吐くべきことが六ケ條あります」とて、(一々時勢の弊害を論破した)。〇十年、帝の舅(母の弟)の薄昭といふのが漢の朝廷の使者を殺した。けれども帝は薄昭を殺すに忍びず、公卿群臣に命じて薄昭の所に行き使者の死を悲しみ泣かせて(昭に罪の重く免れ難きことを覺らせた)。昭はこれを見て自殺した。

語釋　淮南厲王長(淮南は地名。厲王は諡。長は名。高祖の第四子である。)　〇封㆓四子㆒(安を阜陵侯に、勃を安陵侯に、賜を陽周侯に、良を東城侯に封じた。)　〇賈誼(前に出づ。)　〇短(短所の短で、人の缺點をいふこと。こゝはソシルと訓む、非難すること。)　〇長沙王大傅(長沙王は名は差と云つた。漢の制度では、諸侯王の國には大傅を置いて王を輔佐せしめることになつてゐた。)　〇上疏(天子に奉る意見書の一つで、條書にし箇たもの。)　〇事執(執は勢に同じく、事勢のこと。)　〇可㆓爲痛哭㆒者一(注に、他日諸侯長大となり、反側、制し難きをいふとある。)　〇可㆓爲流涕㆒者二(一はが朝廷蠻夷を奉じ、尊重を顚倒するをいひ、二はつまらぬ娛樂に耽つてゐて、大患を思はないことをいふ。)　〇可㆓爲長大息㆒者六(一、服用の奢侈。二、俗吏の大體を知らぬこと。三、國を治める制度の定まらぬこと。四、太子を輔導すべきこと。五、寡かに取舍を定むべきこと。六、大臣を優禮すべきこと。)

〇十二年、賜㆓民今年田租半㆒。〇十三年、太倉令淳于意有㆑罪當㆑刑。少女緹縈上書曰、死者不㆑可㆓復生㆒。刑者不㆑可㆓復屬㆒。願沒入爲㆓官婢㆒、以贖㆓父刑㆒。上憐㆓其意㆒、詔除㆓肉刑㆒。〇是歲除㆓田之租稅㆒。〇十六年、方士新垣平爲㆓上大夫㆒。〇

後元年、平以詐伏誅。

【訓讀】十二年、民に今年の田租の半を賜ふ。○十三年、太倉の令淳于意、罪ありて刑に當る。少女緹縈、上書して曰く、「死者は復た生く可からず。刑者は復た屬す可からず。願はくは沒入して官婢と爲し、以て父の刑を贖はしめよ」と。上、其の意を憐み、詔して肉刑を除く。○是の歳田の租税を除く。○十六年、方士新垣平、上大夫となる。○後の元年、平、詐を以て誅に伏す。

【通解】十二年に人民に今年の年貢の半分を免じた。○十三年に、お米倉を掌つてゐる淳于意といふものが罪を犯して、それが刑を受けるに相當した。(その時)幼き娘の緹縈が上書していふやう、「一旦死んだ者は再生かすことは出來ませぬ。刑を受けて(體を斬られた者は)復びそれを續ぐことは出來ませぬ。すれば過を改めて新生涯に入らうとしても術のないこと。それでは刑罰の効もないわけ、どうぞ私の體を官にお取上になつて、お上の召使として、それによつて父の刑を差引いて下さいますやうお願ひ申し上げます」と。帝は(之を見て)娘の心中を憐み、詔して體に傷をつける刑を廢して(勞役を以て之に代へられた)○この歳、田地の租税を悉皆免除した。○十六年に、仙術を行ふ人の

新垣平といふものが、(うまく帝を誑つて)上大夫となつた。〇(年を改めて後の元年としたが)この年、新垣平の詐が露見して誅せられた。

語釋 太倉令(大倉は朝廷のお米倉。令は之を掌る長官をいふ。) 〇不レ可ニ復屬一(屬は連屬の義。斷つた體をつぎあはすこと。) 〇沒入爲ニ官婢一(その身を官に差上げて官の召使となること。) 〇贖ニ父刑一(贖はアガナフと訓み、もと代りに物を出して買ひ取る意。俗に「うけだす」といふに當る。こゝは我身を差し出して父の罪を償ふこと。) 〇除ニ肉刑一(肉刑とは身體にキズをつける刑。當時、黥、劓、刖、宮、死罪などの肉刑があつたのを、文帝は詔して之を廢し、代ふるに城旦、舂、笞などの勞役を以てした。城旦は每朝ゆきて城普請をすること。舂は婦人が米をつくこと。いづれも四年で滿期放免となる。笞は三百　五百とムチウツこと。) 〇方士(仙術を行ふもの。道士ともいふ。) 〇新垣平(郊祀志の記すところに據ると、彼は計略を以て文帝の歡心を買ひ、遂に上大夫の地位を得たのである。その計略とは、內々人主延壽の四字を刻した玉の盃を獻上に出て來るやう、ある人に命じおき、何知らぬ顏にて參內し、寶玉の來る瑞兆がありますと帝に申し上げた。そのとき盃を持つた人が獻上に來たので、帝はこの手に掛つて大いに感服し、遂に新垣平を尊んで上大夫とし、改元して十七年を「後の元年」としたのである。)

細柳之營
軍中不レ聞ニ天子詔一
眞將軍

〇六年、匈奴寇ニ上郡・雲中一。詔ニ將軍周亞夫屯ニ細柳一、劉禮次ニ霸上一、徐厲次ニ棘門一、以備レ胡。上自勞レ軍、至ニ霸上及棘門軍一、直馳入。大將以下、騎送迎。已而之ニ細柳一。不レ得レ入。先驅曰、天子且レ至ニ軍門一。都尉曰、軍中聞ニ將軍令一、不レ聞ニ天子詔一。上乃使下使持レ節、詔中將軍亞夫上。乃傳レ言開レ門。士請ニ車騎一曰、將軍約、軍中不レ得ニ驅馳一。上乃按レ轡、徐行至レ營、成レ禮而去。群臣皆驚。上曰、嗟乎此眞將軍矣。向

者覇上棘門軍、兒戲耳。

訓讀 六年、匈奴、上郡・雲中に寇す。詔して、將軍周亞夫は細柳に屯し、劉禮は覇上に次し、徐厲は棘門に次し、以て胡に備へしむ。上、自ら軍を勞し、覇上及び棘門の軍に至り、直に馳せて入る。大將以下、騎して送迎す。已にして細柳に之く。入るを得ず。先驅曰く、「天子且に軍門に至らんとす」と。都尉曰く、「軍中には、將軍の令を聞いて、天子の詔を聞かず」と。上、乃ち使をして、節を持して、將軍亞夫に詔せしむ。乃ち言を傳へて、門を開かしむ。士、車騎に請うて曰く、「將軍約す、軍中は驅馳するを得ず」と。上、乃ち轡を按じ、徐行して營に至り、禮を成して去る。群臣、皆、驚く。上曰く、「嗟乎、此れ眞の將軍なり。向者の覇上棘門の軍は兒戲耳」と。

通釋 文帝の後の六年に匈奴が上郡や雲中方面へ侵入して來た。そこで文帝は詔を發して、將軍周亞夫は細柳に留まり、將軍劉禮は覇上に留まり、將軍徐厲は棘門に留まつて、それ〴〵匈奴の胡に對して備へさせた。そして文帝自ら軍隊を慰問するといふので、覇上の軍へ、次に棘門の軍へと出向き、着くとそのまゝ直ぐに馬を驅つて軍門へ馳せ入つた。いづれも大將以下、みな騎馬にて迎へ送り

をした。それから細柳の軍へ行つた。(前の諸軍のやうにどん〳〵馬を馳せて入らうとすると、警衛が嚴しくて)軍門を入ることが出來ない。そこで先拂ひの騎兵が「天子樣がやがて此の軍門へお成りになるから、(早く門を開いて奉迎せられよ)」と注意した。すると軍門を守る將校の言ふには、「凡そ軍中に於ては、將軍の號令こそ聽いて從ひますが、(それ以外のものは、たとひ天子樣の仰せと雖も承ることは出來ませぬ」と。(いつかな承知しさうにないので、前驅の武士も已むを得ず、その趣を文帝に申し上げた)。そこで文帝は使者に(勅使の證の)旗を持たせて、將軍の周亞夫に、その旨を仰せ聞かしめた。(亞夫はそれを承はつて)早速、命令を軍門將校に傳へて、門を開かせた。(それで直ぐ入らうとすると)、門を衞る兵士が、御車を警衞する騎士に向つていふ、「軍中では車馬を驅けらせることは相成らぬとの將軍の御命令でありますから、(御注意下さい)」と。そこで文帝も馬車の手綱を引きしめ、しづ〳〵と打たせて、軍營に至り、將軍に對して慰問の挨拶をして去つた。(文帝に扈從して行つた)群臣は、あまりの事に皆おどろいて了つたが、(文帝ばかりは非常に感心して)あゝ、(偉いもんだ)。あれでこそ本當の將軍といふものぢや。(それに比べると)先の覇上や棘門の軍隊なぞは、子供のいたづら見たいなものぢや」。

【語釋】匈奴（北方の夷狄の一種。今の内外蒙古地方に據つてゐた。委しくは「萬里長城」の條に述べた。）○上郡（郡名。今陝西省に屬す「始皇」の條に出づ。）○雲中（郡名今山西省に屬す。）○周亞夫（太尉周勃の子である。）○細柳（地名。今陝西省咸陽縣の西南にある。）○霸上（「鴻門之會」の條に出づ。）○棘門（地名。咸陽縣の東北にある。）○次（ヤドルと訓じ、軍隊などの二日以上とどまるをいふ。也といふに同じ。）○勞（ネギラフと訓ず。慰め　いたはること。慰問。）○先驅（前導の先頭にあつて道案内をする騎士。さきばらひ）○持レ節（節は竿の毛を編んで吊した一種の旗で、その形が竹のフシのやうであるから節と名づける。凡て君王の命を帶びて行くものが其の證として持つのである。）○按レ轡（タヅナを引きしめて馬の駈け出さぬやうにすること。轡の字を我國でクツワと訓ずるのは誤である。）○向者（サキと訓ず、嚮の字に同じ。）

【餘説】「軍中聞ニ將軍令一、不レ聞ニ天子詔一」といふ語は、ちよつと變に聞えるかも知れないから、一言して置きたい。これは軍隊にあつては唯これ將軍の命令にのみ聽從すべきものであるといふので、將軍に對する絶對服從である。一體將軍は天子から全權を委任されてゐるものであるから、將軍の命に從ふことは即ち天子の命に從ふ所以でなければならぬ。故に本當は將軍の命令以外、別に天子の命令といふものがあるべき筈ではない。若しありとするも、軍隊では將軍の命令をさしおいて天子の命に從ふべきではないといふのである。即ち將軍に對する士卒の絶對的信賴であり、絶對的服從である。（啻に士卒のみならず。將軍も亦、軍中にあつては天子より特權を授けられてゐる者で、位置と職務とは極めて神聖にして重大なるものであるから、たとひ君命と雖も奉せざる所ありといふので、「孫子」九地篇には「君命有レ所レ不レ受」といひ、「史記」司馬穰苴傳には「將在レ軍、君令有レ所レ不レ受」と見え

中人十家之產

衣不曳地

家給人足

る」。併しながら本文の場合では、事實將軍の命令以外に天子の命令といふものがあることになる。さればこそ斯ういふ語も出たのであらうが、これは軍隊が將軍のものにはなつてゐるが、まだ天子のものとなつてゐないからで、天子と軍隊とが緊密なる有機的關係をなして居らず、天子に軍隊統率の實權がない證據だといはねばならぬ。そこに「上官の命を承ること實は直ちに朕が命を承る義なりと心得よ」と仰せある今日の我が國の軍隊とは非常な相違があることを知らねばならぬ。○因みに幕府のことを「柳營」といふのは、この細柳の營の略で、眞將軍と稱せられた周亞父の故事による。

○七年帝崩。在位二十三年。宮室苑囿、車騎服御、無所增益。嘗欲作露臺、召匠計之。直百金。上曰、中人十家之產也。何以臺爲。身衣弋綈、所幸愼夫人、衣不曳地。示朴爲天下先。吳王不朝、賜以几杖。張武受賂金錢、更加賞賜、以愧其心。專以德化民。當時、公卿大夫、風流篤厚、恥言人過。上下成俗。是以海內安寧、家給人足、後世莫能及。葬霸陵。太子卽位。是爲孝景皇帝。

【原文】七年、帝崩す。位に在ること二十三年。宮室苑囿、車騎服御、増益する所なし。嘗て露臺を作らんと欲し、匠を召して之を計らしむ。直百金なり。上、曰く、「中人十家の產也。何ぞ臺を以て爲さん」と。身に弋綈を衣、幸するところの愼夫人も、衣、地に曳かず。朴を示して天下の先となる。吳王、朝せざれば、賜ふに几杖を以てし、張武、賂の金錢を受くれば、更に賞賜を加へて、以て其の心に愧ぢしむ。專ら德を以て民を化す。當時の公卿大夫、風流篤厚にして人の過を言ふを恥ぢ、上下俗を成す。是を以て、海內安寧にして、家々給し、人々足り、後世能く及ぶ莫し。霸陵に葬む。太子卽位す。是を孝景皇帝と爲す。

【通釋】七年、文帝は崩じた。帝は位にあること二十三年。その間、皇居の御殿もお庭も、乘用の車や馬、衣服のお召物に至るまで、(總て從來どほりにして)新たに增し作るといふことは無かつた。或時、屋根のない物見の臺を作らうと思つて、大工を呼んで費用を見積らせたところ、百金かゝるといふことであつた。文帝は「それでは中流の家十軒分の身代である。どうして其の金で臺を作るなどいふことをしてよいものぞ。(勿體ないことだ)」と云つて止めにした。そして身は常に粗末な黑つむぎの衣物を着、お氣に入りの愼夫人も衣物の裾が下に曳きずらない程の短いものを着て、質素を示し、

自分が先だつて（天下のものに見倣はせた）。また吳王の濞が（病氣だからと言ひ立てゝ國に引きこもり）朝廷へ參內しない——その實情は後段でわかる——ので、（年老いて參朝することの出來ない老臣に賜はる例として）、脇息と殿中御免の杖とを賜はり、また張武が賄賂の金錢を貰つたときには、更にその上へ御褒美金を賜うて心に恥を知らしめて（その反省を求め、敢て表沙汰にしなかつた）。かやうにひたすら德を以て民を感化することに努めた。されば當時の公卿大夫などいふ上流の官人は、人柄が上品で實意があり、人の缺點を言ふことを恥とするといふやうに（しつとりと重々しい風があり）、それが上も下も一般の風俗となつた。それ故に國內は安らかに治まり、どの家も皆不自由なく、人々みな十分な生活をなし、（その太平滿足の狀は）後の世でも之に及ぶ時代はなかつた。霸陵といふ處に葬つた。太子が位に卽いた。是を孝景皇帝といふ。

語釋　苑囿（囿は周圍に塀をめぐらし、內に禽獸草木を養うて遊觀射獵の場所としたもの。苑は囿と同じく、たゞし塀のないのを稱する、總じて廣い庭園の義、）　○服御（天子のおめし物ゝ衣服車馬の類をいふ。こゝは上に車騎とあるから主として衣服類と見よい。）　○露臺（屋根のない高い物見の臺。臺は土を高く築いて上を平かにし眺望する處、うてな。）　○直（値と同じく音チ。アタヒと訓ず。値段のこと。）　○中人（中等の生活する人。中流、中產階級。）　○弋綈（ヨクテイ。弋は黑色、綈は荒い絲で厚く織つたキヌ。つむぎ。）　○所ゝ幸愼夫人（幸は寵幸と熟して寵愛すること。愼は姓。）　○示レ朴（朴は質朴で、飾り氣なくヂミなこと。）　○爲二天下之先一（世の中のサキガケとなること。自分が先立つて行ひ、世間の人に見なはせること。）　○吳王（名は濞といひ高祖の兄劉仲の子。文帝の伯父に當る人である。それが朝廷に對し不快を抱いて病と稱して參朝しなかつたのである。委しくは後段、七國之反」に見える。）　○几杖（几は休息のときに凭りかゝる脇息。曲彔（キヨクロク）ともいふ。杖はツヱで、宮中で杖つくを許されること。皆老臣を優遇する意味で賜はるものである。）　○風流（風流はもと遺風餘流の意で、其人の美德良風が下の者に及び、また後の世に殘ること。轉じて風雅洒落

の長となり、信幸を棄て、高尚な遊びなどをすることをいふ。こゝも文帝の感化が及んでと解する説が多いやうであるが、私は「徳宜無下」
第一者曰、皇帝二といふ直讀漢籍の說に從つて、その人品が温厚篤實で淺薄でない、奥ゆかしくしつとりとした處があるといふやうに解したい。）

【餘說】文帝の政治は本文に見える通りで、後世その治を稱して秦漢第一となすのであるが、而も利の一面には即ち害あり、長所の反面は即ち短所で、文帝が餘りに寛厚仁恕であるのと、もと〳〵代王から入つて大統を繼いだといふひけめがあるのとで、高祖以來强兵を擁してゐる諸侯王は文帝を輕んじ、我儘が募つて、謀叛心をさへ抱くものが少くない。中でも吳・楚・齊の如きはその尤なるものであつた。そこで儒臣賈誼はその患を看破して「治安策」を上り、諸王の勢力を殺ぐ必要を力說した。文帝これに聽いて齊を分つて、齊・濟北・濟南・菑川・膠東・膠西の六國となし、以てその勢力を削いた。但し吳と楚とは尙ほ廣大な領地を有して益〻驕り、禍亂の因は段〻大きくなり行くばかりであつた。果然、文帝崩じて其子景帝の嗣ぐや、吳・楚を首として七國相策應し、公然反旗を飜すに至つたのである。次の「七國之反」は則ち其の間の消息を語るもの。

孝景皇帝
太祖太宗

孝景皇帝、名啓。即位之元年、丞相申屠嘉奏、功莫大於高皇帝、宜爲帝者太祖之廟。德莫盛於孝文皇帝、宜爲帝者太宗之廟。制曰可。○帝爲太子

鼂錯智囊

博爭道

時、鼂錯爲家令、得幸。太子、家、號爲智囊。帝卽位。錯爲內史、數請間言事。輒聽、寵傾九卿。法令多所更定。初文帝時、吳王濞太子入見、得侍皇太子飮。博爭道不恭。皇太子引博局提殺之。濞稱疾不朝。錯數言吳過可削。文帝不忍。

【讀】孝景皇帝、名は啓。卽位の元年、丞相申屠嘉、奏すらく、「功は高皇帝より大なるは莫し、宜しく帝者太祖の廟と爲すべし。德は孝文皇帝より盛なるは莫し、宜しく帝者太宗の廟と爲すべし」と。制して曰く「可なり」と。〇帝、太子たりし時、鼂錯、家令となり。幸を得たり。太子の家、號して智囊と爲す。帝、位に卽く。錯、內史となり、數〻間を請うて事を言ふ。輒ち聽かれ、寵、九卿を傾く。法令更定する所多し。初め文帝の時、吳王濞の太子入見し、皇太子に侍して飮むを得たり。博して道を爭ひ不恭なり。皇太子、博局を引いて之を提殺す。濞、疾と稱して朝せず。錯、數〻吳の過ち削る可きを言ふ。文帝忍びず。

【通釋】孝景皇帝(世に景帝といふ)は、名は啓と云つた。その卽位の元年に、丞相の申屠嘉といふ

のが、「わが漢室にあつては、功業に於ては高皇帝ほど偉大た方はありませぬ。（故にその廟を以て）漢の天子の太祖の廟となさるが宜しい。又御仁德に於ては孝文皇帝ほど盛大な方はありませぬ。（されば其の廟を以て）漢の天子の太宗の廟となさるが宜しうございます」と申し上げた。景帝はこれを勅裁して「よろしい」と言はれた。（かくて高帝を太祖とし、文帝を太宗とした）。〇景帝がまだ皇太子であつた頃、鼂錯は太子の家令といふ役をつとめてお氣に入りであつた。（錯はなか〱能辯家で智慧者であつたから）、太子家では之を智囊とあだ名して（重寶がつた）。さて景帝が位に即くと、錯は京都を取締る內史といふ役になつたが、たび〱景帝のお暇な時を見計らつては（お目にかゝつて、人には內密で）いろ〱政治の事を申し上げた。するといつも採用されるといふ具合に、帝の寵愛の厚さは九人の大臣を壓倒する位であつた。だから錯の申し上げによつて法律命令なども改定された所が多かつた。それより先、文帝の時、吳王濞の太子（賢といふ人）が宮中に入つて謁見し、皇太子（卽ち後の景帝）に侍して共に宴を賜うたが、その際、皇太子と雙六をして、コマの行き道を爭ひ合ひ、無禮な振舞があつたので、皇太子が怒つて棊盤を取つて、太子賢に擲げつけて殺してしまつた。濞はそれを快からず思ひ、爾來は病氣と言ひ立てゝ朝廷へ參內しない。（そんな事が四十年の久しきに及

削ニ諸侯一

七國之反

んだといふ。文帝が几杖を賜うたのは此の時である。しかも謀反の兆は益〻明かとなつたので、鼂錯は、呉は不都合であるから其の領地を削減なさるがよいと度〻申し上げたが、文帝はそれを實行するに忍びなかつた。

語釋 太祖太宗(太祖は始めて天命を受けて天子になつた者の廟をいひ、太宗は其他の先祖の中で最も名高い天子の廟をいふ。「天子七廟」と云つて天子は常に七つの廟を祀るのであるが、太祖太宗の外は天子の代の遷るに從つて段々古い廟から遷して合祀する。併し太祖太宗だけは何時までも存置して之を祀ることになつてゐる。後世の天子に太祖・太宗等の尊號のあるのは、此の高帝・文帝の例に倣つたのである。) ○鼂錯(晁錯とも書く。伏生といふ學者に就て尚書を受けたが、併しその學の本づく所は申韓刑名の術であつた。) ○家令(太子の家義で倉穀・飲膳の事などを掌る役。) ○智囊(智識を多く蓄へてゐるといふ意。) ○内史(時代によつて職務の内容が違ふが、此の時分の内史は京師を掌る職であつた。) ○軓(スナハチと訓じ、その都度、いつもの意。) ○九卿(漢代の九人の大臣をいふ。即ち奉常・郎中令・衞尉・大僕・廷尉・典客・宗正・治粟内史・少府。) ○博(博はスゴロクのこと。棊盤に各〻十二の路(スヂ)があり、各〻黒白十二の馬を並べ、二つの采を竹筒に入れてくる〳〵振り出し、その出た數だけ路を數へて馬を進め、早く敵の路中に進み詰めた方が勝つのである。(今日子供の間に行はれる双六は道中双六のことで、これとは異る)。博ノ道とは其の馬の行く道、即ち双六の目を爭ふこと。) ○博局(双六の盤のこと、棊盤。) ○提殺(提はナゲウツ。擲に同じい。盤を投げつけて殺すこと。)

及ニ帝即位、錯曰、呉王誘ニ天下亡人、謀レ作レ亂。今削レ之亦反、不レ削亦反。削レ之反亟禍小。不レ削、反遲禍大。上令ニ公卿・列侯・宗室雜議。莫ニ敢難ニ鼂錯。又言、楚趙有レ罪。削ニ一郡。膠西有レ姦。削ニ六縣。及レ削ニ呉會稽・豫章ニ書至、呉王遂反。膠西・膠

東・菑川・濟南・楚・趙、皆先有吳約、至是同反。齊王先諾後悔。

【訓讀】帝の位に卽くに及び、錯曰く、「吳王、天下の亡人を誘うて亂を作さんことを謀る。今之を削るも亦反し、削らざるも亦反せん。之を削れば反すること亟かにして禍小なり。削らずんば反すること遲くして禍大ならんと。上、公卿・列侯・宗室をして雜議せしむ。敢て難ずるもの莫し。鼂錯又言ふ、「楚・趙、罪有り」と。一郡を削る。「膠西、姦有り」と。六縣を削る。吳の會稽・豫章を削るの書至るに及び、吳王遂に反す。膠西・膠東・菑川・濟南・楚・趙、皆な先に吳の約あり。是に至つて同じく反す。齊王、先に諾して後に悔ゆ。

【通釋】景帝が位に卽くに及んで、鼂錯、奏上して曰ふには、「吳王は天下のお尋ね者を誘ひ寄せて、謀反を企てゝ居ります。この時に於て、彼の領地を削つても謀反するし、削らないでおいても謀反するに相違ありませぬ。たゞ削れば早く謀反をするが、その代り禍は小さい。削らずにおくと、謀反することは遲いでせうが、その代り禍は大きくなりませう。(どうせ謀反するものならば、早くても禍の小さいやうに、今の中に領地を削つたが宜しいではありませんか)」と。そこで景帝は、大臣・

周亞夫擊呉楚

袁盎言斬錯

諸侯・同族の者を集めて皆一緒に交つて此の事を相談させたところ、誰も其の説を非難するものは無かつた。鼂錯は又「楚も趙も罪があります（故に領地を削らねばなりませぬ）」と言つたので、各〻一郡を削り、「膠西はずるい事をやつてゐる」と申し上げたので、その六縣を削つた。（さて愈〻呉を削ること〻なつて）その會稽郡と豫章郡とを沒收するといふ命令書が呉へ達せられるや、呉王はとう〳〵謀反を斷行した。すると膠西・膠東・菑川・濟南・楚・趙の六ケ國は皆かねてから呉と約束がしてあつたから、今や呉王が反するに及んで、皆同じく（鼂錯の罪を聲し、兵を合せて彼れを誅戮するといふ名目で）反旗をひるがへした。齊王は先には一緒に謀反することを承諾しておいて後になつてそれを悔い、（約に背いて自ら其の城を守つて出でず、遂に自殺してしまつた）。

語釋 亡人（亡はニゲルと訓ず、罪を犯して其國を逃げ出したもの。亡命。おたづねもの。） ○雜議（一所に寄り合つて評議すること。） ○莫敢難（強ひて彼是と非難する者がない。）

初文帝且崩、戒太子曰、卽有緩急、周亞夫眞可任將。及七國反、拜亞夫太尉、將三十六將軍、往擊呉楚。鼂錯素與袁盎不善。盎言、獨有斬錯、復諸侯故地、兵可無血刃而罷。錯於是要斬東市。父母・妻子・同產、無少長皆棄市。

周亞夫大破呉楚。諸反皆平。亞夫後爲相。封條侯。以諫忤上意罷。上曰、此鞅鞅非少主臣。卒爲人誣告下獄。歐血死。

【訓讀】初め文帝、且に崩ぜんとし、太子を戒めて曰く、「即し緩急有らば、周亞夫、眞に將に任ず可し」と。七國反するに及び、亞夫を太尉に拜し、三十六將軍に將として、往いて呉楚を撃たしむ。鼂錯、素より袁盎と善からず。盎言ふ、「獨り錯を斬つて諸侯の故地を復する有らば、兵、以に血ぬること無くして罷む可し」と。錯、是に於て東市に要斬せらる。父母・妻子・同産、少長と無く皆棄市せらる。周亞夫、大いに呉楚を破る。諸反、皆平ぐ。亞夫後に相と爲り、條侯に封ぜらる。諫を以て上の意に忤ひ、罷む。上曰く、「此の鞅鞅たるもの、少主の臣に非ず」と。卒に人に誣告せられて獄に下る。血を歐いて死す。

【通釋】これより先、文帝、崩御の際、皇太子(即ち景帝)に言ひきかせるには、「將來もし國家の危いことがあつた時は、周亞夫こそ本當に大將に任じて(信頼することが出來る人物であるぞ)」と。されば今七國が謀反を起したに就て、(早速文帝の遺言に從うて)亞夫を總司令官に任命し、三十六人の將軍

を率ゐて、吳・楚の兩國を攻めに遣はした。(然るにこゝに吳の國の家老に袁盎といふものがある)。鼂錯は平生から此の袁盎と仲がよくなかつた。その袁盎が景帝にこんな事を言上した。「(今度七國が反したのは、もと〳〵他意ある譯ではありませぬから)、たゞ彼れ鼂錯を殺して七諸侯の削られた土地を元通りにして下さるならば、軍は一切刄物を汚さずに濟むでありませう」と。(景帝は其言葉を信用した)その結果、錯は長安の都の東市といふところで腰から二つに斬られてしまつた。のみならず其の父母も妻子も兄弟も、若いと年寄とに關せず皆さらし首にされた。周亞夫は(こんな事は知らず)どん〳〵吳・楚に攻め入つて大いに之を破つたので、謀反した諸國は皆平定した。周亞夫はその後に丞相に任ぜられ、條侯に封ぜられたが、景帝に諫めて御氣に觸り、丞相の官を罷められた。(亞夫は快からず思つてゐた)。すると景帝は、「亞夫は何か不足に思つてゐるやうだが、行く〳〵幼少な皇太子の爲めにならぬ人物であらう」と言つた。果せるかな、亞夫は或者の爲めに讒言せられて牢屋に入れられた。(もとより罪のない事ではあり、それに先帝以來の功臣でありながら、こんな恥辱を受けたので、亞夫は非常に悲憤に堪へず)。血を吐いて死んでしまつた。

【語釋】太尉(軍事の長官。)　○袁盎(楚人。字は絲。文帝のとき中郎に任ぜられて重用されたが、後出でて齊の相となり又吳の相となつた。)　○要斬(要は腰に同じ。腰を斬ること。)　○東市(人を刑す

所る。） ○同産（同胞といふに同じ。兄弟のこと。） ○條侯（條は渤海郡の縣名。今の直隷河間府景州の南にあるといふ。） ○以レ諫忤二上意一（忤はサカフともサカラフとも訓ず。逆ふこと。景帝が栗太子を廢した時、亞夫はそれを不可として諫爭したが容れられず後ち皇后の兄王信を侯とせんとした時、亞夫が贊成しなかつた爲に沙汰やみとなり、又匈奴の王徐盧等五人が降參して來たのを侯とせんとした時も亞夫は不可を稱へたが、景帝は聽はず列侯となした。是に於て亞夫は病と謝して丞相を免ぜられた。以上、亞夫の諫が景帝の意に逆うた實例である。） ○鞅々（怏々に同じく不平不滿の樣子をいふ。） ○非二少主臣一（少主は年少の君といふ意で皇太子を指す。年少な皇太子の臣として遺しておくべき者でない、遺しておいては皇太子の爲めにならぬといふこと。一說に少主は景帝自身を指すとする人もあるが、景帝この時四十六歲、少主といふことは如何であらう。） ○誣告（罪のない事を罪あるやうに言ひ立てること。こは反逆の心があると誣告されたのである。）

餘論 景帝は此七國の亂に鑑みて、爾來は諸侯王を京師に留めて、その領國へ歸ることを許さず、朝廷からそれ〴〵の國相を任命して、その國の政治を執らしめた。だから名は封建であるが、實は郡縣政治に近いものであつた。併しこの政策は見事に成功して、天下は久しく無事、國家益〻富み榮えて、次の段にあるやうな太平の爛熟時代を現出するに至つた。尙ほ鼂錯については蘇東坡の論が八家文や文章軌範に出てゐる。錯が自ら七國の難を起しながら、その責に任ぜず、爲に袁盎の說に乘せられて身を亡ぼすに至つた所以を論じたものである。一讀せられたい。

自二リ漢ノ興一リシ、掃二除シ繁苛一ヲ、與レ民休息ス。文帝加フルニ以テス二恭儉一ヲ。至リテ二景帝一ニ遵フ二業一ニ。五六十載之間、移シレ風ヲ易ヘレ俗ヲ、黎民醇厚ニシテ、國家無事ナリ。人給シ家足リ、都鄙ノ廩庾皆滿ツ。而シテ府庫ニ餘シ二貨財一ヲ、

太倉之粟陳々相因

武斷鄉曲

物盛而衰

京師之錢、累鉅萬、貫朽而不可校。太倉之粟陳陳相因、充溢露積於外、紅腐不可勝食。爲吏者長子孫、居官者以爲姓號。故有倉氏・庫氏。人人自愛而重犯法。然罔疏民富、或至驕溢。兼幷之徒、武斷鄉曲。宗室有土、公卿以下、奢侈無度。物盛而衰、固其變也。帝崩。在位一十七年、有中元後元。太子立。是爲世宗孝武皇帝。

訓讀　漢興りしより繁苛を掃除し、民と休息す。文帝加ふるに恭儉を以てす。景帝、業に遵ふに至りて、五六十載の間、風を移し俗を易へ、黎民醇厚にして、國家無事なり。人ゝ給し家ゝ足り、都鄙の廩庾皆滿つ。而して府庫に貨財を餘し、京師の錢、鉅萬を累ね、貫朽ちて校す可らず。太倉の粟、陳陳相因り、充溢して外に露積し、紅腐して食ふに勝ふ可からず。吏と爲る者は子孫を長じ、官に居る者は以て姓號と爲す。故に倉氏・庫氏あり。人人自愛して法を犯すを重る。然れども、罔、疏に、民富み、或は驕溢に至る。兼幷の徒、鄉曲に武斷し、宗室有土、公卿以下奢侈度無し。物盛んにして衰ふる

は、固より其の變也。帝崩ず。在位一十七年、中元・後元あり。太子立つ。是を世宗孝武皇帝と爲す。

講義 漢が興つてからは、うるさいこせ〳〵した政治は、すつかり除き去つて、官民ともに戰後の疲れを休めるやうにした。その上に文帝は謹み深く物事儉約にせられ、景帝が王業を繼ぐに至るまで前後五六十年の間、惡い風俗を移し易へてすつかり良くなり、人民はすなほにして手厚く、國家は太平無事であつた。誰れも彼れも不自由なく、どの家でも物澤山で、都會も田舍も米倉は皆一杯。朝廷のお庫にも金が有り餘り、京都に集まつた錢は何億萬といふ高に上り、その錢さしの繩が腐つて勘定が出來ないといふ。お上の米倉の穀物は、古いのが重なり重なつて、(上へ〳〵と積み重ねられ)、はてははみ出して外にむき出しのまゝ積んでおく。(下積みになつた米は)紅く腐つて食べ切れないといふ始末。(斯樣に世の中が太平無事で官吏を轉職させる必要もないので)、一度官吏となつたものは、その子供の成長するまで其の職に居るといふやうに、(同じ官職に長く居すわるので)、その官職を以て自分の苗字とするものもあつて、(例へば倉庫の役人の子孫には)、倉氏だの庫氏だのといふのがあつた。人々が銘々に我が身を大切にして輕はづみな事をせず、法を犯すやうな事は謹んでしなかつた。(以上は誠に結構なことであるが)、然しながら自然と國の法度は緩くなり、人民には金が出來るといふ

わけで、驕りを極め身分に過ぎた事をするやうになつた。貧乏人の田地を買ひ占めて我が物とするといふやうな富豪連中は、(その富を恃んで)村里を切りまはして勝手な處置をする。帝室の一族から諸大名、諸大臣以下に至るまで、奢りの仕放題をやつてはてしがなかつた。(そこにもう破綻の兆が十分に見えてゐる)。すべて物盛んなれば必ず衰へるといふことは、物事の變遷といふもので(免るべからざる必然の運命である)。帝が崩御せられた。帝位に在ること十七年間、その中間で元年と稱したことが二度で、中元、後元の稱があつた。太子が帝位につかれた。これが世宗孝武皇帝である。

語釋 繁苛(こせ〳〵と細かくうるさい事。こゝは秦時代の煩瑣にして苛酷な法律政令の類を指す。) ○遵業(先帝の王業を遵守するといふ義で、王業を繼ぐといふ意。) ○黎民(人民のこと。黎は黒色、一般の人民は冠を着けないから黒髮の人といふ意であるともいひ、又黎は衆の義で、庶民といふ義であるともいふ。) ○醇厚(すなほで手厚いこと。純朴で輕薄ならざること。醇はもとマジリケのない上酒の義である。) ○廩庾(リンユ。こめぐら。屋根のあるのを廩といひ野外にサツトとした圍を設けて米を置く處を庾といふ。) ○貫朽不レ可レ校(貫はゼニサシの繩。校は數へること。しらべること。) ○太倉(朝廷の米倉。) ○陳陳相因(陳は陳腐など云つて古いこと。相因はかさなり合ふこと。古い米が重なり合つて下積みとなるをいふ。) ○重レ犯レ法(重は難の意でハバカルと訓ずる。輕々しく法を犯さないこと。自重するのである。) ○罔疏(罔は網で法網のこと。國法の禁網がおほまかになり弛むこと。) ○驕溢(おごつて身分に過ぎたことをする。我儘を働くこと。) ○兼并之徒(金持の連中といふ意。「兼并」とは富豪が威力を以て貧民の田地などを買ひ占めて我が物となし併せ有するをいふ。) ○武二斷鄕曲一(「武斷」は暴斷といふに同じく、何でも我が思ふまゝに勝手に處置してしまふこと。「鄕曲」はムラザト。曲は部落・田舍などの義。一句の意味は富豪が鄕里を勝手に切りまはし、威勢を以て恣まによしあしを定めてしまひ横暴を極めること。) ○有土(土地を有する者の意で、領地を持つてゐる諸侯をいふ。) ○奢侈無レ度(同じくオゴルと訓んでも、驕は謙の反對で、心の滿ち高ぶつて我儘なのをいひ、奢は儉の反對で、華美を好み贅澤を極めるをいふ。「無レ度」とは定限のないこと。) ○中元後元(即位の元年の他に、在位の中間で二度まで元年と稱し

たので、二度目のを中元、三度目のを後元と稱したのである。）

孝武皇帝

董仲舒對策

孝武皇帝、名徹、即位之元年、始改元曰建元。年有號始此。舉賢良・方正・直言・極諫之士、親策問之。廣川董仲舒對曰、事在強勉而已矣。強勉學問、則聞見博而智益明。強勉行道、則德日起而大有功。又曰、人君者、正心以正朝廷、正朝廷以正百官、正百官以正萬民、正萬民以正四方。四方正、遠近莫不一於正、而無邪氣奸其閒。是以陰陽調、風雨時、群生和、萬民殖、諸福之物、可致之祥、莫不畢至、而王道終矣。

【訓讀】孝武皇帝、名は徹。即位の元年、始めて改元して建元といふ。年に號あるは此に始まる。賢良・方正・直言・極諫の士を舉げ、親ら之を策問す。廣川の董仲舒の對に曰く、「事は強勉に在る而已。勉強して學問すれば、則ち聞見博くして、智益す明かなり。勉強して道を行へば、則ち德日に起つて、大に功あり」と。又曰く、「人君は心を正しうして以て朝廷を正しうし、朝廷を正しうして以て百官を

正しうし、百官を正しうして以て萬民を正しうし、萬民を正しうして以て四方を正しうす。四方正しければ、遠近、正に一ならざる莫く、而して邪氣の其の閒に奸する無し。是を以て、陰陽調ひ、風雨時あり、群生和し、萬民殖し、諸福の物、致すべきの祥、畢く至らざる莫く、而して王道終る。

〔通釋〕孝武皇帝、卽ち武帝は名を徹といひ(景帝の子である)。卽位の年(我が開化天皇十八年、皇紀五二一年、西紀前一四〇年)に、始めて年號を立てゝ建元といつた。年號といふものは此から始まつたのである。武帝は賢良・方正・直言・極諫といふ四つの科目を設けて、それに相當する人物を擧げ、帝自ら之れに論文試驗をした。その時に廣川の董仲舒の答案は斯うであつた。「何事も勉强が第一である。努力次第である。努力して學問すれば、耳に聞き目に見て得る所の智識が廣くなり、智慧が愈〻明かになります。又努力して人たるの道を行へば、道德日々に盛になつて人格を完成する事ができます」と。又曰く「人君たるものは第一に自分の心を正しうすることが肝要である。(人君が正しければ)それによつて朝廷の公卿大夫を正しうすることが出來、朝廷の公卿大夫を正しうすれば、それによつて下、天下の百官有司の心を正しうすることが出來る。百官を正しうすれば、又それによつて下、萬民の心を正しうすることが出來、萬民を正しうすれば、それによつて四方の國のはてゝゝまでも正しうす

ることが出來る。四方の國のはてまでが正しうたるとすると、どこもかしこも正しからぬ所はない。（天下擧つて唯一つの正しき心になるのであるから、こゝに始めて天地の心と一體となります。それ故に）邪氣がその間へ犯し入ることが出來ぬ。そこで陰陽が相調和して（天地の時候が順よく調ひ）、（五日の風、十日の雨といふやうに）風雨その時に順ひ、すべての生物が相和らぎ、すべての人類が殖え榮えて、もろ〳〵の幸福を招きよせるといふ喜びが悉く集まつて來ます。斯くの如くにして德を以て天下を治める王道が完全に成就するのであります。

【語釋】　年有レ號始レ此（本文には斯うあるけれど、實は年號の始はこれより二十五年後の元鼎元年であつて、それより以前の年號は後から追稱したものであると云ふ。）　○賢良・方正・直言・極諫（四つとも士を取る科目の名。賢良は才德ある者、方正は言語行狀の正しき者、直言は忌み憚りなくまつすぐによしあしを言ふ人、極諫は小しも恐れず上に向つて十分に意見する人。）　○策問（策は竹の札で、それを編んだものである。漢の制、士を取るのに、政治の得失を策に書して之を問ふのを策問といふ。先づは論文試驗といふやうなこと、又それに對して各〻意見を述べて對へるのを對策といふ。卽ち答案である。後に紙が出來て竹札を用ひなくなつても、策問・對策の名はそのまゝ殘つてゐた。）　○廣川（地名、今山東臨淸縣。）　○董仲舒（年若くして春秋の學を修め、常に學生を集めて敎授し、その學に耽るや三年の間も我が家の庭園を見ることなく一意書物の間に起居したといふ。以てその精苦の程を想ふべきである。その人格も進退容止、禮に非ずんば行はずといふやうな謹直な人であつた。武帝に對策して賢良を以て擧げられた。漢代有名の儒家である。）　○强勉（勉强といふに同じく、勉め勵んで努力することである。）　○四方（四裔といふに同じく、國の四方のはて〴〵。四方の邊境。隣接してゐる四方の夷狄をいふ。）　○邪氣奸二其間一（邪氣は惡い氣。氣候の不順や天變地異、人間では非道非禮など。奸は犯し入ること。）　○諸福之物云々（こゝは「諸福之物、可レ致レ之、莫レ不ニ畢至一」と讀む說もある、亦通ず。）

陛下行高而恩厚、知明而意美、愛レ民而好レ士。然而敎化不レ立、萬民不レ正。蓋

更化則善治

琴瑟不調甚者、必解而更張之、乃可鼓也。爲政而不行甚者、必變而更化之、乃可理也。漢得天下以來、常欲治、而至今不可善治者、當更化而不更化也。

訓讀 陛下、行高くして恩厚く、智明かにして意美に、民を愛して士を好む。然り而して、教化立たず、萬民正しからず。譬へば、琴瑟の調はざること甚しき者は、必ず解いて之を更張すれば、乃ち鼓すべきなり。政を爲して行はれざること甚しき者は、必ず變じて之を更化すれば、乃ち理むべきなり。漢、天下を得て以來、常に治を欲して、而も今に至るまで善く治むべからざる者は、當に更化すべくして、而も更化せざればなり」と。

通釋 (董仲舒の言葉は尚ほつゞく)陛下は德行高く、恩澤厚く、聰明にして聖慮かしこく、人民を愛で慈しみ、人材を好み用ひられまする。(卽ち人君としての心を正しうされることは既に十分であります)、然るにも拘らず教化の道行はれず、萬民の心正しからぬとは、(どういふ譯でありませう)。(私の考では政治は琴を彈くが如きもので)、譬へば琴の調子の合はぬこと甚だしい場合には、一旦弦を

太學教化之本原

解きはづして、改めて張り直す、そこで始めて彈いて調子が合ふと申すやうなもので、政治の行はれざること甚だしい場合には、必ず舊い仕方を變へて新たにやり直すと、そこで始めて政治が行はれます。一體、我が漢朝が天下を取つてから此の方、常に國家のよく治まらんことを欲して（銳意、治を計りながら）今日に至るまでまだよく治めることの出來ぬと申すのは、當然改むべき舊弊を改めないからであります。（若し此際、舊弊を改めて新らしき政治をなさるならば、陛下既に已れを正しうされてゐる以上、下、百官萬民より四方の國のはてまでも正しきに歸して、王道が行はれるに相違ありませぬ）」と。

〔語釋〕 教化（教は學業道義を教へること。化は自ら行うて人を感化すること。卽ち教へ導いて善良なるものにすることである。） ○更張（あらため張る。今まで弛んでゐた物事を改めて緊めなほすこと。こゝは琴の弦をかけなほすをいふ。） ○可鼓也（琴がひけるといふので、ひいて調子の合ふこと。） ○更化（あらため變へること。） ○可理也（理はヲサムと訓ず、もと筋みちを立てること。治と同じく用ひる。）

又曰、養士莫大乎太學。太學者、賢士之所關也、教化之本原也、願興太學、置明師、以養天下之士。又曰、郡守縣令、民之師帥、所使承流而宣化也。宜使列侯郡守各擇其吏民之賢者、歲貢各三人。又曰、春秋大一統者、天地

之常經、古今之通誼也。今師異道、人異論。臣愚以爲諸不在六藝之科、孔子之術者、皆絕其道、然後統紀可一、法度可明、而民知所從矣。上善其對、以爲江都相。

訓讀　又曰く「士を養ふは太學より大なるは莫し。太學は賢士の關る所なり、教化の本原なり、願はくは太學を興し、明師を置いて、以て天下の士を養はん」と。又曰く「郡守縣令は民の師帥にして、流を承け化を宣べしむる所なり。宜しく列侯郡守をして各〻其の吏民の賢なる者を擇び、歲〻各〻三人を貢せしむべし」と。又曰く「春秋、一統を大にするは、天地の常經、古今の通誼なり。今、師ごとに道を異にし、人ごとに論を異にす。臣愚、以爲へらく、諸の六藝の科、孔子の術に在らざる者は、皆其の道を絕ち、然る後に統紀一にすべく、法度明かにすべく、而して民、從ふ所を知らん」と。上、其の對を善とし、以て江都の相と爲す。

通釋　更に又曰く、「およそ天下の賢士を養成することは太學より以上に大きなものはない。太學は賢士の輩出するところで、又教化の源であります。だからどうか太學を興し、博識聰明の先生を置い

て天下の人物を養成しませう」と。又更に曰く、「およそ郡の守、縣の令は、民の師たるべきもの長たるべきもので、上朝廷の風を承けついで下萬民に宣べ傳へ、その德に化せしむべき（大切な役目のもの）であります。（就いては）諸侯や郡の長官をしてそれ〴〵その治下の官吏又は人民中のすぐれた者を選び出し、毎年一地方について三人づゝを帝都に進貢させたいものであります。（さうしますと、地方の長官はそれ〴〵競爭的に賢者を探し用ひるやうになり、自然教化の振興が出來るのであります）」と。董仲舒は更に又曰く、「（孔子の書かれた）春秋の書に、王者が國家を統一するといふことを明かに大きく示してあるが、この事は天地間に於ける自然のきまりであり、古今に通じて易りなき筋道であります。然るに今や師たる者は各々（その信ずる所の）道が違ひ、人々は又各々その議論が違ひ、（そこに何等の統一もなく、人民はその何れに從ふべきかに迷うてゐる。これ斷じて王者が天下を統一する所以ではない。されば此の際、思想・學問を統一して天下一統の道に叶ふやうにせねばなりませぬ）。そこで私、愚ながら考へまするに、すべて詩・書・易・禮・樂・春秋の六藝の科目、即ち孔子の學術でないものは、皆その奉ずる所の道を絶ち禁ずる。そこで始めて天下のすべくくりが出來、國家の掟も明かにすることが出來、さうして人民もその從ひ行くべきあてがつくでありませう」と、（これその

對策の要領であつた）。武帝はこの答案を善しとして之を容れ、擧げ用ひて江都王の相國とした。

【語釋】 太學（帝都に在つて天子の直轄する學校。後世の國子監に相當するもの。貴族の子弟及び國子の俊才を教育するところ。國學。）○所レ關（關はヨルと訓ず。由つて以て輩出するの意。）○明師（智識深く頭腦聰明の教師。）○郡守縣令（郡縣の長官。郡には守を置き縣には令を置いたのである。）○師帥（治下の民を教化する上からは師であり、これを統治する上からは帥である。）○承レ流（朝廷は一切の源流であり、郡縣はその支派である。故に朝廷の風を傳承する意となる。）○貢（みつぐ。すゝむ。推薦すること。）○春秋大ニ一統一（春秋に「元年春王正月」とあるのを、公羊傳に、「何をか王の正月といふ、一統を大にする也」とある。即ちこれ王者が天下を一統するの名分を大きく明かに表示したものであるといふ意。）○常經（一定して動きなきキマリ。）○古今通誼（誼は義でスヂミチのこと。古今に通じて謬なきすぢみち。）○統紀可レ一（統紀は綱紀といふに同じ。國家のしめくゝりをつけることが出來るといふ意。）○六藝（これには二通りの意味がある。一は士たるものゝ學ぶべき六種の術藝で、禮・樂・射・御・書・數をいふ。一は六種の經書の意で、詩・書・易・春秋・禮・樂、樂經は秦火に滅び失せて今五經のみが存するをいふ。こゝは後者を指す。）○江都相（江都は國名。今江蘇江都縣。江都の易王は武帝の兄である。相は相國。家老。）

【餘說】 こは是れ有名なる董仲舒の天人策。儒教の主義を眞向に振りかざして、堂々と王道の大理想を說いたもの、又以て氣魄の雄渾を見るべきである。而して其の極、つひに「今師異レ道、人異レ論。臣愚以爲諸不レ在二六藝之科孔子之術一者、皆絕二其道一、然後統紀可レ一、法度可レ明、而民知レ所レ從矣」と絕叫するに至る。これ正しく秦の時、李斯が上書して、「今諸生不レ師レ今而學レ古、以非二當世一惑二亂黔首一」云々（上卷三六二頁參照）といへるに對する一大反駁でなければならぬ。蓋し秦漢以來、黃老申韓の學ひとり盛にして、孔子の學は衰頹して振はなかつたので、董仲舒は之れを慨して、儒學を以て當時の思想界を

迎₂申公₁

顧₂力行何如₁耳

統一しようとし、さてこそ此の異學禁制の對策とはなつたのである。恰もよし、それは人心一統の天下を現出せんとする武帝の希望と全く一致したので、武帝は仲舒の說を入れて、これを政治上に實施するに至つた。乃ち大學を設け、五經博士を置き、吏の一藝以上に通ずるものを選んで顯官に任ずるなど、專ら學問の興隆に努めたので、文運は一時に勃興するに至つた。――なほそれに就ては、吾等は今少しく讀み進まねばならぬ。

上使使者奉安車蒲輪・束帛加璧、迎魯申公。既至。問治亂之事。公年八十餘。對曰、爲治不在多言。顧力行何如耳。○三年、閩越擊東甌。遣使發兵救之、徙其衆江淮間。○帝始爲微行、起上林苑。○五年、置五經博士。○六年閩越擊南越。遣王恢等擊之。

〔書下〕上、使者をして安車蒲輪・束帛加璧を奉じて、魯の申公を迎へしむ。既に至る。治亂の事を問ふ。公、年八十餘。對へて曰く、「治を爲すは、多言に在らず、力行何如を顧みる耳」と。○三年、閩越、東甌を擊つ。使を遣はし兵を發して之を救ひ、その衆を江淮の間に徙す。○帝始めて微行を爲

し、上林苑を起す。○五年、五經博士を置く。○六年、閩越、南越を撃つ。王恢等をして之を撃たしむ。

【通釋】武帝は使者を遣はして、老人用の坐乘の車、輪を蒲でつゝんだのを用意させ、又卷絹の上へ璧を載せたのを進物として持たせて、魯の老儒の申公を迎へにやつた。申公はやがて入京した。武帝は之に向つて國家の治亂興廢についての意見をきいた。申公は當時八十幾つの老人であつたが、これにお答へをして、「國家を治めるの道は、口先でやかましく議論することでは御座らぬ。たゞ果してよく努力實行して居るかどうかを、常に念頭において忘れぬことで御座りますわい」と言つた。（當時、武帝は學問文章を好んで居つたので、この申公の答を聽いて、悅ばず、默然として言ふ所なかつたといふことである）。○（孝武皇帝の）三年目に閩越が東甌を撃つた。（東甌が救を漢の朝廷に求めたので、帝は）使者をやり兵を出して救つた。（が、とかく東甌は閩越に苦しめられるので、いつそ內地に移住したいと請ひ、帝はこれを許して）東甌の人民を擧げて江水・淮水の間に移住させた。○武帝は始めてしのびあるきといふことをして（上林苑に行つたが、遂に）上林苑の修築事業を起した。○五年目に、五經博士の官を置いた。○六年目に、閩越が南越を攻めた。帝は王恢等をやつて閩越を撃たせ

擧孝廉
李少君

聽王恢
擊匈奴

た。

語釋 安車蒲輪（昔の車は皆立つて乘つたものである。それを坐つて乘るやうに造つたものを安車といふ。安穩なる車といふ意。老人や女子の用に供するもの。蒲輪は蒲（ガマ）といふ草で車の輪をつゝんで動搖を防ぐこと恰も今日のゴム輪のやうにした車であるといふ。これも老人を優遇する意味である。）○東帛加璧（絹帛を卷き束ねて其の上に璧を載せて贈物とすること。德望ある人を賓主にたとへて之を尊ぶ禮式である。）○願ニ力行何如一耳（願は願望と解して常に心にかけて忘れぬこと。力行は努力して實行すること。）○閩越（國名。今の福建省地方にあつた國。その君騶搖百越の兵を率ゐて、高帝を助けたことがあつて、東海君王に封ぜられた。）○東甌（國名。今の浙江省處州府麗水縣。）○微行（賤者の服裝をして、王者たることが知れぬやうにして出かけること。後世人君の微行はこれが始めである。）○上林苑（天子の御苑。前に出づ。はじめ秦の始皇帝の御園であつたが、高帝の時、蕭何の請によつて人民の耕田としたのを、武帝に至つて之を增修して、周圍三百支那里、離宮七十箇所を築いて、再び御苑としたのである。）○五經博士（五經は、詩經、書經、易經、禮記、春秋の五つの經典で、博士はその中一經を專門に修める官である。）○南越（國名。今の雲南省曲靖府南寧縣の東南地方。南寧。）

元光元年、初令郡國擧孝廉各一人。○二年、方士李少君見上、善爲巧發奇中。言祠竈則致物、而丹砂可化爲黃金、蓬萊仙者可見、見之以封禪則不死。上信之、始親祠竈、遣方士入海求蓬萊安期生之屬。海上燕齊迂怪之士、多更來言神事矣。○上用大行王恢議、遣恢等將兵、匿馬邑旁谷中、陰使聶壹誘匈奴入塞而擊之。單于覺而去。自是絕和親、攻當路塞。

訓讀　元光元年、初めて郡國をして孝廉各〻一人を擧げしむ。○二年、方士李少君、上に見え、善く巧發奇中を爲す。言ふ。「竈を祠れば則ち物を致さん。而して丹砂は化して黃金と爲すべく、蓬萊の仙者見るべく、之を見て以て封禪すれば則ち死せず」と。上、之を信じ、始めて親ら竈を祠り、方士を遣し海に入り蓬萊の安期生の屬を求めしむ。海上の燕齊の迂怪の士、多く更〻來つて神事を言ふ。○上、大行王恢が議を用ひ、恢等を遣はし、兵を將る馬邑の旁の谷中に匿れて、陰かに聶壹をして匈奴を誘ひ、塞に入れて之を擊たしむ。單于覺つて去る。之より和親を絕ち、當路の塞を攻む。

通釋　元光元年に、初めて各郡各縣から、孝行の德あるもの、淸廉の德あるもの各〻一人づゝを選び出させて帝都に推薦させた。(卽ち、前章董仲舒の建白に從つたのである。)同じく二年に、李少君といふ仙術を行ふ人が武帝にお目にかゝつて、巧みに不思議の話をなし、それが奇妙に帝の意中に一々適中した。(帝はそこで之を奇として、深く尊信の心をおこした。さて、)李少君が言ふのに、「竈の神を祠りますと、自分の欲する所のもの、(藥物瑞祥等、神異の物、何でも)が得られます。卽ち(竈の神をまつゝて)丹砂を煉りますと欲する所の黃金に變化しますし、(その黃金で盃を作つて酒を飲みますと)蓬萊島の仙人を坐ながら見ることが出來ます。そこでその仙人に對して土壇をつくり土地を

祓ひ清めて祭りますと、（その靈驗によつて）死ぬるといふことがないのであります」と。武帝は、それを信じて、自身に竈を祀り、仙術を行ふ人を遣つて東海に浮ばせ、蓬萊島にある安期生などいふ仙人の一類を求めさせた。（かうして、武帝が方士の言を信じて有り難がつてゐるといふ事が評判になつたので）東海に沿つた燕の國や齊の國の、奇怪な事を言ふ者たちが、澤山にあとから〳〵やつて來て、出鱈目な神仙談をして（己れを利せんことを計つた。）○武帝は、賓客の接待役をしてゐる王恢の意見を採用して、王恢等を派遣し兵に將として（匈奴を撃たせた）。王恢は（武帝から授かつた計どほりに）馬邑郡の附近の山谷の中に匿れてゐて、一方、陰かに聶壹といふ男をやつて、匈奴をとりでの中に誘ひ込んで撃つことにした。ところが匈奴の王はそれを覺つて塞外に去つた。この事があつてから、（匈奴は漢の不信に腹を立てて）漢との和親を絶ち、しば〳〵匈奴への通路に當つてゐる漢のとりでを攻撃した。（そのため、漢の邊民はしば〳〵苦しめられたので、武帝はむしやくしやまぎれに、王恢を廷尉に下して自殺させた。）

【語釋】郡國（郡は天子の公領。國は諸侯王の私領。而して郡には守、國には相を置いて治めさせ、中央政府が之を統轄したので諸侯王は邑の收入を受けるだけで、政治には與らなかつたのである。）○孝廉（孝は善く父母に事へて孝行の聞ゆるもの、廉は廉潔にして恥あるもの。漢代徵士の科名、孝廉各一人は、孝一人廉一人である。）○致レ物（欲する所の物、神異のものが何でも現はれ出るとの意。）○丹砂（藥名。辰砂とも朱砂ともいふ。辰州等の處女地に生ずるといふ。大なるものは鵝卵程で、小な

唐蒙上書　司馬相如　公孫弘　轅固

るものは石榴の粒程であるとのこと。之を用ふれば、精神を養ひ、魂魄を安んずるの効があると稱してゐる。方士はこれを熔し煉つて一返して白銀となし、二返して黄金となすといふのである。）○蓬萊（神仙の栖んでゐるといふ海島。方丈、瀛洲と合せて三神山と稱し、渤海中に在りといはれてゐる。）○封禪（封は土を盛り壇を築いて天を祭ること。禪は地を淸めて山川を祭ること。）○安期生（瑯琊の人。秦時、藥を東海のほとりで賣つてゐた。始皇帝これを招いて相語ること三晝夜、その言に感じて金璧萬數を賜つた。ところが門外に出ると皆捨てて置き去つたといふ事である。河上丈人といふ者から道術を授つて、その壽千歳であつたと稱される。抱朴子と號す。）○迂怪之士（迂遠にして怪誕を説く者。實際にあるべからざる不可思議なデタラメを言ふもの。）○大行（官名。通事舍人の如きもの。賓客の接待取次にあたる。おつかひやく。）○馬邑（郡名。今の山西省朔州の東北に當る。）○當路之塞（漢と匈奴との交通の道に當つてゐる堡塞。）○聶壹誘匈奴（聶壹が作つて馬邑の令丞を斬つて匈奴に安心させ、單于を誘ひ出して塞に入れようとしたのである。）○單于（匈奴酋長の稱呼。前出。）

○唐蒙上書、請通南夷。拜蒙中郎將、將千人入夜郎。夜郎侯聽約。以爲犍爲郡。又拜司馬相如爲中郎將、通西夷。卭・筰・冉・駹置郡縣。西至沫若水、南至牂牁爲徼。○徵吏民有明當世之務、習先聖之術者、縣次續食、令與計偕。菑川公孫弘、對策曰、人主和德於上、百姓和合於下。故心和則氣和。氣和則形和。形和則聲和。聲和則天地之和應矣。策奏。擢爲第一、待詔金馬門。齊人轅固、年九十餘、亦以賢良徵。弘仄目事之。固曰、公孫子務正學以

言。無曲學以阿世。

[illegible] 唐蒙、上書して南夷に通ぜんと請ふ。蒙を中郎將に拜し、千人を將ゐ夜郎に入らしむ。夜郎侯、約を聽く。以て犍爲郡となす。又司馬相如を拜して中郎將となし、西夷に通ぜしめ、邛・筰・冉・駹に郡縣を置き、西は沫若水に至り、南は牂牁に至り、徼を爲る。〇吏民の當世の務に明かにして先聖の術に習ふこと有る者を徵して、縣次に續食し、計と偕にせしむ。菑川の公孫弘、對策して曰く、「人主、上に和德あれば、百姓、下に和合す。故に、心和すれば則ち氣和す。氣、和すれば則ち形和す。形和すれば則ち聲和す。聲和すれば則ち天地の和應ず」と。策、奏す。擢んで第一と爲し、金馬門に待詔せしむ。齊人轅固も年九十餘にして亦賢良を以て徵さる。弘、目を仄てゝ之に事ふ。固曰く、「公孫子、正學を務めて以て言へ。曲學、以て世に阿る無かれ」と。

通釋 唐蒙といふ者が上書して、南方の蠻夷を歸服させて(漢の屬郡と致したい)と請うた。武帝はこれを許して、唐蒙を中郎將に任命し、兵千人を率ゐて南方の夜郎國に攻入らせた。夜郎國の王は大いに懼いて、唐蒙の命に從つて、漢の政令約束に服從することを承諾した。そこで夜郎國を犍爲郡と

して、（官吏を置いて治めることにした）。それから又、司馬相如を中郎將に任命して、西方の蠻夷を歸服させ、卭國・筰國・及び冉駹二族の居つた地方に郡を設置した。かやうにして漢は、西方は沫水・若水兩川のほとりに、南方は牂牁郡にまでとりでを築いた。（西夷が歸服したのは、前に夜郎が歸服して漢の賞を得たのを羨んで、自分等も賞を得ようと思ひ、自發的に遣使を請求して歸服したのである。）○武帝は又、官吏と人民の中で當代の事務に精通し、兼ねて孔孟の學術に習熟してゐる人物を都に召し出した。（その召し出す方法は）その通過する沿道の郡縣をして次から次へと段々に飲食を供給せしめ、且つ毎年各郡縣の會計簿を上る使者と同道させたのである。（つまり徴士をして公費によつて上京させる方法である）。この時、菑川の公孫弘が（この方法で徴士として京へ來り）天子の試問に應じたが、（その答案は斯うであつた）。曰く、「凡そ上に立たるゝ人君に中和の德があらせられると、下萬民は（それに感じて）中和の人となり睦じく治まつて行く。（即ち天下太平の本は一に和にあります）。心が和なれば心の活動たる氣も和となり、氣が和なれば其の氣の形に表はれたる容貌も和となり、容貌が和なれば其の人の聲までも和となる。さて聲までも和となるといふことは即ち心身の總てが和なるのであるから、（そして天地萬物は本來われと一體であるのだから、我の中和は）天地の中和と相應

じ相一致するに至るものであります。(その極致は天人一體となつて、陰陽相和し、風雨時あり、五穀登り、六畜蕃るといふやうに、太平の理想に達することが出來ます)」と。この答案を奏したところ、(當時、對策するもの百餘人もあつたといふが、武帝は公孫弘の答案を)擢んでて第一等となし、宮中の金馬門に在つて、追つて任官の御沙汰を待つやうにといふことであつた。その時、齊の人で轅固といふ學者は、年九十餘であつたが、やはり賢良の科に選ばれて召し出された。(彼は清廉直言の老儒であつたので、利口者でお上手者の公孫弘は恐れはゞかつて)、轅固をまともに見得ず、目をそらして横目で見るやうにして事へてゐた。すると轅固は斯う言つた、「公孫君、君は一途に正しい學問を修めて、それによつて言論するやうになさい。正しからぬ變な學問などして世間の人氣に媚びるやうな事はせられるな」。

語釋 中郎將(朝廷に宿直して、天子を護衞する武官の長。近衞の長官。將軍に次ぐ。) ○夜郎(國名。今の貴州省遵義縣。その酋長は自ら侯と稱してゐた。當時は多同といふ者が侯であつた。) ○聽レ約(唐蒙が朝廷の威德を諭して、吏を置いて治めてもらふがよいと勸めたのに從つたのである。) ○司馬相如(字は長卿。成都の人。藺相如の人となりを慕つて、名を相如と改めた。賦頌といつて一種の韻文が漢代に流行したが、彼はその方に長じて當時第一人者と稱せられた。子虛賦・上林賦はその作中最も有名なものである。) ○邛(西夷の國名。この時越嶲郡となした。) ○筰(西夷の國名。この時沈黎郡となした。) ○冄駹(今の四川省茂縣附近に居た二蠻族の名。又その領土。この時汶山郡となした。) ○沫若水(沫水、若水の二川。一は蜀の塞外から出で、一は旄牛の塞外から出てゐるといふ。下流詳かならずとある。) ○牂牁(西南夷の國名。又川の名。盤江といふ。) ○徼(邊塞である。西南にあるを徼といつて、東北にあるを塞と

算二商車一
主父偃・嚴安・徐樂

いふ。一説に、塞は障塞の義から云ひ、徼は徼巡の義から云ふと。）　○縣次續食（入京の途上、甲縣から乙縣と順次に飲食を供給させること。一説に、縣は承け次ぐの意で、郡縣の縣ではないといふ。）　○計（各郡縣の一年間の會計簿を朝廷に上ろ例にたつてゐる。その使者をいふ。）　○菑川（地名。今山東省壽光縣。）　○公孫弘（年四十にして春秋雜説を學び、武帝の時、年六十にして召されて博士となり、大いに信寵を得、累進して丞相となり平津侯に封ぜられた。併しながら其の人物は所謂如才のない利口者で、帝に對しても、いやな事は人に言はせて自分獨りいゝ子になつて居り、而も木綿の布團を着、玄米飯を食うて質素を示し、刑名の學などを修めて、表面は儒者ぶつてゐるといふやうな人であつた。轅固が正學を務めよと敎へ、曲學阿世を戒めたのも此の故である。）　○和德（誠にむつくりと柔かに渾然として圓滿な玉のやうな人格。「中庸」でいへば即ち中和の德で、その性情が正しくて過不及なく、よく程合ひに適うて道に違はぬといふやうな德である。）　○天地之和應（天地萬物は本來われと一體であるから、我が心が正しければ天地の心も正しく、天地の中和が我の中和の德と相應じ相一致して天人一體となる。「中庸」でいへば「致二中和一、天地位焉、萬物育焉」といふことになる。即ち太平の理想境である。）　○待二詔金馬門一（金馬門は漢の未央宮といふ宮殿の前にあつた門。武帝が西域の大宛から馬を得、銅を以てその像を鑄て未央宮の前に立てた。因て之を金馬門といふ。待詔とは任官の御沙汰を待つ義。漢代、俊秀の士が天子に召し出されて未だ正式に拜官の辭令に接せぬ間は、金馬門に待詔すると稱したものである、）　○轅固（齊の儒者、詩經を修め、景帝の時に博士となる。廉直にして忠諫を好み、清河王の太傅となつたが、病を以て罷む、武帝立つに及んでまた召し出されたのである。人呼んで轅固生といふ、生は先生の略號。）　○仄レ目（仄は側と同じくソバダツと讀む。恐れ憚つて正視せず、横目で見ること。）　○正學（儒敎の學を指す。）　○曲學以阿レ世（キヨクガクアセイともいふ。正しからぬ學問を修めて世間の人氣に媚びへつらふこと。一説に學説を曲げて世間に迎合することをいふと。）

○六年、初算二商車一。○匈奴寇二上谷一。遣二將軍衛青等一、擊二卻之一。○元朔元年、主父偃上書、諫レ伐二匈奴一。嚴安亦上書。及徐樂亦上書曰、陛下何威而不レ成、何征而不レ服。書奏。上召見曰、公等皆安在、何相見之晚也。皆拜二郎中一。是秋匈奴入寇。二年、又入寇。遣二衛青等一擊レ之、遂取二河南地一、置二朔方郡一。○五年、公孫

弘爲丞相、封平津侯。上方興功業、弘於是開東閣、以延賢人。○匈奴寇朔方。遣衞青率六將軍擊之。還。以青爲大將軍。○匈奴入代。○六年、春遣衞青等六將擊匈奴。夏再遣。

【評釋】 六年、初めて商車を算す。○匈奴、上谷に寇す。將軍衞青等を遣はし、擊ちて之を卻く。○元朔元年、主父偃、上書して、匈奴を伐つことを諫む。嚴安も亦上書す。及び徐樂も亦上書して曰く「陛下何れを威してか成らさらん、何れを征してか服せさらん」と。書、奏す。上、召し見て曰く「公等皆安くに在りしか、何ぞ相見るの晩きや」と。皆郎中に拜す。この秋、匈奴入寇す。二年又入寇す。衞青等を遣はして之を擊ち、遂に河南の地を取り朔方郡を置く。○五年、公孫弘、丞相となり、平津侯に封ぜられる。上、方に功業を興す。弘、是に於いて東閣を開き、以て賢人を延く。○匈奴、朔方に寇す。衞青を遣はし六將軍を率ゐて之を擊たしむ。還る。青を以て大將軍と爲す。○匈奴、代に入る。○六年、春、衞青等六將を遣はして匈奴を擊たしむ。夏、再び遣はす。

【通釋】 元光六年、初めて商人の有する車の數を調査して（車一輛について若干づゝの税金を取るこ

とにした。)○匈奴が上谷に攻め入つたから、武帝は、將軍の衞青等をやつて之を撃退させた。○元朔元年に、主父偃が上書して、匈奴を討伐することの無謀なることを諫めた。嚴安も亦上書して、(その非なることを諫めた)。それから徐樂も亦上書して「陛下の(御威光を以てしたならば、)誰を威しても威しの利かない事はない。何處を征伐しても征服されないといふ事はない。(けれども兵は輕々しく動かしてはならず、戰は輕々しく起してはなりませぬ)」と諫めた。さてこれらの上書がお目にかけられて、武帝は(この三人に)お目通りを賜はつて、「お前等は、今日まで何處に居たのか、もつと早く逢ひたかつたわい、(よく諫めて呉れた)」と曰はれて、皆郎中といふ官に任命した。この年の秋、匈奴が再び攻め入つたが、二年にまた〳〵攻めて來た。そこで(已むを得ず)將軍の衞青等を派遣して匈奴を撃破り、遂に河南地方を占領して、そこに朔方郡を置いた。○元朔五年に、公孫弘が丞相となり、且つ平津侯に封ぜせられた。武帝は、その時素晴しい事業を興して、(漢室の威を張らうとしてゐた)。(公孫弘もその方針を助けようとして、)そこで、東向の小門を開いて天下の賢士を招いた。(功業を興すについては、賢士に謀るを利としたからである。)(以下、文意明かであるから講義を略する。なほ語釋を參照されたい。)

西域始通

五屬國

張騫使ニ西域ニ

語釋 算ニ商車ー（この時、同じく商人所有の船舶をも調査して、同様に課税した。これが船車に課稅するの初めである。これによつて國用のかさんで來た事が知れる。） ○上谷（今の直隸省宣化府懷來縣の南方で、古の幽州の西北に在つた地。） ○衞青（字は仲卿。平陽の人。本姓は鄭。微賤の時、一人の囚人がその人相を見て、「將來封侯となるべき人だ」といつたが、果して武帝の時、大中大夫に任ぜられ、凡そ匈奴を討伐すること七回。毎回大功を立てて、その威は雲中・上谷に振ひ後遂に長平侯に封ぜられた。士卒を待つに恩威並び行ひ、賢士を薦むるに、よく禮を以てした。） ○郄（卻の本字。シリゾクと讀む。郤は隙と同じく、音ゲキ。誤りやすき。二字區別を要する。） ○主父偃（臨淄の人。初め縱橫の說を學び、後に春秋百家の學を修めた。武帝の時、上書して郎中となり、一歳四遷、中大夫となつた。大臣群臣皆、其口を畏れて賂遺千金を累ねたといふ。或人がその橫暴を責めたら、「大丈夫生きて五鼎に食はざれば、死して即ち五鼎に烹らるゝのみ」と豪語したといふ。） ○嚴安（臨淄の人。武帝に、「周、之を失ふは弱なればなり。秦、之を失ふは强なればなり」云々ーの上書をして郎中に拜せられた。後、騎馬令となつた。） ○徐樂書（燕郡無終の人。寬仁の資にして、武帝への上書の大意は、前段に人民窮困、多事多難の事を述べ、「陛下天然の資、誠に天下を以て務となさば、何れを威してか威らざらん、何れを征してか服せざらん。然れども兵は輕々しく動かすべからず、師は輕々しく興すべからず云々」と論じたものである。本文はたゞ其二句だけを抄出したので、意味が通じ難い。） ○郎中（前に出づ。） ○朔方郡（今の陝西省楡林府懷遠縣の西方。） ○平津（今の直隸省天津府鹽山縣。） ○開ニ東閤ー（閤は小さい門。東向に建てられてあるので東閤といつたのである。これを開くのは、他の屬吏と出入の門を別にして特に優遇する意である。） ○六將軍（公孫敖（中將軍）、公孫賀（左將軍）、趙信（前將軍）、蘇建（右將軍）、李廣（後將軍）、李沮（强弩將軍）の六人。） ○代（郡名。今の山西省朔州。）

元狩元年、遣ニ博望侯張騫ヲ使ニ西域ニ、通ニ滇國ニ。○二年、以テ霍去病ヲ爲ニ驃騎將軍ト、擊ニ敗ス匈奴ヲ。過ニ焉支・祁連山ヲ而還ル。○匈奴渾邪王降ル。置ニ五屬國ヲ以テ處ニ其ノ衆ヲ。○三年、匈奴入ニ右北平・定襄ニ。○四年、遣シテ衞青・霍去病ヲ擊タシム匈奴ヲ。去病、封ニ狼居胥山ニ而還ル。○元鼎二年、方士文成將軍李少翁、以テ詐ヲ誅セラル。○西域始メテ通ズ。置ニ酒泉・

武威郡ヲ。○五年、遣シテ二將軍路博德等ヲ一、擊タシム二南越ヲ一。○方士五利將軍欒大、以テレ詐ヲ誅セラル。

○六年、討ツテ二西羌ヲ一平グレ之ヲ。○南越平グ。置ク二九郡ヲ一。

【訓讀】元狩元年、博望侯張騫を遣はし、西域に使せしめ、滇國に通ず。○二年、霍去病を以て驃騎將軍と爲し、擊つて匈奴を敗る。焉支・祁連山を過つて還る。○匈奴の渾邪王降る。五屬國を置き、以て其の衆を處く。○三年、匈奴、右北平・定襄に入る。○四年、衞青・霍去病を遣はして匈奴を擊たしむ。去病、狼居胥山に封じて還る。○元鼎二年、方士文成將軍李少翁、詐を以て誅せらる。○西域初めて通ず。酒泉・武威郡を置く。○五年、將軍路博德等を遣して南越を擊たしむ。○方士五利將軍欒大、詐を以て誅せらる。○六年西羌を討つて之を平ぐ。○南越平ぐ。九郡を置く。

【通釋】この段は文意明瞭であるから通釋を略する。なほ語釋を參照されたい。

【語釋】博望侯張騫（博望は地名ではない。張騫が廣博瞻望の資を褒めた尊稱である。張騫、字は子文、河内の人、西域から葡萄の種を持つて來て栽ゑ、葡萄酒を作つたといふ。西域に留ること十年、元朔中には匈奴を討つて功があつた。）○西域（西方の國境外にある蠻夷。即ち匈奴の西邊及び天山々脈以外の地方で、大體今の中央亞細亞の地をいふ。當時烏孫・大宛・康居・大夏・安息（波斯）等の諸大國があつた。張騫これに使して十三年を經て歸つたが、これより漢は西域と交通するやうになつた。）○滇國（今の雲南省。當時西夷の一。春秋の時、楚の莊王の弟、莊蹻が治めた國である。）○霍去病（霍は姓、去病は名。平陽の人。衞青の姉の子。人と爲り敢往騎射を善くす。武帝の時、凡そ六たび出でて匈奴を擊つた。冠軍侯に封ぜられ、驃騎大將軍となつた。武帝がその功を賞して邸宅を造

天子待レ邊

つてやらうとした時「匈奴未だ滅びず、何ぞ家を以てせん」と言つて堅く辭んぜられた。）○驃騎將軍（大將軍と同等の官。驃騎は、騎馬で疾風のやうに駆けまはる兵、騎は、騎兵の意。）○焉支（西域の山名。今甘肅省山丹縣東南、一名刪丹山、又大黃山といふ。水草茂美、牧畜によろしく、匈奴の大切にしてゐたところである。）○祁連山（山名。天山のこと。新疆に在る。祁連は匈奴の語で天の意。一名雪山。匈奴はこの二山を奪はれて「六畜蕃息せず、婦女をして顏色なからしむ」と歎いた。）○渾邪王（匈奴の王の名。）○置五屬國（來降の衆を、隴西、北地、上郡、朔方、雲中の五郡に移住させて、各々その本國の風習によらしめ、そのまゝで漢に屬せしめたのである。中國の郡縣と區別するために、特に屬國といつて郡とはいはなかつた。）○處其衆（其衆は、匈奴の衆民。處はオクと訓ず。そこに居住させること。）○右北平（今の甘肅省平涼府平涼縣。）○定襄（今の山西省忻州府定襄縣。一說に、定襄は定西の誤で、今の甘肅省鞏昌府安定縣であるといふ。）○封狼居胥山（匈奴の山名。今の蒙古にあつて一に狼山ともいふが、何地であるか詳にし難い。去病はこの時、更に、姑衍に禪し、翰海に登臨して還つたのである。封とは、ここには高山に土を高くもつて土壇を築き天神を祭ること。封禪。）○文成將軍（次項の「五利將軍」と同じく、武官でないものに授ける一種の官名である。）○李少翁以レ詐誅（李少翁は齊人。方術を以て武帝から寵遇を受けてゐた。「以レ詐誅」とは、天神を招請するのだと稱して、武帝に勸めて甘泉宮を造らせ、一年間もお祈りをしたが、天神は遂に降つて來なかつたといふことだ。其他にも、帛書を牛に食はせて、何食はぬ顏で、「この牛の腹中に奇書がある」などと詐つたといふ話もある。）○酒泉武威（酒泉は、今の甘肅省肅州府。武威は、今の甘肅省永昌府。ともに郡名。張騫が西域に使してから、この兩郡の置かるまでに十年かかつてゐる。）○路博德（路は姓、博德は名。霍去病の配下として出征して功があつた。右北平の太守となり、符離侯に封ぜられた。）○欒大（方術を以て武帝に寵幸せられた。人となり長大にし美。言ふところ方略多く、大言壯語を恣にしたといふ。ここに「以レ非誅」とは、東海に入つて仙人を連れて來ると稱し、却つて泰山に至つて仙人を求めたが其驗がなかつたといふ罪で誅せられたのをいふ。）○西羌（國名。西方蠻夷の一。舜に竄せられた三苗の後である。今の甘肅省蘭州府河州の西方地方。）○南越（國名。越の國、南方に在るから南越といふ。今の廣東廣西の地。）○九郡（南海、蒼梧、鬱林、合浦、交趾、九眞、日南、珠厓、儋耳の九郡。）

○元封元年、帝出長城、登單于臺、遣レ使告單于曰、南越王頭、已懸漢北闕下。今單于能戰、天子自將待レ邊。○帝如緱氏、登中嶽、遂東巡海上、求神仙。

朝鮮降

封泰山、禪肅然、復東北至碣石還。○滇王降。置益州郡。○三年、擊樓蘭虜其王、擊車師破之。○朝鮮降。置樂浪・臨屯・玄菟・眞蕃郡。○匈奴寇邊。遣兵屯朔方。○五年、南巡江漢、至泰山增封。○六年、擊昆明。

【訓讀】元封元年、帝、長城を出で、單于臺に登り、使を遣はし單于に告げて曰く「南越王の頭は、已に漢の北闕の下に懸れり。今、單于能く戰はば、天子自ら將として邊に待たん」と。○帝、緱氏に如き、中嶽に登り、遂に東のかた海上を巡り、神仙を求め、泰山に封じ、肅然に禪し、復た東北して碣石に至つて還る。○滇王降る。益州郡を置く。○三年、樓蘭を擊つて其の王を虜にし、車師を擊つて之を破る。○朝鮮降る。樂浪・臨屯・玄菟・眞蕃郡を置く。○匈奴、邊に寇す。兵を遣はして朔方に屯せしむ。○五年、南のかた江漢を巡り、泰山に至つて封を增す。○六年、昆明を擊つ。

【通釋】元封元年に、武帝は自ら萬里の長城を越えて、(冒頓單于の築いた)單于臺に登つて、そこから使を出して、單于に「(漢に臣服しなかつた所の)南越王の首は、現にわが漢の宮殿の正門にさらしてある。(どうだ。漢の兵威はこんなものだが、降參する氣がなく)能く俺と戰ふつもりなら、俺は自

以二正月一爲二歳首一

ら大將となつて、國境に待つてゐてやらう」と、嚇しつけた。單于は大いに畏れて降つた。同じく元封元年に、武帝は緱氏縣に行き、嵩山に登り、更に舟で渤海灣に浮んで仙人をさがしあるいた。それから泰山に登つて、土壇を築いてお祭りし、(その麓に在る)肅然山で、地を祓ひ淸めてお祭りし、それから復た東北に巡行して、碣石山に登つて都に還つた。(此の行、實に周の里程で一萬八千里であつたといふ。)(以下は文意明かであるから講義を略する。なほ語釋を參照されたい。)

語釋 單于臺(嘗頓單于の築いた臺。臺は、土を方形に高く築き上げて四方を展望するやうにしたもの。後世の物見臺の類。) 〇北闕(未央宮の北門。闕は宮門。未央宮は南向きに建つてゐるが、その正門は北にあつた。) 〇緱氏(縣名。今の河南省河南府偃師縣の南。) 〇中嶽(嵩山のこと。今の河南省河南府登封縣の北に當る。五嶽中の中央に當るので中嶽といふ。中嵩・嵩高・嵩丘ともいふ。) 〇肅然(泰山の麓にある小山。) 〇碣石(山名。今の直隸省永平府撫寧縣の西南に當る。) 〇樓蘭・車師(共に西域の國名。今の新疆省にあつた。樓蘭は後に鄯善と稱したが、今は沙漠に沒してしまつた。車師は今の新疆吐魯番縣にあり、後に同孚滸縣の地に遷つた。) 〇樂浪(今の平壤の地) 〇臨屯(今の京畿の西南地方。) 〇玄菟(今の咸興府。) 〇眞番(今の京城の西。) 〇增レ封(先の土壇を增築して山神を祭ること。) 〇擊二昆明一(昆明は西南夷の一種族。今の雲南の地。因みに昆明に滇といふ方一百里の大池があつて、この種族は水戰に長じてゐたので、武帝は、長安に昆明池といふ池を掘つて、そこで水戰の練習をさせてから、出征したといふことである。)

〇太初元年、帝如二泰山一。十一月甲子、朔旦冬至、作二太初暦一、以二正月一爲二歳首一。〇遣二李廣利一伐二大宛一不レ克。〇遣二趙破奴一擊二匈奴一、敗沒。〇三年、匈奴大入、破二

塞外ノ城障ヲ。○大ニ發シ兵ヲ從ヒ李廣利ニ伐タシム宛ヲ。宛降ル。得タリ善馬數十匹ヲ。○四年、匈奴ノ單于、使ムヲシテ使來獻セ。

訓讀 太初元年、帝、泰山に如く。十一月甲子、朔旦冬至、太初暦を作り、正月を以て歳首と爲す。○李廣利を遣はして大宛を伐たしむ。克たず。○趙破奴を遣はして匈奴を撃たしむ。敗沒す。○三年、匈奴大いに入つて、塞外の城障を破る。○大いに兵を發して李廣利に從ひ、宛を伐たしむ。宛降る。善馬數十匹を得たり。○四年、匈奴の單于、使をして來獻せしむ。

通釋 太初元年に、武帝は又もや泰山に行つて天をお祭りした。さてその年の十一月の甲子の日は、丁度、月の一日で、又冬至に當つてゐたので（目出度い事だとして、暦法を改正して）太初暦といふのを作り、この十一月を正月とし、朔日を歳首、即ち年の初とした。（以下、文意明かであるから講義を略する。なほ語釋を參照されたい）。

語釋 朔旦冬至（朔旦はツイタチで月の初の日。冬至は、一年中で一番日の短い日。この朔旦と冬至との重つた日を、朔旦冬至といつて、瑞祥としたものである。）　○作ニ太初暦一（漢はこの時まで、秦制によつて、十月を歳首としてゐたが、是に至つて夏正即ち夏の世の暦を用ひ年號を太初といひ、之を太初暦と稱し、十一月を以て正月とし、正月を歳首としたのである。）　○大宛（西域の國名。今の露領亞細亞フエルガナ地方の稱。當時大月氏の北に當る。）　○敗沒（趙破

蘇武使匈奴

繡衣持斧

祀明堂

奴の軍は、匈奴のために敗られて全滅し、破奴は捕虜となり、その部下は皆匈奴に收容された。沒は沒入の意で、敵に捕虜となつて沒入すること。戰に敗れて敵に投降するをいふ。破奴は後に漢に歸つた。一說に沒は敗死と同じく戰沒することだともいふ。）○塞外城障（とりでのソトジロ。漢の制では塞ごとに要所に別城を築造し、兵を置いて守らせ、之を候城卽ち物見の城と稱したが、これ卽ち城障である。趙破奴が敗れた時、武帝は、更に將軍徐自爲を遣つて、五原塞に出動せしめ、遠く千餘里に及ぶ所まで、候城を築いたとある。）○來獻（來つて貢物を獻上すること。和親の意を表する爲である。）

○天漢元年。遣中郎將蘇武使匈奴。單于欲降之、幽武置大窖中、絕不飲食。武齧雪與旃毛幷咽之。數日不死。匈奴以爲神、徙武北海上無人處。使牧羝曰、羝乳乃得歸。○二年、遣李廣利擊匈奴。別將李陵敗降虜。○上以法制御下、好尊用酷吏。東方盜賊滋起。遣使者衣繡衣持斧、督捕得斬二千石以下。○四年、李廣利擊匈奴。不利。○太始三年、帝東巡琅琊、浮海而還。○四年、東巡祀明堂、修封禪。

【通釋】○天漢元年、中郎將蘇武を遣はし匈奴に使せしむ。單于之を降さんと欲し、武を幽して大窖中に置き、絕えて飲食せしめず。武、雪と旃毛とを齧み併せて之れを咽む。數日死せず。匈奴以て神

と爲し、武を北海の上、無人の處に徙す。羝を牧せしめて曰く、「羝、乳せば乃ち歸るを得ん」と。○二年、李廣利を遣はして匈奴を撃たしむ。別將李陵、敗れて虜に降る。○上、法制を以て下を御し、好んで酷吏を尊用す。東方に盜賊滋ゝ起る。使者を遣はして、繡衣を衣、斧を持して督捕せしめ、二千石以下を斬ることを得しむ。○四年、李廣利、匈奴を撃つ。利あらず。○太始三年、帝、東のかた瑯琊を巡り、海に浮んで還る。○四年、東巡して明堂を祀り、封禪を修す。

通釋　（武帝の匈奴征伐中の一挿話がある）。天漢元年に中郎將の官にゐる蘇武を遣はして匈奴へ使せしめた。すると匈奴王は（蘇武の人物を見ぬいて）、これを降參させて（我が味方に引き入れたい）と思つたが、（蘇武がそれを承知しないので、懲らしめのために）蘇武を大きなあなぐらの中に押し込め、絕對に飲食を與へなかつた。蘇武は（敷いてゐる）毛織物の毛と雪とを交へて一緒に呑んで（饑をしのいだ）。數日たつても死なないので、匈奴では（それを怪しんで、これは普通の人間ではない）不思議な神であらうと思ひ、蘇武を北海のほとり人の住まぬ處へ移した。其處で羊を飼はせて曰ふには、「牡羊が子を孕んだら國へ歸してやらう」と。○天漢二年に、武帝は、將軍の李廣利を遣つて匈奴を撃たせた。その時、別軍の將であつた李陵が軍に敗けて匈奴に降服した。○帝は、專ら法律制度を以て、

ぐん／＼と下民を引きまはし、（涙のない）厳しい一點張の役人を好んで重く用ひた。その頃、東方に盜賊が澤山出て（良民を困しめた）。そこで帝は、使者を遣つて、それに錦で縫取をした着服を着せて（威嚴を示させ）、（天子より賜つた）斧を持たせて（切捨御免のしるしとなさしめ）、賊共を取締り召捕らせ、（役人の中でも）地方の長官以下の者で（悪事を働く者があつたら）勝手に斬殺することの出來る權利を與へた。（以下、文意明かであるから省略する。なほ語釋を參照されたい）。

語釋 中郎將（宮廷に宿直して天子を護衛する武官の長。近衛の長官。將軍に次ぐ。） ○大窖（窖は音コウ。あなぐら。） ○旃毛（旃は氈に同じく毛織物。氈上に敷く毛布の毛をいふ。） ○北海（今のシベリヤのバイカル湖。） ○羝乳乃得レ歸（羝は牡羊。乳とは乳が出ることで子を生むをいふ。牡羊が子を生むわけはないから、畢竟再び歸さないといふ意を示したのである。） ○李陵敗降レ虜（騎都尉となつて、歩兵五千を率ゐて、匈奴の數千人を殺し、殆ど勝ち軍であつたが、部下に敵に降る者があり、且つ後援なく、矢丸盡きて、遂に單于の大兵に包圍せられて降服した。單于の女を妻とし、右校王となり、匈奴に在ること二十餘年にして死んだ。） ○酷吏（酷は、法令を嚴重にして嚴格苛酷なる官吏をいふ。） ○二千石（漢代に於ける郡の太守である。年俸二千石なるによる。ニセンセキと讀む。今日、地方長官の意に用ひる語。良二千石。） ○繡衣持レ斧（繡衣は、錦糸で刺繡を施した衣服。これを衣せたのは天子寵信の意を示したのである。斧はヲノ。斧鉞は天子が出征の大將に授ける刑具。それを持たせたのは、天子が之に專斷を許可したことを示す。この時の使者は暴勝之といふ者であつた。人は之を直指使者と稱して畏れをなした。） ○瑯琊（郡名、今の山東省沂州府蘭山縣。） ○祀ニ明堂一（明堂は泰山にあり周代に天子が巡狩して、諸侯を朝參せしめた殿堂である。武帝これを黃帝の時の明堂の圖によつて建築し、上帝を拜祀した。堂は四面壁なく、茅を以て葺き、上に樓あり、西南から入るやうになつてゐるといふ。この樓上で上帝を祀るのである。又朝廷のことをも明堂といふ。） ○修ニ封禪一（封は土を築いて壇を作り天を祭ること。禪は壇で地をはらひ淸めて山川を祭ること。修はその祭を執り行ふこと。）

征和二年、巫蠱ノ事作ル。帝如キ甘泉ニ、以テ江充ヲ爲シ使者ト、治メシム巫蠱ノ獄ヲ。掘リテ太子ノ宮ヲ云フ。得ル

田千秋上書

木人尤多。太子據懼、使客佯爲使者、收捕充斬之、白母衞皇后、發中廐車、載射士、出武庫兵、發長樂宮衞卒。上從甘泉來、詔發三輔兵。丞相劉屈氂將之。太子亦矯制發兵、逢丞相軍。兵合戰五日、死者數萬。皇后自殺、太子亡至湖、自經死。後有高廟寢郎田千秋上書言。有白頭翁教臣云、子弄父兵、罪當笞。上悟曰、此高廟神靈告我也。知太子無罪。作歸來望思之臺於湖。天下聞而悲之。

訓譯　征和二年、巫蠱の事作る。帝、甘泉に如き、江充を以て使者と爲し、巫蠱の獄を治めしむ。太子の宮を掘つて云ふ。「木人を得ること尤も多し」と。太子據、懼れ、客をして佯つて使者と爲し、充を收捕して之を斬らしめ、母衞皇后に白し、中廐の車を發し、射士を載せ、武庫の兵を出し、長樂宮の衞卒を發す。上、甘泉より來り、詔して三輔の兵を發す。丞相劉屈氂之に將たり。太子も亦制を矯り兵を發し、丞相の軍に逢ふ。兵、合戰すること五日、死する者數萬なり。皇后自殺し、太子

亡げて湖に至り、自經して死す。後、高廟の寢郎、田千秋といふもの有り。上書して言ふ「白頭翁有り、臣に教へて云く、子、父の兵を弄するは、罪、笞に當す。」と。上、悟つて曰く、「此れ高廟の神靈我に告ぐるなり。」太子の罪無きを知る。」と。歸來望思の臺を湖に作る　天下、聞いて之を悲しむ。

〔[illegible]〕武帝の征和二年に、巫に本づく迷信から一つの悲劇が起つた。(これより前、巫女が宮中に出入して、「木で造つた人形を床下に埋めてお祭りすると、危難を免れる」と言つたので、女官たちを初め、皆がそれを信じて行つたところ、それは帝を呪咀するものであるとの噂が立つた。丁度その時、武帝が晝寢の夢に、數千の木人形が杖を振つて自分を撃たうとすると見て覺めた。で、噂の事もあり、氣に病んで)、武帝は甘泉宮に行幸して(保養をし)、江充を使者として、この巫女の呪厭事件に就いて調査させた。江充は、(豫て太子據と不仲であるところから、之を機として太子を陷れようと計り、帝の御氣分の惡いのは、全くこの呪厭人形のためなることを申し上げ、別に人を遣つて、太子の御殿にそつと木人形を埋めさせておき、さて愈々禁厭事件の檢分役として乘りこみ、太子の御殿の下を掘つた。そして「呪ひの木人形が澤山に現れました」と報告した。太子は、そのために禍の及ばんことを恐れて、客分の男を、帝からの僞使者に仕立て、(帝の命であると僞つて)江充を捕へて斬らせた。

そして、母の衞皇后に告げて、宮中にある廐の馬を引出して車をつなぎ、弓の達者な士を載せ、又兵器庫の武器を持出して、これを長樂宮の護衞兵に授けて、(急に、戰爭の準備を整へた。)武帝は(之を聞いて大いに腹立ち)、甘泉宮から還つて、詔を出して、京兆・扶風・馮翊の三郡の旗本の兵を集め、(太子を伐たせた)。丞相の劉屈氂が總大將であつた。で、太子も亦、天子の詔であると詐つて前記の兵を繰出し、丞相の軍を迎へて戰つた。戰爭は五日つづいて、死者雙方で數萬人の多きに達した。(結局、太子方は敗けて)、衞皇后は自殺し、太子は逃げて湖縣に行つて、そこで首を縊つて死んだ。しばらくして後、高祖の廟を掌つてゐる田千秋といふ者が、上書して言ふのに「白髮の老翁が現れて、私に、凡そ子たる者が、父の兵を弄する時は、その罪は笞刑に相當して死罪ではない、と敎へました。」と、(暗に武帝を諫めた)。そこで武帝は、大いに悟つて「これは高祖の神靈が我に警告し給うたのである。我は太子に罪の無いことを知つた」と。(嘆いて、太子の魂が再びこの世に歸つて來るのを待つぞよ)と言つて、太子の死んだ湖縣に、歸來望思臺といふ高樓を造つた。天下の人民はこれを聞いて(その心事に同情して)深く悲しんだ。

【語釋】巫蠱事(巫はミコ又はカンナギと訓ず。祈禱やマジナヒをする女のこと。蠱は人を惑はし害する意。二字で合つて人をのろふ義。當時、方士や巫女が多く京師に聚つて、盛に活動し、宮中にまで入つて、厄除人形の迷信を傳へ、その結果、互に相許き惡み、讒謗が

罷議輪臺屯田

詔霍光輔太子

行はれて、後宮大臣の誅せられた者が甚だ多かつた。太子の事件もその一つである。）○甘泉（甘泉宮のこと。もと秦の離宮であつたのを、武帝が増築したもので、今の陝西淳化縣の西北に在つた。周廻六十里といふ。）○治獄（獄は巫蠱に巫蠱の事件。蠱は呪詛害する意。）○木人（木で造つた人形。木偶。カタシロの類。己れの身代りに災厄を負はすための物。）○太子據（據は太子の名。皇后衛氏の生むところ。帝は初め甚だ之を寵愛したが、長ずるに及んで、その寛厚仁恕の性格が、己れの性格と反するので、漸次遠ざけ、遂に江充の讒に逢つて之を嫌ひこの結果を見るに至つた。）○收捕（收も捕もともにトラヘルこと。）○衛皇后（字は子夫。初め平陽侯の謳者であつたが、武帝に寵せられるに及んで、立つて皇后となり、太子據を生んだ、巫蠱の事の起つたのは、立つて三十八年の時で、容色衰へて寵幸が篤らなくなつた時のことである。）○中廐車（中廐は、宮中のウマヤ。車は、兵車。）○長樂宮（宮殿の名。今の陝西長安縣の西北にあつた。もと秦の興樂宮と云つたのを、漢が修築したもの。漢の初めには群臣朝會の所であつたが、其後皇后の居所となつた。）○三輔（漢代の京兆、扶風、馮翊の三郡を三輔といつた。長安の市内が京兆で、その左を馮翊、右を扶風と稱した、何れも帝都及びその周圍の地なので、他の郡縣よりも重んぜられたものである。）○江充（字は次倩。邯鄲の人。人となり魁岸。容貌甚だ壯。武帝これを異として「燕趙固より奇士多し」などと云つて擢用した。）○矯レ制（制は、天子の命令。矯は、まげいつはること。）○湖（縣名。今の河南省陝州府閿鄕縣。）○寢郎（高寢廟一切の事務を掌る官。）○田千秋（長陵の人。巫蠱事件で武帝を諫めたり、方士を宮中から退けたりした。後に丞相になり、昭帝の時、老年の故で、車のまゝ宮中に入ることを許されて、車丞相と呼ばれた人である。）○笞（五刑の一。鞭で打ち懲す刑。罪の輕重に從つて打つ數に差等がある。）○歸來望思之臺（臺名。太子の死を悼み、その靈魂の歸り來ることを待ち望むとの意によつて營ぜられたもの。）

○三年、匈奴寇五原・酒泉。遣李廣利擊之。廣利降匈奴。○四年、罷方士候神人者。○以田千秋爲相、封富民侯。罷議輪臺屯田、下詔深陳既往之悔。

○後元二年、上幸五柞宮。病篤。以霍光爲大司馬大將軍、受遺詔輔太子。

上在位五十四年、改元者十有一、曰建元・元光・元朔・元狩・元鼎・元封・太初・

天漢・太始・征和・後元。

【訓讀】三年、匈奴、五原・酒泉に寇す。李廣利を遣はして之を撃たしむ。廣利、匈奴に降る。○四年、方士の神人を候する者を罷む。○田千秋を以て相となし、富民侯に封じ、輪臺の屯田を議することを罷め、詔を下して深く旣往の悔を陳ず。○後元二年、上、五柞宮に幸す。病篤し。霍光を以て大司馬大將軍となし、遺詔を受けて太子を輔けしむ。上、在位五十四年、改元する者十有一、曰く建元・元光・元朔・元狩・元鼎・元封・太初・天漢・太始・征和・後元。

【通釋】征和三年に、匈奴が五原・酒泉の二郡に攻込んだ。武帝はそこで、將軍の李廣利を遣つて討伐させた。ところが李廣利が匈奴に降服してしまつた。○征和四年に、(武帝は、神仙の說に迷つたことの非を悟つて、)仙術を行ふ者や神おろしをする者を、朝廷外に卻けた。○(同じく征和四年に)田千秋が(さきに巫蠱の事で直言した功により)大臣に任じ、富民侯に封じた。又(西域の)輪臺國に屯田兵を置かうとする案を中止し、詔を出して、過去に於て(あまりに兵を起し民を苦しめたことを)後悔する意味を告げ示した。○後元二年に、武帝は五柞宮に行幸したが、遂に病氣になつて危篤に陷つた。

窮極武事　事土木

そこで霍光を大司馬大將軍に任命し、遺言に本づいて太子を輔けて（天下を治めるやうにさせた）。

（以下、文意明かであるから講義を略する）。

【語釋】五原・酒泉（ともに郡名。五原は今の山西省平定州南甘肅の北に當る。酒泉は前に出づ。）○候神人（神人は仙人。候は伺ひ望む意で、神人の來降を伺ひ望むこと。仙人を招くこと、所謂神おろしの類。）○富民侯（百姓の富饒ならんことを願ふの意を以て賜つた爵號。）○輪臺屯田（輪臺は、西域に在る國の名。今の新疆省迪化府の地である。車師國の西方千餘里に當るといふ。そこに五千頃の田地あり、兵士ここに駐屯して、平日は農耕に從ひ、事ある時は軍に從ふ。卽ち屯田の兵である。輪臺屯田の議は、桑弘羊の建議によるもので、その主旨は西域諸國を威服するにあつたが、武帝はこの時休息養民の意思があつたので、之を取止めたのである。）○既往之悔（既往は過去といふ意。悔は後悔。連年の征伐によつて國力疲弊の害を招き大いに之を悔いたのである。）○五柞宮（宮殿の名。今の陝西省西安にあつた。柞はハハソと訓ず。蓋し殿内に五本の柞の木があつたので名づけたといふ。）○霍光（字は子孟。霍去病の異母弟。性小心にして謹愼、宮中に出入すること二十餘年、未だ嘗て過失が無かつた。殿門を出入するにも、いつも同じ地點を通つて、嘗て尺寸の違ひも無かつたといふ程である。後、麒麟閣に漢代名臣の肖像を掲げられた時、第一位に置かれ、人々みな大將軍博陸侯霍氏といつて、敢て名を言はなかつたほど畏敬せられたものである。）○大司馬大將軍（官名である。軍事の總帥。）

上雄材大略、承文景豐富之後、窮極武事。嘗謂高帝遺平城之憂。思如齊襄公復九世之讎、數征匈奴、盡漢兵勢。匈奴遠遁、幕南無王庭。斥地立郡縣、置受降城、通西域、通西南夷、東擊朝鮮、南伐粤、軍旅歲起。內事土木、築上苑、屬南山。建柏梁臺、作承露銅盤。高二十丈、大七圍、上有仙人掌。

〔語譯〕上、雄材大略あり。文・景、豐富の後を承け、武事を窮極す。嘗て謂へらく、「高帝、平城の憂を遺せり。齊の襄公が九世の讎を復するが如きを思ふ」と。數々匈奴を征し、漢の兵勢を盡す。匈奴遠く遁れ、幕南に王庭無し。地を斥き、郡縣を立て、受降城を置き、西域に通じ、西南夷に通じ、東のかた朝鮮を撃ち、南のかた粤を伐ち、軍旅歳々起る。內には土木を事とし、上苑を築き、南山に屬す。柏梁臺を建て、承露銅盤を作る。高さ二十丈、大さ七圍、上に仙人掌有り。

〔補說〕武帝は人並すぐれた器量あり胸に大きな計略を持つ。(既にさうした素質のある上に)、文帝景帝二代の豐富な財力の後を承けたので(軍費には事缺かぬ。そこで)戰爭を思ふさま十分にしたものである。嘗て曰く、「わが御先祖の高帝(高祖)は匈奴のために平城に圍まれて(非常に苦しまれたが、これ我が漢室の大なる恥辱であつて)その憂憤は今なほ殘されてゐるのだ。昔、齊の襄公は九代前の仇を討つて(先祖の鬱憤を霽らされたが)、予もそのやうにしたいと思ふ」。から言つて度々匈奴を攻めて、漢の兵力のある限りを出して戰つた。その爲に匈奴は遠く逃げ去つて、沙漠の南(長城の附近には)、匈奴王の住ひは無くなつた。で、その地を開拓して郡縣となし、受降城を置いて(匈奴の降參するものを受け入れた)。また西方の國々とも交通すれば西南の夷とも交通し、東の方は朝鮮を撃ち、南の方

漢代塞外地圖

は粤の國を伐つなど、毎年々々戦の絶間もなかつた。(外に向つてさうした大事業を起すのみならず)、また内では普請工事を仕事にして、上林苑といふ大きな御苑を造つて、それを南山にまで連續する。柏梁臺といふ高閣も建てた。(また通天臺を造つて、その上に)露を承ける銅盤を置く。高さ二十丈、大きさは七拱もある。盤の上には(仙人が掌上に玉盃をさゝげて高く天上の露を受けてる像)即ち仙人掌が作られてある。

【語釋】窮ニ極武事一(武事をきはめ盡すといふことで、征戦を出來る限り思ふ存分にすること。)

○平城之憂(高祖の七年に匈奴が邊境に寇したので高祖自ら兵三十萬を率ゐて之を征したところ、平城に至つて匈奴王冒頓單于(ボクトツゼンウ)の軍四十萬に圍まれ七日の後、陳平の秘計によつて辛うじて圍を解かれた。高祖はそれを終生の恨としてゐた。平城は今の山西大同縣。)　○齊襄公復ニ九世之讐一(齊の襄公が九世の祖哀公(名は不辰)といふ、紀侯(紀は今

神仙好樓居說

賣武功

均輸平準

の山東省光縣の地にあつた國)が哀公の事を周の夷王に讒訴した爲に、夷王は哀公を烹殺した。後に齊の襄公(名は諸兒)立つて八年、遂に紀を伐つて之を滅しその仇を報いた。) 〇匈奴(匈奴のことは秦始皇の條で述べたが、此頃は領土も廣大になつて、東は朝鮮より西は西藏にまで及んだ。漢は高祖が平城に圍まれてから匈奴に對しては懷柔を事とし却つてその輕侮を招き邊境は常に脅されてゐた。そこで武帝は累代の國辱を雪がうと欲して、屢々衞青・霍去病等を將軍として征伐せしめ、遂に之を漠北に擊退して內蒙古の地を取つた。) 〇幕南無王庭(幕は漠に通じて沙漠のこと。萬里長城の北にある戈壁(ゴビ)沙漠をいふ。故に幕南は戈壁沙漠の南、長城の北、今の內蒙古地方をいふ。匈奴は城郭といふものなく、到る處に天幕生活をなす。其の天幕の前には平地を存して庭のやうであるから、匈奴王の家を王庭といつたのだと云ふ。) 〇斥地(斥はヒラクと訓ず、開くこと。開拓。) 〇受降城(匈奴の來降を受ける城といふ義。匈奴が漢に降らうとするにも道が遠くて不便であるといふので、塞外の地に城を築いて降人を受け入れる便宜にしたのである。) 〇西南夷(貴州・雲南・四川地方。) 〇粤(音エツ。越に同じ、廣東・安南の方をいふ。) 〇軍旅(旅はもと五百人の軍隊。軍旅は卽ち軍隊の意、又戰爭の意。こゝは後者。) 〇上苑(上林苑のこと。前に述べたり。) 〇柏梁臺(長安城の北門の內に建てた臺で、梁には香の高い柏の材を用ひ、その香が十里四方にほつたといふので此名があると云ふ。因みに詩の一體に柏梁體と云つて、七言聯句で每句押韻するのがある。それは武帝が此の臺上に群臣と酒宴した時詠んだのに始まるといふ。) 〇承露銅盤(露を承ける銅のタラヒで、甘泉宮の通天臺に造つたもの。) 〇仙人掌(仙人が掌上に玉盃をさゝげてゐる像。これに天上の清露を受け、それで玉屑を練つて仙藥を造つて飲むと長生不老であるといふ。武帝は非常に仙術修煉者の說を信じて、長生不死を冀ひいろいろな迷信的行爲をやつたものである。これなどもその一つ。)

以方士公孫卿言神仙好樓居、作蜚廉・桂館・通天莖臺、作首山宮、作建章宮。千門萬戸、東鳳闕、西虎圈、北太液池。中有漸臺・蓬萊・方丈・瀛洲・壺梁。南玉堂璧門、立神明臺、作明光宮。皆極侈靡。數巡幸崇祠祀、修封禪。國用不給。賣武功爵級、造鹿皮幣・白金。桑弘羊・孔僅之徒、作均輸平準法、興利。以

佐費、置鹽官、算舟車、造緡錢。天下蕭然。末年盜起。微輪臺一詔、漢幾不免爲秦。

方士公孫卿が、「神仙は樓居を好む」と言ふを以て、蜚廉・桂館・通天莖臺を作り、首山宮を作り、建章宮を作り、千門萬戸、東は鳳闕、西は虎圏、北は太液池。中に漸臺・蓬萊・方丈・瀛洲・壺梁あり。南は玉堂・璧門、神明臺を立て、明光宮を作る。皆侈靡を極む。數〻巡幸して、祠祀を崇び、封禪を修す。國用給せず。武功の爵級を賣り、鹿皮の幣・白金を造る。桑弘羊・孔僅の徒、均輸・平準の法を作り、利を興して以て費を佐け、鹽官を置き、舟車を算し、緡錢を造る。天下蕭然たり。末年、盜起る。輪臺の一詔微りせば、漢、幾んど秦たるを免れず。

方士の公孫卿といふ者が、「仙人は高い樓臺の上に居ることが好きなものである」と言つたので、(仙人と交通して不老長生を希つてゐる武帝の事だから、早速) 蜚廉閣、桂館閣、通天莖臺などの高樓を建てた。又(龍首山に) 首山宮を作り、(安西には)建章宮を作るなど、實に澤山の門や家を建てならべた。(その建章宮には) 東の方には鳳闕 (上に鳳凰の像を置いた高閣) があり、西の方には

虎圈（虎を畜つた檻）があり、北の方には太液といふ大きな池があつて、池中に漸臺といふ高樓を建て、（海上の仙島に擬へて）蓬萊・方丈・瀛洲・壺梁などの島々を造つた。宮の南の方には寶玉をちりばめた堂や門やが作られた。又、神明臺といふ高樓、明光宮といふ殿堂をも營造するに至つたが、何れも贅澤三昧を極めたものであつた。武帝は又たび／＼地方を巡つて、神々の祭典を營み、土を盛つて天を祭り地をはらつて山川を祭つた。（かやうに內外の事業を盛んに起した爲め）、遂に國家の費用が足りなくなつて仕舞つた。そこで軍功によつて賜はる爵位等級を金で賣り與へ、白鹿の皮で皮幣を造つたり、錫をまぜた銀貨を作つたりした。大農中丞の桑弘羊や大農令の孔僅などいふ手合は、均輸法といつて物品を廣く諸處へ流通する法、平準法といつて物價の平均を保つ法などを考へ出して、政府に利益を收めて國費の足しにしたのである。（また鹽は政府の專賣と云ふことにして）鹽官といふ役人を置いて之れを取締らせ、舟や車を調べて稅を取り、錢一さしにも稅をかけた。（こんな風だから世の中は非常に不景氣で）、ひつそりと寂しくなり、武帝の晚年には盜賊が起つて（愈〻不安な狀態になつた）。此の際もし彼の輪臺の詔——西域の輪臺へ屯田兵を送るといふ計畫に對して、武帝がそれを中止せしめて人民を休息させようといふ詔を發しなかつたら（卽ち此の上いつまでも外征を事として居つた

ならば）、漢もやつぱり秦のやうに滅んでしまふのだつた。（遅蒔ながら武帝が外征を悔いて民力の休養を自覚したからこそ滅亡を免れたのである）。

【語釋】 蜚廉（蜚は飛の古文。蜚廉は神禽でよく風を吹き起すといはれてゐる。この神禽の像を楼上に掲えたので、館に名づけたのである。） ○桂館（香木のカツラで造られた高樓。） ○通天莖臺（前殿の承露盤の置かれてある高樓。高さ百餘丈、天にも通じ得る程だといふので、通天と稱し、莖は承露銅盤の多數の莖で、銅盤の支柱である。通天莖ともいふ。） ○首山宮（關中の歸首山に建てたから斯く名づけた。一說に、河東の蒲坂にある首山に建てたものだとある、） （建章宮（宮西に建てられた宮殿。）） ○千門萬戸（戸數の多きこと。市中の人家の多いことにもいふが、こゝは禁中の宮室の無數にあることをいふ。） ○鳳闕（高樓の名。屋上に鳳凰の像が置かれ、高さ二十餘丈といふ。） ○虎圏（圏は獸を入れておく檻、ヲリ）。虎圏は虎を飼ふ檻。つまり建章宮の西方には、今日の動物園のやうなものがあつたのである。廣さ數十里と稱せらる。） ○太液（池の名。天地萬物の津液を潤へるといふので掘つた池。周廻十頃、金石の魚龍の像を置き、禾里の女、鳴鶴の舟を浮べたといふ。） ○漸臺（太液池中に建てられたウテナの名。水が出ると臺が水に浸（ヒタ）るといふので名づけたもの。） ○蓬萊・方丈・瀛洲・壺梁（蓬萊、方丈、瀛洲は渤海中にある所謂三神山で神仙の居るところ。そこには不死の藥があるといはれてゐる。島中の宮殿は悉く金銀、禽獸はすべて白色。この仙山を遠望すれば雲の如く、近づけば水面下に沒すといふ。今、太液池中にこの三山を象つて造つたのである。壺梁も亦、神山の名。） ○神明臺・明光宮（ともに二樓の名。鳳闕以下の諸宮は、すべて建章宮中のものである。） ○崇二祠祀一（神の祭を大事に執り行ふ。） ○賞二武功爵級一（戰功のあつた者に賜はる爵位で凡そ十七階級あつたが、それを何の階級でも金次第で賣つたのである。） ○鹿皮幣（當時朝廷の御苑内に白鹿が居つたので、その皮を取つてサツを造つた。今日の紙幣の類。） ○白金（政府の倉庫に銀や錫が澤山あつたといふので、それを交ぜて銀貨を造つた。） ○均輸（各州郡から政府に納めるものは皆その土地で澤山産出する品物を出させ、政府は平均の價格で以て其の物産のない土地へ之を轉賣して利益を收める法である。） ○平準（物價の安い時は政府がそれを買上げておき、高くなつた時に之を賣り出して價格の平均を保ち商人に買占めや賣惜しみの利益をさせないで、政府自らその利を得る法である。） ○鹽官（鹽專賣に關する取締りの役人。支那の内地は海に遠く、爲めに鹽は非常に貴重であるから、政府が專賣することゝして、若し私に專賣する者があれば罰金を取つた。） ○緡錢（緡は錢サシのこと、錢一千文を一サシとして、一サシに就て二十文の稅を取つた。） ○輪臺一詔（輪臺屯田の案を斥するの詔を出したことを指す。事は征和四年の條に見える。）

【餘說】 武帝の成敗も功罪も、簡短ながら此の章がよく說破してゐる。何しろ規模の大きな人であつ

田蚡　公孫賀　酷吏張湯　卜式兒寬

た。その點に於て秦の始皇に似てゐる。匈奴を征伐したことから神仙の說を信じたこと、無暗と高壯な建築をやつたことまで――始皇の匈奴征伐は長城といふ廣大な城壁を殘すに止まつたが、武帝のそれは副產物として西域との交通を開き西方文化を取り入れることによつて、漢の文化を豐富にした。たゞ始皇と異るところは、彼れが書を燒き儒を坑にしたのに對して、此れは先王の遺經を拾ひ、學問を興し、德行を尙び、よく人材を信じ用ひた點にある。司馬溫公がこの點に就て「其所以異於秦始皇者、無幾矣。然秦以之亡、漢以之興者、武帝能尊先王之道、知所統守、受忠直之言、惡人欺蔽、好賢不倦。誅賞嚴明、晚而改過、顧託得人。此其所以有亡秦之失而免亡秦之禍乎。」と論じたのは蓋し篤論といふべきである。

所用丞相、初惟田蚡稍專。上嘗謂蚡曰、卿除吏盡未。吾亦欲除吏。後皆充位而已。公孫弘後、國家多事、丞相連以誅死。公孫賀拜相、至涕泣不肯拜。亦卒以罪死。酷吏張湯・趙禹・杜周・義縱・王溫舒之徒、皆嘗峻用刑法。然湯等有罪亦不貸也。其間卜式・兒寬之屬、亦以長者見用。

[illegible]用ふる所の丞相は、初め惟だ田蚡のみ稍〻專らなり。上、嘗て蚡に謂つて曰く、「卿、吏を除する、盡くるや未だしや。吾も亦吏を除せんと欲す」と。後、皆、位に充つるのみ。公孫弘の後、國家多事にして、丞相連りに誅を以て死す。公孫賀、相に拜せられしも、涕泣して肯へて拜せざるに至る。亦、卒に罪を以て死す。酷吏、張湯・趙禹・杜周・義縱・王溫舒の徒、皆嘗て刑法を峻用す。然も湯等罪有れば亦貸さざるなり。其間に卜式・兒寬の屬、亦、長者を以て用ひらる。

【通釋】武帝は（自分で政治の權力を握つて部下に任せることの出來ぬ人であつたから）、その用ふる所の丞相の如きも、たゞ田蚡だけが、初めのうち幾分か政權を專らにしたもんだが、（それも武帝の氣に入らないので）、或時、武帝は田蚡に向つて、「卿は官吏を任命することは、それでもうおしまひか、それとも未だあるのか。實は予も自分で任命したいと思ふのぢや」と云つて、（暗に田蚡に權力を與へまいとする意向を示した）。（かやうに武帝の干渉がひどかつたら）、田蚡以後の丞相は皆たゞその位に据つてゐるだけで、（何等の實權もなかつた）。公孫弘が丞相となつて後は、國家にいろ〳〵出來事が多かつたが、丞相は次から次と、（事に坐して）誅せられた。（だから、群臣は皆、震へ上がつてゐた）。公孫賀が、丞相に爲れと命ぜられた時などは、（誅せられんことを恐れて）泣いてお受けする

ことを辭んだ程であつた。(けれども、武帝が非常に怒られたので、已むなく丞相となつたが)果して亦、罪を以て誅せられた。張湯・趙禹・杜周・義縱・王溫舒などの手きびしい役人達は、何れも嘗て刑法を嚴しく執り行つて來たので(武帝の氣に入つて深く用ひられた)。けれども、その張湯たちでも、何か間違があると(武帝は)亦少しも大目に見ることをせず、どし〳〵と罰した。併しかういふ有樣の中で、卜式や兒寬たちは溫厚の有德者として、よく武帝に用ひられた。

語釋　田蚡(皇太后の同母弟で、儒術を好み、太尉から丞相に登庸せられ、後、武安侯に封ぜられた。)　○除レ吏(除は、舊官を除き去つて、新官に任命する意から、官吏を任命することをいふ。)　○充レ位(「員に備はる」といふに同じい。)　○公孫賀(少時、騎士であつたが、後、衛青に從つて出戰し、軍術を以て認められ、南窌侯に封ぜられた。後八歳、石慶に代つて丞相とつたが、事を以て誅せられた。)　○不二肯拜一(拜受するを承知しない。肯は「がへんず」、「うべなふ」と訓じて承知するの意。因みに「不敢拜」とある時は、どうしても拜受しないといふ意となる。)　○張湯(湯、見たりし時、父が留守番をさせた處、鼠に肉を盜まれてしまつた。父は怒つて湯を笞つた。すると湯は鼠の穴をいぶして之を捕へ、鼠の罪狀を數へて之を裁判し、その告果磔刑に處した。父はその文辭を見て大に驚いて曰く「これ卽ち老吏の所案なり」と。そこで之を司法官としたといふのは、有名な話である。)　○趙禹(初め刀筆の吏であつたが、遷つて侍御となり更に中大夫となつた。嘗て張湯と律令を論定し、激烈を極めたといふ。人となり清廉で、その中大夫となつてからは、公卿の請託する者が跡を絕つた程である。)　○峻用(峻はキビシの意。峻用は、法律をきびしく適用して少しも假借しないこと。)　○不レ貸也(見逃さない、大目に見ない等の意。寬假するところなく罪におとすこと。)　○長者(老齢者高位者等の意にもいふが、こゝは溫厚の有德者の意。寬大の長者。溫厚の君子。)

汲黯獨以レ嚴見レ憚。數切諫、不レ得レ留レ內。爲二東海守一。好二清淨一、臥二閤內一不レ出。而郡

中大治。入爲九卿。上方招文學。嘗曰、吾欲云云。黯曰、陛下内多欲、而外施仁義。奈何欲效唐虞之治乎。上怒罷朝曰、甚矣、黯之戇也。他日又曰、古有社稷臣。黯近之矣。

〔音讀〕汲黯、獨り嚴を以て憚からる。數〻切諫して、内に留まるを得ず。東海の守と爲る。清淨を好み、閤内に臥して出でず。而して郡中大いに治まる。入つて九卿と爲る。上、方に文學を招く。嘗て曰く、「吾れ云云せんと欲す」と。黯曰く、「陛下、内、多欲にして、外、仁義を施す。奈何ぞ唐虞の治に效はんと欲する乎」と。上、怒つて朝を罷めて曰く、「甚だしいかな、黯の戇なるや」と。他日又曰く、「古へ社稷の臣有り、黯、之に近し」と。

〔通釋〕（さうした中に於て）汲黯だけは、嚴格な人としてさすがの武帝からも遠慮されてゐたのであるが、餘りたびたび嚴しく意見立てするもんだから、遂に朝廷に留まることが出來ず、（地方へ遣られて）東海郡の長官に任命されるやうな結果となつたが、元來汲黯といふ人は心の無欲清淨を好み、寢室の内に臥てゐて外へ出ない。それでも郡中は（その德になづいて）よく治まつた。（さういふ譯で

再び京都へ歸り）、朝廷に入つて（主爵都尉となり）、九大臣の列に加はることになつた。當時武帝は學問に秀でたものを四方から招きよせ、（聖賢の事を尋ねなどしてゐたが）、或時、汲黯にいふやうには、「予は斯樣々々にして（堯舜のやうな仁義の政をしようと思ふぞ）」と。すると汲黯は、「そりや駄目です。陛下は腹の中は慾が深いくせに、表向きばかり仁義の施政をなさる。そんな事で、どうして昔の堯舜時代の政治の眞似も出來るもんですか、駄目です〳〵」と言つた。（餘りにひどい事をいふので）、武帝も腹を立て、其日の政務を取り止めて（奥へ入つてしまひ）、「汲黯の馬鹿正直にも程がある。」と言つて不機嫌であつた。（併しながら帝も汲黯の忠誠はよく分つてゐるので）、後日、又いふには、「昔は國家と共に喜び國家と共に悲しむといふ柱石の臣があつたものだが、汲黯は殆どそれに近い忠義者ぢや」と。

語釋　東海守（東海郡の太守。東海郡は山東省。）　○好二清淨一（老子の學は無爲自然を尙び心の無慾にして世俗に汚されないことを要とした。故に「好二清淨一」とは老子の主義によつて世俗の事を避けて心を淸く安らかに保つこと。）

○閤内（閤閣と熟して寢室のこと。閤は大門の傍にある小門をいふこともある。）　○云々（しかじか斯く〳〵といふ意。言ふべき次第を記者が略したので、云々は下文から推して見ても堯舜のやうに仁義の政治をしようといふ意を指すことが知られる。）

○唐虞（唐は堯の朝廷の號。虞は舜の朝廷の號。）　○罷レ朝（百官の朝會を止める義で、朝廷の政務を休むこと。）　○戇（音タウ。愚直なこと。）　○社稷臣（社稷は國家の意。國家と喜憂を共にする臣といふことで、國家柱石の重臣をいふ。）

如發蒙

臥而治之

淮南王安謀反。曰、漢廷大臣、獨汲黯好直諫、守節死義。如丞相弘等、說之如發蒙耳。黯嘗拜淮陽守。曰、臣病不能任郡事。願爲郎中、出入禁闥、補過拾遺。上曰、君薄淮陽邪。吾今召君矣。顧淮陽吏民不相得。徒得君之重、臥而治之。至淮陽、十歲竟卒。黯甚爲上所重。大將軍衛靑雖貴、上或踞廁見之。如黯不冠不見也。

〔訓讀〕 淮南王安、反を謀る。曰く、「漢廷の大臣、獨り汲黯、直諫を好み、節を守つて義に死せん。丞相弘等の如きは、之を說くこと蒙を發くが如き耳」と。黯、嘗て淮陽の守に拜せらる。曰く、「臣病んで郡事に任ずる能はず。願はくは郎中と爲り、禁闥に出入し、過を補ひ遺を拾はん」と。上、曰く、「君、淮陽を薄んずる邪。吾れ今、君を召さん。顧ふに淮陽の吏民、相得ず。徒だ君の重きを得て臥して之を治めしめん」と。淮陽に至り、十歲にして竟に卒す。黯、甚だ上の重んずる所と爲る。大將軍衛靑、貴しと雖も、上、或は廁に踞して之を見る。黯の如きは冠せざれば、見ざる也。

通釋　淮南王の劉安が謀反をしたときに言つたことがある。「今の朝廷の大臣（など皆取るに足らないが）、たゞ汲黯だけは、善いと思つた事を眞直に言つて君を諫め、節操を守り義の爲には命を惜しまない。（畏るべき人物だ）。それから見ると丞相の公孫弘なんて連中は、これを說き伏せるに譯はない、丁度、何かの蓋でも取るやうに容易いことだ」と。嘗て汲黯が淮陽郡の長官に任ぜられた。すると「私は病氣の爲に（田舍へ往つて）郡の政治を執るといふやうな事は出來ませぬ。それよりも郎中＝侍從のやうな役＝となつてお奧向へ出入を致し、陛下の御過失をつくろひ、お氣のつかれぬ所をよくしてゆく（御意見役になりたいと存じます）」と言つた。武帝はそれを聞いて「そんな事をいふのは淮陽では役不足だといふのか。それなら直きにお前を呼び戻してやるから（ほんの暫らく往つて吳れゝばよい）。どうも淮陽は今まで役人と人民との折合が惡くて困つてゐる。だから徒もうお前の德望の重みで、（病氣なら）寢てゐて治めて貰ひたいのぢや」と、（のつぴきさせぬ所をいふ。その實は汲黯のやうな嚴格な男に諫官などになられてはやり切れないからである）。（汲黯も已むを得ず）淮陽に赴任したが、そのまゝ十年もゐて、とう〳〵そこで死んでしまつた。何しろ汲黯は非常に武帝に重んぜられものだ。たとへば大將軍の衞靑などは、（武帝の皇后の弟で）貴い身分であるが、武帝は寢臺の側に

腰かけたまゝ之に面會した位だのに、汲黯に至つては、（さすがの武帝も）ちやんと冠をつけなければ會はなかつた。（以て如何に汲黯を敬ひ憚つたかを知ることが出來る）。

語釋 淮南王安（姓は劉、名は安、淮南王に封ぜらる。父は淮南の厲王で漢の高祖の子であるが謀反した爲に蜀へ流されて死んだ。安はそれを怨んで又反を謀つたのであるが、事成らずして自殺した。「淮南子」（エナンジ）といふ書二十一卷は安の著はしたものである。）○如レ發レ蒙（蒙は物を覆ふカケモノ又はフタの類。それを取り除くといふことで、極めて容易なることの譬である。日本流でいへば[illegible]りを取る」といふ位のこと。之を漢書の注に「物上ノ蒙ヲ發イテ直ニ其物ヲ取ルガ如シ」とあるが、そこまで言はなくてもよいと思ふ。）○淮陽（郡名。今の河南陳州府淮寧縣。）○郎中（天子の近侍の官。即ち侍從の如きもの。後に尚書をたすけて政務に參與する官（我國の次官に類する）をいふやうになつた。）○禁闥（闥は小門。禁は皇居は濫りに人の出入することを禁ずるからいふ。禁裏、禁門、禁廷など皆それである。故に皇居の小門の意で、禁中といふ意。）○薄（厚の反對で、不足に思ふこと。不滿足。）○吾今召レ君（こゝの今は便（スナハチ）といふやうなもので、ぢきにといふ意。口語の「今に」といつても通ずる。）○補レ過拾レ遺（君の過失を補ひ遺漏を拾うて之を全うする義で、諫官の職になることを謙遜して言つたのである。）○吏民不二相得一（吏民が互にうまく折り合うて行かぬこと。調和せぬこと。）○衞青（武帝の皇后衞子夫の弟。武帝の命により大將軍となつて屢々匈奴を伐つて功があつた。）○踞レ廁（廁は厠とも書く、普通には音シと讀んでカハヤの事であるが、こゝは音ソク、側に通じて床の邊側と解する。即ち寢臺のわき。天子が大臣を引見する時は床を起つのが禮で、これは大臣を重んずるからである。然るに今、床に腰かけたまゝ會ふといふのは之を輕んずるものである。）○不レ冠不レ見（床を起つなどは勿論のこと、衣冠をつけ禮容を備へてでなければ會はない。）

司馬相如
東方朔

上招二選天下材智士、俊異者一、寵二用之一。莊助・朱買臣・吾丘壽王・司馬相如・東方朔・枚皐・終軍等在二左右一。相如特以二詞賦一得レ幸。朔・皐不レ根二持論一、好二詼諧一。上以二俳優一畜レ之。朔嘗語二上前一、侏儒以爲二上欲一レ殺レ之。侏儒泣請レ命。上問レ朔、朔曰、

歸遺細君
又何仁也

侏儒飽欲死、臣朔饑欲死。伏日賜肉晏。朔先斫肉持歸。上召問、令自責。朔曰、受賜不待詔、何無禮也。拔劒斫肉、何壯也。斫之不多、何廉也。歸遺細君、又何仁也。然朔亦時直諫、有所輔益。

【訓讀】 上、天下材智の士、俊異の者を招選して之を寵用す。莊助・朱買臣・吾丘壽王・司馬相如・東方朔・枚皐・終軍等、左右に在り。相如は特に詞賦を以て幸を得たり。朔・皐は持論を根とせず、詼諧を好む。上、俳優を以て之を畜ふ。朔、嘗て上の前の侏儒に語り、以て上之を殺さんと欲すと爲す。侏儒泣いて命を請ふ。上、朔に問ふ。朔曰く、「侏儒は飽いて死せんと欲し、臣朔は饑ゑて死せんと欲す」と。伏日に肉を賜ふこと晏し。朔、先づ肉を斫つて持ち歸る。上、召して問ひ、自ら責めしむ。朔曰く、「賜を受けて詔を待たず、何ぞ禮無き也。劒を拔いて肉を斫る、何ぞ壯なる也。之を斫つて多からず、何ぞ廉なる也。歸つて細君に遺る、又何ぞ仁なる也」と。然れども朔も亦時々直諫して補益する所有り。

【通釋】 武帝は天下の手腕あり智識あるの士、他より異つてすぐれた者を選び招き、それを寵愛して

用ひたものである。その結果、莊助・朱買臣・吾丘壽王・司馬相如・東方朔・枚皐・終軍などいふ人たちが帝のお側に侍ることになつた。その中でも司馬相如は取りわけ文章詩歌に巧みであるといふので寵愛せられ、東方朔や枚皐は主義も定見もあるのではなく、たゞ好んで滑稽をやる。それで帝は役者物眞似のつもりで養うておいた。その東方朔が或時、帝の御前に仕へてゐる一寸法師と話しをして、「お上はお前達を殺さうとして居らるゝぞ」と言つたもんだ。一寸法師は(眞に受けて)帝に向ひ、生命ばかりはお助け下さいと泣いて頼むので、帝もをかしいと思つて、(噂の出處たる)朔にその譯を訊ねた。朔は(待つてましたとばかり)、「(それは本當でございます)。一寸法師は餘りお手當が多いので食ひ飽きて死にさうなのです。併し私は食ふ物もなくて饑ゑて死にさうでございます」と申し上げた。(當時、朔の俸給が少く、侏儒にも及ばぬので、侏儒を假りて其の意をあてこすつたのだ)。(又こんな事もあつた)。夏の土用には(諸役人に對し朝廷から)肉を下さる例であつたのに、それが暇どつて遲くなつたところ、朔は眞先に自分で肉を切つてさつさと家へ持ち歸つた。帝は怒つて朔を呼び出してその無禮を問ひたゞし、朔自身に罪狀を言ひ立てよと命じた。すると朔はかう言つた。「お言葉を持たないでお下賜を頂戴するとは、何といふ無禮ぢや。劍を拔いて肉を切るとは、何といふ勇しさぢや。肉を切つて

も澤山取らなかつたのは、何といふ正直者ぢや。持ち歸つて女房にやるとは、何といふ親切ぢや」と。(これでは咎めるのだか褒めるのだか分りやしない。帝も苦笑して其の儘にしたといふ)。併しながら朔とても(何時もふざけてばかりゐるのではない)時々は眞面目に帝を意見して、帝のためになることもあつた。

語釋　俊異(才智すぐれて他に異るもの。異彩を放つこと。)　○吾丘壽王(吾丘は姓、壽王は名。)　○司馬相如(既に前に於て述べた。)　○詞賦(詞は文章、賦は詩のことであるが、漢代に流行した韻文の一體なる辭賦を指す。)　○東方朔・枚皐(この二人は單に其の性行の滑稽的なるばかりでなく、亦辭賦を善くして相當の名作を殘してゐる。)　○不レ根ニ持論一(持論は自分の固く信じて動かぬ議論。それを根柢としてゐないといふことで、一定の主義も意見もなく、時と場合でどうにでも變へるをいふ。)　○詼諧(二子ともフザケたこと、オドケタこと。滑稽をいふ。)　○侏儒(一寸法師。前現出語釋參照。一説にはこれは本當の一寸法師ではなく、天子のお側に給仕する小者をいふと。)　○伏日(伏は金氣伏藏の義、金は秋の氣で火を恐れるもの。火は夏の氣である。故に夏の土用の金の日(庚―かのえの日。)は金氣が伏するといふ。因て夏至の後の第三庚の日を初伏とし、第四庚の日を中伏とし、立秋後の初庚の日を末伏とし、合して三伏といふ。轉じて酷暑・土用の意に用ひる。漢土の古制では此の日、百官に肉を賜ふ例であつた。)　○晏(オソシと訓ず、ひまどつて遲くなる。)　○何廉也(廉は淸廉・廉直などいふ意。心に慾がなくていさぎよいこと。)　○細君(細は小。細君は小君の意。古へ諸侯はその夫人を稱して小君と云つた。東方朔は滑稽的に自ら諸侯の妻に擬して細君と云つたのである。これより一般に己れの妻を他に對して細君といふやうになつた。然るに後世は誤つて他人の妻をいふやうになり、甚だしきは間違つて「妻君」などと書くやうにまでなつた。一説に細君は東方朔の妻の名であるといふ。)　○補益(補ひたすける意で、俗にいふタメになること。)

自二李少君一以來、求二神仙一不レ已。文成誅而五利至。五利以二文成一爲レ言。上曰、文成食二馬肝一死耳。及二五利又誅一、公孫卿等尤見二聽信一。末年、帝乃悟曰、天下豈

天下豈有仙人
董仲舒・公孫弘

有仙人、盡妖妄耳、節食服藥、差可少病而已。漢興、雖自惠帝已除挾書之禁、文帝已廣游學之路、然儒學終未盡盛。至帝世、董仲舒・公孫弘皆以春秋進、兒寬亦以經術飾吏事。後又有孔安國等出。表章六經、實自帝始。數獲祥瑞。白麟・朱雁・芝房・寶鼎、皆爲樂章、薦之郊廟。文章亦至帝世始盛。人以爲有三代之風焉。帝壽七十而崩。葬茂陵。太子立。是爲孝昭皇帝。

【通解】李少君より以來、神仙を求めて已まず。文成誅せられて五利至る。五利、文成を以て言を爲す。上曰く「文成は馬肝を食ひて死せしのみ」と。五利又誅せらるゝに及び、公孫卿等尤も聽信せらる。末年、帝乃ち悟つて曰く「天下豈仙人有らんや、盡く妖妄のみ、食を節し、藥を服せば差ゝ病を少うす可き而已」と。漢興り、惠帝より已に挾書の禁を除き、文帝已に遊學の路を廣むと雖も、然も儒學終に未だ盡く盛ならず。帝の世に至り、董仲舒・公孫弘、皆春秋を以て進み、兒寬も亦經術を以て吏事を飾る。後又、孔安國等の出づる有り。六經を表章するは實に帝より始まる。數ゝ祥瑞を獲

たり。白鱗・朱雁・芝房・寶鼎、皆樂章を爲りて之を郊廟に薦む。文章も亦帝の世に至つて始めて盛なり。人以て三代の風有りと爲す。帝、壽七十にして崩ず。茂陵に葬る。太子立つ。是を孝昭皇帝と爲す。

【通釋】武帝は、方士李少君の（神仙說を信じてから）この方、益〻神仙を求めて已まなかつた。（が、何うしても神仙に會ふことが出來ない）。そこで李少君卽ち文成將軍は（帝を詐るといふ廉で）誅せられ、（その代りに）五利將軍欒大が朝廷に入つた。然し、五利は、文成が誅せられた事を口實として（仙術を說かなかつた）。そこで、武帝が（五利を諭して）「文成將軍李少君は、馬の肝を食べたから、その中毒で死んだのだ。（決して誅したのではない。）」と言つた。（五利が、その仙術を十分に盡さないであらうことを心配して嘘をついたのである）。そのうち五利將軍も亦、（帝を詐るといふ罪で）誅せられてからは、公孫卿等が一番信用せられて、言ふ所がよく用ひられた。然し、武帝はその晩年に迷信から覺めて曰ふのに、「この世に、どうして仙人なんて者があるものか。之を有るやうにいふのは、皆まどはしに過ぎないのだ。平生食物をつゝしんで、藥餌を取つてゐたならば、多少、病氣を少くすることが出來て（長壽を保ち得るであらう、と漸く今までの迷信を悔いた）。漢おこつて以來、惠帝の時か

ら既に、秦が定めた「書物を持つ事はならぬ」といふ禁を解き、（誰でも自由に書を讀むことの出來るやうにし）、文帝の時には、自由に他國へ出て學問修業することの出來る路をも開いたが、併しながら孔子の教たる儒學は、まだ十分に盛んだといふところまで至らなかつた。然るに武帝の世になつて、董仲舒や公孫弘は何れも「春秋」を修めて之に通じてるといふので、朝廷へ進み用ひられ、兒寬もまた政治法律などの官吏の仕事をするのに儒教の學術を利用するなど（儒學が實際勢力を持つやうになつた）。後には又、孔安國などの大儒も出て來た。かくて詩・書・易・禮・樂・春秋などの六經を天下に表はし出したことは、實に武帝から始まつたのである。（武帝の時には又）しば〳〵目出度いしるしが表はれた。白い麒麟や赤い雁を獲たり、（甘泉殿の部屋の内に不思議な）靈芝が生えたり、貴重な鼎を發見したりしたが、その度にその事を詠んだ音樂の歌を作つて、それを郊外で天を祭る時や御靈屋で祖先を祭る時に奏で上げた。文章もまた武帝の世に至つて始めて盛になつた。それ故に人は武帝の世を美めて夏・殷・周三代の風があると云つたものである。帝は、年七十で崩じ、茂陵に葬つた。ついで、太子が立つた。これが孝昭皇帝である。

【語釋】以ニ文成一爲レ言（文成が誅せられた事を、言ひわけの種として、方術を說かなかつたといふ意。最初、五利は大言して「自分が師から傳承した方術によると、黄金は隨意に造り出されるし、河の決潰したのも塞ぐ事が出來るし、不死の藥は勿論、

仙人に會ふ事も出來ます」といつた。「然し、私も亦、文成同樣に誅せられたなら、今後天下の方士は、恐れて口をつぐむに至りませう。だから私は私の術を說かないのです。」といふのが口實であつた。）　○末年（晩年といふに同じい。）　○挾書之禁（書をわきばさみ持つことは相成らぬといふ禁制。秦の時に書生が書を讀むことを禁じ、一切書物を持たせなかつた。漢の景帝の時に至つて始めて其の禁を解いた。）　○兒寬（兒は倪と通じてゲイと讀む。もと尙書を修め、武帝のとき用ひられて左內史となり、非常に吏民の信愛を得、遂に御史大夫に至つた。よく政務に通ずるを以て有名であつた。）　○以二經術一飾二吏事一（經術は經學といふに同じ。術は學藝の意で、即ち儒敎の學問をいふ。一句の意は、道德的な經學を利用して、冷やかな法理的な吏務を潤飾するをいふ。）　○孔安國（孔子十二世の孫。武帝の時、魯の恭王が孔子の宅を壞つて其の宮を廣めんと欲し、古文尙書・禮記等を得たが皆蝌蚪文字で讀むことが出來ないのを、安國は御府の秘本と對照して之を考へ、遂に其の學を傳へた。但し今傳ふる古文尙書は僞書である。）　○六經（前出の六藝の項參照。）　○表章（隱れたるものを世の中へ表はし出して其の眞價を廣く知らしめること。）　○樂章（音樂に用ひる歌詞。）　○郊廟（郊は郊外で町はづれ。天を祭ることは郊外に於てしたから、その祭をも直ちに郊といふ。廟はおたまやのこと先祖の祭をいふ。）　○茂陵（陵の名。今の陝西省西安府興平縣にある。）

餘論　武帝が儒を尙んで政敎の標準となしてから、儒學が蔚然として興るに至つたことは誠に結構なことではあるが、その爲めに學問は儒敎の一途に限られてしまひ、學者はたゞ遺經を抱き、師法に拘はり、ひたすら力を文字訓詁の一面にのみ注いで、復た周末のやうな新論創見の觀るべきものが無くなつたことは、何としても遺憾であつた。尤も、秦の時、書を焚き儒を坑にして學問の根を絕やした後を承けた此の時代としては、古文の研究、訓詁注釋の必要も、當然、已むを得ないことではあるが、併しながら武帝の取つた學制も亦與つて力あることも否むわけには行かない。

孝昭皇帝、名弗陵。母鉤弋夫人、趙氏。娠十四月而生。武帝、命二其門一曰二堯母

周公負成王圖

主少母壯

門。年七歳、體壯大多知。武帝欲立之。察群臣、惟霍光忠厚、可任大事。使黄門畫周公負成王期諸侯、以賜光。譴責鉤弋夫人、賜死。曰、古國家所以亂、由主少母壯驕淫自恣也。明年武帝崩。遂卽位。燕王旦以長不得立謀反。赦弗治。黨與伏誅。

訓讀 孝昭皇帝、名は弗陵。母は鉤弋夫人、趙氏なり。娠んで十四月にして生る。武帝、其の門に命じて堯母門と曰ふ。年七歳、體、壯大にして多知なり。武帝之れを立てんと欲す。群臣を察するに、惟だ霍光のみ忠厚にして、大事を任ず可し。黄門をして、周公、成王を負ひて諸侯を朝せしむるを畫き、以て光に賜はしむ。鉤弋夫人を譴責して死を賜ふ。曰く、「古、國家の亂るゝ所以は、主少く母壯にして驕淫自恣なるに由る。」と。明年、武帝崩す。遂に位に卽く。燕王旦、長にして立つを得ざるを以て反を謀る。赦して治せず。黨與、誅に伏す。

通釋 孝昭皇帝は、名は弗陵と申した。母は鉤弋夫人で、姓は趙氏である。孝昭皇帝を娠んで、十四ケ月目で生れた。父の武帝は（大層喜んで、昔、堯帝が矢張十四ケ月目で生れたといふ故事通りだ

といふので)、鉤弋夫人の居る宮殿の門を名づけて堯母門と曰つた。(つまり、堯のやうな聖帝となるやうにと、將來を祝福したのである)。さて、昭帝は、七歳ごろになると、體は大きく強く、智慧もすぐれてゐたので、武帝は之を後嗣に立てたいと思つた。(そこで、輔佐すべきものを定めようと)群臣の人物を觀察するに、たゞ一人、霍光だけは、忠誠謹厚で、その大事を任せることが出來る。そこで宦官(の畫の上手なもの)に命じて、昔、周公が幼い成王を抱いて(朝廷に出て、南面して)諸侯に拜謁を賜うてゐる畫を描かせ、それを霍光に下賜させた。(これは、霍光が周公のやうに、幼主を佐けて天下を治めて呉れるやうにといふ意をほのめかしたものである)。(かくて後數日にして)武帝は、鉤弋夫人の行動の不都合を責めて、死を賜うた。その時、武帝の言葉に、「およそ、昔から國家が亂れたといふわけは、君主が幼少であるのに、その母が壯年で、驕りと身持が惡いのに因るのだ」とあつた。その翌年に武帝が崩くなつた。遂に昭帝が位に卽いた。この年に、燕王、名は旦といふもの(武帝の子であるが)自分は昭帝の兄であるのに、帝位に立つことが出來なかつたといふので、(不平を起して)反亂を謀つた。然るに帝は旦を赦して、その罪を正さず、たゞその黨與の者だけを誅した。(旦を赦したのは、昭帝が、骨肉の愛を思ふての美しい處置であつた。)

語釈 鉤弋夫人（鉤弋は、宮殿の名。夫人はこの宮殿に居たので、その名に冠したのである。姓は趙氏。初め武帝が、河間に行幸の時、兩手の指の開かないといふ奇女があると聞いて、呼出して帝自らその手を伸ばして見ると、今まで伸びなかつた拳が開いたので連れ歸つて倢伃といつて寵幸した。後に鉤弋宮に入つて昭帝を生んだのである。昭帝の時、追尊して、皇太后とした。）　○黄門（宮城の闥（小門）は黄色に塗るから宮門のことをいふ。而して又宮門は宦官が警衞することになつてゐるから　宦官の事をもいふ。こゝも宦官の意である。我國では中納言の唐名として用ひた。例へば水戸黄門など。）　○周公負二成王一（周の武王崩じて成王なほ幼少であつたから叔父（武王の弟）の周公之を輔佐し、成王に代つて政治を聽いた（上卷八三頁）。その意味を表はす爲に、周公が成王を抱いて朝侯に對面する圖を畫かせたのである。負は抱く意。然るに「通鑑」に「周公南面負レ扆以朝二諸侯一」とある所から古來「負二成王一」は扆を負ふことだと說かれてゐる。扆は音イ。王座の後ろに立てた屛風の一種である。故に之を背にして坐すとは、卽ち代つて天子の席に就くの意であると。併し「負二成王一」を斯く解することは稍ゝ迂遠の嫌がある。寧ろ「便蒙」に「負者抱也」とあるに從ひたいと思ふ。又一說に「周公、政を攝し代つて南面の位に居る、成王の前に在り、故に負ふといふ」と。亦通ず。）　○譴責賜レ死（譴責は、一身上の行動の不都合を責めること。これは武帝が、少子の弗陵を立てるについて、其の鉤弋の年の若いのを心配し、惠帝の母（高祖の后）の呂太后のやうになると困るといふので、死を賜ふべき機會を待つてゐたところ、一日、甘泉宮で、僅かの過のあつたのを言ひがかりにして鉤弋を亡きものにしたのである。武帝のこの處置については後世議論が多い。）　○驕淫自恣（驕は奢侈。淫は亂淫。自恣は放縱。我儘でダラシのないこと。）　○弗レ治（治はその罪を正して、相當に處斷するの意。それをしないこと。）　○黨與（事に與つた仲間のもの。桑弘羊、上官桀など。下文に見える。）　○燕王旦（武帝の第三子で昭帝の兄に當る。初め太子據が變に死せし時、旦おもへらく、順序を以てすれば我まさに太子なるべしと。上書して宿衞せんことを求めたが、武帝は怒つて其使者を斬り、亡命者を隱匿したといふ罪を被せて所領を削つたが、こゝに至つて遂に反を謀つたのである。）

始元六年、蘇武還レ自二匈奴一。武初徙二北海上一、掘二野鼠一、去二草實一而食レ之、臥起持二漢節一。李陵謂レ武曰、人生如二朝露一。何自苦如レ此。陵與二衞律一降二匈奴一、皆富貴。律亦屢勸二武降一。終不レ肯。漢使者至二匈奴一。匈奴詭言、武已死。漢使知レ之、言天子

射上林中、得鴈。足有帛書。云、武在大澤中。匈奴不能隱、乃遣武還。武留匈奴十九年。始以強壯出。及還須髮盡白。拜爲典屬國。

語譯 始元六年、蘇武、匈奴より還る。武、初め北海の上に徙り、野鼠を掘り草實を去めて、之を食ひ、臥起に漢の節を持す。李陵、武に謂つて曰く、「人生、朝露の如し、何ぞ自ら苦しむこと此の如き」と。陵と衞律とは匈奴に降りて皆富貴なり。律も亦屢々武に降を勸む。終に肯ぜず。漢の使者、匈奴に至る。匈奴詭り言ふ、「武、已に死す」と。漢の使之を知り、言ふ「天子、上林の中に射て鴈を得たり。足に帛書有り。云く、武

與蘇武　　李陵

良時不再至　離別在須臾
屛營衢路側　執手野踟躕
仰視浮雲馳　奄忽互相踰
風波一失所　各在天一隅
長當從此別　且復立斯須
欲因晨風發　送子以賤軀

は大澤の中に在り」と。匈奴隱すこと能はず。乃ち武を遣りて還す。武、匈奴に留まること十九年。始め强壯を以て出づ。還るに及んで須髮盡く白し。拜して典屬國と爲す。

通解 昭帝の始元六年に蘇武が匈奴から歸つて來た。これより先、蘇武は北海のほとりに移されてから、(食物がないので)地鼠を掘り、又は草の實を貯へおいて之を食ひ、寢るにも起きるにも(使臣の證として天子から授けられた)漢の節をシツカリ握つて離さなかつた。(蘇武の友達の)李陵が(降服を勸めて)曰ふには、「人の一生は朝の露のやうにはかないものだ。(然るに君はその短い一生を)何とてそんなに我から苦しんで暮らさうとするんだらう。(それよりも早く匈奴に降つて、長くもない一生を安樂に送つたがよいではないか)」と。この李陵と衞律とは匈奴に降服して、二人とも今は貴い身分になつてゐるのだ。その衞律も亦しば〳〵蘇武に對して降參するやうに勸めたが、蘇武はどうしても聽かなかつた。(その後、昭帝の世となると匈奴と漢との和睦が調うたので)、漢の使者が匈奴へ來て、(蘇武等をかへして呉れと請求した)。すると匈奴はごまかして、「蘇武はもう夙くに死んでしまつた」と言つた。漢の使者はそれが僞りであることを知り、(却つて匈奴の僞りの裏をかいて)、「(いや、そんな筈はない)、このごろ天子が上林苑中で一羽の雁を射止められたところ、雁の足に絹地の手紙が

結びつけられてあつた。それを見ると、（正しく蘇武のしわざと覺しく、）蘇武は大きな湖水のほとりにゐると書いてある。（歷とした證據があるんだ、ごまかしは利かない）」と言つたので、今は匈奴も隱すことも出來ず、蘇武を放還することになつた。蘇武は匈奴にとゞまること實に十九年、國を出るときは三十がらみの盛んな年頃であつたが、今還つて來たのを見ると鬚も髮も眞白になつてゐた。漢では蘇武を典屬國といふ外國係の長官に任じた。

語釋　野鼠（チネズミ。山野の土中に潛行してミミズなどを食ふ小鼠。ムグラモチに似てゐる。ヒミズともいふ。）○去二草實一（去は弆（音キヨ）に通じてヲサムと訓ず、貯藏すること。一說に摘と同じくツム意ともいふ。）○持二漢節一（節は使臣の證として天子より授ける旌旗の一種。犛牛の尾を以て作る。圖は前章にある。持は操持、固く持つて離さぬ意。）○李陵（漢の飛將軍といはれた李廣の孫。蘇武と共に武帝の時、侍中となつて友とし善かつたが兵五千を率ゐて匈奴を攻め、戰利あらず、力盡きて匈奴に降つたものである。）○衞律（父は胡人であるが律は漢に仕へ、後ち匈奴に使して遂に匈奴に降る。單于、律を封じて丁靈王となし倶に國事を謀る。）○帛書（キヌに書いた手紙。）○强壯（四十を强といひ三十を壯といふ。三四十歲の年頃。）○須髮（須は鬚に通ず。ひげ。あごひげ。）○典屬國（官名。外夷の事を司る。蓋し蘇武は久しく匈奴にあつて外夷の事情に通じてゐるといふので此官に任じたのである。）

餘論　初め單于、蘇武を降さんと欲するや、衞律をして武に說かしめたが、武は却つて「汝爲二人臣子一、不レ顧二恩義一、畔レ主背レ親、爲レ降二虜於蠻夷一、何以レ汝爲レ見」と言つて律を罵倒した。律はその到底降すべからざるを單于に告げたので、單于はこれを北海の邊に徙したのである。其の後、單于は、李陵が素と蘇武と親交ある所から、陵を北海へ遣はして復び武を說かしめた。陵は「人生如二朝露一」云々と

綿々たる友情を濺いで之れを誘はうとしたが、武は「武父子無功德、皆爲陛下所成就。位列將、爵通侯、兄弟親近。常願肝腦塗地。今得殺身自效、雖斧鉞湯鑊、誠甘樂之。臣事君、猶子事父也。子爲父死、無所恨。願勿復再言。」と云つて、毅然として枉ぐる所なかつた。陵もさすがに其の志に感じて「嗟乎義士。陵與衛律之罪、上通於天。」と、喟然として浩歎したといふ。文天祥の正氣の歌に「在漢蘇武節」と詠じたのも亦この故である。

「天子射上林中得雁」云々の事は事實ではない。初め匈奴が漢の使者を欺いて、蘇武は既に死して此の世にゐないとごまかすので、蘇武の屬官の常惠（最初から蘇武に隨行してゐたもの）が、竊かに漢の使者に告げて武の健在を知らせ、且つ天子が上林中で雁を得た云々と云ふことにして、匈奴の計略の裏をかく策を教へたのである。けれども事柄が非常に面白いので、既に漢土に於ても文學上には事實として傳へられて居り、隨つて又わが國の文學にも事實として詠み込まれてゐる。平家物語の「蘇武の事」の一節にいふ。

『蘇武は片足をば切られながら、山に上りて木の實を拾ひ、里に出でて根芹を摘み、秋は田面の落穗拾ひなんどしてぞ、露の命をば過しける。田にいくらもありける雁ども、蘇武に見なれて恐れざりけれ

上官桀等怨霍光

燕王上書譖光

ば、これらは皆わが故郷へ通ふものぞかしと、なつかしく思ふこと一筆書いて、「相構へてこそ漢王に得させよ」と言ひ含めて、雁の翼に結びつけてぞ放ちける。かひ〴〵しくも田面の雁、秋は必ず越路より都へ通ふものなるに、漢の昭帝、上林苑に御遊ありしに、夕されの空うす曇り、何となく物あはれなりける折ふし、一行の雁、飛び渡る。その中より雁一つ飛び下つて、おのが翼に結びつけたる玉章を食ひ切つてぞ落しける。官人これを取つて帝へまゐらせたりければ、開いて叡覽あるに、「昔は巖窟の洞に籠められて三春の愁嘆を送り、今は曠田の畝に棄てられて胡狄の一足となれり。たとひ尸は胡の地に散すといふとも、魂は再び君邊に仕へむ」とぞ書いたりける。それよりしてこそ文をば雁書とも、雁札ともまた名づけけれ。』

左將軍上官桀、子安、爲霍光婿。生女。立爲皇后。桀與安自以后之祖・父、乃不若光、以外祖專制朝事。桀與光爭權。時鄂國蓋長公主。爲所愛丁外人求封侯。不許。怨光。燕王旦自以帝兄常怨望。御史大夫桑弘羊爲子弟求官。不得。亦怨望。於是皆與旦通謀、詐令人爲旦上書言、光出都肄郞・羽林、

道上稱蹕、擅調益莫府校尉、專權自恣。疑有非常。候光出沐日奏之。桀欲從中下其事、弘羊當與大臣共執退光。

【訓讀】 左將軍上官桀の子の安は、霍光の婿たり。女を生む。立ちて皇后と爲る。桀と安とは自ら后の祖・父を以てして、乃ち光の外祖を以て朝事を專制するに若かず。桀、光と權を爭ふ。時に鄂國蓋長公主は愛する所の丁外人の爲めに封侯を求む。許されず。光を怨む。燕王旦は自ら帝の兄を以て常に怨望す。御史大夫桑弘羊は子弟の爲めに官を求む。得ず。亦怨望す。是に於て皆旦と謀を通じ、詐つて、人をして旦の爲めに書を上らしめて言ふ「光、出でて郎・羽林を都肄せしとき、道上に蹕を稱し、擅に莫府の校尉を調益し、權を專らにして自ら恣にす。疑ふらくは非常有らんと。光の出沐の日を候うて之を奏す。桀、中より其事を下し、弘羊をして大臣と共に執つて光を退くるに當らしめんと欲す。

【通解】 左將軍の上官桀の子の上官安は霍光の婿であるが、娘が一人ある。それが昭帝の皇后に立てられた。そこで桀と安との父子は、それぞれ皇后の祖父であり父でありながら、反つて外祖父

たる霍光が朝廷の政事を一切きりまはしてゐる勢力に及ばない。(それを不快に思つて)安は常に霍光に(負けまい)と權力を爭つてゐた。丁度そのころ鄂國の領主で蓋侯夫人たる昭帝の姉君が、自分の可愛がつてゐる丁外人といふものを大名に取り立てゝやつてほしいと昭帝に賴んだが、許されない。(これ卽ち霍光の故であるといふので)霍光を怨んでゐた。また燕王旦は自分が昭帝の兄でありながら(天子となることが出來ない、これも霍光の故だといふので)常に不足に思つてゐる。そこへ御史大夫の桑弘羊が已れの子供達のために官職を與へて貰ひたいと願ひ出たが、これも駄目。そこで又霍光を不足に思ふ。これらの不平連中は皆な燕王旦を中心にして謀を牒しあはせ、或者を詐して旦の爲めに朝廷へ上奏させた。その上奏に言ふには「霍光は都を出でゝ近衞軍の大演習を行うた際、道すがら天子の列行と同じやうに人拂ひをしたことは(僭越の沙汰である)。また勝手に幕府の將校を選び增すなど、政權を自分ひとりで振りまはして我儘を極めてゐる。これ或は一大事(謀反)出來するのではなからうかと思はれます」と。この上奏文は、霍光が休みで出勤しない日を狙つて朝廷に差し出された。そこで上官桀の手筈では、自分は宮中に居つて、(その上奏が提出さるゝや否や直ちに)それを公卿大臣に下げて(審議せしめる)、また桑弘羊には大臣と共に(霍光の所爲は不都

合だといふ說を）固く主張して、霍光を退けさせるつもりであつた。

語釈　上官桀（上官は姓、桀は名。）　○后之祖父（祖父は祖と父との意で、所謂祖父の意ではない。即ち皇后のために桀は祖父（チチ）であり、安は父である。）　○乃不レ若云々（乃はカヘツテの意。若は一說にシタガフと訓じて順の意。即ち言ふことを聽かれといふ意味であると。）　○外祖（母方のチヂ。）　○鄂國蓋長公主（鄂は音ガク。蓋はこゝは音カフ。鄂國は今の湖北武昌の地。長公主は天子の姉妹の稱。こゝは姉である。この長公主は鄂國に領地を持つてゐて、蓋侯の王充といふ人の夫人となつてゐるのである。言ひ換へれば鄂國の領主で、蓋侯の夫人たる、天子の姉君といふこと。）　○怨望（人の仕打ちを不足に思ふこと。）　○都肄（都は試みること。肄は音イでナラフと訓ずる。試み習ふ義で調練すること。今の演習の意。）　○郎・羽林（郎は天子のおそばつきの武官・即ち侍從武官の類。羽林は天子の親軍、即ち近衛の類。故に我國でも近衛の唐名として用ひた。）　○蹕（天子の行列に人拂ひすること。故に「稱レ蹕」とは天子の行を備するをいふ。）　○調益（調選增益の義で、人を選びふやすこと。）　○莫府校尉（莫は幕に通じ用ふ。大將軍の本營は定まつた所なく到る處で幕を以て其陣を取りまいて府とする意味から之を幕府といふ。校尉はその武官。將校といふ類である。）　○出沐日（休日のこと。平生官に在つて沐浴の暇がないから休日を與へて役所を出て沐浴させるといふ意。）　○從レ中下ニ共事一（禁中から天子の名によつて其事件を有司に下し渡し以て審議させるといふ意。）　○當下與ニ大臣一共執退上レ光（當は擔當の義で、その任務を引き受けること。執は固執の義で、自己の持說（こゝでは霍光を罪すべしといふ說）を固く執つて引かぬこと。一句の意は、大臣と共にどこまでも其の說を言ひ張つて霍光を朝廷から退ける、その役を引き受けるといふのである。）

書奏。帝不ニ肯下一。明旦、光聞レ之、止ニ畫室中一不レ入。上問、大將軍安在。桀曰、以ニ燕王告ニ其罪一、不ニ敢入一。詔召ニ大將軍一。光入。免レ冠頓首謝。上曰、將軍之ニ廣明一、都レ郎、屬耳。調ニ校尉一以來、未レ能ニ十日一。燕王何以得レ知レ之。且將軍爲レ非、不レ須ニ校尉一。是

小事不足遂

時、元鳳元年、帝年十四。尚書左右皆驚。而上書者果亡。捕之甚急。桀等懼白上、小事不足遂。上不聽。

【訓讀】書奏す。帝肯て下さず。明旦、光、之を聞き、畫室中に止つて入らず。上問ふ、「大將軍安くにか在る」と。桀曰く、「燕王、其の罪を告ぐるを以て、敢て入らず」と。詔して大將軍を召す。光入る。冠を免ぎ頓首して謝す。上曰く、「將軍、廣明に之きて郎を都せしは屬耳。校尉を調して以來、未だ十日なること能はず。燕王、何を以て之を知ることを得ん。且つ將軍非を爲さば、校尉を須たざらん」と。是の時元鳳元年にして、帝年十四なり。尚書左右、皆驚く。而して書を上る者果して亡ぐ。之を捕ふること、甚だ急なり。桀等懼れて上に白す。「小事、遂ぐるに足らず」と。上聽かず。

【通釋】(燕王旦等が企らんだ霍光彈劾の)讒訴狀は、昭帝の手許に捧呈されたが、帝はそれを措つたまゝ、(司法官の方へ)廻さなかつた。翌日、霍光はその事を聞き、(參內しても)畫室の中に留まつて奥へ入ることを遠慮してゐた。その日、帝は、「大將軍(霍光)は何處に居るか」と問うた。上官桀が「燕王が霍光の罪を奏上しましたので、光は恐れて陛下の御前まで入り得ないのであります」

と答へた。そこで帝は勅命を以て霍光を呼びよせられた。光は玉座の間に入り、冠をぬいで平伏して（帝に御心配をかけた罪を）お詫した。帝の曰ふには、「將軍が廣明亭に往つて近衛の兵を調練したは、まだ最近のことである。また幕府の校尉を選び殉してからまだ十日にもならぬ。それにあの遠い燕にゐる旦が、どうして之を知り得たであらう。（この上奏文は何人かの中傷と定つた）。且又、大將軍が事を擧げようと思つたら、校尉なんかを引き入れる必要もあるまい」と。この時は元鳳元年で、帝はまだ十四歳であつたから、これを聞いて尙書の役人や左右の近侍の者共は、みな帝の聰明におどろいた。一方、讒訴狀を上つた者は帝の推察どほり直ちに逃亡してしまつたので、帝は嚴命を下してこれを逮捕しようとした。すると桀等は（已れ等の罪惡のばれるのを）おそれて、「些細な事でございますから、そんなに徹底的に御追窮なさるまでの事はありますまい」と言上したが、帝は承知しなかつた。

【語解】畫室（宮中の彩畫を裝飾した室で大臣の宿直する部屋である。一說に、武帝が霍光に賜はつた周公が成王を輔佐して諸侯を朝せしめるの圖を安置した室であるといふ。その他にも種々の說があるが、今姑らく上の如く解いておく。）○大將軍（霍光のこと。時に大將軍であつたから云ふ。その名を言はないのは特に之を尊んだのである。）○不ニ敢入一（上文に「不ニ肯下一」とあつて肯も敢も共にアヘテと訓むが、肯はガヘンズとも讀んで承知する意。「不肯下」は下すことを承知しないこと。敢は押し切つてする意で、「不敢入」は押し切つて入らないこと。言ひ換へれば入ることを憚ることで。）○頓首（額を下につけて禮をすること。書簡文の結尾に用ひるのもその意味から起る。）○廣明（亭の名。長安城の東、東都門外にあつた。）○非（惡事こ

大將軍忠臣

誅ニ上官桀等一

は獲致すること。) ○不レ須ニ校尉一(須はモチフと訓む。必要とすること。又マツとも訓む。校尉を必要としない、校尉などを頼むに及ばぬといふ意。) ○尙書(尙は主の意でツカサドルこと。殿中にあつて書を發することを掌る官。もと天子の近習である。然るに段々その權力が重くなり、職務の內容も變つて、後には尙書省は我國の內閣の如く、その長官の尙書令は今の總理大臣のやうな格になつた。) ○不レ足レ遂(其事をシトゲルほどのことでない。さう徹底的にやるにも及ばぬことだといふ意。)

後、桀黨有下譖ニ光者上。上輒怒曰、大將軍忠臣、先帝所下屬以輔中朕身上。敢有レ毀者坐レ之。自レ是無ニ敢復言一。桀等謀下令ニ長公主置レ酒請一レ光、伏レ兵格ニ殺之一、因廢レ帝而立上レ旦。安又謀下誘レ旦、至誅レ之、廢レ帝而立上レ桀。會有下知ニ其謀一者上。以聞。捕ニ桀・安・弘羊等一、幷ニ宗族一盡誅レ之。蓋主與レ旦皆自殺。

通釋 後、桀の黨に光を譖する者有り。上、輒ち怒つて曰く、「大將軍は忠臣、先帝の屬して以て朕が身を輔けしむる所なり、敢て毀ること有る者は之を坐せしめん」と。是より敢て復た言ふもの無し。桀等、長公主をして酒を置きて光を請はしめ、兵を伏して之を格殺し、因つて帝を廢して旦を立てんと謀る。安、又、旦を誘ひ、至らば、之を誅し、帝を廢して桀を立てんと謀る。會々其の謀を知る者有り。以聞す。桀・安・弘羊等を捕へ、宗族を幷せて盡く之を誅す。蓋主と旦と皆自殺す。

【通解】後、上官桀の仲間に霍光のことを天子に讒言するものがあつた。昭帝はそれを聞くと大いに怒つて曰はれるには、「大將軍は忠臣である。しかも先帝が特に遺言して朕を輔佐するやうに賴み置かれた人である。理不盡にも大將軍を毀る者があるならば、あべこべに其の者を處罰するであらう」と。この後は誰も光を譖る者はなかつた。そこで桀等は（最後の手段として）次のやうな陰謀を企らんだ。それは、長公主の家に酒宴を開いて光を招待させ、兵を隱しておいて光を擊ち殺し、それに乘じて昭帝を廢して燕王旦を位に卽けようといふのであつた。一方、安は安で、また旦を誘つて招きよせ、旦が來たらば之を殺し、昭帝を廢して、父の桀を帝位に卽けようと計畫してゐた。折からその謀を知つた者があつて上聞したので、帝は桀・安・弘羊等を捕へ、その一族の者まで幷せてすつかり誅殺してしまつた。蓋長公主と燕王旦とは自害して果てた。

【語釋】屬（囑とも書く。依託する意。たのむこと。）　○坐（連坐の義であるが、こゝは光を陷れようとして讒言した罪によつて、あべこべに其者を罪に坐せしめること。反坐。）　○挌殺（挌は手扁。手で擊つ。）　○以聞（以は助詞。天子へ申上げること。上聞。上奏。）　○蓋主（蓋長公主のこと。）

【餘論】支那歷代の史を按ずるに、隨分英主明君といはるゝ人でも、小人の讒奸に陷つて正直の臣を疑ひ、あたら志業を大成するに至らずして終るものが少くない。然るに昭帝、年わづかに十四歳を以

て、よく霍光を信任し、あらゆる讒構を一掃して復た疑ふ所なかつたのは、その明察達眼、誠に偉とすべく、李德裕が「人君之德、莫大於至明。明以照姦、則百邪不能蔽矣。漢昭帝是也」と論じたのは、蓋し至言である。霍光が武帝疲弊の後を受けながら、よく幼君を輔けて國家を安んじ得たのも、昭帝のこの知己に感じ信任に賴るものでなければならぬ。

四年、傅介子使西域、誘樓蘭王、刺殺之、馳傳詣闕、以其爲匈奴反間也。○元平元年、帝年二十一而崩。在位十四年。改元者三。曰始元・元鳳・元平。霍光爲政、與民休息、天下無事。昌邑王賀哀王髆之子、武帝孫也。光迎賀入即位。尊皇后爲皇太后。賀淫戲無度。光奏廢之、迎立武帝曾孫。是爲中宗孝宣皇帝。

訓讀　四年、傅介子、西域に使し、樓蘭王を誘ひて之を刺殺し、傳を馳せて闕に詣り、其の匈奴の爲に反間するを以てす。○元平元年、帝、年二十一にして崩ず。在位十四年。改元する者三。曰く、

始元・元鳳・元平。霍光、政を爲し民と休息し、天下無事なり。昌邑王賀は、哀王髆の子にして、武帝の孫なり。光、賀を迎へ、入つて位に卽かしむ。皇后を尊んで皇太后となす。賀、淫戯、度無し。光、奏して之を廢し、武帝の曾孫を迎立す。是を中宗孝宣皇帝と爲す。

通釋 四年に、傅介子といふ者が、西域の(大宛に)使として行つた時、(その途中で)樓蘭王に、(漢帝から、黃金錦繡を賜はるから拜領に出て來い。と詐つて)おびき出して刺し殺し、驛つぎの早馬を走らせて、朝廷にまかり出で、右の次第を奏上し、(その理由を)樓蘭王が、匈奴のために反間をなして、嘗て漢の使者を殺したがためである、と申上げた。○元平元年に、昭帝は年二十一歲で崩ぜられた。帝は位にあること十四年間であつたが、その間に年號を改めたことが三回、始元、元鳳、元平がこれである。昭帝在位中、大將軍霍光が政務を執つて、よく人民を勞り安んじて、天下が無事であつた。さて、昌邑王の賀は、哀王(名は)髆といふ人の子で、武帝の孫にあたつてゐた。そこで霍光はこの人を迎へて帝位に卽かせた。そして昭帝の皇后を尊んで皇太后と申上げた。ところが、賀は、女色や遊戯に耽つて際限がないので、霍光は皇太后に申上げて、賀を廢して、その代りに、武帝の曾孫にあたる(名は詢といふ)のを迎へ立てた。之が中宗孝宣皇帝(略して宣帝)である。

孝宣皇帝

獄中有天子氣

丙吉拒使者

語釋　傅介子（傅は姓、介子は名。義渠の人。年十四、好んで書を讀んだが、遂に「大丈夫、當に功を異域に立つべし。何ぞ能く坐して老儒生とならんや」と言つて、從軍するに至つた。その樓蘭王を斬つたなども、この意氣の發露であつた。その功によつて義陽侯に封ぜられた。）　○馳傳（傳は、驛傳で、驛から驛へと繼ぎおくりにする車馬。上卷二一二頁）　○反間（上卷二二四頁）　○與民休息（租税を輕くし、徭役を省くなど、民をいたはり治めて民力を十分に休養すること。）

孝宣皇帝、初名病已。後改名詢。武帝之曾孫也。初戾太子據、納史良娣、生史皇孫進。進生病已。數月遭巫蠱事、皆繫獄。望氣者言、長安獄中有天子氣。武帝遣使令盡殺獄中人。丙吉時治獄。拒不納。曰、佗人無辜尚不可。況皇曾孫乎。使者還報。武帝曰、天也。及長、高材好學、亦喜游俠、具知閭里姦邪、吏治得失。

通釋　孝宣皇帝、初の名は病已。後、名を詢と改む。武帝の曾孫なり。初め戾太子據、史良娣を納れ、史皇孫進を生む。進、病已を生む。數月にして巫蠱の事に遭ひ、皆、獄に繫がる。氣を望む者言ふ。「長安の獄中に天子の氣有り。」と。武帝、使を遣はして、盡く獄中の人を殺さしめんとす。丙吉、時に獄を治む。拒んで納れず。曰く、「佗人の無辜も尚ほ不可なり。況んや皇曾孫をや。」と。使者還り

報す。武帝曰く、「天なり」と。長ずるに及び、高材にして學を好み、亦、遊俠を喜み、具さに閭里の姦邪、吏治の得失を知る。

通釋 孝宣皇帝(宣帝)は、初めの名は病已といつたが、後に詢と改名した。武帝の曾孫である。初め(その祖父に當る)戾太子據が、史といふ姓の女を良娣(女官の名稱)として納れ、皇孫史進(武帝からいうて孫に當る)を生んだ、その進が病已を生んだのであるが、生後數ケ月にして巫蠱の事件が起つた。(そこで病已は、この事件に關係あるものと)ともに、(長安の)牢獄につながれた。(この時、)雲氣を望んで豫言する者が、「長安の獄中から、將來、天子となるべき者の雲氣が立昇つてゐます」と、言つたので、武帝は、(これは大變、自分に代つて天子となる者が獄中にをるに違ひない、捨てては置けない、と思つて)、使者(郭穰といふ者)を遣つて、盡く獄中の者を殺させようとした。時に、丙吉といふ者が、長安の獄の長官であつたが、(職權を以て、その使者を)拒んで入れさせないで言ふのに、「他人でも罪のない者を殺すことは出來ない。況して天子の曾孫(病已)を殺さうとは以ての外である」と反對したので、使者は(已むなく)還つて、その由を報告した。武帝はこれを聞いて、「天命だ。(是非もない)」と云つて、(そのまゝにした)。(丙吉は、その後、皇曾孫を獄中に置くといふのはよく

ないといふので、嬰兒の病已を、その祖母史良娣の兄に當る史恭といふ者に託して育てさせた）。病已は、成長するに隨つて、才氣が秀でて高く、學問が好きであつた。又俠客風のところがあつて、（人の爲めにあちこち奔走して、下民の間に出入して下情に通じてゐたので）、村里の惡者や、役人のする政治の得失を十分に知つてゐた。

【語釋】 病已（已は止の意。生れて多病であつたので、病の止むやうにとて付けた名であるといふ。） ○戻太子據（前に出づ。戻と諡す。故に戻太子といふ。據は名である。） ○史良娣（史は姓。良娣は女官の名稱。漢代には、太子には、妃と良娣と孺子と、三等の女官が附いてゐた。） ○史皇孫進（進は名。史は母が史良娣であつたので、その姓を添へて呼んだのである。皇孫は、時の皇帝即ち武帝の孫に當るから。） ○丙吉（字は少卿。魯の人。廷尉監であつた時、病已を救つた。病已立つに及んで相となり、博望侯に封ぜられた。性寛厚にしてよく人の過失を掩ひ、善を揚げ、一世から賢を以て稱せられた。） ○佗人（佗は他に同じい。） ○無辜（辜は罪。無辜は罪なき者。） ○喜二遊俠一（喜はコノムと訓じて、好むと同意である。遊俠は家業を務めず遊び蕩す俠客。所謂をとこだて。） ○閭里（閭は村里の門。よつて村里の意。）

泰山石立
僵樹復起

昭帝元鳳中、泰山有大石、自起立。上林有僵樹、復起。蟲食其葉、曰、公孫病已立。及賀廢、病已年十八矣。光等奏、病已躬節儉、慈仁愛人、可以嗣孝昭後。迎入即位。既立六年、霍光卒、始親政。

【訓讀】 昭帝の元鳳中、泰山に大石有り、自ら起立す。上林に僵樹有り、復た起く。蟲、其の葉を

食ひ、公孫病已立つ、と曰ふ。賀、廢せらるゝに及び、病已、年十八なり。光等奏す、「病已、躬ら節儉にして、慈仁、人を愛す。以て孝昭の後を嗣がしむ可し」と。迎へ入れて位に卽かしむ。既に立つて六年、霍光卒し、始めて政を親らす。

【通解】昭帝の元鳳年中に、(不思議な事があつた)。たとへば泰山に、(高さ一丈五尺、周圍が四十八圍もある)大石が有つて、それが自然に(人でも立つてゐるやうな形に)起上つた。また上林の御苑に、倒れた大木が有つたのが、復び自然に起上つて、(それから新しい枝葉を出した。そして其の葉を)蟲が食つて、その食つた跡が「公孫病已立」の五文字となつて現れた。(これらの不思議は、病已が帝位に卽く吉兆である、と、當時の人々は皆信じたのであつた)。さて、昌邑王の劉賀が(不行狀で)廢せられた時、病已は年十八歳であつたが、大將軍霍光等は、(かねて病已の人物を見拔いてゐたから)、皇太后に申上げて、「病已樣は、躬の行がつゝましく、その上いつくしみ深くなさけ心があつて、よく人を愛されます。(かやうに帝德を備へてをられますから)、孝昭皇帝のお後繼に致したうございます。」と言つた。(皇太后これを許されたので)、迎へ入れて帝位に卽かせた。それから六年目に霍光が死んだので、そこで始めて帝は親ら政治を執られた。

十失一存

置廷尉平

語釋 偃樹（偃は、音キヤウ。「たふる」と訓ず。仆、倒と殆ど同意。よこざまにたふれた樹木。）　○蠶食其葉（蠶はカヒコ。恐らく「蟲」の字の誤であらうといふ。因みに普通には「蚕」を「蠶」の略字として用ひてゐるが、蚕は音テンで、本來は別字である。）　○躬節儉（「節儉を躬らす」とも讀める。我が身それ自身で行ふこと。躬行と熟す。）

○地節三年、路温舒上書言、秦有十失。其一尚存。治獄之吏是也。俗語曰、畫地爲獄、議不入、刻木爲吏、期不對。此悲痛之辭。願省法制、寬刑罪、則太平可興。上爲置廷尉平。獄刑號爲平矣。○膠東相王成、勞來不怠、治有異績。賜爵關內侯。○魏相爲丞相、丙吉爲御史大夫。

通解 ○地節三年、路温舒、上書して言ふ、「秦に十失有り。其の一尚ほ存す。治獄の吏是也。俗語に曰く、『地を畫して獄と爲すも、入らざらんことを議し、木を刻して吏と爲すも、對せざらんことを期す』と。此れ悲痛の辭なり。願くは法制を省き、刑罪を寬うせば、則ち太平興す可し」と。上、爲に廷尉平を置く。獄刑、號して平なりと爲す。○膠東の相、王成、勞來怠らず、治に異績有り。爵、關內侯を賜ふ。○魏相、丞相と爲り、丙吉、御史大夫と爲る。

通釋 （宣帝）の地節三年に路溫舒といふ人が書を上つていふには、「秦に十ヶ條の過がありましたが、その一つは今尙ほ殘つて居ります。それは司法官を貴ぶこと（卽ち何事も手きびしい法律にあてはめてビシ〱とやツつけること）であります。されば今民間の諺にも、地に線をひいて獄屋になぞらへてさへ、人はその中に入るまいと工夫し、木を彫つて（人形を造り）それを獄吏と呼んでさへ、人はこれに答へまいと心がける、といふ言葉があります。（假に定めたものに對してさへこれほど恐れるのであるから、眞の牢屋や牢番を恐れることは非常なものである。これ皆司法の役人が苛酷な法律を用ひて人民を苦しめたからで）、誠に人民悲痛の聲であります。どうか法律を少くし、刑罰を寬大にせられましたならば、天下の太平は忽ち興すことが出來るでありませう」と。帝はこの言に從つて、（裁判の不公平を正すために）、廷尉平といふ官を設けた。（その結果）裁判が公平だと評判されるやうになつた。〇膠東王の宰相たる王成といふもの（よく百姓）を勞り勵まし、招き懷けて、政治上にすぐれた功があつた。（それで帝は）關內侯（といふ名譽の爵位）を授けられた。〇（この年に）魏相が丞相となり。丙吉が御史大夫と爲つた。

語釋 秦有二十失一（所謂十失とは、文學を羞づるは一なり、武事を好むは二なり、仁義の士を賤むは三なり、治獄の吏を貴ぶは四なり、正言する者を誹謗といふは五なり、過を止むるものを妖言といふは六なり、先王の法を世に用ひざるは七なり、忠良

の切言皆胸に鬱するは八なり、譽謗の發の日に耳に滿つるは九なり、虛美心に薰じ實行立たざるは十なり。)　○治獄之吏(裁判を司る役人。司法官。前項の第四條を指す。)　○議レ不レ入(議は評議、相談のまねをすること。)

○期レ不レ對(裁判官の前に引き出されて取調を受けることを對といふ。故にその前に立ち向ふまいとすること。「期す」は「必ず」といふ意で、決心すること。)　○廷尉平(廷尉は刑獄を司る官である。前に見ゆ。平は不公平を平かにする意。即ち裁判の不公平を正す官である。これよりさきに廷尉正の官があつたが今それを復活したわけである。)　○膠東相(膠東王の宰相。膠東王は、名は寄、景帝の第九子。今日の山東省内に、その封地があつた。)　○勞來(勞はネギラフと訓ず。褒めいたはること。人民を慰めいたはり、自然になづき來るやうにすること。)

○爵關內侯(爵を賜ふといふのは、その爵位格式のみを授けられることで、實封ではない。關內とは函谷關以內の土地で、京師に近い重要の所である。で、その爵を授けられるのは、當時非常な名譽であつた。)

○魏相(丞相となつて、副封を去り、壅蔽を防ぐなど、治績多く、一代の賢相と稱せられた。後高平侯に封ぜられ、麒麟閣に圖せられた。)

徐福上書

○四年、霍氏謀反シ、伏レ誅ニ。夷グ二其ノ族ヲ一。告グル者皆封ゼラル二列侯ニ一。初メ霍氏奢縱ナリ。茂陵ノ徐福上疏シテ言フ、宜シク下以テレ時ヲ抑制シ、無カラシムベシト上レ使レ至ルコトヲレ亡ニ。書三タビ上ル。不レ聽カ。至ツテレ是ニ人爲ニ二徐生ノ一上書シテ曰ク、客有リレ過ルモノ二主人ニ一。見ル三其ノ竈ノ直突ニシテ傍ニ有ルヲ二積薪一、謂ヒテ二主人ニ一更メテ爲リ二曲突ヲ一、速ニ徙サシムト二其ノ薪ヲ一。主人不レ應ゼ。俄ニ失スレ火ヲ。鄉里共ニ救ヒレ之ヲ、幸ニシテ而得タリレ息ムヲ。殺シテレ牛ヲ置イテレ酒ヲ謝ス二其ノ鄉人ニ一。人謂ヒテ二主人ニ一曰ク、鄉キニ使メバレ聽カ二客之言ヲ一、不レ費サ二牛酒ヲ一、終ニ無カラン二火ノ患一。今論ジテレ功ヲ而賞スルニ、曲突徙薪セトイフモノニ無クシテ二恩澤一、焦レ頭ヲ爛レ額ヲスモノヲ爲ス二上客ト一邪ト。

曲突徙薪

上乃チ賜ヒ二福ニ帛ヲ一、以テ爲スレ郎ト。

賜二福帛一

帝初メテ立ツテ謁スルヤ二高廟ニ一、霍光驂乘ス。上嚴二憚ス之ヲ一。若シレ有ルガ二芒刺一在ルニ

背。後、張安世代光參乘。上從容肆體、甚安近焉。故俗傳、霍氏之禍萠於驂乘。

訓譯 四年、霍氏謀反し、誅に伏す。其の族を夷ぐ。告ぐる者、皆列侯に封ぜらる。初め霍氏、奢縱なり、茂陵の徐福、上疏して言ふ「宜しく時を以て抑制し、亡に至らしむること無かるべし」と。書三たび上る。聽かず。是に至つて、人、徐生の爲めに上書して曰く「客、主人に過るもの有り。其の竈の直突にして傍に積薪有るを見、主人に謂ひて、更めて曲突を爲り、速に其の薪を徙さしむ。主人應ぜず。俄に火を失す。郷里共に之を救ひ、幸にして息むを得たり。牛を殺し酒を置いて其の郷人に謝す。人、主人に謂ひて曰く『郷に客の言を聽かしめば、牛酒を費さず、終に火の患無からん。今、功を論じて賞するに、曲突薪を徙せといふものに恩澤無くして、頭を焦し額を爛すものを上客と爲す邪』」と。上乃ち福に帛を賜ひ、以て郎と爲す。帝、初めて立つて高廟に謁するや、霍光驂乘す。上、之を嚴憚す。芒刺の背に在る有るが如し。後、張安世、光に代つて參乘す。上、從容肆體、甚だ安近す。故に俗傳ふ、霍氏の禍は驂乘に萠すと。

【通釋】翌四年、霍光の遺族が謀反して誅せられ、一族悉く亡ぼされてしまつた。そして（霍氏の謀反を）告訴したものは、みな諸侯に封ぜられた。これより先、霍光の遺族の一門が、おごり高ぶり我がまゝに流れて來たので、茂陵の人で徐福といふのが書を上つて「今の內に（霍氏一族のわがまゝを）抑へつけて、滅亡に至らぬやうにしてやつて下さい」と願ひ出た。（けれども宣帝が受けつけないので）、徐福は三度まで申し上げたが、遂に聽かれなかつた。さていよ〳〵（霍氏が謀反して誅せられ、しかも忠言を上つた徐福は顧みられずして、謀反を告訴したもの達が賞せられるに及んで）或人が徐福のために書を上つて申し上げるには、「こゝに一人の客が或家の主人を訪ねましたところ、そこの竈の煙突がまつすぐに突立つてゐて、しかもその傍には薪が積んであるのを見て、その家の主人に向ひ、（これは危い）、新らしく曲つた煙突を作つて（これと取りかへ）、あの薪を早く他所へ移しなさい。（でないと火事になりますよ）と忠告しました。けれども主人は知らん顏をしてゐました。ところが案の定、間もなく火事を起しました。幸ひ村の人たちが協力して消防に努めたので、火を消し止めることが出來ましたが――そこで主人は（大いに喜び）、牛を殺し酒を振舞つて村の人たちに感謝しました。然るに或人が主人にむかつて、『若し先に注意してくれた客人のいふ通りにしたら、火事の心

酬もなく、隨つて牛や酒の費えもなかつただらうに（惜しいことをした。それにしても）今、消火の功勞者にお禮をするとて、肝心の、曲つた煙突を作つて薪を他所へやれと敎へた人は、何の惠みも蒙らず、却つて頭をこがし額をやけどして（火事場で働いた人たち）を上席の客として有難がるのですか。（それでは本末顚倒ではないか）」と申したといふことであります」と。（これは曲突にして薪を徙せと言つたものを徐福にたとへ、頭をこがし額を爛らしたものを告訴人にたとへて、論功行賞の當を失してゐることを諷したのである）。宣帝はそれを悟つて、徐福に絹布を賜ひ、郎といふ官を授けられた。帝が即位の初め高祖のお靈屋に參拜されたとき、霍光が陪乘を仰せつかつたが、帝は霍光を氣づまりに思ひ、刺を背中に負つてゐるやうに窮屈がつた。その後、張安世といふ人が光に代つて陪乘したが、その時は帝は身も心ものんびりと寛いで、いかにも氣樂に親しみ深く感じた。だから世間では、「（天子にうるさがられては長持はしない）。霍氏の一門が滅されたのは、すでに光が陪乘の時から芽ざしてゐる」と噂したものだ。

語釋 茂陵（今陝西興平縣の東北。） ○上疏（上書に同じ。疏はかど箇條書にして述べる意。） ○以レ時抑制（適當の時機に於て、今の内にその權勢をおさへとめよといふこと。） ○直突（まつすぐな煙突。火氣を調節することが出來ず火の粉を吐き易いから、火事の危險が多い。） ○曲突（まがつた煙突。直突とは違つて火氣の調節に便であり火の粉も多く外へ洩れないから、火事の危險が少い。） ○鄕使レ聽ニ客之言一（鄕は嚮に

同じくサキニと訓む。又嚮の字の下だけ取つて向をサキニとも訓む。使はモシ（若）といふ意。「モシ客ノ言ヲ聽カバ」といふに同じい。）　○論レ功而賞（「而賞」の二字は漢書其他に「請レ賓」に作る。賓客を請待することである。）　○郎（郎官。御所に宿衛する官。）　○高廟（漢の高祖の廟。）　○驂乘（古制によれば尊者は車の左に、御者は中央に、陪乘者は右に乘つた。その右乘りのものを驂乘といふ。そへのり。陪乘。）　○嚴憚（二字ともにハバカルと訓む。おそれてうるさく思ふこと。）　○安近（心やすく近づきやすいこと。嚴憚の反對。）　○芒刺（芒は、もと稻や麥の穗の先のちか〳〵するものでノギと訓む。刺はトゲ。但しこゝは二字でトゲと見てよい。）　○參乘（驂乘に同じ。）　○肆體（體がのび〳〵すること。ゆつたりとくつろぐこと。）　○霍氏之禍云々（漢書には「俗傳ノ之曰、威震ノ主者不レ畜、霍氏之禍、萌ニ於驂乘一」とある。震はふれしめること。畜はヤシナフと訓む。あまりに威嚴があつて天子に恐れられるやうでは長持ちはしないといふのである。）

【餘論】霍光は禁闥に出入すること三十年、小心謹愼、よく武帝の信任を得、幼主昭帝を輔けて忠を朝廷に效したのではあるが、一方また昭帝の外祖となり、天子を廢立し、宣帝の關白となり、一門みな要職について、權貴を恣にすること久しかつたが爲めに、その一族の驕奢放縱を來し、殊に光の妻顯は頗る虛榮心の强い我儘者で、自分の娘を宣帝の皇后に上げたい爲めに、ひそかに宣帝の皇后許氏を毒殺するといふやうな事をさへ敢てした。光は後に至つてその事を知り、大いに驚いて自決させようとしたが情に於て忍びずして遂にそのまゝにしたなどは言語道斷だ。宣帝も薄々その事を知つたので、光が死ぬと、光の子の禹を始め霍氏の一族一黨を片端から左遷してしまつたので、霍氏は到底誅罰を免かれざるを覺つて、遂に謀反を企つるに至り、その結果、一族悉く誅滅されてしまつたのである。霍光が家庭を治め一門を戒めて謙抑謹愼ならしめることが出來なかつた罪は、斷じて免

れ得ないものとはいはねばならぬ。たゞに宣帝に煙たがられたといふが如き事のみではない。その點について漢書の著者班固は次のやうに論じてゐる。練習のつもりで講讀されたい。

霍光受襁褓之託、任漢室之寄、匡國家、安社稷、擁昭立宣。雖周公阿衡、何以加之。然光不學無術、闇於大理、陰妻邪謀、立女爲后、湛溺盈溢之欲、以增顚覆之禍。死財三年、宗族誅夷。哀哉。

註。顏師古云、阿衡、伊尹官號也。阿、倚也。衡、平也。言天子所倚、群下取平也。湛、讀曰沈。

朱邑・龔遂

○北海太守朱邑、以治行第一、入爲大司農。渤海太守龔遂、入爲水衡都尉。先是渤海歲饑、盜起。選遂爲太守、召見問、何以治盜。遂對曰、海瀕遐遠、不沾聖化。其民飢寒而吏不恤。使陛下赤子盜弄兵於潢池中耳。今欲使臣勝之邪。將安之也。上曰、選用賢良、固欲安之。遂曰、治亂民、如治亂繩、不可急也。願無拘臣以文法、得便宜從事。上許焉。

赤子弄兵

【訓讀】北海の太守、朱邑、治行第一を以て、入りて大司農と爲り、渤海の太守、龔遂入りて水衡都尉と爲る。是より先き、渤海、歲饑ゑ、盜起る。遂を選んで太守と爲す。召見して問ふ「何を以て盜を治むる」と。遂對へて曰く「海濱、遐遠にして、聖化に沾はず、其の民飢寒して、吏恤まず。陛下の赤子をして兵を潢池の中に盜弄せしむる耳。今、臣をして之に勝たしめんと欲する邪、將た之を安んぜん也」と。上曰く「賢良を選用するは、固より之を安んぜんと欲するなり」と。遂曰く「亂民を治むるは、亂繩を治むるが如し。急にす可からざる也。願くは臣を拘するに文法を以てすること無く、便宜、事に從ふを得しめよ」と。上、焉を許す。

【通釋】北海郡の長官の朱邑は、政治の成績、身の行ひ、共に第一等とあつて、(擢んでられて朝廷に)入つて大司農となり、また渤海郡の長官の龔遂も同じく(朝廷に)入つて水衡都尉といふ官に上つた。(その遂が宣帝のお見出しを受けるに至つた理由は斯うである)。これより先、渤海郡に飢饉があり盜賊が起つたので、宣帝は遂を選拔して渤海郡の長官に任じ(それを治めさせようとした)。そこで遂を召して之に面會し「いかなる方法を以て盜賊を取締らうと思ふか」と尋ねた。その時、遂の對へていふやう、「渤海は都を遠く隔つた海岸の地で、まだ御德化に浴して居りませぬから、人民が饑

る塞えても役人は救済しようとも致しませぬ。そのために陛下の赤子たる可憐な細民どもが、（つひ盗みをしたり人を傷けたりしまするが）、なに、それは子供が刃物を盗み出して水たまりの中で悪戯をしてゐるやうなもので、（取締るにわけはございませぬ）。ついては今日（私を其の地へお遣はしになるのは）、武力を以てこれに打ち勝ち（彼等を殺させようとの）御思召でござるか、それとも（徳を以てこれを治め）彼等を安んじて暮らさせようとのお思召でございますか」と。帝の日く、「すぐれた立派な人物を選んで太守に任用するからは、無論その地の人民を安んじて生活させよう爲めである」と。そこで遂は、「亂れた民を治めるのは恰も縺れた縄を解くやうなもので、あせつては可けませぬ。どうか私の政治を普通の法規で拘束なさることなく、臨機應變、私の一存で取り計らふことをお許しが願ひたうございます。（さすれば必ず徐ろに之を治めて御覧に入れます）」と申し上げた。帝はこれを許された。

【語釋】 北海（郡名。山東青州府の東部及び萊州府の西部の地。） ○渤海（郡名。今直隷河間府より以東滄縣に至り、北は文安、南は山東の海豐に至る。治所は今の滄縣にあつた。） ○大司農（錢穀の事を掌る大臣、漢の九卿の一。） ○水衡都尉（河川池沼の水路溝瀆等の事を掌り、又上林苑を管理する官。） ○海濱遐遠（遐はハルカ又はトホシと訓じ遠の意。都へ遠い海岸の地。） ○使二陛下赤子盜二弄兵於潢池一耳（赤子は謂はゆる赤ん坊。天子が萬民を保護すること慈母の赤子を愛するが如し。故に民を稱して赤子といふ。兵は兵器、はもの。潢池は水だまり。渤海は海濱であるからそれに譬へ、且又幼兒はよく水遊で遊ぶものであるからそれに譬へたのである。陛下の民たる無智の細民

帶レ牛佩レ犢

をして盗賊に盗をなさしむるに至つたといふことを、赤ん坊が刃物を弄び出して大騒ぎでイタヅラをしてゐるやうなものだと譬へて　その罪なきこと且つ鎮撫し易きことを諷したのである。）　○欲レ使二臣勝一レ之邪（武力を以て打ち勝つて之を征するをいふ。）

○將レ安レ之也（盗人を以て愛撫して之を安んずるをいふ。）　○羈（拘束すること。束縛して自由にさせぬこと。）　○文法（法律規則をいふ。我國で文章語句の法則をいふのとは異る。）　○便宜從レ事（時と場合により適宜の處置をすること。）

乘レ傳至二渤海界一。郡發レ兵迎。遂皆遣還、移レ書罷レ捕、諸持二田器一者爲二良民一、持レ兵者乃爲レ盗。遂單車至レ府。盗聞即時解散。民有下持二刀劍一者上、使下賣レ劍買レ牛、賣レ刀買上レ犢。曰、何爲帶レ牛佩レ犢。勞來巡行。郡中皆有二蓄積一。獄訟止息。至レ是召入。

訓讀　傳に乘じて渤海の界に至る。郡、兵を發して迎ふ。遂皆遣り還し、書を移して捕を罷め、諸の田器を持する者は良民と爲し、兵を持する者は乃ち盗と爲す。遂に單車にて府に至る。盗、聞いて即時に解散す。民に刀劍を持する者有れば、劍を賣りて牛を買ひ、刀を賣りて犢を買はしむ。曰く、「何爲れぞ牛を帶び犢を佩ぶるや」と。勞來巡行す。郡中、皆蓄積有り。獄訟止息す。是に至つて召されて入る。

通釋　そこで龔遂は宿つぎの車に乘つて渤海郡の入口までやつて來た。郡の役所では兵隊を出して

遂を迎へたが、遂は悉くこれを戻し還らせて、まづ布令を郡中にまはして、盜賊を捕縛することを中止させ、すべて農具を持つて居る者は良民、武器を持つてゐるものは盜賊と見なすぞと申し渡した。さうしてとう／＼（護衞の兵もない）只一臺の車に乘つて役所へ乘り込んだ。盜賊どもは之れを聞くと、その場で解散して、（皆郷里へ歸つて良民となつた）。それでもまだ人民のうちに刀劍を佩びてゐるものがあると、劍を賣つて牛を買はせ、刀を賣つて子牛を買はせていふには、「お前たちは何だつて牛だの子牛だのを腰につけてゐるのだ」と。（かうして人民を農業に向はせたものだ）。（遂は又自ら領內を）巡視しては百姓をいたはり懷けたので、郡內の人民は皆どつさり米を積み畜へ、裁判沙汰もなくなつた。（かういふ治績があつたから）前にいつたやうに愈々遂を呼び出して（水衡都尉に任ずるやうになつたのである。）

語釋 傳（傳車のことで宿場々々で乘り換へる旅行の車をいふ。一一二頁の語釋參照。）○移レ書（文書を廻すこと。ふれをまはす。）○帶レ牛佩レ犢（犢は子牛のこと。刀劍を賣れば牛や子牛を買ふことが出來る。故に農民に用もない刀劍を腰にしてゐることは丁度牛や犢を腰にしてゐるのと同じだといふことを諷したのである。）○畜積（音チクシ。二字ともにタクハヘ。積はツムの時は音セキ。タクハヘの時は音シ。）

餘論 唐の宣宗の時、雞山に群盜が蜂起したので、帝は勅してこれを討伐せしめようとした。その時、崔鉉といふ人が奏聞して、「此皆陛下ノ赤子、迫ニ於飢寒ニ盜ニ弄スヲ兵ヲ於谿谷ノ間ニ。不レ足レ辱ムルニ大軍ヲ也」と

趙廣漢
缿項筩
爲鉤距

言つたのは、この龔遂の辭に從つたものである。

○元康元年、殺京兆尹趙廣漢。初廣漢爲潁川太守。潁川俗、豪傑相朋黨。廣漢爲缿項筩、受吏民投書、使相告訐。姦黨散落、盜賊不得發。由是入爲京兆尹。尤善爲鉤距、以得其情、閭里銖兩之姦皆知、發姦擿伏如神。京兆政清。長老傳。自漢興治京兆者、莫能及。至是人上書言、廣漢以私怨論殺人。下廷尉。吏民守闕號泣者數萬人。竟坐要斬。廣漢廉明威制豪強、小民得職。百姓追思歌之。

〔通釋〕元康元年、京兆の尹、趙廣漢を殺す。初め廣漢、潁川の太守たり。潁川の俗、豪傑相朋黨す。廣漢、缿項筩を爲り、吏民の投書を受け、相告訐せしむ。姦黨散落し、盜賊發するを得ず。是に由つて入つて京兆の尹と爲る。尤も善く鉤距を爲して、以て其の情を得、閭里銖兩の姦も皆知り、姦を發し、伏を擿すること神の如し。京兆、政清し。長老傳ふ。漢興つてより京兆を治むる者、能く及ぶ

莫しと。此に至つて、人、上書して言ふ。「廣漢、私怨を以て人を論殺す」と。廷尉に下す。吏民、闕を守つて號泣する者數萬人。竟に坐して要斬せらる。廣漢、廉明にして豪强を威制し、小民職を得たり。百姓追思して之を歌ふ。

【通釋】（宣帝の）元康元年に（お膝もとの）京兆の長官である趙廣漢を（罪ありとして）殺した。（そのわけは）初め、廣漢は、潁川郡の長官であつたが、この郡の風俗は、土地の强い者たちが、お互に組を組んで（惡事を働くので）、廣漢は投書箱を爲つて（それを各所に置いて）、役人や人民からの投書を受入れて、相互に（惡事不正を）告げ訐かせた。（それによつて、十分に事情を知つて、びし〳〵と處罰をしたので）、惡い仲間の者たちは、散り〳〵になつて何れへか行つてしまひ、盜賊たちは、惡事を働くことが出來なくなり、（郡中大いに治まつた）。この功績によつて、廣漢は京兆の長官となつたのである。この人は隱れた惡事を釣り出す事が非常に上手で、よく事件の内情を探つて、村里における些かの惡事までも知つてゐて、（如何に隱してゐる惡事でも）それを摘み出すことは神業のやうであつた。だから京兆は淸く治まつた。（土地の）古老たちは、お互に話し合つて、「漢の代になつてから、京兆を治めた者のうちで、廣漢ほどよく治めたものは今までにない」と言つた。それが今、ある者が上

書して、「廣漢は個人的な怨の爲に、罪もない者を、罪ありと論斷して死刑にする」と（讒言をした）。（宣帝はそれを信じて）廷尉の手に渡して取調べさせた。（すると、この話を聞いた）役人から人民まで、宮門に集つて泣き號んで（廣漢の無實を訴へ嘆く者が）數萬人あつた。けれども、とう〳〵罪あるものと見られて、腰から二つに斬られた。廣漢は、性質、淸廉公明で、能く强い者を壓へつけたので、下民たちは安堵して各自の職業につとめることが出來た。そこで廣漢の德を思ひ慕うて、その心情を歌に作つて歌ひ悲しんだ。

語釋　京兆尹（京兆は三輔の一。帝室輔翼の重要地である。所謂オヒザモトで、そこの長官を尹といつた。前に出づ。）　○潁川（郡名。今の河南省許州の地。）　○豪傑（こゝは土豪の意で、その土地の不良な强者。ナラズモノの類。）　○朋黨（同類相結んで徒黨を組んで良からぬことを企むもの。）　○缿項筩（缿は瓦器、筩は竹筒で、共に小孔があつて、物を入れることは出來ても、出すことの出來ない器。昔の目安箱、今日の投書箱に相當するもの。項字は缿字の音を注したのが誤つて本文に混入したので、取去つて見るべきである。）　○姦黨散落（散落は離散流落で、チリ〳〵バラ〳〵になること。）　○爲㆓鉤距㆒（鉤はカギ。ツリバリ。距は釣針のツメ。呑む時にはさはりなく、吐かうとするとヒツカヽル仕掛で、人の隱してゐることをオトシにかけて實情をヒツカケてツリ出すこと。）　○銖兩之姦（銖は、黍百粒の目方。兩は二十四銖。みな僅少の量目。故に些細なことに譬へる。わづかの惡事。）　○發㆑姦擿㆑伏（姦は惡事。伏は隱匿の意。發と擿とは、共にアバクこと。惡事や隱し事をアバキ出すこと。）　○長老（古老といふに同じい。年とつたもの。別に才德ある者の尊稱にも用ひられるが、こゝは前者の意。）　○論殺（その罪をしらべ論じて死刑に處すること。）　○守㆑闕（守は、いつまでも其處にゐて去らないこと。闕は、禁門、卽ち、禁門に至つて哀訴嘆願して去らないこと。）

○以テ㆓尹翁歸ヲ㆒爲ス㆓右扶風ト㆒。翁歸初メ爲リ㆓東海ノ太守ト㆒、過リテ辭ス㆓廷尉于定國ニ㆒。定國欲ス㆑託セント㆓

邑子語終日、竟不敢見曰、此賢將。汝不任事也。又不可干以私。以治郡高第、遂入治常爲三輔最。

訓讀　尹翁歸を以て、右扶風と爲す。翁歸初め東海の太守と爲り、過りて、廷尉于定國に辭す。定國、邑子を託せんと欲す。語ること終日、竟に、敢へて見しめずして曰く、「此れ賢將なり。汝、事に任へざるなり。又、干むるに私を以てすべからず」と。治郡の高第を以て、遂に入る。治、常に三輔の最たり。

通釋　尹翁歸といふ者を、右扶風の（太守に）任命した。翁歸は、初め東海郡の太守と爲つた時、廷尉の于定國を訪ねてお暇乞をした。（定國は、もと東海の出身であるので、當時、同郷の後輩が頼つて來て、その世話になつてゐる者が澤山あつた。それで、それ等の）同郷の後輩を（採用して呉れるやうに翁歸に）依頼しようと思つた。しかし、（翁歸と）對談すること終日であつたが、遂にその後輩たちを紹介せなかつた。（翁歸が歸つたあとで、定國は、紹介を期待してゐた者に向つて）「翁歸は、えらい將軍である。（お前達、あの人の配下では、とても務まるまい）。それにあゝいふ（公正無私の人には）

魏相諫滅二匈奴一

義兵・應兵・忿兵・貪兵・驕兵

私情を以て職を求める事は出來ない」と言つた。(東海郡に於ては)郡政上第一の腕前あるものとして、遂に召されて、右扶風の太守となつたのである。こゝでもやはり、京兆・左馮翊・右扶風の三輔の中で第一の治績を擧げた。

【語釋】尹翁歸(字は子況。年少、市吏たりし時、太守の田延年が、吏を選別して、吏五六十人を召出し、文ある者は東に、武ある者は西に並べと命じたら、翁歸は、文武兼備するとて中央に出て動かなかつたといふ話がある。東海の太守となるや奸猾なる豪族許仲孫といふものを棄市して、一郡を震慄せしめた。性清廉にして、卒する日、家に餘財なく、帝、黄金百斤を下賜して弔ひをさせたといふ。)○右扶風(京兆、左馮翊と共に三輔の一。今の陝西省[illegible]鳳翔。その長官をもまた右扶風と呼んだ。)○于定國(東海郡の人。于定國が廷尉となるならば、天下に無罪の者は無くなるだらう」と評判された程の名吏であつた。後、御史大夫を經て、相に昇せられ、西平侯に封ぜられた。)○邑子(同郷の子弟、後輩。邑人といふに同じい。)○不レ任レ事(事は任務、任は(タフ)と同じて、堪へること。任務を十分に果すことが出來ないこと。)○不レ可レ干以レ私(干は、音カンで、モトムと訓む。强ひて賴み求めること。于(ウ)とは別字。)○高第(高は上、第は次第の第で等級のこと。高第は、上等、高級、優秀、優等などいふに同じい。)○遂入(舊注は「遂入治」で句を切つてある。それでも意は通ずるが、今「遂入」を句とするの說に從ふ。)

○二年、上欲レ因二匈奴衰弱一、出レ兵撃二其右地一、使レ不三復擾二西域一。魏相諫曰、救レ亂誅レ暴、謂二之義兵一。兵義者王。敵加二於己一、不レ得レ已而起者、謂二之應兵一。兵應者勝。爭二恨小故一、不レ忍二憤怒一者、謂二之忿兵一。兵忿者敗。利二人土地・貨寶一者、謂二之貪兵一。兵貪者破。恃二國家之大一、矜二人民之衆一、欲レ見二威於敵一者、謂二之驕兵一。兵驕者滅。

【譯文】二年、上、匈奴の衰弱に因りて、兵を出して其の右地を撃ち、復た西域を擾さざらしめんと欲す。魏相、諫めて曰く、「亂を救ひ暴を誅する、之を義兵と謂ふ。兵、義なる者は王たり。敵、已に加へ、已むを得ずして起る者、之を應兵と謂ふ。兵、應なる者は勝つ。小故を爭恨し、憤怒に忍びざる者、之を忿兵と謂ふ。兵、忿なる者は敗る。人の土地・貨寶を利する者、之を貪兵と謂ふ。兵、貪なる者は破る。國家の大を恃み、人民の衆を矜り、威を敵に見さんと欲する者、之を驕兵と謂ふ。兵、驕なる者は滅ぶ。」

【通解】元康二年、帝は匈奴の衰へ弱つたのにつけこんで、兵を出して其の西部の地を撃ち、二度と匈奴が西域地方を騷がすことのないやうにしようと思つた。すると丞相の魏相がこれを諫めていふには、「他人の國の亂れを救ひ、亂暴するものを誅するために兵を出すのを義兵といひます。義兵を擧げるものは天下に王たることが出來ます。敵が、理由もなく自分の國に攻めて來たので、(自衞上)已むなく兵を起すのを應兵(敵の襲撃に應戰する兵の意)といひます。應兵は必ず勝ちます。小さな事を根に持つて恨み爭ひ、怒に堪へきれなくて軍を起すのを忿兵(怒れる兵の意)といひます。忿兵では駄目です。他人の土地や財産が欲しさに戰するものは貪兵(貪欲なる兵の意)といひます。貪兵は

負けます。自分の國の廣大を恃みにし、人民の多きを誇り、威力を敵に示さうとして戰するものを驕兵（驕慢なる兵の意）といひます。驕兵はやがて滅亡します。

語釋 右地（西方の土地のこと。南面を基準として東を左とし西を右とする。）〇使不復擾西域（當時西域に車師（今新疆省に屬す）といふ國があり、その土地が肥沃であるので、匈奴は之を漢に取られることを恐れ、我がものにせんと欲して兵を出して車師を伐つた。そこで漢の鄭吉は、西域にあつた屯田兵を率ゐて之を救はうとしたところ、却つて匈奴に包圍されたので、援兵を請うて來た。よつて宣帝は、折から匈奴の衰弱せるに乘じて大兵を以て匈奴の西部を伐ち、彼をして復た西域を脅かすことなからしめんとしたのである。擾は擾亂と熟し、みだしさわがすこと。）

蕭牆之憂

匈奴未有犯於邊境。今欲興兵入其地。臣愚不知此兵何名者也。今年計、子弟殺父兄、妻殺夫者、二百二十二人。此非小變。左右不憂、乃欲發兵報纖芥之忿於遠夷。殆孔子所謂、吾恐季孫之憂、不在顓臾、而在蕭牆之內。上從相言。

通釋 匈奴未だ邊境を犯すこと有らず。今、兵を興して其の地に入らんと欲す。臣愚、此の兵、何の名ある者たるを知らざる也。今年計るに、子弟の父兄を殺し、妻の夫を殺す者、二百二十二人あり。此れ小變に非ず。左右憂へず、乃ち兵を發して纖芥の忿を遠夷に報ぜんと欲す。殆んど孔子の所謂、

吾れ季孫の憂は、顓臾に在らずして、蕭牆の内に在るを恐るゝものなり」と。上、相の言に從ふ。

【通釋】（魏相の言葉は尙ほつゞく）、また匈奴が我が國境に攻めて來たわけでもないのに、今こちらから兵を出して匈奴の地に攻め入らうとなさるのは、かういふ兵は、一體、何と名づけたものでせうか、私は愚にして判斷に苦しみます。それよりも今年の統計によりますと、子弟にして其の父兄を殺したもの、妻にして其の夫を殺したものが二百二十二人の多きに達して居ります。これは決して小さな出來事ではありませぬ。（つまり國内はまだこんなに治つてゐないのに）、陛下のお側の者たちは一向それを心配もせず、却つて軍兵を出して、遠く隔つた匈奴に對してほんの小さな怨みを霽さうとして居ります。これは丁度孔子のいはれた「魯の季孫氏の憂とする所は、外の顓臾の國にあるのではなくて、寧ろ己が家の中から起りはすまいかと、俺は心配する」といふ言葉に當るものであります（卽ち我が國の憂は外の匈奴にあるのではなくて、實に國内の脚下にあるのであります）」と申し上げた。帝はこの言葉に從つて、（匈奴の征伐を思ひとまつた）。

【語釋】邊境（[illegible]は國のハシ。故に[illegible]境近くの地をいふ。）〇不レ知二此兵何名一者（いづれ忿兵か貪兵か驕兵か、この三つの中を出でまいといふ意味。）〇纖芥（[illegible]はホソシと[illegible]す、芥にアクタと[illegible]じ一一箇のゴミ。よつて極めて細かいこと。極めて小さなこと。西域と漢の[illegible]外であるから、匈奴が之を侵したとて、漢がさまで怒るべき程の事ではない。故にほんの小さな怒といつたのである。）〇吾恐季孫之憂云々（[illegible]季氏篇に[illegible]。季孫氏は周代に[illegible]

疏廣疏受

賢哉二大夫

ける魯の三家の一で公室を凌ぐの勢力があり、専横を極めてゐた。顓臾(センユ)は魯の附庸で小さな國。蕭は肅に通じて肅敬の意、即ちツヽシムこと。牆は屏(ヘイ)をいふ。人君は門の内で屏を立つ。臣下こゝに至ればツヽシミの心を生ずる。故に蕭牆は朝廷又は名の屋敷の屏をいふ。一家の内といふこと。孔子の門人冉求が季氏に仕へながら、季氏が濫りに顓臾を取つて自己の領地を増さうと計るのを諫止することもなし得ず、却つて之を擁護せんとしたので、孔子その心得違ひを戒めて曰く、季孫氏の心配は顓臾の國を取る取らぬといふことにあるのではなくて、却つて季孫氏一家の中に在るであらう。公室の力弱くして、家老が我儘を致し、民心離反しても之を治むることを思はない。これでは憂は寧ろ一家の内より起るであらうと。委しくは論語季氏篇を見られたい。)

○三年、太子太傅疏廣、與兄子太子少傅疏受、上疏乞骸骨。許之、加賜黃金。公卿故人、設祖道供張東門外。送者車數百兩。道路觀者皆曰、賢哉、二大夫。既歸日賣金共具、請族人故舊賓客、相與娛樂、不爲子孫立產業。曰、賢而多財則損其志、愚而多財則益其過。且夫富者衆之怨也。吾不欲益其過而生怨。

【訓讀】三年、太子の太傅疏廣、兄の子、太子の少傅疏受と、上疏して骸骨を乞ふ。之を許し、黃金を加賜す。公卿故人、祖道を設け、東門の外に供張す。送る者、車數百兩。道路觀る者皆曰く、「賢なる哉、二大夫」と。既に歸つて、日に金を賣り、共具して、族人故舊賓客を請ひ、相與に娛樂し、子孫

の爲に產業を立てず。曰く、「賢にして財多ければ則ち其の志を損し、愚にして財多ければ則ち其の過を益す。且つ夫れ富は衆の怨なり、吾れ其の過を益し、怨を生ずることを欲せず」と。

通釋 (宣帝の元康)三年に、太子のお守役の疏廣が、兄の子の同じくお守役の疏受と、書を上つて骸骨を願ひ出た。そこで、之を許して(規定の外に)黃金を增し賜はつた。公卿をはじめ、その友人たちが送別の宴を、(京師の)東門の外に開いた。見送りする者の車が何百臺もつゞいた。道路で見てるた人たちが、口々に(賞めたたへて)「えらいお方ぢやあのお二人は」と言つた。(さて二人は)故郷に歸ると、每日、賜つた黃金を錢に替へて酒肴をとゝのへ、親戚やら友人やらお客さんやらを招いて、一所に遊び娯んで、(お金を殘さうとせず)。子孫の爲に、生活の道を立てようともしない。そして斯う曰ふ「(子孫が若し)すぐれた者であつた場合、財產があると自然、勉強の志が無くなる。若し又愚か者であつた場合は、(だらしなく財產をつかつて)しくじりを益すばかりだ。のみならず、富めば(自然に驕つて)多くの人から怨まれるものである。吾は、子孫が過を益したり、人の怨を生むやうなことを欲しない」と。

語釋 太傅、少傅(傅は、カシヅクと訓じ、添ひ守るの義。守役。後見人。太傅は、周官では、天子を補佐する役で三公の一であるが、こゝでは太子の後見である。少傅は、太傅の次官で、少保、少師と合せて三少といつた。皆、地位は上大夫である。)

○疏廣疏受（東海蘭陵ノ人。太傅少傅の官に在ること五年、疏廣が疏受に向つて、「足るを知れば辱められず、止るを知れば殆からず、功成り身退くは天の道なり、去らざれば後悔あらん」と言つて、骸骨を乞うたのである。）○上疏（疏は箇條書にした上書。上はタテマツルト讀む。）○乞二骸骨一（上卷四六二頁）○加二賜黄金一（例外の下賜であるから加といふ。この時、帝から百斤、太子から五十斤の黄金を下されたので、全く例外である。）○設二祖道一（昔は旅立つ時には必ず道祖神を祭つて、道中の平安を祈り、祭り畢つてその前で別れの宴を開いたものである。傳說に黄帝の子の纍祖といふ者が、遠遊を好んで遂に道中で死んだので、後人が之を旅行の神として祭つたのが道祖神の初めであるといふ。「さへのかみ」「道陸神」（ダウロクジン）ともいふ。）

○兩（車は兩輪から出來てゐるので、一車を一兩といふ。普通に輛字を用ひる。）○費レ金（黄金を消費して錢にかへること。）○供張（供は、酒食を供へること。張は、宴を張ること。さかもり。）○共具（酒食の具を整へて酒食をすゝめること。共は供に同じい。供張。）

【餘談】韓退之の「送二楊少尹一序」は八家文・文章軌範などにあつて、送序文として有名なるものである。それには此の疏廣疏受の事蹟を引いて、楊巨源が年七十にして官を辭し郷に歸るに比し、兩々相對し、彼此相發して、以てあの名文を成してゐる。讀者、機會を以て一讀されんことを望む。尙その文に「漢史既傳二其事一、而後世工レ畫者、又圖二其迹一、至レ今照二人耳目一、赫々若二前日事一」とあるによつて、二疏の歸郷が、當時のみならず後世に至るまで、畫にまで描かれ、一美談として喧傳されたことが知られるのである。

○神爵元年、先零與二諸羌一畔ク。上使レ問二後將軍趙充國一。誰カ可レ將タル者ソト。充國年七

十餘、對曰、無踰老臣。復問、將軍度羌虜何如、當用幾人。充國曰、兵難遙度、願至金城圖上方略。乃詣金城、上屯田、奏願罷騎兵、留步兵萬餘、分屯要害處。條不出兵留田便宜十二事。奏每上、輒下公卿議。初是其計者什三、中什伍、最後什八。魏相任其計可必用。上從之。○二年、司隸校尉蓋寬饒、奏封事、上爲怨謗下吏。寬饒自剄。

【通釋】神爵元年、先零、諸羌と畔く。上、後將軍趙充國に問はしむ。「誰か將たる可き者ぞ」と。充國、年七十餘、對へて曰く、「老臣に踰ゆるもの無し」と。復た問ふ「將軍、羌虜を度ること何如、當に幾人を用ふべき」と。充國曰く、「兵は遙かに度り難し、願はくは金城に至つて、圖して方略を上らん」と。乃ち金城に詣り、屯田の奏を上り、「願はくは、騎兵を罷め、歩兵萬餘を留め、分つて要害の處に屯せん」と。兵を出さずして留田する便宜十二事を條す。奏、上る每に、輒ち公卿に下して議せしむ。初めは其の計を是とする者什に三、中ごろは什に伍、最後には什に八。魏相、其の

計の必ず用ふ可きを任ず。上、之に從ふ。〇二年、司隷校尉蓋寬饒、封事を奏す。上、怨謗すと爲して吏に下す。寬饒、自剄す。

【通釋】神爵元年に、(西羌の一種族)先零の(酋長の揚玉といふ者が)、同じ種族の諸羌を誘ひ合せて漢に畔いた。よつて帝は、(丙吉をして)後將軍の趙充國に、「誰を大將にして討たせたらよからうか」と尋ねさせた。時に趙充國は、年が七十餘であつたが、對へて「この爺にまさる者は有りません」と言つた。帝は、重ねてまた「將軍、御身が羌虜を討伐する方略は何うか。又、兵數はどれほど差向くべきであるか」と問はれた。充國が曰ふのに、「兵事は、(實地をしらべないで)遙か隔たつた所に居ては計り難いものであります。で、金城郡(西羌への國境)に行きまして、(實地を調べた上で、地形を)圖にしまして、方略を申上げたうございます」と。そこで、充國は金城郡に行つて、(調査の結果)兵を屯田することを奏上した。それは「騎兵を罷め、歩兵一萬餘を留めおいて、要害の地に屯させたい。」といふのであつた。又特に兵を出すに及ばず、兵を留めておいて耕作することの都合のよいわけ十二箇條を申し上げた。充國が奏上する每に、帝は直ぐに公卿に見せて、(その可否を)審議させられた。初めのうちは、充國の計を是とする者が十人中三人であつたが、中ごろには十人中五人となり、最後

には十人中八人にもなつた。そこで(丞相の)魏相は充國の計を(間違ないものとして)必ず用ひても大丈夫であります、と保證した。帝は、その意見に從つて、(充國を留めて屯田させられた)。○神爵二年に、司隸校尉の官にある蓋寬饒が嚴封した書を上つて意見を申上げた。帝は(その中の文句を氣に障へて)、寬饒は自分を怨み謗つてゐるものであるとして、その書を役人に下げて審議させた。(役人は、それを大逆であると論斷したので)、寬饒は、(その無實であることを恨んで)自ら首はねて死んだ。

【語釋】先零(零の音レン。西羌の一種族である西羌は、西方のえびす。前に出づ。) ○與二諸羌一畔(當時、羌族は百五十四の種族があつたので諸羌といつたのである。その中で先零が最も强勢で、その長の楊玉が他の羌族を威脅して味方につけ、朝廷に畔いたのである。) ○後將軍(將軍を前後左右に分ち、前將軍・後將軍・左將軍・右將軍といふ。もと周末に設けた官で秦漢も之を因襲したのである。) ○趙充國(字は浜翁といふ。性、沈勇で方略があり、騎射を善くした。武帝の時、中郎將車騎將軍となつた。宣帝の時、諸羌を鎭めて功あり、營平侯に封ぜられた。八十五で卒した。諡して壯侯といひ、成帝の時になつて自麒麟閣に圖せられた。) ○羌虜(虜はもと俘虜の義。敵を卑しみ呼んで虜といふ。エビスといふ意。) ○雖二遠度一(遠くはなれてゐて、實際要害の形勢を知らずに、机上で計略を決めることは出來ないといふ意。度はハカルと訓ず。) ○金城(郡名。羌族に隣接した所で、今の甘肅省蘭州府皋蘭縣地方。) ○屯田(田は耕地。屯はタムロ。駐在すること。兵を要地に駐在させ、平常は耕作に從事せしめ、事ある時には出でて戰はしめること。) ○要害(味方にとつては要所であり、敵にとつては害所であるとの意。) ○十二事(一、屯田して穀を收し、威德並び行ふこと。二、その肥饒に據つて以て諭を待つこと。三、民をして農業を失はざらしめること等屯田の利益十二ケ條、書に詳しく出てゐるが、こゝには略する。) ○魏相(字は弱翁。定陶の人。時に丞相の官にあつて、國柄、治を計つて、一代の賢良と稱せられた。よく宣帝の旨に協ひ、高平侯に封ぜられ、後、麒麟閣に圖せられた。その功績は次の條に出てゐる。) ○任(保任の意。保證すること。) ○司隸校尉(河南、河內、右扶風、左馮翊、京兆、河東、弘農の七郡の政を糾轄する官。) ○封事(天子に申し上ぐべき事柄の外間に漏れる

魏相政事

ことを擇つて特に副封して上る書をいふ。)

○三年、丞相魏相薨。故事上書者皆爲二封、署其一曰副、領尚書者、先發副封、所言不善屛去不奏。自霍光薨後、相卽白去副封以防壅蔽。及爲相、好觀漢故事及便宜章奏、數條漢興以來便宜行事及賢臣賈誼・晁錯・董仲舒等所言、請施行之。敕掾吏案事郡國及休告從家還至府、輒白四方異聞。或有逆賊風雨災異、郡不上、相輒奏言之。與御史大夫丙吉同心輔政。上皆重之。至是吉代爲丞相。

三年、丞相魏相、薨ず。故事に、上書する者は皆二封を爲り、其の一に署して副といひ、尚書を領する者、先づ副封を發き、言ふ所、善からずんば屛去して奏せず。霍光薨じてより後、相、卽ち白して副封を去り、以て壅蔽を防ぐ。相と爲るに及んで、好んで、漢の故事、及び便宜の章奏を

観、數〻、漢興つてより以來の便宜の行事及び賢臣賈誼・鼂錯・董仲舒等の言ふ所を條し、請うて之を施行す。掾吏に敕して、事を郡國に案ぜしむ。及び休告して家より還つて府に至れば、輙ち四方の異聞を白さしむ。或は逆賊風雨の災異にして、郡の上せざる有るも、相、輙ち之を奏言す。御史大夫丙吉と心を同じくして政を輔く。上、皆之を重んず。是に至つて、吉、代つて丞相と爲る。

通釋 （宣帝の神爵）三年に、丞相の魏相が死んだ。（さて、漢の）古いしきたりでは、上書をする者は、皆、同一のものを二通認めて、その一通の方に副と書いて差出させ、上書を掌つてゐる役人が（それを取次ぐ前に）、先づ、副の方の封書を發いて見、その内容が善くないと思ふと、握りつぶして、帝に取次しないことになつてゐた。ところが丞相の霍光が死んでから後、魏相は、（この檢閲のしきたりは、役人の意見次第で左右せられ、從つて公正を缺き、或は、その私心のために言路を塞がれるやうな事になるであらう思つて、奏上して、副封のを廢して、言路が塞がれ（上奏の握りつぶしになるやうな事を）防いだ。また丞相となるに及んで、好んで漢室の古いならはしやら、（前代までの）事務の便宜を計つて建白した上書の類を取調べ、しば〳〵、高祖以來便宜であつたと思はれる行事や、賢臣の賈誼・鼂錯・董仲舒たちが建言した（よい事柄を）箇條書にして、帝にお見せ申し、お許を得てそ

れを實際に施し行つた。又、官府の屬官に命じて、地方の政治の得失などを巡察調査させて（參考とし）、又、休暇をとつて歸省した役人が役所に還つて來ると、すぐ、（その歸省中に見聞したところの）世間の變つた珍らしい話を語らせた。（そんな次第で、魏相は坐ながらにして地方の事情に悉しかつた）。で、地方に、逆賊の起つたり、風雨の災害があつたりした場合、地方の役人から、何等の報告が無くても、魏相は、よく知つてゐて、直ぐにその事を帝に申上げて（善後の策を施した）。御史大夫の丙吉と心を合せて政を輔け、帝はこれを重んぜられた。今や魏相薨ずるに及び、丙吉が之に代つて丞相と爲つた。

語釋　故事（舊制・先例・實習等前々からのシキタリ。故は古に通ずる。又いはれある據りどころ。）　○署（名前や題名などを表はし書すること。こゝでは副の字を署することをいふ。）　○領尚書者（領は、管掌の意。すべつかさどること。尚書は、殿中にあつて發書を掌り、上書を天子に傳達する官。「領尚書者」とは尚書の役を勤めてゐる者といふこと。因みに、こゝにいふ尚書は尚書省（內閣）尚書令（內閣總理大臣）とは別である。）　○屛去（屛はシリゾクと訓ず。しりぞけ去ることで、つまり、握り潰し。取次しないこと。）　○壅蔽（ふさぎおほふこと。君主の耳目をおほひふさいで、君主に知らせぬこと。今その弊を防ぐ爲に副封を廢したのである。）　○章奏（上書建白の類。）　○鼂錯（晁錯と同一人。鼂晁ともに通じ用ひる。古の朝の字。二八頁參照。）　○掾吏（屬官。掾字は手扁である。木扁の椽（音テン。たるき）とは別。）　○休告（昔は官吏の休暇を休告と云つた。休暇を請ふ義である。）

丙吉問牛喘

吉尚寛大好禮讓。嘗出、逢群鬪死傷不問。逢牛喘。使問逐牛行幾里矣。或

譏二吉失一レ問。吉曰、民鬪京兆所レ當レ禁、宰相不レ親二細事一、非レ所レ當レ問也、方レ春未レ可レ熱、恐牛暑故喘、此時氣失レ節、三公調二陰陽一、職當レ憂。人以爲レ知二大體一。

【訓讀】 吉、寛大を尚び、禮讓を好む。嘗て出て、群鬪死傷するに逢ふ。問はず。牛の喘ぐに逢ふ。牛を逐うて行くこと幾里ぞ、と問はしむ。或るひと、吉の問を失ふを譏る。吉曰く、「民の鬪ふは、京兆の當に禁ずべき所、宰相は細事を親らせず、當に問ふべき所に非る也、春に方つて未だ熱すべからず、恐らくは牛、暑の故に喘ぐならん、此れ時氣の節を失するなり、三公は陰陽を調ふ、職として當に憂ふべし。」と。人以て大體を知ると爲す。

【通釋】 丙吉は、性、寛大を尚んで（小事にかゝはらなかつた。又）、禮儀が正しくて、よく人に遜つた。或る時、外出して、人が群をなして喧嘩をし、死傷者が出たのに出逢つたが、何もそれについて問はないで通り過ぎた。それから牛が喘いで來るのに出逢つた。すると從者をして「何里ほど牛を牽いて來たのか」と牛飼に問はせた。或る人が、（それについて、人が喧嘩しても問はないで、牛の喘ぐを問ふとは、その輕重を知らないものだ）、問ふ所を誤つてゐる、と譏つた。丙吉が曰ふのに、「人民

韓延壽
閉レ閤思レ過

の爭鬪については、京兆の尹が取締るべきで、大臣といふものは、細かい事を自らするものではない。だからそれは問ふべき所ではないのだ。然るに今は春で、まだ暑いといふ時期ではない、にも拘らず牛が喘ぐのは暑いからであらう、これは季節が狂つてゐるのである。三公といふものは、（善政を施して、天意にかなひ）天候を調へて、（民の福利を計るべきものである。だから）牛の喘ぎは、自分の職責上、心配すべきことであるのだ」と。人は、それで、丙吉は天下に相たるの大きな筋道を知つてる者だとした。

語釋　三公（漢の初めには、丞相、太尉、御史大夫を三公といつたが、哀帝の時、丞相を大司徒に改め、武帝の時、太尉を罷めて大司馬となし、成帝の時、御史大夫を大司空に改めた。で後には大司徒、大司馬、太司空を三公と稱するに至つた。）○調二陰陽一（陰陽とは、天地間の萬物を造り出す二つの元氣。これを調へるとは、善政を施して天意に戻らぬやうにし天地の道の調和をはかることで、宰相の職とするところである。）○知二大體一（大體は、大節、骨子、精要などといふやうな意。）

○五鳳元年、殺二左馮翊韓延壽一。延壽爲レ吏、好レ古敎化。由二潁川太守一入爲二馮翊一。民有二昆弟相訟一。延壽閉レ閤思レ過。訟者各悔、不二復爭一。郡中翕然相敕厲。恩信周偏、莫二復有一詞訟一。民吏推二其至誠一、不レ忍二欺紿一。至レ是坐レ事棄市。百姓莫レ不二流涕一。

〔訓讀〕五鳳元年、左馮翊韓延壽を殺す。延壽、吏と爲り、古の教化を好む。潁川の太守より、入つて馮翊となる。民に昆弟相訟ふるものあり。延壽、閤を閉ぢて過を思ふ。訟ふる者、各〻悔い、復た爭はず。郡中翕然として相敕厲す。恩信周徧にして、復た詞訟有ること莫し。民吏、其の至誠を推し、欺紿するに忍びず。是に至つて、事に坐して棄市せらる。百姓、流涕せざるは莫し。

〔通釋〕（宣帝の）五鳳元年に、左馮翊の韓延壽を殺した。延壽は、官吏として、（堯舜などが施した）古の治め導き方を好んで、（それを行ひ、治績が擧つたので）、潁川の太守から、（三輔に）入つて、馮翊の長官となつた。（これは非常の拔擢であつた）。その時、治下の民に、兄弟が（田を爭つて）互ひに訟へ出たものがあつた。延壽は（それを裁決しようともせず）部屋に閉ぢこもつて、（自分の不德から生じた）過であるとなし、深く傷み悲しんだ。すると、訴へ出た兄弟の者は、（その樣子を見て）お互に後悔して（退き）、二度と爭ふことをしなかつた。（此の如く、德を以て民を敎へ導いたから）、馮翊一郡中の民は、そろつて相戒め相勵して、（法を犯すやうな者が無くなつた）。斯くて延壽のなさけとまごゝろとは、郡中にあまねく行きわたつて、もう訟を起すやうな者は無くなつてしまつた。人民も役人も、皆、各自のまごころを、人に推し及ぼして、お互に欺きだますやうな事をしなくなつた。然

るに今や延壽は、ある事件のまきぞへとなつて死罪に處せられ、市中にさらしものにされた。人民は（それを痛み悲しみ）、涕を流さないものはなかつた。

語釋 韓延壽（字は長公。燕の人。）○古敎化（堯舜など古聖人が德を以て民を導いたその治め方をいふ。敎化は敎へ導いて善に化せしむること。）○昆弟（昆は兄の意。）○閤（音カフ。部屋、房室、くゞり戶、小門等の意がある。こゝでは部屋と解するのが適當であらう。）○思レ過（この時の延壽の語に「幸に位に備はつて、郡の模範たるべきであるのに、敎化を宣明することが出來ず、民をして兄弟相訟へしめるやうになつた。かやうに風俗を傷つたのは、その咎、私自身にある。」とある。）○翕然（翕は音キフ。集り合ひ、よく一致する貌。）○敕厲（いましめはげます。敕戒勉勵するの意。敕は、いましむ。）○恩信（恩情と同義。ねんごろなる愛情と眞心。）○推二其至誠一（自分の至誠を他に推し及ぼすこと。至誠を以て慇懃に人に接すること。）○欺紿（兩字ともに、アザムクと訓ず。）○坐レ事（時の寵臣蕭望之に讒せられて、いろいろの罪を着せられたのである。）

黃霸

重聽何傷

治道去二太甚者一

○三年、丙吉薨。黃霸爲二丞相一。霸嘗爲二潁川太守一。吏民稱二神明一不レ可レ欺。力敎化後二誅罰一。長史許丞、老病聾。督郵白欲レ逐レ之。霸曰、許丞廉吏、雖レ老尙能拜起。重聽何傷。數易二長吏一、送レ故迎レ新之費、及姦吏因緣、絕二簿書一盜二財物一、公私費耗甚多。所レ易新吏、又未二必賢一、或不レ如二其故一。徒相益爲レ亂。凡治道去二其太甚者一耳。霸以二外寬內明一、得二吏民心一、治爲二天下第一一。至レ是代レ吉。霸材長二於治一

民。及為相、功名損治郡時。

【書下】 三年、丙吉薨ず。黄霸、丞相と爲る。霸、嘗て潁川の太守と爲る。吏民、神明にして欺く可からずと稱す。敎化を力めて誅罰を後にす。長史許丞、老いて聾を病む。督郵白して之を逐はんと欲す。霸曰く、「許丞は廉吏なり、老いたりと雖ども尙ほ能く拜起す。重聽すること何ぞ傷まん。數ゝ長吏を易へば、故を送り新を迎ふるの費、及び姦吏因緣し、簿書を絶ち、財物を盜み、公私の費耗甚だ多し。易ふる所の新吏、又未だ必ずしも賢ならず、或は其の故に如かざらん。徒に相益して亂を爲さんのみ。凡そ治道は、其の太甚しき者を去る耳。」と。霸、外寬に、內明かなるを以て、吏民の心を得、治、天下第一と爲す。是に至つて吉に代る。霸の材、民を治むるに長ず。相と爲るに及んで、功名、郡を治むるの時よりも損す。

【通釋】 (宣帝の五鳳)三年に、丞相の丙吉が死んだ。そこで黄霸が代つて丞相となつた。黄霸は嘗て潁川郡の太守となつたが、當時、郡の役人や人民たちは、(黄霸は、その智が)神のやうに明かであるから、欺くことは出來ないと稱めて、(愼み戒め合つた)。彼は德を以て敎へ導く事を第一として、

誅したり罰したりするやうな事は成るべく爲ないやうにした。(こんな話がある)太守の輔佐役の許丞といふ者が、年をとつて耳が遠くなつたので、郡吏の目附役の者が、(その老朽したといふ理由で)許丞を罷めさせようと言上した。(これを聞いた)黄霸は、「許丞は、行ひの潔白な良吏である。年は老つたが(役に立たないのではない)。拜することも、起ち上ることも(禮法通りに)出來るんだ。たゞ耳が遠いから聽き直すが)、幾度聽き直したところで何の差支があらう。度々、輔佐役を易へたならば、故い者を送り出し新しい者を迎へ入れる費用を要するし、その交代の際に乘じて、惡い役人が、帳簿を絕ち捨てたり、(官有の)財物を盜んだりして、公私ともにその費へ損することが甚だ多い。(且つ又)新任の役人が、必ず先任者よりも勝つてゐるといふ道理もない、或は劣つて居るかも知れない。(そんな事になると、吏民の不平や怨恨や憤激を生むやうなもので)たゞ爭亂を益すだけのものだ。凡そ政治の道は、甚だしく(害になるものを)除き去れば、それで十分である。(許丞の聾は、その甚だしいものではない。罷めさせるのは不同意である)」といつて、許さなかつたといふ。黄霸は、外面はゆつたりとくつろいでゐて、內心は聰明であつたので、吏民の心服する所となり、その治績は天下第一と稱せられた。今や丙吉の後任として丞相となつたが、然し黄霸の才能は、(郡などにあつて直接に)

耿壽昌　常平倉　楊惲

人民を治める事に長じてゐたので、丞相となつてからはその功績と名聲とが、潁川郡を治めてゐた時よりも落ちたのである。

語釋　黄霸（字は次公。陽夏の人。潁川の太守たる以前に、廷尉正をしてゐて、しば／＼疑獄を決し、廷中ために正平であつたといふことである。潁川では、その仁政の結果、嘉禾生じ鳳凰至つたので、帝から黄金百斤の賞があつた。後、揚州の刺史、京兆の尹を經て丞相となつた。その人と爲りは本文にあるとほりである。）　○長吏（郡の太守を輔佐する官。）　○聾（音ロウ。つんぼ。こゝは老年になつて耳が遠くなつたこと。）　○督郵（郡縣の吏の勤務を糾察する役目。監察官。）　○欲レ逐レ之（これ罷めさせようとした。遂に罷免の意。）　○何傷（何の差支があらう、何にも妨とならぬ、との意。）　○拜起（跪き拜したり、起つて拜したりすること。長上に對する時の一段の作法。）　○姦吏因緣（惡い人が、どさくさに紛れからむ意。因緣は、好機なりとして、たより乘ずること。）　○絶ニ簿書一（簿書は、官署の帳簿。絶とは、帳簿を破り棄てることで、帳面をごまかさうすること。）　○未レ必（未必、不必の必は、未・不で必を打消すから、カナラズシモと訓ずる。）　○太甚者（非常に惡いと認められるもの。太と甚とは何れも、ハナハダシと訓ず。兩字合しても亦ハナハダシと訓ず。意强し。）

○四年、太司農耿壽昌白、令ニ邊郡皆築一レ倉、穀賤增レ價而糴、以利レ農、穀貴減レ價而糶、以利レ民。名曰ニ常平倉一。○殺ニ前光祿勳楊惲一。惲廉潔無レ私。人上書告下惲爲ニ妖惡言一。免爲ニ庶人一。惲家居、治レ產自娛。其友孫會宗戒レ之。惲報曰、過大行虧、當爲ニ農夫一以沒レ世。田家作苦、歲時伏臘、烹レ羊炰レ羔、斗酒自勞。酒後耳

人生行樂耳

熱、仰天拊缶、而呼嗚嗚。其詩曰、田彼南山、蕪穢不治、種一頃豆、落而爲萁、人生行樂耳、須富貴何時。淫荒無度、不知其不可也。人上書告。惲驕奢不悔。下廷尉案、得所與會宗書。帝見而惡之。以大逆無道要斬。

訓讀　四年、太司農耿壽昌白して、邊郡をして皆、倉を築かしめ、穀賤しければ價を增して糴し、以て農を利し、穀貴ければ價を減じて糶し、以て民を利す。名づけて常平倉と曰ふ。前の光祿勳楊惲を殺す。惲、廉潔にして私無し。人、上書して、「惲、妖惡の言を爲す。」と告ぐ。免ぜられて庶人と爲る。惲、家居し、產を治めて自ら娛しむ。其の友、孫會宗、之を戒む。惲、報じて曰く、「過、大にして、行、虧く。當に農夫と爲つて以て世を沒すべし。」と。田家作苦し、歲時伏臘、羊を烹、羔を炰り、斗酒自ら勞ふ、酒後耳熱し、天を仰ぎ缶を拊つて、嗚嗚と呼ぶ。其の詩に曰く、「彼の南山に田つくるに蕪穢にして治まらず、一頃の豆を種うれば、落ちて萁と爲る、人生行樂せん耳、富貴を須つ何れの時ぞ」。と、淫荒度無くして其の不可なるを知らず。人、上書して告ぐ。「惲、驕奢にして悔いず。」と。廷尉に下して案ぜしめ、會宗に與へし所の書を得たり。帝、見て之を惡む。大逆無道を以て要斬せらる。

【通釋】（宣帝の五鳳）四年に、農事を司る官をしてゐた耿壽昌が、建白して、都を遠く離れた邊部の郡郡に倉庫をつくらせて、米穀の相場が下ると、（農民が困るので）、相場以上の値段で買入れて（倉庫に藏め）、て、農民のためにし、（反對に）相場が上ると、（工商の民が困るので）、相場以下の安値で賣出して、工商の利福を計るやうにした。その倉庫を常平倉と名づけた。（この年に）、以前、光祿勳（宮中に宿衞する職掌）であつた楊惲を死刑に處した。楊惲は、元來、清廉潔白で、少しも曲つた行が無かつた。（從つて、人の不正な行を惡むことも甚しかつたので、自然、人の怨を買ふやうな事も多かつた）。で、或人が（楊惲を讒して）、「楊惲は、政道を亂し、安寧を害するやうな言を發してゐる。」と、上書した。（そのために、楊惲は）職を免ぜられて、（無官の）一庶人となつた。で、楊惲は家に歸つて、農事をつとめて自ら娯としてゐた。（すると）、その友の孫會宗が、（君は帝のお譴めを受けてをるのであるから、謹愼閉門してゐなければいけない、産を治めて娯しんでをるべきではない）と忠告した。楊惲は、返書を出して、「自分は（在官中）過だらけで、その行狀も缺點が多かつた。（眞に申譯の無い次第である。）だから、一農夫となつて、生涯を送るべきで、（これが何よりの罪滅しである。御忠告は有難いが、これ以上の謹愼は出來ない。）と、（内心の不平を漏らした）。（さて）、田舍では、

(常日頃)農作に勞苦して、(別に娯樂といふものもないが)、一年中で、夏と冬の最中、(二度だけ骨休めをし)、その日、羊や小羊を料理して、大いに酒を飲んで慰勞とする習はしがある。で、楊惲も一日、酒を飲んで醉が廻り、耳がほてり出すと、(日頃の不平が爆發して)、天を仰ぎ酒壺を叩いて調子をとり、烏鳴の曲を歌つた。(更に、醉に乘じて詩を作つて歌つたが)、その詩は、「あの南山で耕作したが、草が蔓り始末にをへぬ、百頃の豆も作つて見たが、豆がらばかりで實が出來ぬ、斯き損のこの世なら、いつそ遊んで寢て暮らせ、どうせ富貴にや爲れつこない。」といふのであつた。(これは、朝廷を南山に譬へ、蔓る草を君側の奸臣たちに譬へ、豆の不作を自分の退けられた事に譬へ、志を伸ばすことの出來ない張合の無い世の中だ、といふ大不平を寓したものである)。(それから後、楊惲の行動は)、酒色に溺れてだらしがなく、自らその不謹愼に氣付かなかつた。ある人が上書して「楊惲は驕をほしいまゝにして、少しも悔悟する樣子がありません。」と申し上げた。そこで、廷尉の裁斷に下して吟味させたら、友人の孫會宗に送つた所の手紙があらはれた。帝は、その手紙を見て怒り惡まれた。遂に、大逆無道の者だといふ次第で腰斬の刑に處せられた。

【語釋】大司農(九卿の一で、錢穀を司る官。) ○糴、糶(糴は音テキ。米を買入れること、かひよね。糶は音テウ。米を賣出すこと。うりよね。) ○常平倉(常平は、常に米價の平均を保つの意である。この政策は、

先に韓仲孫惲の施行したところで、韓昌はそれを踏襲したのである。) ○光祿勳(初め光祿卿といったが、武帝の時、光祿勳と改めた。宮中に宿衛する職掌で、九卿の一である。) ○楊惲(字は子幼。楊敞の子で、有名なる司馬遷の外孫に當ってゐる。司馬温公は、惲の死について、宣帝書政の罪を爲すものだと論じてゐる。) ○人上書(上書したのは、戯長樂で、惲に怨むところがあってのことであった。) ○妖惡言(政道を亂し、安寧を害するの意。楊惲が嘗て、正月以來、雨が降らないが、これは、臣下に上を謀る者があるからだ。」と人に語ったことがあるのを摘發したのである。) ○戒レ之(戒は、警告、忠告などの意。君は帝のお咎を受けたのであるから、閉門して惶懼謹愼してゐるがよい、産を治めたり、客を通じたりするのは宜しくない。と忠告したのである。) ○過大行虧(在官中、過失が多く、その行動にも缺點だらけであったの意。虧は音キ。缺と同じくカクと訓じ、缺點のこと。これは不平から出た厭味で、廉潔の惲にはその實は無かったのである。) ○沒レ世(一生涯、終身、死ぬまで、沒は終の意。) ○伏臘(民が會集して遊樂する日。所謂、物日。伏は伏日、夏三伏の日、悉しくは東方朔の條に出てゐる。臘は、冬至後第三の戌(いぬ)の日。この日百神を合せ祭りて遊息したのである。) ○炰レ羔(炰音ハウ。あぶると訓ず。炮に同じい。丸燒にする。包み燒にするの意もある。羔は音カウ。こひつじ。) ○斗酒(一斗の酒。大いに酒を飲むこと。所謂、滿を引くの意。) ○拊レ缶(拊は音フ。ウツと訓ず。缶は音フ。腹太く口つぼめる瓦器。藺相如の條に出てゐる。) ○呼二嗚嗚一(嗚嗚の曲を歌つたの意。嗚嗚は曲調の聲で、歌ふ時に先づ發するものらしい。嗚嗚の聲を發して後、本歌にかゝるので、嗚嗚の曲といふのである。もと、秦代に關中で流行した歌であったのが、この時まで殘ってゐたのである。) ○南山(終南山。略して南山といふ。周の都であった豐鎬の南に當るので此の名がある。こゝでは、朝廷に譬へたのである。) ○蕪穢(蕪は、荒蕪の蕪で、荒れること。穢は、惡草、雜草。こゝでは、朝廷の群臣、小人が多くて荒亂してゐるの喩としたのである。) ○一頃(百畝。こゝでは、一畑(一區劃の畑)といふ位の意。) ○萁(音キ。まめがら。豆の枝や莖。) ○人生行樂耳(人生は、この世、人の世。行樂は、遊樂すること。この世は、遊び樂んで暮すのが一番よいとの意。所謂、享樂主義であるが、これには、榮達の絕望から起った不平と呪ひとが多分に寓せられてゐる。) ○淫荒無レ度(淫荒は、酒色に行爲の荒んでゐること。無度は、制限の無いこと、つまり無節制なこと。) ○要斬(要は腰に通ずる。腰から眞二つに斬ること。)

○甘露元年、公卿奏。京兆尹張敞、惲之黨友。不レ宜レ處レ位。上惜二敞材一、寢二其奏一。

敞使二掾絮舜有一レ所二案驗一。舜私歸曰、五日京兆耳、安能復案レ事。敞聞二舜語一、卽

收繫獄、竟致其死。後爲舜家所告。敞上書、從闕下亡命。歲餘、京師枹鼓數警。上思敞能、復召用之。

訓讀 甘露元年、公卿奏す。「京兆の尹、張敞は、惲の黨友なり。宜しく位に處るべからず。」と。上、敞の材を惜しみ、其の奏を寢す。敞、掾の絮舜をして案驗する所有らしむ。舜、私に歸つて曰く、「五日の京兆耳、安んぞ能く復た事を案ぜん。」と。敞、舜の語を聞き、卽ち收めて獄に繫ぎ、竟に其れを死に致す。後、舜の家の告ぐる所と爲る。敞、上書して、闕下より亡命すること歲餘、京師、枹鼓數〻警む。上、敞の能を思ひ、復た召して之を用ふ。

通釋 (宣帝の)甘露元年に、三公九卿が(連署で、)「京兆の尹の張敞は、楊惲の仲間うちの者である。京兆の尹として、其の職に處るのは宜しくない。(罷免すべきである。)」と上奏した。(ところが、)宣帝は、張敞が才能があつて、(よく京兆を治めてゐるのを)惜しんで、(どうしても罷免したくないので)、其の上奏を握り潰した。(さて)、張敞は、(そんな事があらうとは少しも知らず)、屬官の絮舜といふ者に、或る事件の取調べを命じた。(すると)、絮舜は、(その事の取調べを終らないで)勝手に歸

宅して、人に向つて、「(張敞は、公卿から上奏されて罷めさせられようとしてゐるから)京兆の尹も長いことは無い。(だから)何も眞面目に事務をとるには及ばない。」と、語つた。張敞は、この話を聞いて、(怒つて)絮舜を捕へて獄にぶちこみ、到頭、死刑にしてしまつた。其の後、絮舜の家人に(怨まれて)告訴された。で、張敞は、上書して(京兆の尹を辭し)、宮門からすぐ(家にも歸らないで)逃げた。そして隱れてゐることが一年の餘であつた。(その一年餘の間に、京兆の政治がゆるんで、盜賊の類が横行したので)、京師では、しばく太鼓を鳴らして非常警戒をした。(そんな次第であるので)宣帝は、張敞の政治の材能を思ひ出し、(その隱れ家に人を遣つて)再び召出して任用した。

語釋 公卿(三公九卿。三公は、天子を輔けて天下を治める最高官。漢では、太司徒、太司馬、大司空。九卿は、九人の大臣、漢では、大常、光祿勳、大鴻臚、大司農、衛尉、太僕、廷尉、宗正、少府。) ○張敞(字は子高。平陽の人。京兆の尹たること九年。その亡命後、京師の安寧が亂れたことは本文にある通りで、殊に冀州部などは盜賊が横行であつた。再び起用せられて、敞が急に乘じ、部に到つたら、盜賊が忽ち屛息したとのことである。) ○黨友(主義主張を同じくし、同類として相結んでゐるもの。くみ、なかま。同黨の友。) ○惜(愛惜の意。) ○寢(ヤムと訓じて、止むの意。こゝでは、公卿の奏を握り潰して、審議させないこと。) ○案驗(とりしらべ。推究考覈。) ○私歸(案驗すべき事務を竟へないでほしいまゝに歸宅すること。私は、(わたくしに)と訓んで、氣儘にの意に解する方がよからう。(ひそかに)と訓んで、こつそりとの意とするも通じないことはない。) ○五日京兆耳(京兆の官にあることも久しくない。もう直きに罷免せられるんだと嘲つた話である。五日は、三日天下などの三日といふのに同じい。) ○所レ告(告は告訴。その罪の死刑に相當するほどのものでないことを申し立てたのである。) ○亡命(命は名。その名籍を脫し、逃亡して本邑に還らないこと。) ○枹鼓數起(枹は鼓をうつもバチのこと。盜賊がしばく襲來するので、その度毎に鼓を鳴らして衆を警戒したのである。我國の所謂、早鐘の類。)

東海孝婦

于公高門

○黃霸卒。于定國爲丞相。定國父于公、初爲獄吏。東海有孝婦。寡居不嫁、以養其姑。姑以年老妨婦嫁、自經死。姑女告婦迫死其母。婦不能辯、自誣伏。于公爭之不能得。孝婦死。東海枯旱三年。後太守來。公言其故。太守祭孝婦冢。遂雨。于公治獄有陰德。令高大門閭容駟馬車。曰、吾後世必有興者。子定國、以地節元年爲廷尉。朝廷稱之曰、張釋之爲廷尉天下無冤民。于定國爲廷尉民自以不冤。至是由御史大夫代霸。

[illegible] 黃霸卒す。于定國、丞相と爲る。定國の父、于公、初め獄吏と爲る。東海に孝婦有り。寡居して嫁せず、以て其の姑を養ふ。姑、年老いて婦の嫁を妨ぐるを以て、自經して死す。姑の女、「婦、其の母を迫死せしむ。」と告ぐ。婦、辯すること能はず、自ら誣伏す。于公、之を爭つて得ること能はず。孝婦死す。東海枯旱すること三年。後太守來る。公、其の故を言ふ。太守、孝婦の家を祭る。遂に雨ふる。于公、獄を治めて陰德有り。門閭を高大にし駟馬の車を容れしめて曰く、「吾が後世、必ず

興る者有らん。」と。子、定國、地節元年を以て廷尉と爲る。朝廷、之を稱して曰く、「張釋之、廷尉と爲つて、天下寃民無く、于定國、廷尉と爲つて、民自ら寃ならずと以ふ」と。是に至つて、御史大夫より覇に代る。

【通釋】（丞相の）黄覇が死んだ。于定國が代つて丞相となつた。（この于定國については、かういふ話がある）。于定國の父の于公が、初め東海で獄吏をしてゐた時に、郡内に、（一人の）孝行者の婦があつた。（夫が亡くなつて）後家暮しをしてゐて（種々縁談もあつたが、どうしても）再嫁しなかつた。さうして其の姑に孝養を盡してゐた。で、姑は、そんなことで嫁が年を老つて、だん〳〵再嫁の時期が無くなるのを苦にして、（自分が生きてゐてはいつまでも再嫁することはあるまい、との同情から）自ら首をくゝつて死んだ。（すると）小姑にあたる女が、「婦が、母に死を迫つたのです。」と告訴した。（で、その裁判にあたつて、氣の小さい、律義者の）婦は（一途に恐れ入つて）その無實を言ひ解く事が出來ず、罪も無いのに自ら服罪してしまつた。その時、（獄吏の一人であつた）于公が、（その無罪を主張したが）救ふことが出來なかつた。到頭、孝婦は死刑に處せられた。（この事があつてから）東海郡は三年間も旱がつづいて作物が枯れ盡きてしまつた。（そこへ）後任の太守が來た。（で、早速）于公

はこの旱は孝婦を殺した祟りである事を申上げた。そこで太守は孝婦のお墓をお祭りして（厚くその靈を慰めた。その結果）遂に雨が降つた。于公は（この調子で）獄を治める上に、人知れぬ德行が有つた。嘗て、その村の入口の門を大きくして、四頭立の馬車をそのまゝ通すことが出來るやうに造らせた。曰ふのに、「吾が後世子孫に、必ず非常な立身出世をする者が出るであらう。（その時の用意として、かやうにしておくのである。」と。（自分の陰德に對する陽報として、子孫に賢者の興ることを確信してゐたのである）。（果して）子の定國が、地節元年に廷尉となつた。（非常な名廷尉であつたので）朝廷の者たちが稱へて、「（昔）張釋之が廷尉と爲つた時、天下に無實の罪を蒙つた者が無かつた。（今）于定國が廷尉となつてから、民は皆、無實の罪を受けるやうな事は決して無いと自ら確信してゐる。」と言つた。（その後）御史大夫に轉じたが、黃霸が死んだので、代つて丞相となつた。（父の于公の豫期がすべて實現されたのである）。

語釋　于定國（字は曼倩。東海郯の人。生平謙厚、列卿となつても尙ほ師を迎へて弟子の禮を執つてゐた。飲食數斗に及んでも儀容を亂すことが無かつた。酒後、獄を治めると一層精明であつたといふ。西平侯に封ぜられた。）○于公（公は敬稱。名は傳つてゐない）○獄吏（治獄の官。警察裁判のことを司る。）○自經（自ら首をくくつて死ぬこと。縊死。）○迫死（强迫して自殺せしむること。）○自誣伏（誣音ブ。通音フ。シフ、マグなど訓ずる。罪無き人を罪におとすこと。自誣伏は、其の罪無きにかゝはらず、已むを得ず自ら罪ありと服すること。誣伏は誣服に同じ。）○枯旱（大旱で草木の枯死すること。川澤の類も全く涸渇するのである。國に大旱のあるのは、寃獄あるためであるとの語が行はれてゐたのである。）

○陰德（人知れず施す德行。陽報の對。陰德ある者は必ず陽報ありの諺がある。）○駟馬車（四頭の馬を以て曳く高蓋の馬車。四頭の馬が並んで曳くので、外側の左右の馬を驂、又は騑といひ、中の左右を服といふ。因みに、この于公の故事から、人の後嗣の昌大なるものを祝して駟馬門といふ。）○張釋之（字は季。南陽堵陽の人。その治獄の公平なりし事は、文帝三年の條に悉しく出てゐる。）○自以不冤（人民自ら冤罪なきを確信してゐたとの意。或はその處斷を受ける者、皆甘んじて之に服し、寃枉であると思ふ者が一人も無かつたと解するも妨げない。）

○匈奴亂、五單于爭立。呼韓邪單于上書、願欵塞稱藩臣。甘露三年、來朝。詔以客禮待之、位諸侯王上。○上以戎狄賓服、思股肱之美、乃圖畫其人於麒麟閣。惟霍光不名、曰大司馬・大將軍・博陸侯・姓霍氏。其次張安世・韓增・趙充國・魏相・丙吉・杜延年・劉德・梁丘賀・蕭望之・蘇武。凡十一人。皆有功德、知名當世。

【通釋】匈奴亂れ、五單于立つを爭ふ。呼韓邪單于、書を上り、塞を欵いて藩臣と稱せんと願ふ。甘露三年、來朝す。詔して客禮を以て之を待ち、諸侯王の上に位す。○上、戎狄の賓服するを以て、股肱の美を思ひ、乃ち其の人を麒麟閣に圖畫す。惟〻霍光のみ名いはずして、大司馬・大將軍・博陸侯・

姓は霍氏と曰ふ。其の次は張安世・韓增・趙充國・魏相・丙吉・杜延年・劉德・梁丘賀・蕭望之・蘇武。凡て十一人。皆功德あり。名を當世に知らる。

【通釋】匈奴が亂れて、五人の王が（互ひに匈奴を統一する地位に）立たうと爭うた。その中の一人、呼韓邪單于といふのが、書を（漢の朝廷に）たてまつゝて、漢の邊塞へ來り降つて屬國となりたいと申し出た。さうして甘露三年に至つて漢の朝廷へ來てお目見をした。宣帝は詔を出して、賓客の禮儀を以てこれを待遇し、諸王族・大名の上位においた。かくて帝は戎狄が來り從うたのを悦び、これは我を輔佐した良臣の美德によることを思ひ、（その功勞を永く忘れざらんが爲めに）、その人々の肖像を麒麟閣の上に描かせ、（各々その官爵姓名を記して、）これを表彰した。たゞ（筆頭の）霍光のみは（これを尊んで）名を書かず、「大司馬・大將軍・博陸侯、姓は霍氏」とだけ記した。その次は張安世、韓增から蘇武に至るまで總べて十一人で、いづれも大功高德あつて、當代有名の人々であつた。

【語釋】欵ㇾ塞稱ニ藩臣ニ（塞は邊塞で、漢と匈奴との界にあるトリデ。欵はタヽクと訓じ叩くこと。邊塞の門をたゝき訪ね來つて服從すること、降參する意。藩はカキと訓じ垣根のこと。藩屛をいふ。藩臣は家に垣根のあるやうに、天子の藩屛となつて國家を護る臣の意で諸侯のことをいふ、我國でも徳川時代に諸大名の領土を藩といつたのは此の故である。こゝは屬國となる意。）○賓服（賓は外國人が來朝すること。服は來り從ふをいふ。賓從。）○股肱（モモとヒヂ。轉じて體の手足に於けるが如く人君のたのみとすべき臣をいふ。天子を輔佐する重要の臣。）○麒麟閣（長安城の未央宮の内にある宮殿で、蕭何これを造り秘藏の書を入れてある處であるといふ。一說に、武帝の時に麒麟を獲たので記念としてこの閣を造り、その像を畫いたから斯く名づけたと。）

宣帝勵精爲レ治

良二千石

○帝在位改元者七。曰、本始・地節・元康・神爵・五鳳・甘露・黃龍。凡二十五年。崩。葬杜陵。帝興於閭閻、知民事之艱難、厲精爲治。樞機周密、品式備具。拜刺史・守・相、輒親見問。常曰、民所以安其田里而無歎息愁恨之聲者、政平訟理也。與我共此者、其惟良二千石乎。以爲太守吏民之本。數變易、則民不安。故二千石有治理之效、輒以璽書勉厲、增秩賜金。公卿缺、則選諸所表、以次用之。漢世良吏於是爲盛。

訓読 帝、位に在り、改元する者七。曰く、本始・地節・元康・神爵・五鳳・甘露・黃龍。凡べて二十五年。崩ず。杜陵に葬る。帝、閭閻より興り、民事の艱難を知り、精を厲まし治を爲す。樞機周密にして、品式備具す。刺史・守・相を拜するとき、輒ち親しく見て問ふ。常て曰く「民、其の田里に安んじて、歎息愁恨の聲無き所以の者は、政平に、訟理まれば也。我と此れを共にする者は、其れ惟々良二千石乎」と。以爲らく、太守は吏民の本なり。數々變易すれば、則ち民安んぜずと。故に二千石、

治理の効有れば、輒ち璽書を以て勉勵し、秩を増し金を賜ふ。公卿缺くれば、則ち諸表する所を選び、次を以て之を用ふ。漢の世の良吏、是に於て盛なりと爲す。

【通釋】宣帝が、帝位に在る間、年號を變へること七回。本始・地節云々がそれで、前後二十五年間であつた。崩御になつて、杜陵に葬つた。宣帝は民間から起つて（帝位についた人であるから）、人民の生計の苦しさをよく承知してゐた。（それゆゑ人民の生活を樂にする爲めに）精を出して政治に努力せられた。されば政治の要點については周到綿密に手が屆き、規則法式などは悉く整ひ具はつてゐた。州郡の監察官や郡の太守、諸王侯の家老などいふ地方官を任命する時は、その都度、帝みづから其の者に面會して、（政治上の意見を）問ひ試みた。嘗て曰ふには、「人民がその村里に落ちついて暮らしてゆき、歎きの聲もなく怨み言も言はないといふのは、政治が公平で訴訟事も正しくて滯りがないからだ。予とこの重任を共にするものは、實に（直接人民に接觸する）善良な地方長官であらうと思ふ」と。帝の考へでは、郡の太守はその郡の人民や役人の中心になるものである、だから若しこれを度々交代させては、人民は（中心を失うて）不安であらうといふので、地方長官に政治の成績を擧げたものがあれば、その都度詔書を賜うてこれを勸め勵まし、知行を増し賞金を與へて、（長くその土地

信賞必罰

侔二德高宗周宣一

に安んじて精を出すやうに仕向けた)。そして朝廷の高官に缺員ある場合は、(先に詔書を賜うて)表彰した人々の中から、順序を追うてこれを引き上げ用ひた。(このやうにして地方官を督勵したので)、漢の世で良い役人の出たのは此の時が一番盛んだつた。

語釋 杜陵(陵の名。今の陝西省西安府咸寧縣にある。) ○閭閻(二字ともに村の門、閭は村の入口の門、閻は村の中の門、よつて田舍とか民間とかいふ意にいふ。宣帝は名は病已、武帝の曾孫であるが、父が罪あつて獄につながれ、病已も亦獄に入れられ、辛うじて死を免れた。斯くて少年時代は民間に生ひ立ちて苦勞をした。) ○民事(人民の生計。なりはひ。) ○樞機(樞はクルルと訓じ、戸の開閉の軸になるところ。機は弩(イシユミ)のハジキ。共に重要な所であるから、假りて政治の要所にたとへる。) ○品式(品章程式の略で規則や法式をいふ。) ○刺史(刺は不法の者を刺擧(檢擧)する意。史は使である。卽ち諸州を巡回して監察する役をいふ。然るに後には州の知事をいふやうになつた。) ○守(郡守。郡の長官。) ○相(諸侯王の家老をいふ。) ○輒(スナハチと訓んで、その度毎にといふ意。) ○常曰(常は嘗と通じ用ふ。かつて。) ○訟理(理はヲサマルと訓す、訴訟のさばきが正しく筋が通つて、寃罪のものなく、又澁滯することなきをいふ。) ○璽書(璽は天子の御印章。御印のすわつた書付。詔書。お墨付。) ○諸所レ表(表は表彰すること。秩を增し金を賜うて表彰した人々といふ意。一説に表は表著で、成績の表はれて著しきものをいふと。亦通ず。) ○良二千石(良は循良の意。二千石は守・相の俸祿である。故に循良なる地方長官といふ意。今我が國で府縣知事を良二千石などいふは此の故事による。)

信賞必罰、綜二核名實一。政事文學法理之士、咸精二其能一、吏稱二其職一、民安二其業一。遭二値匈奴衰亂一、推レ亡固レ存、信二威北夷一。單于慕レ義、稽首稱レ藩。功光二祖宗一、業垂二後裔一。可レ謂二中興侔二德高宗・周宣一矣。太子卽レ位。是爲二孝元皇帝一。

【訓讀】信賞必罰、名實を綜核す。政事・文學・法理の士、咸其の能を精くし、吏は其の職に稱ひ、民は其の業に安んず、匈奴の衰亂に遭値し、亡を推し存を固くし、威を北夷に信ぶ。單于、義を慕ひ、稽首して藩と稱す。功は祖宗に光り、業は後裔に垂る。中興、德を高宗・周宣に侔しうすと謂ふ可し。太子、位に卽く。之を孝元皇帝と爲す。

【通釋】帝は功あるものは必ず賞し、罪あるものは必ず罰し、評判と實際とを兩方とも總べ合はせて調べ考へ（二つが必ず一致するやうに心がけた）。それで政治家・文學者・法律家など皆おのれの天賦の才能を發揮し、役人はその役目に釣り合うて（十分に職務を全うし）、人民は安心して家業にいそしんだ。（また帝は丁度）匈奴の衰へ亂るゝ時機に出會つたので、（匈奴の中で）既に亡びようとしてゐる國は推し倒して亡ぼしてしまひ、その代り尚ほ榮える見込のある國は之を助けて堅固にしてやり、漢の威光は匈奴一帶の上に布きひろがつた。それ故に匈奴の王は漢の恩義を慕ひ、頭を下げて自ら漢の藩臣と稱するに至つた。實に宣帝の大功は先祖までの光榮になり、その大業は子々孫々にまでも殘るもので、その漢室を盛んにしたことは、（古來中興の主といはるゝ）殷の高宗や周の宣王と德を同じうするものといふことが出來る。太子が帝位に卽かれた。これが孝元皇帝である。

孝元皇帝
以霸王道雜之
亂我家者太子也

語釋 信賞（信はマコトと訓じ、まことに賞することで、功あればきつと賞めるをいふ。）　○綜核名實（綜は總で、すべること。核は覈で、考へしらべること。名と實とを合せ調べて一致するや否やを考へるをいふ。例へば人を使ふにも、其人の評判ばかりよくて、實のないものもあれば、評判はなくても實のあるものもある。因つて其の評判と、事實とを併せ考へるがよきをいふ。）　○遭値（共にアフと訓む。出くはす。即ち丁度その時機にめぐり合はせたこと。）　○推亡固存（亡ぶべき者は推し滅ぼし、存立すべきものは助けて堅固にしてやる意。呼韓邪單于を助けて匈奴王たるの地位を確實にしてやり、その弟の郅支は兄と權力を爭ひ漢の使者を殺して西域に逃げたので、これを斬つて其の國を滅ぼしたなどは其の例である。）　○信威北夷（信は伸に通じ用ゐ、ノブと讀む。威を伸ぶること。）　○稽首（稽はイタルと訓じ、頭を垂れて地に至ること。頓首といふに同じい。）　○功光祖宗（その功績は先祖にまでも光るといふので、先祖のハレになるといふこと。）　○高宗周宣（殷の高宗、周の宣王、皆中興の明主であつた。）

孝元皇帝、名奭。初爲太子、柔仁好儒、見宣帝所用多文法吏、以刑名繩下、嘗燕從容言、陛下持刑太深。宜用儒生。宣帝作色曰、漢家自有制度。本以霸王道雜之。奈何純任德敎、用周政乎。且俗儒不達時宜、好是古非今、使人眩於名實、不知所守。何足委任。乃歎曰、亂我家者、太子也。宣帝少依太子母家許氏。許后以霍氏毒死。故弗忍廢太子。至是卽位。

訓讀 孝元皇帝、名は奭。初め太子たりしとき、柔仁にして儒を好み、宣帝の用ふる所文法の吏多

く、刑名を以て下を繩するを見、嘗て燕するとき、從容として言ふ、「陛下刑を持すること太深し。宜しく儒生を用ふべし」と。宣帝色を作して曰はく、「漢家は自ら制度有り。本より霸王の道を以て之を雜ふ。奈何ぞ純ら德教に任じて周政を用ひんや。且俗儒は時宜に達せずして、好みて古を是とし今を非とし、人をして名實に眩し、守る所を知らざらしむ。何ぞ委任するに足らんや」と。乃ち歎じて曰はく「我が家を亂るものは太子なり」と。宣帝少きとき太子の母家の許氏に依る。許后、霍氏の毒を以て死す。故に太子を廢するに忍びざりしなり。是に至りて位に卽く。

【通釋】孝元皇帝（元帝）の名は奭といひ、以前に太子であつた時より溫柔で仁慈の心があつて學者を好んだ。宣帝の用ひる役人に法律家が多く、只刑法を以て下々を制裁するのを見、ある時酒宴の席に侍して宣帝に對ひ、さもなき體にいふやう、「陛下は刑罰を行はるゝことが甚だ嚴重です。どうか學者を用ひて（民に恩惠を施して戴きたい）」と。宣帝が顏色をかへていふやう、「わが漢家には自然漢家の法度がある。昔から力を以て天下を制する霸道、德を以て天下を治める王道の二つを雜へ用ひて居る。何とて道德の敎化のみに專らうち任して周時代の道的政治ばかり用ひようぞ。その上、世俗の學者は時勢に通ぜずして、古の（政治を）よいとし、今のを惡いとし、（其のいふ所は）人をして名と實と

に惑はしめ、何れに從ひ守るべきかを知らしめない。(そんな腐れ儒者などに)、どうして(國政を)委任することが出來ようぞ」といひ、そして歎息していふやう、「わが家を亂すものは太子である」と。(それでも太子を廢せなかつた理由は)宣帝が若かつた時、太子の母(即ち宣帝の妃たる許后の實家の)許氏に身を寄せてゐた。ところが後に許后は霍光の妻に毒殺せられたので、(宣帝も太子をふびんに思ひ)、これを廢するに忍びなかつたからである。かくて宣帝崩ずるに至つて太子は位に即いた。(これ即ち元帝である)。

語釋 文法吏(深文峻法の吏といふ意で、法律を嚴酷に行ふ官吏のこと。規則づくめの役人。法律一點張りの役人。) ○刑名(刑名の學は、名を以て實を責め、上を崇び下を抑へる主義。上巻二九〇頁參照。宣帝好んで刑名の書を讀んだといふ。) ○繩(タヾスと訓じ、惡事をたゞし調べること。) ○燕(讌とも書く。宴に同じい。酒宴。) ○作レ色(顔色を變へる。) ○霸王(力を以て諸侯を制するを霸道といひ、德を以て天下を治むるものを王道といふ。) ○俗儒(見識のない詰らぬ儒者。) ○純任ニ德敎ー用ニ周政ー(純は純粹の義で、モッパラと訓む。專の意。德敎は道德の敎化で、道德を以て國を治めること。周政は周代の政治。周の成王や周公時代の道德政治をいふ。) ○不レ達ニ時宜ー(その時と場合の宜しきに從ふといふことを悟らない。) ○眩ニ於名實ー(名前と實際とをゴッタまぜにして見定めが付かない。道德政治の表面的美名にのみ眩惑して、實際政治の如何なるものかを解し得ない。故にその眞に守るべき道を知らぬといふ意。) ○依ニ太子母家許氏ー云々(宣帝は若いころ許廣漢の女を娶り、その家に身を寄せてゐた。元帝は其の子である。宣帝、位に即いてからは許氏は許后と云つたが、霍光の妻の顯といふ者が、許后を毒殺して、自分の娘の成君を皇后とした。こんな事情で、宣帝は太子を嫌つてはゐたが、ふびんに思つて廢し得なかつたのである。)

○初元元年、立ニ皇后王氏ー。○二年、下ニ蕭望之・周堪及宗正劉更生獄ー、皆免。

蕭望之・周堪・劉更生・金敞

爲庶人。時史高以外屬領尚書事。望之・堪副之。二人帝師傅。數言治亂、陳正事、選更生給事中、與侍中金敞、並拾遺左右。四人同心謀議。史高充位而已。由是與望之有隙。

【訓讀】初元元年、皇后王氏を立つ。○二年、蕭望之・周堪及び宗正の劉更生を獄に下し、皆免じて庶人と爲す。時に史高、外屬を以て尚書の事を領す。望之・堪、之に副たり。二人は帝の師傅なり。數々治亂を言ひ、正事を陳し、更生を給事中に選び、侍中の金敞と並に左右に拾遺せしむ。四人心を同じくして謀議す。史高は位に充つるのみ。是に由りて望之と隙あり。

【通釋】初元元年に皇后として王氏を立てた。(王氏が外戚となつた爲に遂に滅亡を招くのである)○二年に蕭望之・周堪と宗正といふ役の劉更生とを牢に入れ、皆免官して庶人とした。この時史高は外戚であるが故に尚書の事務—國務を司り、蕭望之と周堪とがその添へ役となつた。この二人は嘗て帝の師であり、もり役であつて、度々國家の治亂に就いて帝に申し上げ、正しき事を陳べ、劉更生を給事中といふ役に推薦して、侍中の役の金敞といふ者と共に、帝の左右にあつて輔佐せしめた。(望之と

堪と更生と金敞と）この四人が心を一にして事を相談して定めたので、史高はただ位にあるばかりであつた。これが爲に史高と望之と仲がわるくなつた。

語釋 宗正（公族の屬籍を司る官名。）　○劉更生（後に名を向と改め、漢の公族で、學者として知られ、「新序」「說苑」などの著述がある。）　○外屬（母、祖母、妻の一族、卽ち外戚のこと。史高は宣帝の母の一族である。）　○尚書事（尚書省は今の內閣に當る。國務の事。）　○給事中（禁中に給事して天子の左右に侍し、その顧問應對を掌る官。）　○侍中（天子の傍に侍り、詔勅の當否等を調べる官。）　○拾遺（字義は、遺ちたるを拾ふ意で、主君の心づかぬ過失を見付けて、之を補ふこと。輔佐することである。）

弘恭・石顯

擅權

中書宦官

中書令弘恭、僕射石顯、自宣帝時、久典樞機。及帝卽位多疾。以顯中人無外黨、遂委以政事。事無大小、因顯白決。貴幸傾朝、百僚皆敬事顯。顯巧慧習事、能探得人主微指。內深賊持詭辯、以中傷人、與高表裏。望之等患外戚許史放縱、又疾恭顯擅權、建白。以爲中書政本、國家樞機。宜以通明公正處之。武帝遊宴後庭、故用宦者。非古制也。宜罷中書宦官、應古之不近刑人之義。上不能從。

【通釋】中書令の弘恭、僕射の石顯は、宣帝の時より久しく樞機を典る。帝、位に卽くに及び多疾なり。顯の中人にして外黨無きを以て、遂に委するに政事を以てし、事大小となく、顯に因りて白決す。貴幸、朝を傾け、百僚皆顯に敬事す。顯、巧慧にして事に習ひ、能く人主の微指を探得し、內深賊にして詭辯を持し、以て人を中傷し、高と表裏す。望之等、外戚許・史の放縱なるを患ひ、又恭・顯の權を擅にするを疾みて建白す。「以爲らく中書は政の本、國家の樞機なり。宜しく通明公正を以て之に處くべし。武帝は後庭に遊宴せり、故に宦者を用ひたり。古制に非ざるなり。宜しく中書の宦官を罷め、古の刑人を近づけざりしの義に應ずべし」と。上、從ふ能はず。

【意譯】中書省の長官弘恭・僕射といふ役の石顯、この二人は宣帝の時より(引續いて)久しく政事の要務を掌つてゐた。然るに元帝は位に卽くに及んで病氣勝であつたから、この石顯が宦官で朝廷の官吏にも一味の徒黨といふものもないこと故、(情實上の弊害も少なからうといふので)遂に之に政事を打ち任せ、事の大小を問はず、すべて石顯の奏上によつて決斷した。それで石顯の身分貴く、信任厚きことは朝廷第一で、百官も皆顯を尊敬して之に事へた。全體、石顯は怜悧な人物で、物事に馴れて居り、能く帝の微細な意中までも察することが出來た。しかし內心殘酷で、言葉巧に人を惑は

す辯舌を有し、人に罪を被せて傷ひ害するといふ性質である。(かくの如き彼は宮中に居り)、史高は(朝廷にあつて)、互に表裏と心を通じ合つて、(惡事を行つた)。望之等は帝の外戚の許延壽と、史高との我儘を心配し、又弘恭、石顯の宦官が權力を專にするを惡んで、帝に意見書を差出した。その意味は「思ふに中書は政治の本で、國家の大切な機關である。故に萬事に明かに通達し、公平正大なる人物を其の官に置くべきであります。(先代の)武帝は常に奧向で酒宴せられたが故に、(酒のみ相手として)宦官などを用ひられたが、其れは古の制度ではありませぬ。どうぞ中書省の宦官を罷め、古の帝王が宦官のやうな刑餘の人を近づけなかつた道理に協ふやうにせらるべきでりあます」といふのであつた。けれども帝は之を用ひ得なかつた。

語釋 中書令(宮中の文書詔勅を司る長官。西漢の武帝の時に始まる、政治の樞機を握る。) ○僕射(ボクヤと讀む。宰相の一人。漢の成帝の時宰相五人をおき其一人を僕射とした。獻帝のとき左右の二人とした。) ○中人(宮中使令の人。宦官のこと。) ○外黨(宮中外の徒黨。) ○白決(白はマヲスと讀じ、申上げること。奏上してきめる。) ○深賊(殘酷なる心を胸の奧底に深くたゝめてゐる。心の底の殘酷なること。陰險。賊はソコナフと讀む。) ○詭辯(言を巧みに人を惑はす口前。白を黑と言ひくるめること。詭は違である。道に違ふ辯の意。) ○中傷(人に罪を被せてそこなひ害すること。) ○表裏(表は外、朝廷。裏は內、宮中を指す。內外相應じて氣脈を通ずる意。) ○建白(意見を立てゝ言上する、) ○後庭(奧向。後宮。) ○刑人(宦官は宮刑即ち去勢を受けたものであるから斯くいふ。禮に「刑人は君側に在らしめず」とある。)

恭・顯奏。望之・堪・更生、朋黨相稱譽、數譖訴大臣、毀離親戚、欲以專擅權勢、

召致廷尉

蕭望之高節

爲不忠。誣上不道。請謁者召致廷尉。時上初卽位、不省召致廷尉爲送獄、可其奏。後上召堪・更生。曰、繫獄。上大驚曰、非但廷尉問邪。令出視事。恭・顯使高說上、竟罷免。後上復徵堪・更生、爲中郎、且欲以望之爲相。恭・顯・許・史皆側目。知望之素高節不詘辱、建白。

〔訓讀〕恭・顯、奏す。「望之・堪・更生、朋黨相稱譽し、數〻大臣を譖訴し、親戚を毀離し、以て專ら權勢を擅にして不忠を爲さんと欲す。上を誣ふるは不道なり。請ふ謁者をして召して廷尉に致さしめん」と。時に上、初めて位に卽き、召して廷尉に致すとは獄に送ることたるを省せずして、其の奏を可とす。後に上、堪・更生を召す。曰はく「獄に繫ぐ」と。上、大に驚きて曰く、「但だ廷尉の問ふのみに非ざる邪」と。出でて事を視しむ。恭・顯、高をして上に說かしめ、竟に罷免す。後に上復た堪・更生を徵して中郎となし、且つ望之を以て相と爲さんと欲す。恭・顯・許・史皆目を側つ。望之の素より高節にして詘辱せられざるを知りて、建白す。

【通釋】(すると又)弘恭・石顯の二人が帝に申上げるやう、「蕭望之・周堪・劉更生は徒黨を結んで相互に譽め合ひ、度々大臣を讒言し、天子の親戚を誹つて間を割き、自分等が思ふまゝに政權を握り、不忠をしようと企てゝ居ります。お上をあざむくとは誠に不都合であるから、どうか謁者に命じて彼等を召し出し廷尉に渡さしめたうございます」と。帝はまだ位に即いたばかりで、「廷尉に渡す」といふことは取りも直さず牢に入れることだとは氣がつかず、其の上申を許した。後に帝が周堪と更生とを召し出したところ、家來が「二人の者は牢に繋いであります」といふので、帝は驚いて「ただ廷尉が取調べるだけではなかつたのか」といつたが、やがて牢から出して政務を執らしめた。然るに弘恭・石顯が再び史高をして帝に勸めしめて、とうとう三人を免官にした。其の後また帝は周堪・更生を召し出して中郎といふ役にし、其の上、望之を丞相にしようとした。弘恭・石顯・許延壽・史高の四人は目を側てて(まともに見得ぬほど大に恐れたが)、望之が元來、氣節高く不義の爲に屈服しないのを知つて、(次のやうに)上申した。

【語釋】朋黨(徒黨を結ぶこと。) ○譖詐(虚言を以て人の悪口をいふ。讒言すること。) ○謁者(宮中にあつて賓客の事を司り、又四方に使する官の名。) ○廷尉(裁判を司る官。前に屢〻出づ。) ○中郎(もと天子近侍の官。後には尚書をたすけて機務に參することとなつた。) ○側レ目(畏れて正視し得ぬこと。) ○詘辱(詘は曲げ折れる義。道理を曲げて人に從ひ辱かしめを受けること。屈辱。)

譖望之

望之自殺

望之不悔過服罪。深懷怨望、自以託師傅、終不坐。非下頗屈望之於獄、塞中其快快心上、則聖朝無以施恩厚。上曰、太傅素剛。安肯就吏。顯等曰、人命至重。望之所坐、語言薄過。必無所憂。令下謁者召望之上、因急發執金吾軍騎、馳圍其第。望之飲鴆自殺。

訓讀　「望之、過を悔いて罪に服せず。深く怨望を懷きて、自ら以て師傅に託し、終に坐せられずとなす。頗る望之を獄に屈して、其の快々の心を塞ぐに非ずんば、則ち聖朝以て恩厚を施すこと無し」と。上の曰はく、「太傅素より剛なり。安ぞ肯て吏に就かんや」と。顯等曰はく、「人命は至重なり。望之の坐する所は、語言の薄過なり。必ず憂ふる所無からん」と。謁者をして望之を召さしめ、因りて急に執金吾の軍騎を發し、馳せて其の第を圍む。望之、鴆を飲みて自殺す。

通釋　「望之は過を悔いて罪に服從しようとせず、深く怨を懷き、自分は帝の師傅なる故、結局罪せられることはないと(恩を賴にしてゐます)。(こんな不屈な望之であるから)隨分と彼を獄に入

れて苦しめ、其の不平の心を塞ぐのでなければ、聖明なる朝廷の御恩德を天下に施されることも出來ますまいと建言したので、帝は「いや太傅望之は元來剛直な者ぢや。どうして獄吏に捕へられることを承知しようぞ」と言はれた。すると顯等がいふやう、「人の命は至つて大切なものであります。（だから僅かの罪で人を殺すことは出來ぬことは、彼も知つてゐます）。今、望之の罪は言語の上の輕い過でありますから、（安心して來るでありませう）。必ず御心配御無用にございます」と。そこで謁者をして望之を召さしめ、一方には急に執金吾の軍騎を出して望之の屋敷を圍んだ。望之は（果して牢獄に辱かしめらるるを潔しとせず）鴆毒を飲んで自殺した。

語釋 託二師傅一（自ら師傅であるからと心に頼む。）　○不レ坐（罪に坐することなしの意。罪されることは無いと思ふこと。）　○快々（不平の貌。）　○語言薄過（言葉の上の輕い罪。）　○安肯就レ吏（一說に、役人の手に捕へらるゝを潔しとせずとは自殺するであらうといふ意。故に顯等も必ず貴重な生命を輕々しく棄てることはないと言つたのであると。亦通ず。）　○執金吾（軍衛の官名。金は兵器。吾は禦。常に武器を執つて、非常を禦ぐの意。我國の皇宮警察のやうな職である。昔は衛門府の唐名を金吾と云つた。執金吾の略である。）

○弘恭死。石顯爲二中書令一。○五年、匈奴郅支單于殺二漢使者一、西走二康居一。○永光元年、匈奴呼韓邪單于北歸レ庭一。○建昭二年、殺二魏郡太守京房一。房學二

易於焦延壽。延壽嘗曰、得我道以亡身者、京生也。爲郎、屢言災異有驗。嘗宴見言事、意指石顯。顯奏出之、尋徵下獄、棄市。

【訓讀】弘恭死す。石顯中書令となる。○五年、匈奴の郅支單于、漢の使者を殺して、西の方康居に走る。○永光元年、匈奴の呼韓邪單于、北のかた庭に歸る。○建昭二年、魏郡の太守京房を殺す。房易を焦延壽に學ぶ。延壽嘗て曰はく「我が道を得て以て身を亡さん者は京生ならん」と。郎となり、屢〻災異を言ひて驗あり。嘗て宴見して事を言ひ、意、石顯を指す。顯、奏して之を出し、尋いで徵して獄に下し、棄市す。

【通釋】(二年に)弘恭が死んで、石顯が中書省の長官となつた。○五年、匈奴の郅支單于が漢の使者を殺して西の方の康居といふところに逃げた。○永光元年、匈奴の呼韓邪單于が北の方の彼の王廷に歸つた。○建昭二年、魏郡の太守である京房を殺した。京房は以前に易學を焦延壽に學んだのであるが、延壽が嘗ていつたには「わが易學の道を體得して其れが爲に身を亡す者は京生であらう」と。京房が郎中となり、屢〻災變のあることを豫言したのにその事が當つて効驗があつた。ある時、酒宴

牢邪之歌

陳湯斬郅支

王昭君

元帝優游不斷

に侍して治亂の事を言ひ、内々心に石顯を指して（あてこすつた）、石顯が（大に怨み）帝に申上げて京生を朝廷より出して（太守としておいて）、尋いで召して獄に入れ、棄市の刑を施した。

語釋 康居（西域の國の名で、大月氏と同族。今の新疆省の北境から露領中央アジアへかけての地。） ○歸レ庭（庭は朝廷。ここは匈奴の王廷である。） ○棄市（殺して屍を市中にさらす刑。）

○顯、威權日盛。與中書僕射牢梁・少府五鹿充宗結爲黨友。諸附倚者得寵位。民歌之曰、牢邪石邪、五鹿客邪、印何纍纍、綬若若邪。○三年、西域副校尉陳湯、矯制發兵、與都護甘延壽襲擊郅支單于於康居斬之。四年春、傳首至京。縣藁街十日。○竟寧元年、呼韓邪單于來朝、願壻漢。以後宮王嬙字昭君賜之。○帝崩。在位十六年。改元者四。初元・永光・建昭・竟寧。帝雖喜儒術、得韋玄成・匡衡爲相、無相業。帝徒優游不斷。漢業衰焉。太子即位。是爲孝威皇帝。

訓讀　顯の威權日に盛なり。中書僕射の牢梁・少府の五鹿充宗と、結びて黨友と爲る。諸〻の附倚する者寵位を得たり。民之を歌ひて曰はく、「牢か石か、五鹿の客か、印何ぞ纍々たる。綬若々たるか」と。○三年、西域の副校尉陳湯、「制」と矯り、兵を發して、都護の甘延壽と、郅支單于を康居に襲擊して之を斬り、四年春、首を傳へて京に至る。槀街に縣くること十日なり。○竟寧元年、呼韓邪單于來朝し、漢に壻たらんを願ふ。後宮の王嬙字は昭君を以て之に賜ふ。○帝崩ず。在位十六年。改元すること四。初元・永光・建昭・竟寧。帝、儒術を喜び、韋玄成・匡衡を得て相となすといへども、相業なく、帝徒に優遊不斷にして漢業衰ふ。太子位に卽く。是を孝成皇帝となす。

通釋　石顯の威光權勢は日々に盛になり、中書僕射である牢梁、少府である五鹿充宗といふものと徒黨を結んだ。そしてこの三人につき從ふ者は、結構なる官位を得た。人民がこの事を歌にして「牢梁の客か、石顯の客か、五鹿充宗の客か、何とて官印が重り合ふほど多く、印のひもが長く垂れてるるのか（印綬を持して官位にあるものは三人の徒黨ばかりぢやないか）」と。○三年、西域の副校尉である陳湯が勅命であると僞り、兵を出して都護の甘延壽と共に郅支單于を康居に不意討して之を斬り、四年春首を傳へて京に來たが、それを居留地に於て十日間かけ首にした。○竟寧元年に呼韓邪單于

が來朝して帝の皇女を貰ひ受けて婿となりたいと願つた。そこで後宮の一人である王嬙、字は昭君といふ婦人を(皇女と稱して)賜はつた。○帝が崩御になつた。天子の位に在ること十六年、其の間に年號を改めたことは四回、即ち初元・永光・建昭・竟寧である。帝は儒學者を喜び、韋玄成・匡衡を得て丞相としたが、二人共丞相の功績はない。帝はぐずぐずした思切のない人で、(はかばかしい政治も出來ず、その爲に)、漢の帝業は衰へた。太子が位に即いた。是を孝成皇帝といふ。

語釋 少府(善繕を掌る官。) ○五鹿充宗(五鹿は姓、充宗は名。) ○纍々(かさなり合ふこと。) ○若々(紐の長く垂れてゐる貌。) ○藁街(蠻夷の邸する處。居留地。) ○都護(軍隊を以つて一地方を鎮め護る官。) ○後宮(中の奥向。大奥。后妃及び女官をいふ。) ○優游不斷(優游はぐずぐずする事、不斷は決斷力のないこと。優柔不斷ともいふ。)

孝成皇帝

孝成皇帝、名驁。母王氏、生帝於甲觀。少好經書、其後幸酒樂燕樂。元帝時爲太子幾廢、

史丹諫

賴史丹伏靑蒲涕泣諫止。至是即位、尊王氏爲皇太后、以元舅王鳳爲大司馬大將軍、領尚書事。

石顯免歸

○建始元年、石顯以罪免歸、道死。○封舅王崇爲安成侯、賜譚・商・立・根・逢時爵關內侯。黃霧四塞。○河平二

年悉ク封ジテ諸舅ヲ爲ス列侯ト。

【訓讀】孝成皇帝、名は驁。母は王氏にして、帝を甲觀に生めり。少にして經書を好みしが、其の後酒を幸して燕樂を樂しむ。元帝の時、太子となり、幾ど廢せられんとせしが、史丹、青蒲に伏し、涕泣して諫めしに賴りて止みぬ。是に至りて位に卽き、王氏を尊びて皇太后と爲し、元舅の王鳳を以て、大司馬大將軍と爲し、尙書の事を領せしむ。○建始元年、石顯、罪を以て免ぜられて歸り、道に死す。○舅の王崇を封じて安成侯となし、譚・商・立・根・逢時に爵關內侯を賜ふ。黃霧四に塞る。○河平二年、悉く諸舅を封じて列侯と爲す。

【通釋】孝成皇帝の名は驁といひ、母は王氏で帝を太子の第一宮殿で生んだ。帝の若い時は（聖人の書である）經書を好んだが、其の後酒を好んで酒宴音樂を樂しんだ。（其れ故）元帝の時太子に立つたが殆ど廢せられようとしたところを、史丹といふ者が帝の側に伏拜し、涙を流して諫めたので廢せられなんだ。ここに至つて位に卽き、王氏を尊んで皇太后とし、母方の第一伯父（卽ち王太后の兄弟）の王鳳を大司馬大將軍とし、尙書の司る政治の事務を執らせた。○建始元年に石顯は（舊惡露見し）

兵權歸王氏

梅福上書

その罪の爲に免職になつて歸つたが、その途中で死んだ。○帝の叔父である王崇を安成侯に封じ、又(同じ一族の)王譚・王商・王立・王根・王逢時の五人に關內侯の位を授けた。(この日太陽光なく)黃色の霧が四方に塞がつて(天子の威光の蔽はれてゐる事を表徵した)。○河平二年には王太后の兄弟全部を封じて大名とした。

語釋 甲觀(太子の宮殿の第一のもの。甲は甲乙丙の次序をあらはす。觀は太子の宮。) ○幸酒(酒を好む) ○燕樂(燕は宴に同じきことは前に說いた。酒宴音樂。) ○靑蒲(皇后にあらざれば至り得ない天子の座帘。靑へりの疊が敷いてある。王座の側の意。) ○元舅(母方の第一の伯父、元は長の意。舅はヲヂ。) ○大司馬(軍事を掌る官、西漢では三公の一である。)

○陽朔三年、王鳳卒。王音爲大司馬、王譚領城門兵。○鴻嘉四年、王譚卒、王商領城門兵。○永始元年、封太后弟之子莽、爲新都侯。○立皇后趙氏。名飛燕。女弟合德爲婕妤。○二年、王音卒、王商爲大司馬。○故南昌尉梅福上書曰、方今君命犯而主威奪。外戚之權日以益盛。陛下不察其形、願察其景。建始以來、日食・地震倍春秋、水火無與比數。陰盛陽微、金鐵爲

飛、此何景也。書上不報。○四年、王商卒、王根爲大司馬。

【訓讀】陽朔三年、王鳳卒す。王音、大司馬となり。王譚、城門の兵を領す。○鴻嘉四年、王譚卒し、王商、城門の兵を領す。○永始元年、太后の弟の子の莽を封じて、新都侯となす。○皇后趙氏を立つ。名は飛燕。女弟の合德を婕妤と爲す。○二年、王音卒し、王商、大司馬となる。○故の南昌の尉、梅福、上書して曰く「方今、君命犯されて、主威奪はる。外戚の權、日に以て益〻盛なり。陛下其の形を察せずんば、願くは其の景を察せよ、建始以來、日食・地震、春秋に三倍し、水災與に比數する無し。陰、盛にして、陽、微に、金鐵爲に飛ぶ。此れ何の景ぞ」と。書上る。報せず。○四年、王商卒し、王根、大司馬となる。

【通釋】○陽朔三年に王鳳が死んだ。そこで王音が大司馬となり、王譚が宮城門の衛兵を管領した。○鴻嘉四年には王譚が死んで、王商が宮城門の兵を管領した。○永始元年、王太后の弟の子王莽を新都侯に封じた。○この年に趙氏を皇后に立てた。名は飛燕といふ。その妹の合德を婕妤といふ女官にした。○二年に王音が死去して、王商が大司馬となつた。○（外戚王氏の專權が漸く募つて來

たので、(成帝の永始三年に)、前の南昌縣の尉の梅福といふものが、書を上つて諫めていふには、「このごろ陛下の御命令は臣下のために犯されて行はれず、御威光は強臣のために奪はれて、御外戚の王氏の勢力が日に日に盛んになつてゆきます。(さうした事實は恐らく陛下のお目にも留まつて居ることと存じますが)、もしまだその事實をお見通しないといふ事ならば、どうかそれに原因する天變地異のあらはれをお察し下されば、(最も明瞭におわかりにならうかと存じます)。卽ち(陛下の御卽位の年の)建始元年から以後に起つた日蝕や地震は、春秋の世の三倍にのぼり、水害や火災は比較して數へることの出來ぬほど澤山ありました。陰の氣が盛で陽の氣が衰へ、(その結果、先年、沛縣に於て鐵を鑄たときにも)、その鐵が皆飛び散つたといふ事實がありますが、これらは一體、何の現象でありませうか。(これみな下の勢ひ強くして上の力の衰へるといふ人事が、天象に感應したあらはれでなくてはなりませぬ。よく〳〵お察しを願ひ上げます)」と。かういふ意見書を差し出したが、(成帝はそのまゝ握りつぶして)、何の沙汰もしなかつた。〇四年に王商が死去して、王根が大司馬となつた。

語釋 倢伃(女官の名。) 〇女弟(妹のこと。) 〇南昌(縣名。今江西南昌縣。) 〇尉(刑獄を司り盜賊を逮捕する官。縣に居るのを縣尉といふ。前に屢々見えた「廷尉」はその上級の官である。)
〇外戚(母方の親戚。) 〇形・景(景は影に同じ、物のカゲ。形といふ實物があつて影といふ反映がある。こゝでは王氏の專横は形で、その結果生ずる天變地位は景である、人事の善惡は直ちに天地の景象に反映するものといふ思想に本づいて、王氏の專横といふ人事

の事實が認め難ければ、その反映である自然現象の災異を見て知るべしといふのである。）　○三二倍春秋一（春秋二百四十二年間に日蝕三十六回、地震は五回あつた。然るに成帝の即位の建始以來この時まで二十年、その間に日蝕が八回、地震が二回あつた。だから割合からいふと、ほゞ春秋の三倍に上るといふのである。）　○金鐵爲飛（成帝の河平二年に沛縣の鐵官（鐵を鑄ることを掌る官）が鐵を鑄たところ、その鐵が星のやうに飛び散つてしまつたといふので、漢書に「河平二年、沛郡鐵官鑄レ鐵、鐵如レ星飛上去」とある。鐵は金屬、金屬は陰である。而して君の象は陽、臣の象は陰。故に下に落ちるべき鐵が飛び散るといふ不自然な現象は、陰氣が陽氣を壓するといふ不順な象のあらはれで、即ち臣が君を凌いで專横を極めるといふ象であるといふのである。）

張禹附會

帝不レ疑二王氏一

○安昌侯張禹、以二帝師傅一、每レ有二大政一、必與定レ議。時吏民多上書言、災異王氏專政所レ致。上至二禹第一、辟二左右一、親以示レ禹。禹自見二年老、子孫弱一、恐レ爲二王氏所一レ怨、謂レ上曰、春秋日食・地震、或爲二諸侯相殺、夷狄侵二中國一。災變之意、深遠難レ見。故聖人罕レ言レ命、不レ語二怪神一。性與二天道一、自二子貢之屬一不レ得レ聞。何況淺見鄙儒之所レ言。新學小生、亂レ道誤レ人。宜レ無二信用一。上雅信二愛禹一。由レ是不レ疑二王氏一。

訓讀　安昌侯張禹、帝の師傅を以て、大政ある每に、必ず與に議を定む。時に吏民多く上書して言ふ、「災異は王氏專政の致す所なり」と。上、禹の第に至り、左右を辟け、親ら以て禹に示す。禹自

ら年老い子孫弱きを見て、王氏の怨むる所と爲るを恐れ、上に謂ひて曰く、「春秋の日食・地震は、或は諸侯相殺し、夷狄中國を侵すが爲ならん。災變の意、深遠にして見難し。故に聖人罕に命を言ひ、怪神を語らず。性と天道とは、子貢の屬よりして聞くことを得ず。何ぞ況んや淺見鄙儒の言ふ所ならんや。新學の小生、道を亂り人を誤る。宜しく信用すること無かるべし」と。上、雅より禹を信愛す。是に由りて王氏を疑はず。

通釋 安昌侯の張禹は成帝の指導役であつたから、國家に大事件のある度に、必ずその相談に加はつた。當時、官吏や人民が大勢、書面を上つて、「このごろ天災地變の多いのは、王氏が我儘勝手に政治をする結果、(それが天地に感じたのである)」といふことを申し上げた。そこで成帝は或時、張禹の邸に行かれて、左右の侍臣を遠ざけ、自ら吏民の上書を禹に示して、(どう思ふかと意見を求めた)。すると禹は、自分は年を取つてゐるし、子供もまだ幼少であると思ふと、今、王氏に怨まれることは、(行末のためにならない)と心配したので、帝に向つて斯う言つた。「春秋の世に日蝕や地震のあつたのは、諸大名が互に戰爭をして殺し合つたり、夷狄が我が中國へ攻め入つたりした爲めでありませう。(決して下臣が我儘をするといふやうな事の爲ではありますまい。されば近年、日蝕や地震が多いと云

つても、それが王氏專政の反映であるとは申されぬ)。一體、天災地變のことは意味深長で、人間の窺ひ知ることの出來難いものであります。故に孔子も天命に關しては滅多に申されず、奇怪な事や鬼神の事に關しては、輕々しく人に語られませんでした。だから人の性と天の道とに就ては、子貢のやうな高弟の人たちでさへも孔子からお話を聞くことが出來なかつたと申します。それにどうして考への淺いつまらぬ儒者なんぞが、何を言ふことが出來ませう。ほや〳〵の靑二才どもが、(こんな不屆な上書をして)、天下の大道をみだし、人を誤らせてゐるので、決して御信用になつては成りませぬ」と。帝は平素から張禹を信じ愛して居つたので、この言葉を信じて、王氏の(專橫などいふことについては)疑ふこともなかつた。

【語釋】 師傅(師は師匠、傅は守役。二字で指導役といふ意。) ○辟(シリゾクと訓む。遠ざけのけること。) ○聖人罕レ言レ命(聖人は孔子を指す。論語の子罕篇に「子、罕(マレ)に利と命と仁とを言ふ」とある。利を計れば義を害ひ、天命のことは深遠で知り難く、仁の道は大にして言ひ盡すことは出來ね。故にこの三つについては孔子は滅多に言はなかつたといふのである。なほ此の文の讀み方についていろ〳〵學者の說があるが今は總べて省略する。) ○不レ語二怪神一(論語の述而篇に「子、怪・力・亂・神を語らず」とあるを指す。怪は怪異。天變地異、山精水妖などの不思議なこと。力は勇力。百人力だと千人力だのといふやうな不思議な力。亂は臣にして君を弑し、子にして父を弑すなどいふ人倫を亂る行ひ。神は鬼神のこと。これらは言うて世に益なく、或は人情言ふに忍びず、或は深遠にして人智の測り知るべからざることであるから、孔子は人に語ることをしなかつたといふのである。) ○性與二天道一云々(論語公冶長篇に「子貢曰く、夫子の文章は得て聞く可きなり。夫子の性と天道とを言ふは得て聞く可からざるなり」とあるを指す。孔子が詩書を誦し、禮を行ふことに就てのお話は、常に承はることは出來るが、人の生れつけや天道のことは深遠で、輕々しく人に語られぬから、我々も容易に承はることが出來ぬと、子貢が言つたのである。子貢は姓は端木、名は賜、字を子貢といひ、孔子の高弟である。)

○新學小生（新しく學問を始めたばかりの青書生。）　○亂ㇾ道誤ㇾ人（正しい道を亂し、自分の間違つた説を人に傳へて人を間違はせること。）　○雅（モトヨリと讀む、素と同じく、平素からといふ意。）

故槐里令朱雲、上書求ㇾ見。願賜ニ尚方斬馬劍一、斷ニ佞臣一人頭一、以厲ニ其餘一。上問、誰也。對曰、安昌侯張禹。上大怒曰、小臣居ㇾ下、廷ニ辱師傅一。罪死不ㇾ赦。御史將ㇾ雲下。雲攀ニ殿檻一。檻折。雲呼曰、臣得ㇾ下從ニ龍逢・比干一遊ニ於地下一足矣。未ㇾ知、聖朝何如耳。左將軍辛慶忌、叩頭流ㇾ血爭ㇾ之。上意乃解。及ㇾ當ㇾ治ㇾ檻、上曰、勿ㇾ易。因而輯ㇾ之、以旌ニ直臣一。

故の槐里の令、朱雲、上書して見えんことを求む。「願くは尚方の斬馬劍を賜はり、佞臣一人の頭を斷つて、以て其の餘を厲まさん」と。上、問ふ、「誰ぞや」と。對へて曰く、「安昌侯張禹なり」と。上、大いに怒つて曰く、「小臣、下に居り、師傅を廷辱す。罪、死、赦さず」と。御史、雲を將ゐて下る。雲、殿檻を攀づ。檻折る。雲呼びて曰く、「臣、下、龍逢・比干に從つて地下に遊ぶを得ば足れり。未だ聖朝の如何を知らざる耳」と。左將軍辛慶忌、叩頭して血を流して之を爭ふ。上の意乃ち

解く。當に檻を治むべきに及んで、上曰く、「易ふること勿れ。因りて之を輯めて、以て直臣を旌せ」と。

【通釋】もと槐里縣の長官をしてゐた朱雲といふものが、成帝に上書して拜謁を賜はりたいと願ひ出た。（さて許されて御前に罷り出ると）「願はくは尙方の官で作られた陛下の御佩刀斬馬劍を拜領に及んで、お上手者の御家來一人の首を刎ねて、他の者共を激勵致度く存じます」と言上した。帝は「お上手者とは誰の事か」と問はれた。朱雲は「安昌侯張禹であります」と答へた。すると帝は非常に怒つて「汝、小臣、下賤の身分にあり乍ら、天子の師傅ともあらう者を、朝廷滿坐の中で辱めるとは不屆至極だ。死刑を申付け、斷じて容赦はならぬ」と言はれた。乃で御史の役人が朱雲の腕を掴んで御殿からひきずり下さうとした處、雲は御殿のてすりにしがみついて離さない。とう〳〵てすりが折れてしまつた。雲は大きな聲で、「お處刑になりましても、あの世で龍逢・比干等の忠死の士と共に遊ぶことが出來れば、私はそれで仕合でございます。併しながら陛下の朝廷は果してどうなるかは分りません。（龍逢の仕へた夏の國や比干の仕へた殷の國のやうに滅んでしまふのでないかと、そればかりが氣がかりであります。）」と叫んだ。その時、左將軍の辛慶忌が、頭を床にすりつけて額から血を流し

ながら雲のために強ひて命乞ひをしたので、帝の心も始めて和らいで、(雲を赦してやつた)。その後、折れたてすりを修繕するときになつて、成帝は言つた「そのてすりは取替へるな。折れた木片を集めて元通りにして、忠直の臣の表彰とせよ」と。

語釋 槐里(地名。今陝西省興平縣の東南。) ○尙方斬馬劍(尙方は天子の御用になる器物を作る官の名。その官で作つた劍。斬馬劍は馬をも斷るべき鋭利な劍といふことであるが、暗に佞臣を以て馬にたとへて之を斬らんといふ意を含めてゐる。) ○佞臣(口先が上手で媚び諂ふ臣。奸佞。) ○廷辱(朝廷に多くの大官の居る所で侮辱する。) ○御史(百官の罪をたゞす官。) ○龍逢(關龍逢のこと。夏の桀王を諫めて殺された人。) ○比干(殷の紂王を諫めて殺された人。) ○叩頭(叩はタヽク。頭を地にたゝきつけてお辭儀をすること。) ○旌二直臣一(直臣は恐れず憚らずまつすぐに君を諫める臣。旌はアラハスと訓じ、人の德行を表示すること。朱雲を指す。朱雲の中、諫を後世にまで表はし旌せといふ。)

○綏和元年、王根病免、王莽爲二大司馬一。○二年、帝崩。在レ位二十六年、改レ元者七、曰二建始・河平・陽朔・鴻嘉・永始・元延・綏和一。帝有二威儀一。臨レ朝如レ神。然荒二于酒色一、政在二外家一。張禹・薛宣・翟方進、爲レ相。漢業愈衰焉。太子卽レ位。是爲二孝哀皇帝一。

語釋 (平易であるから略す。)

孝哀皇帝

丁・傅用レ事

陳聖劉太平皇帝

通釋　(意味明瞭であるから略す。尙は語釋を見られたい。)

語釋　有二威儀一(容貌に威嚴があつて立派なこと。臣下の堂々たるをいふ。)　○臨レ朝如レ神(朝廷に出た時、その尊嚴さが神の如きをいふ。)　○荒(スサムと訓じ、溺れること。耽る。はまりこむ。)
○政在二外家一(外家は外戚のこと。政治の實權は外戚王氏にあつた。)

孝哀皇帝、名欣。定陶恭王康之子、元帝之孫也。祖母傅氏、母丁氏。成帝無レ子。故立爲二太子一。至レ是卽レ位。丁・傅用レ事、罷二大司馬莽一就レ第。○建平元年、用二夏賀良言一。漢歷中衰。當三更受二天命一。宜二急改一レ元易レ號。乃改二元太初一、更號二陳聖劉太平皇帝一。尋罷二改元更號一、事誅二夏賀良等一。○帝幸二董賢一。元壽元年、以レ賢爲二大司馬一。二年、帝崩。賢自殺。○帝在レ位七年。改元者二。曰二建平・元壽一。太皇太后、以二王莽一爲二大司馬一、領二尙書事一、迎二中山王一卽レ位。是爲二孝平皇帝一。

訓讀　孝哀皇帝名は欣。定陶の恭王康の子、元帝の孫なり。祖母は傅氏、母は丁氏なり。成帝子無し。故に立てて太子と爲す。是に至りて位に卽く。丁・傅、事を用ひ、大司馬莽を罷めて第に就かしむ。

○建平元年、夏賀良の言を用ふ。漢歴中ごろ衰ふ。當に天命を更め受くべく、宜しく急に元を改め號を易ふべしと。乃ち太初と改元し、更に陳聖劉太平皇帝と號す。尋いで改元易號の事を罷めて、夏賀良等を誅す。(以下訓讀平明なれば略す)。

通釋 孝哀皇帝の名は欣といひ、定陶の恭王康の子で元帝の孫である。祖母は傅氏、母は丁氏である。成帝に子がなかつた故に欣を立てて太子としたのであるが、是に至つて位に卽いた。丁明と傅晏とが政權を取り、大司馬の王莽を罷免して自分の第に歸らせた。○建平元年、夏賀良の建言を用ひた。其れは漢の運命が今や途中で衰へて來た。されば此際、是非、改めて天命を受け、急に年號を改め、帝號も變へねばならぬといふのであつた。(帝はさもあらうと信じて)そこで年號を太初と改め、更に帝號を陳聖劉太平皇帝と易へた。(然るに一月餘も何の効も見えず帝の病ももとの儘であつたから)改元更號の事を取り消して夏賀良等を殺した。(以下意味明瞭であるから略す。なほ語釋參照)

語釋 用レ事(自分の思ふ通りに事をとりさばくこと。我儘勝手に振舞ふこと。專横。) ○漢歴(歴は歴數で、帝王が相嗣ぐ年代のこと。故に漢の世。又に漢の運命といふ意。) ○董賢(美男を以て帝に愛せられたが、帝の崩後、王莽に大司馬の職を罷められたので、憤死した。)

孝平皇帝
宰衡
假皇帝
攝皇帝

孝平皇帝、名箕子。後更名衎。中山孝王興之子、元帝孫也。哀帝崩、立爲嗣。太皇太后臨朝。大司馬莽秉政。百官總己以聽。元始元年、莽爲安漢公。○四年、聘莽女爲皇后、加安漢公號宰衡、位諸侯王上。○五年、太師孔光卒。成哀以來、光等爲三公、養成漢禍、諂佞成風。上書頌莽者、至四十八萬人。加莽九錫。○臘日、莽上椒酒於帝、置毒。帝崩。在位六年、改元者一。曰元始。太皇太后詔徵宣帝玄孫嬰、爲皇太子。號曰孺子嬰。莽居攝踐祚、贊曰假皇帝、民臣謂之攝皇帝。

【通釋】孝平皇帝名は箕子。後に名を衎と更む。中山の孝王興の子、元帝の孫なり。哀帝崩じ、立つて嗣と爲る。太皇太后、朝に臨む。大司馬莽、政を秉る。百官己を總べて以て聽く。元始元年、莽を安漢公と爲す。○四年、莽の女を聘して皇后と爲し、安漢公に號を宰衡と加へて、諸侯王の上に位せしむ。○五年、太師孔光卒す。成哀以來、光等、三公と爲り、漢の禍を養成し、諂佞、風を成す。

書を上つて莽を頌する者、四十八萬人に至る。莽に九錫を加ふ。○臘日、莽、椒酒を帝に上り、毒を置く。帝崩ず。在位六年、改元する者一。元始と曰ふ。太皇太后、詔して宣帝の玄孫嬰を徵して皇太子と爲す。號して孺子嬰と曰ふ。莽、攝に居て祚を踐み、贊するに假皇帝と曰ひ、民臣は之を攝皇帝と謂ふ。

【通釋】孝平皇帝、即ち平帝は名を箕子といひ、後に衎と更めた。中山の孝王興の子、元帝の孫である。哀帝が崩御になつたので平帝が立つた。（年僅かに九歳であつたから）太皇太后（即ち元帝の皇后王氏）が政治所へ出て天子の代りをなし、大司馬の官に居る王莽が政治の實權を握つたので、多くの官吏は皆己が役目を取りまとめてそれ〴〵王莽の指圖を仰いだ。元始元年には、（漢を安んずる功臣といふ意味で）安漢公といふ尊號を王莽に與へられた。○同じき四年には王莽の娘を娶つて皇后となし、（昔の周公の官名冢宰と伊尹の官名阿衡とを合せて）宰衡といふ號を安漢公王莽の上に加へて、彼を諸王・諸大名の上に据ゑた。○同じき五年に太師の孔光が死んだ。成帝・哀帝以來、孔光等は（天子輔導の大役たる）三公の重職にありながら、（ひたすら王氏の鼻息ばかり伺つて、その横暴に油をさし）、漢の皇室の禍を作り上げ、（それに倣つて）口先上手に媚びへつらふことが天下一般の風習となつた。

されば書を上つて王莽の德をほめそやすものが當時四十八萬人の多きに及んだ。（朝廷からは）王莽に九品の賜を下されて（いよ／＼尊重された）○その年の十二月のお祭の日、王莽は平帝に屠蘇を獻じ、その中へ毒を入れたが、帝は（それを飲んで）崩御された。在位六年、年號を一度改めて元始といつた。そこで太皇太后は詔を下して宣帝の玄孫の嬰（二歳）を召出して皇太子に卽け、これを孺子嬰と號した。（周の成王を孺子といつたのに倣ひ、王莽みづから成王を輔佐した聖人周公を以て任じたのである）。王莽は攝政の位に在つて天子の位に登り、神を祭るとき讀み上げる祝文には自ら假皇帝といひ、一般の官民は皆これを攝皇帝（天子の事を兼ね行ふ皇帝）と呼んだ

語釋　太皇太后（天子の祖母の稱。）○大司馬（軍事を總管する官。）○總レ己以聽（諸役人が各自の職務を總べ治めて萬事王莽の指圖を受けた。）○宰衡（周の周公は家宰となつて成王を輔佐し、殷の伊尹は阿衡となつて湯王を輔佐した。家は大宰の意で首相のこと。阿衡は、阿は、よりたのむ、衡は平かにする意で、天下人民がたよつて平を得る義で首相のこと。今王莽を宰衡といふのは、この周公・伊尹を兼ねる意の美號である。）○三公（天子輔導の役で周代には太師・大傅・太保の三官を稱した。時代によつて異同あり、漢代の三公は大司馬・大司徒・大司空の三官をいふのであるが、ここは周代の古制に從つて太師を三公といつたのである。）○九錫（錫は音セキ又はシヤクで賜の意。大臣を優遇して賜ふ九種の御下賜品のこと。九種とは車馬・衣服・樂則・朱戶・納陛・虎賁・弓矢・鈇鉞・秬鬯をいふ。そのうち樂則は樂器のこと。朱戶は家の戶を朱塗にすること。納陛は殿に昇る階段を軒の内に作つて露出のまゝ昇らせないこと。虎賁（コホン）は護衛の武士。鈇鉞（フエツ）はヲノとマサカリで姦賊を誅殺する爲に下されるもの。秬鬯（キヨチヨウ）はクロキビと鬱金草とで釀した酒で祭に用ひるもの。この九種のものは君の特賜でなければ人臣が勝手に用ひることの出來ぬ制であつた。）○臘（冬至の後第三の戌の日に百神を祭るをいふ。十二月を臘月といひ、新年から昨年の十二月を指して舊臘・客臘などいふのも其故である。）○椒酒（山椒及び其他の藥味を入れた酒。屠蘇の類。俗に歲暮に椒酒を飲むと疫病を除くといはれてゐるから、こゝもその例によつたのであらう。）○玄孫（子・孫・曾孫・玄孫といふ順序で四世の孫をいふ。やしやご。）○孺子

孺子嬰
王莽卽位
被服如儒生
國號新

（もと子供といふ意であるが、こゝは昔周の成王を孺子と呼んだ例があるので、王莽は自ら成王を補佐した聖人周公を氣取つて、嬰を孺子と呼んだのである。）　○贊（こゝは神を祭る時に讀みあげる祭文のこと。）

孺子嬰爲嗣之初、是爲王莽居攝元年。劉崇起兵討莽、不克死。○二年、東郡太守翟義、故丞相方進子也。起兵討莽、不克死。○初始元年、莽卽眞天子位、國號新、更號漢太皇太后、曰新室文母太皇太后。王莽者王曼之子也。孝元皇后兄弟八人。獨曼早死不侯。莽幼孤、群兄弟皆將軍五侯子、乘時侈靡、以輿馬聲色佚游相高。莽折節爲恭儉、勤身博學、被服如儒生。外交英俊、內事諸父、曲有禮意。封新都侯。爵位益尊、節操愈謙。虛譽隆洽、傾其諸父。遂得漢政。哀帝崩、迎立平帝。五年而弑帝、攝位三年、竟簒位、國號新。

訓讀　孺子嬰の嗣たるの初、是を王莽の居攝元年と爲す。劉崇、兵を起して莽を討じ、克たずして死

せり。○二年、東郡の大守翟義は故の丞相方進の子なり。兵を起して莽を討じ、克たずして死せり。○初始元年、莽、眞天子の位に卽き、國を新と號し、漢の太皇太后を更め號して、新室文母太皇太后と曰ふ。王莽は王曼の子也。孝元皇后の兄弟八人あり。獨り曼、早く死して侯たらず。莽、幼にして孤なり。群兄弟は皆將軍、五侯の子、時に乘じて侈靡、輿馬聲色を以て、佚游相高ぶる。莽、節を折りて恭儉を爲し、身を勤めて博く學び、被服、儒生の如し。外は英俊に交はり、內は諸父に事へ、曲に禮意有り。新都侯に封ぜらる。爵位益〻尊くして、節操愈〻謙なり。虛譽隆洽なること。其の諸父を傾く。遂に漢の政を得たり。哀帝崩じて、平帝を迎立す。五年にして帝を弒し、位を攝すること三年、竟に位を簒ひ、國を新と號す。

通釋 孺子嬰が皇太子となつた初の年は、王莽の居攝元年に當る。この年に劉崇が兵を起して王莽を征伐したが勝つことが出來ず討死した。○二年に、東郡の太守翟義は故の丞相翟方進の子であるが、兵を起して王莽を征伐し、戰勝たずして討死した。○初始元年に、王莽が眞の天子の位に卽き、國を新と號し、又漢の太皇太后の尊號を更めて、新室文母太皇太后というた。王莽は王蔓の子である。はじめ孝元皇帝(卽ち元帝)の皇后王氏に八人の兄弟があつたが、そのうちで王蔓一人は早く死んだの

で、大名とならなかつた。莽は幼くして孤兒となつた。多くの從兄弟は身は將軍となり、且つ（今を時めく）五侯の子として、全盛の好運につけ上つて、贅澤淫蕩を極め、壯麗な馬車に乘り、音樂女色に耽り、豪奢な遊びを事として、互ひに得意がつてゐた。（ひとり不遇な）王莽は我慢して下手に出て、謹みぶかくつゞまやかにし、勉強して博く學問を修め、着てゐる衣物の如きも一介の書生のやうな質素な風をしてゐた。そして外に出ては天下の英傑と交り、内にあつては伯父達につかへ、事毎に禮儀が備はつてゐた。（その甲斐あつて成帝の時に）新都の大名に封ぜられた。しかし莽は爵位がだんだん高くなるに從つて、身の持ち方は益々謙遜にした。（それといふのも、實は皆世間に信用を得ようとする企みであつたが、それが旨くあたつて）虚名は天下に知れわたり、其の人氣の高いことは伯父達を凌ぎ、遂に漢の政權をにぎるやうになつた。哀帝が崩ずるや、莽は平帝を迎へて天子に立てたが、五年にして之を毒殺し、天子の代理となること三年、つひに漢の帝位を奪つて國號を新と改めた。

語釋 兄弟八人（王鳳・王崇・王譚・王商・王立・王根・王逢時、それに王曼を加へて八人。） ○群兄弟（從兄弟の意、即ちイトコ。） ○五侯（前記八人の中、譚・商・立・根・逢時の五大名を五侯といつた。） ○輿馬（輿は車のこと。） ○佚遊（佚は逸とも書く。なまけあそぶこと。） ○折レ節（自己の操り守るべき主義理想をまげること。氣位をおとすこと。○した手に出ること。「節を屈す」ともいふ。） ○諸父（父の兄弟をいふ。伯叔父。） ○曲有ニ禮意一（曲はツブサニと訓む。一々禮儀を盡すといふこと。） ○新都（地名、今河南新野縣。） ○虛譽隆洽（虛譽は虛名といふに同じく、實のない名譽。隆洽は盛に廣まること、評判が高く毘

綠林盜　揚雄頌莽　太玄法言　劇秦美新　赤眉

えわたること。）

○始建國元年、廢孺子嬰爲定安公。○二年、漢太皇太后王氏崩。○天鳳四年、荊州盜起。新市人王匡爲之帥、馬武・王常・成丹往從之、藏於綠林山中。○五年、莽大夫揚雄死。雄字子雲、成帝之世、以奏賦爲郎、給事黃門、三世不徙官。及莽簒、以耆老久次、轉爲大夫。嘗作太玄法言、卒章稱莽功德、比伊周。後又作劇秦美新之文、以頌莽。劉棻嘗從雄學奇字。棻坐事誅。辭連及雄。時雄校書天祿閣上。使者來欲收之。雄從閣上自投下。莽詔勿問。至是死。○瑯琊樊崇、東海刁子都等兵起。○地皇三年、崇兵自號赤眉。○綠林兵、分爲下江新市兵。○荊州平林兵起。

【通解】始建國元年、孺子嬰を廢して定安公となす。○二年、漢の太皇太后王氏崩ず。○天鳳四年、

荊州の盜起る。新市の人王匡、之が帥となり、馬武・王常・成丹、往きて之に從ひ、綠林山中に藏る。○五年、莽の大夫揚雄死す。雄、字は子雲、成帝の世、賦を奏するを以て郎となり、黃門に給事して、三世、官を徙さず。莽の簒するに及びて、耆老久次を以て、轉じて大夫となる。嘗て太玄法言を作り、卒章に莽の功德を稱して伊周に比す。後又劇秦美新の文を作り、以て莽を頌す。劉棻、嘗て雄に從ひて奇字を學ぶ。棻、事に坐して誅せらる。辭、雄に連及す。時に雄、書を天祿閣上に校す。使者來りて之を收めんと欲す。雄閣上より自ら投下す。莽詔して問ふことなからしむ。是に至つて死す。○瑯琊の樊崇、東海の刁子都等の兵起る。○地皇三年、崇の兵自ら赤眉と號す。○綠林の兵、分れて下江・新市の兵となる。○荊州平林の兵起る。

【通釋】(王莽の僭號である)始建國元年に、孺子嬰を廢して定安公とした。○二年に、漢の太皇太后王氏が死去した。○(王莽の僭號である)天鳳四年に、荊州に盜賊が起つて、新市の人王匡が大將となり、馬武・王常・成丹が往いて之に從ひ、(當陽といふところにある)綠林山の中に隱れてゐた。○五年に王莽の大夫である揚雄が死んだ。雄の字は子雲といひ、成帝の世に、賦を作つて奏上したので郎官となり、內裏に給事勤をして、天子三代の間、同じ役であつたが、王莽が帝位を奪ふに及んで、年功を以て

大夫となつた。嘗て（易に擬して）太玄を、（論語に擬して）法言といふ書を作り、その終りの章に於て王莽の功德を稱贊し、伊尹・周公の如しといつた。後に又劇秦美新の文を作つて（秦の非道を責め）新の王莽を譽めた。玆に劉棻といふ者、以前、揚雄について古い異つた文字を學んだ。その棻が罪あつて誅せられたが、その口書中に揚雄に關係したことがあつた。時に雄は天祿閣上に於て書物の校正をしてゐたが、使者が來て彼を捕へんとしたので、雄は閣上から飛び下りた。王莽は（後に其の罪なきを知り）、詔を下して彼を許さしめた。かくて彼は（天命を全うして）死んだ。○（この年）瑯琊の樊崇や、東海の刀子都等の兵が起つた。○地皇三年、樊崇の兵は（莽の兵と區別する爲に眉を赤く染めて）自ら赤眉と號した○綠林の兵が分れて下江と新市の兵となつた。○荊州の平林の兵が起つた。

語釋　綠林山（湖北當陽縣にある。綠林が盜賊の異名となつたのは、本文の故事による。）○賦（詩の六義の一から脱化して戰國時代に始まり漢以後に盛になつた一種の詞體である、即ち辭句を飾り感想を陳べた美文で、韻語を用ひたのもあり散文なのもある）○黃門（宮城の門、宮門の闥を黃色に塗るからの稱。）○三世（成帝・哀帝・平帝の三代、）○簒（ウバフと訓じ、帝位を奪ふこと。）○耆老久次（耆は六十を耆といひ、老年のこと。久次は久しく其位次にあつて轉任せざる意。即ち年の老ゆるまで久しく轉任せぬこと、年功といふ意。）○伊周（殷の伊尹・周の周公。ともに聖人と稱せられた人。）○劇秦美新（秦の虐をひどく言ひ、新の王莽を稱美した文といふ意。虐は甚の意で痛論すること、美はホメルこと。）○奇字（古代文字の書體の奇異なるもの「便蒙」に例を擧げて、法を濇とし、美を嫩とし、暴を疏とし、風を䫋と書く類だと云つてゐる。一説には、奇字とは書法の六書の一で大篆のことであるともいふ。）○辭連ニ及雄一（辭は本人の口供・即ち自白した言葉、クチガキである。連及とはカヽリアヒになること。罪人の自白によつて揚雄が其罪のかゝりあひになるをいふ。）

劉縯

更始將軍

劉秀起レ兵

隗囂公孫述起レ兵

○漢宗室劉縯、及弟秀、起兵舂陵。新市・平林兵皆附之。明年、諸將共立劉玄爲皇帝。玄舂陵戴侯買之後、與縯・秀同高祖。時在平林軍中、號更始將軍。諸將貪其懦弱立之。南面立朝群臣、以手刮席、羞愧流汗、不能言。大赦改元更始、都于宛。○更始元年、劉秀大破莽兵於昆陽。○成紀隗囂兵起。○公孫述起兵成都。更始遣將破武關。析人鄧曄起兵迎入長安。衆兵誅莽、傳首詣更始。

【訓讀】漢の宗室の劉縯、及び弟の秀、兵を舂陵に起す。新市・平林の兵皆之に附く。明年、諸將共に劉玄を立てゝ皇帝と爲す。玄は舂陵の戴侯買の後にして、縯・秀と高祖を同じうす。時に平林の軍中に在り、更始將軍と號す。諸將其の懦弱を貪りて之を立つ。南面して立つて群臣を朝せしむるに、手を以て席を刮し、羞愧して汗を流し、言ふこと能はず。大赦して、更始と改元し、宛に都す。○更始元年、劉秀大いに莽の兵を昆陽に破る。○成紀の隗囂の兵起る。○公孫述、兵を成都に起す。更始、

將を遣して武關を破る。析人鄧曄、兵を起して、長安に迎へ入る。衆兵、莽を誅し、首を傳へて更始に詣る。

〔通釋〕（王莽の地皇三年に）、漢の一門の劉縯とその弟の劉秀とが、（王莽を伐つて漢室を再興すべく）義兵を舂陵に起した。すると（當時すでに蜂起してゐた）新市・平林の兵が、皆劉縯等の軍に附き從うて來た。あくる年（軍の統一を圖るために）諸將が相談して、劉玄を立てゝ皇帝とした。劉玄は舂陵の戴侯買といふものの子孫で、縯や秀とは四代前の先祖が同じであつた。當時、平林軍の中にゐて、更始將軍と號してゐた。諸將は劉玄の意氣地なしのところに目をつけて、（自分達の氣儘が出來るところから）これをよい事にして皇帝の位につけたのである。かくて劉玄は玉座に登つて群臣の拜謁を受けたが、（さし俯向いて）手で敷物をさするばかりで、恥かしさに冷汗を流して、一言も發することが出來なかつた。（が、兎も角、新帝が出來たので、）罪人を放免し、年號を更始と改め、都を宛に定めた。その年、劉秀は昆陽に於て大いに王莽の軍を破つた。（有名なる昆陽の戰がそれである）。この時秦州成紀の隗囂の兵が起つた。〇公孫述は兵を四川の成都に起した。更始帝劉玄は更に將を遣はして武關（長安への入口）の關門を破つた。その時、析（河南）の人で鄧曄といふものが兵を起して、

罷置改易

錯刀契刀
大錢金刀

王田

更始帝を長安に迎へ入れた。同時に大勢の兵士たちが王莽を誅して、その首を持つて更始帝の所へやつて來た。

語釋 新市・平林（今の湖北當陽縣の綠林山に賊が巢くつてゐたが、後に分れて下江・新市の二軍となつたことは前段に見えた通りである。又湖北隨縣に平林といふ地があり、そこにも兵を擧ぐるものがあつた。新市平林の兵とはこれをいふ。）○舂陵（地名、今湖北棗陽縣の東。）○戴侯買（戴侯は節侯の誤。節侯買の子の戴侯熊渠と混同したのであらう。）○高祖（四世の祖をいふ。こゝは節侯買を指す。之を圖示すれば次の如し。）○貪二懦弱一（貪は利益とすること。劉玄の意氣地なしをよい事にしたといふ意。）○宛（地名。今の河南南陽縣。）○昆陽（今の河南葉縣。）

景帝─長沙王發─舂陵節侯買─┬─戴侯熊渠─□─□─玄
　　　　　　　　　　　　　└─少子外─回─欽─┬─縯
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└─秀

莽未簒時、更定官名及十二州界、罷置改易、天下多事。更造錯刀・契刀・大錢等貨。既簒位、以劉字卯金刀也、禁剛卯金刀之利、不得行。罷錯刀・契刀・五銖錢等。更名天下田曰王田、不得買賣。男口不盈八、而田過一井、分餘田予九族鄉里。故無田者受田。

【自讀】莽、未だ簒せざる時、官名及び十二州の界を更定し、罷置改易し、天下多事なり。錯刀・契刀・大錢等の貨を更造す。既に位を簒ふや、劉の字は卯金刀なるを以て、剛卯金刀の利を禁じて、行ふを得ざらしむ。錯刀・契刀・五銖錢等を罷む。天下の田を更名して王田と曰ひ、買賣するを得しめず。男口八に盈たずして、田一井に過ぐるものは、餘田を分ちて九族鄕里に予へしむ。故に田無き者も田を受く。

【通釋】王莽が未だ帝位を奪はない時、官名や十二州の界を改定し、或は置いたり或は罷めたり、いろ〳〵と改め易へて、天下は事が多かつた。また錯刀・契刀・大錢などいふ貨幣をも改め造つた。位を奪つてからは、(漢王の姓の)劉の字を(三つに分けると)卯金刀となるので、(この三字を惡み)剛卯といふ印章や金刀といふ錢の通用を禁じて使ふことは出來ぬと定め、又錯刀・契刀・五銖錢等をも罷めた。それから又天下の田を改めて王田といひ、その賣買を許さず、男の人口が八人に足らない家の者で田が九百畝を過ぎる者は、その餘分の田を分けて親類や村人に與へさした。それ故これまで田を有たぬものが田を貰ふやうになつた。

【語釋】十二州(舜の時に置いた十二國。冀・兗・靑・徐・荊・揚・豫・梁・雍・幽・幷・營州をいふ、支那の全土といふ意。)　○錯刀(錯は金の塗で、黃金を塗り飾つた貨幣、貨幣の形が刀のやうであるから刀といふ。價は五十錢。)　○契刀

五均司市錢府

改貨布貨泉

四方囂然

立五均・司市・錢府官、令民各以所業爲貢。更作寶貨、有金・銀・龜・貝・錢・布・五物・六名・二十八品。百姓潰亂、寶貨不行。乃行小錢大錢。數更變不信。盜鑄及私挾五銖錢者抵罪。於是農商失業、食貨俱廢、民至涕泣市道。後又改貨布貨泉。每一易錢、民又大陷犯鑄錢法、檻車鎖頸、傳詣長安者、以十萬數。死什六七。改易制度、政令煩多。四方囂然、謳吟思漢久矣。

（錢の名。形は刀のやうで長さ二寸、價は五百錢。）○大錢（錢の名。直徑一寸二分、重さ十二銖、價は五十錢。）○剛卯（佩の名。正月卯の日に作つて帶びるもので、金又は玉を用ひ、長さ二寸廣さ一寸の印章、革帶に著けて之を佩びる。其一面に「佩以辟レ邪」と銘し、魔除けにした。）○金刀之利（王莽が造つた錯刀契刀などの錢を金刀といふ。利は利用の意、通用すること。）○五銖錢（錢の名。重さ五銖、價は一錢。）○一井（周代の井田法は已に秦の時に廢せられて居るから井はたゞ九百畝のことである。）○九族（高祖・曾祖・祖・父・己・子・孫・曾孫・玄孫をいふ。一說には父族四、母族三、妻族二であるといふ。）○鄕里（村邑。周の行政區劃では鄕は二千五百家、里は二十五家をいふ。）

【口譯】五均・司市・錢府の官を立て、民をして各々業とする所を以て貢を爲さしむ。寶貨を更作す。金銀・龜貝・錢布・五物・六名・二十八品有り。百姓潰亂して、寶貨行はれず。乃ち小錢大錢を行ふ。數々更變して信ならず。盜鑄するもの、及び私に五銖錢を挾むものは罪に抵る。是に於て農商、業を失ひ、食

貨俱に廢れ、民、市道に涕泣するに至る。後又貨布貨泉を改む。一たび錢を易ふる毎に、民又大に鑄錢法に陷犯し、檻車鎖頸、傳して長安に詣る者十萬を以て數ふ。死するもの什に六七なり。制度を改易し、政令煩多なり。四方囂然、謳吟して漢を思ふこと久し。

〔通釋〕五均・司市・錢府といふ三つの役所を立て、それから民をして（農夫は穀類、工人は什器、商人は貨物といふやうに）それ〴〵職業とする物によつて年貢を納めさせた。又寶貨（金錢）を改め作つたが、それは金銀、龜の甲・貝殼・錢・布・の五種の物で、（更に金と銀を分けて六種の貨幣に名をつけて）六名といひ、（大小の種類）二十八品あつた。（かく種類が繁雜なる故）人心が亂れて貨幣の流通も行はれない。そこで小錢、大錢を作つた。しかしあまり屢〻變更したので信用がなかつた。其の上、內所で錢を鑄るものや、ひそかに（さきに廢止になつた）五銖錢を持つてゐるものは罪に問はれた。そこで（經濟界の大混亂を來し、）農夫も商人も業を失ひ、食物も貨幣も共に通用の道が廢れ、人民は街路に泣き叫ぶ有樣である。後又（大小の二錢を罷めて）貨布・貨泉といふ二種に改めた。一度錢をかへる毎に民が非常に鑄錢の法を犯し、（貨幣の密造を企て）、囚人車に乘せられたり、頸にくさりをつながれた罪人が、驛つぎに長安に護送される數は何十萬もあつた。そして其の中に死罪になるものが十人の

却て煩はしくなつた。それで天下喧しく、騒ぎ立ち、人々が口歌にまで作つて漢を思ふことが久しかつた。

語釋 五均（五均は、長安・洛陽・邯鄲・臨淄・宛成の五個所の均官。均官とは物價の高低を考驗して相場を平均するやうに取扱ふ官。）○司市（春夏秋冬の仲月即ち春ならば二月、夏ならば五月に物價の標準を定める爲に、各々市を司して、之を平均するやうに取扱ふ官。）○錢府（民に錢を貸し毎月百分の三の利子を收めることを司る。）○五物（金・銀・龜・貝・錢・布。）○六名（五物の中の金銀を分けて二つとしていふ。）○二十八品（品は品類で種類の意。黄金貨一品・銀貨二品・錢貨六品・龜貨四品・貝貨五品・布貨十品、合計二十八種類の通貨。）○貨布貨泉（錢の名。民間に布く故に貨布と名づけ、流行すること泉の如き故に貨泉と名づくといふ。）○檻車（囚人を入れて送る車。）○鎖頸（頸がせをはめた者。）

歳旱蝗。人相食、遠近兵起。莽以五石銅鑄威斗、如北斗狀。欲以厭勝衆兵、出入使人負之以行。至漢兵入宮、猶旋席隨斗柄而坐曰、天生德於予。漢兵其如予何。斬首於漸臺。軍人分其身、節解臠之。自簒至亡、改元者三。曰始建國・天鳳・地皇。凡十五年。莽傳首至宛。更始自宛遷都洛陽。父老見司隸校尉官屬、或垂涕曰、不圖今日復見漢官威儀。

鑄威斗

節解臠之

不圖見漢官威儀

訓讀　歲旱蝗あり。人相食み、遠近兵起る。莽、五石銅を以て威斗を鑄、北斗の狀の如くす。以て衆兵を厭勝せんと欲し、出入に人をして之を負ひて以て行かしむ。漢兵、宮に入るに至りても、猶席を旋らし、斗柄に隨ひて坐して曰はく、「天、德を予に生ず。漢兵其れ予を如何せん」と。首を漸臺に斬る。軍人共の身を分ち、節解して之を臠す。簒より亡に至るまで、改元する者三。始建國・天鳳・地皇と曰ふ。凡て十五年なり。莽、首を傳せられて宛に至る。更始、宛より都を洛陽に遷す。父老、司隸校尉の官屬を見、或ものは涕を垂れて曰はく、「圖らざりき、今日復た漢官の威儀を見んとは」と。

通釋　(其の上)年々旱魃と稻蟲とで凶作續であつたから、人民はとも食ひするやうになるし、遠近各處に軍が起つた。王莽は五色の藥石と銅とを以て威斗といふものを作り、北斗七星の形の如くにし、それを以て天下各處の兵を壓付けて勝たうと思つて、出入する度に人に之を負はせて行つた。で、漢兵が宮中に攻め入つて來ても、まだ座り場所を變へて、威斗の本の方に坐し(劍先を敵に向けて)いふやう、「天が自分に萬民を治める德を授けられたのだ。(予の存在は天の命による。されば)漢兵が(天命に背いて)予を何とすることが出來るものか」と力んでゐた。(しかし終に)首を漸臺で斬られた。その時軍人は莽の身體を節々より切り離して切肉とした。王莽が帝位を奪つてより滅亡に至るま

で、號を改めること三たびで、始建國・天鳳・地皇といつた。凡て十五年間である。やがて莽の首は送られて宛に到着した。（王莽に反して起つた）更始帝は、宛から都を洛陽に遷した。此の時父老たちは司隷校尉の率ゐる官員の威儀正しき樣子を見て（懷舊の情に堪へず）中には涙を垂れつゝ、「今日再び漢官の盛なる威儀が見られるとは思ひもよらなかつた。（もう世は末だと思つて居たに有り難いことだ）」といつた。

【語釋】威斗（長さ二尺五寸の銅製の北斗の形をしたもの。其の威を借りて衆兵を厭服する意を以て威斗と名づけた。）○厭勝（厭は音エフ。おさへつけること。威斗の威力によつて敵の勢をおさへつけて之に勝つといふ意。）○隨ニ斗柄ニ而坐（北斗星の劍先を敵に向け、柄の方に自分が坐すること。北斗星は時間に從つてその位置を變ずるから、天文官が時間を考へて之を言ふと、王莽は座席を轉じて柄の方に坐つたといふ。）○天生ニ德於予ニ云々（論語の述而篇に「子曰、天生ニ德於予一。桓魋其如レ予何一」とある。事は上卷一五四頁に詳かである。その意は莽「人の死生は天意による。今、天は斯くの如き德を我に與へて我を此世に生ぜしめた。これ天が予をして民を敎へ世を救はしめん爲ではないか。されば桓魋（クワンタイ）いかに亂暴なりとも、天意に背いて我をどうすることが出來るものか」といふのである。それを王莽が孔子氣取りで眞似をしたのだ。笑ふべきである。）○漸臺（長安の王宮の太液池中にある高臺。前に出づ。）○節解臠レ之（體をふしぶしから切り離して切り身にすること。臠は肉の切り身をいふ。）○司隷校尉（京師にあつて都下附近を警衞督察する官、今の警視總監の如きもの。）

更始元年、遷ニ都長安一。○赤眉攻ニ長安一。明年、赤眉入。更始出奔。已而降ニ赤眉一。爲レ所レ殺。自レ立至レ亡凡三年。前數月、大司馬秀已卽ニ位於河北一。是爲ニ世祖光

武皇帝。

【讀】更始元年、都を長安に遷す。○赤眉、長安を攻む。明年、赤眉入る。更始、出奔す。已にして赤眉に降り、殺す所と爲る。立より亡に至るまで、凡て三年なり。前數月、大司馬秀、已に位に河北に卽く。是を世祖光武皇帝と爲す。

【通釋】更始元年(二年の誤)に都を(洛陽から)長安に遷した。○然るに赤眉の賊が長安を攻め、あくる年には遂に長安城に攻め入つた。そこで更始は長安を逃げ出したが、間もなく赤眉に降伏して、殺されてしまつた。帝位についてから滅びるまで凡て三年に過ぎなかつた。これより數ケ月前に、大司馬劉秀が(獨立して)、すでに河北で帝位に卽いた。これを(東漢―後漢の)世祖光武帝といふ。

【語釋】赤眉(さきに瑯琊の樊崇といふもの、王莽に叛いて兵を擧げ、赤眉と號した。王莽の軍と區別するために皆眉を赤く畫いたので斯く云うた。流賊の一團である。)　○河北(黄河以北の地を汎く指していふのであるが、その帝位に卽いたのは鄗(今河北柏鄕縣)といふ處の南であつた。)

十八史略新釋　卷二(下)終

十八史略新釋　巻三

東漢

光武皇帝

白水眞人

劉秀當爲天子

世祖光武皇帝、名秀、字文叔、長沙定王發之後也。景帝生發。發生舂陵節侯買。侯再三世。徙封以南陽白水鄉爲舂陵。宗族往家焉。買少子外。外生回。回生南頓令欽。欽生秀於南頓。有嘉禾一莖九穗之瑞。故名。先是有望氣者。望舂陵曰、氣佳哉。鬱鬱葱葱然。王莽改貨曰貨泉。人以其字爲白水眞人。秀竟從白水起。隆準日角。受尚書通大義。嘗過蔡少公。少公學圖讖言、劉秀當爲天子。或曰、國師公劉秀乎。秀戲曰、何由知非僕邪。

【[illegible]】世祖光武皇帝、名は秀、字は文叔、長沙の定王發の後なり。（中略）買の少子を外といふ。

外、回を生む。回、南頓の令欽を生む。欽、秀を南頓に生む。嘉禾一莖、九穗の瑞あり。故に名づく。是より先き、氣を望む者あり。舂陵を望んで曰く、「氣佳なるかな。鬱々葱々然たり」と。王莽、貨を改めて貨泉と曰ふ。人、其の字を以て白水眞人となす。秀竟に白水より起る。隆準にして日角あり。尙書を受けて、大義に通ず。嘗て蔡少公に過ぎる。少公、圖讖を學ぶ。言ふ、「劉秀當に天子と爲るべし」と。或人曰く、「國師公劉秀乎」と。秀、戲れて曰く、「何に由つて僕に非ざるを知る邪」と。

【通釋】東漢の世祖、(姓は劉)光武皇帝は、名は秀、字は文叔といひ、長沙(地名、湖南省)の定王發の子孫である。(その家系をたづねると)、發は西漢の景帝の第十子として生れ、舂陵(地名、湖南省寧遠縣の西北に故城あり)の節侯買といふ人を生んだ。買から後二三代は相嗣いで父祖の地舂陵に大名となつてゐたが、(買から三代目にあたる考侯仁といふ人の世に、舂陵が土地が低くて濕氣が多くていけないといふので)、領地を南陽(河南省)の白水鄕といふ處に徙して、そこを名前だけ前と同じく舂陵と名づけて、一族が皆そこに住むことになつた。(ところが話は前にもどつて)、節侯買の末子に外といふのがあつたが、その外が後に、(鬱林の太守となつて)、回といふ人を生み、回が又(後に)南頓の長官となつた欽を生んだ。この欽が南頓で秀(卽ち後の光武皇帝)を生んだのである。さ

て秀が生れる時である。一本の稲の莖から九房の穗を出した世にも珍らしき稲が出來た。それで稲の穗の秀づるといふ意をとつて、名を秀とつけた。秀の生まるゝ一寸前に、雲氣を望んで（吉凶禍福を判斷する）人があつて、舂陵の空を遠く望んで、あそこには誠に盛んな雲氣が立つてゐる、何かめでたい前兆だらうと言つた。（光武皇帝の出現にはもう一つ豫言があつた）。それは王莽が錢のことを貨泉と改めたが、當時の人は泉の字を分けて白水とし、貨の字を分けて眞人とし（貨は人と眞とに分る）、錢のことを白水眞人といつた。眞人とは天子の意である。果して後に秀が南陽の白水鄕から起つたのである。秀は鼻が高くて、額の骨が角のやうに突き出て、（かの西漢の高祖に類するものがあつた）。尙書といふ書物を人から學んだが、字句に拘泥せずに忽ち大意を悟つて了つた。或る時、蔡少公といふ人の家を、通りがゝりに立寄つた。その少公は未來を豫言する一種の術を學んでゐたので、秀を見て、「劉秀は後には天子になるであらう」と言つた。すると居合はせた客は ま

光武帝

劉縯慷慨

さか此の劉秀が天子になるとは思はないから）、「それでは國師公の劉秀（光武帝とは全く別の人）の事か」とたづねた。秀は其の人にからかつて、（君、僕を馬鹿にしてはいけないよ）。何だつて僕が天子になれないといふのだい。（今に見て居給へ）」と言つて豪語したことがあつた。

【語釋】世祖（世祖とは廟の名である。漢の世を中興した功をにめて、其の廟に世祖と名づけた。）○長沙定王發（長沙に封ぜられ、定王と號する、發は其の名。）○舂陵節侯買（舂陵に封ぜられ、節侯と號す、買は其の名。）○再三世（二三代といふに同じ。）○宗族往家（一族がそこに往つて住まつた。）○嘉禾（音カクワ。禾は稻である。よき稻といふ意。）○鬱々葱々（ともに樹木の盛んに繁る貌で、轉じて物の樣子の盛んなる事に用ゐる。）○貨泉（錢のこと。泉とは世に通用する事、泉の流れるやうだといふ意。前出）○白水眞人（泉は白と水の合字、貨は大體眞人に分られる。特に眞人といつたのは（帝王自ら眞有り）との意味。天子は自らして天子たる本當の偉大さが備はつてゐるといふこと。）○隆準日角（隆準は鼻筋が通つて高いこと。準は鼻頭のこと。セツと訓むべし、ジユンと訓んではならぬ。日角は額の骨の隆く突き出て、恰も圓く日の狀をなすをいふ。いづれも貴人の相貌である。漢の高祖も隆準にして龍顏と出てゐた。）○尚書（五經の一、書經のこと、周代には單に書といひ、漢代から尚書といひ、宋代に至つて朱子之を書經と名づけた。尚書といふのは尚は上に通じ、上代の書といふ意、又一說に尚はタツトブで尊重する書の意とも言ふ。其內容は、堯舜の代及び夏殷周三代の政治を記したもので、王者政道の根本となる書である。）○通㆓大義㆒（こせ〳〵と字句に拘はれず忽ち大意を悟ること。）○過（よぎると訓む。行かゝりに立寄ること。）○圖讖（トシン。未來に關した事を書いた書物。豫言を記した未來記。讖文、讖記などゝいふ。）○國師公劉秀（當時劉歆といふ人、王莽に事へて國師となり、名を秀と改めてゐた。）

及㆓新市・平林ノ兵起ルニ㆒、南陽騷動ス。宛人李通、迎㆑秀ヲ起㆑兵ヲ。秀ノ兄縯、字ハ伯升、慷慨ニシテ有㆓大節㆒。常ニ憤憤トシテ欲㆑復セント社稷ヲ。平居不㆑事トセ家人ノ生業ヲ。傾㆑身ヲ破㆑産ヲ、交㆓結シテ天下ノ雄俊ヲ㆒。至ツテ

伯升殺レ我

謹厚者亦復爲レ之

立ニ更始一

是分ニ遣親客一、發ニ諸縣兵一。縯自發ニ舂陵子弟一。皆恐懼亡匿。曰、伯升殺レ我。及レ見ニ秀絳衣大冠一、驚曰、謹厚者亦復爲レ之。乃自安。部ニ署賓客一、招ニ說諸帥一。新市・平林・下江兵、皆來會。兵多無レ所ニ統一一。欲下立ニ劉氏一從中人望上。下江將王常欲レ立レ縯。新市・平林將帥、憚ニ其威明一、遂立ニ更始一、以レ縯爲ニ大司徒一、秀爲ニ將軍一。

通釋　新市・平林の兵起るに及んで、南陽騷動す。宛人李通、秀を迎へて兵を起す。秀の兄縯、字は伯升、慷慨にして大節有り。常に憤々として社稷を復せんと欲す。平居家人の生業を事とせず。身を傾け產を破り、天下の雄俊と交結す。是に至つて親客を分遣し、諸縣の兵を發す。縯自ら舂陵の子弟を發す。皆恐懼して亡げ匿る。曰く、「伯升、我を殺す」と。秀が絳衣大冠するを見るに及んで、驚いて曰く、「謹厚なる者も亦復之を爲すか」と。乃ち自ら安んず。賓客を部署し、諸帥を招說す。新市・平林・下江の兵皆來り會す。兵多くして統一する所なし。劉氏を立てゝ、人望に從はんと欲す。下江の將王常、縯を立てんと欲す。新市・平林の將帥、其の威明を憚り、遂に更始を立て、縯を以

て大司徒と爲し、秀を將軍と爲す。

【通釋】新市・平林の兵が(王莽の失政に乘じて)、獨立運動を起したから、南陽郡(河南舊南陽府、湖北舊襄陽府の地)一帶が大騷ぎとなつた。又宛の人(宛も南陽郡の地名)李通といふ者が秀を迎へて兵を擧げた。秀の兄は名は縯、字は伯升といひ、慷慨家で又小事に拘泥せぬ大きなところがあつた。常に心に不平を懷いて、漢の王室を再興しようと心掛けてゐた。そして平素家業に從事しないで、身上をしまつてまで天下の豪傑と交際したが、今や諸方に兵が起つたので、自分の家に養つて親しくしてをる食客どもを四方に手わけして各縣の兵を起さした。縯自身も亦舂陵地方の青年を募集した。すると皆恐れて逃げ出し、「(伯升なんかが勝てる道理はない)伯升なんかの部下になつたら我々は生きて還れるものか。」といつて危んだ。ところが秀が將軍の服を著て出て來たのを見て、驚いて曰ふには、「あんな落着いた眞面目な人さへ出征するのか、これは決してかる〲しいことではない。(それなら大丈夫だ)」といつて皆安心した。そこで伯升は客分としてゐた人達を組み分けし、各隊の長を招いて、それ〲諒解を求めた。そこで新市や平林や下江の兵が皆集つて來た。ところが雜多な軍隊が集つて來たことゝて、烏合の衆でまとまりがつかない。それで(諸將が相談して)漢の皇室の血統をひ

秀徇ニ昆陽定陵ニ長人巨無覇

いてゐる劉氏を立てゝ主將と仰ぎ、人心をまとめようとした。その時、下江の將の王常が劉縯を立てようとしたが、新市や平林の將たちは、縯が威力あり聰明であるのに恐れをなして、遂に劉縯の一族である更始といふ人を立てゝ主將とした。（新市や平林の將帥たちは、若し縯を立てると自分等の自由が出來ぬから、懦弱な更始を立てたのである）。そして劉縯を大司徒（官名、敎育を司る）とし、劉秀を將軍とした。

語釋　新市平林（新市は湖北省京山縣、平林は湖北隨縣。新市より王匡が兵をあげ、平林より陳牧廖湛が起つた。）○慷慨（いきどほりなげく。國家社會のことなどについていきどほりなげくこと。）○大節（此處では大人物らしい行爲をいふ。）○憤憤（心に不平の滿つる形容。）○社稷（社は土地の神、稷は五穀の神。國家を治むる者は先づこの二神を祭る。故に國家の意に用ふ。こゝでは卽ち漢の國家をさす。）○平居（常々、平生。）○家人生業（家人は常人。官に仕へないで家に居る意で庶民のこと。常人のする家業。上卷三九八頁に「不レ事ニ家人生産一」とある。）○傾レ身破レ產（だらしなく行ひ「しんだい」をなくする。一說に身を一本に資に作る、資財を惜らず傾け盡すことであると。）○雄俊（豪傑に同じ、すぐれた人物。）○親客（親しくせる食客。）○伯升殺レ我（大將の伯升の策がために敵に破られ、自分逹は戰死をするとの意。）○絳衣大冠（絳は眞赤の小袖（キヌ）で將軍の服である。我國で古は若き大將が緋縅の鎧を着たやうなものである。大冠は將軍のかむる冠である。）○部署（手分けする。）○招說（說き伏せて味方にする。）○劉氏（卽ち漢の王家の姓である。）○憚ニ威明一（威嚴があり、頭の鋭いのに恐れをなす、そんな人を大將に仰いでは却て我儘が出來ないから、もつとのろまな人を望んだのである。）○更始（劉玄といつて、前に見えた舂陵の節侯買の子孫で、劉縯や劉秀とは遠からぬ血統である。時に平林軍中にあつて更始將軍といつてゐた。更始の名はそれから出たのである。）

秀徇ニ昆陽・定陵・郾一、皆下レ之。莽遣ニ王邑・王尋一、大發レ兵、平ニ山東一。以ニ長人巨無覇一

爲壘尉、驅虎豹犀象之屬、以助兵勢。號百餘萬。旌旗千里不絶。諸將見兵盛、皆走入昆陽、欲散去。秀至郾・定陵、悉發諸營兵、自將步騎千餘爲前鋒。尋邑遣兵數千合戰。秀奔之、斬首數十級。

【直譯】秀、昆陽・定陵・郾を徇へ、皆之を下す。莽、王邑・王尋をして、大いに兵を發して山東を平げしむ。長人巨無霸を以て壘尉となし、虎豹犀象の屬を驅り、以て兵勢を助く。百餘萬と號す。旌旗千里絶えず。諸將、兵の盛なるを見て、皆走つて昆陽に入り、散じ去らんと欲す。秀、郾・定陵に至り、悉く諸營の兵を發し、自ら步騎千餘に將として前鋒と爲る。尋邑、兵數千を遣して合戰せしむ。秀、之を奔らしめ、首を斬ること數十級なり。

【通釋】劉秀は昆陽や定陵や郾といふ地方を攻略して、皆降服させた。王莽は、(諸將の相ついで兵を起すのに驚いて)王邑・王尋といふ二人の大將に命じて、大軍を繰り出して山東地方を平定させた。先づ(身長一丈、胸圍十抱もあるといふ)巨人の巨無霸といふ者を壘尉(軍目附)とし、虎や豹や犀や象など巨大猛惡の獸類を驅り立てゝ、軍の勢力を大ならしめた。兵數百餘萬といひふらし、行軍の旗

見小敵怯見大敵勇

昆陽之戰

虎豹股戰

じるしが千里もつゞき、眞に軍容の盛んなものであつた。劉軍の諸將は敵の兵力の盛なのを見て、皆驚いて昆陽に逃げ込んで、そのまゝ解散しようとした。秀は定陵や郾に出て來て、諸城の兵をすつかり出し、自分自らが歩兵騎兵千人餘を率ゐて前鋒となつて進出した。王尋王邑は數千の兵を遣して、秀と應戰させたが、秀は忽ち之を打ち破つて、敵首數十を斬つた。

語釋 昆陽・定陵・郾（ともに漢の潁川郡にあり、郾は許州郾城縣に屬して、三地ともに今の河南省内。） ○山東（崤山を界としその以西を山西とし、その以東を山東といふ。戰國時代、秦は山西に國し、六國は山東に國してゐた。今王莽に漢を奪うて長安に都す。長安は崤山以西で、もとの秦の地である。それで劉等の兵を起した地方は山東である。） ○長人（背の高い人、巨人。） ○壘尉（軍目附、將士の戰功を調査する役。） ○旌旗（はた。じるし。はた）

諸將曰、劉將軍平生見小敵怯。今見大敵勇。甚可怪也。尋・邑兵却。諸部共乘之。連勝遂前。無不一當百。秀與敢死者三千人、衝其中堅。尋・邑陣亂。漢兵乘銳崩之、遂殺尋。昆陽城中守者、亦鼓譟出。中外合勢、呼聲動天地。莽兵大潰、走者相踐、伏尸百餘里。會大雷風。屋瓦皆飛、雨下如注。虎豹皆股戰、溺死滍川者萬數。關中聞之震恐。海內豪傑響應、皆殺莽牧守、自稱將

軍、用漢年號。旬月偏天下。

【訓讀】諸將曰く、「劉將軍、平生小敵を見るも怯る。今大敵を見て勇む。甚だ怪むべし」と。尋・邑の兵卻く。諸部共に之に乘ず。連りに勝ちて遂に前む。一、百に當らざる無し。秀、敢死の者三千人と、共の中堅を衝く。尋・邑の陣亂る。漢兵、鋭に乘じて之を崩し、遂に尋を昆陽に殺す。城中の守る者、亦鼓譟して出で、中外、勢を合せ、呼聲、天地を動かす。莽の兵大に潰え、走る者相踐み、伏尸百餘里。會〻大雷風あり。屋瓦皆飛び、雨の下ること注ぐが如し。虎豹皆股戰し、滍川に溺死する者萬數なり。關中之を聞いて震恐す。海内の豪傑響應し、皆莽の牧守を殺して、自ら將軍と稱し、漢の年號を用ふ。旬月にして天下に徧し。

【通釋】劉軍の諸將が（秀の眞の大勇者であることを知らないで）曰ふには、「劉秀將軍は、平素は小敵に遭うてもびく〳〵怯れて居られたが、今度はかく大敵に遭うて勇んで戰はれた。これはまた不思議なことだ」といつて（畏服した）。王尋・王邑の兵は（秀の兵威に怖れて）退却した。そこで劉軍の諸部隊が、敵の退却するのに附け込んで攻撃し、連戰連勝して進軍した。味方の兵は誰も彼も皆百人

力の武勇をあらはした。劉秀、すかさず、必死の兵三千人をすぐつて、敵の本陣めがけて突き込んだ。それで王尋・王邑の陣は混亂に陷つた。漢の兵(劉秀の軍)はそれとばかり切尖するどく益々烈しく敵軍を切り崩しつゝ、そのまゝ王尋を昆陽で殺して了つた。昆陽城を守つてゐる劉軍も亦城中から攻め太鼓を打つて、おめきさけんで打つて出で、內外勢を合せて奮戰し、喊聲は天地をふるはすばかりであつた。そこで王莽の兵は總崩れとなり、前の者の足を踐み、後の者に足を踐まれるといふ狀態で、混亂騷動して逃げた。その斃れた死骸は百餘里もつゞいた。――(こゝまでは前文の「大いに兵を發し百餘萬と號し、旌旗千里絕えず」の堂々たりし軍容も今は憐むべき運命に到着したことを敘述した。その筆致を玩味せねばならぬ)。――其の時丁度大雷が鳴り、暴風が襲來して、屋根の瓦まで皆飛ばし、猛雨の降りそゝぐこと恰も水をぶちまけたやうな烈しさである。その爲めに敵軍の猛獸どもは、がたがたふるへ出して、何の役にも立たず、滍川といふ川に溺死した者が、萬を以て數へられた。その敗報を聞いた關中の都長安では、震へ上つて恐れた。天下の豪傑は(この戰況を聞くと)直に漢に從ひ來り、皆王莽の遣してゐる地方長官を殺し、自ら將軍と稱し、王莽の年號をやめて漢の年號を用ひるに至つた。それから纔か一月の間に、漢の威令が天下に行き渡るやうになつた。

語釋　無レ不二一當一レ百（一人の兵が敵の百人に匹敵しないものはなかつた。）　○敢死（敢は「アヘテ」と讀みて、出來ない事でも無理に押切つてやる意。人の恐るゝ死を、なに死くらゐは何でもないと押切つて死ぬのが敢死である。だから「命を惜まぬ」とか「死を決する」とか「必死」とかいふ意になる。）　○中堅（一軍の大將の控へてゐる本陣。）　○乘レ銳（銳は精銳、軍隊の强きこと、即ち今味方の勢ひがふるつて大勝利なるに乘り氣になつての意。）　○鼓譟（鼓は太鼓で進軍の時鳴らすもの、譟はやかましく叫ぶ事。即ち太鼓を鳴らしおめき叫んで進むこと。）　○中外（中は昆陽城中の漢兵、外には劉秀自ら率ゐてゐる軍。）　○大潰（潰は「つひゆ」とよむ、みじめな程に擊ちまくらるゝこと。）　○股戰（股はもも、戰はおののく、怖れてももがふるへる。）　○滍川（チセン。南陽の堯山より出で昆陽城の北を流れる川といふ。）　○響應（聲を立てると直ちに山彥の反響するやうに、其人の爲す所に應じて直に來り服すること。）　○牧守（地方長官。こゝでは王莽から任ぜられゐる地方長官。）　○旬月（旬は十日。また滿の意。こゝはそれである。即ち旬月は滿一ケ月の意。一ケ年を旬歲といふ類である。）

更始殺レ縯

縯兄弟威名日盛。更始殺レ縯。秀不二敢服一レ喪。飲食言笑。惟枕席有二涕泣處一。更始慙、拜二秀大將軍一、封二武信侯一。未レ幾以レ秀行二大司馬一事、遣レ徇二河北一。所レ過除二莽苛政一。

鄧禹

南陽鄧禹、杖レ策追レ秀、及二於鄴一。秀曰、我得レ專二封拜一。生遠來、寧欲レ仕乎。禹曰、不レ願也。但願明公威德加二於四海一、禹得レ效二其尺寸一、垂二功名於竹帛一耳。更始常才、帝王大業、非レ所レ任。

延二攬英雄一務悅二民心一

明公莫レ如下延二攬英雄一、務悅中民心上。立二高祖之業一、救二萬民之命一、天下不レ足レ定也。秀大悅、令三禹常宿二止於中一、與定二計議一。

【大意】縯兄弟、威名日に盛なり。更始、縯を殺す。秀敢へて喪に服せず、飲食言笑す。惟々枕席に涕泣する處有のみ。更始慙ぢて、秀を大將軍に拜し、武信侯に封ず。未だ幾くならずして、秀を以て大司馬の事を行はしめ、河北を徇へしむ。過ぐる所莽が苛政を除く。南陽の鄧禹、策を杖つき秀を追ひ、鄴に及ぶ。秀曰く、「我れ封拜を專にするを得たり。生遠く來るは、寧ろ仕へんと欲するか」と。禹曰く、「願はざるなり。但々願くは明公の威德四海に加はり、禹其の尺寸を效すを得て、功名を竹帛に垂れんのみ。更始は常才、帝王は大業、任ずる所に非ず。明公英雄を延攬し、務めて民心を悅ばしむるに如くは莫し。高祖の業を立てて、萬民の命を救はゞ、天下は定むるに足らざるなり」と。秀大いに悅び、禹をして常に中に宿止せしめ、與に計議を定む。

【通釋】劉縯劉秀兄弟の威名が日に日に高くなつて來たので、新市平林の將達は更始をそのかして遂に縯を殺さして了つた。弟の劉秀は（これを聞くと馳せ來つて兄の罪を謝し、自らも責を負うて敢て昆陽の功に誇らず）兄の爲に喪に服することもせず、平常通り飲食もすれば談笑もしてゐた（然しそれは人前だけのことであつた。）唯夜寢床に入つてから人知れず（兄の非業の死を哀しみ）枕を涙でうるほした。更始はこの話を聞いて却つて心に恥ぢて秀を大將軍に任じ、武信侯といふ爵に封じた。

が間もなく秀を大司馬に任じて、軍事上の全權を握らせ、河北地方を攻略させた。そこで劉秀は進軍するさき〴〵で王莽の惡政を除き民を憐んでやつた。南陽の人鄧禹が策を杖にして秀の後を追つかけて來て鄴といふ處で追ひ着いた。すると秀がいふには「自分は人を大名に封じようと大將に任じようと此の胸一つできめられる權能を有つてゐる。お前が遠方から態々尋ねて來たのは、他の目的でなく、俺に仕へたいといふのだらう」といふと、鄧禹が、「私は只お仕へしようとは思つて居りません。私の望みとしましては、殿下の御威光と御仁德とが天下萬民の上に行きわたり、私めも微力を盡して僅かの功でも立て、名を後世に殘したいと思ひます。これが私めのお願ひでございます。さてかの更始は凡人で、とても天子の大業を任せ得る人ではございませぬ。殿下、つとめて天下の英雄の心をひきつけ、德政を施して民心を悅ばせるが第一でございます。御先祖高皇帝の大業を中興し、水火の難に苦んでゐる萬民の命を救うておやりになれば、天下の平定は何のこともございませぬ」と、（天下平定の大策を申し上げた）。秀は大いに悅んで。鄧禹を自分の居る幕中に宿泊させて、無二の相談相手として天下平定の計略を定めた。

【語釋】服レ喪（死者に對して哀を盡す爲めに或る期間引籠り謹愼する事。支那の服喪期間は父母は三年、祖父母・伯叔父・兄弟は一年、從父兄弟などは九ケ月、再從兄弟、外祖父母等は五ケ月の喪に服することになつてゐる。）　○枕席（枕や寢床ち

王郎
耿弇
北道主人
馮異上豆粥

夜襲に襲い　てから。）○武信侯（爵の名である。支那の周時代では爵は公侯伯子男の五等に分れてゐたが、秦時代になると、公の上に更に王を置いて、王公侯の三等となし、伯子男を廢した。武信侯は第三番目の爵である。）○大司馬（三公の一つであつて、軍事を總括する。周代の三公は太師・太保・太傅といつてゐたが、漢になると大司馬・大司徒・大司空となつた。大司馬は軍事を司り、大司徒は教育を司り、大司空は土地民事を司る。）○苛政（苛は辛いこと、むごい事、苛責・苛酷などいつて悉く。租税を多くとつたり、刑法を重くしたりして人民を苦しませることと、こゝでは王莽の施せる虐政。）○枚レ策（おちむちを杖につく。）○鄴（地名、河南省臨漳縣の地。後漢の都となつた。）○封拜（侯を封じ、爵を拜するといふ意で、人を大名にしたり、人を爵位にしたりすること。）○尺寸（尺寸は僅少のことで、僅かのこと。）○竹帛（書物のこと、竹は竹の札、帛は絹で、上代紙がまだ發明されなかつた時竹帛に文字を書いたから、それで書物といふ意になる。）○常才（平凡な才能。）○明公（明徳ある君主の意、こゝでは劉秀をさしてゐたといふ意）○延二攬英雄一（延攬はひきとる。英雄の心を收攬すること。）○高祖（西漢の高祖劉邦をさす。）○天下不レ足レ定（天下の平定は手管へがない位易々と出來る。）○宿二止中一（秀の起居する本營の中に留めておくこと。）

邯鄲卜者王郎詐稱二成帝子子輿一、入二邯鄲一稱レ帝。徇二下幽冀州郡一響應。秀北徇レ薊。上谷太守耿況子弇、馳至二盧奴一上謁。秀曰、是我北道主人也。薊城反應二王郎一。秀趨出レ城、晨夜南馳、至二蕪蔞亭一。馮異上二豆粥一。至二饒陽一乏レ食。至二下曲陽一。聞二王郎兵在一レ後。至二滹沱河一、候吏還白、河水流澌。無レ船不レ可レ濟。秀使二王霸視一レ之。霸恐レ驚レ衆、還卽詭曰、冰堅可レ渡。遂前至レ河。冰亦合。乃渡。未レ畢數騎而

冰解ク。

【訓讀】邯鄲の卜者王郎、詐りて成帝の子子輿と稱し、邯鄲に入り帝と稱す。幽冀を徇下し、州郡響應す。秀北のかた薊を徇ふ。上谷の大守耿況の子弇、馳せて盧奴に至りて上謁す。秀曰く「是れ我が北道の主人なり」と。薊城反して王郎に應ず。秀、趣かに城を出で、晨夜南に馳せ、蕪蔞亭に至る。馮異、豆粥を上る。饒陽に至り食に乏し。下曲陽に至る。王郎の兵後に在りと聞く。滹沱河に至り、候吏還りて白す、「河水流澌す、船無くば濟るべからず」と。秀王霸をして之を視しむ。霸、衆を驚かさんことを恐れ、還りて卽ち詭りて曰く、「冰堅くして渡るべし」と。遂に前んで河に至る。冰も亦合ふ。乃ち渡る。未だ數騎を畢らずして冰解く。

【通釋】邯鄲の八卦見で王郎といふ者が、我こそは西漢九代の天子たる成帝の子の子輿であると詐つて、邯鄲に入り込んで帝と名乘り、幽州や冀州を侵略して攻め下した。近隣の州郡が響の聲に應ずるやうにわれも〳〵と速かに服從した。當時、秀は北方の薊城を攻略に行つてゐた。ここに上谷の大守の耿況といふ者の子耿弇が、馳せ來つて盧奴といふ處で秀にお目見えをして（その部下となつた）。（間

もなく目的の薊城を手に入れることが出來たので秀は將に南方に歸らうとしたが、弇は極力その不可なることを論じて已まない。そこで秀が曰ふには「弇は我が爲に北方のよき案內者である」と（弇の父は上谷の太守で北方の地理に精通してゐたからさう言つたのである。）時に薊城の軍（廣陵王の子接）が反して王郎に味方したので、秀は大周章で薊城を出で、夜晝ぶつとうしで南へ〳〵と馳せに馳せた。蕪蔞亭といふ處に來ると、

光武進路圖

馮異といふ者が秀を迎へて豆の粥を上つた。饒陽縣に來る頃は、いよ〳〵食物に缺乏した。下曲陽といふ地に行き着くと、王郎の兵がもう後に迫つたなどとおどかされ、どん〳〵逃げて滹沱河といふ河

に差しかゝると、斥候が引返して來て、「河の氷が解けてゐます、船がないと渡れませぬ」との報告だ。
そこで秀は更に王霸といふ者を見にやつた。王霸はみなを驚かせては士氣を沮喪させると心配し、「氷が堅くて十分に渡れます」と詐つて報告した。ではといふので、進んで河岸まで來ると、運よくいつの間にか氷が張り詰めてゐた。そこで渡り始めたが、大部分渡り盡し、もうあと五六騎で渡り畢るといふ時に氷が解けた。

語釋 邯鄲（戰國時代の趙の都。今の河北邯鄲縣。）○卜者（人の吉凶運命などを占ふ者。）○成帝子子輿（成帝は西漢九代目の天子。是より先、自ら成帝の子子輿と稱する者があつたが、王莽が之を殺した。そこで王郎がいふには「我が母は成帝の宮人であつたが、嘗て黄色の雲氣、即ち天子の氣が天より下るを見て我を孕んだ。趙皇后これを憎んで殺さうとしたので、母は他人の子と取り易へて我を免れしめたのである。我こそは眞に成帝の子子輿である」と詐つたのである。）○幽冀（地名、幽州と冀州、ともに今の河北省にある。）○響應（響が聲に應ずる如く速かに味方すること。）○薊（音ケイ。戰國時代の燕の都。今の河北省北平あたり。）○上谷（郡の名、今の河北省口北道懷來縣。）○北道主人（北方上谷に行く案内者といふ意。東道主人といふのが古い出典で普通案内者といふ意に用ひられ、それにならつて北道主人と言つたのである。）○耿弇（字は伯昭、光武に事へて功あり、好時侯に封ぜらる、父況も。兄弟六人青紫の美服を着て看護したので時人大に榮とした。）○趣（スミヤカニと訓む。又ウナガスと訓んで、乘物を促す意にも解く。）○晨夜（晝となく夜となく、即ち晝夜兼行のこと。）○蕪蔞亭（地名、河北省饒陽縣の東北。）○馮異（字は公孫、潁川父城の人、光武に仕へて主簿といふ役になり、後將軍となる。人と爲り謙遜。諸將功を論ずる時、異獨り避けて大樹の下に坐す。軍中號して大樹將軍といつた。赤眉の賊を破り、光武璽書を賜うて之を勞らはれた。後陽夏侯に封ぜられ、節侯と謚された。）○豆粥（音トウジユク　豆がゆ。）○下曲陽（地名、故城は河北省保定道晉縣にあり。）○候吏（敵情を偵察する役人。斥候。）○流澌（澌は音シ、氷が解ける意。氷が解けて流るゝこと。）○王霸（字は元伯、潁陽の人、光武に事へて功を立て淮陽侯に封ぜられた。後漢の明帝の時、光武を助けて天下を平定した功臣二十八人を雲臺といふ臺に畫いた。王霸は其中の一人である。）

至南宮遇大風雨、入道傍空舍。馮異抱薪、鄧禹爇火。秀對竈燎衣。異復進麥飯。至下博城西。惶惑不知所之。有白衣老人指曰、努力、信都爲長安城守。去此八十里。秀卽馳赴之。時郡縣皆已降王郎。獨信都太守任光、和戎太守邳彤不肯。光出迎秀。至大喜。彤亦來會。發旁縣、得精兵、移檄討王郎。郡縣還復響應。秀引兵拔廣阿。披輿地圖、指示鄧禹曰、天下郡縣如是。今始得其一。子前言不足定何也。禹曰、方今海內殽亂、人思明君、猶赤子慕慈母。古之興者在德厚薄、不在大小也。

[illegible] 南宮に至り大風雨に遇ひ、道傍の空舍に入る。馮異薪を抱き、鄧禹火を爇く。秀竈に對して衣を燎る。異、復麥飯を進む。下博城の西に至る。惶惑して之く所を知らず。白衣の老人有り。指して曰く、「努力せよ、信都は長安の爲に城守す。此を去ること八十里」と。秀卽ち馳せて之に赴く。時

に郡縣皆已に王郎に降る。獨り信都の太守任光、和戎の太守邳彤肯ぜす。光出でゝ秀至ると聞き大に喜ぶ。彤も亦來り會す。旁縣を發して、精兵を得、檄を移して王郎を討つ。郡縣還た復た響應す。秀、兵を引いて廣阿を拔く。輿地圖を披き、鄧禹に指示して曰く、「天下の郡縣是の如し。今始めて其の一を得たり。子前に定むるに足らずと言ひしは何ぞや」と。禹曰く、「方今海內殽亂して人々明君を思ふこと、猶赤子の慈母を慕ふがごとし。古の興りし者は、德の厚薄に在つて、大小に在らざるなり」と。

【通釋】劉秀主從は南宮（河北大名道）まで逃げて來たが、此處で大風雨に遇ひ、道傍の空家に入つて雨宿りをした。馮異が薪を一抱へ持つて來ると、鄧禹が火を燃す。それで秀が濡れ衣を乾かすといふ狀態であつた。馮異が（以前蕪蔞亭で豆粥を進めたが）、今度はまた麥飯をたいて進めた。下博城の西方に來た頃は、殆ど窮迫してどちらに行けばよいのか途方にくれ、一行は非常に恐れ惑うてせん術もなかつた。すると白衣を着た老人がどこからともなく現れて信都の方を指していふには、「しつかりせよ、信都の太守任光は長安の爲に（當時更始は漢の帝として長安にあり）王郎に屈せないで信都城を守つてをる。これから僅か八十里だ」といつた。そこで秀は馳せて信都に行つた。その當時冀州幽州一帶の郡縣が皆王郎に降つたが、唯信都の太守の任光と、和戎の太守の邳彤とが、王郎の命に從

はないで漢の爲に龍城拒守してゐたのである。そこへ秀が來たから任光が大に喜んで迎へ、邳彤も亦やつて來た。そこで近隣の縣々から募集して強兵を得、檄文を四方にやつて王郎を伐つた。前に王郎に服してゐた郡縣は復王郎に叛いて爭つて秀の方へ附いて來た。そこで秀は兵を率ゐて廣阿城を攻め取つた。（廣阿は縣名・河北保定道。）秀が地圖を披いて鄧禹に示して曰ふには「天下の郡縣はかくの如く廣いのに、今あれほど苦心して纔かに其一部分を（鉅鹿郡を指す）得たばかりだ。（こんなことでは何時天下の平定が出來るか、たよりないことだ）。お前は以前に（高祖の業を復して萬民

光武藤衣

令ニ反側子自安一

の命を救うてやれば)、天下は平定するまでもなく(自然に信服してくる)と言つたが、一向實現しないではないか、(お前の言ふこともあてにならぬな)」と言つて愚痴をこぼした。すると鄧禹が言ふには、「此の頃天下中は亂麻の如くに亂れ、人々は生きた心地もなく、ひたすら明君の善政を望んでゐる事はあたかも赤子が慈母を慕ふ樣に憧がれてをるのであります。古の明君が天下を統一されたのは仁德を施して人民塗炭の苦しみを除かれた爲でありまして、決して土地の大小に因りませぬ。(土地の取れない事をお歎きなさらず、ひたすら御仁德を人民の上に施されますなら、必ず陛下の御代が參ります)」。

語釋 道傍空舍(道ばたのあきや(空家)。) ○抱レ薪(薪をさがして抱いて持つて來る。) ○爇レ火(火をたく。) ○燎レ衣(燎はあぶる、衣を乾かす。) ○下博(縣の名。故城は今の河北省保定道深縣に在り。) ○惶惑(おそれまどふ。) ○信都(郡の名、今の河北省冀州・深州・景州の地。) ○爲ニ長安一(當時更始が漢の天子として長安に居た、即ち漢の爲にといふ意。) ○發ニ旁縣一(近くの縣々から兵を募ること。) ○移レ檄(檄は戰時に急を報ずるふれぶみ、それをあちらこちらにまはすこと。) ○還復(二字ともにマタと讀む。斯く二字つゞけた例は東漢以後の文に甚だ多い。) ○輿地圖(輿はのせる、萬物をのせるもの卽ち地。輿地圖は地圖といふに同じ。) ○廣阿(縣名河北省保定道隆平縣。) ○殽亂(カウラン、殽も亂れる意。)

耿弇以ニ上谷漁陽ノ兵一ヲ行キテ定ム二郡縣一ヲ。會ス二秀ニ於廣阿一ニ。進ミテ拔キ二邯鄲一ヲ、斬リ二王郎一ヲ、得タリ二吏民ノ與レ郎交ル書數千章一ヲ。秀會シテ二諸將一ヲ燒キテレ之ヲ曰ク、令ムト三反側子ヲシテ自ラ安一ンゼ。秀部二分スルニ吏卒一ヲ、皆言フ、願クハ屬セント二

推赤心置人腹中

大樹將軍謂馮異也。爲人謙退不伐。諸將每論功、異常獨屛樹下。故有此號。更始遣使立秀爲蕭王、令罷兵。耿弇說王、辭以河北未平、不就徵。王擊銅馬諸賊、悉破降之。諸將未信降者。降者亦不自安。王敕各歸營勒兵、自乘輕騎案行諸部。降者相語曰、蕭王推赤心置人腹中。安得不效死乎。悉以分配諸將、南徇河內。

耿弇、上谷漁陽の兵を以て、行く行く郡縣を定む。秀に廣阿に會し、進んで邯鄲を拔いて、王郎を斬る。吏民の郎と交る書數千章を得たり。秀、諸將を會し之を燒きて曰く「反側子をして自ら安んぜしむ」と。秀、吏卒を部分するに、皆言ふ「願くは大樹將軍に屬せん」と。馮異を謂ふ也。人と爲り謙退にして伐らず。諸將功を論ずる毎に、異、常に獨り樹下に屛く。故に此の號有り。更始使を遣し秀を立てて蕭王と爲し、兵を罷めしむ。耿弇、王に說き、辭するに河北未だ平かざるを以てし、徵に就かざらしむ。王、銅馬の諸賊を擊ち、悉く破つて之を降す。諸將未だ降者を信ぜず。降者も亦

自ら安んぜす。王、敕して各〻營に歸りて兵を勒せしめ、自ら輕騎に乘り、諸部を案行す。降者相語りて曰く、「蕭王、赤心を推して、人の腹中に置く。安んぞ死を效さゞるを得んや」と。悉く以て諸將に分配し、南のかた河内を徇ふ。

通釋（薊城の亂から劉秀と、耿弇とは別々になつてゐたが）、耿弇は上谷・漁陽（共に河北省の北部の地）の兵を率ゐて、途々多くの郡縣を平定しながら進み、遂に廣阿で秀と一緒になり、進んで王郎の都してゐた邯鄲を攻め取つて、王郎を斬つた。ところで王郎の城中を搜索して官吏や人民で王郎と交通してゐた書類を數千通見出した。秀は（それに手も觸れず）諸將を集めて目の前で其の手紙を燒いて曰ふには「これを取られて夜も碌々眠れずに心配してゐる者共も今晩から安々と床につくことが出來ようぞ」と言つた。秀が吏卒の組分けをすると、皆が「どうぞ大樹將軍の部下にして下さい」といふ。大樹將軍とは馮異の綽名である。（それはかういふわけで呼ぶのである）。異は人柄が謙遜で決して自分の功を鼻にかけない。他の諸將が軍功を爭つてゐる際、いつも異は獨り大樹の下に退いて知らぬ顏をしてゐた。それでいつか大樹將軍といふ名までついたのである。さて更始は使を立てゝ秀を蕭王となし、戰爭を罷めて歸るやうに命じた。すると策士の耿弇が蕭王秀に時勢を說いて、河北地方が

未だ平定しないといふことを口實にして、更始の命令を拒絶し徵召に應ぜさせなかつた。（これ諸賊の蜂起は到底更始の治め得るところでなく、天下の形勢は愈〻重大とならうとしてゐるから蕭王に天下を取らせようとの謀である）。其の後蕭王秀は銅馬といふ賊を征伐し、それを攻め降した。（ところで諸將と降參者との間に自ら溝が掘られて、諸將は降參者の心を疑ひ、降參者は又秀や諸將の心がわからず、自然互に不安を懷いてゐた。）それで蕭王秀は降參者を銘々自分の陣屋へ歸へして兵を揃へて整列させ、そして王自身は、甲冑も着けず馬にも武裝させず、それで諸隊の間を調べ廻つた。降參者達は互に語り合うて曰ふには、「蕭王は己れの眞心を人の心中にまで推し及ぼし、みんな僞りのない人間と信じてくれる。どうしてこの王の爲めに命を捧げずに居れようか」といつて、これまでの疑心を一掃した。そこで王は降者を悉く諸將の部下に分配し、其の大勢力で河内地方までも攻略した。

【語釋】 數千章（章はここでは文書一通を意味する、即ち手紙類數千通のこと。） ○反側子（反側は輾轉反側で寢苦しくて寢返りをうつこと。子は人をさしていふ語。即ち王郎と往復の手紙を焚收させて、罪になりはせぬかと不安で夜も安らかに眠れぬ者共のこと。一もに反側は叛逆で秀に叛いて王郎に通じた者と解して居るが、前説の方が宜しい。） ○謙退（謙遜ででしゃばらない。） ○不伐（伐はホコルと讀む。） ○銅馬諸賊（銅馬を初めとして大肜・高湖・重連・鐵脛・大槍・尤來・上江・青犢・五校・五幡・五樓・富平・獲索等の諸賊は併せて數百萬人、諸所に横行して寇掠を事としてゐた。） ○勒レ兵（勒音ロク、兵をまとめる。） ○乘二輕騎一（自身甲冑を著けずして、武裝しない馬に乘ること。）（　）
案二行諸部一（各部隊をしらべめぐつたこと。） ◇推二赤心一置二人腹中一（赤心は誠心、己れ誠心を有し、これを人の心の中にまで及ぼして、人も亦誠心を有するものと信じて疑はないこと。）

寇恂

攀龍鱗附鳳翼

赤伏符

劉秀卽位

赤眉西攻長安。王遣將軍鄧禹等兵入關。禹薦寇恂。文武備具、有牧民御衆之才。使守河內。王自引兵徇燕趙、擊尤來・大槍等諸賊、盡破之。王還至中山。諸將上尊號。不許。至南平棘、固請。又不許。耿純曰、士大夫捐親戚、棄土壤、從大王於矢石之間。固望攀龍鱗、附鳳翼、以成其所志耳。今留時逆衆。恐望絕計窮、則有去歸之思。大衆一散、難可復合。馮異亦言、宜從衆議。會儒生彊華、自關中奉赤伏符來。曰、劉秀發兵捕不道。四夷雲集、龍鬪野。四七之際、火爲主。群臣因復請。乃卽皇帝位于鄗南。改元建武。

【通釋】赤眉西のかた長安を攻む。王、將軍鄧禹等の兵をして關に入らしむ。禹、寇恂を薦む、文武備具し、民を牧し衆を御するの才有りと。河內を守らしむ。王自ら兵を引いて燕趙を徇へ、尤來・大槍等の諸賊を擊ち、盡く之を破る。王還つて中山に至る。諸將尊號を上る。許さず。南平棘に至り、

固く請ふ。又許さず。耿純曰く、「士大夫、親戚を捐て、土壌を棄てゝ、大王に矢石の間に從ふ。固より龍鱗を攀ぢ、鳳翼に附き、以て其の志す所を成さんと望むのみ。今時を留め衆に逆ふ。恐らくは望絶え計窮らば、則ち去歸の思有らん。大衆一たび散ぜば復合すべきこと難からん」と。馮異も亦言ふ、「宜しく衆議に從ふべし」と。會〻儒生彊華、關中より赤伏符を奉じ來る。曰く、「劉秀、兵を發して不道を捕ふ。四夷雲の集るが如く、龍、野に闘ふ。四七の際、火を主と爲す」と。群臣因つて復請ふ。乃ち皇帝の位に鄗南に卽き、建武と改元す。

【通釋】赤眉の賊が西方更始の居る長安を攻めた。蕭王秀は將軍鄧禹等の兵を遣つて函谷關から西にはいつて長安を救はせた。鄧禹は行くに臨んで寇恂を王に推薦して、「恂は文武兩道を備へて、民を治め衆を統御する才を有して居ります。（河内を守るべき者は此の人の外にはありませぬ）」といつた。そこで王はさきに平定した河内地方を恂に守らせ、自ら兵を率ゐて燕や趙を攻略し、尤來・大槍などの賊を撃つて、盡く破つた。王が引き返して、河北の中山府に來ると、諸將が天子の位に卽くことを勸めた。が王は許さなかつた。それから王が冀州の南平棘縣にいつた時に、又ひどく勸めた。けれども許さなかつた。そこで耿純といふ大將がいふには、「將士達が親兄弟にわかれ、故鄕をすて、

大王に從つて戰場の危險に身をさらして居りますのは、(大王が天下をお取りになりました際)、おこぼれを頂戴しまして平生の志を成し遂げたいばかりからでございます。折角の好期をお逃しになつて將士の期待に背かれましたならば、將士達は望も絕え、あても外れて、故鄕に歸る考を起しはしないかと心配致しまする。此の大勢が一旦大王を見棄てゝ散り〴〵になりましたならば再び招集することは困難でございませう」と申した。馮異も亦「大勢の意見にお從ひになつて帝位にお卽き下さいませ」と申上げた。丁度その時、儒生(孔子孟子の學問を奉じてゐる者)の彊華といふ者が關中地方から來て、赤色の未來記を持つて來た。その未來記の意味はかうである。「劉秀が兵を起して無道の賊を逮捕する。ところで天下には多くの豪傑が爭うて龍の野に鬪ふやうな狀態だが、結局四七二十八の數にあたり火德の者が天下を統一する」といふのである。(光武は二十八歲にして起り、又高祖より光武の始めて起る年を合せて二百二十八年になる。卽ち四七の際である。又漢は火德の家柄である。此未來記は光武が天子となるべきことを豫言したものである)。群臣はこの未來記に因つて復び天子の位に卽かんことを請うたから、そこで秀は止むなく鄗南で天子の位に卽き、年號を建武と改めた。

語釋 赤眉（西漢の末に瑯邪地方から起つた樊崇の一黨。王莽の兵と紛れない爲に眉を赤く染めたので赤眉の賊といふ。）○寇恂（字は子翼、上谷昌平の人、光武に從つて偏將軍となつた。後河内の太守となり大將軍の事を行なつた。後潁川汝南の守となる。）○牧レ民（人民を治める。）○燕趙（ともに古の國名を以て表す。）○尊號（天子の稱號。）○土壤（土地、郷里の地をさす。）○矢石之間（矢や石の飛んでくる所即ち戰場。）○龍鱗鳳翼（龍鱗鳳翼ともに天子に喩ふ。こゝは光武を指していふ。攀ニ龍鱗一附ニ鳳翼一とは天子につゝいての意。）○其所レ志（日頃の願ひ、即ち立派な地位につかふとの願ひ。）○赤伏符（赤き色の符、符とは興亡の兆を書いた未來記のこと。漢は赤を尙ぶ、火德を以て王たる家柄である。）○四夷雲集（四方の夷がむら〱集つた。赤眉・銅馬・尤來・大槍等の諸賊が到る處に蜂起してゐるさま。）○龍鬪レ野（王莽や王郎などの豪傑相爭ふさま。）○鄗（縣名、常山郡に屬し、今の河北省趙州柏縣。）○關中（戰國及び秦漢の際に有名なる地域。函谷關から以西で、今の陝西省西安府（昔の長安）附近一帶の地である。）

○赤眉樊崇等、立宗室劉盆子爲帝。年十五。時在軍中主牧羊。被髮徒跣、敝衣赭汗、見衆拜恐畏欲啼。○賊入長安。更始走。帝下詔、封爲淮陽王。○宛人卓茂、嘗爲密令。教化大行。道不拾遺。上卽位、先訪求茂、以爲太傅。封褒德侯。○車駕入洛陽。遂都之。○關中未定。鄧禹引衆而西。號百萬。所至停車駐節、勞來百姓。垂髻戴白滿車下。名震關西。至栒邑。久不進兵。赤眉大掠而出。禹乃入長安。赤眉復入。禹戰不利走。徵還京師。遣馮異入關。禹

失東隅
收桑楡

慚無功、要異共攻赤眉。大戰於回溪、敗績。收散卒堅壁。已而大破赤眉於崤底。璽書勞異曰、始雖垂翅回溪、終能奮翼澠池。可謂失之東隅、收之桑楡。

〔國讀〕○赤眉の樊崇等、宗室劉盆子を立てゝ帝と爲す。年十五なり。時に軍中に在りて、牧羊を主る。被髪徒跣し、敝衣にして赭汗、衆の拜するを見て、恐畏して啼かんと欲す。○賊、長安に入る。更始走る。帝、詔を下して、封じて淮陽王となす。○宛人卓茂、嘗て密の令となる。教化大に行はる。道遺ちたるを拾はず。上、位に卽くや、先づ茂を訪求し、以て太傅と爲して、褒德侯に封ず。○車駕、洛陽に入る。遂に之に都す。○關中未だ定らず。鄧禹、衆を引いて西す。百萬と號す。至る所車を停め節を駐めて、百姓を勞來す。垂髫戴白、車下に滿つ。名、關西に震ふ。栒邑に至る。久しく兵を進めず。赤眉大に掠めて出づ。禹乃ち長安に入る。赤眉も復入る。禹、戰利あらずして走る。徵されて京師に還る。馮異を遣して關に入らしむ。禹、功なきを慚ぢ、異を要して共に赤眉を攻む。大に回溪に戰ひて、敗績す。散卒を收めて壁を堅うす。已にして大いに赤眉を崤底に破る。璽書して異を勞し

て曰く、「始め翅を回溪に垂ると雖も、終に能く翼を澠池に奮ふ。之を東隅に失ひ、之を桑楡に收むと謂ふべし」と。

【通釋】○赤眉の賊樊崇等が、（人望を得ようとして）漢の一族の劉盆子といふ者を立てて帝とした。劉盆子はその當時軍中で、羊飼をしてゐた十五の少年である。髮は結はず、履物は穿かず、やぶれ着物を着て、恐しさの餘り顏を赤めて冷汗を流してゐる。群臣が已れに拜するのを見ると恐れて泣き出しさうになつた。○赤眉の賊が長安の都に攻め込んだが更始は防ぎ得ずに高陵に逃げた。そこで光武帝は詔を下して、更始を淮陽王に封じた。○宛人の卓茂が、以前に密縣の縣令となつてゐた（儒學を尙び德望のある人であつたので）、政治がよく行き屆いた。道路に遺ちたものは誰も手にしない程に卓茂の敎育感化は行はれた。光武帝が位に卽かると、何をおいても先づ眞先に卓茂を訪はれ、引上げて太傅といふ官にし、褒德侯といふ爵に封じた。○光武帝は洛陽に入られ、そのまゝそこに都せられた。○關中には赤眉の賊がまだ平定しない。それで鄧禹が百萬と號する大軍を率ゐて西の方關中に出かけた。行くさき〴〵で車を止め將軍の旗を立てゝ人民を勞り招いた。垂髮の小兒から白髮の老人までが鄧禹の車の邊にみち〳〵て喜び迎へた。こんなわけで鄧禹の名聲は關西にひゞき渡つた。洵

邑縣まで進んだ。(赤眉の賊は今あらたに長安を取り、勝に乘つてゐる上に兵糧なども山ほどあるといふことを聞いたので)進軍を見合はせて暫くそこにとどまつて樣子を眺めてゐた。(やがて城中の穀物が盡きると)赤眉の賊は大いに財寶を掠奪して長安を引上げた。そこで禹は入れかはりに始めて長安城にはいつた。すると赤眉もまた長安に歸つて、兩者の間に爭奪戰が行はれたが、結局鄧禹が敗れて逃げ出した。それで光武帝は禹を洛陽の都に呼び戻し、代りに馮異を關中にやつて赤眉の賊を討たした。禹はさきに敗走したことを恥辱に思ひ、馮異を途中に迎へて力を協せて赤眉を攻めた。しかし今度も赤回溪といふ處で大敗した。そこで散亂した兵をとりまとめ、とりでを築いた。やがて赤眉の賊を崤山の麓で大に破ることが出來た。光武帝は御自身の印を捺したお墨付を下されて馮異の功勞を褒めて、「始めは回溪で敗れたが、終りには澠池で賊を破つた。丁度、朝に失つて晩に取り返したといふものだ」と言つて喜ばれた。

【語釋】被髮(さばき髮、髮を結ばずにばら〳〵にしておくこと。) ○徒跣(徒は徒歩、跣はハダシ。はだしで歩くこと。) ○敝衣(やぶれ物。) ○赭汗(赭は赤、顏を赤くして冷汗をたらすこと。恥ぢ恐れるさま。) ○密令(密縣の長官。) ○道不レ拾レ遺(人々が皆廉潔になつて道路に財布や品物が落ちてゐても誰も拾はぬ。) ○太傅(太師、太保と共に三公の一。功臣賢人を優遇する特別の號、元老。) ○車駕(車、乘物、特に天子の乘物をさし、それより天子の意に用ひる。) ○駐レ節(節は將軍に天子から賜はる證符である。龍頭の杖のやうなものゝ尖に牛の尾で飾をつけたもの。將軍いつも携へて行く。駐はとゞめる。卽ち將軍の逗留をいふ。) ○勞來

赤眉降

鐵中錚々
庸中佼々

彭寵

遼東豕

（民を努つて招きよせる。）○垂髫（髪を切つて垂れるさまで、子供の事。轉じて子供の時に用ひる。）○戴白（頭に白髪を戴く意にて、老人のこと。）○徵（メスと讀む、召し出すこと、徵召と熟する。徵發・徵集、皆召す意。）○堅レ壁（壁はとりで。とりでを堅くして固く守る事。）○峭底（底は堂。即ち嶺山の麓である。）○敗績（大敗すること。）○璽書（璽は天子の御印である。御印を捺したる書狀。）○垂翅（鳥が翅を垂れさめることで勇氣の揚らぬにたとへた語。）○奮レ翼（鳥の翼を張つて天外に飛翔することで四方を擊破した意に用ひた。）○東隅（日の出る處で、東の方のこと。）○桑楡（共に木の名、日が之に落れて影桑楡にあるで日の入る處、夕方のこと。）

赤眉餘衆、東向宜陽。上勒軍待之。樊崇以劉盆子・丞相徐宣等、肉袒降。上陳軍馬、令盆子君臣觀之。謂曰、得無悔降乎。宣叩頭曰、去虎口歸慈母。誠歡誠喜無限。上曰、卿所謂鐵中錚錚、庸中佼佼者也。各賜田宅。○睢陽人斬劉永降。劉永在更始時、立爲梁王。更始亡。永稱帝。至是敗。○漁陽太守彭寵奴、斬寵以降。初上討王郎、寵發突騎、轉糧不絕。自負其功、意望甚高、不能滿。幽州牧朱浮、與書曰、遼東有豕。生子白頭。將獻之。道遇羣豕、皆白。以子之功、論於朝廷、遼東豕也。上徵寵。寵自疑遂反。至是敗。○劉永所立

齊王張步降。上初以步爲東萊太守、已而受永命王齊。將軍耿弇、屢戰大破之、拔祝阿・齊南・臨菑。車駕至臨菑、勞軍謂弇曰、將軍前在南陽建大策。嘗以爲落々難合。有志者事竟成也。步敗、齊地悉平。

訓讀 赤眉の餘衆、東のかた宜陽に向ふ。上、軍を勒して之を待つ。樊崇、劉盆子・丞相徐宣等を以ゐて、肉袒して降る。上、軍馬を陳し、盆子の君臣をして之を觀しむ。謂ひて曰く、「降を悔ゆること無きを得んや」と。宣、叩頭して曰く、「虎口を去つて慈母に歸す。誠歡誠喜限り無し」と。上曰く、「卿は所謂鐵中の錚々、庸中の佼々たる者なり」と。各〻田宅を賜ふ。○睢陽の人、劉永を斬つて降る。劉永は更始の時に在つて、立ちて梁王と爲る。更始亡ぶ。永、帝と稱す。是に至つて敗る。○漁陽の太守彭寵の奴、寵を斬つて以て降る。初め上、王郎を討つや、寵、突騎を發し、糧を轉じて絕えざらしむ。自ら其の功を負み、意望甚だ高く、滿つるを能はず。幽州の牧朱浮、書を與へて曰く、「遼東に豕有り。子を生む。白頭なり。將に之を獻ぜんとす。道に羣豕に遭ふ。皆白し。子の功を以て、朝廷に論ぜば、遼東の豕なり」と。上、寵を徵す。寵自ら疑ひて遂に反す。是に至つて敗る。

○劉永の立つる所の齊王張步降る。上、初め步を以て東萊の太守と爲す。已にして永の命を受けて齊に王たり。將軍耿弇、屢々戰ひて大いに之を破り、祝阿・濟南・臨淄を拔く。○車駕、臨淄に至つて軍を勞す。弇に謂つて曰く、「將軍前に南陽に在りて大策を建つ。嘗て以爲らく落々として合ひ難しと。志有る者は事竟に成る」と。步敗れ、齊の地悉く平ぐ。

【通釋】赤眉の殘黨が（尙十餘萬もあつて）東の方宜陽（縣名、河南省に屬す）に向つて來た。そこで光武帝に軍を整へ（嚴重に陣を張つて）待つて居られた。赤眉の軍は俄に大軍に遭つて爲す所を知らず、遂に總大將の樊崇は皇帝と仰ぐ劉盆子や宰相の徐宣などを引きつれて、はだを脫ぎ肉體をあらはし（十分謝罪の誠意をあらはして）降參した。光武帝は漢の軍馬を陳べ（軍容を盛大にして）劉盆子の君臣に見せ、さて曰はれるには、「お前達は降參したことを後悔しはしないか」と。すると丞相徐宣が平身低頭、謝して曰ふには、「虎の口を逃れて慈愛に滿てる母のふところに歸つたやうな氣持でございます。この嬉しさは誠に何とも譬へやうがございませぬ」と。すると光武帝は、「御身は同じ鐵の中でも少しはよい音のする鐵だ。凡人中でも少しは話せるわい」といつて、各降人にそれ〴〵田宅を與へられた。○睢陽（今の河南省に屬す）の人が劉永といふ者を斬つて降參した。劉永は更始の時代

に、自ら立つて梁王となり、後更始が亡んだので、自ら帝と名のつて居たが、今度敗れて滅亡した。○漁陽の太守彭寵の下男が寵を斬つて光武帝に降參して出た。初め光武帝が王郎を討伐された時、寵が精鋭な騎卒を繰り出して、兵粮を運搬して、敵の爲に糧道を絶たれることのないやうにした。で、寵は自ら其の功を高ぶつて、望が甚だ高かつたので、(功に對する報酬が少いとて)滿足することが出來なかつた。すると幽州の長官の朱浮といふ者が彭寵に手紙を與へていふには、「遼東に豕が有つて子を生んだが頭の毛が眞白であつたので、(非常に珍らしがり)、天子に奉らうといふので遼東を出でたつた。其の途中、多くの豕に遭うたが皆白頭であつたといふ話がある。此の話と同樣に君が平素功を高ぶつて居るが、君の軍功を朝廷に持つて來て他の諸將のそれと比較したならば、あたかも前の豕の話と同樣、極めて平凡なことである」と忠告した。こんなこともあつたが、さて今光武帝が寵を召しよせようとされると、寵は平生の不平から或は誅せられるのではないかと疑ひ、先手をうつて謀叛したが、遂に敗れてしまつた。○又さきに劉永の立てた齊王の張歩といふ者が降つて來た。光武帝がずつと以前に歩を東萊(山東省にあり。)の太守に任命したが、その中に永の命をうけて齊王となつた。漢の將軍耿弇が、度々この張歩の兵と戰つて大に之を破り、祝阿・齊南・臨菑(共に古の齊

の地、今の山東省）の諸城を攻め取つた。そこで帝は臨菑に行つて耿弇を勞つた。帝が弇に云はれるには、「將軍は以前南陽に居つた時、此の齊の地を取る謀を敎へてくれたが、其の當時はその大きなはかりごとはなか〳〵成就すまいと思つた。ところが今此のやうに成功することが出來た。なるほど何事でも志さへ固く立てれば後には必ず成就するものであるわい」といつて、賞讃した。張歩が敗れて齊の地は平定した。

語釋　勒レ軍（軍を治める、兵を整へること。）　○肉袒（はだを脫いで肉體をあらはすこと。甘んじて杖刑を受ける意で、謝罪の態度をあらはすこと。）　○陳ニ軍馬ニ（陳はならべる、軍馬を整列させること。）　○叩頭（頭を地にすりつけること。）　○誠歡誠喜（誠歡も誠喜も同じ、まことに喜ばしい。）　○鐵中錚々（鐵は金屬中下等のもの、錚々は金鐵の鳴る音。鐵中ですこしよい音の鐵といふ意で、凡人中での少しすぐれた者だとの喩。）　○突騎（敵を突き破る精鋭な騎兵。）　○轉レ糧不レ絶（兵糧を運搬して敵の爲に其の糧道を斷たれなかつたこと。）　○庸中佼々（庸は凡庸で、並の人。佼は良いといふ意。凡人中で少しすぐれてゐる者との意。鐵中錚々も庸中佼々も全く同じことで、對句して用ひたに過ぎない。）　○意望甚高（望が高いこと、うぬぼれて理想が高すぎる。）　○不レ能レ滿（滿足することが出來ない。）　○豕（音シ、謂ゐのこ、豚のこと。）　○車駕（天子の乘物、それより天子御一身のことに用ひる。）　○大策（大きなはかりごと、さきに弇が光武帝に齊を攻略するやうに計を獻じたことがあつた。）　○落々難レ合（落々は志の大き過ぎること、難レ合は實行と合ひ難し、事實とぴつたり合しないといふ意味、即ち雲をつかむやうなことで、とても實行は出來ないといふ意、一說に落々を通じてない事理にとり、難レ合を衆の意見と相容れないと說く。亦通ず。）

○將軍吳漢等、擊ツテ斬ニ劉永ガ所レ立ツル海西王董憲、及ビ叛將龐萌等ヲ一。江淮山東悉ク

置此兩子於度外

厚意久不報

顧借寇君

平。時惟隗囂・公孫述未平。上積苦兵間。謂諸將曰、且當置此兩子於度外耳。○馮異自長安入朝。上謂公卿曰、是我起兵時主簿也。爲吾披荊棘、定關中。詔勞異曰、倉卒蕪蔞亭豆粥、滹沱河麥飯、厚意久不報。○建武八年、上自將征隗囂。潁川盜起。上還、謂執金吾寇恂曰、潁川迫近京師。獨卿能平之耳。從九卿復出可也。恂勸上親征。賊悉降。恂竟不拜郡。百姓遮道曰、願借寇君一年。乃留恂鎭撫。大軍不戰而還。

【訓讀】將軍吳漢等、擊つて劉永が立つる所の海西王董憲、及び叛將龐萌等を斬る。江淮山東悉く平ぐ。時に惟隗囂・公孫述未だ平がず。上、苦を兵間に積む。諸將に謂ひて曰く、「且らく當に此の兩子を度外に置くべきのみ」と。○馮異長安より入朝す。上、公卿に謂ひて曰く、「是れ我が兵を起しゝ時の主簿なり。吾が爲に荊棘を披き、關中を定む」と。詔して異を勞して曰く、「倉卒蕪蔞亭の豆粥、滹沱河の麥飯、厚意久しく報ぜず」と。○建武八年、上、自ら將として隗囂を征す。潁川、盜起る。

上還つて、執金吾寇恂に謂つて曰く、「潁川　京師に迫近す。獨り卿能く之を平げんのみ。九卿より復た出でて可ならんかと。恂、上に勸めて親征せしむ。賊悉く降る。恂竟に郡を拜せず。百姓、道を遮りて曰く、「願くは寇君を借ること一年せん」と。乃ち恂を留めて鎭撫せしむ。大軍戰はずして還る。

【通解】將軍吳漢等が、以前に劉永が帝と稱した時に立てた海西王の董憲や、（前に光武帝に反した）龐萌等を打破つて斬つてしまつた。それで江淮地方や山東地方が皆平定した。當時まだ平定されないのは惟だ隗囂と公孫述だけである。光武帝は多年戰場で苦勞した。そこで諸將に「隗囂と公孫述はまだ降伏しないが、彼等二人は討伐者の範圍外として、當分放つて置かう」と言はれた。○馮異將軍が長安から入朝して來た。帝は諸大臣に告げていふには、「この馮異は自分が最初兵を擧げた時の書記役であつた。俺の爲めに荊棘を刈り取つて（亂を治めての意）終に關中を平定して吳れたのだ」と紹介し、更に詔して馮異を勞らつて、「（彼の王郎の兵に薊城で苦しめられ逃げ回つた時）大周章の際、蕪蔞亭で煮てくれた豆粥や、又滹沱河を（命からがら）渡つたあの危難の際に）麥飯を供してくれた、あの厚意は、あれより年久しく經つたがまだお禮してなかつた」と言つて感謝した。（かゝる行爲が光武帝の微賤から起つて天下を統一した所以である）。○建武八年に、光武帝は自ら軍を率ゐて隴右の隗囂

を征した。すると又潁川（郡名、今の河南開封地方）に賊が起つた。光武帝は軍を引き返し、執金吾の官ノ寇恂に告げて曰ふには、「潁川は京師即ち洛陽に近接した重要の地である。御身でなくては平定出來ない。が九卿（寇恂は執金吾の官、未だ九卿中にははいらぬが、其の次に居るべき地位）から出て、地方官になつてもよからうか」と。（官位に對して職務が輕過ぎまいかと帝の懸念するのである）。帝は恂の勸めに從つて親征されることになつたが、それで賊はすべて降伏した。ところで恂は潁川の太守となることを拜命しない。人民達は恂の行く道を遮り止めて、「どうぞ寇恂君を一年間止め置いて此地方を治めさせて下さい」と帝に願つた。そこで寇恂を留めて潁川を治めさせることにした。かくて潁川に向つた大軍は（帝の親征によつて）戰はずして凱旋した。

語釋　度外（或る事柄の外に見ること、或は法度の外、即ち規則の範圍外などいふ意。本文では征伐する者の多くあつた中より隗囂公孫述二人を當分除くといふ意である。）　○主簿（文書を掌る吏、即ち秘書官、書記官。）　○執金吾（皇宮警衛の官。宮外非常水火の事を掌るとあり。日本では昔の衛門の督にあたる。かの關が原の西軍の叛將小早川秀秋は、右衛門督であつた、それで金吾秀秋といつたのである。）　○卿（人を呼びかける敬稱である。殊に天子が大臣に對しては常に此の語を用ひる。）　○出（都を出でて地方官となること。）　○不レ拜レ郡（郡の長官となる辭令を受けなかつた。）

○建武九年隗囂死ス。囂自リ二更始元年一起シレ兵ヲ、至ルマデ二建武ノ初ニ一、據リ二天水ニ一、自ラ稱ス二西州ノ上

馬援觀公孫述　修飾邊幅　井底蛙

將軍。後囂遣馬援往成都觀公孫述。援與述舊。謂當握手歡如平生。時述已稱帝四年矣。援既至。盛陳陛衛以延援。援謂其屬曰、天下雌雄未定。公孫不吐哺迎國士。反修飾邊幅。如偶人形。此何足久稽天下士乎。因辭歸。謂囂曰、子陽井底蛙耳。而妄自尊大。不如專意東方。

【訓讀】建武九年、隗囂死す。囂は更始元年より兵を起し、建武の初に至るまで、天水に據り、自ら西州の上將軍と稱す。後嘗て馬援を遣し、成都に往き公孫述を觀しむ。援、述と舊あり。謂らく當に手を握りて歡ぶこと平生の如くなるべしと。時に述已に帝と稱すること四年なり。援既に至る。盛に陛衛を陳し以て援を延く。援其の屬に謂つて曰く、「天下雌雄未だ定まらず。公孫、哺を吐きて國士を迎へず、反つて邊幅を修飾すること、偶人の形の如し。此れ何ぞ久しく天下の士を稽むるに足らんや」と。因つて辭して歸る。囂に謂ひて曰く、「子陽は井底の蛙のみ、而して妄りに自ら尊大にす。意を東方に專にするに如かず」と。

【通釋】建武九年に隗囂が死んだ。囂は更始帝の元年から兵を起し、光武の建武の初めに至るまで、

隴右の天水郡に割據して、自ら西州上將軍と稱してゐた。その後或る時に馬援といふ者を蜀の都成都に往かせて公孫述の人物を觀察させた。援は公孫述とはもと〳〵舊くからの知合であつたので、援は心私かに公孫述は手をとりあつて昔のやうに喜んでくれるだらうと期待して行つた。當時は公孫述が帝と自稱してからもはや四年もたつてゐるので(もう前の公孫述ではない)。援が行くと、たいそうらしく御殿の階段の下に護衛兵を整列させて援を呼び寄せて横柄に面會した。(うつてかはつた仕打に憤慨した援は、御殿を退いてから)隨員達に向つていふには、「今や英雄互に爭うて天下は結局誰の手におちるか分らないのである。(此の際一人でも多くの英才を部下に置かなければならぬ。昔周公は一食の間に三度まで御飯を吐き出して起つて行つて天下の賢人に面會したと言ふが)、今に公孫は、それをしないどころか返つて外面のみを飾ることは、丁度人形の裝束するやうで少しも誠意がない。こんな事ではどうして天下の人物を手許に止めて置かれようか」といつて、さつさと歸つて、囂に報告するには、「子陽(公孫述の字)こそは井戸の中の蛙でございます。ひとりよがりで手のつけやうもありませぬ。(あんな者に心を寄せるよりは)、東方(洛陽に在る光武帝をさす)に心を寄せる方がどれほどましか知れません」と

馬援見ニ光武ニ

非ニ刺客ニ說客也

帝王自有レ眞

囂乃使援奉ニ書雒陽ニ。初到、良久即引入。上自ニ殿廡ノ下ニ、岸幘シテ迎ヘ、笑曰、卿遨ニ遊シ二帝ノ間ニ。今見レ卿ヲ使ニ人ヲシテ大ニ慚ヂ。援頓首シテ曰ク、當今非ニ但君擇ニ臣ヲ、臣モ亦擇レ君ヲ。臣與ニ公孫述ト同縣ナリ。少クシテ相善シ。臣前ニ至ルニ蜀ニ。述陛戟シテ而後ニ進ム臣ヲ。臣今遠ク來ル。陛下何ゾ知ラン非ニ刺客姦人ニ、而簡易ナルコト若レ是ノ。帝笑ヒテ曰ク、卿ハ非ニ刺客ニ、顧フニ說客ナル耳ト。援曰ク、天下反覆シ、盜ム名字ヲ者、不レ可カラ勝ゲテ數フ。今見ルニ陛下ノ恢廓大度、同ジキヲ符ヲ高祖ニ、乃チ知ル帝王自ラ有ルヲ眞也。

語釋 天水（當時の郡名。今の甘肅省通渭縣の西南。） ○有レ舊（古い友達であつた。） ○陛衛（陛は宮殿のキザハシ。衛は守ること、宮殿の陛の下に護衛兵を置くこと。） ○延レ援（延は引き入れて面會すること。） ○吐レ哺（哺は口中にある食物で、食事中客が來ると嚙む暇もなく吐き出して直に會ふこと。昔周の公は、天下の賢才を求めるに急で、哺を吐き髪を握つて急いで會つた。上巻一三三頁。） ○修ニ飾邊幅ニ（邊幅は布のはしのこと。それから外觀の事にかかる。即ち外貌を飾つてえらさうに見せかけること。） ○偶人（土や木で作つた人形。） ○稽（とどむと讀む、留つてとどまること。） ○井底蛙（見識の狹いこと、見聞の淺いこと井戸の蛙のやうだといふより起る。） ○專レ意（專ら心を向ける。）

通釋 囂乃ち援をして書を雒陽に奉ぜしむ。初め到るや、良久うして即ち引き入る。上、殿廡の下より、岸幘して迎へ、笑ひて曰く、「卿、二帝の間に遨遊す。今卿を見るに、人をして大に慚ぢしむ」

と。援、頓首して曰く、「當今は但だ君の臣を擇ぶのみに非ず、臣も亦君を擇ぶ。臣と公孫述とは同縣なり。少くして相善し。臣前に蜀に至る。述、陛戟して後に臣を進む。臣今遠く來る。陛下何ぞ刺客姦人に非ざるを知つて、簡易なること是の如きか」と。帝笑つて曰く、「卿は刺客に非ず。顧ふに說客のみ」と。援曰く、「天下反覆、名字を盜む者數ふるに勝ふべからず。今陛下を見るに、恢廓大度、符を高祖に同うす。乃ち知る帝王自ら眞あることを」と。

【通釋】隗囂はそこで馬援に手紙を持たせて洛陽（雒は洛に同じ）に行つて光武帝に捧呈させた。援が洛陽に着くと、大分長く待たされてから呼び入れられた。（いかに儀式ばつて面會するかと思つてゐると）光武帝は御殿の廊下傳ひに、頭巾をあみだに冠つて額を露はし笑ひながら出て來て、いかにも親しさうに迎へ入れて「君は隗囂と公孫述の二人の間に客分として氣儘に遊んでゐると聞いてゐたから（定めし立派な人物だらうと想像してゐたが）、なるほど僕も君に對しては大そう恥かしい」と言はれた。援は恭々しく敬禮して、「現今は人君が良い家來を搜しておいでになるばかりでなく、臣たるものも亦立派な君を撰んでお事へしようとして居ります。私は蜀の公孫述と同縣の出身で、幼少の時から親密に交つた間柄であります。所が私がさきに蜀に參りますと、述は階段の下に武器を持つた衞

兵を整列させていかにも仰々しくして私に面會しました。（まことに器量の小さな男でございます）。今私は、（面識もない）遠來の客、それに陛下はどうして私が刺客や姦人でないことを御見拔になつて、かくも簡單にお會ひ下さるのでございますか」と申した。すると帝は笑つて、「君は刺客でなくて說客（王侯の間に遊說する者）だ」と申された。援がいふには、「天下の現狀では背叛常なく、（昨日の盜は今日は王と稱し、昨日の賊は今日は帝と稱するやうに）帝王の名を盜んで起ろ小人物が數へきれぬ位に多い。その中に於て、今陛下を拜するに、心がお廣くて度量の大きいことは、西漢の高祖にそつくりでございます。なるほど帝王たる方は生れつき何處か違つた所がおありになるといふことが、よくわかりました」と言上した。

語釋 ○殿廡（廻廊、廻り廊下のこと。）○岸幘（岸は高の意。幘は音サク、頭巾のこと。即ち頭巾を高くして額をあらはすことで、威儀をつくろはない冠り方である。俗にいふアミダにかぶること。）○遨遊（遨も遊ぶ。氣まゝに遊ぶこと。）○陛戟（戟はほこの一種。それを持つた衛兵がきざはしの下にならぶこと。）○刺客（ひそかに人を殺す者。）○說客（遊說して歩く者。自分の意見を說きつける爲に諸侯の間をめぐり歩く者。）○反覆（ひつくりかへる意で、世が亂れて謀叛人の續出すること。）○盜ニ名字ニ（名字は天子の稱號、即ち勝手に天子と稱すること。）○恢廓大度（恢廓、二字共に大、胸のひろいこと。大度は大度量。）○同レ符（符はわりふ、漢の制に竹の長さ六寸のものを分つて兩片となし、各〻一片を持つて證據物にした。尤も、には[illegible]のものも使つた。同レ符とは、其の二片を合はせたやうに寸分違はぬといふ意。）○帝王自有レ眞（帝王となる方は、自然生れつきて本當に天子たるべき人であつて、僞の者と異るとの意。）

非二人敵一

無レ可無二不可一

王命論

聚レ米爲二山谷一

援歸。囂問二東方事一。援曰、上才明勇略、非二人敵一也。且開レ心見レ誠、無レ所二隱伏一。闊達多二大節一、略與二高祖一同。經學博覽、政事文辯、前世無レ比。囂曰、卿謂レ何二如高帝一。援曰、不レ如也。高帝無レ可無二不可一。今上好二吏事一、動如二法度一。又不レ喜二飮酒一。囂不レ懌曰、如二卿言一反復勝乎。遣二子入侍一。未レ幾反。復嘗問二班彪一以二戰國從橫之事一。彪作二王命論一諷レ之。囂不レ聽。馬援詣二行在一。上復使二游說一。仍自賜二囂書一。囂竟臣二於公孫述一。述立レ囂爲二朔寧王一。上征レ囂。馬援在二上前一、聚レ米爲二山谷一、指二畫形勢一、開二示軍所一レ從徑道一。上曰、虜在二吾目中一矣。遂進レ軍。囂奔二西城一、病餓恚憤而卒。子純降。隴右悉平。

【訓讀】援歸る。囂、東方の事を問ふ。援曰く、「上、才明勇略、人の敵に非ざるなり。且つ心を開き誠を見し、隱伏する所無く、闊達にして大節多きこと、略〻高祖と同じ。經學博覽、政事文辯、前世

比無し」と。囂曰く、「卿、高帝に何如と謂ふ」と。援曰く、「如かさるなり。高帝は可もなく不可も無し。今、上、吏事を好み、動くこと法度の如くす。又飲酒を喜まず」と。囂懌ばずして曰く、「卿が言の如くんば反つて復勝れるか」と。子をして入りて侍せしむ。未だ幾ならずして反す。復嘗て班彪に問ふに戰國縱橫の事を以てす。彪、王命論を作りて之を諷す。囂聽かず。馬援行在に詣る。上、復游說せしむ。仍りて自ら囂に書を賜ふ。囂竟に公孫述に臣たり。述、囂を立てゝ朔寧王と爲す。上、囂を征す。馬援、上の前に在り、米を聚めて山谷を爲り、形勢を指畫し、軍の從る所の徑道を開示す。上曰く「虜は吾が目中に在り」と。遂に軍を進む。囂、西城に奔り、病餓恚憤して卒す。子純降る。隴右悉く平ぐ。

通釋 馬援が歸ると、隗囂は東方洛陽の樣子を尋ねた。援が答へには、「光武帝は才智勇氣共に秀でゝ、とても我々の敵し得る人ではありませぬ。且つ又心の奧底をさらけ出し誠意を現して少しも隱さず、それに心が大きくてこせ〳〵しないところなどは、大體西漢の高祖に似て居ります。深く經學に通じ、博く群書を覽、政事に精通し、辯舌さはやかで、先づ帝王としてはこれまでに比較すべき人がありますまい」といつた。そこで隗囂のいふには、「お前は(光武が)高祖と似てゐるといつたが、ほん

とはどちらが偉いと思ふか」と問ふと、援は答へて「高帝とてもかなひますまい。高帝はこれぞと取り立てゝほめる所もなく、さりとて又否難する所もありませぬ。光武帝は政治上の事務を好み、身の行が一々法則禮儀にかなひ、それに又酒が嫌ひです」といつた。すると囂が不機嫌な顏をして、「お前の言ふ通りとすれば、光武帝は却つて高帝に勝つて居るではないか」と言つて、我が子の隗恂といふのを人質として光武に事へさせた。が間もなく光武に叛いた。囂が或る時班彪といふ學者に戰國時代の合從連衡の事を問うた。(合縱とは韓魏趙燕齊楚の六國が合同して秦に當ること。連衡は六國が皆秦に向つて服從すること。といふのは囂が蜀の公孫述と合同して漢に當らうといふ下心があるから、それで從横の情勢を問うたのである)。すると彪が王命論といふ論文を作つて之を婉曲に諫めた。(卽ち帝王の位は天命に屬して誰しもの望むべきではない。其の天命に背いて徒らに帝王を望まば、たとへ英傑の士たりとも滅亡を免れない。だから自らを知つて子孫長久の計をなすに如かずといふので、天位は光武帝にあるから服從すべしと暗示したものである。)が囂は聽かなかつた。馬援が光武の行在所に至つて光武に會うた。そこで光武は援に再び行つて隗囂に利害を諭させて歸服をすゝめさせ自ら書いた手紙まで持たせてやつた。囂はそれでも聽かないで、蜀の公孫述の臣になつて、述から朔寧王

得レ隴望レ蜀

に封ぜられた。そこで光武帝は遂に囂を征伐することになつた。その時、馬援は光武帝の前で米を集めて山や谷を作り、土地の形勢を說明し、軍隊の進むべき道筋を示した。光武帝は、「これで賊のすべてが俺の眼中に見える」といはれた。かくて漢軍が進軍すると、囂は西域といふ處に逃亡し、病氣と飢餓とにせめられて怒り悶えて死んだ。それから囂の子供の純も降參して、それで隴右地方が全部平定された。

語釋 東方軍（名陽即ち光武皇帝の様子。）○才明勇略（才智明らかで、勇ましい計略を持つてゐること。）○非二人敵一（人は自分を指す辭で當時の語であるといふ。）○闊達（心がゆつたりと寛いこと。）○大節（こゝでは大人物の行ひ、こせこせしないこと。）○文辯（文章と辯論。一說に言葉にあやがあつてごつごつしない。）○謂（オモフと訓む。）○不レ如（高帝不レ如二光武一の意。高帝は前漢の高祖のこと。）○無レ可無二不可一（別にこれと言つて見るに足るものがないとの意。）○法度（法律、規則、禮儀作法などをくるめて言ふ。）○懌（ヨロコブと訓む。）○班彪（人名、漢書を書いた班固の父である。）○指畫（指で圖をかくこと。）○所レ從（通過する所。）○虜在二吾目中一（敵の形勢が一目でわかつた、大丈夫勝算があるとの意味。）○恚憤（音イフン、共にいきどほると訓む。）○西域（支那の西、葱嶺以西の諸國をさして西域といふ。）

○十二年、公孫述亡。述茂陵人、自二更始時一、據レ蜀稱レ帝、國號レ成。上既平二隴右一、曰、人苦レ不二自足一。既得レ隴復望レ蜀。遣二大司馬吳漢等一將レ兵、會二征南大將軍岑

公孫述亡　竇融

見萬里之外

彭伐蜀。彭在荊門裝戰船。漢欲罷之。彭不可。上報彭曰、大司馬習用步騎、不曉水戰。荊門之事、一惟征南公爲重而已。彭戰船並進。所向無前。述使盜刺殺彭。吳漢繼進。至成都擊殺述。蜀地悉平。○涼州牧竇融、率河西武威・張掖・酒泉・燉煌・金城五郡太守入朝。融自建武初據河西、後遣使奉書。上以爲牧。賜璽書曰、議者必有任囂教尉佗制七郡之計。書至。河西皆驚、以爲天子明見萬里之外。上征隗囂。融率五郡兵、與大軍會。蜀平。奉詔歸朝。拜冀州牧。

【訓讀】　○十二年、公孫述亡ぶ。述は茂陵の人、更始の時より、蜀に據りて帝と稱し、國を成と號す。上、既に隴右を平げて曰く、「人自ら足るとせざるを苦む。既に隴を得て復蜀を望む」と。大司馬吳漢等を遣し、兵に將として、征南大將軍岑彭に會して蜀を伐たしむ。彭、荊門に在りて戰船を裝ふ。漢之を罷めしめんと欲す。彭可かず。上、彭に報じて曰く、「大司馬、步騎を用ふるに習ひて、水戰を曉らず。

「荊門の事は、一に惟征南公を重しと爲すのみ」と。彭の戰船並び進む。向ふ所前無し。述、盜をして彭を刺し殺さしむ。吳漢繼いで進む。成都に至つて擊つて述を殺す。蜀の地悉く平ぐ。○涼州の牧、竇融、河西の武威・張掖・酒泉・燉煌・金城五郡の太守を率ゐて入朝す。融、建武の初より河西に據る。後使を遣はして書を奉ぜしむ。上、以て牧と爲す。璽書を賜ひて曰く、「議者、必ず任囂が尉佗を敎へて七郡を制するの計有らん」と。書至る。河西皆驚き、以爲らく天子、明、萬里の外を見ると。上隗囂を征す。融、五郡の兵を率ゐて、大軍と會す。蜀平ぐ。詔を奉じて朝に歸る。冀州の牧に拜せらる。

通解 ○建武十二年に公孫述が滅亡した。述は茂陵の人で、更始帝の時から、蜀地に割據して自ら帝と稱し、國を成と名づけてゐた。光武帝が隴右の隗囂を平定して、曰はるゝには、「わしは、とかくこれで滿足といふことが出來ないで、次ぎ〳〵に欲望が起つて來るので苦になる。既に隴右を攻め取つたが又蜀が欲しくなつた」といはれた。そこで大司馬の吳漢等に兵を帥ゐさせ、かねて征南大將軍として遣はされてある岑彭の隊に合して、共同して蜀を伐たせた。岑彭は荊門（州の名、湖北省に屬す）といふ處にあつて盛に戰艦の準備最中である。そこで吳漢がそれを止めさせようとしたが、岑彭はいつかな承知しない。光武帝は岑彭に書をやつて曰はれるには、「大司馬吳漢は步兵騎兵を率ゐて

陸戰には慣れてゐるが、水戰には通じない。それで今度荊門から進軍するについては、唯お前だけを賴みとするぞ」といつて勵まされた。それで岑彭が戰艦を率ゐて進軍した。向ふ處敵なく、(全く無人の境を行く狀態である)。公孫述は(正々堂々の戰ひではとても勝つ見込がないので)岑彭の軍中に刺客を入り込ませ、夜に乘じて彭を刺殺させた。しかし吳漢が陸路より引續いて進軍し、蜀の都成都に入つて遂に公孫述を殺した。これで蜀の地がすつかり平定した。○涼州(卽ち武威郡。甘肅省に屬す。)の長官(牧は地方長官、我國の縣知事に當る)の竇融が河西地方の武威・張掖・酒泉・燉煌金城五郡の太守を率ゐて漢に入朝して來た。この融といふのは建武の初年から河西地方に割據した豪傑である。後書を光武帝に捧呈して誼を通じて來たから、光武帝は涼州の長官に任じた。そして御璽を捺した次のやうな書簡を賜つた。「世の論者(暗に隗囂を指す)が、昔秦の二世皇帝の時南海の任囂が尉佗に敎へて南海七郡を領有して獨立せよと勸めたと同樣の計をお前に勸めるだらう」と。其の手紙が屆くと竇融方一同は大に驚いて、光武帝は萬里の遠方の事でも手に取る樣に御承知であると思つた。(それといふのは豫て隗囂が、融に勸めて、君は河西に割據して隴蜀と合同して漢に當らば、甘く行けば戰國時代の六國たることが出來、まづくとも河西五郡を領有して獨立して行けると說きつ

けたからである)。光武帝が隗囂を征伐した時、融は五郡の兵を率ゐて漢の大軍と一つになつて働いた。そして蜀が平定すると、光武帝の詔をうけて漢に入朝し、冀州の長官に任命された。

語釈 人苦レ不二自足一(人は自己の意。我は常にこれで満足だといふことなく、それからそれへと慾望が起つて來てその爲に苦勞する。) ○得レ隴望レ蜀(この語から何でも一つ望みが叶つたら又次ぎの慾望の起ることを「得隴望蜀」といふやうになつた。) ○漢欲レ罷レ之(此の漢は吳漢即ち人名である。) ○爲レ重(頼りにするといふ意。) ○所レ向無レ前(向ふ所敵なき意。) ○盜(こゝでは刺客の意。) ○牧(州の長官。) ○五郡(皆甘粛省に屬し、黄河の上流の西方に位置する故に河西といふので、蒙古境の附地である。) ○璽書(璽は天子の印、それを押したお墨附。) ○任囂敎二尉佗一制二七郡一之計(秦の二世皇帝の時、南海の任囂が尉佗に敎へて南海七郡を領有して獨立せよと勸めたと同樣の計。通鑑を見られたい。)

○十八年、代王盧芳死二於匈奴一。芳安定人。詐稱二武帝曾孫劉文伯一。自二建武初一據二安定一。匈奴迎レ之、立爲二漢帝一。數爲二邊郡寇患一。後來降。王二于代一。復反奔二匈奴一。以レ病死。○二十二年、匈奴求二和親一。上遣レ使許レ之。自二呼韓邪單于死二于成帝時一、其後累世皆仕二漢平帝一。時、王莽頒二條於匈奴一、謂二中國無二二名一、諷二單于一改レ名。莽簒レ漢、易二漢所レ賜單于璽一曰レ章。單于怨恨、數寇レ邊。建武以來、匈奴助二

盧芳寇漢。後又數與烏桓・鮮卑、連兵入寇。至是初請和。

〔訓讀〕〇十八年、代王盧芳、匈奴に死す。芳は安定の人なり。詐りて武帝の曾孫劉文伯と稱す。建武の初めより安定に據る。匈奴之を迎へ、立てゝ漢帝と爲す。數〻邊郡の寇患を爲す。後來り降る。代に王たり。復反し、匈奴に奔る。病を以て死す。〇二十二年、匈奴、和親を求む。上、使を遣はして之を許す。呼韓邪單于が成帝の時に死せしより、其の後累世皆漢に仕ふ。平帝の時、王莽、條を匈奴に頒ち、中國に二名無しと謂ひ、單于に諷して名を改めしむ。莽、漢を簒ひ、漢の賜ふ所の單于の璽を易へて章と曰ふ。單于怨恨して、數〻邊に寇す。建武以來、匈奴、盧芳を助けて漢に寇す。後又數〻烏桓・鮮卑と、兵を連ねて入寇す。是に至り初めて和を請ふ。

〔通釋〕建武十八年に代王の盧芳といふのが匈奴で死んだ。芳は安定（縣名。陝西延安。）の人である。詐つて西漢武帝の曾孫の劉文伯だと稱して、建武の初頃に安定に割據した。匈奴は之を迎へて、立てゝ漢帝と仰いだ。そして時々漢の國境の諸郡を侵略した。後、光武帝に降參して、代王に封ぜられたが、ふたゝび匈奴に逃げ、遂に匈奴で病死した。

○建武二十二年に匈奴が和親を求めに來たので、光武帝は使を遣して之を許された。呼韓邪單于が西漢の成帝の時に死んでから、其の後代々漢に仕へて入朝して居た。平帝の時に王莽が、漢に仕へて守るべき條例を匈奴に頒布した。そして現今中國では二字の名はないといつて、それとはなしに(單于の名「囊知牙斯」を知の一字名に)改めさせた。後王莽が漢を奪つて帝となつた時、かねて漢から賜つてあつた璽即ち印を章と改めて諸侯と同等に扱つた。そこで單于が怨んで時々國境に攻め入つた。さういふ遺恨から光武帝の建武以來も、匈奴が代王の盧芳を助けて漢に寇をし、後又時々烏桓(蒙古)・鮮卑(滿州)と連合して侵入したが、建武二十二年に始めて媾和した。

語釋 邊郡(邊は國境で、國境にある郡のこと。) ○頒條(條は個條書、頒は分つの意で、匈奴の漢に對して履行すべき個條書を分ち與へること。) ○二名(二字の名、例へば蔣介石の介石の如き。當時は二字以上の名を禁じたこと。) ○璽(璽は天子の印で章は諸侯王以下の印である。漢代には匈奴の印は匈奴單于璽といつたのを、王莽は新匈奴單于章と改めさせ、自分の國の號の新の字を入れて臣下の諸侯と同じ待遇にしたのである。)

○西域請都護。不許。遂附於匈奴。先是莎車王賢・鄯善王安、皆遣使奉獻。賢使再至。上賜賢都護印綬。邊郡守上言。不可假以大權。詔收還、更賜大將軍印。賢恨。猶詐稱大都護。諸國盡服屬賢。賢驕橫、欲兼幷西域。諸國懼。

凡十八國遣子入侍、願得漢都護。上厚賜遣還其侍子。至是復請。上復却之。○二十四年、匈奴南邊八部、立日逐王比爲南單于、欵漢塞內附。於是分爲南北匈奴。○二十五年、貊人・鮮卑・烏桓並入朝。○二十六年、立南單于庭、置使匈奴中郎將以領之、徙南單于居西河美稷。○二十七年、北匈奴亦遣使求和親。明年、又請。許之。

【訓譯】西域、都護を請ふ。許さず。遂に匈奴に附す。是より先き莎車王賢・鄯善王安、皆使を遣して奉獻す。賢の使再び至る。上、賢に都護の印綬を賜ふ。邊郡の守上言す。假すに大權を以てすべからずと。詔して收め還し、更に大將軍の印を賜ふ。賢恨む。猶詐つて大都護と稱す。諸國盡く賢に服屬す。賢驕橫にして西域を兼幷せんと欲す。諸國懼る。凡そ十八國、子を遣して入り侍せしめ、漢の都護を得んと願ふ。上、厚く賜うて其の侍子を還らしむ。是に至りて復請ふ。上、復之を却く。○二十四年、匈奴の南邊八部、日逐王比を立てゝ南單于と爲し、漢塞を欵いて內附す。是に於て分れて

南北匈奴となる。○二十五年、貊人・鮮卑・烏桓並びに入朝す。○二十六年、南單于の庭を立て、使匈奴中郎將を置き、以て之を領せしめ、南單于を徙して西河の美稷に居らしむ。○二十七年、北匈奴も亦使を遣して和親を求む。明年、又請ふ。之を許す。

【通釋】 西域が漢から都護（西域三十六國を管する職名。西漢宣帝の地節三年に始めて置いたが後屢く存廢があつた）を置いて統率されん事を請うたが許さなかつたので、遂に漢に叛いて匈奴に附いた。それといふのは初め西域の莎車王の賢と鄯善王の安の二人が、共に使を遣はして漢に獻上物をした。特に賢の使は二度までも來たので光武帝は賢に都護の印綬（しるし）を賜つた。すると國境の郡守が帝を諫めて、「西域統御の大權たる都護の職を與へてはなりませぬ」と言上した。そこで帝は更に詔を下して都護の印綬を返上させ、改めて大將軍の印綬を與へた。賢はそれを恨みに思つたが、その後も勝手に大都護と稱し、爲に西域三十六國が盡く賢に服從した。しかし賢は傲慢不遜で、西域諸國を併せ取らうとしたので、諸國は懼れて凡て十八國の王が其の子を漢に遣して人質とし、是非とも漢の都護を遣されたいと願ひ出た。光武帝はこれらに厚く品物を與へ其の人質を還らせた。かういふ經緯があつて重ねて都護を置かれんことを願ひ出でたが許されなかつたので、遂に匈奴に附いたのであ

る。○建武二十四年に匈奴の南方の八地方の者が、日逐王の比といふのを立てゝ南の單于とし、漢の國境の要塞（五原塞）の門を叩いて好誼を通じて來た。それで匈奴がわかれて南北となつた。○二十五年には貊人（東夷）・鮮卑（滿州）・烏桓（蒙古）の夷が漢に入朝して來た。○二十六年には南單于に漢の役所を設け、使匈奴中郎將といふ役を置き、（中郎將の段㮰といふ者を其職に任じ）南單于の政治をとらせた。そして南單于を西河の美稷といふ地に移り住ませた。○二十七年には北匈奴も亦使を遣はして、和親を求めて來たが、直には許さず、明年又來て好誼を求めた時に之を許した。

語釋　印綬（綬は印に結びつけてある組紐。都護、將軍などはそれ〳〵の印綬を天子より賜つてしるしとしたのである。）○奉獻（土地の産物を献上すること。）○邊郡守（國の端れの郡の太守、此の時は燉煌の太守裴遵。）○大權（政治上の大權、人民を治める權利。）○驕横（我儘横柄、我慾が强くて人を人とも思はぬこと。こゝでは貪慾飽くなきこと。）○兼幷（兼ねあはせる。領地を奪ふこと。）○欺二漢塞一（欺はたゝくと讀む。漢のとりでの門をたゝいて。即ち漢のとりでにやつて來ての意。）○至レ是復請。上復却レ之（此の句は最初の西域請二都護一不レ許と全然同じことである。至レ是は初めに戻ることを意味してゐるのである。）○立二南單于庭一（庭は役所、漢の役所、漢から役人を遣し二南單于の政治を行はせる役所を設けたのである。）○使匈奴中郎將（官名、南單于を護ることを司る。俸二千石、其の下に從事二人を置く。）○領レ之（領は管領、統べ扱ふ意。）

○中元二年上崩。上起レ兵時、年二十八、即レ位年三十一。第五倫每レ讀二詔書一嘆曰、此聖主也。一見決矣。手書賜二方國一一札十行細書成レ文。明二愼政體一、總二

惟直柔耳

柔勝レ剛

攬權綱、量時度力、擧無過事。嘗幸南陽、置酒會宗室諸母。相與語曰、文叔平日與人不款曲、惟直柔耳。乃能如此。上聞之笑曰、吾理天下、亦欲以柔道行之。上在兵閒久、厭武事。蜀平後、非警急未嘗言軍旅。北匈奴衰困、臧宮馬武上書、請攻滅之。鳴劍抵掌、馳志於伊吾之北矣。上報書告以黃石公包桑記曰、柔能勝剛、弱能勝強。自是諸將莫敢言兵。

【通解】中元二年、上、崩ず。上、兵を起しゝ時、年二十八、位に即くの年三十一なり。第五倫、詔書を讀む毎に嘆じて曰く、「此れ聖主なり。一たび見えば決せん」と。手書して方國に賜ふ。一札十行、細書、文を成す。政體を明愼し、權綱を總攬す。時を量り力を度り、擧として過事なし。嘗て南陽に幸し、置酒して宗室を會す。諸母相與に語つて曰く、「文叔、平日人と款曲せず、惟直柔なるのみ。乃ち能く此の如し」と。上之を聞いて笑つて曰く、「吾天下を理むるに亦柔道を以て之を行はんと欲す」と。上、兵閒に在ること久しくして、武事を厭ふ。蜀平ぎて後は、警急に非ざれば未だ嘗て軍

旅を言はず。北匈奴衰困す。臧宮馬武、上書して攻めて之を滅さんことを請ふ。劍を鳴し掌を抵ち、志を伊吾の北に馳す。上、書を報じて、告ぐるに黄石公の包桑記を以てす。曰く、「柔能く剛に勝ち、弱能く強に勝つ」と。是より諸將敢て兵を言ふもの莫し。

【通釋】〇中元二年(建武は三十一年、翌年中元と改元した)の二月に光武帝は崩御された。帝は年二十八で兵を擧げ、三十一歳で位に卽かれた。第五倫（人名）が光武帝の出された詔書を讀むたびに嘆美して曰ふには、「此の帝は誠に賢明の天子である。一たび拜謁を賜つて政道を申上げたならば、必ず吾言を御取り上げ下さるだらう」と。帝は手づから書を認めて四方の國々に賜つた。其の手書は一枚の札に十行にして細かに書いてあり、しかもそれが立派な文章をなしてゐた。帝は政治の道を明かにし、政治上の大綱を自ら握り、時代の大勢をよく見拔くと共に、己の實力を考へてされたから、どんな事業も少しの過失なく行はれた。或時故鄕の南陽に行幸し、親族の人達を集めて酒宴を開かれた。其の際、帝の伯叔母達が語り合つていふには、「文叔(帝の字)さんは、平生人との交際ぶりは餘り打解けないで、唯溫和く柔かなだけで餘り取得のない方であつたのに、それにまあよくも天子樣になりなさつたものだ」といつて驚いた。帝は之を聞いて笑ひながら、「おれは今後天下を治めるにもやはりおと

なしいやりかたで行かうと思ふ」と言はれた。帝は多年戰場に奔走された爲に、軍事に厭いてしまつた。それで蜀を平定した後は、至急の出來事でない限り、軍事上の事は決して口にはされなかつた。ところで匈奴が南北に分離し、殊に北匈奴の勢力が非常に衰へて來た。それで漢の勇將の臧宮・馬武の二人が上書して、之を攻め滅したいと願ひ出た。そして劍を鳴らしたり掌を拍つたりして勇み立ち、お許しを受けぬうちから既に心は匈奴の空の伊吾城あたりに飛んでゐた。ところが光武帝は其の上書の返事に黃石公の兵法の包桑記の文章中の、「柔能勝レ剛、弱能勝レ强」といふ語を書いて與へられた。（其の意味は、柔かなものが却つて剛き者を挫き、弱きものが却つて强き者を挫く事が出來る。自分は今後德卽ち柔道を以て天下を治めようといふのである）。それより後は諸將のうち誰も戰爭を起さうなどと申上げる者が無くなつた。

語釋　第五倫（人名、字は伯魚、京兆の人、正直にして私心なく、罷んでられて司空となつた。嘗て會稽の太守をしてゐた時に、自ら馬を牧し、妻は自ら炊ぎ、日常粥をすゝつて俸給の殘りは貧民に與へた。召されて都に歸る際、父老達が車に縋つて號泣し、日に僅かに數里を行つたといふ。）　○方國（四方の國々。）　○一見決（一度陛下に御目にかゝつたならば、直に御採用下さるであらうとの意。）　○一札十行（札は紙のない時代に用ひたもの、ふだ。その一枚に十行書くこと。）　○成レ文（立派な文章に成つてゐる。）　○明ニ愼政體一（政體は官制、法令等のこと。今日の政體の意とは全然異る。明愼とはそれ愼重にはつきりと定める。）　○總ニ攬權綱一（統治權の根本を自身の手に握つて臣下に委ねないこと。）　○量レ時度レ力（時勢と自己或は國の實力を考へて。）　○擧無ニ過事一（なす事業に一つとして失敗がない。）　○置酒（さかもり。酒宴する。）　○諸母（諸の伯叔母。）　○

保全功臣

吳漢

隱一敵國

宗室（天子の親族。）○文叔（光武帝の字。）○款曲（委曲に同じ、人に對して愛嬌よく立ちまはること。）○惟直柔（惟も直も夕ゞと訓む。）○柔道（おとなしい道、卽ち德を意味する。）○鳴レ劍抵レ掌（劍をがちや〳〵鳴らしたり、掌を打つたりして勇氣の押へ切れない樣。）○伊吾（匈奴にある城。）○黃石公包桑記（黃石公は漢の張良に兵法書を與へた老人、包桑記は其の兵法書、今傳つてゐない。）

閉玉門關、謝絕西域。保全功臣、不復任以兵事。皆以列侯就第。以吏事責三公、亦不以功臣任吏事。諸將皆以功名自終。祭遵先死。上念之不已。來歙・岑彭死鋒鏑。卹之甚厚。吳漢・賈復終於帝世。漢在軍、或戰不利、意氣自若。上歎曰、吳公差强人意。隱若一敵國矣。每出師朝受詔夕就道。及卒、上臨問所欲言。漢曰、臣愚願陛下愼無赦而已。

【訓譯】玉門關を閉ぢ、西域を謝絕す。功臣を保全し、復任ずるに兵事を以てせず。皆列侯を以て第に就かしむ。吏事を以て三公を責め、亦功臣を以て吏事に任ぜず。諸將皆功名を以て自ら終ふ。祭遵先きに死す。上之を念ひて已まず。來歙・岑彭、鋒鏑に死す。之を卹むこと甚だ厚し。吳漢・賈復、帝の世に終ふ。漢、軍に在るや、或は戰ひて利あらざるも、意氣自若たり。上歎じて曰く、「吳公、差

人意を強くす。隱として一敵國の若し」と。師を出す毎に、朝に詔を受けて夕に道に就く。卒するに及び、上臨みて言はんと欲する所を問ふ。漢曰く、「臣愚願くは陛下愼みて赦すこと無きのみ」と。

【通釋】帝は玉門關(甘肅省の西邊にあり、漢より西域に入る境にある關所)を閉ぢ塞いで、西域との交通を全く絶つてしまつた。そして帝業を開くに功あつた臣下が晩年を安樂に暮す爲に復と軍事には從はせず、皆大名としてそれ〴〵の第宅に住まはせ、行政上の事は三公に委せてそれに責任を持たせ、創業の功臣には政事上の事は決して任せないやうにされた。だから諸將は失敗事がなく、皆名譽を全うして世を終つた。その中でも祭遵といふ功臣が一番先に死んだが、帝は追慕して止まれなかつた。來歙と岑彭との二人は戰死を遂げた。帝はこの二人を深くあはれまれた。吳漢や賈復といふ功臣も帝の在世中に死んだ。この吳漢といふ人は戰場に在つて、時に味方が敗れてもびくともしなかつた。帝はその沈勇を歎賞されて、「吳公はまことに賴母しい。其のしつかりしてゐることは一敵國の重みがある」といはれた。(即ち吳漢一人の強さが一敵國に匹敵するといふのである)。吳漢が出陣するには極めて迅速で、朝に出動の命令を受けると、夕方には既に出發するといふ風で、(疾風迅雷の概があつた)。その吳漢が將に死なんとする時、帝が其の病床に臨まれて、「何か言ひたい事は無

賈復　折衝千里　馬革裹屍　矍鑠是翁

いか」と問はれると、呉漢のいふには、「陛下よ、刑獄を愼んで猥りに罪人を赦さぬやうにして下さいませ」と遺言して死んだ。(其の意は、赦は小人の幸福であるが、君子の一大不幸となる。有罪者を赦すと良民を害し、終には禍敗の原をなすに至る。光武帝は柔道を以て天下の民に臨まれるので、不逞の徒は之をいゝことにして國法を犯すことがないとも限らない。呉漢は之を諫めたのであらう)。

語釋　玉門關(漢と西域との境にある關所。今の甘肅省敦煌縣の西に在り。)　○列侯(諸大名。)　○第(官舍。)　○三公(後漢の三公は大尉・司徒・司空である。大尉は軍事を掌り、司徒は教育を掌り、司空は土木民事を掌る。)　○鋒鏑(鋒は刃の切尖で、鏑は矢の根である。干戈といひ旗鼓といふ皆同意である。戰陣の意に用ひる。)　○隆(威勢の盛なさま。)　○就レ道(出發すること。)　○卹(恤に同じ、あはれみ惠むこと。)

復自起レ兵、時爲レ督。上曰、賈督有下折ニ衝千里一之威上。嘗戰被レ傷。上驚曰、吾嘗戒ニ其輕レ敵。果然。失ニ吾名將一。聞ニ其婦有レ孕。生レ子邪、我女嫁レ之。生レ女邪、我子娶レ之。其撫ニ群臣一、毎如レ此。惟馬援死之日、恩意頗不レ終焉。援嘗曰、大丈夫當下以ニ馬革一裹上レ屍。安能死ニ兒女手一。交阯反。援以ニ伏波將軍一討平レ之。武陵蠻反。援又請レ行。帝愍ニ其老一。援被レ甲上レ馬、據レ鞍顧眄、以示レ可レ用。上笑曰、矍鑠哉是翁。乃遣

之。先是、上壻梁松、嘗候援、拜牀下。援自以父友不答。松不平。

【譯文】 復、兵を起しゝ時より督たり。上曰く、「賈督、衝を千里に折くの威有り」と。嘗て戰ひて傷を被る。上驚きて曰く、「吾嘗て其の敵を輕んずるを戒む。果して然り。吾が名將を失ふ。其の婦孕む有りと聞く。子を生まんか、我が女を之に嫁せしめん。女を生まんか、我が子に之を娶らん」と。其の群臣を撫すること每に此の如し。惟馬援死するの日、恩意頗る終らず。援嘗て曰く、「大丈夫當に馬革を以て屍を裹むべし。安んぞ能く兒女の手に死せんや」と。交阯反す。援、伏波將軍を以て討ちて之を平ぐ。武陵の蠻、反す。援又行かんと請ふ。帝其の老いたるを愍む。援、甲を被り馬に上り、鞍に據りて顧眄し、以て用ふべきを示す。上笑ひて曰く、「矍鑠たる哉是の翁や」と。乃ち之を遣す。是より先き、上の壻梁松、嘗て援を候して牀下に拜す。援自ら父の友なるを以て答へず。松、平かならず。

【餘說】 賈復は帝の始めて兵を起された時から軍目付となつてゐた。帝が曰はるるには、「賈統督は突擊して來る敵を千里の彼方で追つ拂ふ威力がある」と賞讃された。その賈復が或る時重傷を受けた。帝が驚いて言はるるやう、「俺は以前から復のあまりに敵を輕視するのを戒めて居たが、果して重傷

を蒙つた。あゝ吾が名將を失つた。實に殘念だ。聞くところによれば其の妻が姙娠してゐるさうだが若し男子を生んだら、吾女を嫁がせよう、若し女子を生んだら吾が子に娶らうといはれた。帝が羣臣を愛撫される事は常にかういふ風であつた。惟馬援が死んだ時だけは、(帝は讒言を信じて)冷たい仕打ちをされた。援は嘗て、「堂々たる男子は命を戰場に棄て、其の屍を馬の革に裹んで故鄕に送り返すのが本意である。婦女子の看護の下に疊の上で死んではならぬ」といつたことがあつた。交阯(今の安南地方)が叛した時、援は伏波將軍となつて行き、之を平定した。武陵(郡名、今の湖南省の西及び貴州の東境にある)の蠻民が叛した時、馬援は又討伐に行かうと請うた。帝は、援の老いてゐるのを憐んで遣らうとしないので、援は甲冑を着け、馬に跨がり、鞍の上からあちこちを睨み廻して、まだ〳〵勇氣は衰へぬぞとばかり力みかへつた。すると帝は笑つて、「年を取つても益〻元氣なおやぢだな」と曰はれた。そこで又援を遣はして武陵を討伐させられた。是より前に、帝の女壻に梁松といふものがあつた。或日、援を訪問して牀下に敬禮した。が援が梁松は父の友人であつたので、相當の答禮をしなかつた。それからして松は援に對して敵意を抱くやうになつた。(これが後に帝に讒言をしたので、援死して帝の恩意終らなかつたわけである。)

聞二人過一如レ聞二父母名一

刻レ鵠類レ鶩

畫レ虎類レ狗

語釈 折衝千里（折はくぢく、衝は敵の突撃し来ること。それを千里の外でくじいて近づけない。） ○子（男の子。） ○女（女の子。） ○伏波将軍（水軍の将である。始め西漢の武帝南越を征した時、路博徳といふ者を伏波将軍としたのがはじまりで、次に馬援がなつた。常備の官ではない。事平定すれば随つて廃せられる。） ○矍鑠（音カクシヤク、おいて益々壮なること。） ○恩意不レ終（光武帝が始めは馬援を信任して優待されたが其後讒がありて全うしなかつた。） ○以二馬革一裹レ屍（戦死すれば馬の革に屍を包んで郷里に送り還へしたので、戦死の意に用ひる。） ○死二見女手一（勇ましい活動もせず畳の上で死ぬこと。） ○憾（あはれむ、憐に同じ。） ○顧眄（顧は見まはす、眄はながしめに見る、あたりをにらみまはすこと。） ○不レ答（これに相当する答礼をしなかつた。） ○梁松（字は伯孫、光武帝の女婿で、虎賁中郎将となつた。）

援在二交阯一、嘗遣レ書戒二其兄子一曰、吾欲下汝曹聞二人過一、如上レ聞二父母名一、耳可レ聞、口不レ可レ言。好議二論人長短一、是二非政法一、不レ願二子孫有一レ此行一也。龍伯高敦厚周愼、謙約節儉。吾愛レ之重レ之。願二汝曹效一レ之。杜季良豪俠好レ義、憂二人之憂一、樂二人之樂一。父喪致レ客、數郡畢至。吾愛レ之重レ之、不レ願二汝曹效一レ之也。效二伯高一不レ得、猶爲二謹敕之士一。所レ謂刻レ鵠不レ成、尚類レ鶩也。效二季良一不レ得、陷爲二天下輕薄子一。所レ謂畫レ虎不レ成、反類レ狗也。

通釈 援、交阯に在り。嘗て書を遣し其の兄の子を戒めて曰く、「吾、汝が曹の人の過を聞くこと、

父母の名を聞くが如くせんことを欲す。耳には聞くべきも、口には言ふべからず。好んで人の長短を議論し、政法を是非するは、子孫に此の行あるを願はざるなり。龍伯高は敦厚周愼にして、謙約節儉なり。吾之を愛し、之を重んず。汝が曹の之に效はんことを願ふ。杜季良は豪俠にして義を好み、人の憂を憂へ、人の樂を樂しむ。父の喪に客を致し、數郡畢く至る。吾之を愛し之を重んず。汝が曹の之に效ふを願はざるなり。伯高に效うて得ざるも、猶ほ謹敕の士と爲らん。所謂鵠を刻みて成らざるも、尙ほ鶩に類するなり。季良に効うて得ずんば、陷りて天下の輕薄子と爲らん。所謂虎を畫いて成らずんば、反つて狗に類するなり」と。

〔通釋〕馬援が交阯を征伐に行つて居た時、兄の子に次のやうな手紙を遣つた。「俺はお前達が人の過失を聞くことがあつても絕對に自分の口からは言はぬやうにすることを望む。それは恰も父母の名を聞く樣にあつて欲しい。(父母の名は他人が呼ぶのを)耳には聞いても、子としてその名を言ふ事はあるまい。それと同樣にしてくれよ。好んで他人の長所や短所を論じたり、國の政治の良否を批難する事は宜しくない。乃公は孫子の末に至るまでも、そんな行のあることを望まない。かの龍伯高といふ人物は人情が厚く物事に決意深く、人にへり下り萬事控へ目で用途を節約してゐる。俺は彼が大好きで

又深く尊敬してゐる。お前達は彼を模範として欲しい。又あの杜季良といふ人物は男氣の豪い人で進んで義に勇み、人の憂事あるを見ては己の身にある如く憂へ、人の樂あるを見ては己の身にある樣に喜ぶ。（それで人々に信頼され、）父の葬式に客を招いたところ、數郡の人々が集つて來た。俺はこの男も愛重してゐる。しかしお前達には彼の眞似はして貰ひたくない。なぜならば伯高に見效つて若し效ひ損ねても、やはり謹み深い誠實の人物となるであらう。世諺に、鵠（はくてう）を刻んで刻み損ねても鶩（あひる）には似るといふ如く兎に角大した違はない。杜季良に效つて若し效ひ損ねたら、天下の人の指さし笑ふ輕薄者となるであらう。それこそ諺に曰ふ、虎を畫きそこなつて狗に見えるといふもので、とんだことになつて了ふ。

語釋 汝曹（曹はともがら。） ○如レ聞ニ父母名ニ（父母の名は他人は呼んでも子として口にする道理はない。卽ち他人の過ちは人の言ふのを聞くことはあつても自分の口からは絶對に言つてはならぬとの意。） ○是非（是はほめる、非はそしる。） ○效（効と同じ、效は正字、効は俗字。ならふ、まねる。） ○龍伯高（名は述、伯厚は字である。漢の京兆の人、光武帝に仕へて山都長となつた。帝は援の書を見て擢んでゝ零陵の太守とした。） ○敦厚周愼（敦と厚共に人情にあつい。周愼はつゝしみ深く用心ぶかい。） ○謙約（控へ目のこと。） ○杜季良（名は保、京兆の人、光武帝に仕へて越騎司馬の官に至る。後郡を亂し衆を惑して官を免ぜらる。） ○豪俠（豪俠は氣取りを强きをくじき弱きを助ける。所謂男達てゞ） ○謹敕（敕は身をいましめる。卽ちつゝしみ深いこと。） ○鵠（音コク、はくてう。） ○鶩（音ボク、家鴨。） ○陷（足をすべらして。卽ちなりそこなつて。）

季良者杜保。保仇人上書、告レ保以ニ援書一爲レ證。保坐免レ官。松坐ニ與レ保游一幾得

糟糠之妻不レ下レ堂

罪。愈恨援。至是援軍至壺頭。不利、卒軍中。松構陷之。收新息侯印綬。援前在交阯、常餌薏苡、以輕身勝瘴氣。軍還載之一車。後有追譖之者。以爲明珠文犀。上益怒。得朱勃上書訟其冤、乃稍解。上於臧罪無所貸。大司徒歐陽歙嘗犯臧。歙所授尚書弟子千餘人、守闕求哀。竟不免、死於獄。所用群臣、如宋弘等、皆重厚正直。上姊湖陽公主嘗寡居。意在弘。弘入見。主坐屏後。上曰、諺言富易交、貴易妻。人情乎。弘曰、貧賤之交不可忘。糟糠之妻不下堂。上顧主曰、事不諧矣。

【通釋】季良は杜保なり。保の仇人、上書して、保を告ぐるに援の書を以て證と爲す。保坐して官を免ぜらる。松、保と游ぶに坐して、幾んど罪を得んとす。愈々援を恨む。是に至りて、援軍壺頭に至る。利あらずして、軍中に卒す。松、之を構陷す。新息侯の印綬を收む。援、前きに交阯に在り。常に薏苡を

餌し、以て身を輕うし瘴氣に勝ふ。軍還るとき之を一車に載す。後之を追譖する者有り。以て明珠文犀と爲す。上、益々怒る。朱勃、書を上り、其の寃を訟ふるを得、乃ち稍く解く。上、臧罪に於て貸す所なし、大司徒歐陽歙嘗て臧を犯す。歙が授くる所の尙書の弟子千餘人、闕を守りて哀を求む。竟に免れずして、獄に死す。用ふる所の群臣、宋弘等が如き、皆重厚正直なり。上の姊湖陽公主、嘗て寡居す。意、弘に在り。弘入りて見ゆ。主、屛後に坐す。上曰く、「諺に言ふ、富みては交を易へ、貴くしては妻を易ふと。人情か」と。弘曰く、「貧賤の交は忘るべからず。糟糠の妻は堂より下さず」と。上、主を顧

みて曰く、「事諧はず」と。

通釋 杜季良とは、杜保の事である。杜保に恨を持つて居る者が帝に書を上り、馬援が甥に與へた手紙を證據にして保を訴へた。（卽ち保は行は浮薄で、群を亂し衆を惑はして宜しくないと。）杜保は其の爲に官を免ぜられた。梁松（前章に出づ）も保と交際があつたので、これも危く罪を得るところであつた。それで松は（前に答禮せられなかつた恨みに加へて）いよ〳〵馬援を恨んだ。かうなつた矢先、馬援の軍が壺頭（山名、湖南省辰州府城の東北にあり）に來て敗れ、援は陣中で死んだ。そこで梁松は（死人に口なしとばかり）無根の事を揑造して援を罪に陷れた。帝はそれを信ぜられて、援が嘗て新息侯に封ぜられて居た其の印綬を取り上げられた。又馬援が以前交阯を討ちに行つてゐた時、常に薏苡（珠數玉のこと）を藥餌として飮んで、そして身を輕快にし、風土病を豫防してゐた。それに味をしめた援は交阯から歸る時、薏苡を車一ぱい積んで來た。後に馬援の死後讒言する者があつて、あの車に積んで來たのは立派な玉や美しき犀角で（援はひそかに私腹を肥して居ります）と帝に申上げた。それを聞いて帝は益〻怒られたが、朱勃といふ人が上書して、あれは決して珠や犀角ではない、薏苡であると其の無實の罪を訟へたので、帝の怒も段々和いだ。帝は收賄罪は決して赦されなかつた。

大司徒の職の歐陽歙がかつて收賄罪を犯した。歙は（代々尙書の博士の家に生れ）歙は弟子に尙書を授けて、弟子千餘人もあつた。それでそれらの弟子が宮内に押し寄せて哀願したが竟に赦されないで、獄中で死んだ。帝が重用された群臣は宋弘を初め皆落着いた重みある正直の士だつた。帝の姉に湖陽公主といふ後家があつた。この人は内心宋弘に再緣したがつて（弟の光武帝に相談された。）そこで或日弘が參內して帝にお目にかゝる時、公主はひそかに玉座の屏風の後に坐つて二人の話を聞いてゐられた。帝が「諺に金持になれば貧乏の時の友達を見棄て、大官になれば賤しい時の妻を追ひ出して貴人の娘を娶るとあるが、それが人情ではなからうか」と謎をかけて宋弘の心を引いて見られた。すると宋弘が申すやう、「それは人情に背きます。人は貧しい時の友達を忘れてはなりません。又貧しい時の妻は苦勞を共にし艱難を忍んで來た大切な妻であります。決して家より外に出してはなりませぬ」と、きつぱり申上げた。帝は公主を振りかへつて「あなたの望みはかなはぬ」といはれた。

語釋 告レ保（杜保の惡事を申し出ること。）○構二陷之一（無根の事を有る樣に拵へて罪に陷しいれること。）○新息侯（新息は縣の名、汝南郡に屬し、今の河南光州息縣の地。馬援此地に封ぜらる。侯は爵である。其新息侯たるしるしの印綬を取り上げられた。）○薏苡（草の名、叢生す。黍の葉に似てゐる。實は熟すると中に穴があつて貫通してゐる。珠數玉として子供が弄び、又藥用にもなる。）○瘴氣（山川の毒氣、風土病のこと。）○追謚（其人の死後に於て謚號する。所業に應つわけである。）○明珠文犀（立派な珠や美しい模樣のある犀の角、犀は動物の名。）○贓（不正の手段で物を取り隱すこと、こゝは賄賂を取ること。）○尙書弟子

(歐歙の家は西漢の初めに歐陽生といふ人があつて秦の博士伏生から書經の傳授をうけた。(古くは尙書といひ、後に書經といふ)それから陽子孫に傳へて尙書博士として尙書を傳授してゐた。歙は歐陽生から八代目で、矢張り尙書博士として多くの弟子を敎育したのである。)　○公主(天子の女をいふ。天子女を諸侯に嫁がせるには同姓の諸侯をして婚儀を主らしめた。秦漢以來は三公に主らしめたといふ。よつて公主と呼んだ。)　○寡居(後家になつて里に戻つて來てゐる、卽ち夫が死んだので帝の所に歸つて來てゐたのである。)　○意在弘(弘に嫁入りたく思つてゐる。)　○宋弘(字は仲子、長安の人、威容才德群臣之に及ぶ者なかつたといふ。光武帝に仕へて大司空となり、其俸給は多く九族に分ち與へた。宣平侯に封ぜらる。)　○糟糠之妻(糟はかす、糠はぬか、糟や糠を共になめて苦勞して來た妻。)　○不下堂(家を出すに忍びない。)

主有蒼頭殺人、匿主家。吏不能得。洛陽令董宣、候主出行、奴驂乘。叱下車、格殺之。主入訴。上大怒、召宣欲捶殺之。宣曰、縱奴殺人、何以治天下。臣不須捶、請自殺。卽以頭叩楹、流血被面。上令小黃門持之、使叩頭謝主。宣兩手據地、終不肯。上勅、强項令出。賜錢三十萬。

〔訓讀〕 主、蒼頭人を殺して主の家に匿るゝもの有り。吏得る能はず。洛陽の令董宣、主の出行し、奴驂乘するを候ひ、叱して車より下し、之を格殺す。主入りて訴ふ。上大いに怒り、宣を召して之を捶殺せんと欲す。宣曰く、「奴の人を殺すを縱さば、何を以て天下を治めん。臣捶を須たず、請ふ自殺

せん」と。卽ち頭を以て楹を叩き、流血面に被る。上、小黄門をして之を持せしめ、叩頭して主に謝せしむ。宣、兩手地に據り、終に肯ぜず。上勅す、「强項令出でよ」と。錢三十萬を賜ふ。

【通釋】帝の姉の湖陽公主の家に、下郎が人を殺して匿れてゐた。役人は公主を憚つて逮捕することが出來ない。ところが洛陽の長の董宣が、公主が外出し、其の下郎が公主の車に陪乘して出るのを附け狙つて、直ちに叱りつけて、車から引きずり下して、擊ち殺してしまつた。公主は御殿へ歸つてそれを帝に訴へられた。帝は大いに怒つて、宣を呼びつけて捶でたたき殺さうとされた。宣がいふには、「下郎が人を殺したのを其の儘御見逃しになつては、どうして天下をお治めになることが出來ませう。（臣は天下の爲に職責を盡したまでゞあります。若しそれがいけないと仰せになりますならば）臣は笞殺を待つまでもありませぬ。どうぞ自殺をお許し下さい」といつて、その場で頭を柱に撲ちつけ、血がだらだらと流れた。帝が小黄門（新たに任ぜられた侍從）に命じて宣をそのまゝ押へ付けさせて置き、そして公主に對して平伏して先日の無禮を謝罪させようとせられたが、宣は兩手を地に突つ張つて、どうしても謝罪しない。そこで帝は、「この項の骨の固い（剛情な奉行）奴、下れ（其の場逃れの警語である。）」と仰せられて、却つて錢三十萬を賜つて其の剛直を賞せられた。

語釋　主（公主、前の湖陽公主をさす。）○蒼頭（奴僕をいふ。青巾で頭を包んでゐたから斯く言ふ。特に漢時代の風習。）○驂乘（昔の乘車の法、馭者は車の中央に乘り、主人は其の左に在り、右に又一人乘つて車の平均を保つ。其の右乘りを驂乘といふ。卽ち陪乘者。）○搭殺（なぐり殺す。）○捶殺（捶音スヰ、笞。五刑の一に笞刑といふのがある。笞で叩くので、罪の輕重によつて、二三十から數百までうつ。捶殺は打つて遂に死に至らしめるのである。）○以レ頭叩レ楹（楹音エイ、柱。頭を柱にぶちつける。）○兩手據レ地（兩手を地につつぱつて頭を下げないこと。）○强項令（項はうなじ、くびのこと。どうしても頭を下げないから、項の强い令と言つたのである。令は洛陽の長。）

當時州牧・郡守・縣令、皆良吏。郭伋守潁川。近帝城。上勞之曰、河潤九里、京師蒙福。杜詩守南陽。郡人爲之語曰、前有召父、後有杜母。張堪守漁陽。人爲之語曰、桑無附枝、麥穗兩岐。張堪爲政、樂不可支。劉昆爲令江陵。有火。叩頭向之、反風滅火。後守弘農。虎北渡河。上問、行何德政而至是。昆曰、偶然耳。上曰、長者之言也。命書之策。

訓讀　當時の州牧・郡守・縣令、皆良吏なり。郭伋、潁川に守たり。帝城に近し。上之を勞して曰く、「河九里を潤し、京師福を蒙る」と。杜詩、南陽に守たり。郡人之が爲めに語して曰く、「前に召父あり、後に杜母有り」と。張堪、漁陽に守たり。人之が爲に語して曰く、「桑に附枝なく、麥穗兩岐あり。張

郭伋杜詩
召父杜母
劉昆
偶然耳

堪政を爲す。樂支るべからず」と。劉昆、江陵に令たり。火あり。頭を叩いて之に向へば、風を反し火を滅す。後に弘農に守たり。虎、北して河を渡る。上問ふ、「何の徳政を行うて是に至るか」と。昆曰く、「偶然のみ」と。上曰く、「長者の言なり」と。命じて之を策に書せしむ。

【通釋】光武當時の地方官（州の長官や、郡の太守や、縣の令）は、皆立派な役人であつた。郭伋といふ人が潁川郡の太守であつた。潁川は帝城卽ち洛陽に接近するので特別の努力を要する。それで帝は其勤苦を勞つて「お前が潁川に守となつて人民は非常な幸福を享けてゐる。丁度黄河の水が九里の間其潤ひを及ぼして土地を豐饒にすると同樣だ」と言つて感謝された。杜詩といふ人が南陽郡の太守となつた。すると郡民は其の徳を慕つて喜んで、「前には召父あり、後には杜母あり」と言つた。（召信臣・杜詩の二人は民の爲には父母の如き恩人だと。）張堪が漁陽の太守となつた。すると人民は堪の善政を謳歌して、「桑には寄生木が生えず、麥の穗が兩岐に分れて各實を結ぶ。これみな張太守の善政のおかげだ。あゝ何と樂しいことよ」といつた。劉昆が江陵の縣令となつた。或時領内に火事があつた。此の時劉昆が、火の方を向いて平伏し、己が不徳を天地神明に謝した。すると（至誠感應してか）忽ち風が變つて火が消えた。其の後昆は弘農郡の太守となつた。（此の郡は以前から虎の害に苦

しんでゐたが、昆が來てから其の威光に恐れてか）黄河を渡つて北の方に逃げて行つてしまつた。帝はかういふことを聞いて、「お前はどんな德政を施してこんなに成績をあげてゐるのか」と問はるゝと、昆の答へには「別に變つた事は致しません。偶然の出來事でございます」と答へた。帝は有德者の言だと稱讚されて、朝廷の記錄に書き殘さしめられた。

語釋　〇潁川（郡名。今河南省に屬す。）　〇南陽（郡名、今河南省に屬す。）　〇漁陽（郡名、今河北省に屬す。）　〇江陵（縣名、今河南省に屬す。）　〇弘農（郡名、今河南省に屬す。當時の制では郡の方が縣よりも大きく、從つて郡守は縣令よりも上官である。）　〇帝城（首都洛陽をさす。）　〇召父杜母（召信臣といふ人が西漢の宣帝の時、南陽の守となつて來て德政を布いたので、今杜詩と比べて二人を民の父母と呼んだのである。）　〇桑無附枝（附枝は寄生木、附枝が出るのは、爲政者の不德を諷する天帝の戒めだといふ。）　〇麥穗兩岐（麥の穗が二またに分れる。これは爲政者の德を褒める天帝の賞といふ。）　〇支（ハカルと讀む。）　〇叩頭（頭を地にすりつける。）　〇策（紙のない時代に用ひた竹のふだ、こゝでは朝廷の記錄の意。）

周黨　不賓之士　客星犯帝座　嚴子陵

尤重高節。徵處士周黨。至不屈、伏而不謁。或奏詆之。上曰、自古明王聖主、必有不賓之士。賜帛罷之。處士嚴光、與上嘗同游學。物色得之齊國。披羊裘釣澤中。徵至。亦不屈。上與光同臥。以足加帝腹。明日太史奏、客星犯御座甚急。上曰、朕與故人嚴子陵共臥耳。拜諫議大夫。不肯受。去耕釣隱富

春山中。終漢世多清節士自此始。

【語釋】尤も高節を重んず。處士周黨を徴す。至るも屈せず、伏して謁せず。或人奏して之を詆る。上曰く、「古より明王聖主は必ず不賓の士有り」と。帛を賜うて之を罷む。處士嚴光、上と嘗て同じく游學す。物色して之を齊國に得たり。羊裘を披て澤中に釣る。徴して至る。亦屈せず。上、光と同臥す。足を以て帝の腹に加ふ。明日太史奏す、「客星、御座を犯すこと甚だ急なり」と。上曰く、「朕、故人嚴子陵と共に臥するのみ」と。諫議大夫に拜するも肯て受けず。去つて耕釣し、富春山中に隱れて終ふ。漢の世清節の士多きこと、此れより始まる。

【通釋】光武帝はとりわけて氣位が高く操のかたい士を愛重せられた。處士の周黨といふものを任用しようとして徴し出された。周黨は來たことは來たが、帝の意に應ぜないのみか、頭を下げただけで、姓名を名乘つて拜謁の禮を盡さない。(博士范升が、陛下に誇り自ら尊大にするのは賣名だと)上奏して黨の不敬を詆つた。(帝は氣にかけないで)、「古 よりえらい天子の下には、天子の命にも從はぬえらい者が居た者だ」といつて、帛を與へて任用することをお止めになつた。(此の場合、不賓の士は決

して惡い意味ではない。無暗に人にペコ〳〵頭を下げぬ骨のある人物といふ意味で、寧ろほめた言葉である。又かやうな人物が出るのは天下を治むる天子の偉大さにあるので、光武帝は內心喜んで居られるのである)。又處士の嚴光といふ者があつた。それは以前帝と同じ師に就いて共に學んだ者である。帝は其のけだかい操を愛して登用しようと思つた。そこで光の人相書をまはして尋ね、漸く齊國で見付け出した。其の時嚴光は羊の皮衣を着て沼の中で釣をしてゐた。それを引張つて來たが、これも帝の意に從はなかつた。それでも帝は昔なづかしく嚴光と一室に寢た。すると無遠慮な光は、寢返りして足を帝の腹の上にのせかけた。(貧時の交りそのまゝである)。その翌日天文官が、天體の異變を上奏した。それは客星(遊星で一定の座位なき星。嚴子陵に當る。)が御座(北極星の常座で、帝位に喩ふ。)を犯し甚しく星威を害す。下として上を犯すの徵、由々しき大事でございますといふのである。すると帝は、「それは俺が舊友嚴子陵と寢たから、(それが天文にあらはれたのだらう。何も心配はないよ)」と申された。嚴には諫議大夫といふ官を授けようとしたが、どうしても承知しなかつた。御所を去つてからも氣まゝに百姓したり漁師したりして後、富春山中に隱れて死んだ。漢の世に潔白な人が大勢出たのは源は實に此處にあるのである。

【語釋】○處士（官に就かず、退いて民間に隠れてゐる者。）○周黨（字は伯況。廣武の人、家産千金を散じて宗族に與へ、長安に遊學した。後光武帝に召されたが起たず。澠池に移つた。）○謁（名をなのる。天子に見ゆる禮である。）○嚴光（字は子陵、新野の人、光武帝と同じく遊學す。光武帝位に即くに及んで子陵を求めて諫議大夫に任ぜしも固辭して受けず。去つて富春山に耕す。後人其釣せし處をなづけて嚴陵瀨といつた。）○詆（音テイ。そしる。）○不賓（賓は服す、服從せぬ意。堯舜の聖代にも、許由・巣父の如き帝命に服從せぬ者があつた。いつの世にも不賓の士はあるものだといふのだ。）○罷レ之（任用することはやめにした。）○以レ足加ニ帝腹一（足を帝の腹の上にのせた。）○太史（天文や暦のことを司る官。）○故人（ふるなじみ。）○物色（人相書をまはして人を尋ねる。）○披（キルと訓む。着る。）○諫議大夫（官名、天子の過失を諫め、其の他國家の利害得失について意見をのべる役。）

方天下未平、上已有志文治。首起太學、稽式古典、修明禮樂。晩歳起明堂・靈臺・辟雍。粲然文物可述。毎旦視朝、日昃乃罷。引公卿郎將、講論經理、夜分乃寐。皇太子乘閒諫曰、陛下有禹湯之明、而失黄老養性之道。上曰、我自樂此、不爲疲也。在位三十三年、身致太平。改元者二、曰建武・中元。壽六十二。太子立。是爲顯宗明皇帝。

【通釋】天下未だ平かならざるに方りて、上已に文治に志有り。首として太學を起し、古典を稽式

明堂　　辟雍

し・禮樂を修明す。晩歳に明堂・靈臺・辟雍を起す。粲然たる文物述ぶべし。毎旦朝を視、日昃きて乃ち罷む。公卿郎將を引いて、經理を講論し、夜分に乃ち寢ぬ。皇太子、閒に乘じて諫めて曰く「陛下、禹湯の明あれども、黄老養性の道を失ふ」と。上曰く、「我自ら之を樂む。疲ると爲さず」と。在位三十三年、自ら太平を致す。改元する者二、建武、中元と曰ふ。壽六十二なり。太子立つ。是を顯宗明皇帝となす。

【通解】天下が未だ悉く平定されぬ中から、帝はもう學問を以て天下を治めようと考へて居られた。先づ第一番に太學を復興されて、古代の帝王の言行、政治などを書いた書物を研究してそれを手本にし、禮儀音樂を調べて明かにされた。帝の晩年に明堂（天子の政治をなす所）・靈臺（天文を見る所）・辟雍（天子の學校）などを建てられた。その結果、禮樂・制度・

學問・藝術等、燦然たる文物は、後世に述べ傳へて誇りとするに足るものとなつた。帝は毎朝早く政治堂に出て政事を取り、日が西山にかたむいて後、退出された。又三公・九卿・五中郎將などを呼び寄せて、國家統治の大道を論ぜられ、夜遲くなつてから寢まれた。或時に、皇太子が、折りを見て陛下を諫めて、「陛下は禹王や湯王ほどの賢德を具へておいでになりますが、惜しいことには黄帝老子の悠々と天命を全うする道を失つてゐられます。（あまり物事に執着深く精力をお使ひすぎなさいます）」と申上げられた。すると帝は、「俺のやつてゐる事は自分として非常に愉快なのであつて、決して疲勞を覺えない」と曰はれた。帝は在位三十三年で、自身非常な努力で、天下を太平に致された。年號を改めたことは二回で、即ち建武と中元といふのである。年は六十二歳であつた。次は皇太子が立たれた。是を顯宗明皇帝といふ。

語釋　首（先づ第一番に。）　○稽式（稽は考へしらべる。式は手本にする。即ち古の事を考へしらべて手本にする。）　○古典（古代の書物、古の帝王の言行を書きあらはした書物。）　○明堂（王者の政をなす處。[illegible]堂といふに同じ。爵位の地に建てゝ八風四闥であるから四堂といふ。）　○靈臺（天文を見て災禍を占ふ所。まづ今の氣象臺の如きもの。）　○辟雍（天子の設けた學校。又大射の禮を行ふ處。辟とは明、雍とは和の義で、明達諧和ならしめる意だといふ。一説に辟は璧で圓い玉のこと、雍は壅で塞ぐの義で、學校のまはりを水溝で璧のやうに取りまくからだともいふ。）　○燦然（輝きわたる、立派なといふ意味。）　○文物（禮樂・制度・學問・藝術等文化をかたちづくるもの。）　○公卿郎將（共に高位高官の人。三公九卿五中郎將をいふ。三公とは太尉・司徒・司空。九卿とは大常卿・光祿勳卿・衞尉卿、太僕卿・廷尉卿・大鴻臚卿・宗正卿・司農卿・少府卿。中郎將とは、五官中郎將・左中郎將・右中郎將・虎賁中郎將・羽林中郎將である。）　○講二論經理一（經書

即ち古聖人の書かれた書物を大勢で讀んで論じ合ふこと。）　〇夜分（夜半に同じ。）　〇黄老養性之道（黄は黄帝、老は老子。黄帝老子を開祖とする道教のこと。即ち物事にとらはれずに無慾で悠々と世を渡り天命を全うすること。）

孝明皇帝
陰麗華

孝明皇帝、初名陽、母陰氏。光武微時、嘗曰、仕宦當作執金吾、娶妻當得陰麗華。後竟得之。生陽。幼穎悟。光武詔州郡檢覈墾田戸口。諸郡各遣人奏事。見陳留吏牘上有書。視之云、潁川・弘農可問。河南・南陽不可問。光武詰吏。由祇言於街上得之。光武怒。陽年十二、在幄後。曰、吏受郡敕。欲以墾田相方耳。河南帝城、多近臣。南陽帝鄕、多近親。田宅踰制。不可爲準。以詰吏。首服。光武大奇之。郭皇后廢、陰貴人立爲后。陽爲皇太子。改名莊。至是卽位。

【通釋】孝明皇帝、名は陽、母は陰氏。光武微なりし時、嘗て曰く、「仕宦せば、當に執金吾となるべし。妻を娶らば、當に陰麗華を得べし」と。後、竟に之を得たり。陽を生む。幼にして穎悟。光武

州郡に詔して、墾田戸口を檢覈せしむ。諸郡、各〻人を遣して事を奏す。陳留の吏の牘を見るに、上に書あり。之を視るに云く、「潁川・弘農は問ふべし。河南・南陽は問ふべからず」と。光武、吏に由を詰る。祇言ふ、「往上に於て之を得たり」と。光武怒る。陽年十二、幄後に在り。曰く、「吏、郡敕を受け、墾田を以て、相方べんと欲する耳。河南は帝城、近臣多し。南陽は帝郷、近親多し。田宅、制に踰ゆ、準と爲すべからず」と。以て吏を詰る。首服す。光武大いに之を奇とす。郭皇后廢せられ、陰貴人立つて后と爲る。陽、皇太子と爲り、名を莊と改む。是に至りて位に卽く。

【通釋】孝明皇帝は、幼名を陽といひ、母は陰氏の娘である。光武皇帝がまだ賤しい時分、或時人に語つて、「自分は官吏になるなら、執金吾の役につきたい。妻を貰ふなら、陰麗華が欲しいものだ」と言つたことがあつたが、後年（望みを達して帝位に卽いて）、陰麗華を妻にする事が出來た。そして二人の間に生れたのが陽である。陽は幼い頃から、人並優れて賢い性質であつた。父光武皇帝が建武十五年に、天下の州郡に詔を下して、各地方の開墾地の面積戸數人口の多少を取り調べさした。そこで諸郡は各〻役人を都に遣して調査書を捧呈させた。其時陳留郡の役人の持つて來た調査書を見ると、その上書に何やら記されてあつた。讀んで見ると、「潁川・弘農の兩郡は調査出來るが、河南・南陽の

二郡は調査困難であらう」と、書かれてある。光武帝は此の語を怪しんで陳留の役人に事の仔細を問ひ訊された。けれどもその役人は、唯「此の語は街上で誰かゞ話してゐましたのを、その儘留き留めただけであります」と答へるだけで、實の事を吐かないので、帝は大いに立腹された。其の時、陽はまだ十二才の少年であつたが、玉座の幕の後に居て（此の事を聞いて、進み出て）申されるには、「此の役人は郡守の命令を受けて上申しに來ただけで、郡守の希望は今回の調査に不公平なことの無いやう各郡互に開墾地を比較されたいとの所存でありませう。(何故ならば、潁川弘農の兩郡の如きは、帝室近臣との關係も薄いから、容赦ない調査をされようが）河南郡は都の所在地で、從つて近臣の領地が多うございます。又南陽郡は、お父上樣の御鄕里で、皇族の領地が澤山ございます。（さういふ土地にはどうしても郡守の威令が及びませんから、この二郡の）耕地宅地は掟を踰えた廣大なのも隨分多からうと思ひます。故に此の二郡は他郡と同一の標準で推し量る事は出來ない（爲めに、其處に不公平が起りますから、どうかそのやうなことがないやうにとお願ひ申上げて居るのでございませう）」と申上げられた。なるほどといふので郡吏を詰問された處、「如何にも御尋ねの通りでございます」とすつかり白狀して罪に服した。光武帝は大層陽の才能に感嘆して、末頼母しく思はれた。建武十七年

に郭皇后が廢せられて、(陽の生母)陰貴人(麗華は名)が皇后になつた。そこで陽は皇太子に立てられて、名を莊と改めた。さて光武帝が崩ぜられたので帝位を繼いだ。

語釋 微(微賤即ち賤しい身分のこと。) ○仕宦(宦も亦仕で、宮仕へ即ち官吏になること。) ○執金吾(漢代の官名。執は手に持つこと。金は兵器、吾は禦ぐ意である。我が御門府の職に當つて、武器を執つて京師を守る役。) ○陰麗華(陰は姓、麗華は其の字。) ○穎悟(音エイゴ。さとくかしこきこと。) ○墾田戶口(墾田は開墾された田地。戶は戶數、口は人口。) ○檢覈(覈は音カク、事實を考へること。實地に取調べること。) ○牘(紙の無い時代に用ひた木のふだ。片に字を書く、今の書狀に同じ。) ○陳留(郡の名、今の河南省開封の陳留縣に當る。) ○潁川(郡の名。今の河南省の數府に亙る地。) ○弘農(郡の名、今の河南洛陽以西陝縣に亙るの地。) ○河南(郡の名、河南省河南府の地。) ○南陽(郡の名、河南省南陽府、湖北省襄陽府の地。) ○詰(問ひ糺すこと。) ○祇(タダと訓む。唯。) ○幄(四方にめぐらされる帳幕をいふ。) ○郡敕(郡の太守の命令。敕は敕威の義で、天子の詔に限らない。) ○方(クラブと訓む。比較すること。) ○首服(首は白狀する。服は服罪すること。) ○貴人(女官の官名。)

○永平二年、臨辟雍、行養老禮。以李躬爲三老、桓榮爲五更。三老東面、五更南面。上親袒割牲、執醬而饋、執爵而酳。禮畢、引榮及弟子升堂。諸儒執經問難。冠帶搢紳之人、圜橋門而觀聽者、億萬計。○三年、圖畫中興功臣、二十八將於南宮雲臺。應二十八宿。鄧禹爲首、次馬成・吳漢・王梁・賈復・陳

俊・耿弇・杜茂・寇恂・傅俊・岑彭・堅鐔・馮異・王霸・朱祐・任光・祭遵・李忠・景丹・萬修・蓋延・邳彤・銚期・劉植・耿純・臧宮・馬武・劉隆。惟馬援以皇后之父不與焉。

○十一年、東平王蒼來朝。蒼自上卽位初、爲驃騎將軍。五年而歸國。至是入朝。上問、處家何以爲樂。蒼曰、爲善最樂。

養老の禮を見る圖

〔通譯〕○永平二年、辟雍に臨み、養老の禮を行ふ。李躬を以て三老と爲し、桓榮を五更と爲す。三老は東面し、五更は南面す。上親ら袒して牲を割き、醬

を執りて饋し、爵を執り酳す。禮畢りて榮及び弟子を引きて堂に升らしむ。諸儒、經を執りて問難す。冠帶搢紳の人、橋門を圜りて觀聽する者億萬計。○三年、中興の功臣二十八將を南宮の雲臺に圖畫し、二十八宿に應す。鄧禹を首と爲し、次は馬成・吳漢・王梁・賈復・陳俊・耿弇・杜茂・寇恂・傅俊・岑彭・堅鐔・馮異・王霸・朱祜・任光・祭遵・李忠・景丹・萬脩・蓋延・邳彤・銚期・劉植・耿純・臧宮・馬武・劉隆なり。惟馬援のみは、皇后の父なるを以て與らず。○十一年、東平王蒼、來朝す。蒼、上の卽位の初より驃騎將軍と爲り、五年にして國に歸り、是に至りて入朝す。上問ふ「家に處りて何を以てか樂と爲す」と。蒼曰く、「善を爲す、最も樂し」と。

〔通釋〕永平二年（卽位の翌年）に帝は大學に臨幸して敬老の禮を行はれた。此の時には（三公中の最高齡者を三老と稱し、卿大夫中の最高齡者を五更と名づけたが）、三老には李躬、五更には桓榮が選ばれた。三老は東向きに、五更は南向きに坐らされ、帝自ら左の肩肌脫いで、いけにへの動物を料理し、調味のしたぢを副へて二老人に給仕し、（食終れば）盃を持つて二老人の口を酒で漱ぎ清められた。さて其の饗應の禮が濟むと、桓榮及び其の弟子達を案內して講堂に上らせ、そこで大勢の學者達が經書を手にして義理の疑はしい所、難解の所を榮等に對して敎を乞うた。此の日大學の周圍の橋門

の外に群り立つて養老の禮を拜觀せんとする正裝の名士達は數ぞへきれぬ程の大勢であつた。○翌くる永平三年に、光武帝中興の際に於ける功臣二十八人の肖像を南宮の雲臺といふうてなに掲げて、天の二十八宿に應ぜしめられた。其の順序は、第一が鄧禹、次は馬成以下吳漢・王梁・賈復・陳俊・耿弇・杜茂・寇恂・傅俊・岑彭・堅鐔・馮異・王霸・朱祐・任光・祭遵・李忠・景丹・萬修・蓋延・邳彤・銚期・劉植・耿純・臧宮・馬武・劉隆の二十八人である。唯馬援だけは皇后の父といふ理由で此の列には加へられなかつた。

○十一年には東平王の蒼（帝の弟）が都に上つて來た。蒼は帝の卽位の當初から驃騎將軍となつて、五年の後國に歸り、今年久しぶりで入朝したのである。久々の對面で帝は打ちとけて、「家に居て何を樂しみにして居られるか」と問はれたところ、蒼が答へた、「善い事をする程樂しい事はありません」と。

語釋 辟雍（光武帝の章二九六頁。） ○養老禮（三公の中で最高年齢者一人を選んで三老と爲し、又卿大夫の中での高年者を一人選んで五更として各々其の座席を設けて天子親ら三老には父の道を、五更には兄の道を以て事へる敬老の禮をいふ。） ○三老五更（三老五更には諸説あるが、宋均の、三老とは天地人の理を知つた老人、五更とは木火土金水の五行の更代の理を知つた老人をいふといふのが普通の説である。他に諸説あるが、何れにしても、要するに博學高德の老人を指すのである。） ○袒（左の肌をぬぐこと。） ○牲（牛羊豕のいけにへ。） ○執レ醬而饋（醬とは俗に「ヒシホ」と云つて、麥・麴・米・豆の類を蒸し、鹽を加へて日に曝したもの。味噌か醬油のやうなもので、調味料である。饋は食物を進める意。） ○爵（儀式に用ひる盃で、凡そ我が一合位容る。） ○酳（音イン。酒で口を漱ぐこと。） ○問難（六ケ敷いところを問ひ糺すこと。） ○搢紳（高位高官の人。搢は笏をはさむこと。紳は大帶。君前に出るときは、大帶を垂れ、必ず笏を帶にはさむ。） ○橋門（辟雍は、四面水をめぐらし、四方に門があつて門外に橋を架けてある。故にその門を橋門といふ。） ○中興（一度衰へたものが、興るべき機運にあたりて興ること。） ○南宮雲臺（南宮は洛陽に在る宮殿の名。雲臺は南宮に在

西域都護戊己校尉

班超使西域

不入虎穴、不得虎子

る數の名。）　○二十八宿（星座を二十八に區別したものを云ふ。四方各七宿づつである。東は角・亢・氐・房・心・尾・箕、北方は斗・牛・女・虚・危・室・壁、西方は奎・婁・胃・昴・畢・觜・參、南方は井・鬼・柳・星・張・翼・軫である。）　○東平（地名、今の山東省、東平道の地をいふ。）　○蒼（光武帝の第三子、或は第八子ともいふ、明帝の弟である。）　○驃騎將軍（官名、騎兵の大將軍をいふ。）

○十七年、復置西域都護・戊己校尉。初耿秉請伐匈奴。謂、宜如武帝通西域、斷匈奴右臂。上從之、以秉與竇固爲都尉、屯涼州。固使假司馬班超使西域。超至鄯善。其王禮之甚備。匈奴使來。頓疎懈。超會吏士三十六人曰、不入虎穴、不得虎子。奔虜營斬其使及從士三十餘級。鄯善一國震怖。超告以威德、使勿復與虜通。超復使于寘。其王亦斬虜使以降。於是諸國皆遣子入侍。西域復通。至是竇固等擊車師而還、以陳睦爲都護、及以耿恭爲戊校尉、關寵爲己校尉、分屯西域。

【通釋】十七年、復西域都護・戊己校尉を置く。初め、耿秉、匈奴を伐たんと請ふ。謂へらく、「宜しく

武帝の西域に通じ、匈奴の右臂を斷つが如くなるべし」と。上、之に從ひ、秉と竇固とを以て都尉とな
し、涼州に屯せしむ。固、假司馬班超をして西域に使せしむ。超、鄯善に至る。其の王これを禮するこ
と甚だ備る。匈奴の使來る。頓に疎懈なり。超、吏士三十六人を會して曰く、「虎穴に入らずんば虎子を
得ず」と。虜營に奔りてその使及び從士三十餘級を斬る。鄯善の一國震怖す。超、告ぐるに威德を以
てし、復虜と通ずるなからしむ。超、復于窴に使す。その王も亦た虜使を斬りて以て降る。是に於て
諸國皆子を遣して入り侍せしむ。西域復通ず。是に至りて竇固等、車師を擊ちて還り、陳睦を以て都
護と爲し、及び耿恭を以て戊校尉と爲し、關寵を己校尉と爲し、分ちて西域に屯せしむ。

通釋　（西漢の宣帝の時始めて西域都護を置き、元帝の時には戊己校尉を設けて西域地方と交通し
てゐたが、王莽の亂から西域は漢と離れてゐた）。それが永平十七年に至つて再び此の官を置かれた。
初め（僕射の）耿秉が上書して匈奴征伐を願つて謂ふには、「匈奴を討つには、昔武帝が西域に通じ
て、宛も匈奴の右の臂をもぎ取つたやうに（ぬきさしならぬやうにして、自然にその勢力を挫かれた故
智をまねられたが宜しうございます）」と。帝は此の言に從つて、耿秉と竇固（竇融の子）の二人を都
尉に任じて涼州に駐屯させられた。竇固は先づ假司馬の班超を西域に使にやつた。超は鄯善國（西域

中の一國）に着くと、國王は大いに歡迎して至れり盡せりの禮遇をして呉れたが、間もなく匈奴からも使者が來た。すると王は、急に以前とは打つて變つて冷遇し、（匈奴の使の待遇に一生懸命になつた。）そこで超は隨員三十六人を集めて（之を勵まして）曰ふには、「（今、匈奴の使が來て忽ち我等に對する待遇の變るのは、これ我が漢の國をみくびつた態度である。この儘にして置けば、西域は悉く匈奴について了ふだらう。今漢の威力を示さなければ西域をひきつけることは絶對に出來ないで諺にも『虎の穴にとび込まなければ虎の子は生獲る事は出來ない』といふ。（この上は彼の匈奴の使者の陣營に斬り込んで、彼等を殺して了ふより外はない）」と。（從者一同も之に贊同して夜に乘じて）匈奴の屯營を襲つて、その使者及び從士三十餘人の首を斬つた。是をみて、鄯善國は、國中縮み上つて漢を怖れた。超は此の時をすかさず漢の武威と漢帝の仁德とを鄯善王に語つて、今後再び匈奴と通じてはならないと申し渡した。其の後、超は、復西域の一國である于寘に使したが、于寘王も亦匈奴の使者を斬つて漢に降服した。こんなわけで西域の諸國は、皆其の王子を人質として漢に遣はして、帝のおそばに侍らしめた。（このやうにして王莽の亂後絶えて居た）西域との交通は復活された。又此の年に竇固等は、車師國（これも西域の一部）を討伐して都に還つた。そこで上奏して陳睦を都護に、耿

恭を戊校尉に、又關寵を己校尉に、それぞれ任命して西域に分屯させた。

語釋 西域都護（官名。西域の諸蕃を監督守護する役。郡の太守に相當する。）○戊己校尉（西域を鎮撫する武官の名。）○匈奴右臂（西域は匈奴の西南に在り。故に匈奴の國南面する時は、西域はその右臂となる。）○涼州（州名、今の甘肅省。）○假司馬（官名。副司馬の意。）○鄯善（國名。西域の一部。）○頓（俄に）○疎擲（取り扱ひがおろそかになること。）○不入虎穴不得虎子（虎の穴に入らなければ虎の子は得られない、卽ち危險を冒さなければ奇功は奏せられないといふ意。今日でもよくこの故事は用ひられる。）○虜（化外の民といふことで此處では匈奴を指す。）○于寘（國名西域の一部。）○遣子入侍（子供を人質として遣す意。）○車師（國名。西域の一部。）

北匈奴攻戊校尉

度遼將軍

漢兵神

○十八年、北匈奴攻戊校尉耿恭。初上卽位之明年、南單于比死。弟莫立。上遣使授璽綬。北匈奴寇邊。南單于擊卻之。漢與北匈奴交使。南單于怨欲畔、密使人與交通。漢置度遼將軍於五原、以防之。已而漢伐北匈奴。北匈奴亦寇邊。至是攻恭於金蒲城。恭以毒藥傅矢、語匈奴曰、漢家箭神。中者有異。虜視創皆沸。大驚。恭乘暴風雨擊之。殺傷甚衆。匈奴震怖曰、漢兵神、眞可畏也。乃解去。

【通鑑】十八年、北匈奴、戊校尉耿恭を攻む。初め、上即位の明年、南單于比死す。弟莫立つ。上、使を遣して璽綬を授く。北匈奴、邊に寇す。南單于擊ちて之を卻く。漢、北匈奴と交使す。南單于怨みて畔かんと欲し、密に人をして與に交通せしむ。漢、度遼將軍を五原に置きて、以て之を防ぐ。已にして漢、北匈奴を擊つ。北匈奴も亦邊に寇す。是に至りて恭を金蒲城に攻む。恭、毒藥を以て矢に傅けて、匈奴に語げて曰く、「漢家の箭は神なり、中る者は異有り」と。虜創を視れば皆沸く。大に驚く。恭、暴風雨に乘じて之を擊つ。殺傷甚だ衆し。匈奴、震怖して曰く、「漢の兵は神なり、眞に畏るべきなり」と。乃ち解き去る。

【通釋】永平十八年に北匈奴が漢の戊校尉耿恭を攻めた。（これには次のやうな原因がある。）初め帝の即位の翌年（永平二年）に南單于の比が死んだので、弟の莫がその後を繼いだ。よつて帝は、使者を派遣して南單于の印綬を莫に授けられた。其の後永平五年に、北匈奴が漢の北邊（五原雲中地方に）入寇した時に、南單于は漢の恩を思つて之を擊退した。（しかるに永平七年に至つて、）漢は匈奴に使を遣はして交りを結んだので、南單于は之を怨んで漢に叛かうとして密かに使を北匈奴にやつて、共に氣脈を通じて漢を絶交しようとした。そこで漢は度遼將軍を五原郡に置いて之を防いだ。（其後永平

十三年に）漢は北匈奴を撃つた。（それから同十七年になつて）北匈奴も亦漢の北邊地方に來寇した。そんな經緯からして今（十八年）北匈奴が漢の戊校尉耿恭を金蒲城に攻撃して來たのである。其時恭は毒藥を鏃に附けて、匈奴を欺つて曰ふには、「漢の矢は神の如き偉力がある。中つたらことだぞ」と脅した。さて戰鬪が始まつて、匈奴がその矢に中つた者の創口を見ると、血がむく〳〵と噴き上つてるたので、大いに驚いた。（是の計で先づ敵の度膽を奪つておいて、今度は）暴風雨に乘じて敵を襲撃し、大損害を與へたので、匈奴はふるへ上つて「漢の兵隊はなるほど神樣のやうだ。これは敵はぬ。」と言つて、圍を解いて歸つた。

語釋　單于（匈奴の大酋長。）　○璽綬（秦漢以後天子の印を璽といふ。古代は一般に印の意。綬はそれにつける組紐。此處では單于の位の證となるべき印のこと。）　○卻（しりぞける。却は此の俗字。）　○畔（叛と音義通ず。離れ叛くこと。）　○度遼將軍（將軍の名。度遼とは遼水を渡つて征伐するといふ意。匈奴を防護する官。）　○五原（郡名。今山西省綏遠道。）　○金蒲城（西域に在る城の名。）　○傅（附に同じ。）　○沸（湯の煮立つ貌。こゝでは血汐のむく〳〵と噴き出すこと。）

明帝褊察

〇上崩。在位十八年、改元者一、曰永平。壽四十八。上性褊察、好以耳目隱發爲明。公卿大臣數被詆毀、近臣尙書以下至見提曳。嘗怒郎藥崧、以杖

藥崧

館陶公主

撞之崧走入床下。上怒甚。疾言曰、郎出、郎出。崧曰、天子穆穆、諸侯皇皇。未聞人君自起撞郎。乃赦之。上遵奉建武制度、無更變。后妃家不得封侯預政。館陶公主爲子求郎。上曰、郎官上應列宿、出宰百里。苟非其人、民受其殃。不許。當時吏得其人、民樂其業。遠近畏服、戸口滋殖焉。太子立。是爲肅宗孝章皇帝。

訓讀 〇上崩す。在位十八年、改元するもの一、永平と曰ふ、壽四十八。上、性褊察にして、好みて耳目を以て隱發して明となす。公卿大臣數々詆毀せられ、近臣尙書以下提曳せらるゝに至る。嘗て、郎藥崧を怒り、杖を以て之を撞く。崧走りて床下に入る。上怒ること甚し。疾く言ひて曰く、「郎出でよ、郎出でよ」と。崧曰く、「天子は穆穆たり、諸侯は皇皇たり。未だ人君の自ら起つて郎を撞くを聞かず」と。乃ち之を赦す。上、建武の制度を遵奉して、更變するところ無し。后妃の家は侯に封ぜられ政に預るを得ず。館陶公主、子の爲に郎を求む。上曰く、「郎官は上列宿に應じ、出でては百

里に宰たり。苟くも其の人に非ざれば、民その殃を受く」と。許さず。當時の吏その人を得て、民その業を樂しむ。遠近畏服し、戸口滋殖す。太子立つ。是を肅宗孝章皇帝と爲す。

【通釋】孝明皇帝は在位十八年の後崩御せられた。元號は唯一度改められただけで、永平といふ。年は四十八歳であつた。(今、孝明皇帝の性格を評すれば、)褊狹で疑ひ深く、大勢の探偵を出して人の秘密を發き出し、それで如何にも自分の眼光が鋭いやうに自慢して居られた。その爲に公卿大臣達も屢々探偵に詆られて(帝の怒りに觸れ)、近臣尙書令以下の諸官吏は、物を擲けられたり曳りまはされるやうなことさへあつた。或時尙書郎の藥崧が御機嫌に逆らつたことがあつて、帝は杖の先で崧を撞かれた。崧は走つて床の下に逃げ込んだ。帝は益〻激怒されて、せき込んで「郎出て來い。郎出て來い」と呼ばれると、崧は床の下から對へて、「天子は深遠にして、諸侯は敬畏すと申してあります。人君たる方が御自身郎官をお撞きになるなどといふことは、私未だ耳にしたことがございません。(餘り御輕率ではございませんか)」と申上げた。流石の帝も(崧の道理ある言葉に屈して)お赦しになつた。(帝はこんな短氣な性質ではあつたが、)建武中興の際定められた制度を遵ひ守られて、少しも變更されなかつた。又皇后の里方の一門は、大名にも封ぜず、政治にも關係させず、(只管外戚の專橫を防がれた)。

館陶公主（光武帝の女）が自分の子供を郎官にして戴きたいと願はれた際にも、帝は「郎官は天の星座に象つた官で、地方に出ては一縣の長官となる者である。若し間違つて不適任な者を用ひたならば、民が災をうけるであらう」と言つて聽き屆けられなかつた。（こんな調子であつたから）當時の官吏は皆適任者を得て、人民は各々樂んで其の家業に精を出すことが出來た。遠い國の端れの人達も朝廷の命に畏服し、人は殖え戸數は增し、（漢の國運は愈々榮えた。帝が崩御されると）、すぐ皇太子が位に卽かれた。是を肅宗孝章皇帝といふ。

【語釋】 偪察（偪は逼に同じ。心が偏狭であれやこれやと氣をまはすこと。）○以耳目隱發（耳目とは耳目を以て探る人卽ち探偵といふ意。隱發とは人の隱れた私行を發き出すこと。卽ち探偵を出して人の秘密をあばき出す事。）○尙書（官名。宮中に在つて文書を司る役。）○提曳（提は擲つの意。曳はひきずる意。）○郎（官名。郎官。こゝでは尙書郎を指す。）○撞（物で突くこと。）○天子穆穆諸侯皇皇（禮記の曲禮篇の句。穆々は深遠の貌。皇々は敬畏の貌。）○遵奉（大切に順ひ守ること。）○建武制度（光武帝の建武年間の漢朝中興の制度。）○館陶公主（館陶は漢邑の名。今の山東省に在り。公主は皇女の異稱で光武帝の女である。）○列宿（天の二十八宿をいふ。）○出宰百里（百里は一縣の地。郎官から地方に出ては縣令ともなり得る。）○殃（災禍のこと。）○滋殖（益々增加すること。）

孝章皇帝、名炟、母賈氏、馬皇后養之。立爲太子。至是卽位。○西域攻沒都護。北匈奴圍己校尉、又圍耿恭。詔遣兵、罷都護及戊己校尉官。惟班超上

班超請レ平ニ西域ー

疏請兵、欲遂平西域。上知功可成、從之。○北匈奴五十八部來降。時北匈奴衰耗、黨衆離畔。南部攻其前、丁零寇其後、鮮卑擊其左、西域攻其右。不復自立。乃遠引而去。鮮卑擊斬北單于。故部衆有來降者。

訓讀 孝章皇帝、名は炟、母は賈氏、馬皇后之を養ふ。立てゝ、太子と爲す。是に至りて位に卽く。○西域都護を攻沒す。北匈奴、己校尉を圍み、又耿恭を圍む。詔して、兵を遣す。都護及び戊己校尉の官を罷む。惟り班超上疏して兵を請ひ、遂に西域を平げんと欲す。上、功の成る可きを知りて之に從ふ。○北匈奴の五十八部來降す。時に北匈奴衰耗し、黨衆離畔す。南部其の前を攻め、丁零其の後に寇し、鮮卑其の左を擊ち、西域其の右を攻む。復自立せず。乃ち遠く引きて去る。鮮卑擊ちて北單于を斬る。故に部衆來降する者有り。

通釋 孝章皇帝は名を炟といつて其の母は賈氏である。(明帝の)皇后馬氏が養ひ育てた。既に皇太子となつて居られたが(明帝が崩ぜられたので)位に卽かれた。○西域の車師國が叛いて漢の都護を攻め殺し、又北匈奴は己校尉を包圍し、戊校尉の耿恭をも攻め圍んだ。そこで帝は兵を遣して之を救

章帝寛厚

求忠臣於孝子之門

はれた。(しかし翌建初元年には)都護及び戊己校尉の官を罷められた。ひとり班超だけは援兵を願つて遂に西域を平定したいと上書した。帝はこれは必ず成功すると思はれたので、(此の意見に從つて)兵を遣はされた。○それから北匈奴の五十八部が降參して來た。それは當時北匈奴は勢力が衰へて大分仲間割れがしてゐた。此の機に乘じて南匈奴は其の前面(南方)を攻め丁零はその背後(北方)に押し寄せ、鮮卑はその左(東方)を撃つて、西域は其の右(西方)を攻めたので、北匈奴は再び自立する事が出來なくなつて遠く逃げ去つた。鮮卑は之を追撃して北單于を斬つた。(それでその大將を失つた)五十八部の匈奴が漢に來降したのである。

【語釋】五十八部(名號など詳でない。)　○南部(南匈奴の部落。)　○丁零(國名。西域の一部。)　○鮮卑(種族の名。興安嶺の東に起り、後匈奴の故地に移住し、東漢の末頃其の勢が最も盛になる。)

○上崩。在位十三年、改元者三、曰建初・元和・章和。壽三十一。上繼明帝察察之後、知人厭苛切、事從寛厚、文之以禮樂。嘗議貢擧法。韋彪議曰、國以簡賢爲務、賢以孝行爲首。求忠臣必於孝子之門。上然之。廬江毛義、以行

毛義　廉范

義稱。張奉候之。府檄適至、以義守安陽令。義捧檄入、喜動顏色。奉心賤之。後義母死。徵辟皆不至。奉乃歎曰、往日之喜、爲親屈也。上下詔褒寵之。州郡得人。如廉范在蜀郡、弛禁以便民。民歌之曰、廉叔度來何暮。不禁火、民安作。昔無襦、今五袴。當時皆以平徭簡賦。忠恕長者爲政、終上之世、民賴其慶。太子立。是爲孝和皇帝。

【通釋】上崩ず。在位十三年、改元する者三、建初・元和・章和と曰ふ。壽三十一。上、明帝察察の後を繼ぎ、人の苛切を厭ふを知り、事寬厚に從ひ、之を文るに禮樂を以てす。嘗て貢擧の法を議す。章彪、議して曰く、「國は賢を簡ぶを以て務と爲す。賢は、孝行を以て首となす。忠臣を求むるは、必ず孝子の門に於てす」と。上之を然りとす。廬江の毛義、行義を以て稱せらる。張奉之を候す。府檄適ま至り、義を以て安陽の令に守たらしむ。義、檄を捧げて入り、喜、顏色に動く。奉、心に之を賤む。後義が母死す。徵辟に皆至らず。奉乃ち歎じて曰く、「往日の喜は親の爲に屈するなり」と。上　詔を

下して之を廢黜す。州郡人を得たり。廉范の蜀郡に在るが如き、禁を弛めて以て民に便す。民之を歌ひて曰く、「廉叔度の來る何ぞ暮きや。火を禁ぜず、民安作す。昔襦無く、今は五袴」と。當時、皆以て徭を平にし、賦を簡にす。忠恕の長者政を爲し、上の世を終るまで、民其の慶に賴る。太子立つ。是を孝和皇帝と爲す。

[illegible] 孝章皇帝は在位十三年の後崩御せられた。其の間元號を變更すること三度、建初・元和・章和といふ。年三十一歳であつた。帝は父の明帝の重箱の隅をほじくるやうな政治の後を受け、人民が餘り嚴しい政治を嫌つて居ることをよく知つて居られたので、すべての事皆寛大に改め、禮儀音樂等の文教の方面に心を用ひられた。或時朝廷で、地方からの人材登用の法について會議があつた。其の時韋彪といふ者が意見を述べて曰ふには、「國家の務は賢者を選んで登用するのが一番大切なことであります。（賢者と申しましても色々の見方がありますが、）其の中でも孝行が第一であります。（親に孝行な者は必ず君に忠義であります。）で忠臣をさがすには孝行な者を選びさへすればよろしうございます」と。帝は是の說に從はれた。さて此處に廬江郡の生れで毛義と云ふ人が行ひが立派であるといふので評判であつた。そこで南陽郡の張奉といふ人が毛義の家を訪ねて行つたところが、丁度其の時政

府からの召出狀が到着して、義を安陽縣の縣令に任ずるとあつた。義は其の召狀を押し戴して內にはいり、大變な喜び樣で、いかにも滿足な樣子であつた。奉は(この有樣を見て、「さて／＼毛義といふ男はそんなに官祿が欲しいのか。聞きしに違ふ大馬鹿者であるわい)と心ひそかに輕蔑の念を禁じ得なかつた。其の後義の母が死んだ。すると今度はいかに朝廷や地方廳からお召しがあつても悉く御辭退して官途に出なかつた。(そこで奉は始めて義の眞の胸の中がわかつて)感嘆して曰ふには、「(何時かあんなに喜んだのは、あれは實はお母さんの喜びを思つて嬉しがつたのだつた。)毛義が仕官したのは、お母さんの爲に操をまげてすゝみもしない官途に就いたのである」と。此の事が何時か上聞に達して詔を下して毛義の善行を褒賞された。當時の地方官は皆人物揃ひであつたので、(天下の民は太平を謳歌した。)例へば、蜀郡の太守廉范の如き、早速わづらはしい禁制をゆるめ民の便宜をはかつてやつた。(中でも夜業を許可したことは其の最も歡迎せられた點であつた。元來蜀の成都は人家が立て込んでゐるので、火の用心の爲に一切夜業を禁じてあつたが、其の爲に人民は隱れて夜業を行つたりして、却て火事を出すことが多かつた。そこで今范は其の法度をゆるめ、夜業はしてよい。但し、燈のわきには必ず水桶を用意せよと命じた)。人民はそれを大いに德として次ぎのやうな流行唄をうたつて

喜んだ。「廉叔度様、なぜもつと早く來なさらなんだ。卿が來てから夜業が出來て、わしらは樂々仕事が出來る。襦袢一枚なかつたわしらが今は、これ見よ、五枚の股引持つてるぞい。」又當時政府も地方廳も、民の力役を公平にし、税金を輕くし、思ひやり深い溫厚の長者が政を執つたので、帝の崩御まで民は其の御恩澤を蒙つた。帝が崩ぜられたので、太子が位に即かれた。孝和皇帝といふ。

語釋 察々（微細な事まで根ほり葉ほり調べること。） ○苛切（煩しく厳しいこと。） ○寛厚（寛大溫厚。ゆるやかでおだやかなこと。） ○文（飾ること。「あや」とも訓じて、あやをつけ飾る意。） ○禮樂（禮儀音樂。） ○貢擧法（地方の人材を試驗して都へ貢ぎ擧げる法。人材登用の一方法である。） ○簡（善惡を分別して分けえらぶこと。） ○首（第一。） ○廬江（郡の名。今の安徽省の廬江縣の西に當る。） ○府檄（檄は召し狀。政府の召し狀。） ○安陽（縣の名。今の陝西省漢中府城固縣の東に當る。） ○徵辟（天子の詔があつて召すを徵といひ、郡國から擢擧して召すを辟といふ。） ○屈（志を枉げる。此處では自分の本心でない意。） ○褒寵（褒め尊ばれること。） ○蜀郡（成都をいふ。） ○襦（短衣即ち襦袢のこと。） ○五袴（袴は「はかま」。五は多數の意。即ち此處では澤山の衣服の意。） ○徭（公の力役に使はれること。） ○忠恕長者（忠はまめやかに、恕は思ひやり、己を盡してまめやかに、己を推しておもひやりある德ある老成の人。）

孝和皇帝、名肇、母梁氏。竇皇后子之。年十歳即位。竇后臨朝。竇憲以外戚侍中用事。有罪。求出撃北匈奴以自贖。后從之。大破匈奴、登燕然山、刻石勒功而還。入爲大將軍。四年、父子兄弟、並爲卿校、充滿朝廷。有逆謀。上知

鄭衆

宦官用ㇾ權

之、遂與宦者鄭衆定議、勒兵收憲印綬、迫令自殺。以衆爲大長秋、常與議政。宦官用權自此始。○先是漢兵擊北單于。走死。漢立其弟。後叛。追斬滅之。鮮卑徙據北匈奴地、自此漸盛。

【訓讀】孝和皇帝、名は肇、母は梁氏。竇皇后之を子とす。年十歲にして位に卽く。竇后、朝に臨む。竇憲外戚を以て侍中たり。事を用ふ。罪あり。出でて北匈奴を擊ちて以て自ら贖はんことを求む。后之に從ふ。大に匈奴を破り、燕然山に登り、石に刻み功を勒して還る。入りて大將軍と爲る。四年、父子兄弟、並に卿校と爲り、朝廷に充滿す。逆謀有り。上之を知り、遂に宦者鄭衆と議を定め、兵を勒して憲が印綬を收め、迫りて自殺せしむ。衆を以て大長秋と爲し、常に與に政を議す。宦官權を用ふる、此れより始る。○是より先き漢兵北單于を擊つ。走りて死す。漢其の弟を立つ。後叛く。追ひ斬りて之を滅す。鮮卑徙りて北匈奴の地に據り、此れより漸く盛なり。

【通釋】孝和皇帝は名を肇といひ、母は梁氏である。(章帝の)皇后の竇氏が之を自分の子供として、(養はれた)。年十歲で帝位に卽かれたので、竇太后が(母の資格で)政治を執られた。竇憲(太后の

兄）は外戚のかどで侍中となつて權力をほしいままにした。（時に齊の殤王の子都鄕侯暢といふ者が、先帝崩御の御悼みに入朝し、屢々太后に御目にかかつて信任を得さうな形勢であつたので、憲は自分の權力が引き割かれはしないかと恐れ、刺客を遣して暢を殺させた）。此の罪があるので、（太后は大いに怒り憲を誅さうとせられた）。憲は恐れて、「罪亡しに北匈奴の征伐にやつて下さい。必ず功を立てゝ贖ひを致しますから」と願ひ出た。それでは行けといふことになつて、憲は大いに匈奴の軍を破り、燕然山に登つて石に自分の軍功を刻みつけて凱旋し、大將軍となつた。永元四年には憲父子兄弟同時に公卿大將となり、一族朝廷に滿ち溢れるの繁榮を來した。ところが、（餘り勢が強くなり）、遂に謀叛の企てをするに至つた。幸ひに帝は之を察知して、宦官の鄭衆といふ者と相談し、兵を集めて戰ひの用意をし、憲の大將軍の印綬を取り上げ、尙迫つて自殺せしめられた。かくて帝は鄭衆を大長秋の官につけ、事毎に政治の相談をされた。宦官が權力を專らにし（やがて漢の滅亡を來すに至つたのは）實に此處に原因するのである。

○是より先き（永元三年に）漢の兵は北單于を擊つた。單于は敗走して死んだ。翌年、漢は其の弟を立てゝ北單于となしたが、後叛いたので追擊して之を斬り滅した。（東夷の）鮮卑は以前の北匈奴の地

に從つて其處に根據を据ゑ、これから段々其の勢力が盛になるのである。

〔語釋〕外戚(母方の親戚。竇憲は竇太后の兄に當る。) ○侍中(官名。君側にありて諮詢にあづかる役。) ○有レ罪(憲が都郷侯の暢を殺し、太后に誅せられようとしたことをいふ。) ○燕然山(匈奴にある山の名。) ○勒(刻むこと。) ○卿校(公卿と將軍。) ○逆謀(謀叛の企て。) ○勒レ兵(兵をとゝのへること。) ○令二自殺一(憲は太后の兄である爲め殺さずに自決せしめたのである。) ○大長秋(官名。長秋は當時の皇后の宮殿の名。大長秋とは皇后宮の卿で我が皇后宮大夫に當る。)

徵二班超一

燕頷虎頭

水清無二大魚一

○徵二班超一還二京師一。卒。超起レ自二書生一、投レ筆有下封二侯萬里之外一之志上。有二相者一。謂曰、生燕頷虎頭、飛而食レ肉、萬里侯之相也。自二假司馬一入二西域一、章帝時、爲二西域將兵長史一。至レ上、以レ超爲二西域都護騎都尉一、平二定諸國一。在二西域一三十年、以レ功封二定遠侯一。至レ是以二年老一乞レ歸。願生入二玉門關一。上許レ之。任尚代爲二都護一、請レ敎。超曰、君性嚴急。水清無二大魚一。宜二蕩佚簡易一。尚私謂レ人曰、我以二班君當一レ有二奇策一。今所レ言平平耳。尚後果失二邊和一。如二超言一。○上在レ位十八年崩。改元者二、曰二永元・元興一。太子立。是爲二孝殤皇帝一。

西域古城

【通鑑】班超を徴して京師に還らしむ。卒す。超、書生より起り、筆を投じて萬里の外に封侯たるの志あり。相者有り。謂ひて曰く、「生は燕頷虎頭、飛んで肉を食ふ、萬里侯の相なり」と。假司馬より西域に入り、章帝の時、西域の將兵の長史となる。上に至りて超を以て西域の都護騎都尉と爲し、諸國を平定す。西域に在ること三十年、功を以て定遠侯に封ぜらる。是に至りて年老いたるを以て歸らんことを乞ふ。願はくば生きて玉門關に入らん」と。上、之を許す。任尚代りて都護と爲り、教を請ふ。超曰く、「君が性嚴急なり。水清ければ大魚無し。宜しく蕩佚簡易なるべし」と。尚、私に人に謂ひて曰く、「我以らく、班君當に奇策あるべしと。今言ふところは、平平たる耳」と。尚、後果して、邊和を失す。超の言の如し。○上、位に在ること十八年に

して崩ず。改元するもの二、曰く、永元・元興と。太子立つ。これを孝殤皇帝と爲す。

通釋　(永元十四年に)班超を徴して京師に還らせたが、超は還ると間もなく死んだ。超は一貧書生から身を起こし、斷然筆を投げ棄てゝ文官志望を中止し、武勳を立てて萬里の異域に封侯とならうといふ大志を抱いた。時に一人の人相觀があつて、超の人相を觀て曰ふには、「君の下顎は燕の如く、頭は虎に似てゐる。(これは燕が萬里の外に飛翔するが如く、又虎が他の獸の肉を食ふやうに、他日必ず萬里の外に活動し、蕃國を攻め取つて、)萬里侯となる事の出來る人相である」と。後竇固の下に假司馬となつて西域に入り、章帝の時に西域の將兵の長史となつたが、和帝は特に超を引き上げて西域の都護騎都尉に任ぜられた。超は西域諸國を平定して、三十年の長い間西域に居り、遂に其の功によつて定遠侯に封ぜられた。(人相觀の豫言が的中したわけである。)かくて漸く宿望を遂げた超は、年老いたとの理由で都に歸りたいと願ひ出て曰ふには、「どうか玉門關に入つてから死にたうございます」と。帝もそれをお許しになり、任尙といふ人が都護の後任になつた。そこで任尙は西域を治める方法について超に敎へを乞うた。超が曰ふには、「君は元來嚴格で性急である。水淸ければ魚棲まずといふ。よく君の缺點を抑へて萬事寛大で手輕にし、まるく治めてゆくがよい」と。尙は其の後ひそ

かに人に語つて曰ふには、「班君は永らく西域に居て成功したから、何か秘策があるに違ひないと思つてたづねて見たが、案外平凡なことを言つて居る」と言つて輕蔑したが、後、果して邊境に悶着を起して人望を失つた。超の恐れたことが事實となつたのである。○帝は在位十八年で崩御された。年號を改めた事は二度で永元・元興といふ。次は皇太子が即位された。是を孝殤皇帝と申上げる。

語釋 投筆（文事を廢すること。）○相者（人相見。）○燕頷虎頭（頷は下顎「おとがひ」である。燕は萬里の外に雄翔し、虎は他獸の肉を食ふ。故に此の相萬里侯に當る。）○假司馬（官名。副司馬。）○長吏（縣官の名。）○定遠侯（定遠は邑の名。今の陝西鎮巴縣。此の地に封ぜられたから定遠侯といふ。）○嚴急（嚴しくて、早急なること。）○水清無大魚（孔子家語に「孔子曰、水至清則無魚。人至察則無徒。」是は政治は餘りこまか過ぎると人心離反して、失敗を招くといふ意である。）○蕩佚（音タウテツ。寛大、緩やかなこと。）○奇策（すぐれた策略。秘策。）○邊和（邊境の平和。）

孝殤皇帝名隆、生百餘日即位。改元延平。在位八閱月而崩。時皇太后鄧氏臨朝、與鄧隲定策立嗣。是爲孝安皇帝。

讀方 孝殤皇帝、名は隆、生まれて百餘日にして位に即く。元を延平と改む。位に在ること八閱月にして崩ず。時に皇太后鄧氏朝に臨み、鄧隲と策を定めて嗣を立つ。これを孝安皇帝となす。

通釋 孝殤皇帝は名を隆といつて、生れて百餘日目に帝位に即かれた。年號を延平といふ。位に

在ること僅かに八ケ月で崩ぜられた。時に皇太后の鄧氏は朝に臨んで政務を執つて居られたので、其の兄の鄧隲と相談して世嗣を立てた。是を孝安皇帝と申す。

語釋 八閏月（閏は越え經ること。八ケ月を經ること。）○定策（策は竹筒のこと、天子を立つる時、之を竹筒に書いて宗廟に告げることから、世嗣の君を立てゝ、天子を定める事をいふ。）

孝安皇帝　虞詡　盤根錯節　綵線縫衣

孝安皇帝名祜、清河王慶之子、章帝孫也。未冠迎即位。鄧后仍臨朝、鄧隲爲大將軍。時邊軍多事。鄧隲欲棄涼州、幷力北邊。郎中虞詡以爲不可曰、關西出將、關東出相。烈士武夫、多出涼州。衆皆從詡議。隲惡詡、欲陷之。會朝歌賊攻殺長吏。州郡不能禁。以詡爲朝歌長。故舊皆弔之。詡曰、不遇盤根錯節、無以別利器。及到官募壯士。攻刦者爲上、傷人偸盜者次之。收得百餘人、使入賊中、誘令刦掠。伏兵殺數百人。又潛遣貧人能縫者、傭作賊衣、以綵線縫其裾。有出市里者、輒禽之。賊駭散、縣境皆平。

【日譯】孝安皇帝、名は祜、清河王慶の子にして、章帝の孫なり。未だ冠せずして迎へられて位に卽く。鄧后、仍朝に臨み、鄧隲、大將軍と爲る。時に邊軍多事なり。鄧隲涼州を棄てゝ力を北邊に併せんと欲す。郎中虞詡以て不可と爲して曰く、「關西は將を出し、關東は相を出す。烈士武夫は多く涼州より出づ」と。衆皆詡の議に從ふ。隲、詡を惡みて、之を陷れんと欲す。會ゝ朝歌の賊、長吏を攻め殺して、州郡禁ずる能はず。詡を以て朝歌の長となす。故舊これを弔す。詡曰く、「盤根錯節に遇はずんば、以て利器を別つ無し」と。官に到るに及びて、壯士を募る。攻刦する者を上と爲し、人を傷け、偸盜する者之に次ぐ。百餘人を收め得て、賊中に入らしめ、誘ひて刦掠せしめ、兵を伏して數百人を殺す。又潛に貧人の能く縫ふ者を遣して、賊衣を傭作せしめ、綵線を以て其裾を縫ひ、市里に出づる者有れば、輙ち之を禽にす。賊駭き散じて、縣境皆平らぐ。

【通釋】孝安皇帝は名を祜といひ、清河王慶の子で、章帝の孫に當る。まだ元服の禮を行はないうちに迎へられて帝位に卽かれた。鄧太后は依然として朝に臨んで政を聽き、太后の兄の鄧隲は大將軍となつた。この頃北境の幷州・涼州に羌胡が侵略し來り、重大な問題になつて來た。そこで鄧隲は(軍費の不足を憂へて)西北の涼州を放棄して專ら北邊の幷州の警備に力を盡さうとした。郎中の虞詡が

此の謀に反對して曰ふには、「古來關西は大將を出し、關東からは大臣を出してゐる。烈士武夫は多く涼州の出身である。(此の立派な涼州を棄て羌胡に委ねようとするのは國家の不利益だ)」と主張したので、皆詡の說に贊成した。それを隲が根に持つて、折あらば詡を陷れてやらうと待ち構へて居た。時しも朝歌縣の賊數千人が縣令を攻め殺して亂暴を働いたが、所管の州も郡も之を平定することが出來なかつた。(そこで隲は時こそ來れ、今こそ貴樣を窮地に陷れてやるぞと)、詡を朝歌縣の長官に任じて、(速に賊を鎭定せよと命じ、心私かに其の失敗を希つた。)詡のふるなじみの友達は、(詡の不幸を氣の毒に思つて)詡を見舞つた。詡は笑つて曰ふには、「(いや喜んでくれ。今度こそ俺の力を試す時だ、)切角の利斧もでこぼこの木の根や、やゝこしい節を斬つて見ぬと斬れ味がわからぬからな」と言つて寧ろ得意の面持ちであつた。さて任地に着くと、直ちに勇敢な男子を募集した。そして集つて來た者百餘人の中、城を攻め掠奪を行ふ者を一組拵へて上等組とし、人を傷つけ盜棒を働く者をその次ぎの組とした。そして此の二組の者を賊の隊中に入り込ませて、賊を强盜掠奪におびき出し、豫め伏兵を設けて置いて一擧に賊數百人を殺した。又別にひそかに貧民の裁縫の出來る者を募集し、これらに賊の着物を賃縫させ、其の際裾を色絲で縫はせておいた。かくて賊が此の着物を着て

町へ出て來た際、衛の色絲を目印にして直に捕へた。賊もこれには大いに驚いて、遂に解散し縣內悉く平定された。

語釋 清河（郡名、今河北省・山東省の一部にあたる。）○未レ冠（男子は二十歳で冠をつけて一人前になる。日本の元服のやうなものである。但し、安帝は二十三歳で位に即かれたので、冠禮が遅れてゐたわけである。）○仍（是遂通りの意、）○邊軍多事（國境方面の警備に面倒なことが多いといふことで、此處では西域の羌族が邊境に寇して、幷州涼州に侵入したことを指す。）○郎中（官名。帝の近側に在る役。）○關西關東（關は函谷關の意で、それから西を關西、東を關東といふ。涼州は關西の一部である。）○朝歌賊（朝歌は縣の名。其處に起つた賊徒のこと。地は今の安徽省鳳陽府の東に當る。）○不レ遇ニ盤根錯節一、無ニ以別ニ利器一（盤は蟠に通じて蟠り曲つた根。錯節は入り組んだ木の節。さういふ切りにくいものに遇はなければ良の斧の切れ味は判別出來ないといふ喩を以て、艱難にぶつかつて、始めて偉大なる人物のわかることをいふ。又「盤根錯節」を世の艱難にたとへる。）○偷盜（音トウタウ。偷も盜もぬすむこと。）○劫掠（おどしつけて人の物をかすめ取ること。）○潛（ひそかに。）○傭作（賃錢をうけて勞作すること。こゝでは賃稼のこと。）○綵線（綵はいろどり、線は絲。色絲のこと。）

增竈

太后知詡有將帥之略、以爲武都太守。叛羌數千遮詡。詡停不進。宣言請兵、須到乃發。羌聞之、分鈔傍縣。詡因其散、日夜進道、令軍士各作兩竈、日增倍之。或曰、孫臏減竈、而君增之。兵法日行不過三十里。而今日且二百里、何也。詡曰、虜衆多、吾兵少。徐行易爲所及。速進則彼不測。虜見吾竈日增、謂郡兵來迎。衆多行速、必憚追我。孫臏見弱、吾今示強。勢不同也。

見弱示強

【訓讀】太后、詡が將帥の略有るを知り、以て武都の太守と爲す。叛羌數千、詡を遮る。詡停りて進まず。兵を請ひ到るを須ちて乃ち發せんと宣言す。羌これを聞きて傍縣を分鈔す。詡その散ずるに因りて日夜道を進み、軍士をして、各〻兩竈を作らしめ、日に之を增倍す。或ひと曰く、「孫臏は竈を減ず、而るに君はこれを增す。兵法に日に行く三十里に過ぎずと。而るを今日に且に二百里ならんとするは何ぞや」と。詡曰く、「虜の衆は多く、吾が兵は少し。徐に行かば、及ぶ所と爲り易し。速に進まば、則ち彼測らず。虜吾が竈の日に增すを見ば、郡兵來り迎ふと、謂はん。衆多くして行くこと速ならば、必ず我を追ふを憚らん。孫臏は、弱を見し、吾は今强を示す。勢同じからざるなり」と。

【通釋】鄧太后は詡がこのやうに軍隊指揮の才略あるのを知つて、武都郡の太守に任命された。詡が赴任しようとすると、叛旗を飜した羌人數千人が其の道中を遮つて、進むことが出來ない。そこで詡は、「朝廷に援兵をお願ひして其の軍隊が到着するのを待つて出發する」と宣言した。羌人は之を聞いて、（それでは詡の出發までには、まだ日もある事と安心して）近傍の數縣を手分けして掠奪に步いた。詡は彼等が散ずる隙に乘じて、日夜道を急いで進み、途中兵士に命令して、先づ銘〻二つづつの竈を作らせ、次の日は四つ、其の次の日は八つと、進軍先の露營地に竈をだん／＼澤山作らせた。

或人が、(之を不思議に思つて)曰ふには、「昔、齊の孫臏は、軍略として日々竈の數を減らしたといふことであるが、君は之とは反對に、日々竈の數を增して居られるが、これは如何なる理由でござるか、又兵法に一日の行程は三十里を越えないとあるのに、君は今每日二百里近くも行軍して居るのは、これ亦如何なる理由でござるか」と尋ねた。詡は之に對へて曰ふには、「叛羌の數は多く吾兵は少い。靜かに行つたならば敵に追ひつかれ易い。速く進めば敵は吾が兵の行動を測り知る事が出來ない。(故に日に二百里も行軍するのである。又竈を日に增倍したのは)羌衆がこれを見れば、郡兵の來り迎へた者が多數である爲に、かく多くの竈を日々殖やしたのであると思ふであらう。我が軍が日に〱ふえ、又行軍の速度がはやければ敵は必ず我軍を追ふことを恐れてひかへるであらう。孫臏は敵に弱みを見せて勝ち、今、我は敵に強みを示して勝つのだ。その方法の相反するのは、時の事情が異つて居るからである」と。(果して詡の計略は的中して、羌衆は逼らなかつた。)

語釋 武都太守(武都は郡の名。涼州に屬し、今の甘肅省階州成縣の西に當る。太守は郡の長官、日本の縣知事に當る。) ○傍縣(附近の縣々。) ○分鈔(鈔は掠める。手分けして掠め取ること。) ○孫臏(齊の名高き兵法家、魏の龐涓を破つた話は春秋戰國齊の章に出てゐる。) ○所レ及(追ひつくこと。) ○憚(恐れて尻込みすること。) ○勢不レ同(時の事情成行が違ふといふこと。)

羌聞レ詡

易二衣服一回轉

既到。郡兵三千、而羌萬餘。攻二圍赤亭一數十日。詡命二强弩勿一レ發、潛發二小弩一。羌謂二力弱不一レ能レ至、并レ兵急攻。於レ是使二二十强弩共射一。一人發無レ不レ中。羌大驚。詡因出レ城奮擊。明日悉陳二其兵一、令下從二東郭門一出、北郭門入上、貿二易衣服一回轉スルコト數周。羌不レ知二其數一。相恐動。詡潛二於淺水一設二伏候其走路一。羌果大奔。因掩擊大破レ之。賊由レ是敗散。○太后崩。鄧隲罷自殺。

【訓讀】既に到る。郡兵は三千にして、羌は萬餘。赤亭を攻圍すること數十日。詡命じて「强弩發する勿れ。潛に小弩を發せよ」と。羌力弱くして到る能はずと謂ひ、兵を并せて急に攻む。是に於て二十の强弩をして共に射しむ。一人發すれば中らざる無し。羌、大いに驚く。詡因りて城を出でて奮擊す。明日悉く其の兵を陳し、東郭門より出でて、北郭門に入らしめ、衣服を貿易して回轉すること數周。羌其の數を知らず。相恐動す。詡潛に淺水に於て伏を設けて其の走路を候ふ。羌果して大いに奔る。因りて掩擊して大いに之を破る。賊、是に由りて敗散す。○太后崩ず。鄧隲罷められて自殺す。

【通釋】やがて詡の軍は郡に到着した。郡の兵は僅に三千位で羌の軍勢は一萬餘人もあつて、其の大軍で赤亭城を攻め圍むこと既に數十日の久しきに及んだ。詡は強い弩はかくしておいて、潛に小さい力の弩を發せよと命じた。そこで羌兵は郡兵は弩の力が弱くて我が陣地まで矢は達しないものと侮つて、諸兵を聯合して急に城を攻めた。詡はここぞとばかり二十張の強弩に一齊射撃を命じた。一人矢を放てば中らざるなく、（實に百發百中といふ勢であつた。）流石の羌兵も大いにうろたへ出した。詡はすかさず城門を開いて撃つて出で大打撃を與へた。其の翌日詡は又全軍を列べさせ、東の城門を出て北の城門に入らしめ、一回毎に兵士の衣服を取り換へて何回もぐるぐると城の周圍をまはつて、（示威運動を行つた。）羌兵は之を望見し（衣服の違ふ度に別の兵が出て來たものと信じ）城兵の數の計り知れないのにびくつき出した。（そこで詡は羌兵がやがて圍みを解いて退却することを豫想し、）川の淺瀬に伏兵を設けて其の退路に待ち受けた。果して羌兵は總崩れになつて退却して來たので、詡は不意にとび出して之を迎へ撃ち大いに破つた。羌、賊は此の敗戰によつて遠く退却して了つた。○（建光元年に）鄧太后が崩ぜられ、帝は政を親ら執られた。鄧隲は官を罷められて自殺した。

【語釋】赤亭（武都郡の城の名。）○弩（「石ゆみ」と稱するもので、力強くして火器以前の有力な武器。我國にも古くは用ひられた。）○陳（こゝでは兵士を行列させる意。又一說に陣と同じといふ。陣には兵士をならべる意がある。）

○郭門（郭とは外城の意味で、城の外郭の門をいふ。）　○貿易（ここでは單に交換の意味。）　○數周（周はめぐること。）　○候（伺ふこと。）　○掩擊（敵の不意に乘じて襲ひ討つこと。別に包圍して擊つの意もある。）

袁閎　黄憲　汎濫易挹　千頃陂　不可量

○汝南太守王龔、好才愛士。以袁閎爲功曹、引進黄憲・陳蕃等。憲父爲牛醫。憲年十四、潁川荀淑遇於逆旅。竦然異之曰、子吾之師表也。見閎曰、子國有顏子。閎曰、見吾叔度邪。戴良才高。每見憲歸、惘然若自失。其母曰、汝復從牛醫兒來邪。陳蕃等相謂曰、時月之間不見黄生、鄙吝之萌復存乎心矣。太原郭泰過閎不宿。從憲累日。曰、奉高之器譬之汎濫。雖清而易挹。叔度汪汪若千頃陂。澄之不清。撓之不濁。不可量也。憲初擧孝廉、又辟公府。人勸其仕。暫到京師卽還。年四十八而終。

訓讀　○汝南の太守王龔、才を好み士を愛す。袁閎を以て、功曹とし、黄憲・陳蕃等を引進す。憲

の父は牛醫なり。憲年十四、潁川の荀淑、逆旅に遇ふ。竦然として、之を異として曰く、「子は吾の師表なり」と。閬を見て曰く、「子が國に顏子有り」と。閬曰く、「吾が叔度を見たるか」と。戴良才高し。憲を見て歸る每に、惘然として自失するが若し。其の母曰く、「汝復牛醫の兒に從ひて來るか」と。陳蕃等、相謂ひて曰く、「時月の間も黃生を見ざれば、鄙吝の萌復心に存す」と。太原の郭泰、閬に過れども宿せず。憲に從ひて日を累ぬ。曰く、「奉高の器はこれを沈濫に譬ふ。清むと雖も挹み易し。叔度は汪汪として千頃の陂の若し。之を澄ませども淸まず、之を撓せども濁らず。量るべからざるなり」と。憲はじめ孝廉に擧げられ、又公府に辟さる。人その仕を勸む。暫く京師に至りて、即ち還る。年四十八にして終る。

【通解】〇汝南郡の太守王龔は人材を愛し求めた。同郡の人袁閬を功曹（郡書記）に任用すると、閬は黃憲・陳蕃等を推擧した。憲の父は獸醫であつた。憲が十四の時、潁川郡の荀淑といふ人が、宿屋で始めて憲に遇つて、其の人物の只者でないのに畏敬して、「あなたは私の先生と仰ぐべき方である」と言つた。其の後荀淑は閬に會つて曰ふには、「あなたの國には顏回にも比すべき賢人が居られますね」と。閬はさてはと思ひ、「ではあなたは叔度(憲の字)にお會ひになりましたか。（あの男は

確かに偉いですよ」と答へた。當時同郡の戴良といふ人も才子として有名であつたが、憲に會つて歸る度に、ぼんやりとして氣抜けの態であつたので、(母はすぐと氣がついて)「お前は又牛醫の子(憲をさす)と一緒に遊んで來たのか」と言つた。陳蕃等も(憲の人物に感嘆して)、「暫く黃君に會はないと鄙しい根生が芽ざして來ていけない」と話し會つてゐた。太原郡の郭泰は、汝南に行つて袁閎の許を訪ねても一日も泊らなかつたが、憲の家には何日も逗留した。(或人がそのわけを聞くと、)「奉高(閎の字)の器量は之を譬へれば小泉の湧き出るやうなもので、其の水は淸らかではあるが、淺くて挹み易い。(人物の程は知れてゐる。)しかし叔度(憲の字)の器量は大湖の水の洋々と漲つてゐるやうで、澄ませようとしたつて澄まされるものでもなく、又濁らさうとしたつて濁るものでもなく、全くどれ位の深さがあるか量り知れない。(わしは此の大人物の感化を受けようとてあそこに泊るのだ」と答へた。憲は初め孝廉の科に擧げられ、今閎の推擧で陳蕃等と同じく郡守の役所に召され、人に仕官を勸められたが、都に上つて暫く滯在しただけでぶらりと又鄉里に歸り、年四十八歲で歿した。

【語釋】汝南(郡の名。豫州に屬す。今の河南省汝寧府汝陽縣の東南に當る。)○功曹(郡の錄事をいふ。錄事とは記錄をする官、卽ち郡書記。)○逆旅(旅館。)○師表(師範儀表のこと。卽ち先生と仰ぐべき人のこと。)○竦然(畏れ敬ふ貌。)○顏子(孔子の門人中第一の顏回。)○惘然(ぼんやりとして居る貌。)○自失(我を忘れて氣抜けした様子をいふ。惘然自失と熟語に用ふることが多い。)○

時月之間（時は三ケ月、月は一ケ月、即ち二三ケ月又は二三ケ月の意。） ○鄙吝（賤しむべき根性といふこと。） ○太原（郡名、山西省太原縣。） ○氿濫（音キカン。氿は泉の横穴から出ること。濫は泉の地底より出ること。●二字で涌き出る小泉の意である。） ○挹（酌むこと。） ○汪汪（水の深く廣い貌。） ○千頃陂（田百畝を頃といふ。故に千頃とは田地の廣々たる形容、轉じて一般の廣漠たる物にも用ふ。陂は澤のこと、即ち大きな澤といふ意。） ○孝廉（漢の武帝始めて郡國に命令して、年毎に國々に孝廉各一人を擧げさせ以後歷代之に因つて居つた。州からは秀才を擧げ、郡からは孝廉を擧げるのを定例とした。そして後には孝廉が數百人も擧げられた事もあつた。隋唐時代になつては、秀才の科はあつたが孝廉の科は廢止された。要するに孝廉は德行の優れた人物を登用する科擧の一方法である。）

○太尉楊震自殺。震關西人。時人稱之曰、關西孔子楊伯起。教授生徒、堂下得三鱣。都講以爲、有三公之象。取以進曰、先生自此升矣。後當爲郡守。屬邑令有懷金遺之者。曰、暮夜無知者。震曰、天知。地知。子知。我知。何謂無知。令慚而退。及爲三公、時宦者及上乳母王聖用事。皆有請託。震不從。又數以近習爲言。共構之。策收印綬。遂死。葬之日名士皆來會。有大鳥高丈餘、至墓前、俯仰流涕而去。

【訓讀】太尉楊震自殺す。震は關西の人なり。時人之を稱して曰く、「關西の孔子は楊伯起」と。生徒

に教授す。堂下に三鱣を得たり。都講以爲へらく、三公の象ありと。

暮夜卻金

取りて以て進めて曰く「先生此れより升らん」と。後嘗て郡守と爲る。屬邑の令、金を懷にして之を遺る者有り。曰く「暮夜知る者無し。」震曰く「天知る。地知る。子知る。我知る。何ぞ知るもの無しと謂ふや」と。令慚ぢて退く。三公と爲るに及びて、時に宦者及び上の乳母王聖事を用ふ。皆請託あり。震從はず。又數〳〵、近習を以て言を爲し、共に之を構ふ。策して印綬を收む。遂に死す。葬るの日名士皆來り會す。大鳥有り、高さ丈餘、墓前に至りて俯仰し流涕して去る。

〔通解〕（延元三年）に太尉の楊震が自殺した。震は關西の人で、時の人が（彼の德行を）稱へて「（關東には聖人孔子が出たが、）關西にも孔子に匹敵すべき人物がある。それは楊震（伯楊は字）である」と言つた。震は（二十年間學生に教授したが）或日授業の最中（一羽の鸛雀といふ）鳥が三匹の鱣を啣へて講堂の前に下りた。塾長が「之は楊震先生が三公にのぼられる瑞兆である」と言ひ、之を取り押へて楊震に進めて、「先生は是から昇進されませう」と慶賀した。其後東萊郡の太守と爲つた。或時その管下の或る縣令が金を懷中して震の邸に來て贈賄しようとした。曰はく「深夜誰も知る者がありませんから、だまつて此の金をお受取り下さいませ」と。震はそれに對へて、「（君は誰も知らぬと言ふが）天が之を知つて居るぞ。地が之を知つて居るぞ。君も知つて居り、わしも知つて居る。何で知つて居る者が無いと謂ふんだ」と云つて、はねつけた。そこで縣令は大へん赤面して退いた。（其後震は三鱣の瑞兆が當つて）三公の一の太尉に上つた。時に宦官及び帝の乳母の王聖といふ者等が（專横を極めて）、震に自分等の親族の引立を頼んだが、震はすべてとりあはず、却つて、宦官及び王聖等の人々を除きたいと言上した。そこで彼等は震を惡んで事を捏造して讒言した。（帝は是れを信じられて）震の官を免じて印綬を取り上げられた。（震は君恩に報い、惡人を退ける事の出來なかつたのを

閻皇后

孫程

辱ぢて）遂に自殺した。葬儀の日には天下の名士は皆來り會して（震の爲に哭した）。その時、丈餘の大鳥が墓前に飛び來つて、俯しつ仰ぎつ涕を流して去つたといふ事である。

語釋　太尉（官名、三公の一。）　○三鱣（鱣は音セン。黄色にて黒い斑點のある蛇に似た魚といふ。又一説には鱓即ちうみへびなりとも云ふ。三は三匹の意味である。三鱣の三は三公の三。鱣の色が服色なるところから三公となるの瑞兆と見たのである。）　○都講（都は總べ括る意である。學舍を總べる即ち塾長である。）　○郡守（楊震嘗て東萊郡の太守となつた。）　○屬邑令（東萊郡の管下に屬する昌邑縣の縣令王密で、彼は楊震が以前に荊州刺史をしてゐた時、茂才に擧げられた舊恩を以て金を持つて來たのである。）　○請託（親族故舊の緣に託して密に役人に採用されることを賴むこと。）　○近習（左右に侍して近く君の雜務を勤めるものを近習といふ。こゝでは中官等を指す。）　○爲レ言共構レ之（讒言をして人を陷れること。）　○策收二印綬一（大臣の任免には必ず策書を用ひる。策書とは辭令書。收は取り上げること。印綬は官印とその印紐で、官職を示すもの。ここでは太尉たるの印綬。）　○有二大鳥一云々（楊震の德が禽獸にまで及んだ事を意味する。）

○上少號二聰明一。既卽レ位多失レ德。在レ位十九年崩。改元者五、曰二永初・元初・永寧・建光・延光一。太子先爲二近習所一レ譖、坐廢爲二濟陰王一。閻皇后臨レ朝、與二閻顯一迎二立章帝孫北鄕侯懿一嗣レ位。宦者孫程等、誅レ顯遷二閻后一、迎二立濟陰王一。是爲二孝順皇帝一。

通釋　上、少にして聰明と號す。既に位に卽きて失德多し。位に在ること十九年にして崩ず。改元

孝順皇帝
左雄擧二孝廉一

する者五、永初・元初・永寧・建光・延光と曰ふ。太子先きに近習の譖する所となり、坐して廢せられて濟陰王と爲る。閻皇后朝に臨み、閻顯と章帝の孫北鄕侯懿を迎へて位を嗣がしむ。宦者孫程等、顯を誅し閻后を遷し、濟陰王を迎へ立つ。これを孝順皇帝と爲す。

通釋 帝は幼少な時は賢明であるとの評判が高かつたが、帝位に卽いてからは君たるの德を失ふことが多く、在位十九年で崩ぜられた。年號を改めること五たび、永初・元初・永寧・建光・延光といふ。皇太子は先に近習の讒言によつて罪を得て廢せられ、濟陰王と稱し一大名となつて居られた。よつて閻皇后が朝に臨んで閻顯（皇后の兄）と相談して、章帝の孫の北鄕侯懿を迎へて位を嗣がしめたが、（在位八ケ月で崩じ、顯は復後繼の帝を選ばうとしたが）、宦官の孫程等は顯を誅殺し、閻皇后を宮中から離宮に遷して、濟陰王を迎へ立つた。之を孝順皇帝と申す。

語釋 譖（そしる。ここでは讒言のこと。）　○濟陰（郡の名、兗州に屬す、今の山東省定陶縣の西北に當る。）

孝順皇帝、名保、爲孫程等所立。宦官以功封侯者十九人。○尚書令左雄、奏令郡國擧孝廉、限年四十以上、諸生通章句、文吏能牋奏、乃得應選。其

有茂材異等、若顏淵・子奇、不拘年齒。雄公直精明、能審覈眞僞、決志行之。有擧少年至者。雄詰之曰、顏回聞一知十。孝廉聞一知幾邪。頃之、中外坐謬擧、黜免者十餘人。惟汝南陳蕃・潁川李膺・下邳陳球等三十餘人、得拜郎中。

訓讀 孝順皇帝、名は保、孫程等の立つる所爲り。宦官、功を以て侯に封ぜらるゝ者十九人。〇尚書令左雄、奏して郡國に令して孝廉を擧ぐ。年四十以上を限り、諸生の章句に通じ、文吏の牋奏を能くするものは、乃ち選に應ずるを得。其の茂材異等、顏淵・子奇の若きもの有れば、年齒に拘らずと。雄、公直精明にして、能く眞僞を審覈し、志を決して之を行ふ。少年を擧げて至る者有り。雄、これを詰りて曰く、「顏回は一を聞いて十を知る。孝廉は一を聞いて幾を知るか」と。頃之して、中外謬擧に坐して黜免せらるゝ者十餘人。惟汝南の陳蕃・潁川の李膺・下邳の陳球等三十餘人、郎中に拜せらるゝを得たり。

通釋 孝順皇帝は名を保といひ、宦官孫程等に迎へられて帝位につかれた方である。故にその

功績によつて大名に封ぜられた宦官は、（孫程を始めとして）十九人もあつた。〇（陽嘉元年）に尚書令の左雄が（所謂孝廉限年課試の法を）建白したが、帝はこの法を採用された。此の法は郡國の諸學生で經書の一章一句の義に通達して居る者か、又は朝廷の上書建白の文書を認める事の出來る官吏で、何れも年齢四十才以上を限つて、此の選に應ずることが出來る、又特別の秀才で古の顏回や子奇のやうな人物があればそれは年齢の如何に拘らず選に應じて宜ろしい」といふのであつた。雄は公平正直で職務に精通し、人の眞僞を見拔く眼識を有し決斷力に富んでゐた。或時（徐淑といふ）青二才を孝廉に擧げて來た郡守があつた。雄は徐淑に向つて「顏回は一を聞いて十を知つた人だが、孝廉（徐淑を指す）は一を聞いてどれ程を知り得るか」ときめつけたので、（孝廉は答へる事が出來なかつた）。やがて國中の諸官でこの孝廉の推擧をあやまつて、官を免ぜられた者が十餘人もあつた。惟だ汝南郡の陳蕃・潁川郡の李膺・下邳郡の陳球等三十餘人が、此の選に合格して朗中に任ぜられた。

〔語釋〕　尚書令（官名。君の文書を司る役書の長をいふ。）〇諸生（學生。）〇通二章句一（經書の一章一句の義理を會得する意。）〇牋奏（皇后・皇太子・王侯にたてまつるを牋といひ、天子に申し上げるを奏といふ。群臣の上書文をいふ。）〇茂材異等（茂才は秀才に同じ。光武帝の名の秀を避けて茂才といふやうになつた。異等は衆に異り優れたもの。）〇子奇（人名。齊人で年十八の時阿邑に宰として赴き、武器を改鑄して農作具を作つて農業を獎勵し、又、國の倉庫を開いて貧者を救つて、邑内を大いに化したといふ。）〇公直精明（性質が公平に直で曲らず、仕事に精しく明なること。）〇年齒（年齢。）〇審覈（シンカク。詳しくしらべること。覈は物のおほはれたものを覈へ

殺べる義である。）○頃之（すこししての意。少焉、俄、何れも「しばらく」と訓す。意は大體同じ。）○謬擧（あやまつた推擧。）○黜免（黜は退の義で、官を退けられること。）

梁冀

○以皇后父梁商爲大將軍。商死。以其子冀爲大將軍、不疑爲河南尹。遣使者八人、分行州郡。

張綱劾奏

張綱獨埋其車輪於洛陽都亭、曰、豺狼當道。安問狐狸。劾奏冀・不疑無君之心十五事。上知綱言直、而不能用。冀欲中傷之。

張嬰降

廣陵賊張嬰、寇亂揚徐間十餘年。乃以綱爲廣陵太守。綱單車徑詣嬰壘門、請與相見、譬曉之。嬰等萬餘人降。綱入壘宴、散遣任所之。南州晏然。在郡卒。嬰等爲之制服行喪。

【通釋】皇后の父梁商を以て大將軍と爲す。商死す。其の子冀を以て大將軍と爲し、不疑を河南の尹と爲す。使者八人を遣して、州郡を分行せしむ。張綱、獨りその車輪を洛陽の都亭に埋めて曰く、「豺狼道に當る。安んぞ狐狸を問はん」と。冀・不疑が君を無みするの心十五事を劾奏す。上、綱の言の直なるを知れども、而も用ふる能はず。冀、之を中傷せんと欲す。廣陵の賊張嬰、揚徐の間に寇亂する

にと十餘年、乃ち綱を以て廣陵の太守と爲す。綱、單車徑に嬰の壘門に詣り、請ひて與に相見て之を曉喩す。嬰等萬餘人降る。綱、壘に入りて宴し、散じ遣りて之く所に任かす。南州晏然たり。郡に在りて卒す。嬰等之が爲に服を制して喪を行ふ。

通解（陽嘉四年に）皇后の父梁商を大將軍に任ぜられた。（永和八年に）商が死ぬと、其の子の冀を大將軍にのぼし、冀の弟の不疑を河南の太守に任ぜられた。（翌漢安元年に、杜喬・周擧・周栩・馬寔・欒邑・張綱・郭遵・劉班の）八人を使者として天下の州郡に分遣し、（地方官の成績行狀を）視察せしめられた。ところが八人中の張綱だけは、車の輪を洛陽の立場茶屋の土中に埋めて、（地方に視察に出ない決意を示して）、「やまいぬや狼のやうな梁兄弟が政府の要路に頑張つてゐるのに、狐狸にも等しい地方官を調べ歩いて何としよう。（乃公はそんなことは眞平だ）」と豪語した。そして梁兄弟が君を君とも思はぬ不忠の意圖十五ケ條を擧げて、彈劾の上奏文を奉つた。帝は、綱の言ひ分の正しいことを知つて居られたけれども、（外戚の勢力に壓へられて、）これをとり上げる元氣が無かつた。この事からして冀は綱を憎んで、綱を失脚させようとうかがつて居た。たまたま、廣陵郡の賊の張嬰といふ者が、揚州・徐州の地を荒しまはつて、十餘年間も鎭定することが出來なかつた。そこで冀は綱を廣

蘇章
我有二天

陵郡の太守に任じて、(自滅させようと企らんだ)。綱は廣陵に着くと、一臺の車に乘つて、直に嬰の陣營の門に行き、面會を申込んで、色々と諭して(遂に改心させて)。そこで嬰等一萬餘人の者は綱に降參した。綱は賊の陣中にはいつて、共に酒宴を催し、宴果てゝ後その降人達に、皆、思ひ〳〵に自分の行きたい所へ行けと言つて、自由にしてやつたので、(これで强賊も解散して)南方の州郡は平靜になつた。綱は廣陵の太守に在任中死んだので、張嬰等は之を悲しみ、喪服を作つて、綱の喪をつとめた。

【語釋】河南尹(河南郡は帝都の所在地なので、その太守を特に尹と呼ぶ。地は今の河南省洛陽縣の地。)○都亭(漢の郡縣には道に皆都亭があつた。亭は宿場の休憩所即ち立場茶屋の義である。)○豺狼當レ道。安問二狐狸一(豺狼とは梁氏兄弟に喩へたもの。當道とは要路に居ること。狐狸は地方官吏に喩ふ。)○中傷(强ひて他人を惡く言ひふらし、その名譽を傷けること。)○廣陵(郡の名、今の江蘇省揚州府江都縣の東北に當る。)○揚徐閒(揚州徐州の閒といふこと。揚州は古の九州の一で、今の江蘇・安徽・江西・浙江・福建の地、即ち廣陵の地は其の一部。徐州も古の九州の一で、江蘇舊徐州府及邳縣・山東舊兗州府・安徽宿遷縣等皆其地である。)○譬曉(二字共にさとすと讀む。)○南州晏然(南方の州郡が平靜になつたといふこと。)

時二千石長吏、有能政者。冀州刺史蘇章、有故人爲淸河太守。章行部。爲設酒甚歡。守喜曰、人皆有一天。我獨有二天。章曰、今日蘇孺文與故人飲

者私恩也。明日冀州刺史案事者公法也。遂擧正其姦贓之罪。○上在位二十年崩。改元者五、曰永建・陽嘉・永和・漢安・建康。太子立。是爲孝沖皇帝。

通釋 時に二千石の長吏、政を能くする者有り。冀州の刺史蘇章、故人の清河の太守と爲る者有り。章、部を行る。爲に酒を設けて甚だ歡ぶ。守喜んで曰く、「人皆一天有り。我獨り二天有り」と。章曰く「今日蘇孺文、故人と飲む者は私恩なり。明日冀州の刺史として事を案ずる者は公法なり」と。遂に其の姦贓の罪を擧正す。○上、位に在ること二十年にして崩ず。改元するもの五、永建・陽嘉・永和・漢安・建康と曰ふ。太子立つ。是を孝沖皇帝と爲す。

餘論 當時地方長官に善政を行ふ者が多かつた。(一例を擧げると)冀州の刺史の蘇章といふ人に、その舊友で清河郡の太守と爲つて居る者があつた。章が嘗てその所屬の郡邑を視察して清河郡に行つた時に、(太守は舊友たる章の來た事を喜んで、)酒宴を開いて非常に歡待した。其の席上太守は喜びの餘り、「人は皆唯一つの天に覆はれてゐるだけであるが、僕は二つの天に覆はれてゐる」と言つた。(其の意味は一つの天は青い大空、今一つの天は即ち蘇章で、自分の不正を默つてかぶせておいてくれ

るといふのである）」。これを聞いた章は色を正して曰ふやう「今日自分（孺文は章の字）がかうして舊友と共に酒を飲むのは私の交際である。明日冀州の刺史として政治の良否を調べるのは公のことである。（公私を混淆して下さるな）」と。遂に翌日太守が法を犯して賄賂をとつたことをたゞね出して檢擧した。○帝は在位二十年で崩ぜられた。其の間元號を改めること五回、永建・陽嘉・永和・漢安・建康といふ。次は皇太子が位に卽かれた。是を孝沖皇帝といふ。

語釋　二千石長吏（長吏は長官、二千石は其の祿高、郡守即ち我が府縣知事に當る。但し漢の一石は我が一斗一升程であるから、二千石で二百二十石ばかりである。）○冀州（州名。古の九州の一で、今の河北山西の兩省及び河南省と滿洲の一部。）○刺史（官名、もと州牧と言つたのを光武帝が刺史と改めた。郡縣を視察して地方官を監督する役。）○行レ部（行はめぐる。受持の區域を巡視する。）○我獨有二二天一（天は萬物を覆ふもの、よつて一天は青空、今一天は蘇章で、舊交の好みで不正事を覆ひかくしてくれるとの意。）○案レ事（案はしらべる、即ち地方官の行や功績をしらべる。）○姦贓（賄賂を取つた惡事。）

孝沖皇帝、名炳、年二歲卽レ位。三閱月、而崩。改元者一、曰永嘉。梁太后迎二立渤海孝王之子一。是爲二孝質皇帝一。

通釋　孝沖皇帝、名は炳、年二歲にして位に卽く。三閱月にして崩ず。改元する者一、曰く永嘉と。梁太后、渤海の孝王の子を迎へ立つ。是れを孝質皇帝と爲す。

孝質皇帝

跋扈將軍

【通釋】孝沖皇帝は名を炳といひ、年二才で帝位に卽かれたが、僅に三ケ月で崩ぜられた。年號を改めたこと一度、永嘉といふ。次は梁太后が渤海の孝王の子を迎へて位に卽かせられた。是を孝質皇帝といふ。

【語釋】渤海（今の直隸省河間縣東南にある地。）

孝質皇帝、名纘、章帝曾孫也。年八歲卽位。少而聰慧。嘗因朝會、目梁冀曰、此跋扈將軍也。冀深惡之。使左右於餅中進毒。遂崩。在位一年有半。改元者一、曰本初。冀迎立蠡吾侯。是爲孝桓皇帝。

【讀方】孝質皇帝、名は纘、章帝の曾孫なり。年八歲にして位に卽く。少くして聰慧なり。嘗て朝會に因りて、梁冀を目して曰く、「此れ跋扈將軍なり」と。冀深く之を惡み、左右をして餅中に於て毒を進めしむ。遂に崩ず。位に在ること一年有半。改元する者一、本初と曰ふ。冀、蠡吾侯を迎立す。是を孝桓皇帝と爲す。

【通釋】孝質皇帝は名を纘といひ、章帝の玄孫（曾孫は誤りである）に當る。年八才で帝位に卽かれ

た。幼少の頃から聰明の聞えが高かつた。嘗て百官を朝廷に集められた時に梁冀をみつめて、「此れは横暴將軍である」と罵つた。是から、冀は深く帝を惡んで、帝の近臣に命じて餅の中に毒藥を混入して、之を帝にすゝめさした。帝はその毒にあたつて崩ぜられた。在位一年半ばかりで年號を改めたこと一度、本初と曰ふ。冀は蠡吾侯を迎へて帝位に卽かせた。是を孝桓皇帝と言ふ。

語釋 曾孫（是は玄孫の誤りである。漢室の系統は、章帝―伉―寵―鴻―質帝の順である。）○聰慧（才智すぐれ物事にさといこと。）○朝會（朝廷に群臣を會して謁見すること。）○目（注視すること。）○跋扈（跋はこえる。扈は竹籠。魚をとるに、小魚は扈中に殘り、大魚は扈をこえて逃げ去る。これより横暴の意に用ひる。）○餅（舊注に麪食とある。麥粉を以て製した食物。）○蠡吾（縣名。今の河北省保定府博野縣の西南地方。）

孝桓皇帝　李固李膺　荀氏八龍　御二李君一

孝桓皇帝、名志、章帝ノ曾孫也。年十五ニシテ卽レ位ニ。梁冀以テ二定策ノ功ヲ一益レ封ヲ。又封ジテ二其ノ子弟ヲ一皆侯トス。李固・杜喬欲下立テント二清河王蒜ヲ一上。至レ是ニ蒜貶セラレ爲レ侯ト自殺ス。固・喬下レ獄ニ死ス。○前ノ朗陵侯相潁川ノ荀淑、少クシテ博學有リ二高行一。李固・李膺等、皆師二宗ス之ヲ一。相タリ二朗陵ニ一。治稱ス二神君ト一。子八人。時人稱シテ爲ス二八龍ト一。其ノ六ヲ曰フレ爽ト。字ハ慈明。人言フ、荀氏ノ八龍、慈明無レ雙ナリト。縣令命ジテ二其ノ里ヲ一曰フ二高陽里ト一。爽嘗テ謁シテ二李膺ニ一、因リテ爲メニレ之ガ御ス。既ニ還リ、喜ビテ曰ク、今日乃チ得タリレ御スルヲ二李

者衆。

【[illegible]】孝桓皇帝、名は志、章帝の曾孫なり。年十五にして位に卽く。梁冀、定策の功を以て封を益す。又その子弟を封じて皆侯とす。李固・杜喬、清河王蒜を立てんと欲す。是に至り蒜貶せられて侯と爲り自殺す。固・喬獄に下り死す。○前の朗陵侯の相潁川の荀淑、少くして博學、高行有り。李固・李膺等皆之を師宗とす。朗陵に相たり。治、神君と稱す。子八人あり。時人稱して八龍と爲す。其の六を爽と曰ふ。字は慈明。人言く「荀氏の八龍、慈明無雙なり」と。縣令其の里に命じて高陽里と曰ふ。爽嘗て李膺に謁す。因りて之が爲に御す。既に還り、喜びで曰く、「今日乃ち李君に御するを得たり」と。

【通釋】孝桓皇帝は名を志といつて、章帝の曾孫である。年十五才で帝位に卽かれた。梁冀は新帝を迎へ立てた功によつて、其の領地を増加され、又その子弟は皆大名に封ぜられた。是より先に李固・杜喬は清河王の蒜を守り立てようと欲したが、新帝の卽位と共に蒜は蹴貶されて一大名と爲つて悶々の中に自殺してしまつた。又固・喬の二人は獄に投ぜられて牢死した。○前の朗陵侯の宰相の潁川郡の荀淑は、既に若い時から學問博く人格も高潔であつた。李固・李膺等の人々は皆淑を師匠と仰い

でゐた。淑がさきに朗陵侯の宰相として任にあつた當時（其の政治が公平であつたので）人々は彼を神君と呼んで有難がつた。淑に八人の男子があつて、皆聰明であつたから、人々は又これを名づけて八龍と言つた。其の中六番目の名は爽、字は慈明といふ者が特に賢かつたので、人々は「荀氏の八龍中でも、慈明に並ぶ者は無い」と言つてもてはやした。荀淑は潁陰縣に住んでゐたが、縣令は荀淑の住んでゐる里を特に高陽里と改めて一門の光榮を世に表はした。（これは昔高陽氏に八人の賢い子があつて八愷と稱せられ、帝舜の世に重用せられた故事による。爽も賢人ではあつたが、李膺の人物は又一段上であつた）。爽は或時李膺を訪ねて、膺の馭者となつて町を乗りまはした。やがて家に還つて家人に向ひ、「今日は李君の馭者になることが出來た。（おれも李君に認められるやうになつたわい）」と。言つて喜んだ。

語釋　益レ封（一萬二千戸を益すとも言ひ、一萬三千戸とも云ふ。）　○子弟皆侯（袞の弟不疑は潁陽侯に、業は西平侯に、子の皆は襄邑侯に封ぜられた。）　○朗陵（縣名。今の河南省汝寧府確山縣。）　○師宗（先生として尊ぶこと。）　○神君（神のやうな明智ある君との意。）　○八龍（龍は雲を呼び風を起し萬物を利す。故に四靈の一といはれ轉じて大人物の意となる。）　○無レ雙（ならびないこと。）　○高陽里（古、顓頊高陽もに賢子が八人あつて、之を八凱と稱して、帝堯の時に重用された。今、縣令は其の故事に因んで其の里に名づけて荀氏の八子を表彰したのである。）　○御（御者。）

同郡陳寔與レ淑齊レ名。嘗詣レ淑。長子紀字元方、御レ車、次子諶字季方、驂乘、孫

德星見

難レ爲レ兄
難レ爲レ弟

羣字長文、尙幼。抱二車中一至二淑家一。八龍更迭侍二左右一。淑孫彧字文若、尙幼。抱二置膝上一。太史奏、德星見。五百里內有二賢人一聚。寔爲二太丘長一、修レ德淸淨。吏民追二思之一。紀・諶之子、問二其父優劣於其祖一。寔曰、元方難レ爲レ兄。季方難レ爲レ弟。

訓讀 同郡の陳寔、淑と名を齊うす。嘗て淑に詣る。長子紀、字は元方、車を御し、次子諶、字は季方、驂乘し、孫群、字は長文、尙幼なり。車中に抱かれて、淑が家に至る。八龍更〻迭ひに左右に侍す。淑の孫、彧字は文若、尙幼なり。膝上に抱置す。太史奏す、德星見はる。五百里の內、賢人の聚る有らん」と。寔、嘗て太丘の長と爲り、德を修めて淸淨なり。吏民之を追思す。紀・諶の子、其の父の優劣を其の祖に問ふ。寔曰く「元方は兄爲り難し。季方は弟爲り難し」と。

通釋 此處に淑と同郡の人に陳寔といふ人があつて、荀淑と相並んで賢明と謳はれてゐた。或時、寔が淑の家に遊びに行つた。其の際、寔の長男の紀字は元方といふのが馬車を馭し、次男の諶、字は季方といふのが添ひ乘りして行つた。孫の群、字は長文といふのは、まだ少さかつたので車の中で寔に抱かれてついて行つた。（陳氏一同の來訪に、淑家は大喜びで）八人の息子がかは〲側に坐つ

崔寔政論

結繩之約
干羽之舞

て歡待した。淑にも小さな孫があり、名を彧、字を文若と言ひ、此の時淑の膝の上に抱かれてゐた。此の日都では、天文官が（不思議な星象を發見して、）「德星があらはれました。都から五百里以內の所に賢人が會合して居るでございませう」と奏上した。寔は嘗て大丘といふ邑の長になつたが、己の德を修めて淸廉潔白であつた。爲に部下の役人も邑の人達も、寔が去つたあとまで慕ひ思つた。或時長男の紀の子と次男の諶の子とが、各〻自分の父の優劣を爭つて、祖父の寔に裁きを願つた。寔が言ふには、「二人ともどちらを兄、どちらを弟とも言へぬな」と。

語釋　齊レ名（名望が互格であるといふこと。）　○驂乘（陪乘といふに同じ。俗にいふあひのりである。）　○太史（官名。天文、暦を司る官。）　○迭（互に同じ。）　○德星（景星の事である。世に有德の君子が居ると降現はれる星といふ。）　○大丘（邑の名。今の安徽省潁州府亳州治。）　○淸淨（淨も亦淸。淸廉潔白のこと。）　○追思（後迄も慕ひ思ふこと。）　○難レ爲レ兄、難レ爲レ弟（兄弟の順序では兄弟と區別がついても德の上からは殆んど同じである、との意。すべて事物の同等互格にして假に優劣を決し難いことに用ふ。）

○詔擧獨行之士。涿郡崔寔至公車。不對策。退而著政論。略曰、聖人能與世推移、俗士苦不知變。以爲結繩之約可復治亂秦之緒。干羽之舞可以解平城之圍。夫刑罰者治亂之藥石也。德敎者興平之粱肉也。以德敎除

排レ勒　寬

以レ嚴致レ平

殘。是以梁肉治疾也。以刑罰治平、是以藥石供養也。自數世以來、政多恩貸、馭委其轡、馬駘其銜、四牡橫奔、皇路險傾。方將拑勒鞬輈、以救之。豈暇鳴和鑾清節奏哉。昔文帝雖除肉刑、當斬右趾者棄市、笞者往往至死。是文帝以嚴致平、非以寛致平也。仲長統見其書曰、凡爲人主、宜寫一通置之坐側。

[illegible] 詔して獨行の士を擧げしむ。涿郡の崔寔公車に至る。對策せずして退きて政論を著す。略に曰く、「聖人は能く世と推移し、俗士は變を知らざるに苦しむ。以爲へらく、結繩の約は復亂秦の緒を治む可く、干戚の舞は以て平城の圍を解く可しと。夫れ刑罰は亂を治むるの藥石なり。德教は平を興すの梁肉なり。德教を以て殘を除くは、是れ梁肉を以て疾を治むるなり。刑罰を以て平を治むるは、これ藥石を以て養に供ふるなり。數世より以來、政恩貸多し。馭は其の轡を委て、馬は其の銜を駘ぎ、四牡橫に奔り、皇路險傾す。方に將に勒を拑し輈を鞬し、以て之を救はむとす。豈に和鑾を鳴ら

し節奏を滿うするに暇あらんや。昔、文帝、肉刑を除くと雖も、右趾を斬るに當るは棄市し、笞者は往々死に至る。是れ文帝嚴を以て平を致し、寬を以て平を致すに非ざるなり」と。仲長統其の書を見て曰く、「凡そ人主爲るものは宜しく一通を寫して之を坐側に置くべし」と。

通釋　(元嘉元年に天下の州郡に詔を下して)獨立獨行の氣慨ある人物を推擧させた。其の時、涿郡の崔寔といふ人が推擧されて、公車府まで來たが(何と感じてか急に)試驗に應ずることを中止して、その儘歸つてしまつた。そして政論一篇を著して天下に公にした。その大意は次ぎのやうである。「聖人といはれる人は時勢に順應して(時宜にかなふものであるが)凡俗の士は世の變遷を知らずに(舊態にとらはれて臨機の才能がないから)事毎に行きづまりを生じて自ら苦しむだけである。(彼等凡俗の考へでは上古の社會生活が單純で)繩を結んで約束の印とした(人情質朴な時代の道德)を以て、(姦雄が競ひ起り、人心險惡詐僞百出の)秦の亂世にも通用するものと思ひ、又古禹王が樂人に干羽の舞を舞はしめて、(有苗の蕃族を心服させたことを見て、そのまゝこれを眞似して、高祖が匈奴の大軍に圍れた)平城の包圍も解くことが出來ると思つてゐるのだ。(時代錯誤も甚しいではないか。)一體刑罰といふものは、亂世を治める良藥で、道德教育は天下の太平を興す貴重な道具である。それを

履き違へて、徳教によつて兇賊を除かうとするのは、旨い物を食つて病を治さうとするのと同じく、刑罰を以て天下の太平を致さうとするのは、薬で榮養を採らうとするやうなものだ。我が朝廷は數世以前から、朝臣を愛し過ぎて赦すべからざる罪をも御咎めがなく、(爲めに皇室の御威光は鈍つて權臣が漸く跋扈して來た)譬へて言へば、馭者が手綱を放したが爲めに、馬は銜を外して四頭ながら亂れはしり、陛下の御車がひつくりかへりさうになつてゐるやうなものだ。今の中に手綱を手に執り、轅をしつかり結ばねばならぬ。そんな鈴を鳴らして車の調子をとるやうな優暢なことをしてゐる暇があるものか。(今徳教は和鑾を鳴らし節奏を淸うするに等しく、斷じてそれに賴るべきではない。刑罰を嚴にすることこそ、手綱を握り轅を結ぶもので、今の方策としてはこれより外にはない。)見よ、昔文帝が肉體を傷ける刑罰を廢せられたけれども、其の時でさへ右足を斬るべき罪人も獄門に曝され、笞刑に處された者も往々激しくて死亡することがあつたではないか。文帝は嚴格を以て太平を致されたので、決して寛大によつて太平を致されたのではない」。(以上が政論の大意である。)仲長統といふ人が此の書を見て、感嘆して曰ふには、「すべて人君たる者は、此の書一通を寫して坐右に備へたがよい」と。

語釋　獨行之士（正義を守り、人に取り入る爲に心にもない御世辭おべつかなどを云はぬ氣慨ある人物。）　○涿郡（郡名。今の河北省順天府。）　○公車（役所の名。吏民の上書及び徴召者の事を掌る處で、その役所が司馬門、公車（官車）の在る所にあつたので此の名がある。）　○對策（策問に對へることである。策問とは、策は竹の札を編んだもの、問は政治の得失や經書の意義を問ふこと。即ち學士書生の學義文辭をこの竹の札に書いて對へさす。現今の文官登用試驗のやうなもの。）　○政論（政治上の意見書。）　○略（要といふことで、大意といふやうな意味。）　○聖人能與レ世推移（楚辭に、聖人は物に凝滯せず、世と推移するとある。つまり聖人は時勢を知る明があるから、よく世の事情を知つて、時宜に適切なる措置を採ることをいふ。）　○俗士苦レ不レ知レ變（凡俗は、時勢を知る明がないから守舊的で時宜に適せぬ處置をとつて、うまくゆかないからとて苦勞してゐる。そしてつまりは禍を作するに至るのである。）　○結繩之約云々（上古は世の中が單純で、人々の心も純朴であつたから單に繩を結んだだけで約束の印として世がよく治まつたが、時代が下つて後の亂世時代となつては、奸詐が競ひ起り人の心も荒んで、中々上古のやうなそんな單純な結繩の約などでは思ひもよらなくなつた。）　○干羽之舞云々（干は盾、羽は鳥の羽で、舞ふときに必ず此の二者を用ひる。書經に、禹王は此の舞を宮廷の南階に於て舞人達に舞はせた處、それまで武力で服さなかつた有苗の蠻族が歸服したとある。しかし漢の高祖が平城で匈奴四十萬の大軍に圍まれたときは、最早や干羽の舞ではこの圍みを解き得ない。つまり時代の變遷、人心の相違によるのである。）　○藥石（石は鍼。はりをうつこと。）　○粱肉（粱は美穀。）　○德教（道德教育。）　○殘（殘賊、人を害する兇賊。）　○恩貸（寵臣（おきにいりの臣）を愛して罪があつても之を不問に附すること。）　○馭（御に同じで、御者のこと。）　○委（棄てること。）　○轡（手綱のこと。）　○馳（はすこと。）　○銜（馬の口鐵、くつわ。此處の文は孔子家語に、「古者天子、以二德法一爲二銜勒一、以二百官一爲二轡策一。故善馭レ馬者正二銜勒一齊二轡策一。善馭レ人者一二其德法一正二其百官一也」とある。この意を引用したものである。）　○四牡横奔（四牡は四頭の牡馬で天子の車につけるもの。奔は奔に同じで走ること。横奔はあばれまはること。）　○皇路險傾（皇路は大路、即ち天子の御車である。又一説に王路とも云ふ。險傾は危險で傾き倒れようとする意であるが、又一説に、平坦でない道ともいふ。しかし何れにしても、結局は同じ意味で、即ち前説は天子の馬車が傾き倒れさうで危險であるといふこと。又後の說にすれば天子の路が凹凸がひどく、そこに馬車が亂れ走つては結局危險といふことになる。）　○措レ勒韁レ軛（措は持つこと、勒は轡に同じく、韁は束ねること、軛は車の軛、俗にいふかぢ棒の先に渡してある横木のこと。つまり手綱を取り直して軛をひきしめるといふこと。）　○和鑾（和も鑾も共に馬車につける鈴の名、之をつけるは車の運轉の調子を取るためである。和鈴は軾の上につけ、鑾鈴は衡の上につける。今御者が手綱を放した爲に馬は軛を脱いであばれ出したのであるから、先づ手綱をとつて、軛を引きしめるより方法はない。）　○肉刑（身體の一部を傷ける刑罰。）　○右趾（右の足。）　○棄市（刑罰の名。死罪に處し、その屍を市にさらすこと。）

朱穆奏劾

劉陶上書

誅梁冀

○朱穆爲冀州刺史。令長望風解印去者數十人。及到奏劾貪汚有宦者歸葬父用玉匣。穆案驗剖其棺出之。上聞大怒、徵穆詣廷尉。太學生劉陶等數千人、上書訟穆。謂中官竊持國柄、手握王爵、口銜天憲。穆獨亢然不顧。竭心懷憂爲上深計。臣願代穆罪。上赦之。陶又上疏、乞以穆及李膺輔王室。書奏不省。○梁冀凶恣日積。以外戚用事者二十年。威行內外、天子拱手而已。上與宦者單超等謀、勒兵收冀印綬。冀自殺。梁氏無少長皆棄市。超等五人皆侯。自冀誅、天下想望異政。黃瓊首爲太尉。

訓讀　○朱穆、冀州の刺史と爲る。令長風を望みて印を解きて去る者數十人。到るに及びて貪汚を奏劾す。宦者父を歸葬するに玉匣を用ふるもの有り。穆、案驗して、其の棺を剖きて之を出す。上、聞きて大いに怒り、穆を徵して廷尉に詣らしむ。太學生劉陶等數千人、上書して穆を訟ふ。謂く「中官國柄を竊持し、手に王爵を握り、口に天憲を銜む。穆獨り亢然として顧みず。心を竭し憂を懷き、上

の爲に深く計る。臣、願はくば穆が罪に代らん」と。上之を赦す。陶、又上疏して、穆及び李膺を以て王室を輔けんと乞ふ。書、奏すれども省せず。○梁冀凶恣日に積む。外戚を以て事を用ふる者二十年。威内外に行はれ、天子手を拱するのみ。上、宦者單超等と謀り、兵を勒して冀が印綬を收む。冀自殺す。梁氏少長と無く、皆棄市せらる。超等五人皆侯たり。冀の誅より、天下異政を想望す、黄瓊首として太尉と爲る。

〔通釋〕(永興元年に)朱穆が冀州の刺史(監督官)と爲つた。(これは、此の歳に冀州に大水害があつたが、縣令等は民の窮狀を救はなかつたので、特に朱穆を遣して害狀を視察せしめられたのである)。朱穆が調査に來ると聞いたばかりで冀州の縣令邑長等の辭職して逃げ去る者は數十人もあつた。穆は任地に着くと猶豫なく官吏の不正の利得を檢擧して、彈劾の上奏文を奉つた。又宦官(趙忠といふ者)が、都で死んだ父の葬儀を鄕里で行ふのに、玉匣とて天子の崩御に用ひる金玉をちりばめた衣を着せて埋めた。これを知つた穆はよく事實を確めてから、其の墓を堀り返へして棺を開き、玉匣を取り出させた。帝はこの事を聞いて大いに怒り、穆を召し還して廷尉(檢非違使)に渡し、(罪を正して寵臣の爲に復讐しようとせられた)。所が太學生の劉陶等數千人が上書して穆の罪なきを訟へ爭つて

曰ふには、「當今天下の實權は宦官の手にあり、爵位の授與も彼等の胸一つで自由になり、陛下の法律といふも畢竟彼等の口から出る所のものであります。（宦官の橫暴は最早や其の極に達して居ります。）此の時に當つて獨り朱穆が意氣昂然として宦官の權力に屈せず、中心國家の將來を憂へ、陛下の御爲を深く考へて、（今非常な決心を以て趙忠の僭上を抑へたのであります。）陛下若し朱穆を御赦し無くば）、どうか私共を身代りに御處刑下さいませ」と。帝も（學生等の赤誠に動かされて）穆を赦された。陶に後又上奏して、朱穆・李膺の二人を以て皇室の輔佐役として（宦官の權力を抑へたい）と願ひ出たが、書狀を奉つたきりで何の御答へもなかつた。○梁冀の兇惡專橫は日に〱募つて來た。外戚の故を以て政治を執ること既に二十年の久しきに及び、威力は朝廷の內外に行はれて、（萬人悉く冀の前に跪き、）天子は唯懷手をして冀の爲すまゝになつて居られた。（しかし何時までも其の專橫を見せつけられて、じつとしては居られなかつた）。たまり兼ねた帝は、遂に宦官の單超等と牒し合はせ、俄に兵を集めて冀に迫つて大將軍の印綬を取り上げられた。冀も絶體絶命に陷つて自殺し果てた。かくて帝は梁氏の一門は老若を問はず悉く搜し出して來て獄門にさらされた。此の功によつて、單超等五人は皆大名に封ぜられた。久しく惡政を行つた冀が誅せられたので、多少は有難い政

陳蕃薦ニ處士ー徐穉姜肱

治の世にならうかと、天下の人々は新政に期待を持つた。黄瓊が先づ三公の一なる太尉になつた。

【語釋】 ○令長(縣令、邑長のこと。) ○望レ風(人物を望み見ただけで。) ○解レ印(役人たるの印綬を解くこと。此處では自ら辭任すること。) ○奏ニ劾貪汚ー(貪はむさぼること、汚は行の濁つて不正なこと、奏劾は彈劾上奏のことで、賄賂をとつたりして行爲の正しくない官吏の罪を帝に奏上すること。) ○歸葬(遺骸を自分の郷里に持ちかへつて葬ること。) ○玉匣(金の縷を以つて綴つた玉衣。杜氏通典の喪禮儀に、帝崩ずれば含むに珠を以てし、玉を以て襦と爲す、黄金の縷を以て之を縫ふ。其の狀は鎧甲の如し。故に之を玉甲といふ」と。甲或は匣に又柙に作る。天子の葬儀に用ふる衣である。) ○剳(裂くことで、發く意である。) ○廷尉(官名。刑獄のことを司る役人。我が昔の檢非違使、今の警視總監に當る。) ○中官(宮中に奉仕する宦者をいふ。) ○竊ニ持國柄ー(國家の權柄、即ち天子の權力を盜み持つこと。) ○手ニ握王爵ー(自分の手中に王侯爵位の與奪の權を握ること。) ○口ニ銜天憲ー(天憲は天子の法即ち王法のこと。刑獄等の手法が其の口から出ること。) ○亢然(卑下する處のない貌。屈服しないこと。) ○上疏(箇條書にして帝に奏上すること。) ○不レ省(報答のないこと。) ○凶恣(凶惡にしてほしいまゝなこと。) ○拱レ手(拱(コマヌク)といつて腕組みをしてながめて居ること。拱手傍觀なことよく用ひられる。) ○超等五人(單超・徐璜・具瑗・左悺・唐衡の五人。)

○陳蕃薦ニ處士徐穉・姜肱等ー。穉字孺子、豫章人。陳蕃爲レ守時、特設ニ一榻ー、以待レ穉。去則縣レ之。穉不レ應ニ諸公之辟ー。然聞ニ其死ー、輒負レ笈赴弔。豫炙ニ一鷄ー、以ニ酒漬レ綿、暴乾裹レ之、到ニ冢隧外ー、以ニ水漬レ綿、白茅藉レ飯、以レ鷄置レ前。祭畢留レ謁、不レ見ニ喪主ー而行。肱彭城人。與ニ二弟仲海・季江ー、倶孝友。常共レ被。嘗遇レ盜、兄弟爭レ死。盜兩釋レ之。穉・肱被レ徵、皆不レ至。

【訓讀】陳蕃、處士徐穉・姜肱等を薦む。穉字は孺子、豫章の人たり。陳蕃守爲りし時、特に一榻を設けて、以て穉を待つ。去れば則ち之を縣く。穉、諸公の辟に應ぜず。然れども其の死を聞けば、輒ち笈を負ひて赴き弔す。豫め一雞を炙り、酒を以て綿に漬し、暴乾して、之を裹み、冢隧の外に到り、水を以て綿に漬し、白茆を飯に藉き、雞を以て前に置く。祭り畢りて、謁を留め、喪主を見ずして行る。肱は彭城の人たり。二弟仲海・季江と倶に孝友なり。常に被を共にす。嘗て盜に遇ふ。兄弟死を爭ふ。盜兩りながら之を釋す。穉・肱徵さる。皆至らず。

【通釋】（此の時尚書令）陳蕃は處士の徐穉・姜肱等を朝廷に推擧した。穉は字を孺子といつて豫章の人である。以前、陳蕃が（豫章郡の）太守であつた時、特別に穉のために一つの床几を用意し、その來るのを心待ちに待つて居た。そして彼が歸ると、之を壁間に懸け置いて（決して他人の爲には用ひなかつた。）穉は何れの諸侯からのお召しにも應じなかつた。然しながらその死んだ事を聞くと、その都度笈を背負つて行つて其の人を弔つた。その時には豫め一羽の鷄を炙り、別に綿に酒を浸して、それを良く日に晒して乾かし、それで炙つた鷄を裹んで持つて行き、お墓の前に到ると、今度は前の綿を水につけて先の酒の氣を戻し、又白い茅を敷いた上に御飯をのせて鷄を其の前に置き、（酒、肉、飯

の三品を供へて死者の靈を祭つた。)さて其の祭が終ると、一枚の名刺を置いて、喪主には挨拶もしないで立去る(のが常であつた)。肱は彭城の人で、二人の弟、仲海・季江と共に親孝行で又兄弟仲がよかつた。いつでも兄弟は一つの夜具に寢る(程の睦しさであつた。)或時、肱と末弟の季江と二人で途で追剝に遇つて(すでに殺されようとした時に、兄弟互にかばひあつて、自分が先に死なうと)爭つたので(流石の追剝も感激して)二人ながら命を許した。(徐穉と姜肱はこんな立派な人物であつたので、陳蕃の推擧によつて、)朝廷から召されたが、皆辭退して行かなかつた。

語釋 豫章(郡名。今の江西南昌縣に當る。) ○榻(音タウ。牀の狹くて長いものをいふ。腰掛臺の一種。床几。) ○縣(懸に同じ。) ○辟(招聘すること。) ○笈(背に負ふやうに出來た本箱。)
○炙(火にあぶる。) ○暴乾(音バクカン。日に曬して之を乾すこと。) ○裹(纏ひ包むこと。) ○家隧(家は墳、隧は棺を安置する處へ通ずる横穴のこと、こゝでは單に墓のこと。) ○外(傍の意。)
○白茆藉レ飯(茆は茅、藉は敷くこと。白い茅を敷くは清潔にする爲である。) ○謁(名刺。) ○彭城(郡名。今の江蘇銅山縣に當る。) ○俱(皆一緒にの意。) ○孝友(友は兄弟仲のよいこと。)
○被(衾卽ち「かいまき」のこと。こゝでは單に寢具の意。) ○釋(ユルスと訓す。)

徐穉置レ芻

黃瓊卒。四方名士會葬者七千人。穉至進爵哀哭、置生芻墓前而去。諸名士曰、此必南州高士徐孺子也。使陳留茆容追之。問國事不答。太原郭泰

日、孺子不答國事、是其愚不可及也。泰初遊洛陽。李膺與爲友。膺嘗歸鄕里。送車數千兩。膺惟與泰同舟而濟。衆賓望之者、如神仙焉。

【讀方】黃瓊卒す。四方の名士、葬に會する者七千人。穉至る。爵を進めて哀哭し、生芻を墓前に置いて去る。諸名士曰く、「此れ必ず南州の高士徐孺子ならん」と。陳留の茆容をして之を追はしむ。國事を問ふ。答へず。太原の郭泰曰く、「孺子國事を答へざるは、是れ其の愚及ぶべからざるなり」と。泰初め、洛陽に游ぶ。李膺與に友爲り。膺嘗て鄕里に歸る。送車數千兩。膺惟り泰と舟を同じうして濟る。衆賓之を望む者「神仙の如し」といふ。

【通釋】太尉黃瓊が死んだ。天下の名士の會葬するもの七千人の多數に達した。徐穉も（亦例の通りに）會葬して、酒を杯に注いで墓前に進めて哀しみ泣き、生々しい草を供へて去つた。諸名士が此の樣子を見て、「この人は必ず南州の高德の士徐孺子（孺子は穉の字）であらう。（折角のことだ。話を聞かうではないか。）」と言ひ、そこで陳留郡の茆容に其の後を追ひかけさして國事を尋ねさした。しかし穉は國事に就ては口をつぐんで何事も答へなかつた。（已むなく容はすご／＼と歸つて、此の

事を諸名士に告げた處。）太原郡の郭泰がいふには「（稺が國事に就いて何も語らないのは）是れ卽ち孔子「其愚不レ可レ及也」と曰はれた處のもので、（その時勢を知るの明は到底常人の及ぶ能はざる所である」と）。泰が初めて洛陽に遊學した時、（當時河南の尹であつた）李膺が（一見して彼の人物を見拔き）すぐ友達になつた。（其の後次第に泰の名が世に顯はれて）膺が郷里に歸る時、見送り人の車が數千臺もあつた。そして膺と泰と二人だけ同じ船に乘つて河水を濟つて行つた。多くの見送りの名士は岸からこの有樣を望み見て「二公の風采は丁度神仙のやうである」と言つて感嘆した。

語釋　爵（盃のこと）　○哀哭（悲しみいたみ聲をあげて泣くこと。）　○生芻（刈りたての草。但し此の話は後漢書の文とは大分相違してゐる。卽ち後漢書徐稺傳には「及ニ瓊卒歸葬一、稺乃負レ糧徒步、到ニ江夏一而祭レ之。設ニ鷄酒一薄祭。哭畢而去、不レ告ニ姓名一。時會者四方名士郭林宗（泰）等數十人、聞レ之疑ニ其稺一也。乃選ニ能ニ言語一生茅容上輕騎追レ之。」又「及ニ林宗有ニ母憂一、稺往弔レ之。置ニ生芻一束於廬前一而去。衆怪不レ知ニ其故一。林宗曰、此必南州高士徐孺子也。詩不レ云乎、生芻一束、其人如レ玉。吾無ニ德以堪一レ之。」是に據つてみれば、生芻を供へた場處は、泰の廬前である。又「此必南州高士徐孺子也」は、泰の語で諸名士の言ではなく、又その時と場處も異つて居る。是は通鑑綱目が誤つたものを、此の書が又其れによつて誤りをくりかへしたものであらう。）　○南州（徐稺の郷里は豫章郡で揚州に屬し、支那の南方地方なので、かくいつたのである。）　○高士（德高き人。）　○太原（郡名。今の山西省舊太原汾州及舊保德州定襄州の地。今の太原縣。）　○其愚不レ可レ及也（是は論語公冶長篇に、「子曰甯武子、邦有レ道則知。邦無レ道則愚。其知可レ及也。其愚不レ可レ及也」とあり。尙その朱注に「程子曰邦無レ道能沈晦以免レ患。故曰不レ可レ及也」と。卽ちこの意から徐稺を甯武子に比してほめたのであつて、卽ち論語の意たる國に道が行はるゝときは、君子は出でて自分の考へを天下に行ふべきであるが、國に道が行はれないときは智慧をかくして自ら愚人を裝つてゐる。此の愚人を裝うて自ら完うすることが中々眞似の出來ないことであるとの意。）　○神仙（道家の得道の士にして變化測られない者を神仙といふ。俗にいふ仙人のこと。此處は品格高尙な、學者をかくいつたまでである。）

容年四十餘、畊ニ於野一。遇レ雨避ニ樹下一。衆皆箕踞。容獨危坐愈恭。泰見而異レ之、

遂勸令學。鉅鹿孟敏荷甑墮地。不顧而去。泰見問之。曰、甑已破焉。視之何益。泰亦勸令學。自餘因泰獎進成名者甚衆。泰擧有道不就。曰、吾夜觀乾象晝察人事。天之所廢不可支也。

【讀方】容年四十餘、野に畊す。雨に遇ひて樹下に避く。衆皆箕踞す。容、獨り危坐して愈よ恭し。泰見て之を異とし、遂に勸めて學ばしむ。鉅鹿の孟敏、甑を荷ひて地に墜す。顧みずして去る。泰見て之を問ふ。曰く、「甑已に破る。之を視るも何の益あらん」と。泰亦勸めて學ばしむ。自餘泰の獎進に因り名を成す者甚だ衆し。泰、有道に擧げられしも就かず。曰く、「吾夜は乾象を觀、晝は人事を察す。天の廢する所は支ふ可からざるなり」と。

【通釋】(又泰が見出して學問させ、遂に名を成した者も大勢あつた。) 陳留郡の茅容は年四十になつて、野良に出で働いてる中に、雨に降られて樹下に雨宿りをした。其の時大勢の人々は皆あぐらを組んで坐つて居たが、容は獨り嚴然とかしこまつて坐つて居た。泰が是の樣子を見て、(容の只人でないことを見拔いて) 遂に勸めて學問させた。又鉅鹿郡の孟敏といふ者が甑を荷つて來て過つて地に

墮して割つたが、その儘振り向きもしないで行つてしまつた。泰が是の樣を見て、「君なぜ知らぬ顏して行くのか」と尋ねた處、敏が曰ふには、「甑はもう壞れてしまつてゐる。今更未練がましく振りかへつて見たつて何の役にも立つまいぜ」と。そこで泰は亦敏に勸めて學問をさせた。其他泰の獎勵引立によつて成功した者は澤山あつた。泰は嘗て有道の科に推擧されたが、それを固辭して曰ふには、「自分は夜は天文を見、晝は人事を察して居るが、天の見捨てた處は人間の力で支へ得るものではない。(自分はこんな無道な世に出て働くことは嫌だ)」と。

語釋　畊(耕の本字。)　○箕居(兩足をのばして、其の形箕の舌の如くに坐ること。俗にいふあぐらをかくこと。)　○危坐(尻を踵につけて正坐すること。かしこまることである。)　○鉅鹿(郡名、今の直隸省平鄉縣。)　○甑(飯を炊く器、「こしき」。土で作る。)　○自餘(其の他といふ意。)　○獎進(獎勵して引き進めること。)　○擧二有道一(有道の科、卽ち寒の人格が道有りて立派なのを以てその科に推擧し、官に就かせようとしたのである。)　○乾象(天を乾といひ地を坤といふ。天象卽ち天文の事である。)　○天之所レ廢不レ可レ支也(天命によつて廢つて行くものを人力では如何とも爲し難いといふことで、當今漢朝の亂れ衰へて居る事は、とても一人の力のよく挽回し得る所でないことをそれとなく云つて、自分の仕へない理由を暗に示して居るのである。)

陳留仇香、名覽、年四十、爲蒲亭長。民有陳元。母告元不孝。香親到其家、爲陳人倫。感悟、卒爲孝子。考城令王奐、署香爲主簿。謂曰、陳元不罰而化之。

鷹鸇不レ若二鸞鳳一

得無少鷹鸇之志邪。香曰、以爲鷹鸇不若鸞鳳。奐曰、枳棘非鸞鳳所棲、百里非大賢之路。乃資香入太學。常自守。泰就房見之。起拜牀下曰、君泰之師也。不應徵辟而卒。

【訓讀】陳留の仇香、名は覽、年四十にして蒲亭の長と爲る。民に陳元といふもの有り。母、元が不孝を告ぐ。香親ら其の家に到り、爲に人倫を陳ぶ。感悟して卒に孝子と爲る。考城の令王奐、香を署して主簿と爲す。謂つて曰く、「陳元、罰せずして之を化す。鷹鸇の志を少くなきを得んや」と。香曰く、「以爲へらく、鷹鸇は鸞鳳に若かず」と。奐曰く、「枳棘は鸞鳳の栖む所に非ず。百里に大賢の路に非ず」と。乃ち香に資して太學に入らしむ。常に自ら守る。泰、房に就いて之を見る。起ちて牀下に拜して曰く、「君は泰の師なり」と。徵辟に應ぜずして卒す。

【通釋】陳留郡の仇香は、名は覽といひ、年四十の時、蒲亭の長となつた。蒲亭の民に陳元といふ者があつたが、其の母が元の親不孝な事を訴へて來た。そこで香は自ら陳元の家に出掛け、元に會つて懇々と人倫道德を說いて聞かせたので、元も大いに感じて深く悟り、遂に孝行な子となつた。考城の

縣令の王奐が此の事を聞いて、香を主簿の役に上せて曰ふには、「君が彼の陳元を處罰せずに、道德を説いて敎化されたことは、（勿論見上げたことではあるが、）少し生溫いしうちではあるまいか」と。香曰ふやう、「私は嚴罰主義は德化の溫きには及ばないと思つて居ります」と。奐は感服して曰く、「（あゝ君は大人の面影がある。）枳棘のいばらの枝は鳳凰の棲むところではないとか聞く。君は、方百里に滿たない一縣の官吏には勿體ない。（これからもつと勉強して國の要路に出てくれ給へ）」と言ひ、學資を與へて太學に送つた。（太學に入學してからの香は）自重して學を勵むのみで（身の榮達を求めなかつた。）郭泰は太學の室に香を訪れて之に會つた。此の時泰は香の牀下に跪いて曰ふには、「貴下はまことに私の先生である」と。（かくて香は學問成就して後鄕里に歸つたが）、朝廷、郡國からの召しには一切應じないで世を去つた。

語釋　蒲亭（蒲は邑名、今の河南省開封府祥符縣に當る。漢は秦の舊制によつて十里に一亭を設けて、亭に長を置いて盜賊の追捕などをさせた。亭とは宿場といふやうなもの。）○人倫（人の守るべき常の道。）○感悟（心から感じ悟ること。）○考城（縣名、今の河南省開封道に屬す。）○署（除に同じ、卽ち故官を除去して新官に就かせること。）○主簿（官名。縣内の非違を糾正することを掌る。）○少ニ鷹鸇之志一（鷹は和名「たか」のこと。鸇は「はやぶさ」のこと。鷹に似て小さい。共に猛鳥で鳥雀を搏擊して食ふ。左傳に「見下無レ禮ニ於君一者上誅レ之、如ニ鷹鸇之逐一ニ鳥雀一」とある。少は缺くこと。仇香の德には、主簿の官としては、いささか秋霜烈日の點を缺くことはないかといふこと。）○鷹鸇不レ若ニ鸞鳳一（鸞は鳳凰の一種。鳳は鳳凰。共に仁鳥で德化に喩へたのである。鷹鸇は勇猛であつて群鳥を畏れさすが、尚鸞鳳の仁鳥であつて群鳥を心服させるには及ばないと。卽ち嚴罰主義は德治主義に及ばないことを鳥を以て喩へて述べたのである。）○枳

劉寵一錢
楊秉正直

綱紀頹弛

登龍門

[illegible]（[illegible]）　○栖（棲に同じ、すむ、棲息）　○百里（縣をいふ。漢の百官表に縣は大率百里とある。）　○大賢之路（大賢人の登るべき階段の意）　○資（其の費用を補
助すること）　○太學（天子の建てた大學）　○常自守（[illegible]）　○房（太學の寄宿舍）　○徴辟（天子のお召しを徴といひ、郡國の招きを辟といふ）

自黃瓊以來、三公如楊秉・劉寵、皆人望。寵嘗守會稽郡大治。被徵。有五六老叟。自山谷間出、人賫百錢送之曰、明府下車以來、狗不夜吠。民不見吏。今聞當見棄去。故自扶奉送。寵曰、吾政何能及公言邪。勤苦父老。爲人選一大錢受之。後入爲司空。秉立朝正直。爲河南尹。時嘗以忤宦官得罪。後爲太尉、以卒。陳蕃繼秉爲太尉。數言李膺。以爲司隸校尉。宦官畏之。皆鞠躬屛氣、不敢出宮省。時朝廷綱紀頹弛。膺獨持風裁、以聲名自尚。士有被其容接者、名爲登龍門云。

〔通釋〕黃瓊より以來、三公楊秉・劉寵の如き、皆人望あり。寵、嘗て會稽に守たり。郡大いに治ま

る。徵さる。五六の老叟有り。山谷の間より出で、人ごとに百錢を賫して之を送りて曰く、「明府車を下りて以來、狗夜吠えず。民吏を見ず。今聞く、當に棄て去らるべしと。故に自ら扶けて奉送す」と。寵曰く、「吾が政何ぞ能く公の言に及ばむや。父老を勤苦す」と。爲めに人ごとに一大錢を選びて之を受く。後入りて司空と爲る。秉、朝に立ちて正直なり。河南の尹と爲る。時に嘗て宦官に忤ふを以て罪を得たり。後大尉と爲り、以て卒す。陳蕃、秉に繼ぎて大尉と爲る。數〻李膺を言ひて以て司隷校尉と爲す。宦官之を畏る。皆鞠躬氣を屛けて、敢て宮省を出でず。時に朝廷綱紀頽弛す。膺獨り風裁を持し、聲名を以て自ら尙ぶ。士其の容接を被る者有れば、名づけて登龍門と爲すと云ふ。

【通釋】黃瓊が太尉（三公の一）になつてから、楊秉・劉寵が相ついで三公に上つたが、皆人望を得た。寵は嘗て會稽郡の太守となつたが、郡内はよく治まつた。召されて都に歸る時、山間の谷合から五六人の年寄が出て來て、各〻百錢の金を餞別として、見送つて曰ふには、「閣下が御來任下さつてからは、（夜盜は影をひそめて）犬の遠吠え一つ聞えず、（ゆすり歩く無法な官吏は消え失せて、）人々はお役人の姿を見ることさへ無くなりました。（あゝ皆閣下のお蔭でございます。）それに承りますれば、閣下は私達を御見棄てなさつて都へお歸りとの事でございます。誠にお名殘り惜しうございます。せ

めても御見送り致したいと思ひまして、私共は今老の身を杖にすがつて出て參つたのでございます」と。寵はそれに答へて「いや〳〵過分の褒めやうぢや。（わしの不行屆きから御老人方さぞ御不自由でございましたらう）今日はわざ〳〵御苦勞に存ずる」と言つて、年寄達の志をねぎらつて各人から大錢一枚だけを受取つて立ち去つた。

後三公の府に入つて司空となつた。又楊秉は朝廷に出て政を行ふに極めて嚴正であつた。是より先きに河南の尹と爲つた時、宦官に忤つた廉で罪を得たが、其の後太尉となつて死んだ。陳蕃は秉の後を繼いで太尉となつた。そして數々李膺の人物をほめ遂に推擧して司隸校尉の官につけた。宦官等は（嚴正な膺が司隸校尉になつた事を）大いに畏れて皆身をかゞめて小さくなり、息を殺して宮中から外へは出なかつた　時に朝廷は法律制度は有つても無いやうな有樣で、綱紀の頽廢は其の極に達してゐた。膺は獨り時俗に超然として堂々たる態度を持し、名譽を重んじて自ら高く構へてゐた。故に當時の人々は彼を推尊して彼の知遇を得る者があると名づけて、登龍門と云つて羨んだ。

【語釋】三公（後漢の三公とは、太尉・司徒・司空である。又別に大將軍があつて、之は帝の外戚の人々が其の職にあつた。位は三公の下にありながら其の實權は三公の上にあつた。）○會稽（郡名、今の浙江省紹興。）○老叟（老人、老翁の意。）○賁（齎すに同じ。）○明府（太守の事、賢名ある府君といふ意。）○下レ車（來任のこと。）○狗不二夜吠一（盜賊が出ないから犬も吠えない。）○民不レ見

レ吏（民家をゆすり歩く役人がなくなつたこと、）　○自扶（自身、身體を扶けてといふことで、杖にすがつてといふ意。）　○勤苦（筋骨折りを勞すといふ如き意。）　○正道（最正硬直の意。）　○忤（逆ふ。）
○司隷校尉（當時京師附近の弘農・河南・河東・河内の地には刺史を置かずに司隷校尉を置いた。宮吏の督察及び盜賊を捕へ非常の警備等に任ずるものである。今日我國の警視總監に當る。）　○鞠躬屏レ氣（鞠躬は身を曲げて小さくなること。屏氣は息をこらして縮み上ること。何れも懼れることの甚だしい形容。）　○宮省（宮中のこと。省は禁、宮禁に同じ。）　○綱紀頽弛（法律制度がくづれゆるむ。綱紀頽廢と同じ。）　○持ニ風裁一（風儀體裁といふことで、見苦しからぬ堂々たる態度を持すること）　○以ニ聲名一自尙（名節を重んじてその身をいやしくしないこと。）　○被ニ其容接一（其の温容に接し知遇を得うといふことで、身分の高い人と交際して貰ふこと。）　○登龍門（これから大いに出世するといふ意に喩ふ。龍門を登り得た鯉が龍と爲るやうに、李膺の容接を得た者は其の推擧によつて榮達するであらうとして羨んで言つたのである。）

劉寛蒲鞭

○以ニ劉寛一爲ニ尙書令一。寛嘗歷ニ典三郡一、多ニ仁恕一。吏民有レ過、以ニ蒲鞭一罰レ之。

甘陵南北部

○初上爲レ侯時、受ニ學於甘陵周福一。及レ卽レ位、擢爲ニ尙書一。時同郡房植有レ名。鄉人謠曰、天下規矩房伯武。因レ師獲レ印周仲進。二家賓客、互相譏揣、成レ隙。由レ是有ニ甘陵南北部一。黨人之議始レ此。

二郡之謠

汝南太守宗資、以ニ范滂一爲ニ功曹一、南陽太守成瑨、以ニ岑晊一爲ニ功曹一。皆褒レ善糾レ違。滂尤剛勁、疾レ惡如レ讎。二郡謠曰、汝南太守范孟博。南陽宗資主ニ畫諾一。南陽太守岑公孝。弘農成瑨但坐嘯。太學諸生

三萬餘人、郭泰・賈彪爲之冠。與陳蕃・李膺更相推重。學中語曰、天下模楷李元禮、不畏強禦陳仲舉。於是中外承風、競以臧否相尚。

【訓讀】劉寬を以て尚書令と爲す。寬嘗て三郡に歷典し、仁恕多し。吏民過有れば、蒲鞭を以て之を罰す。○初め上、侯爲りし時、學を甘陵の周福に受く。位に卽くに及びて、擢んでて尚書と爲す。時に同郡の房植名有り。鄕人謠つて曰く、「天下の規矩は房伯武、師たるに因りて印を獲しは周仲進」と。二家の賓客、互に相譏揣して隙を成す。是れに由りて甘陵の南北部有り。黨人の議此に始まる。汝南の太守宗資、范滂を以て功曹と爲し、南陽の太守成瑨、岑晊を以て功曹と爲す。皆善を褒して違を糾す。滂尤も剛勁、惡を疾むこと讎の如し。二郡謠つて曰く、「汝南の太守は范孟博。南陽の宗資は畫諾を主る。南陽の太守は岑公孝。弘農の成瑨は但だ坐嘯す」と。太學の諸生三萬餘人、郭泰・賈彪之が冠爲り、陳蕃・李膺と更に相推重す。學中語りて曰く、「天下の模楷は李元禮、強禦を畏れざるは陳仲擧」と。是に於て中外風を承け、競ひて臧否を以て相尚ぶ。

【通釋】(延熹八年に)劉寬を尚書令と爲した。寬は嘗て三郡に地方官として歷任し、思ひやり深い政

治を施した。例へば役人や人民に過があれば、唯やはらかな蒲の鞭でもつてたゝいて刑罰のしるしとした。○以前に（まだ帝が蠡吾侯として）一大名であつた時、甘陵縣の周福から學問を敎へて貰つた。それで侯が帝位に卽くと、周福を拔擢して尙書の官に任じた。その時に同じ甘陵縣の房植といふ人が名望があつたが何の役にも用ひられなかつた。そこで鄕里の人が謠つて曰ふには、「天下の人の模範となるべき人は房武伯（植の字）である。帝師の故を以てみだりに尙書の印綬を帶びてゐるのは周仲進（福の字）である。」と言つて朝廷の依怙贔負を皮肉つた。それから又周福・房植二家の食客は互に惡口の言ひ合ひを始め、此の結果甘陵縣には南部北部の黨派が出來た。黨人の爭ひは此處に始るのである。又汝南縣の太守宗資は范滂といふ人を功曹の官につけ、南陽郡の太守成瑨は岑晊を以て功曹と爲した。滂・晊共に政に當つては善を褒めて非違を糾し（正直公平な政をした。）中でも滂は尤も剛直で、惡を憎むこと、さながら仇敵に對するやうであつた。そこで汝南・南陽の兩郡の民が謠つて曰ふには「汝南郡の太守の權は、功曹の范孟博（滂の字）にあり、南陽郡出の太守の宗資は、めくら判を押してゐる。南陽郡の太守の權は、功曹の岑公孝（晊の字）にあり、弘農郡出の太守の成瑨は、唯坐して詩を吟じてゐるばかりである」と。（これは政治の實權共に功曹の手にあり、太守は有名無事で空位

を貪つてゐるのを譏つたのであるが、實はそれだけ、二郡に切れ者の下僚を得てゐたのである)。當時學問の盛んなことは非常なもので、大學の學生は三萬餘人もあつた。その中で郭泰・賈彪の二人が嶄然頭角を拔いて全學生を率ゐてゐた。そして當時朝にある陳蕃李膺の二賢士、野にある郭泰・賈彪の二處士は、お互に其の德をほめ合つた。そこで大學の學生達は語り合つて言ふには、「天下の模範になる人は李元禮(膺の字)で、惡强い者を恐れないのは陳仲擧(蕃の字)である」と。そこで朝臣も平民もこれにならつて、競うて人の善惡を批評して喜ぶやうになつた。

【語釋】 ○歷典(歷は經歷、典はつかさどる。二字で官をふむこと。) ○三郡(寛は司州の內史から東海郡及び南陽郡の太守と歷任した。) ○仁恕(あはれみ思ひやること。) ○蒲鞭(蒲の鞭。昔から罪人を懲らすときは固い革の鞭で打つたが、寛は仁恕の心を以てやはらかい蒲の鞭で打つて、たゞその打つことによつて辱かしめるのみであつた。) ○甘陵(縣の名。今の山東省清平縣、又は河北省清河縣の東南ともいふ。) ○規矩(規はぶんまはし、矩はさしがね。法則標準即ち模範といふやうな意味である。) ○獲ㇾ印(印綬を得る。こゝは尚書の官になつたことをさす。) ○譏揣(音キシ。揣は度ること。其の短長を度量して譏ること。) ○隙(なかたがひ。) ○汝南(郡名。河南省汝寧府及び安徽省潁州府の地、今の河南省汝南縣東南。) ○剛勁(直にして曲らずしつかりしてゐること。) ○畫諾(諾の一字を書くといふことで、范滂の差し出す文書に諾の一字をかいてどんなことでもよし〳〵と承認する、即ちめくらばんを押すこと。) ○但坐嘯(但は唯と同じ。唯坐して文學を吟嘯して郡事に與らないこと。これ亦めくらばんである。) ○冠(冠はかんむり、轉じて首領・頭といふ如き意。) ○推重(推尊敬重といふこと。) ○學中(學生達といふこと。) ○楷模(楷も模も法式といふ如き意。楷範に同じ。) ○不ㇾ畏二强禦一(詩經大雅烝民篇の語で、强禦の注に「强禦は强梁にして善を背き人を畏れざるなり」とある。剛復の强人を恐れないこと。) ○承ㇾ風(承は受、この風を見ならふ。) ○臧否(臧は善に同じで、臧は善、否は惡。善惡を批評する。)

黨錮之禍
宦官訴ㇾ冤
逮ㇾ捕黨人

會、成瑨與太原守劉瓆、於赦後案殺宦官之黨。徵下獄、將棄市。山陽守翟超、以張儉爲督郵、破宦官踰制家宅。東海相黃浮亦收宦官家屬犯法者殺之。宦官訴冤。皆得罪。蕃屢爭之、上不聽。宦官教人上書告李膺養太學遊士、共爲部黨、誹訕朝廷、疑亂風俗。上震怒、下郡國、逮捕黨人。案經三府。蕃卻不肯署。上愈怒、下膺等北寺獄。辭連杜密・陳寔・范滂等二百餘人。使者追捕四出。蕃又極諫。上策免之。朝廷震慄、莫敢復爲黨人言者。

【通釋】會〻成瑨、太原の守劉瓆と赦の後に於て宦官の黨を案殺す。徵して獄に下し、將に棄市せむとす。山陽の守翟超、張儉を以て督郵と爲し、宦官の制に踰ゆる家宅を破る。東海の相黃浮も亦宦官の家屬の法を犯せる者を收めて之を殺す。宦官冤を訴ふ。皆罪を得たり。蕃屢〻之を爭へども、上聽かず。宦官人をして上書せしめて李膺を告ぐ。「太學の遊士を養ひ、共に部黨を爲し、朝廷を誹訕し、風俗を疑亂す」と。上震怒して郡國に下し、黨人を逮捕せしむ。案、三府を經たり。蕃卻けて

背て書せず。上愈よ怒り、膺等を北寺の獄に下す。辭、杜密・陳寔・范滂等二百餘人に連る。使者の追捕四出す。蕃又上諫す。上、策して之を免ず。朝廷震慄す。敢て復黨人の爲に言ふ者莫し。

[illegible] たまたま南陽郡の太守成瑨と、太原郡の太守劉瓆とが、横暴な宦官達を捕へて其の罪を取り調べたが、其の時大赦に遇つて放免すべき特命があつたにも拘らず（日頃の憂憤を抑へきれず）之を殺して了つた。帝は大いに怒り、二人を召し還して獄に投じ、近く獄門にさらさうとして居られた。又その頃山陽郡の太守の翟超は張儉といふ者を督郵の官に任じて、宦官の制度を越えて僭越な墓や邸宅を作つたものを破壞させた。又東海王の家老の黃浮も亦宦官の家族で法を犯した者を捕へて之を死刑に處した。宦官等はいづれも無實の罪であると訴へて出た。帝は宦官の言を取り上げられて、翟超・黃浮共に罰を受けた。太尉の陳蕃は之を憂へて數々帝を諫めたが、帝はどうしても聽き入れられなかつた。（當時宦官の最も恐れたのは、陳蕃と共に李膺であつた）。そこで宦官は人をして書を上らしめて、李膺を讒言して曰ふやう、「李膺は大學の學生を養つて徒黨を作り、上朝廷の御政治をそしり、下社會人心の惑亂を計つて居ります」と。帝は大いに怒り、敕命を郡國に下して（反宦官派の）正義の黨人を悉く逮捕させようとせられた。その敕書の文案が三公の役所に廻付されて（太尉陳蕃の

署名を求めたが）蕃は斷乎として之を拒んだ。爲めに帝は益々怒られて憤然として李膺を北寺の獄舍に下して（宦者等に取り調べさせた。）其の際、膺の供述が杜密・陳寔・范滂等正義の士二百餘人に關聯したので、追捕の使者が四方に出かけた。蕃は（ここで又帝に其の非なることを）極力諫めた。帝は（蕃を憎まれて）遂に罷免狀を與へて彼が官を免ぜられた。これを見た朝廷の群臣は皆懼れ戰いて、最早押しきつて正義の黨人の爲めに（其の寃罪であることを）辯護して帝を諫める者が無くなつた。

【語解】 於㆓赦後㆒案㆑殺宦官之黨㆒（赦は大赦のこと、南陽郡宛邑縣の張汎といふ富豪が宦者に賄賂して美官をかち得、放縦であつたので、大守成瑨が之を捕へて取り調べた。其の後大赦にあつて放免の恩命が出たのに、瑨は之を殺した。又宦者の趙津といふ者が太原郡にあつて放恣であつたので、太守の劉瓆は之を取り調べて同じく大赦の後に之を殺した。この二事をさす。）　○山陽（郡名。江蘇省舊淮安府治。）　○督郵（官名。郡の主簿。屬縣の事務を督察する役。）　○宦官踰㆑制冢宅（冢は塚に同じ。制度を越えること。冢は墳墓、宅は家宅。宦官侯覽が山陽郡に居て、百姓に亂暴して、おきてを越えて身分不相應な墓や家宅を作つたことを指す。）　○東海相（東海王の宰相といふことで、舊注には、東海王は出づる所未だ詳ならずとあるも、一本に東海王名は臻、光武帝の長子東海恭王の後なりと見える。）　○宦官家屬（宦者徐璜の兄の子宣のこと。）　○敎㆑人（使㆑人に同じ。）　○遊士（遊學の士。）　○部黨（部領黨派。俗にいふ仲間。）　○誹訕（音ヒサン。誹も訕も共に人の惡を傷ひやぶること。そしる。）　○疑㆓亂風俗㆒（人心を惑はして世の秩序を混亂させること。）　○震怒（天子のお怒り。）　○案經㆓三府㆒（案は文案。三府は三公の府。文案を三公の府にまはして署名を求めてゐた。）　○不㆓肯署㆒（肯はアヘテ。署は名を書すること。勅書の終りに姓名を書き賛意を表すこと。）　○北寺獄（將相大臣の罪を糾す處で黄門に屬した。當時黄門には多く宦者を用ひたので宦官の手に專屬する獄舍のやうなものであつた。）　○辭（獄辭即ち裁判の供述書といふやうな意。）　○連（連及する。おし及ぶ。）　○策免㆑之（免官の策書を與へて官をやめさせること。大臣の任免には策書を必

賈彪傳
禁錮終身

（…をとした、…書の…は…にある。）（[illegible]ること。）○爲二黨人一言（正義の黨人のために辯護し帝を諫めることを言ふ。）

賈彪曰、吾不西行、大難不解。乃入洛陽、說皇后父竇武、上疏解之。膺等獄辭、又多引宦官子弟。宦官乃懼、白上赦黨人二百餘人、皆歸田里、書名三府、禁錮終身。上在位二十一年、改元者七。曰、建和・和平・元嘉・永興・永壽・延熹・永康。崩。竇皇后迎立解瀆亭侯。是爲孝靈皇帝。

[illegible] 賈彪曰く、「吾れ西行せずんば大難解けじ」と。乃ち洛陽に入りて、皇后の父竇武に說き、上疏して之を解く。膺等の獄辭、又多く宦官の子弟を引く。宦官乃ち懼れ、上に白して黨人二百餘人を赦し、皆田里に歸らしめ、名を三府に書して、終身を禁錮す。上位に在ること二十一年、改元する者七。曰く、建和・和平・元嘉・永興・永壽・延熹・永康と。崩ず。竇皇后、解瀆亭侯を迎立す、これを孝靈皇帝と爲す。

[illegible] （此の事件を聞いて）潁川の人の賈彪が曰ふには、「僕が今西の方京師に行つて盡力しなければ

孝靈皇帝
竇武

ば、此の事件は解決すまい」と。そこで洛陽に入つて皇后の父の竇武に說いた。武は（之を聽いて）箇條書の上奏文を帝に上つて（黨人の全く寃罪であることを陳べて）其の罪を解かれんことを願つた。（而して一方）李膺等の法廷の供述が又多く宦者の子弟を引き合ひにしたので、宦官等はそれに懼れを懷いて俄に態度を飜して上言し、黨人二百餘人の罪を赦して皆鄉里に歸し、名前を悉く三公の府に記し置いて、一生涯仕官を禁じてしまつた。（そこでさしもの疑獄も漸く解決したが、正義の黨人は全く朝廷から除かれて了つた。）帝は位に在ること二十一年で、その間年號を改められた事七回、卽ち建和・和平・元嘉・永興・永壽・延熹・永康といふ。帝が崩ぜられると、竇太后は解瀆亭侯を迎へて位に卽けた。之を孝靈皇帝とする。

語釋 西行（賈彪は當時鄉里潁川郡に在つて洛陽は同郡の西に當つて居るからかく云つたのである。） ○大難（此の度の事件を指す。） ○獄辭（前出の辭と同じ。） ○田里（鄉里に同じ。） ○禁錮（舊注に、之を拘束して永く仕へ得ざらしめることとある。一生仕官の途を塞ぐこと。我國の律文上の禁錮とは全然異る。） ○解瀆亭侯（解瀆亭に封ぜられたからかくいふ。）

孝靈皇帝、名宏、章帝玄孫也。年十二卽位。竇太后臨朝。竇武爲大將軍、陳蕃爲太傅。徵天下名賢李膺・杜密等、皆列于朝。天下想望太平。蕃・武共議、

以宦官操弄國柄、濁亂海內、奏誅曹節・王甫等。謀泄。宦者夜召所親、歃血共盟、請帝御前殿、作詔板、拜王甫黃門令、使其黨持節收武等、誣以大逆。先執陳蕃殺之。武自殺。梟首都亭。遷太后於南宮。

【通釋】靈帝、名は宏、章帝の玄孫なり。年十二にして位に卽く。竇太后、朝に臨む。竇武を大將軍と爲し、陳蕃を太傅と爲す。天下の名賢を徵す。李膺・杜密等皆朝に列す。天下太平を想望す。蕃・武共に議して、宦官國柄を操弄し、海內を濁亂するを以て、奏して曹節・王甫等を誅せんとす。謀泄る。宦者、夜所親を召し、血を歃りて共に盟ひ、帝に請ひて前殿に御せしめ、詔板を作りて、王甫を黃門令に拜し、その黨をして節を持して武等を收めしめ、誣ふるに大逆を以てす。先づ陳蕃を執へて之を殺す。武自殺す。首を都亭に梟す。太后を南宮に遷す。

【語釋】孝靈皇帝（東漢十一代目）は名は宏といつて、章帝（東漢三代の天子）の玄孫である。「章帝―開（子）―淑（孫）―萇（曾孫）―靈帝（玄孫）」年十二で帝位に卽かれた。そこで竇太后（竇武の女、桓帝の后）が朝に臨んで政を聽かれた。竇武（字は游平、茂陵の人、長女は桓帝の后である。聞喜侯に

封ぜらる〕を大將軍とし、陳蕃を太傅の役とした。(蕃と武とは同心協力して王室を隆にしようとして)、天下の賢才を登庸した。此の時李膺や杜密等も皆朝廷に列席する事になつた。そこで天下の人々は賢人朝に立つたからには定めて太平を致すだらうと思つた。さて陳蕃と竇武とは共に相談して、(國家衰運の原因は、)宦官が國政に干渉して天下を亂すにあるとして、天子に奏して宦官の曹節や王甫を誅殺しようとした。ところがその計劃が事前に洩れたので、宦官共が夜に乘じて仲間を呼び集め、血を歃つて(雞・狗・馬などの生血を取り互に脣にぬつて盟をなす)、固く同盟を結び、それから帝に願つて前殿に出御を仰ぎ、竇武や陳蕃等を誅する詔書を作り、王甫を黄門令に任命して(禁門の出入を禁止させ)其の黨を遣して、蕃武を誅する天子の拘引狀を以て武等を收容し、無理に大逆の名を負はせて、先づ陳蕃を捕へて之を殺した。ついで武は自殺したので、其の首を洛陽の都亭といふ處に梟にした。そして又竇太后を南宮に遷した。(かくて清節の士は朝廷から追はれ宦官の天下になつたのである。)

【語釋】宦官(男子の勢を取り去つた者を宮中の小吏として用ひ、禁中婦人の居所に出入させた。以前からこの制はあつたが、後漢の末に至つてその勢力は次第に増大し遂に天下を滅ぼすに至つた。)　○國柄(國の權柄、政治の權力をいふ。)　○操弄(我が物顔に勝手なことをする。)　○黄門令(黄門は禁門で、宮中の門を黄く塗つたのでかくいふ。其の禁門を掌る長官が黄門令である。後漢の末には宮中の諸門は宦官の獨占するところとなり、隨つて宦官の事を黄門と稱する樣になつた。)

更相標榜

三君八俊

八顧八及 八廚

○曹節（宦者の名。王甫等と姦虐を行ひ、權を弄し、至らざる所なしといはれた。後光和二年甫等と共に誅せらる。） ○所親（親しい間柄の者。） ○歃レ血（ちをすすると讀む。血を口のまはりに塗つて約をかためたしるしにすること。）
○御（[illegible]、おつき[illegible]しのこと。） ○詔板（詔を記した木の札、即ち詔書のこと。） ○節（わりふ、てがた、即ち信任狀のこと。） ○都亭（洛陽にある地名。） ○南宮（洛陽の宮殿の名。昔西漢の高帝が群臣を召して置酒を開いた所である。）

李膺初雖廢錮、士大夫皆高其道、而汚穢朝廷、更相標榜、爲稱號、以竇武・陳蕃・劉淑爲三君、言一世之所宗也。李膺・荀昱・杜密・王暢・劉祐・魏朗・趙典・朱寓爲八俊。言人英也。郭泰・范滂・尹勳・巴肅・宗慈・夏馥・蔡衍・羊陟爲八顧。言能以德行引人也。張儉・翟超・岑晊・苑康・劉表・陳翔・孔昱・檀敷爲八及、言能導人追宗也。度尙・張邈・王孝・劉儒・胡母班・秦周・蕃嚮・王章爲八廚。言能以利救人也。及陳蕃・竇武用事、復擧拔膺等。陳竇死、膺等復廢錮。

【通釋】 李膺初め廢錮せらると雖も、士大夫皆其の道を高しとし、而して朝廷を汚穢として、更々指標榜す。稱號を爲り、竇武・陳蕃・劉淑を三君と爲す。言ふは一世の宗とする所なりと。李膺・荀昱・杜密・

王暢・劉祐・魏朗・趙典・朱寓を八俊と爲す。言ふは人英なりと。郭泰・范滂・尹勳・巴肅・宗慈・夏馥・蔡衍・羊陟を八顧と爲す。言ふは能く德行を以て人を引くなりと。張儉・翟超・岑晊・苑康・劉表・陳翔・孔昱・檀敷を八及と爲す。言ふは能く人を導いて追宗せらると。度尚・張邈・王孝・劉儒・胡母班・秦周・蕃嚮・王章を八厨と爲す。言ふは能く利を以て人を救ふなりと。陳蕃・竇武事を用ふるに及びて、復膺等を擧拔す。陳竇死して、膺等復廢錮せらる。

（通釋）李膺がさきに官職をやめさせられ、禁錮（將來仕官する途を禁じ錮ぐこと）されたが、有識者は皆其の行を高しと譽め、却つて小人が事を用ひてゐる朝廷を卑陋であると毀つた。そしてわれもかれも李膺等一派をほめちぎるのであつた。更にまた稱號を作つて、竇武や陳蕃や劉淑を三君と呼んだ。これは此の世の中の人は皆三人を仰いで本家本宗とするといふ意味である。又李膺・荀昱・杜密・王暢・劉祐・魏朗・趙典・朱寓を八俊といつた。人中に傑出してゐるとの贊語である。又郭泰・范滂・尹勳・巴肅・宗慈・夏馥・蔡衍・羊陟を八顧といつた。德行を以て人を愛顧して棄てないといふ意味である。又張儉・翟超・岑晊・苑康・劉表・陳翔・孔昱・檀敷を八及といつた。この人達はよく人を導いて崇拜されるといふ意味。又度尚・張邈・王孝・劉儒・胡母班・秦周・蕃嚮・王章を八厨と

李膺考死　范滂誡子　郭泰不レ[illegible]禍

した。それは財を以て人の耽黨を救ふといふのである。陳蕃や竇武が朝に入つて政を執るに至ると、復た李膺等も抜擢されて要路に立つた。後陳蕃が賊名を負うて死ぬと、膺等も復び押込められた。

【語釋】汚ニ穢朝廷一（汚穢はけがれたもの、卑しきもの、小人共が朝廷に在るを卑んでいふ。）○標榜（名目をつけて云ひはやすこと。）○所レ宗（本家として、大本として崇めたふぶこと。）

曹節諷ニ有司一、奏ニ諸鈎黨膺一、詔獄考死。滂就レ捕。母與訣曰、汝今得下與ニ李杜一齊上レ名。死亦何憾。滂跪受レ教、再拜而辭。顧ニ其子一曰、使ニ汝爲一レ惡、惡不レ可レ爲。使ニ汝爲一レ善、我不レ爲レ惡。聞者爲レ之流涕。黨人死者百人、其死徙廢錮者又六七百人。郭泰私痛曰、詩云、人之云亡、邦國殄瘁。漢室滅矣。但未レ知下瞻烏爰止ニ于誰之屋一耳。泰雖レ好ニ臧否一、而不レ爲ニ危言覈論一。故處ニ濁世一、而禍不レ及焉。

【通釋】曹節有司に諷して、諸鈎黨を奏せしむ。膺、詔獄に詣りて考死す。滂、捕に就く。母之に訣して曰く、「汝今李杜と名を齊うするを得。死するも亦何ぞ憾みん」と。滂跪いて教を受け、再拜して辭す。其の子を顧みて曰く、「汝をして惡を爲さしめんとするも、惡は爲すべからず。汝をして善

を爲さしめんとすれば、我れ惡を爲さず」と。聞く者之が爲めに流涕す。黨人死する者百人、其の死徙廢錮せらるゝ者又六七百人なり。郭泰私かに痛みて曰く、「詩に云ふ、人の云に亡ぶる、邦國殄え瘁むと。漢宗滅びん。但未だ烏を瞻るに爰に止ること誰が屋に于てするを知らざるのみ」と。泰好みて臧否すと雖も、而も危言覈論を爲さず。故に濁世に處して、而も禍及ばず。

(通釋)　曹節が役人に諭し勸めて、諸黨人の罪を拵へて天子に奏上させた。此の結果李膺は獄に引かれ拷問をうけて死んだ。范滂も捕縛せられた。(正に引き立てられやうとするときに)滂の母が別を告げて曰ふには、「お前は此の度李膺樣や杜密樣などゝ同じやうに義人の名を受くることが出來た。死んでも恨みはない」と言つて激勵した。滂は跪いて母の敎を受け、再拜して今生の暇を告げた。かくて其の子を顧みて曰ふには、「(節を屈して姦人に從へば富貴は得られる。)だからお前だけは不幸な目に合はぬやうにしばらく彼等の仲間に入れてやらうかとも思ふが、いや／＼惡事は飽くまで惡事だ。斷じてしてはならぬ。思へばわしがかうして正義の爲に捕はれの身となつてゆくのも、たゞお前に立派な行をして貰ひたいからだ」と言つた。之を聞いた者は范滂の義烈に涙を流した。此の時正義の黨人にして殺された者は百人に及び、其の他或は殺され、或は流され、或は一生仕途を塞がれて禁錮

蔡邕爲古文篆隸

西邸賣官

されたる者が六七百人の多きに達した。郭泰が私かに國家の現狀に痛歎して曰ふには、「詩經に人のこゝに亡ぶる、邦國殄え瘁むとあるが、此のやうに小人共が朝廷に蔓つて賢人君子が片端から亡び行くやうでは漢家の滅亡も遠くはあるまい。しかし亡ぶるにしても天下は終に誰の手に歸することであらうか。」と言つて歎息した。郭泰は好んで時勢の得失を論じたり、人物の善し惡しを批評はしたが、しかし餘り過激なことを言はなかつたので、亂世に身を處して、よく身を保ち慘禍を蒙らなかつた。

【語釋】諷（それとなくあてこすつてさとす。）○鈎黨（鈎は仲間を相引き合ふこと。黨人をさす。）○齊レ名（同じ名譽をうける。）○徒（流罪。）○人之云亡、邦國殄瘁（云はコヽニ。殄瘁は音テンスヰ、病み疲れて亡ぶこと。人物が亡ぶれば國家が衰滅するといふ意。（詩は詩經大雅瞻卬篇第三章、「人」は、賢人をさす。））○未レ知下瞻レ烏爰止、于二誰之屋一上（詩經小雅正月篇に見ゆ。かの烏の飛ぶを見るに、まだどこの屋根にとまるか分らぬといふ意で、中原の鹿（帝位）の誰に歸するかを知らないといふと同じく、後漢の滅亡は必定だが、天命が誰に歸し、新王朝は誰により建設せらるゝかを知らないといふ義である。）○臧否（よしあし、即ち批評する。）○危言（時勢を顧みず高尚な議論をすること。）○覈論（音カクロン、覈は烈しい意、過激な議論。）

○詔二諸儒一正二五經文字一。命二蔡邕一爲二古文篆隸三體一、書レ之刻レ石、立二太學門外一。○上好二文學一、引二諸生能文賦者一、並待二制鴻都門下一。置二立太學一。諸生皆斗筲小人、君子恥レ之。○開二西邸一賣レ官。各有レ賈。崔烈以二五百萬一得二司徒一。問二其子一以

嫌銅臭

黃巾賊

外議何如。子曰。人嫌其銅臭耳。○鉅鹿張角、以妖術教授。號太平道。符水療病。遣弟子遊四方、轉相誑誘。十餘年間徒衆數十萬。置三十六方。大方萬餘、小方六七千、各立渠帥。一時俱起。皆著黃巾、所在燔刼。旬月之間、天下響應。遣皇甫嵩等討黃巾。

訓讀 諸儒に詔して五經の文字を正さしむ。蔡邕に命じて古文篆隸三體を爲らしめ、之を書して石に刻し、太學の門外に立つ。○上文學を好み、諸生の文賦を能くする者を引いて、並びに鴻都門下に待制す。太學を置立す。諸生皆斗筲の小人にして、君子之を耻づ。○西邸を開きて官を賣る。各〻賈有り。崔烈五百萬を以て司徒を得たり。其の子に問ふに外議何如を以てす。子曰く、「人其の銅臭を嫌ふのみ」と。○鉅鹿の張角、妖術を以て教授す。太平道と號す。符水もて病を療す。弟子を遣はして、四方に遊ばしめ、轉た相誑誘す。十餘年間に徒衆數十萬あり。三十六方を置く。大方は萬餘、小方は六七千、各〻渠帥を立つ。一時俱に起る。皆黃巾を著け、所在燔刼す。旬月の間、天下響應す。皇甫

嵩等を遣はして黄巾を討たしむ。

【評釋】天子が諸儒に詔を下して五經（詩・書・易・禮・春秋）の文字を訂正させられた。そして蔡邕といふ學者に古文と篆書と隷書との三體を書いて、之を石に刻みつけて、太學の門外に立てた。（之を石經と名づけて後學者の模範とした。すると多くの學者書生が押寄せて、模寫する者の車が日に千餘乘に達したといふことである。）○靈帝は學問を好まれて、學者先生の文章や詩賦を能する者を召し寄せて、洛陽の鴻都門の附近に滯在させて天子の詔を待たせられた。そして鴻都門内に新に太學を設置した。（光和元年十月に鴻都門内に大學を設け、書牘、文章、詩賦に長ずる者、及び古文や篆書に巧な者を州縣に募集し、それを試驗して入學せしめ、其の數千人に及んだ）。しかし其の學生は碌々たる小人物の集合で、しかもその中から州郡の刺史となり太守となり、中央官の要職に拔擢されるので、才德ある君子は皆之と比肩するを恥ぢた。○（光和元年十二月）洛陽の西園中に邸（官爵を賣買する店）を開設し、官爵を賣つた。官爵の高下によつて價に等差がある。崔烈といふ者が五百萬錢で三公の一なる司徒といふ官を買つた。そして其の子に問ふには、俺の買官について世評はどうだと聞くと、其の子が曰ふには、「世人はあなたの錢臭きを嫌つてゐます」と答へたといふ話さへある。○鉅鹿郡

(冀州鉅鹿郡、今の湖北省大名道はその都城所在地)の張角が怪しき魔法を子弟に教授した。そして其の術を太平道と名づけた。それは藥餌を用ひずして、御符や神水で病を癒す術であつた。弟子を四方に遣はして、愚民を惑はし仲間に引入れた。纔か十餘年間に、信徒は數十萬に達した。そこで三十六將軍を置き、更に大小に別ち、大將軍配下には一萬餘人を附屬させ、小將軍部下には六七千の人數を配當して各之を統率させた。(かくて用意を整へ中元二年の春二月になつて)各地同時に兵を起した。皆黄色の頭巾を冠つて(標識とし)、到る處で或は燒き打し或は掠奪した。滿一ケ月の間に、天下の州縣皆之に應じて大變なことになつたので、朝廷では皇甫嵩(字義眞、安定の人、時に左中郎將たり)を遣はしてこれを討伐させた。

語釋　古文篆隷(古文とは支那の原始時代の文字、蝌蚪文字といふ。上古には筆墨がなかつた。そこで竹の棒の尖に漆をつけて竹の簡(ふだ)に書いた。竹が堅いので漆が流れて字の形がおたまじやくし(蛙の子)に似てゐたのでかう名づけられた。)　○篆書(大篆と小篆とに區別される。大篆は周の宣王の時史籀といふ者が作り、小篆は秦始皇の代、李斯といふ者が作つた。)　○隷書(秦の程邈といふ者が篆書の複雜で筆記に不便である所から、作つたといはれてゐる。眞書とも楷書ともいふ。今日の所謂楷書は晉の王次仲が始めて作つたといふ。)　○待制(待詔も同じ。天子のお呼び出しを待つ。)　○斗筲小人(斗は量の名で十升を容る。筲は竹器で一斗二升入の器。いづれも山ははいらぬもの。それで人の器量の小なるものに喩へていふ。)　○妖術(黄帝老子の道だといつて怪しき魔法を使つて愚民を煽動したのである。)　○符水(神の御守札や、神に供へし水。)　○三十六方(方は將軍のこと、三十六將軍に同じ。)　○渠帥(かしら、一軍を統率する頭目。)　○燔刧(燔は燒である。刧は民家をおびやかすこと、燒打したり、掠奪したりすること。)

曹操　許劭月旦　亂世姦雄　張角死

嵩與沛國曹操合軍破賊。操父嵩爲宦者曹騰養子。或云夏侯氏子也。操少機警、有權數、任俠放蕩、不治行業。汝南許劭、與從兄靖有高名、共覈論鄕黨人物、每月輒更其題品。故汝南俗有月旦評。操往問劭曰、我何如人。劭不答。劫之。乃曰、子治世之能臣、亂世之姦雄。操喜而去。至是以討賊起。

○皇甫嵩討張角。角死。嵩與其弟戰、破斬之。

【訓讀】嵩、沛國の曹操と軍を合せて賊を破る。操の父嵩、宦者曹騰の養子たり。或は云ふ、夏侯氏の子なりと。操少くして機警、權數あり。任俠放蕩にして、行業を治めず。汝南の許劭、從兄の靖と高名あり。共に鄕黨の人物を覈論す。每月輒ち其の題品を更む。故に汝南の俗に月旦の評有り。操往いて劭に問うて曰く、我は「何如なる人ぞ」と。劭答へず。之を劫す。乃ち曰く、「子は治世の能臣、亂世の姦雄なり」と。操喜んで去る。是に至つて賊を討ずるを以て起る。○皇甫嵩、張角を討ず。角死す。嵩其の弟と戰ひ、破りて之を斬る。

〔通釋〕皇甫嵩は沛國の曹操と軍を合せて黄巾の賊を破つた。此の曹操の父の嵩といふ人が宦者曹騰の養子であつたともいふし、又夏侯氏の子であるともいつて、(其の素性は慥でない)。曹操は幼少の時から、目から鼻に拔ける聰明な質で、しかも駈引きの巧者であつた。それに加へて男氣があり豪傑肌のやりつぱなしで、家業などはてんで顧みなかつた。汝南(豫州汝南郡、今の河南の汝寧)の人許劭は從兄の靖と共に名聲が高かつた。兩人共に近鄕の人物について評論を加へた。そして毎月の一日にいつも定つて其の題目を改めて更に新しき評論を加へた。(例へば前月不良の評語を加へられた人も其の後修養の進歩著しければ今月は善良の評語を加へ、良者も退歩すれば不良の評を加へる)。それで汝南地方では月旦評といつて其の評を聞くを喜んだ。そこで曹操は汝南に行いて許劭に自分の人物の批評を請うた。劭ははじめ之を鄙みて答へなかつたが、曹操におどされて之に答へて曰ふには、一君は天下太平ならば能く其の君に事へて役に立つ家來であるが、亂世には智力を逞うして、縱橫潤歩する姦雄たるの素質がある。」と言つた。曹操は(これこそ自分の望む所であると)喜んで歸つた。(以前こんなことがあつたが)、此のたび兵を起して皇甫嵩と共に黄巾の賊を討伐することになつた。〇皇甫嵩は張角を討つて之を殺し、つづいて其の弟の張梁の軍と戰つて之を斬り、遂に黄巾の賊を平定した。

何進袁紹

誅宦官

董卓廢立

【語釈】機警（機智警敏、臨機應變、目から鼻へ抜ける賢さ。）○權數（權謀術數駈引きの達者なこと。）○行業（品行や運業。）○激論（はげしく論ずる。忌憚なく人物の批評をすること。）○放蕩（日常身の行にしまりのないこと。小事に拘泥せず、豪傑肌である事。）○月旦評（月旦は其の月の初日である。月の一日に人物の評題を改めたから月旦評といふに至つた。人物の批評を人物月旦といふも、これから起つた。）

○上崩。在位二十二年。改元者四。曰、建寧・熹平・光和・中平。子辨立。何太后臨朝。后兄大將軍何進、錄尚書事。袁紹勸進誅宦官。太后未肯。紹等畫策、召四方猛將引兵向京、以脅太后。遂召將軍董卓之兵。卓未至。進爲宦官所殺。紹勒兵捕諸宦官、無少長皆殺之。凡二千餘人。有無鬚而誤死者。卓至問亂由。辨年十四、語不可了。陳留王答無遺。卓欲廢立。紹不可。卓怒。紹出奔。卓遂廢辨、陳留王立。是爲孝獻皇帝。

【通釈】上崩ず。在位二十二年。改元する者四なり。曰く、建寧・熹平・光和・中平と。子辨立つ。何太后朝に臨む。后の兄大將軍何進、尚書の事を錄す。袁紹、進に宦官を誅せよと勸む。太后未だ肯んぜず。紹等畫策し、四方の猛將を召し、兵を引いて京に向ひ、以て太后を脅し、遂に將軍董卓の兵を

召す。卓未だ至らず。進、宦官の殺す所と爲る。紹、兵を勒して諸の宦官を捕へ、少長と無く皆之を殺す。凡そ二千餘人なり。鬚無くして誤りて死する者有り。卓至りて亂の由を問ふ。辨年十四、語、了すべからず。陳留王答へて遺す無し。卓廢立せんと欲す。紹可かず。卓怒る。紹出奔す。卓遂に辨を廢す。陳留王立つ。是を孝獻皇帝と爲す。

〔通釋〕靈帝が崩御された。在位二十二年間で、年號が四回改正された。建寧・熹平・光和・中平といふ。ついで子の辨が天子の位に卽いたが、幼年であつたので、何太后が朝に臨んで政治を聽かれた。そこで太后の兄の大將軍何進は尙書の事務を總括した。(尙書は天子の命を天下に頒布する役)。時に司隷校尉の袁紹が何進に宦官の害を說いて誅殺せん事を勸めたが、何太后が承知しない。そこで紹等は策略を廻らし、諸方の勇將を都の洛陽に召し寄せて、太后を脅かし、遂に將軍董卓の兵を召し寄せた。ところが董卓の兵がまだ到着しないうちに、何進は宦官に殺されて了つた。しかし袁紹が兵を指揮して、悉く宦官を捕へ、若い者も年寄りも何の容赦なく皆之を殺した。其の數は凡そ二千餘人といはれた。(宦官は鬚を剃る習であつたから、)鬚の無い者が宦官と見誤られて殺される者さへあつた。そのうちに董卓が到着して亂の原因を尋ねた。すると天子の辨は年十四であつたが、まだ言葉

孝獻皇帝
遷都長安
孫堅孫

がわからなくて要領を得ない。ところが辨の弟の陳留王が落ちなく詳かに答へたので其の賢明を喜び、辨を廢して陳留王を立てようと思つた。しかし紹が承知しなかつた。それで董卓は憤慨し袁紹も亦怒つて（冀州に）出奔した。そこで卓が遂に辨を廢して（弘農王とし）、弟の陳留王を立てた。是を孝獻皇帝といふ。

【語釋】 錄（總べ治める。）○無少長（年齡に制限なく。）○無鬚（鬚はひげ、あごひげ、宦官はひげがなかつた。）

孝獻皇帝名協、九歳爲董卓所立。關東州郡起兵討卓、推袁紹爲盟主。卓燒洛陽宮廟、遷都長安。長沙太守富春孫堅、起兵討卓。至南陽、衆數萬。與袁術合兵。術與紹同祖。皆故太尉袁安之玄孫也。袁氏四世五公、富貴異於他公族。紹壯健有威容、愛士。士輻湊。術亦俠氣。至是皆起。堅擊敗卓兵。術遣堅圖荊州。爲劉表將黃祖步兵所射死。

【讀譯】 孝獻皇帝、名は協、九歳にして董卓の立つる所と爲る。關東の州郡、兵を起して卓を討ち、袁

紹を推して盟主と爲す。卓、洛陽の宮廟を燒き、都を長安に遷す。長沙の太守富春の孫堅、兵を起して卓を討つ。南陽に至る。衆數萬、袁術と兵を合す。術は紹と同祖なり。皆故の太尉袁安の玄孫なり。袁氏四世五公、富貴佗の公族に異なり。紹、壯健にして威容あり、士を愛す。士輻湊す。術も亦俠氣あり。是に至つて皆起る。堅撃つて卓の兵を敗る。術、堅をして荊州を圖らしむ。劉表の將黃祖の歩兵の射る所となりて死す。

通釋　孝獻皇帝は名は協といつて、九歳で董卓に立てられて帝位に卽かれた。(董卓は性質が殘忍で一旦政を專にしてより國家の兵甲珍寶を私有し、横暴其の極に達したので)、函谷關から東の州郡が兵を起して卓を討伐し、(袁紹は河内に起り、曹操は酸棗に屯し、袁術は魯陽に起つた)袁紹を推して盟主とした。董卓は關東の兵威の盛なるに懼れて、洛陽の宮殿宗廟を燒き拂つて、都を長安に遷した。長沙の太守で、富春縣生れの孫堅が兵を起して南陽まで來た。其の兵數萬と號し袁術の兵と合した。袁術は袁紹と祖先を同じうし、昔の有名な袁安の玄孫に當るのである。袁氏は四代中、五人まで三公の位にあつて、富貴な事は迚も他の三公の家柄とは比べものにならない。それに袁紹は身體强健で而も威儀容貌の儼然たるものがあつて、兵士達を愛撫した。それで人心は之は歸して、天下の士

は皆袁紹のもとに集つた。袁術も亦男氣のある人物であつたが、今度の亂に乘じて一齊に兵を起した。孫堅が先づ董卓の兵を打破つた。袁術は孫堅に荊州を取る事を計劃させたが、(荊州の刺史たる)劉表の將の黃祖の步兵に射殺されて、堅は斃れた。

【語釋】 關東(關は函谷關、函谷關より東の地。) ○袁氏四世五公(袁安の子敞、敞の弟京、京の子湯、湯の子逢、ともに司空といふ三公の一人であつた。)

一世 袁安 ─ 二世 敞
　　　　 └ 京 ─ 三世 湯 ─ 四世 逢

○輻輳(輻は車輪の矢で、湊は集ること。車の矢が中心の轂に集る如くに四方の人士の集り寄ること。)

○司徒王允等、密謀誅卓。中郎將呂布、膂力過人。卓信愛之。嘗少失卓意。卓手戟擲布。布避得免。允結布爲內應。卓入朝。伏勇士於北掖門刺之。卓墮車。大呼呂布。布曰、有詔討賊臣。應聲持矛、刺卓趣斬之。先是卓築塢于郿、積穀爲三十年儲。金銀・綺錦・奇玩積如丘山。自云、事成據天下。不成守

炷　燃レ臍

此以老。至是暴屍於市。卓素肥。吏爲大炷、置臍中然之。光達曙者數日。卓黨擧兵犯闕、殺王允。呂布走。

【訓讀】司徒王允等、密かに謀りて卓を誅す。中郎將呂布、膂力人に過ぐ。卓之を信愛す。嘗て少しく卓の意を失ふ。卓、手づから戟もて布に擲つ。布避けて免るゝを得たり。允、布に結びて內應を爲さしむ。卓が入朝する時勇士を北掖門に伏せて之を刺す。卓車より墮ちて大いに呂布を呼ぶ。布曰く、詔有りて賊臣を討つと。聲に應じて矛を持ち、卓を刺し趣かに之を斬る。是より先き卓、塢を郿に築き、穀を積みて三十年の儲を爲す。金銀・綺錦・奇玩積むこと丘山の如し。自ら云ふ、事成らば天下に據らん。成らずんば此を守りて以て老いんと。是に至りて屍を市に暴す。卓素より肥えたり。吏、大炷を爲し、臍中に置いて之を然く。光曙に達する者數日なり。卓の黨兵を擧げて闕を犯し、王允を殺す。呂布走る。

【通解】司徒の官の王允等が密かに董卓を誅しようと謀つた。中郎將の呂布は人に優れて力が强かつたので、卓は布を護衛とし愛信してゐた。或時呂布が些細のことから卓の機嫌を害つた。すると卓は

怒つて手づから戟をとつて布に投げつけた。布は身を交して免れる事が出來たが、(これから内心卓を怨んでゐた。王允は平素布と親交があつたから、この度の出來事を允に告げた)。それで允が布に結托して内應させた(初平三年四月に靈帝の病氣御平癒の祝賀が未央殿に開かれるので)、卓が入朝するのを待ちうけて勇士を宮城の北門の傍の小門に伏せ置き、卓がはいりかかると直ぐに之を刺さした。卓は車から墮ち、大聲で呂布を呼んで援を求めた。布は、「詔が有つて賊臣を討つのだ」といふが早いか、矛を持つて卓を刺し、直ぐに之を斬つた。(そして懷中から詔書を出して衆に示して、詔を以て卓を誅したのだ。餘人に罪はないと曰つた。衆皆萬歲を唱へ百姓は喜んで歌舞したといふ)。これより以前に卓が已の封ぜられた右扶風の郿縣に城壁を築いて穀物を積み貯へ三十年間の準備をし、其の他金や銀や綾や錦や珍らしき寶物を小山のやうに貯へてゐた。そして云ふには「若し吾が大望成就すれば天下を我物とする。若し成らなければ此金穀財寶を守つて老いよう」と。(その豪語もどこへやら。此度悲慘な最期を遂げて)屍を市中に暴すに至つた。卓は平素から非常に肥滿してゐた。(時恰も四月で炎熱の爲め脂肪が地に流れ出た)。それで刑場の役人が大きな燈心を卓の臍の中に立てゝ燒いた。すると脂肪の爲めにブス〳〵燃えて夜中光を放ち朝に達した。しかもそれが數日も燃え續いたといふ。

（王允は尙書の事を掌るやうになり、呂布は奮威將軍となつた）。所が卓の部將の（李傕や郭汜等が）兵を擧げて長安城を陷れ、王允を殺した。呂布は走つて（袁術に投じた）。

語釋 膂力（膂は脊骨、身體の力强きこと。）　○戟（枝ある槍の如きもの。卽ち鉾槍の如きもの。一本には手戟とある、手戟は小戟で擊刺するに便利な武器。）　○矛（枝なき武器。我國の槍の如きもの。）　○塢（堤防である。城壁である。こゝは小城のこと。）　○奇玩（珍寶といふも同じ。）　○大灶（灶は竈也。大きな竈也。）

劉備　關羽張飛　孫策孫權　周瑜

○涿郡劉備、字玄德、其先出於景帝。中山靖王勝之後也。有大志。少語言、喜怒不形於色。河東關羽、涿郡張飛、與備相善。備起二人從之。孫堅之子策、與弟權留富春。遷于舒。堅死、策年十七。往見袁術、得其父餘兵。策十餘歲時、已交結知名。舒人周瑜、與策同年。亦英達夙成。至是從策起。策東渡江轉鬪、所向無敢當其鋒者。百姓聞孫郎至、皆失魂魄。所至一無所犯。民皆大悅。

訓讀 涿郡の劉備、字は玄德、其の先は景帝より出づ。中山靖王勝の後なり。大志有り。語言少く、

喜怒色に形さず。河東の關羽、涿郡の張飛、備と相善し。備起る。二人之に從ふ。

孫堅の子策、弟權と富春に留る。舒に遷る。堅死する時、策年十七。往いて袁術を見る。其の父の餘兵を得たり。策十餘歳の時、已に交結して名を知らる。舒人周瑜、策と同年なり。亦英達夙成、是に至つて策に從つて起る。策東の方江を渡つて轉鬪す。向ふ所敢て其の鋒に當る者無し。百姓、孫郎至ると聞き、皆魂魄を失ふ。至る所一も犯す所無し。民皆大いに悦ぶ。

劉備

通釋 涿郡の劉備は字は玄德といつて、其の祖先は西漢の景帝から出てゐる。（景帝の第六子で）中山王に封ぜられ謚を靖といひ名を勝といつた人の子孫である。其

曹操遷上於許

の志は大きく、口數少なく、みだりに喜怒哀樂を顏色に現はさなかつた。河東郡の關羽や、涿郡の張飛は劉備と親密なる間柄であつたので、劉備が兵を起すと二人は備に從つて行動を共にすることになつた。

孫堅の子の孫策は、弟の權と（廬江郡の）富春縣に留り、後舒州に遷つた。堅が（劉表を伐つて）戰死した時策は年十七であつた。南陽に往つて袁術に面會し、前に父の部下であつた兵を得た。策は十餘歲の時、已に當時の豪傑と交を結んで名を知られてゐた。又舒州の人周瑜は、孫策と同年齡である。此人も亦才氣人に勝れて早くから名を成したが、此度孫策に從つて兵を起した。策は東の方揚子江を渡つて轉戰したが、向ふ所その鋭鋒に敵する者は無かつた。到る處人民は孫郎（郎は少壯の男子の稱）が來たと聞いて膽を潰して驚いたが、愈〻來て見れば人民の財產を少しも掠奪することがなかつたので、人民達は大いに喜んだ。

初曹操自討卓時、戰于滎陽、還屯河內。尋領東郡太守、治東武陽。已而入兗州據之。自領刺史。遣使上書、以爲兗州牧。上還洛陽。操入朝、遷上於許。

劉備歸曹操
譬如養虎
曹操殺呂布

○操擊殺呂布。初布自關中出奔袁術。又歸袁紹。已而又去。爲操所攻、走歸劉備、尋又襲備。據下邳。備走歸操。操遣備屯沛。布使陳登見操。求爲徐州牧。不得。登還謂布曰、登見曹公言、養將軍如養虎。當飽其肉。不飽則噬人。公曰、不然。譬如養鷹。饑則附人、飽則颺去。布復攻備。備走復歸操。操擊布、至下邳。布屢戰皆敗。困迫降。操縛之曰、縛虎不得不急。卒縊殺之。備從操還許。

【通釋】初め曹操、卓を討ずる時より、滎陽に戰ひ、還りて河内に屯す。尋いで東郡の太守を領し、東武陽を治む。已にして兗州に入りて之に據る。自ら刺史を領す。使を遣して上書し、以て兗州の牧となる。上洛陽に還る。操入朝し、上を許に遷す。○操擊つて呂布を殺す。初め布、關中より袁術に出奔す。又袁紹に歸す。已にして又去る。操の攻むる所となりて、走つて劉備に歸す。尋いで又備を襲ふ。下邳に據る。備走りて操に歸す。操、備をして沛に屯せしむ。布、陳登をして操に見えしめ、

徐州の牧たらんことを求む。得ず。登還りて布に謂ひて曰く、『登、曹公に見えて言く、『將軍を養ふは虎を養ふが如し。當に其の肉に飽かしむべし。飽かずんば則ち人を噬まん』と。公曰く、『然らず、譬へば鷹を養ふが如し。饑うれば則ち人に附き、飽けば則ち颺り去る』と』と。布復備を攻む。備走りて復操に歸す。操・布を撃つて、下邳に至る。布屢〻戰つて皆敗る。困迫して降る。操之を縛して曰く、「虎を縛するは急ならざるを得ず」と。卒に之を縊殺す。備、操に從て許に還る。

通釋　初め曹操は董卓を伐つ時から、滎陽（河南の地）に戰ひ、そこから引返して河內郡に入つて駐屯してゐた。それから引續いて東郡の太守の職を得て、東武陽といふ地に治所を置いて治めて居た。それから又兗州（山東省に屬す）に入つて之に割據し、自ら兗州の刺史となつた。それで使を遣し書を上つて、敕許を受け、正式に兗州の長官となつた。時に天子は長安から洛陽に歸へられたので、曹操は入朝して、遂に駕を許に遷した。○曹操は呂布を殺した。初め呂布は（董卓の餘黨に攻められて）關中から出奔して南陽の袁術に依つた。が又備の許を去つて袁紹を賴つて行つた。それも暫くで、又紹の許を去り、曹操に攻められ、走つて劉備に歸した。然るに又劉備の不意を襲うて下邳といふ地に割據した。そこで備は走つて曹操に賴つた。曹操は劉備を沛の地にたむろさせた。呂布は廣陵郡

袁術稱帝死

の太守の陳登を曹操に面會させて徐州の長官たらんことを求めたが、成立しなかつた。登が還りて布に告げて曰ふには、「自分は曹操に面會して、『呂布將軍を養ふは丁度虎を養ふやうなものです。充分肉に飽かせなければなりませぬ。若し飽き足らぬと人に噬みつきます。(今呂布將軍と其通りで、充分の領地を與へ優待せねば危險です)』と曰ふと、曹公の曰はれるには、『それは間違だ。丁度鷹を養ふと同じで饑ゑた時は人に馴附くが、飽けば天外に飛び去るやうに、(叛附常なき者は養はれない)』といつて(要求を容れませんでした)」と報告した。呂布は復劉備を攻めた。そこで備は復曹操に賴つた。操は備を助けて布を撃ち、下邳まで進軍した。布は屢戰つたが皆敗れ、ひどく困つて遂に降參した。操が之を捕縛して曰ふに「虎を縛るにはぐづ／＼して居れぬ」とて、遂に布の頸を締めて之を殺した。(これは前に陳登が呂布を虎に喩へたからである)。(これで一騷動片づいたので)備は操に從つて許に還つた。

【語釋】關中(地名、函谷關より西の地方。もとの秦の地。前に出づ。) ○下邳(縣の名、秦下邳縣を置く。漢代は東海郡に屬す、今の江蘇省邳縣の地である。彼の張良の圯上で人に會つて兵書を授けられたところ。) ○沛(秦の泗川郡を漢高祖が沛國と改めた。高祖の生れし地。今江蘇省に屬す。) ○噬(音ゼイ。かむ。)

○袁術初據南陽。已而據壽春。以讖言代漢者當塗高。自云名字應之。遂

孫策傷

孫權代策

稱帝。淫侈甚。既而資實空虛。不能自立。欲奔袁紹。操遣劉備邀之。術走還、歐血死。○孫策既定江東、欲襲許。未發。故所殺吳郡守許貢之奴、因其出獵。伏而射之。創甚。呼弟權代領其衆曰、擧江東之衆、決機於兩陣之間、與天下爭衡、卿不如我。任賢使能。各盡其心、以保江東、我不如卿。卒。年二十六。

【通釋】袁術初め南陽に據る。已にして壽春に據る。讖言に「漢に代る者は塗に當つて高し」といふを以て、自ら云ふ、「名字之に應ず」と。遂に帝と稱す。淫侈甚し。既にして資實空虛なり。自立する能はず。袁紹に奔らんと欲す。操、劉備をして之を邀へしむ。術走り還り、血を歐いて死す。○孫策既に江東を定め、許を襲はんと欲す。未だ發せず。故殺す所の吳郡の守許貢の奴、其の出でゝ獵するに因りて、伏して之を射る。創甚し。弟權を呼びて代りて其の衆を領せしめて曰く、「江東の衆を擧げて機を兩陣の間に決し、天下と衡を爭ふは、卿我に如かず。賢に任じ能を使ひ、各其心を盡さし

めて、以て江東を保つは、我卿に如かず」と。卒す。年二十六なり。

〔參考〕袁術ははじめ南陽郡に割據し、それから移つて壽春に據つた。未來記によると「漢に代つて王者となる者は塗に當つて高し」とある。これは曹操が魏に起るを豫言したものであるのに、袁術が、自己の名は術、字は公路である。(術は邑中の道の意、公路は大道の意味のある處から誤解して) 自分を豫言したものだと思つて、帝と稱した。そして酒色に耽り金銀を浪費し、財政窮乏して持てなくなると、從兄の袁紹の方に奔らうとしたが、曹操が劉備を遣はして邀へ擊たしたので、術は目的を達せず、再び壽春に走り歸り、憤慨の餘り血を吐いて死んだ。

○孫策は既に江東を平定し、曹操が據つて居る許を襲はうとする計を立てたが、未だ實行にかゝらないうちに、嘗て策が攻め滅した吳郡の太守の許貢の下部が、策の獵に出るのを待ち伏せて狙擊し、重傷を負はせた。其の疵が甚く痛んで恢復の見込なきを知り、弟の權を呼んで自分に代つて軍を統率させて曰ふには、「江東の大軍を率ゐて戰場に立ち祕策をめぐらして一擧に敵を粉碎し、天下の英雄と強弱の勢を爭ふことは、お前は俺には及ばない。しかし賢者を使ひ、能者を用ひてそれらの人達に全力をあげて働かせ、以てこの江東地方を確實に保有して行く技倆は、俺はとてもお前に及ばない」と、

操令天下

袁紹死

（後事を遺言して）死んだ。年は纔か二十六歳であつた。

語釋 讖言（未來記をいふ。）　○當塗高（塗は途、道路である。道に當つて高しとは、周代に法令を樓門に懸けて、民をして仰いで見させたことをさす。之を象魏といふ。魏は高い意。故に漢を滅してこれに代るものは魏であると豫言したのである。）　○淫侈（淫は酒色に耽けること、侈は浪費すること。）　○爭衡（勝負を爭ふこと。衡はもとハカリザヲ。物の輕重を計る意味から優劣を爭ふ義にいふ。）

○袁紹據冀州。簡精兵十萬、騎一萬、欲攻許。沮授諫曰、曹操奉天子以令天下。今擧兵南向、於義則違。竊爲公懼之。紹不聽。操與紹相拒於官渡。襲破紹輜重。紹軍大潰。慚憤歐血死。

訓讀 袁紹、冀州に據る。精兵十萬、騎一萬を簡び、許を攻めんと欲す。沮授諫めて曰く、「曹操、天子を奉じて以て天下に令す。今兵を擧げて南に向はゞ、義に於て則ち違はん。竊かに公の爲めに之を懼る」と。紹聽かず。操、紹と官渡に相拒ぐ。襲うて紹の輜重を破る。紹の軍大いに潰ゆ。慚憤して血を歐いて死す。

通釋 袁紹は冀州に割據してゐた。精兵十萬と、騎兵一萬とを選拔して曹操の都してゐる許を攻めて操を滅さうとした。すると沮授といふ人が諫めて曰ふには、「曹操は天子を奉じて天下に號令して

ある。然るに、若し兵を舉げて南、許を伐たば、名分上、臣たる道を失ふことになる。吾は公の爲に之を氣づかふ」と、諫めたが、紹は承知せず。兵を舉げて許を伐つた。曹操は紹と對陣し官渡（城名。河南の中牟縣の東北。）に拒いだ。そして紹の不意を襲うて輜重を破つた。紹の軍は大敗北となつた。紹は（沮授の諫を聞かなかつたのを）慚ぢ、憤怒の餘り血を歐いて死んだ。

劉備食失七筯

（一）車騎將軍董承、稱受密詔、與劉備誅曹操。操一日從容謂備曰、今天下英雄、唯使君與操耳。備方食。失七筯。値雷震。詭曰、聖人云、迅雷風烈必變。良有以也。備既被遣邀袁術。因之徐州、起兵討操。操撃之。備先奔冀州、領兵至汝南。自汝南奔荊州、歸劉表。嘗於表坐、起至廁。還慨然流涕。表怪問之。備曰、常時身不離鞍。髀肉皆消。今不復騎。髀裏肉生。日月如流、老將至、功業不建。是以悲耳。

髀肉之歎

【通釋】車騎將軍董承、密詔を受くと稱し、劉備と曹操を誅せんとす。操一日、從容として備に謂

つて曰く、「今天下の英雄は、唯使君と操とのみ」と。備方に食す。匕筯を失す。雷震に値つて詭つて曰く、「聖人云ふ、『迅雷風烈には必ず變ず』と。良に以有り」と。備既に遣されて袁術を邀ふ。因りて徐州に之き、兵を起して操を討つ。操之を撃つ。備先づ冀州に奔る。兵を領して汝南に至る。汝南より荊州に奔り、劉表に歸す。嘗て表の坐に於て、起ちて厠に至る。還つて慨然として涕を流す。表怪みて之を問ふ。備曰く、「常時、身鞍を離れず、髀肉皆消す。今復騎らず。髀裏肉生ず。日月流るゝが如し。老の將に至らんとするに、功業建たず。是を以て悲しむのみ」と。

通釋　車騎將軍の董承が天子の密詔を受けたといつて、劉備と謀を合せて曹操を誅しようとした。曹操は(それとは知らず)或日打寛いで劉備に語つて言ふやう、「方今天下の英雄としては唯貴君と僕とあるだけだ」と。(これは曹操の忌むところの者は只劉備一人であるといふ意味。)備は(己の心中を見透かされ、且は曹が己を圖りはせぬかと懼れ)、丁度食事中であつたが、驚愕の餘、思はず箸を取り落した。偶然其時雷鳴が烈しかつたので、それにごまかして「聖人も烈しい雷や風の時には顏色を變へて天の威を懼れられたといふが、いかにも尤もなことで、自分も今思はず箸を取り落した」と、つくろつた。劉備は曹操を討つ機會を狙つて居たが、今度曹操の命を受けて袁術を邀へ伐ちに行つたの

で、それを機會として徐州に行き、遂に兵を起して曹操に反旗を飜した。操は大いに怒つて（董承等の三族を誅し）、操自身將となつて劉備を伐つて之を撃破した。劉備は先づ冀州に奔つて袁紹に頼つた。そこで兵をまとめて汝南郡に行き、汝南郡から荊州に奔つて劉表に頼つた。或る時劉備は劉表の座敷で話して居たが、ふと起つて厠に行つた。そして座にかへつて、深く慨いて涙を流すので、劉表が怪んで其の理由をたづねると、備がいふには、「これまでは常に戰場に往來してこの身が鞍から離れた事がなかつたから、股の内部が鞍づれで痩せて居たが、（御當家に御世話になつて以來）久しく鞍に乘らないので、股の裏に肉がついて肥えて來た。日月の過ぎ去るのは水の流れるやうに早く、老境身に迫つて、而も功業一として立つ所がありませぬ。それで思はず涙が出たのです」と答へた。

語釋 車騎將軍（特に勳功ある者に與へられた將軍の號。漢の文帝の時始めて置かれ唐代に至つて廢せられた。） ○使君（同輩相指して使君といふ。貴君とか、君とかいふ位の意。或は州の大守を使君といふと。） ○匕筯（ヒチヨ。匕は匙で、食物をすくふもの、筯は箸に同じ。筋肉の筋とは別字であることに注意。） ○迅雷風烈必變（論語の郷黨篇の句。孔子は雷の烈しく鳴る時や風の烈しく吹く時には必ず顔色を變じて謹愼された。天威を畏れ敬められたのである。但し孔子自ら言はれたのではない。論語の記者の言である。） ○良（まことに。） ○表坐（劉表の座敷。） ○髀肉（股の肉。この故事から英雄が無事に苦しむことを「髀肉之歎」といふ。）

瑯琊ノ諸葛亮寓二居ス襄陽ノ隆中一。毎ニ自ラ比ス二管仲樂毅ニ一。備訪フ二士ヲ於司馬徽ニ一。徽曰ク、識

時務者在俊傑。此間自有伏龍鳳雛。諸葛孔明・龐士元也。徐庶亦謂備曰、諸葛孔明臥龍也。

【訓讀】琅邪の諸葛亮、襄陽の隆中に寓居す。毎に自ら管仲樂毅に比す。備、士を司馬徽に訪ふ。徽曰く、「時務を識る者は俊傑に在り。此の間自ら伏龍鳳雛有り。諸葛孔明・龐士元なり」と。徐庶も亦備に謂ひて曰く、「諸葛孔明は臥龍なり」と。

【通釋】琅邪の人諸葛亮が襄陽の隆中山に假住居して居た。常に古の管仲や樂毅の人物を慕ひ且その風格を眞似てゐた。劉備が當代の人物を襄陽の司馬徽に問うた。徽が曰ふには、「此の亂世を乘り切つて行く術を心得てゐる者は餘程偉大な人物でなければならぬ。その偉大な人物としては此邊に隱棲してゐる伏龍鳳雛ともいふべき二人の賢者が居る。それは諸葛孔明と龐士元とである」といつた。潁川郡の徐庶も亦劉備に告げて曰ふには、諸葛孔明は臥せる龍である。（一旦雲雨を得ば天上に上る者である）と云つた。

【語釋】琅邪（郡名。今の山東青州諸城縣。）○襄陽隆中（襄陽は郡名。今の湖北襄陽縣。隆中はそこにある山の名。亮、その山哶に草庵を結んで隱れ住んでゐた。）○管仲（春秋時代の齊の政治家として知られた人

物し、上卷に出づ。）○樂毅（戰國時代の燕の將軍、後に趙に往く。名將として知らる。上卷に出づ。）○司馬徽（字は德操といひ、當時にして人を見るの明があつた。）○時務（その時代の務めの意。その當時にあつて最も大切な事業。當時の天下を治むる道のこと。事務とは違ふ。）○此間（この附近。）○伏龍鳳雛（臥したる龍や鳳凰の雛で、やがて飛び上り、成長して飛び立たば、天下を驚かし、衆民の先達をなすべしといふので、隱れたる偉傑に喩へた。）○龐士元（下文に出づ。）○徐庶（字は元直、亮を劉主に薦めたが、後に母が曹操に捕はれたので操に從つた。然るに母は自ら縊死したので、庶は終身、操のために一謀をも獻ず所なかつたといふ。）

三分之計

簞食壺漿

君臣水魚

備三往、乃得見亮、問策。亮曰、操擁百萬之衆、挾天子令諸侯。此誠不可與爭鋒。孫權據有江東、國險而民附。可與爲援、而不可圖。荊州用武之國、益州險塞、沃野千里。天府之土。若跨有荊益、保其巖阻、天下有變、荊州之軍向宛洛、益州之衆出秦川、孰不簞食壺漿以迎將軍乎。備曰、善。與亮情好日密。曰、孤之有孔明、猶魚之有水也。士元名統、龐德公從子也。德公素有重名。亮每至其家、獨拜床下。

【訓】備三たび往いて乃ち亮を見るを得、策を問ふ。亮曰く、「操百萬の衆を擁し、天子を挾みて諸侯に令す。此れ誠に與に鋒を爭ふべからず。孫權・江東に據有す。國險にして民附く。與に援と爲すべ

三國地圖

くして、圖るべからず。荊州は武を用ふるの國、益州は險塞、沃野千里。天府の土なり。若し荊益を跨有し、其の巖阻を保ち、天下變有らば、荊州の軍、宛洛に向ひ、益州の衆、秦川に出でば、孰か簞食壺漿して以て將軍を迎へざらんや」と。備曰く「善し」と。亮と情好日に密なり。曰く「孤の孔明有るは猶ほ魚の水有るがごとし」と。士元、名は統、龐德公の從子なり。德公素より重名有り。亮其の家に至る每に獨り床下に拜す。

通釋　そこで劉備は幾たびも隆中に行つて孔明に面會を求めたが中々會つてくれなかつた。やつと會ふことが出來て漢室興復の計を尋ねた。亮の曰ふには「曹操は百萬の大兵を有し、天子を奉じて天下の

諸侯に命を下してゐます。この勢では曹操と戰端を開いてはいけませぬ。孫權は江東地方に割據し、三江五湖の要害あり、而も民衆はよく彼に馴附いてゐるから、彼と攻守同盟を結ぶことは結構ですが、決して攻伐侵略などの考へをおこしてはなりませぬ。荊州は兵を出すに便利な土地であります。(今劉表が之に據つて居りますが、民心を服し疆土を守る事は出來ない現狀で、天は此地を將軍に與へるのであります)。又益州は四方要害の土地で、內は沃野千里に廣がり物資充實の寶庫であります。(而も劉璋は闇弱で民をあはれむことを知りませぬ。智能の士は切に明君を望んで居ります)。將軍若し此の二州を併せ有せられ、其要害を保ち、一旦變ある時は荊州の軍を出動せしめて宛洛二縣から中原に進出させ、將軍自ら益州の大軍を率ゐて道を秦川方面に取つて打つて出でられたならば、民衆は誰とて飮食物を用意して、將軍を歡迎しない者が有りませうか」と申し上げた。備は其の建策を聞いて妙計だと喜んだ。そこで孔明と交情日に親密を加へて來た。(この有樣に關羽や張飛等の諸將が面白く思はなかつたので)、備はこれを釋明して、「自分と孔明との關係は魚と水との關係で(水がなければ魚は一日も生きられないやうなものだ)」と言つた。龐士元は名は統で字は士元といつて、襄陽に隱遁してゐた龐德公の從子(ヲヒ)である。德公は平素から偉いといふ評判が高かつた。諸葛孔明が德公の家を訪

ふたびに獨り床下に拜して敬意を拂つた。（獨拜とは主人之に答禮しないのである）。

語釋　沃野（肥えて五穀のよく實る土地。）　○險塞（國の四方は要害を以て固められてゐること。）　○天府之土（物資充實自然の寶庫をなす土地。）　○簞食壺漿（簞は竹器で飯を容るるもの。わりご。壺はツボ、特に瓢のことをいひ、飲料を入れるもの。漿はコンヅと訓みて一種の飲み物、汁の類。ワリゴに飯を入れ、ツボに汁を用意して歡迎すること。敵地で熱心に軍隊を歡迎する形容である。）　○猶二魚之有一レ水也（双方はなれることの出來ぬ親密な交りをいふ。君臣水魚ともいひ、一般にも水魚の交といふ。）

餘談　劉備の三顧と孔明の出廬と、ともに千古の美談である。

明治天皇御製　龍の臥す岡の白雪ふみわけて草の廬を訪ふ人や誰

昭憲皇太后御歌　雪わけし深き心に臥す龍も今はと空に思ひたちけむ

鶯も雪の古巣をいでめやも聲をきゝしる人のとはずば　加藤千浪

時に劉備は年四十七、孔明は實に二十七歳であつた。赤心と赤心との交流するところ、そこにはたゞ感激の灼熱があるばかりだ。年齢の相違など固より眼中にない。ゆかしい限である。

諸葛珪─┬─瑾─┬─恪
　　　　│　　　└─尙
　　　　├─亮（孔明）─瞻─┬─京
　　　　│　　　　　　　　　└─尙
　　　　└─均
諸葛亮
……諸葛誕

諸葛亮（孔明）は蜀漢に、瑾は吳に、誕は魏に仕へ、一族兄弟其主を異にした。當時の人曰く、「蜀は其龍を得、吳は其虎を得、魏は其狗を得たり」と。

亮求救於孫權

孫權斫奏案

○曹操撃劉表。表卒。子琮擧荊州降操。劉備奔江陵。操追之。備走夏口。操進軍江陵、遂東下。亮謂備曰、請求救於孫將軍。亮見權說之。權大悅。操遺權書曰、今治水軍八十萬衆、與將軍會獵於吳。權以示羣下。莫不失色。張昭請迎之。魯肅以爲不可、勸權召周瑜。瑜至。曰、請得數萬精兵、進往夏口、保爲將軍破之。權拔刀斫前奏案曰、諸將吏敢言迎操者與此案同。遂以瑜督三萬人、與備幷力逆操、進遇於赤壁。

訓讀 曹操、劉表を撃つ。表卒す。子琮、荊州を擧げて操に降る。劉備江陵に奔る。操之を追ふ。備、夏口に走る。操、軍を江陵に進め、遂に東に下る。亮、備に謂ひて曰く、「請ふ救を孫將軍に求めん」と。亮、權を見て之に說く。權大に悅ぶ。操、權に書を遺りて曰く、「今水軍八十萬衆を治め、將軍と吳に會獵せん」と。權以て羣下に示す、色を失はざるものなし。張昭之を迎へんと請ふ。魯肅以て不可となし、權に勸めて周瑜を召さしむ。瑜至る。曰く、「請ふ數萬の精兵を得て、進んで夏口

に往き、保して將軍の爲めに之を破らん」と。權刀を拔きて前の奏案を斫つて曰く、「諸將吏敢て操を迎へんと言ふ者は、此の案と同じからん」と。遂に瑜を以て三萬人を督せしめ、備と力を幷せて操を逆へ、進んで赤壁に遇ふ。

赤壁之戰地圖

通釋 曹操が劉表を擊つた。(時に建安十三年八月)。其の月劉表が死に、子の劉琮が荊州を以て曹操に降つた。そこで劉表の食客になつてゐた劉備は江陵に奔つた。曹操は之を追擊したので備は夏口に奔つた。曹操は軍を江陵に進めて、そのまゝ舟軍を率ゐて東の方呉に下つた。諸葛亮は備に進言して曰ふには、「願はくば孫將軍に援を求められよ」と。遂に呉に行つて孫權に會見して、(同盟して操に當る策を進言したから)權は大いに喜んだ。曹操が書を孫權に遺つて、「今水軍八十萬人を率ゐて貴地に赴き將軍と會して狩をしよう」と申込んだ。(其實會獵に託して一大決戰をしようといふのである)。そ

こで權は操の書を部下の將卒に示したところ皆驚懼して顏色が變つた。張昭が戰爭を避けて操を歡迎しようと唱へたが、魯肅といふ大將が反對意見を持ち出し、周瑜といふ將軍を召し出して其の意見を聞くことを勸めた。瑜は召に應じて答へて曰ふには「(曹操は名を漢相に託して天下に號令してゐますが實は漢の賊であります。今將軍は雄才を以て江東地方に割據し、地方數千里、兵力亦强大、便に漢賊を除き禍を去る事が出來ます)。どうぞ私に數萬の精兵をお貸し下さいませ。すれば進んで夏口に出陣して、誓つて將軍の爲めに曹軍を破つて御覽に入れます」と頼もしげなことを言上した。そこで權は力を得て刀を拔いて、御前の机を斫つて言ふには、「我が心は既に決した。若し操を迎へようと言ふものがあらばこの机と同樣に眞二つにするであらう」と申し渡した。そして瑜に三萬人の精兵を統率させ劉備と協力して操軍を逆へ擊たせ、兩軍が愈ゝ赤壁で遭遇した。

語釋 江陵(今の湖北荊州府江陵縣。) ○夏口(湖北武昌府城の西にある。) ○治(兵をすべをさめる。) ○會獵(字義は共に狩りをしようといふこと。其の心は決戰を試みようといふのである。)
○迎(歡迎する、卽ち降伏する。) ○逆(むかふ。むかへ戰ふ。) ○保(保證する。) ○奏案(臣下より奏上する文書を載せる机、一說に上奏の文案と。)

瑜ノ部將黃蓋曰、操ノ軍方ニ進ム、船艦首尾相接ス、可シ燒キテ而走ラス也。乃チ取リ蒙衝鬪艦十

赤壁之戰

生子當如孫仲謀

艘、載燥荻枯柴、灌油其中、裹帷幔、上建旌旗、豫備走舸、繫於其尾。先以書遺操、詐爲欲降。時東南風急。蓋以十艘最著前、中江擧帆、餘船以次俱進。操軍皆指言、蓋降。去二里餘、同時發火。火烈風猛、船往如箭。燒盡北船、烟焰漲天、人馬溺燒、死者甚衆。瑜等率輕銳、雷鼓大進。北軍大壞、操走還。後屢加兵於權、不得志。操歎息曰、生子當如孫仲謀。向者劉景昇兒子豚犬耳。

訓讀　瑜の部將黃蓋曰く、「操軍方に進む、船艦首尾相接す、燒きて走らすべし」と。乃ち蒙衝鬪艦十艘を取り、燥荻枯柴を載せて、油を其の中に灌ぎ、帷幔に裹みて、上に旌旗を建て、豫め走舸を備へて其の尾に繫ぐ。先づ書を以て操に遺り、詐りて降らんと欲すと爲す。時に東南の風急なり。蓋、十艘を以て最も前に著け、中江に帆を擧げ、餘船次を以て俱に進む。操の軍皆指して言ふ「蓋降る」と。去ること二里餘、同時に火を發す。火烈しく風猛く、船の行くこと箭の如し。北船を燒き盡し、烟焰

天に漲る。人馬溺燒し、死する者甚だ多し。瑜等輕銳を率ゐて、雷鼓して大いに進む。北軍大いに壞れ、操走り還る。後屢々兵を權に加ふれども、志を得ず。操歎息して曰く、「子を生まば當に孫仲謀が如くなるべし。向者の劉景升が兒子は豚犬耳」と。

[illegible] 瑜の部將の黃蓋が策を上つて、「只今曹操の軍が進軍中でございますが、見れば大艦隊が密集して進んでゐます。これは火をかけて燒打にして破るが第一の策かと存じます」と言つた。そこで蓋の策に從つて、突撃艦隊十艘に、枯草や枯柴をしつかり積み入れ、油を其の中に灌ぎ込み、外部は幕で裹み、其の上に旗を建てて何食はぬ顏を示し、尙其の後には快速力の船を用意して（逃げる時の支度までした。）さて十分準備が調ふと、先づ書を曹操に送つて、降參したいと申出た。時あだかも東南の風が烈しく吹きまくつたので、蓋はさきの十艘の船を先頭に置き、川の中程まで出た時に一齊に帆を擧げ、其の他の軍艦はそれに續いて同時に進んで行つた。曹操の軍では、欺かれたとも知らず、これを眺めて、皆指さして黃蓋の降伏軍がやつて來たと口々に言ひ合つてゐた。その中に曹操の艦隊を去る僅か二里（我十町あまり）の處まで來ると俄に各艦同時に火を放けた。風が強いので火勢は物凄く、火を噴く艦隊は矢のやうに走つて見る〳〵曹操の艦隊に突き込んで、火をうつし、焔と烟とは天

周瑜上疏

非池中物

を焦し、人馬の或は溺れ或は燒かれて死ぬ者は數知れぬ程であつた。瑜等は此の時とばかり、輕快な精兵を率ゐて進軍太鼓を烈しく打鳴らして進擊した。曹操の軍は大敗北となり、曹自身は命辛々逃げ還つた。後曹操は屢々兵を孫權に加へて征服しようとしたが、いつも失敗に終つた。そこで歎息して曰ふには、「子を持つならば孫仲謀（孫權字は仲謀）の如き子を持ちたいものだ。さきに降伏した劉景昇（景昇は劉表の字）の子の劉琮の如きは豚か犬のやうなつまらぬ奴だ」と言つた。

語釋 蒙衝鬪艦（敵艦を突き破る軍艦。）　○燥荻枯柴（枯れたをぎやしば。）　○裹（つつむ。）　○帷幔（幕、引き幕。）　○旌旗（共にはた。）　○走舸（船の舷上に多くの窓を作り、棹丈を多く置いて艪櫂を操縦させ、速力を出すやうに作れる船。はやぶね。）　○雷鼓（太鼓を烈しく打鳴すこと、其の音の雷の如きをいふ意。）　○孫仲謀（仲謀は孫權の字。）　○劉景昇（景昇は劉表の字。）　○向者（サキと讀む。）　○豚犬（この故事からして我が子を卑下して豚兒といふ。）

○劉備狗荊州・江南諸郡。周瑜上疏於權曰、備有梟雄之姿、而有關羽・張飛、熊虎之將。聚此三人在疆場、恐蛟龍得雲雨、終非池中物也。宜徙備置呉。權不從。瑜方議圖北方、會病卒。魯肅代領其兵。肅勸權以荊州借劉備。權從之。權將呂蒙、初不學。權勸蒙讀書。魯肅後與蒙論議、大驚曰、卿非復

呉下阿蒙　蒙曰、士別三日、卽當刮目相待。

【[illegible]】劉備、荊州・江南諸郡を徇ふ。周瑜、權に上疏して曰く、「備は梟雄の姿有り。而して關羽・張飛、熊虎の將有り。此の三人を聚めて疆場に在らしむ。恐らくは蛟龍雲雨を得ば、終に池中の物に非ず。宜しく備を徙して呉に置くべし」と。權從はず。瑜方に北方を圖らんことを議す。會〻病みて卒す。魯肅代りて其の兵を領す。肅、權に勸めて荊州を以て劉備に借さしむ。權之に從ふ。權の將呂蒙、初め學ばず。權、蒙に勸めて書を讀ましむ。魯肅後に蒙と論議す。大いに驚いて曰く、「卿は復呉下の阿蒙に非ず」と。蒙曰く、「士別れて三日ならば、卽ち當に刮目して相待つべし」と。

【通釋】劉備は既に荊州や江南の諸郡を征服した。これを知つた周瑜は孫權に上書して、「備は姦雄の素質があり、しかもそれを助くるに關羽・張飛の二豪傑が居ます。今此の三人を一處に聚めて國内に置くは極めて危險な事であります。一度蛟龍が雨雲を得ましたならば最早や池中には潜んでは居ますまい。(彼等も雲を得る時機を伺つて居るのであります)。早く備を呉の地に徙し、(關羽・張飛と別々に置いたがよろしうございます)」と申上げた。しかし權はそれに從はなかつた。周瑜は北方曹操を攻伐

士元非百里才

しようとの計を立てたが、不幸にして事を擧げないうちに病に罹つて斃れた。そこで魯肅が周瑜に代つて其の兵を統率することになつた。魯肅は孫權に勸めて荊州を劉備に貸し與へ（そして備と共に曹操に當る）計をすゝめた。孫權はこの謀に從つた。孫權の將で呂蒙といふ者は初め無學であつたので權が勸めて勉强さした。その後魯肅が呂蒙と議論したことがあつたが、大いに驚いて「君は最早や吳の都下に居た（無學文盲の）呂蒙でない。（隨分偉くなつたものだ）」と言つてほめた。すると呂蒙が曰ふには、「有爲の士は別れてから三日經つたら目をこすつて見直さなければならぬ。（何時までも同じ狀態では居ないよ）」と。

語釋　梟雄之姿（梟は惡、雄は英雄。卽ち姦雄に同じ。）○熊虎之將（熊や虎のやうに強い大將）○蛟龍（ともにリヨウ、角なき者を蛟といひ、角ある者を龍といふ。）○疆埸（二字とも國境の意。大なる界を疆、小なる界を埸といふ。場とは別字なれば注意。）○吳下阿蒙（阿は親しんで呼ぶ語。吳の都下に住む蒙ちやんといふやうな意味。これがもとになつて學問の素養なきつまらぬ者といふ意に用ゐる。）○刮目（刮はこすること。目をこすつて見直す。待ちかまへて見ること。）

○劉備初用龐統、爲耒陽令。不治。魯肅遺備書曰、士元非百里才。使爲治中別駕、乃得展其驥足耳。備用之。勸取益州。備留關羽守荊州、引兵泝流、

自巴入蜀、襲劉璋、入成都。備既得益州。孫權使人從備求荊州。備不肯還。遂爭之。已而分荊州。備自蜀取漢中、自立爲漢中王。

【訓讀】劉備初め龐統を用ひて、耒陽の令となす。治まらず。魯肅、備に書を遺りて曰く、「士元は百里の才に非ず。治中別駕爲らしめば、乃ち其の驥足を展ぶるを得んのみ」と。備之を用ふ。益州を取らんことを勸む。備、關羽を留めて荊州を守らしめ、兵を引いて流を泝り、巴より蜀に入り、劉璋を襲ひて成都に入る。備既に益州を得たり。孫權人をして備に從ひて荊州を求めしむ。備肯て還さず。遂に之を爭ふ。已にして荊州を分つ。備、蜀より漢中を取り、自立して漢中王と爲る。

【通釋】劉備は初め龐統を用ひて耒陽（縣名、桂陽郡に屬す、湖南舊衡州府）の令としたが縣政がよく治らなかつたので其の職をやめさせた。すると魯肅が劉備に手紙をやつていふには「僅か方百里位の地を治めるには士元（龐統の字）は適當でない。治中別駕（州の長官刺史の下に屬する官の名）の職につけたならば彼の才能を十分發揮させることが出來よう」といつた。そこで備は龐統を用ひて（諸葛亮についで厚く待遇した。是の時、益州には劉璋が割據して國富が充實してゐた。）そこで龐統が劉

備に益州を取る事を建策した。備は(この策を採用して)關羽將軍を留めて荊州を守らせ、自ら兵を率ゐて揚子江を泝り、巴郡より蜀郡に入り、劉璋を襲うて成都に入り、遂に益州を占領した。(これより先き龐統は蜀郡征伐の折、矢に中つて死んだ)。すると孫權が使を備の許に遣して荊州の諸郡を還してくれと迫つた。しかし備がきかなかつたので兩者の間に荊州の爭奪戰が始まつた。が後に備は權と和睦して荊州を兩分し、蜀から進んで漢中に入つて之を取り、獨立して漢中王となり(都を成都に定めた。)

語釋 百里(方百里の地卽ち縣、こゝでは其の長官のこと。) ○治中別駕(治中は州の長官刺史の下に屬する官、其の長官に從つて州郡を巡視する際、刺史とは別に一乘の車に乘するので別駕といふ。) ○展驥足(驥は名馬、千里を奔る馬である。其名馬が十分足を展ばして奔馳するといふ意で、彼がその才能を十分發揮するに喩へる。)

關羽　司馬懿

漢中將關羽、自江陵出攻樊城取襄陽。自許以南、往往遙應羽。威震華夏。曹操至議徙許都以避其鋒。司馬懿曰、備權外親內疎。關羽得志、權必不願也。可遣人勸權躡其後。許割江南以封權。操從之。時魯肅已死、呂蒙代之。亦勸權圖羽。操師救樊。權將陸遜又襲羽後。羽狼狽走還。權軍獲羽斬

レ之。遂定ニ荊州一。

【書下】漢中の將關羽、江陵より出でゝ樊城を攻めて襄陽を取る。許より以南は、往々遙かに羽に應ず。威華夏に震ふ。曹操、許の都を徙して以て其の鋒を避けんと議するに至る。司馬懿曰く、「備と權とは外親にして內疎なり、關羽志を得ば、權必ず願はざるなり。人をして權に勸めて其の後を躡ましむべし。江南を割いて以て權を封ぜんことを許せ」と。操之に從ふ。時に魯肅、已に死し、呂蒙之に代る。亦權に勸めて羽を圖らしむ。操の師、樊を救ふ。權の將陸遜、又羽が後を襲ふ。羽狼狽して走り還る。權の軍、羽を獲て之を斬る。遂に荊州を定む。

【通解】漢中の將關羽が、江陵縣から打つて出て樊城（襄陽府城、漢江の右にある）を攻めて襄陽縣を取つた。許（曹操の都）から南方地方は遙かに關羽に心を寄せる者が存外有つた。そこで關羽の威勢は中原地方にまで震つた。流石の曹操も許の都を徙して關羽の鋭鋒を避けようとするまでになつた。此の時操の將司馬懿が曹操に曰ふには、「劉備と孫權とは外面は親密さうだか內心は不和である。だから關羽が志を得て威を中原に震ふことは、孫權に取つては好ましいことではない。それで人を

吳に遣はし孫權に勸めて關羽の背後を襲擊させるやうになさい。それには孫權に江南地方を割いて之に封ずることをお約束になれば必ず應ずるでせう」と進言した。曹操は之に從つた。當時吳では魯肅は既に死んで、呂蒙が代つて軍事を統率してゐた。呂蒙も亦孫權に勸めて吳魏共同して關羽を伐つことを計劃させた。曹操の軍が樊城を救ふと、孫權の將、陸遜が又關羽の背後を襲擊した。そこで關羽はうろたへて逃げ還つた。孫權の軍は遂に關羽を捕獲して之を斬り、荊州を平定した。

語釋　華夏（支那人は古來自國を尊んで、中夏又は中華といひ、達評して華夏といつた。華は花やか、夏は大の意。即ち文華の盛んにして大なる國といふ意である。）　○躡後（後をつける。後から攻める。）　○狼狽（狼共にあわてもの〻獸、よつて遽かの出來事に直面し處置を失ふこと。）

曹操爲王

曹丕迫帝禪位

初曹操自兗州牧、入爲丞相、領冀州牧、封魏公、作銅雀臺於鄴。已而進爵爲王、用天子車服、出入警蹕。以子丕爲王太子。操卒。丕立。自爲丞相冀州牧、魏王。羣臣言、魏當代漢。丕遂迫帝禪位、以帝爲山陽公。帝在位改元者三。曰初平・興平・建安。元年至二十五年、則皆曹操爲政時也。共三十一年。禪

位、又十四年而卒。漢自高祖元年爲王、五年爲帝、至是二十四世、四百二十六年。

【通解】初め曹操、兗州の牧より、入りて丞相となる。冀州の牧を領す。魏公に封ぜらる。銅雀臺を鄴に作る。已にして爵を進めて王となり、天子の車服を用ひ、出入に警蹕す。子丕を以て王太子となす。操卒す。丕立つ。自ら丞相冀州の牧と爲る。魏の群臣言ふ、「魏は當に漢に代るべし」と。丕遂に帝に迫り位を禪らしめ、帝を以て山陽公と爲す。帝位に在り改元する者三。初平・興平・建安と曰ふ。元年より二十五年に至るまでは、則ち皆曹操の政を爲せし時なり。共に三十一年なり。位を禪りて又十四年にして卒す。漢、高祖元年に王となり、五年に帝と爲りしより、是に至つて二十四世、四百二十六年なり。

【參考】初め曹操は兗州(今山東省の西境及河南開封、衞輝二地の東境)の長官から、都にはいつて總理大臣となり、冀州(今河北省保定以南の地)の長官を兼ねた。後魏公に封ぜられ、銅雀臺といふ高臺を鄴(地名、後に魏の都になる、河南省臨漳縣)に作り、榮華を極めた。それから爵位を進めて王

と爲り、天子同樣の車馬衣服を用ひ、外出にも天子と同じく露拂ひ儀仗兵を置き、子の曹丕を王太子と稱した。さて（建安二十五年に）曹操が死んで、子の丕が立つた。丕は自ら丞相となり、冀州の長官を兼ねた。時に魏の群臣が曰ふには「魏は漢に代つて天子となつて差し支へない」と勸めた。そこで丕は遂に帝に迫り位を禪らしめ、帝を山陽公とした。（山陽は縣名。河內郡に屬し、今の河南修武縣の地）獻帝は在位中年號を改めること三回、初平・興平・建安といつた。其の中建安元年から二十五年までは、曹操が政を專らにし（天子は有れども無きが如き時代である）。帝の卽位より讓位までは三十一年で、讓位後十四年目に卒せられた。漢は高祖が漢を開いた元年に王となり、五年目に帝となつてから東西兩漢を通じて二十四世、四百二十六年間續いた。

【語釋】銅雀臺（魏の曹操が鄴の宮殿の中に築いた臺名で、屋上に銅製の大きな雀を飾としたから此名があつた。）○警蹕（天子出入の時、通行止をすること。さきばらひ。出づるには警、入るには蹕といふ。）○鄴（縣名曹操の居城ありし處、今の河南省臨漳縣の地。）○冀州牧（牧は州の長官である。東漢靈帝の時、國家の重臣が出でゝ州を掌る者を特に州牧と稱した、獻帝に至つて諸雄が多く自ら州牧となり、大諸侯の觀を呈した。）

三國

漢 附魏呉二僭國

按曾氏云、天下非一統者、本可各自一國編集。又恐初學讀者、迷其時代之先後。今但以一國源流相接者爲提頭、而附同時之國於其間、而曾氏仍陳壽之舊、以魏稱帝、而附漢呉、剳既遵朱子綱目義例、而改正少微通鑑矣。今復正此書、以漢接統云。

【[illegible]】按ずるに曾氏の云はく、「天下一統に非ざる者は、もと各自一國に編集す可し。また初學の讀者その時代の先後に迷はんことを恐る。今たゞ一國源流相接する者を以て提頭と爲して、同時の國を其の間に附す」と。而して曾氏は陳壽の舊に仍り、魏を以て帝と稱して漢と呉とを附せり。剳既に朱子の綱目の義例に遵ひて、少微通鑑を改正せり。今また此の書を正し、漢を以て統

を接がしむといふ。

通釋　（此の一節は、明の劉剡の斷り書きである。それは東漢の末期が紊亂した結果、遂に漢、魏、呉の三つの國に分裂して相對峙し、三國共に各自帝號を稱して自立したが、抑も東漢の後を受けた正統は蜀漢であつて、魏、呉の二國は正統を得たものではない。然るに曾先之の舊本は魏を以て正統としてあるから、今これを訂正するといふ意味の斷り書きである）。自分（劉剡）が考へてみるに、曾先之が云ふには「天下が（紊亂分裂して）一定した統治の下に支配されてゐない時代に於ては、本來なれば（その統治の異なるにつれて）各國銘銘にその歴史を編輯すべきであるが（卷一の春秋戰國の編の如く）、かくては、初學の讀者が時代の前後を判別するのに迷ふ恐れがある。それ故今こゝでは（便宜上三國の中の）一國の本源末流の相連續してゐる者——即ち系脈が東漢に續いてゐる國を、主體として掲げて、これと同時である他の國の歴史はその間に附け加へて書き込んだ。」といふのである。そして曾先之は陳壽（三國志の撰者）の舊例に倣つて魏を源流相接する正統とし、漢と呉との二國を其の間に附け加へてゐる。（此の點が曾先之と劉剡との見解の違ふところである。）さて自分（劉剡）は朱子（宋の大學者朱熹）の「通鑑綱目」（朱子の通

鑑綱目には蜀漢を以て正統とし、魏呉の二國を閏としてゐる。これは朱子の大義名分の上よりの說で、その春秋的な、正を正とし邪を邪とする嚴格な）例に依り遵ひたいと思ふ。（それ故曾先之が蜀を正統とするのとは、全く意見が違ふ、意見の違ふのは曾先之のそればかりではなく）先には宋の江贄の「少微通鑑」をも同樣の點よりして改正したことであつたが、この度はまた、この本（魏を以て正統とする曾先之の十八史略舊本）を訂正して漢を以て正統を相續させるといふ事にした次第である。

語釋 ○編集（編輯に同じ。） ○提頭（普通には上奏文などに於て天子又は皇室に關する文字に遇へば尊敬の意を表して上方に揭ぐること、をいふのである。本文にては代表的にアゲガキするの意） ○陳壽之舊（陳壽は三國志の撰者、舊は舊例、舊說の意。） ○義例（通鑑綱目にて蜀漢を正統とし、呉魏を閏としたことをいふ。義例は書物の記載方の體裁、凡例。） ○少微通鑑（宋の少微先生江贄の作つた通鑑節要五十卷を謂ふのである。少微先生とは天子から賜はつた號である。）

昭烈皇帝

昭烈皇帝諱備字玄德。漢景帝子中山靖王勝之後。有大志。少言語、喜怒不形。身長七尺五寸。垂手下膝、顧自見其耳。

劉備卽位

○蜀中傳言、曹丕簒立、帝已遇害。於是漢中王發喪制服、諡曰孝愍皇帝。夏四月、卽帝位於武擔之南。

大赦、改元章武。以諸葛亮爲丞相、許靖爲司徒。立宗廟、祫祭高皇帝以下。立夫人吳氏爲皇后、子禪爲皇太子。

訓讀　昭烈皇帝。諱は備、字は玄德。漢の景帝の子なる中山靖王勝の後なり。大志あり。言語少く、喜怒形さず。身の長七尺五寸。手を垂るれば膝より下り、顧れば自らその耳を見るといふ。○蜀中傳へ言ふ、「曹丕簒立し、帝已に害に遇へり」と。是に於いて漢中王、喪を發し服を制し、謚して孝愍皇帝といふ。夏四月、帝位に武擔の南に卽き、大赦し、元を章武と改む。○諸葛亮を以て丞相と爲し、許靖を司徒と爲す。○宗廟を立てゝ、高皇帝以下を祫祭す、○夫人の吳氏を立てゝ皇后と爲し、子の禪を皇太子と爲す。

通釋　蜀漢初代の天子昭烈皇帝は諱を備といひ、字を玄德といつた。（漢の末流であるから姓は劉である。）その家柄は西漢の天子、景帝の子で中山に封ぜられた靖王、名は勝と云ふ人の後裔である。（この昭烈皇帝、備といふ人は、一種の英雄型とでも云はうか、普通の人とは餘程變つたところがある。二三擧げると）その胸中には常に何事か大志願を懷くもの〻如く（——麻の如く亂れた方今の天下を一

統して、漢室を再び盛んにしようとでも考へてゐるのか）、平素は默々として無駄口などきかない。又喜ばしい事があつても、腹立たしい事があつても、顏色一つ變へない。（その度量が如何にも大きい。）（その風采はといふと、又變つてゐる）、身の長は七尺五寸の大男で手をダラリと垂れると膝の下までもとゞく。振返つて見ると、自分の耳を自分で見ることが出來る。（かう云ふ風で劉備は精神的にも肉體的にも、尋常の人物ではなかつたのである。）

（さて天下の形勢は騷亂に騷亂を重ねて、益々險惡な雲行きであつたが）、その頃、蜀（當時漢中王と稱してゐた劉備の根據地）の人々の間では、誰いふともなく「魏の曹王が天子の位を奪ひ、獻帝は、もはや弑せられた」といふ樣な噂が立つた。それを聞いた漢中王の劉備は（それは容易ならぬ事だ。宜しく正義の爲に禮を致すべきであると思ひ）天子の喪を廣く國中に布告し、劉備自身も喪服を著け、不幸なる天子獻帝に孝愍皇帝の諡を奉つて、遙かにその靈を弔うたのであつた。その年の夏四月に劉備は武擔山の南に於いて自立して帝位に卽き、大赦令を發布して（諸罪人を釋放し）年號を章武と改めた。○まづ第一に諸葛孔明を丞相（執政の大臣）に、許靖を司徒（教育を司る官）に任命した。○また靈屋を造營して西漢の高祖皇帝以下先祖代々の諸靈を合祭した。○夫人の吳氏を皇后、子の禪を皇太

子に立てた。(こゝに自立の形式全く備つて、劉備はいよ〳〵天下に臨んでその抱負を實現しようと試みるのである。)

語釋 ○諱(人の名を其死後に於て特に諱といふ。) ○字(本名の外の一種の名で、他より其の人を敬つて呼ぶ時に用ふるもの。) ○喜怒不レ形(喜怒哀樂の感情を顔色に現さない事。) ○簒立(簒は逆ひて奪取する意、他の位を奪つて自ら立つ事。) ○遇レ害(遇は、思ひがけなくデアフの意、殺害されたこと。) ○武擔(山の名、蜀の國都成都の西北にある山。) ○祫祭(先祖及び親疏遠近を合せてまつること。) ○改元(元は年號、年號を改めて發てること。)

○魏主丕、姓曹氏。沛國譙人也。父操爲二魏王一、丕嗣レ位。首立二九品官レ人之法一。州郡皆置二九品中正一、區二別人物一、第二其高下一。丕既簒レ漢、自立爲レ帝、追二尊操一爲二太祖武皇帝一、改二元黃初一。

訓讀 魏主丕、姓は曹氏、沛國の譙の人なり。父の操、魏王となり、丕、位を嗣ぐ。首として九品もて人を官にするの法を立つ、州郡みな九品の中正を置き、人物を區別して、その高下を第でしむ。丕すでに漢を簒ひ、自立して帝と爲り、操を追尊して太祖武皇帝となし元を黃初と改む。

通釋 魏の國主(魏は正統でないから帝といはず主といつたのである)丕は姓は曹といふ。沛國譙

縣の人である。丕の父の操といふ人が魏王になつた。その後丕は父の位を嗣いで魏の國王になつた。その政治の手始に九品といふ制度を作つて、官吏任用の法を定めた。（九品といふのは、官等を上下の九階級に別け、人物を銓衡してその等級を定めるといふ制度である）地方の州や郡には九品の中正といふ官を置いて、郷黨中の人物の優劣を識別して、その高下を次第させて任用するといふことにした。丕は、もはや漢の帝位を奪つて、自立して帝となつたことであるから、亡き父を追尊して、太祖武皇帝とし、年號を黄初と改めた。

語釋　譙（縣の名、安徽省潁州府亳州治し）　○追尊（死者に後より尊號を奉ること。）

○帝恥關羽之沒、自將伐孫權。權求和不許。權遣使於魏。魏封權爲呉王。魏主問呉使趙咨曰、呉王頗知學乎。咨曰、呉王任賢使能、志存經略。雖有餘閑、博覽書史、不效書生尋章摘句。魏主曰、呉難魏乎。咨曰、帶甲百萬、江漢爲池。何難之有。曰、呉如大夫者幾人。咨曰、聰明特達者、八九十人。如臣

之比車載斗量不可勝數。

【訓讀】帝、關羽の沒せしを耻ぢ、自ら將として孫權を伐つ。權、和を求むれども許さず。權、使を魏に遣はす。魏、權を封じて吳王と爲す。魏主、吳の使の趙咨に問ひて曰はく、「吳王、頗る學を知れるか」と。咨の曰はく、「吳王は賢に任じ能を使ひ、志經略に存す。餘閑あれば博く書史を覽ると雖も、書生の章を尋ね句を摘むに效はず」と。魏主いはく、「吳は魏を難るか」と。咨の曰はく、「帶甲百萬、江・漢を池と爲す。何の難ることか之れ有らん」と。曰はく、「吳に大夫の如きもの幾人かある」と。咨の曰はく、「聰明特達の者、八九十人あり。臣の比の如きは車に載せ斗もて量るとも勝げて數ふ可からず」と。

【通釋】昭烈帝は、(さきに肱股の臣として重用した)關羽の戰死(關羽は樊城の一戰に敗れ、ついで漳鄉に於いて吳の孫權に殺されたこ)を深く耻辱に思ひ、(且は怒つて關羽の爲に復讎をしようと思ひ)自ら大將となつて兵を率ゐて吳の孫權を征伐した。孫權は帝に和睦を請ふたが帝はこれに應じなかつた。そこで孫權は、(魏に救援を求めて、この難關を打開しようと思ひ、一方には陸遜をして漢の軍を

防がせつゝ）魏に使を遣して（自分は魏の臣になるといふ樣ないゝ加減な事を云つて）應援を賴んだ。
魏主はこの要請を容れて、孫權を封じて吳王とし、これを保護することにした。孫權は更に中大夫の趙咨といふ者を魏に遣して謝禮を言上した。（其の折魏主は遠來の趙咨を勞ひ、且四方山の話でもはじめた事であらう。）魏主「それはさうと、卿の君、孫權殿は餘程學問がありなさるかの。」（自分は趣味も高尚で、學問の嗜みも大いにあるが——と、いひたさうな顏つきで魏主が云つた。）趙咨「（左樣、某の主人公の如きが眞の學問好きと申すもので御座りませう）。まづ賢人をして政を司らしめ、有能達德の士をどし／＼採用致します。その志は卽ち天下國家を經り略めようとするもので御座ります。そして暇さへあれば、博く書物を御覽に成ります。勉强なされるにしても、その邊の書生共が文字章句の末にのみ拘泥して竟に書物の精神を覺り得ない樣な愚しき學問は成さいません。（卽ち書物の眞諦を體得せられて、それを實現するといふ生きた學問をなされるので御座います）。」魏主「貴國はわが魏を恐れ憚つてゐはせぬか、（どうじやな）。」趙咨「（仰せでは御座いますが）、わが吳は身に甲冑を被る勇士ザツと百萬人、揚子江と漢水の二大河は宛ら城の濠をなし、（要害は實に堅固で御座ります）、さればトンと恐れる事は御座いません。」（趙咨は恐れる氣色もなく魏主の問ひに一々答へた。魏主は此奴な

吳破レ漢

昭烈帝崩

かくの才物であると思ひ、）魏主「（卿の御器量、誠に感服仕つたが）吳には卿の如き賢人凡そ何人位居られるだらうかの。」趙咨「聰明特達の英傑は、（たんとも御座いませぬが）チヨイと八九十人、某の如き愚鈍に至つては、車に載せ斗で量つても、數へきれぬほどザラに御座います。」（趙咨は大言壯語、大きく吹き卷くつたので、魏王はすつかり魂消て仕舞つた）

〔語釋〕尋レ章摘レ句（一章の意を尋ね、一句の意を摘む。文章字句の詮索に拘泥すること。）○帶甲（甲は甲冑、甲冑を身に着けた者、武士の意。）○聰明特達（聰明は才智勝れて明敏なこと、特達は、特務に達して絶倫の才を有すること。）○勝數（一つ一つ擧げて數へること。）

○帝自巫峽至夷陵、立數十屯、與吳軍相拒累月。吳將陸遜連破其四十餘營。帝夜遁。○魏主責吳侍子不至。怒伐之。吳王改元黃武、臨江拒守。○三年夏四月、帝崩。在位三年。改元者一。曰章武。諡曰昭烈皇帝。太子禪卽位。封亮爲武鄕侯。太子既立。是爲後皇帝。

〔訓讀〕帝、巫峽より夷陵に至るまで、數十屯を立て、吳の軍と相拒ぐこと累月、吳の將陸遜連りに

その四十餘營を破る。帝、夜遁る。○魏主、吳の侍子を責む。至らず。怒りて之れを伐つ。吳王、元を黄武と改め、江に臨みて拒ぎ守る。○三年夏四月、帝崩ず。在位三年。元を改るもの一。章武といふ。諡して昭烈皇帝と曰ふ。太子の禪、位に卽く。亮を封じて武鄕侯と爲す。太子旣に立つ。是れを後皇帝と爲す。

通釋 昭烈帝は巫峽から夷陵に至るまで、五、六十の陣を立てゝ吳の軍と相對峙した。吳の將軍の陸遜は奮戰連勝して、昭烈帝の屯營を四十餘りも打破つた。帝は夜、城を逃げ出した。○こゝに吳の孫權は魏の臣となつてその援助を受ける約束の證として、自分の子を魏主の左右に侍せしめて人質とすべきものを、しなかつた)。魏主は吳が侍子を致さない事を立腹して、吳を征伐する事になつた。(吳は漢の軍を擊退して意氣大いに昂り、もはや魏に後援を求める必要もないので)吳は年號を黄武と改めて、揚子江の要害に臨んで、魏の軍勢を拒ぎ守つた。○章武三年の夏四月に、昭烈帝は病の爲に崩御になつた。帝位に在ること三年、年號を改める事一度、章武といふのがそれである。昭烈皇帝と諡を奉つた。皇太子の禪が位を嗣いで、諸葛亮を封じて武鄕侯とした。とかくして太子が位に卽いた。之を後皇帝といふ。

昭烈遺詔

諸葛亮下教

語釋 ○巫峽（地名、四川省夔州府巫山縣の東、揚子江兩岸の迫つて水流の險急な處。） ○夷陵（地名、湖北省宜昌府東湖縣治。） ○拒（フセグ、防ぐ事。） ○連（シキリに、連續的に、頻りにの意。） ○侍子（盟約の信を證する爲に子を質として入れることで、侍に左右に侍せしむるの意。）

後皇帝、名禪。字公嗣。昭烈皇帝子也。年十七卽位。改元建興。丞相諸葛亮受遺詔輔政。昭烈臨終謂亮曰、君才十倍曹丕。必能安國家、終定大事。嗣子可輔輔之。如其不可、君可自取。亮涕泣曰、臣敢不竭股肱之力、效忠貞之節、繼之以死。亮乃約官職、修法制、下教曰、夫參署者、集衆思廣忠益也。若遠小嫌、難相違覆、曠闕損矣。亮乃遣鄧芝使吳修好。芝見吳王曰、蜀有重險之固。吳有三江之阻。共爲脣齒、進可兼幷天下、退可鼎足而立。吳遂絕魏、專與漢和。

訓讀 後皇帝、名は禪、字は公嗣。昭烈帝の子なり。年十七にして位に卽く。元を建興と改む。丞相の諸葛亮遺詔を受けて政を輔く。昭烈、終に臨みて亮に謂つて曰はく、「君の才は曹丕に十倍せり。

必ず能く國家を安んじ大事を定めん。嗣子輔く可くば之れを輔けよ。如し其れ不可ならば、君、自ら取るべし」と。亮、涕泣して曰はく、「臣敢へて股肱の力を竭し、忠貞の節を效し、之れに繼ぐに死を以てせざらんや」と。帝乃ち宮職を約し、法制を修め、教を下して曰く、「夫れ參署は、衆思を集め、忠益を廣むるなり。若し小嫌を遠け相違覆することを難らば、曠闕して損あらん」と。亮、乃ち、鄧芝を遣はし、呉に使して好を修めしむ。芝、呉王に見えて曰く、「蜀に重險の固めあり。呉に三江の阻あり。共に脣齒を爲さば、進みては天下を兼幷すべく、退きては鼎足して立つ可し」と。呉、遂に魏と絶ち、專ら漢と和す。

諸葛孔明

通解 後皇帝は名は禪、字は、公嗣といひ、昭烈帝の子である。十七歲で天子の位に卽き、年號を建興と改めた。丞相の諸葛亮は昭烈皇帝の御遺言によつて政治を輔佐した。昭烈帝がいまはの際に、

亮に向つていふには、「君の才能は魏の曹丕に較べれば十倍も優れてゐる。されば、きつと國家を安泰に導き、天下一統の大事業を完成することが出來よう。就てはわが嗣子の禪、もし輔け甲斐があるものならば、輔佐して天下の主としてやつてもらひたい。若し輔け甲斐がないやうならば、(遠慮なく)君自ら天下を取るがよい」といつた。亮は(感激のあまり)ハラ〳〵と涙を流し、「私はどうしても臣下たるの職分を盡し、忠實貞正の節義を勵み、いよ〳〵の場合には一命を投げ出しても盡し奉らぬとが御座りませうか。(憚りながら御心安く思召されますやうに)」と答へた。(昭烈帝は太子禪にも我が亡き後は亮を父と心得て萬事之れに從へと訓誡して崩じた。かくて亮は遺詔を體して專心國事に力を盡したのである)。まづ、官職の煩はしいものを省いて手輕にし、法律制度を改め、訓示していふには、「凡そ參署の官は(その行はんとする政務に就て互に意見を參へて相談し、然る後に連署して責任を明にして實行すべきもので)多くの者の考を集めて、人々忠義を盡し國家の利益を廣める所以である。(さうしてこそ此の官制の特長があるのだのに)若し少々上官の機嫌に逆ふことを遠慮して、互に討論審議することを忌むやうなことがあれば、各自の職分もむだになり、國家の政治の損害とならう。(だから諸官は憚る所なく意見を述べて國益を圖られたい)」といつた。(又、亮は外交上、呉と同盟

することが利益であると思ひ)、鄧芝といふ者を呉に遣はして交誼を修めしめた。鄧芝は呉王に面會していふには「我が國には、(外には斜谷、駱谷、子午谷、内には劍閣と)内外二重の要害があり、又貴國は、(呉淞、錢塘、浦陽の)三大川の險阻が有ります。(今この二國が同盟して)唇と齒との如き緊密なる關係を結んで魏に對したたらば、(積極的には)共に進んで天下を兼ね併はすことが出來、(消極的には)共に退いて内を守り鼎の足の如く三國が鼎立して行くことも出來るわけであります。(だから、どうしても此の二國は同盟しなければなりませぬ)」と。呉王は(これを聞いて尤もと思ひ)、魏と國交を絶つて、專ら漢と同盟することにした。

語釋 敢不……(「敢テ……セザランヤ」と反點に讀む。不敢は「敢テ……セズ」) ○股肱力(君主のモモとなりヒヂとなつて働く力。卽ち君主の信頼に背かぬやうに、ある限りの力を竭すこと。臣下たるの職分を盡すをいふ。) ○效二忠貞之節一(效はイタスと讀じ、致に同じく、相手に對して捧げつくす意。忠貞は忠實貞正、まごゝろを盡し志を堅くして變らぬこと。節はミサホで節操、節義である。) ○繼レ之以レ死(これらの努力をなし盡したゞ其次にたゞ死あるのみといふので、死ぬる迄行に努力すること) ○約(簡約で、うるさい事を省いて手輕にすること。) ○下レ教(教は命の意、命令を下すこと。當時諸侯の言を教と云つた。) ○參署(參は人々の意見をまじへ諮ること。署は押署で、責任者が名を署ねて自署すること。その行はんとする事に就て諸官の意見をまじへて相談し、その決議に署名して責任を明かにし、然る後に實行する制度である。) ○廣二忠益一(君國に對する忠實と利益を集め廣めること。一說に忠言の利益をいふと。) ○違二小嫌一(小嫌は小さな嫌ひ。違はトホザカルで、忌み避けること。少しばかり人の機嫌に逆ふことを恐れ憚るをいふ。自分の意見を言つて上官の感情を害しはせぬかといふやうな些細な氣がねを恐れること。) ○難二相違覆一(難はハヾカルと讀し、憚る意。違は異で、人の說に違ひ、異見を吐くこと。駁難攻擊するをいふ。覆は又覆でくりかへして審かにしらべて申上げること。反覆上告するをいふ。審議。) ○曠闕損矣(職務がむなしく廢れて國家の損害となるをいふ。) ○重險之固(二重の要

魏主臨レ江還レ師

害。蜀の地は、外に斜谷、駱谷、子午谷あり、內に劍閣山の險あるをいふ。）　○三江之阻（阻は險且で要害のこと。三江は吳淞江・錢塘江・浦陽江の三大流。）　○唇齒（諺に「唇亡くして齒寒し」といひ、利害關係が最も密接で、共に離るべからざる關係にある譬。換言すれば互に助け合って事をなさねばならぬ關係をいふ。）　○兼二併天下一（天下の國々を一つに併せ有すること。）　○鼎足（鼎は三足。故に三國（又は三人）が互に對立すること鼎の足の如きをいふ。鼎立。）

餘論　昭烈帝の遺詔ほど悲壯を極めたものは少ない。曰く「君才十二倍曹丕一」といつて「十二倍孫權一」といはないのは、帝の憂とする所たゞ魏にあるを見る。「嗣子可レ輔輔レ之。如其不可君可二自取一」とは、換言すれば、賊を討ち得ば之を輔けよ、討ち得ずんば自ら取れといふに同じい。帝の目的は賊を討つにある。子孫の繼嗣にあるのではない。更にその子禪を戒むるの語を見よ。曰く、

人五十不レ稱レ夭。吾年已六十有餘。何所二復恨一。但以二卿兄弟一爲レ念耳。勉レ之勉レ之。勿下以二惡小一而爲上レ之、勿下以二善小一而不上レ爲。惟賢惟德、可二以服一レ人。汝父德薄不レ足レ傚。汝事二丞相一如レ父。（三國志）

通鑑の註者が「蜀漢より以下、嗣君に詔勅する所以のもの、能く此の言ありや否や」といつたのも、誠に宜なりといふべしである。

○魏主以二舟師一擊レ吳。吳列二艦于江一。江水盛長。魏主臨望、歎曰、我雖レ有二武夫千群一、無レ所レ施也。於レ是還レ師。○南夷畔。漢丞相亮往平レ之。有二孟獲者一。素爲二夷

漢所服。亮生致獲、使觀營陣、縱使更戰。七縱七禽、猶遣獲。獲不去曰、公天威也。南人不復反矣。

【讀下】魏主、舟師を以て呉を撃つ。呉、艦を江に列す。江水盛長す。魏主、臨望し、歎じて曰く「我、武夫千群ありと雖も、施す所なき也」と。是に於て師を還す。○南夷、叛く。漢の丞相亮、往いて之を平らぐ。孟獲といふものあり。素より、夷漢の服する所たり。亮、獲を生致し、營陣を觀しめ、縱して、更に戰はしむ。七縱七禽、猶ほ獲を遣る。獲、去らずして曰く、「公は天威なり、南人復た反せず」と。

【通解】魏主の曹丕は、(呉が漢と同盟した事を怒つて) 水軍を率ゐて呉を討つた。呉は揚子江に軍艦を配列して魏の軍を禦いだ。時に揚子江の水量は非常に增してゐて、(水に慣れない魏軍は渡る事が出來なかつた)、魏主は江岸に立つて見渡して、「われには勇猛の軍勢幾千もあるが、これでは、なんとも手が出せんわい」と歎息した。そこで (呉を討つことをあきらめて) 軍を引揚げた。○その頃、雲南地方の蠻族が蜀漢に叛いた。漢の丞相諸葛亮は兵を率ゐてこれを鎭定した。その折、蕃人の中に孟

天限二南北一

魏明帝

獲といふ者がゐたが、頗る勇猛で、以前から蕃人でも漢軍でもその勇猛振りには恐れてゐた。亮はこの孟獲を生擒りにして來て、自分の陣中の樣子をすつかり觀せ、後更に出直して來り戰ふために彼を釋放した。(獲は前には亮の陣營の設備を知らなかつたから、おめ〱生擒りにされたが、今度こそはその陣形が分つたから大丈夫と戰つてみたが、あに計らんや又生擒りにされた。亮は再び釋して戰はせ又生擒りにした。そんな事を幾たびか繰返して、結局)、七たび縱して七たび生取りにした。それでも猶ほ諸葛亮は彼を釋放しようとした。流石の孟獲も、もはや立去る勇氣もなく「どうも諸葛公の武威は生れつき備はられたものだ。(とても常人ではござらぬ)。今後は南方の者も、もう叛きを致しませぬ」と、(つくづく感歎した)。

語釋 盛長(水が氾濫して其の勢の盛なこと。) ○千群(一千の隊。群は今でいへば大隊とか中隊とかいふ類。) ○南夷畔(漢に叛いたのであるが、漢を正統の朝とするから、別に斷らないのである。) ○天威(生れ付にもつた威光。天性の武威。)

○魏主又以二舟師一臨レ呉。見二波濤洶湧一、歎曰、嗟乎固天所三以限二南北一也。○魏主丕殂。僭レ位七年。改元者一、曰二黃初一。諡曰二文皇帝一。子叡立。是爲二明帝一。叡母

被レ誅。丕嘗與レ叡出獵、見二子母鹿一。既射二其母一、使三叡射二其子一。叡泣曰、陛下已殺二其母一。臣不レ忍レ殺二其子一。丕惻然。及レ是爲レ嗣卽レ位。○處士管寧、字幼安。自二東漢一末一、避二地遼東一三十七年。魏徵レ之。乃浮レ海西歸。拜レ官不レ受。

通釋 魏主、又舟師を以て吳に臨む。波濤の洶湧するを見て、歎じて曰く、「嗟乎、固に、天の南北を限る所以なり」と。○魏主丕、殂す。位を僣すること七年。改元するもの一、黄初と曰ふ。諡して文皇帝と曰ふ。子の叡立つ。これを明帝と爲す。叡の母、誅せらる。丕、嘗て叡と出でて獵し、子母の鹿を見る。既に其母を射、叡をして、其の子を射しむ。叡、泣いて曰く、「陛下、已に其の母を殺せり臣、其の子を殺すに忍びず」と。丕、惻然たり。是に及んで、嗣となり、位に卽く。○處士管寧、字は幼安。東漢の末より、地を遼東に避くること三十七年。魏、之を徵す。乃ち海に浮んで、西に歸る。官に拜すれども、受けず。

通解 魏は（前に吳を討つたが、目的を果さずにしまつたので）再び水師を起して、吳に向つた。（然るに、吳の爲に天祐なるか）、又しても揚子江の大激流は、波濤が湧き立ち逆卷いて非常な水勢で

あつた。(魏主はこれを眺めて)、歎息して「嗚呼誠にこの楊子江こそは天がこの地を南(吳)と北(魏)との二つに斷ち切り別ける爲に造られたものであらうか」と。(人力を以ては如何ともし難いことぢやと流石の曹丕もこの天險をば征服しかねて、空しく軍を還した)。その後、魏主は病氣にかゝつて死んだ。帝號を僭稱して位に在ること七年、年號を改めたことが一度、黃初といふのがそれ。文皇帝と諡した。子の叡が位を嗣いで立つた。これが明帝である。(まだ曹丕の世に在る時)、叡の母は、不都合があつて曹丕に殺された。その後、丕は叡を供に連れて獵に出かけた。すると親子の鹿が居たので、丕はその親鹿を射止めた。そして叡に子鹿を射る樣にと命じた。叡は、(我が身に思ひ比べて、)涙を流しながら「陛下には、既に母鹿を射られたことで御座います。我は殘つた子鹿を射るに忍びません」と答へた。これを聞いた丕は(叡の心中を憐んで)惻然とした。それで丕の病んで危篤に陷つた時叡を後嗣としたから叡は是に至つて位に卽いたのである。○當時仕官を忌んで山野に隱棲する高潔の士に管寧、字を幼安といふ人があつた。この人は東漢の末頃から亂世を避けて、遠く、遼東の地に居ること三十七年であつた。魏主の丕がまだ歿しない時、禮を以てこれを召したので管寧は海を渡つて西の方魏に歸つて來たが、任官は固く辭退して受けなかつた。

語釋 波濤洶湧（濤は大波、洶湧は涌き立つこと。大波のうねりあがるさま。） ○殂（徂き去る義で、死ぬることを云ふ。正統の天子でないから崩と云はないのである。） 〔處士（前に出づ。）

餘談 管寧は漢末の亂を避けて遼東に往き、公孫度にたよつて三十七年間ゐた。度等が贈つた物は受けてそのまゝ藏つておいたが、遼東を去る時に悉く出して之を還したといふ。魏は彼を大中大夫に任じたが受けず、更に光祿大夫に任じ、禮を厚うして招いたが、また固辭して受けなかつた。遼東に在る間、常に黑帽を被り布の襦袴を着け、木の床几に正座して、嘗て足を投げ出したことがなく、その膝のあたる處は床几が窪んだといふ。清貧に甘んじて節操を易へず、その清節は、文天祥をして正氣歌に「或爲遼東帽、清操厲氷雪。」と贊せしむるに至つた。

○漢丞相亮、奉諸軍北伐魏。臨發上疏曰、今天下三分、益州疲敝。此危急存亡之秋也。宜開張聖聽。不宜塞忠諫之路。宮中府中倶爲一體。陟罰臧否、不宜異同。若有作姦犯科及忠善者、宜付有司論其刑賞、以昭平明之治。親賢臣遠小人、此先漢所以興隆也。親小人遠賢臣、此後漢所以傾頽

也。

【訓讀】漢の丞相亮、諸軍を率ゐて、北のかた魏を伐つ。發するに臨み、上疏して曰く、「今、天下三分し、益州疲弊せり。これ危急存亡の秋なり。宜しく、聖聽を開張すべく、宜しく、忠諫の路を塞ぐべからず。宮中府中は、倶に一體たり。臧否を陟罰するに、宜しく異同あるべからず。もし、姦を作し、科を犯し、及び忠善の者あらば、宜しく、有司に付して、その刑賞を論じ、以て平明の治を昭にすべし。賢臣を親み、小人を遠くるは、此れ先漢の興隆せし所以なり。小人を親み、賢臣を遠くるは、此れ後漢の傾頽せし所以なり。

【通釋】漢の丞相の亮は（久しく内治に力を盡してゐたが）今度、多くの軍勢を率して北方の魏を伐つことになつた。出征するに當つて、（不在中の國事を憂へ、後主に）意見書を上つた（これを出師表といふ。こゝに引いたのはその要領である）。「今天下は（漢・魏・呉の）三つの勢力に分裂して居りますが、（悲しいかな）我が根據地である益州は疲れ衰へて居ります。是れは誠に危い事で、實に國家の存亡に關はる大事な時と申さねばなりませぬ。（さればこの難局に處して、）陛下には、ひたすら臣下

の善言をお聴きなされ、苟くも誠心を以て諫め奉る臣下の口を差止めるやうな事があつてはなりませぬ。又禁中と幕府とは共に一體たるべきものでありますから、善は擧げて之を賞し、惡は退けて之を罰する、（禁中と幕府とで）異る所があつてはなりませぬ。（決して不公平な處置があつてはなりませぬ）、若し姦い事をなし、科を犯す惡者があつたり、又、忠義善良なる者があつた時には、それ〴〵其の務に當る役人に命じて、その罰すべき理由、賞すべき理由を篤と吟味せしめ（その處置を公明にして）、以て陛下の公平明白の御政治を天下に明かになさらなければならぬと存じます。思ふに彼の賢臣を親愛し、小人を忌み遠けて（專ら政治を勵んだのは）前漢の隆盛になつた原因であり、小人輩を親近して賢者を疏じたのは、後漢の傾き衰へ終に滅びてしまつた所以であります。（陛下におかせられても、この儀宜しく御賢察下されたく存じます）。

語釈　危急存亡之秋（國家の滅亡するか、存立するか、といふ危い時節。秋（トキ）は時だろが秋は收穫の時季なので、最も大切なトキといふ意に用ひる。）　○開二張聖聽一（陛下のお耳を開き明けて忠言をお聞き遊ばせといふ意。）　○宮中府中（宮中は禁中で文臣が政務を執る所。府中は幕府で將軍が軍務を執る所。後漢には宮中は宦官女子の居る所。府中は大臣宰相の出る所とある。）　○陟二罰臧否一（陟は音チヨク。のぼすこと。臧は善、否は惡。陟罰臧否は、善行をのぼしあげて賞し、惡行を罰し戒めること。）　○不レ宜二異同一（異同の同には意味がない。多少・安危の多・安など皆さうで、之を助字といふ。附けて熟語とする字である。こゝも異の字を重く見て、相違があつてはならぬといふ意。）　○平明之治（公平で正しく明かな政治。）

臣本布衣躬畊南陽、苟全性命於亂世、不求聞達於諸侯。先帝不以臣卑鄙、猥自枉屈三顧臣於草廬之中、諮臣以當世之事。由是感激、許先帝以驅馳。先帝知臣謹愼、臨崩寄以大事。受命以來、夙夜憂懼、恐付託不效以傷先帝之明。故五月渡瀘、深入不毛。今南方已定、兵甲已足。當獎率三軍、北定中原、興復漢室、還于舊都。此臣所以報先帝而忠陛下之職分也。遂屯漢中。

訓讀 臣、本と布衣、南陽に躬畊し、性命を亂世に苟全して、聞達を諸侯に求めず。先帝、臣が卑鄙なるを以てせず、猥りに自ら枉屈して、臣を草廬の中に三顧し、臣に諮ふに當世の事を以てす。是れに由つて感激し、先帝に許すに、驅馳を以てす。先帝、臣の謹愼なるを知り、崩ずるに臨み、寄するに大事を以てせり。命を受けてより以來、夙夜憂懼し、付託の效あらずして以て先帝の明を傷はんことを恐る。故に五月、瀘を渡り、深く不毛に入る。今、南方、已に定まり、兵甲已に足る。當に三

軍を奬率して、北のかた中原を定むべし。漢室を興復し、舊都に還さんことは、此れ臣が以て先帝に報いて陛下に忠なる所の職分なり」と。遂に漢中に屯す。

【口譯】臣はもと微賤の生れで、南陽の地に於て耕作をいたして、亂世の中にもどうやらかうやら、命をつないで、別に諸侯のもとに出仕して、名譽榮達を計らうとは思ひませんでした。然るに先帝（昭烈帝）は、かくも臣が卑しい者であるをも厭ひ給はず、わざ〳〵車駕を枉げさせ、尊い御身分を卑下なされて、三度もむさくるしい廬をお訪ね下され、臣に重要なる當世の急務を御相談成されました。是れに由つて臣は深く感激いたしまして、先帝のお爲めに駈け歩いて國家に盡力しませうとお引受いたしたのであります。先帝は（勿體なくも）臣が謹直で用心深いことを御承知下されたので、崩御の御時、臣に今後の國家の大事をお頼みなさいました。臣は、この重大なる御遺詔をお受け致してより以來、朝早くより夜遲くまで日夜心配いたし、お頼みの甲斐がなくて先帝樣のお鑑識ちがひになりはせぬかと心配して居ります。されば去年五月には（蠻族を征伐する爲に）南方、瀘水を渡つて未開の地に入りました。今やその南方の蠻族も鎮定いたした事でもあり。旁々劍戟甲冑などの武器も十分に調ひましたから、これより大軍を督勵引率して北の方魏を伐つて、中央の地を平定しなければなり

亮攻二祁山一

馬謖違二節度一

ません。漢の帝室を復興し、都を西漢以來の舊都に還すことが、（私の平生の志で）、此れが先帝樣の御恩に報い、陛下に忠義を致す所の本分であります」と。（亮はこの文を上つてから兵を率ゐて出發して）漢中に屯營した。

語釋　南陽（湖北襄陽府。）　○苟二全性命於亂世一（性命はこゝは生命に同じくイノチのこと。苟全は「苟くも全うす」で、亂世の危き世にあつて、どうにかやつと生命だけを全うしてゐるといふこと。苟は苟且の義で纔に、やつと、の意。）　○聞達（名聞榮達の義で、世間の聞え、一身の出世をいふ。）　○卑鄙（身分低く田舍びてゐること。）　○猥自枉屈（猥々しく御自身の身分を曲げかゞめて、卑下（ヒゲ）して。）　○諮（トフ又はハカルと同じ、上より下の者に相談すること。諮詢、諮問。）　○驅馳（かけあるいて働くこと。上文にある股肱の力を竭すこと、「犬馬の勞」）　○寄以二大事一（寄は寄託で、たのみまかせること。）　○付託不レ效（寄託ともいひ、たのみまかせること。不レ效はその頼みがひなきをいふ。）　○傷二先帝之明一（明は人を見る眼力。鑑識力。先帝が亮の人物を見ぬく眼力が無かつた。おめがねちがひ。）　○五月渡レ瀘（瀘水は蜀にあるが惡水で瘴氣多く、三四月に之を渡れば必ず死ぬといふ位。亮は建興三年五月瀘水を渡つて南征した。かの孟獲を生擒した時である。）　○深入二不毛一（不毛は五穀草木の生えない土地の意であるが轉じて蠻地の意。深く蠻地に分け入ること。）　○獎率（勸督の意。すゝめ勵まして引きつれること。）　○舊都（西漢の都した長安、東漢の都した洛陽。）　○職分（務め盡すべき本分。盡すべき責務。）

○明年、率二大軍一攻二祁山一。戎陣整齊、號令明肅。始魏、以二昭烈既崩一、數歲寂然無レ聞、略無レ所レ備。猝聞二亮出一、朝野恐懼。於レ是天水・安定等郡皆應レ亮、關中響震。魏主如二長安一、遣二張郃拒一レ之。亮使下馬謖督二諸軍一戰中于街亭上。謖違二亮節度一。郃

大破之。亮乃還漢中。已而復言於漢帝曰、漢賊不兩立、王業不偏安。臣鞠躬盡力、死而後已。至於成敗利鈍、非臣所能逆覩也。引兵出散關、圍陳倉。不克。

〔訓讀〕 明年大軍を率ゐて、祁山を攻む。戎陣整齊、號令明肅なり。始め魏、昭烈既に崩じ、數歲寂然として聞くこと無きを以て、略ぼ備ふる所無し。猝に亮の出づるを聞き、朝野恐懼す。是に於て天水・安定等の郡、皆亮に應じ、關中響震す。魏主、長安に如き、張郃をして之れを拒がしむ。亮、馬謖をして諸軍を督し、街亭に戰はしむ。謖、亮の節度に違ふ。郃大に之を破る。亮乃ち漢中に還る。已にして復た漢帝に言して曰く、「漢と賊とは兩立せず、王業は偏安せず。臣、鞠躬して力を盡し、死して後に已まん。成敗利鈍に至りては、臣が能く逆め覩る所に非ざるなり」と。兵を引きて散關より出で、陳倉を圍む。克たず。

〔通釋〕 (亮は漢中に屯營した)その翌年の建興六年、大軍を引率して、祁山を攻撃した。兵士の隊伍も陣立の樣子も整然として齊ひ、指揮號令は肅然として明かであつた。一方魏の方では、蜀漢は昭烈帝

が崩じて以來、數年間ヒツソリとして、なんの噂もないので、(すつかり油斷して)漢に對する軍備警戒を大概怠つてゐた。其處へもつてきて、突然、亮が攻め込んで來たものであるから、朝廷も民間も大いに驚き恐れた。そこで、天水・安定等の諸郡は皆亮の軍に相應じたので、關中は、上を下への大騷ぎとなつた。そこで魏主は、長安に行き、張郃といふ者を將として軍隊を繰り出して、防戰せしめた。亮は部下の將、馬謖といふ者に諸軍を指揮させ街亭といふ所で魏の軍と戰つた。馬謖は亮の命令指揮通りにしなかつた爲に(山上に陣を張つたので魏軍に糧道を絶たれ)散々に敗れた。亮は殘兵を集めて、漢中に引揚げた。そして再び帝に上奏して申すには(これが後出師表で、本文に引いたのは、その最初の句と後の句とである)、「漢と賊(魏)とは、共に並んで存立することは出來ませぬ、(必ず賊を倒さねばなりませぬ。)又、王者の大事業は、(蜀などの邊鄙な一地方に)偏り安んじてゐては出來ませぬ(必ず中原の地に出なければなりませぬ)。されば臣は一生懸命、身を粉にして力を盡し、生命のあらん限り立ち働く覺悟でございます。さうは申すものゝ、王業が首尾よく成就するかしないか、戰つて勝つか敗けるか、(これはどうも一に天の命でありますから、臣の不敏なる、)豫め知り得る限りではございませぬ」と。かやうに上疏して亮は、兵を引率して陝西の散關から出て陳倉といふ處を

圍んで攻めたが、不幸にも、勝つことが出來なかつた。

【語釋】祁山（地名、今の甘肅省西和縣の西北。）○略無レ所レ備（略は大體あらましの意、大體守備が無かつたといふ意。）○響震（響の音が震はす如く震いて動搖すること）○鞠躬（身を屈めて敬ふこと、敬ひ盡たるを言ふ。又轉じて、その事を大事に一生懸命に努力して他を顧る暇なきをいふ。こゝは後の意である。）○逆覩（逆はアラカジメと訓ず。豫め見ること。後の事を豫知するをいふ。ギヤクトすると普讀してもよい。）

【評論】前出師表（軍を出すに就ての上表。出はイダスと他動詞に用ふる時には音スヰとなる）は、建興五年、諸葛孔明が大軍を率ゐて魏を伐つた時、發するに臨んで、後主に奉り、自分の出征中、小人の言に惑ふことなく、國事を誤ることなきやう後主に懇々と意見を申上げたもので、一篇中に「先帝」の字を點用すること十三度、さながら慈母が嚴父を引いて遺孤を戒めるが如く、至情懇到、惻々として人を泣かしめるものがある。後出師表は、翌六年、吳の孫權が曹休を破り、魏兵東に下つて關中虚弱なるに乘じ、兵を出して魏を伐たんとしたところ、群臣中これを疑懼するものが多かつたので、その出師の已むべからざる理由を述べたもの、本文に引いたのは、その最初と最後の一節である。（その全文は、續文章軌範にある）。本文に引かれた二表を見れば、孔明の一生と精神とは略ぼ知り得られ、その名利を離れ、生死を度外にして、一意君國の爲にその智と勇と誠とを竭盡した純忠無比の人格が、躍々として躍動してゐる。されば古來「出師表」を評するの文、僂指するに遑なき中に、最も有名なの

は安子順の評である。曰く、「讀二孔明出師表一而不レ墮レ涙者、其人必不忠。讀二李令伯陳情表一而不レ墮レ涙者、其人必不孝、讀下韓文公祭二十二郎一文上而不レ墮レ涙者、其人必不友」と。

孫權稱二皇帝一

○吳王孫權、自稱二皇帝於武昌一、追二尊父堅一爲二武烈皇帝一、兄策爲二長沙桓王一。已而遷二都建業一。○蜀漢丞相亮、又伐レ魏、圍二祁山一。魏遣下司馬懿督二諸軍一拒上レ亮。懿不二肯戰一。賈詡等曰、公畏レ蜀如レ虎。奈二天下笑一何。懿乃使三張郃向二レ亮。亮逆戰。魏兵大敗。亮以二糧盡一退レ軍。郃追レ之、與レ亮戰、中二伏弩一而死。亮還勸レ農講レ武、作二木牛流馬一、治二邸閣一、息レ民休レ士、三年而後用レ之。悉二衆十萬一、又由二斜谷口一伐レ魏、進二軍渭南一。魏大將軍司馬懿引レ兵拒守。

畏レ蜀如レ虎

木牛流馬

【訓讀】吳王孫權、自ら皇帝を武昌に稱し、父堅を追尊して、武烈皇帝と爲し、兄策を長沙桓王と爲す。已にして建業に遷都す。○蜀漢の丞相亮、又、魏を伐ち、祁山を圍む。魏、司馬懿をして、

諸軍を督して、亮を拒がしむ。懿、背て戰はず。賈詡等曰く、「公、蜀を畏るゝこと虎の如し、天下の笑を奈何せんと。懿、乃ち張郃をして亮に向はしむ。亮、逆へ戰ふ。魏の兵、大に敗る。亮、糧の盡きたるを以て軍を退く。郃、これを追ひ、亮と戰ひ、伏弩に中つて死す。亮、還つて農を勸め、武を講じ、木牛流馬を作り、邸閣を治め、民を息ひ、士を休め、三年にして後に、之を用ふ。衆十萬を悉くして、又斜谷口より魏を伐ち、進みて、渭南に軍す。魏の大將軍司馬懿、兵を引いて拒守す。

通釋 呉王の孫權は武昌に於て自立して帝と稱し、亡父孫堅を追尊して武烈皇帝とし、兄の策を封じて、長沙桓王とし、都を建業に遷した（亮は曩に陳倉を攻めたが食料の不足から止むなく退陣したが）又々魏を伐つて祁山を包圍した。魏は大將軍司馬懿をして諸軍を統率して、亮の軍を防がせた。司馬懿は漢軍と對陣したが、自分の方からは、敢て戰を仕掛けなかつた。部將の賈詡等が、之をもどかしく思ひ、懿に向つて「公は蜀の軍を虎の樣に恐れて居られるが、それでは世間の笑ひ草とならう。」と忠告し激勵した。そこで懿も決心して、張郃に兵を授けて、亮と戰はせた。亮はこれを迎へて戰ひ、魏軍を散々に打破つた。その內亮の軍は、食糧が不足したので、一時退却した。郃はこゝぞとばかり追擊して一合戰やつたが、蜀軍の伏せて置いた石弓に中つて戰死した。亮は兵を引揚げて歸

分レ兵屯田

國し、農事を勸め、武術を錬り、(大いに實力の養成に務めて再起を圖つた)。兵粮運搬の輜重車を考案し、又糧食の倉庫を修繕したりして、士民を休養させること三年間、再び戰時徴發をして總軍十萬を繰り出し、斜谷口から進出して魏を伐ち、段々進んで渭水の南に屯營した。魏の大將軍司馬懿は兵を引率して防戰した。

【語釋】木牛流馬(木牛も流馬も兵糧を運搬する車で、その形狀が牛馬に似てゐるからかく云ふ。又一說には牛馬の如く物を運ぶからともいふ。)　○治二邸閣一(邸閣は軍糧を儲藏する倉庫、治は修繕すること。)　○斜谷口(谷名、今の陝西省漢中褒城縣の北。)

【餘論】木牛流馬については、諸葛亮集にその製法と稱するものが載せてあるが、煩はしいから略す。山川早水氏の說に、蜀の地は道が險岨なので双輪を付けることが出來ぬので、單輪の車を作り、揚子江の上流地方へ物貨を運搬する時は、一人が挽き、一人が橫にゐて車の倒れぬやうに扶ける、そのノロイこと牛の步みの如くだから、之を木牛といふ。運び終れば之を江に投ずる、車は江流に從つて駛り下る、その疾きこと奔馬の如くだから流馬といふ。その實は一物であると。而して氏は支那で親しく木牛流馬の遺制を見て此の說をなされたものだといふ。參考の爲に附記しておく。

亮以前者數出、皆運糧不レ繼、使中己志不上レ伸、乃分レ兵屯田。耕者雜二於渭濱居

遺巾幗婦人之服。

食少事煩

民之間、而百姓安堵、軍無私焉。亮數挑懿戰、懿不出。乃遺以巾幗婦人之服。亮使者至懿軍、懿問其寢食及事煩簡、而不及戎事。使者曰、諸葛公夙興夜寐、罰二十以上皆親覽。所噉食不至數升。懿告人曰、食少事煩、其能久乎。

【[illegible]】亮前者に、數ば出でしが、皆、運糧繼がず、己が志をして伸びざらしめしを以て、乃ち兵を分つて屯田す。耕す者渭濱居民の間に雜り、しかも百姓安堵し、軍に私なし。亮、數ば懿に戰を挑む。懿、出でず。乃ち遺るに巾幗婦人の服を以てす。亮の使者、懿の軍に至る。懿、その寢食及び事の煩簡を問うて、戎事に及ばず。使者曰く、「諸葛公、夙に興き、夜に寐ね、罰二十以上は皆親ら覽る。噉食するところは數升に至らず」と。懿、人に告げて曰く、「食少く事煩し、其れ能く久しからんや」と。

【通釋】さて亮はこれ迄度々出征したが、いつも軍隊の食糧の不足が原因で初志を貫徹することが出來なかつたのであつた。そこでこの度は（食糧の不足などのない樣に、）軍隊を分割して屯田の

制を設けて、休戰中は農事に從事する樣にした。この蜀軍の臨時農夫が渭水邊りの居民の中に雜居してゐても、軍律がよく行き屆いて掠奪などする者がないので、百姓等はみな安心して平生の如くその職業に務めて居た。亮はしば〱懿に挑戰したが、懿はこれに應戰しなかつた。そこで亮は魏の陣營に使を遣して、司馬懿に贈物として、婦人用の頭巾と婦人用の服をやつた。(是れは「男らしくない」といふ意味で懿を辱しめ、出でて戰ふことを促したのである)。その時懿は使者に尋ねた、「諸葛公は平生、何時頃起き何時頃寢るか、して食事の分量はどれ位であるか、その仕事は煩劇であるか、又は閒散であるか」と。かやうに亮の身邊の事のみ尋ねて、軍事に就いては更に問はなかつた。使者が答へて、「左樣、將軍は朝は早くから起き、夜は更けてから休み、(日夜繁劇雜多な事務に追はれてゐる。)刑罰の如きも杖罪二十以上のものは、總て御自分で調べられる。日々の食事は三四升(一升は我が約一合。)である」といつた。それを聽いて、懿は、左右の人に向つて「諸葛公は食物が少く、それに仕事は忙しい、(それでは健康を害ふは必定である、)もう長くは生きられまい。」といつた。

語釋　安堵(堵に安んずること。堵は垣で、人が屋敷内に安んじ落ちついてゐること。戰亂の爲に四方に離散することなく、安んじて家業に勵むをいふ。)　○巾幗(巾幗は婦人が喪中にかぶる冠。一說には婦人の髮飾りであるといふ。之を贈るのは、相手の男らしからぬ態度を辱める爲め、之を婦人視して卑しめたのである。轉じては婦人の事を巾幗といふ。「巾幗詩人」といへば閨秀詩人といふ意。又「巾幗の身を以て云々」など。)　○煩簡(煩は事務の多くして忙しいこと。簡はその反對でヒマなこと。)

將星隕

死諸葛走生仲達

○戎事（戎は軍。軍事と云ふに同じい。）○罰二十以上（杖で二十度打つ程の罪、それから以上、重い罪は全部。）○啖食（啖は音タン、啖に同じく、クラフと讀する。）

亮病篤。有大星、赤而芒、墜亮營中。未幾亮卒。長史楊儀整軍還。百姓奔告懿。懿追之。姜維令儀反旗、鳴鼓若將向懿。懿不敢逼。百姓爲之諺曰、死諸葛、走生仲達。懿笑曰、吾能料生、不能料死。亮嘗推演兵法、作八陣圖。至是懿案行其營壘、歎曰、天下奇材也。

【讀方】 亮、病篤し。大星あり、赤くして芒あり、亮の營中に墜つ。未だ幾ならずして亮卒す。長史楊儀、軍を整へて還る。百姓奔りて懿に告ぐ。懿之を追ふ。姜維、儀をして旗を反し鼓を鳴らし、將に懿に向はんとするが若くせしむ。懿敢て逼らず。百姓之が爲に諺して曰く、「死せる諸葛、生ける仲達を走らしむ」と。懿笑ひて曰く、「吾能く生を料れども、死を料ること能はず」と。亮嘗て兵法を推演して八陣の圖を作る。是に至りて懿、其の營壘を案行し、歎じて曰く、「天下の奇材也」と。

【通釋】 果して亮は（職務の疲勞の爲）病氣になり、重態に陷つた。と、ある夜の事、暗い空に怪

しく光る大きな星が現れた。その星は赤く、長い尾を引いた不思議な星であつたが、忽ち亮の陣中に落ちた。間もなく、亮はこの世を去つた。長史の楊儀は止むを得ず、軍を整へて引揚げることにした。土地の者は急いで事の次第を懿に注進した。懿はすぐにこれを追撃した。蜀軍の姜維は計略を用ひ、楊儀に、旗の向きを振りかへて、進軍の鼓を打鳴らし、いまにも懿に向つて戰を仕掛けるといふ樣な風をさせた。懿は恐れて近寄つて來なかつた。是れに由つて士民等はこんな諺を作つた。「死んだ諸葛亮が生きた仲達（司馬懿の字）を走らした。」と。これを聞いた司馬懿は笑つて、「生きてゐる者のする事なら大抵分るが、死んだ者のすることはどうも見當がつかない。」と負け惜みをいつた。
亮は嘗て兵法の原理を推し廣めて（天地、風、雲、龍、虎、鳥、蛇といふ）八つの陣立てを作つた。（之を實戰に應用して敵を苦しめ惱ましたのである。）此の度、亮の死んだ後、司馬懿は亮の陣の跡を巡見してその備立ての巧妙なのに感歎して「いやどうも、諸葛公は誠に天下に稀なる不思議な人材である。」と（舌を捲いて驚いた）。

語釋　赤而芒（芒は光芒と熟し、火のホノホのこと。）○推演（おしひろめること。兵法の原理をおしひろめて之を具體的に形に表はして陣立の法を示したのである。）○八陣圖（八つの陣立の法。即ち八種の軍隊配置の

揮涙斬馬謖

不治生長尺寸

法である。今八陣圖と稱して石をあつめて陣形を表はしたものが處々にあるが、それは後人の假託で信ずるに足りない。）○案行（しらべて歩くこと。）

【餘說】五丈原の陣中に赤星隕ちて、千古の名將孔明は逝いた。この故事より將軍の死を「將星隕つ」といふ。土井晩翠氏の「星落秋風五丈原」はそれを歌つた長詩で、悲壮の調、人の多く諷誦する所である。

亮爲政無私。馬謖素爲亮所知。及敗軍流涕斬之、而卹其後。李平・廖立、皆爲亮所廢。及聞亮之喪、皆歎息流涕。卒至發病死。史稱、亮開誠心、布公道。刑政雖峻、而無怨者。眞識治之良材。而謂其材長於治國、將略非所長則非也。初亮相表於帝曰、臣成都有桑八百株、薄田十五頃。子弟衣食自有餘。不別治生、以長尺寸。臣死之日、不使內有餘帛、外有贏財、以負陛下。至是卒。如其言。謚忠武。

【通釋】亮、政を爲すこと私無し。馬謖素より亮の知る所と爲る。軍を敗るに及び、流涕して之を斬り、而して其の後を卹む。李平・廖立、皆亮の廢する所と爲る。亮の喪を聞くに及び、皆歎息流涕し、

卒に病を發して死するに至る。史に稱す、亮、誠心を開き、公道を布く。刑政峻なりと雖も、而も怨むる者無し。眞に治を識るの良材なりと。而して其の材、國を治むるに長じて、將略は長ずる所に非ずと謂ふは則ち非なり。初め丞相亮、嘗て帝に表して曰く、「臣、成都に桑八百株薄田十五頃有り。子弟の衣食自ら餘り有り。別に生を治めて、以て尺寸を長ぜず。臣死するの日、內に餘帛有り、外に贏財有りて、以て陛下に負かしめず」と。是に至りて卒す。其の言の如し。忠武と諡す。

通釋　亮は政治をするに公平であつた。馬謖は平生より亮に信ぜられてゐたが、亮の指揮に反して軍を敗つたので、亮は軍律を枉げる事は出來ない故、淚を流して馬謖を斬罪に處した。そして、其の遺族の者を厚く救卹した。李平や廖立などゝいふ人は、亮の爲に廢されて庶人になつたのであるが、亮の死を聞いて皆歎き悲しみ、(ことに李平などは)それが爲卒に病氣になつて死んで仕舞つた。(かくの如く亮の德は凡てに及んでゐた。)陳壽の三國志(蜀志)の評に、「亮は、誠を以て事に當り、公平なる政治を行ひ、刑政はなか〳〵峻烈嚴重であつたが、之を怨む者はなかつた。誠に內治の術に達した良材である。」と。けれども、その材は國を治めてゆく事に掛けては長じてゐるが、兵に將としての智略は、その長所でないと論じてあるが、それは當らないと思ふ。(亮は文武兼備の俊傑と謂ふべきであ

る。)初め亮は、帝に上表して申すに、「臣は成都に桑八百株と瘠田十五頃ばかりを持つて居りますが、子孫の衣食はそれで十分でありますから、この上別に生産を營んで、聊かなりとも身代を殖さうといふ樣な考は毛頭御座いません。私の亡き後に於きまして、家には澤山の衣服があり、外には多くの産を貯へ以て陛下の御信頼に背き奉る如き事は決していたさせません。」と(此の如く亮は私利を營んで公務を疎かにし主君の寄託に負くやうなことは決してしないと固く誓つた事であつたが)、其の死後は果して生前の言の通りであつた。卒して忠武と謚した。

【語釋】 卹二其後一(卹はアハレムともメグムとも訓す。優に同じい。遺族を救恤すること。) ○史稱(史は陳壽の著した三國志を指す。) ○薄田(瘠せた田。) ○不三別治レ生以長二尺寸一(別段に財産を作つて少しでもフヤさうとは思はない。) ○餘帛(餘つた多くの衣服。) ○贏財(贏は餘、有り餘つた財産。)

【餘談】 馬謖は才器、人に過ぎ、好んで兵を論じた。孔明は深く之を愛したが、昭烈帝は、「彼は言ふことが實行に伴はない、餘り重くは用ひられぬぞ」と言はれたが、孔明はそれを聽かずに參軍に任じた。然るに街亭の戰に、馬謖は孔明の命令に違うた爲に慘敗した。そこで孔明は涙を揮つて彼を斬り、軍紀軍律を嚴明にした。この故事から、私情としては忍びないが、公法の爲に罰することを「涙を揮つて馬謖を斬る」といふやうになつた。なほ孔明は彼れの祭には參拜し、その遺兒を愛撫するなど、

孔明廟

恩愛平生と異るところ無かつたといふ。公私の區別の明かなる、さすがに偉い人である。

「臣死之日、不レ使下內有二餘帛一外有二贏財一以負中陛下上」

これを口にいふのみならず、死後、果してその言の如くであつたといふ處にも、孔明の面目が窺はれる。孔明は生活の爲めに漢廷に仕へたのではなかつた。全く利害を離れ成敗を度外にして、一途に昭烈の知遇に報いんとしたのである。これ王佐の名臣として支那史中、燦然として異彩を放つ所以。

蜀相　　唐　杜甫

丞相祠堂何處尋。錦官城外柏森森。映レ階碧草自春色。
隔レ葉黃鸝空好音。三顧頻煩天下計。兩朝開濟老臣心。
出師未レ捷身先死。長使二英雄淚滿一レ襟。

魏主好土功

銅人二

魏主芳

○魏主性好土功。先是既治許昌宮。後又作洛陽宮。徙長安鍾簴・橐駝・銅人・承露盤於洛陽。盤折聲聞數十里。銅人重不可致。乃大發銅。鑄銅人二。列坐於司馬門外。號曰翁仲。起土山於芳林園。植雜木善草。捕禽獸致其中。諫者皆不納。○魏主有疾。召司馬懿入朝。以曹爽為大將軍。魏主叡殂。僭位十四年。改元者三。曰大和・青龍・景初。子芳立。是為廢帝邵陵厲公。芳八歲。即位。司馬懿・曹爽受遺詔輔政。懿為太傅。

[illegible] 魏主、性、土功を好む。これより先、すでに許昌宮を治む。後、又洛陽宮を作り、長安の鍾簴・橐駝・銅人・承露盤を洛陽に徙す。盤折れて、聲數十里に聞こゆ。銅人は重くして致すべからず。乃ち、大に銅を發し、銅人二を鑄て、司馬門外に列坐せしめ、號して、翁仲といふ。土山を芳林園に起し、雜木善草を植ゑ、禽獸を捕へてその中に致す。諫むるもの、皆納れず。魏主、疾あり。司馬懿を召して、入朝せしめ、曹爽を以て大將軍となす。魏主叡、殂す。僭位十四年。改元するもの三。

曰く、太和・青龍・景初。子芳立つ。これを、廢帝邵陵の厲公となす。芳、八歳にして位に卽く。司馬懿・曹爽、遺詔を受けて、政を輔く。懿を太傅と爲す。

通釋 魏主は性來、土木工事が好きであつたが、以前、許昌宮を修繕し、後には又、洛陽宮を作り、秦の始皇帝の鑄造した鐘虡や槖駝や、銅人、及び、漢の武帝の鑄造した承露盤を、長安から洛陽に徙さうとした。此の時、承露盤が折れて、その音響は數十里にも達したといふ事である。銅人は重くて運搬が出來ないので、大いに銅を徵發して、新に銅人二體を鑄造させて、洛陽城の司馬門外に竝べて置き、之を翁仲と稱した。又築山を洛陽城の芳林園に造つて、種々の樹木や珍しい佳い草などを植ゑ、又珍奇な禽獸を、その中に放した。(魏主はかくの如く、たゞ吾が耳目の歡樂のみを縱にして、年中土木を事として政を怠つた故に、民は己が業務を全うすることが出來ないでみな困窮した。)臣下はいろ〳〵と諫言をしてそれを止めたが、帝は更に聞き入れなかつた。その內魏主は病氣になつたので、當時長安に在る司馬懿を召して入朝せしめ、相談して曹爽を大將軍とした。明年魏主は死んだ。帝位を僭竊すること十四年で、三度年號を改めた。太和、青龍、景初といふ。子の芳が立つた、是を廢帝の邵陵の厲公といふ。芳は八歳で卽位した。司馬懿と曹爽は遺詔によつて政を輔佐した。懿は

作事憒憒
司馬懿殺曹爽
鍾士季
司馬師
吳主亮立

太傅となつた。

語釋 土功（土木普請の事。）○許昌（邑の名、河南省許州の東。）○鍾虡（鐘簴と同じである。秦の始皇帝の鑄る所、解は其の條に出てゐる。上卷三五三頁參照。）○橐駝（平首牛身の獸の名。駱駝鑄る所の銅駝をいふのである。）○銅人（始皇鑄る所の金人。上卷三五三頁參照。）○承露盤（漢の武帝作る所の金莖銅柱の承露盤をいふのである。其條に出づ。）

○漢自丞相亮既亡、蔣琬爲政。楊敏毀琬曰、作事憒憒、不及前人。或請推治敏。琬曰、吾實不如前人。無可推。琬卒。費禕・董允爲政。公亮盡忠。允卒。姜維與費禕並爲政。○魏曹爽驕奢無度。司馬懿殺之。懿爲魏丞相、加九錫不受。爽之黨夏侯覇奔蜀。姜維問之曰、懿得政。復有征伐志否。覇曰、彼營立家門、未遑外事。有鍾士季者。雖少若管朝政、吳蜀之憂也。○魏司馬懿卒。以其子師爲撫軍大將軍、錄尚書事。吳主死。謚曰太皇帝。子亮立。漢費禕、汎愛不疑。降人刺殺之。姜維用事、數出兵攻魏。

通釋 漢は、丞相亮、すでに亡びしより、蔣琬、政を爲す。楊敏、琬を毀つて曰く、「事を作す

魏主髦立
毋丘儉
諸葛誕

魏主不敢發。師廢魏主。僭位十六年。改元者二、曰正始・嘉平。師迎立高貴鄕公。是爲廢帝。名髦。文帝之孫、明帝之姪。年十四卽位。○揚州都督毋丘儉・刺史文欽、起兵討司馬師。師擊敗之。師卒。弟昭爲大將軍、錄尚書事。已而爲大都督、假黃鉞。揚州都督諸葛誕、起兵討昭。昭攻殺之。昭爲相國、封晉公。加九錫。不受。

訓讀 魏の李豐、數ば魏主の召す所と爲る。司馬師その已れを議することを知りて之れを殺す。魏主平ならず。左右、師を誅せんことを勸む。魏主、敢へて發せず。師、魏主を廢す。位を僭すること十六年。元を改むるもの二、正始・嘉平といふ。師、高貴鄕公を迎立す。これを廢帝と爲す。名は髦。文帝の孫にして、明帝の姪なり。年十四にして位に卽く。揚州の都督毋丘儉・刺史の文欽、兵を起して司馬師を討つ。師、擊つて之れを敗る。師卒す。弟の昭大將軍と爲り、尙書の事を錄す。已にして大都督となり黃鉞を假る。揚州の都督諸葛誕、兵を起して昭を討つ。昭これを攻め殺す。昭、相國

となり晉公に封ぜらる。九錫を加ふれども受けず。

【通解】魏の（中書令の）李豐といふ人は、度々魏主に召されては（なにか密謀をする樣子であつた。）司馬師は、てつきり自分の事を彼此言つてるるのだと察知して、李豐を殺して仕舞つた。そこで魏主も心中穩でなかつた。左右の侍臣は、師を誅する樣にとお勸めしたが、魏主は思ひきつて實行しようとしなかつた。師は（機先を制して）魏主の位を廢して齊王としてしまつた。魏主は位を僭する事十六年。二度改元して、正始・嘉平と云ふた。師は、高貴鄕公を迎へ立てた。是れが廢帝である。名は髦といつて文帝の孫で明帝の姪に當る。卽位した時に年は十四歲であつた。魏の揚州の都督である毌丘儉と刺史の文欽が兵を擧げて司馬師を討つたが、師はこれを打破つた。やがて師が卒して弟の昭が大將軍となつて、尙書の事務を執つた。間もなく、大都督と僞つて僭越にも、黃鉞といふ天子の持つものを借りて、刑政を擅にした。（そこで毌丘儉の後任である）揚州の都督諸葛誕は兵を起して昭を討つたが、昭は逆に之を攻め殺した。昭は相國の重任を拜し晉公に封ぜられた。九錫を加へられたが受けなかつた。

【語釋】高貴鄕公（高貴は邑の名、今の湖北省大名縣に屬する。鄕公とは王の庶子の封ぜられたものをいふ。） ○假二黃鉞一（黃鉞は黃金で飾つた大斧で天子の持つもの。假は借の意で僭越にも天子の大權を行ふの意。）

吳帝親政 食二生梅一索レ蜜

孫綝廢立

○吳王亮、親レ政。數出二中書一、視二太帝時舊事一。嘗食二生梅一、索レ蜜。蜜中有二鼠矢一。召二藏吏一問曰、黄門從レ爾求レ蜜邪。吏曰、向求、不二敢與一。黄門不レ服。令レ破二鼠矢一。矢中燥。因大笑曰、若矢先在二蜜中一、中外俱濕。今外濕内燥。必黄門所爲也。詰レ之果服。左右驚慄。大將軍孫綝、以下其多レ所二難問一、稱レ疾不レ朝。以レ兵圍レ宮、廢レ亮爲二會稽王一、迎二立瑯琊王休一。休立。以レ綝爲二丞相一。綝又無二禮於新君一。遂被レ誅。

【通釋】吳主亮、政を親らす。數ば中書に出でゝ太帝の時の舊事を視る。嘗て生梅を食ひて、蜜を索む。蜜中、鼠矢有り。藏吏を召して問ひて曰く、「黄門、爾より蜜を求めしか」と。吏曰く、「向に求めしも敢て與へざりき」と。黄門服せず。鼠矢を破らしむ。矢中燥く。因りて大笑して曰く、「若し矢、先より蜜中に在らば、中外俱に濕はん。今外濕ひには内燥く。必ず黄門の所爲ならん」と。之を詰れば、果して服せり。左右驚き慄く。大將軍孫綝、其の難問する所多きを以て、疾と稱して朝せず。兵を以て宮を圍み、亮を廢して會稽王と爲し、瑯琊王休を迎へ立つ。休立つ。綝を以て丞相と爲す。綝又新君に

禮無し。遂に誅せらる。

【譯】呉主の亮は政治を親ら裁決し、度々中書省に出て、大帝の時に施行した舊制や故事を閲覽した。（取調べて政治上の參考としたのである。）ある時、生梅を食べたが、その酸味を和げる爲に宦官に蜜を求めさせたところが宦官の上つた蜜の中に鼠の糞があつた。そこで亮は藏役人を召し出して尋問して云ふのに「宦官は、前方、其の方に蜜を呉れと竊かに頼んだことがありはしなかつたか、」と。藏役人が對へて云ふのに「仰せの通りで御座います。先日宦官が參りまして、蜜を呉れと申しましたが、私は與へませんでした。」と。（そこで亮は蜜の中の糞は宦官が故意に入れたものであると考へ）宦官を召して問責したが宦官は否認して首服しなかつた。亮は侍臣に命じて鼠の糞を二つに破らせたところが、糞の中に乾燥してゐた。因つて亮は大笑していふのに「若しこの糞が、久しく蜜の中に在つたものならば、糞の外側も内部も共に濕つてゐる筈である。然るに中の乾いてゐるのは、先頃、お前が故意に入れたものに違ひない。」といつて、更に宦官を詰問した。流石の宦官も恐れ入つて白狀した。（これは宦官が蜜を貰へなかつた遺恨に藏役人を罪に落さうと計つたのだつた。）左右の近臣は之を見て、亮の明察に驚き畏れた。大將軍の孫綝は、亮に政治上いろ〳〵の難問を言ひ掛

けられて答辯に苦んで、遂に病氣と伴つて參朝しなくなつてしまつた。(孫綝の憤怨の情はだん〳〵昂じて)遂に兵を差向けて宮中を包圍し、亮を廢して、會稽王にし、新に瑯琊王の休を迎へ立てた。休が立つて孫綝を丞相とした。綝は新君に對しても又無禮な振舞があつたので、遂に誅せられた。

語釋　太帝(太皇帝のこと、吳主權の謚。)　○鼠矢(矢は糞。)　○黃門(禁門はおほかた黃閣であるので黃門と云ふ。轉じて黃閣の内に給事する人をも黃門と稱する、卽ち宦官のことである。我國では中納言の唐名として用ひた。水戶黃門など。)

魏主誅司馬昭不克

○魏主髦見威權日去、不勝其忿。曰、司馬昭之心、路人所知也。率殿中宿衞・蒼頭・官僮、鼓譟出、欲誅昭。昭黨賈充、入與魏主戰、成濟抽戈刺魏主髦。殞于車下。追廢爲庶人。僭位七年。改元者二。曰、正元・甘露。司馬昭迎立常道鄕公璜。是爲魏元皇帝。

元皇帝

常道鄕公元皇帝、初名璜。燕王宇之子、操之孫也。年十五卽位。改名奐。

通釋　○魏主髦、威權日に去るを見て、其の忿に勝へず。曰く、「司馬昭の心は、路人も知る所なり」

と。殿中の宿衛・蒼頭・官僮を率ゐて、鼓譟して出で、昭を誅せんと欲す。昭の黨賈充、入りて魏主と戰ひ、成濟、戈を抽きて魏主髦を刺す。車下に殞つ。追廢して庶人と爲す。僭位七年。改元する者二。曰く、正元・甘露。司馬昭、常道鄕公璜を迎へ立つ。是を魏の元皇帝と爲す。常道鄕公元皇帝、初めの名は璜、燕王宇の子、操の孫なり。年十五にして卽位す。名を奐と改む。

（通解）魏主の髦は、（司馬昭が次第に權力を振ひ）朝廷の威權の段々衰へてゆくのを見て、怒りに堪へ切れないで云ふのには「彼の司馬昭が帝位を奪はうとする下心のあることは、道路の人でさへもよく知つてゐる。（自分は坐してその辱を受けるに忍びない）」と。殿中の宿直、護衛の武士や、小役人や、童僕などを引き具して、太鼓を叩き大騒ぎをして討つて出て、昭を誅しようとした。昭の黨人である賈充は、宮中に入つて、魏主と戰つた。昭の一味の成濟といふ者が、戈を拔いて魏主を刺した。魏主は深手に耐へられないで車から落ちて、終に死んでしまつた。昭はこれを追廢して庶人に下した。僭位七年、改元する事二度、正元・甘露といつた。司馬昭は常道鄕公璜を迎立した。是れが魏の元皇帝である。常道鄕公元皇帝は初の名は璜といひ、燕王宇の子で操の孫である。十五歳で卽位し、名を奐と改めた。

魏入寇

鄧艾鍾會

諸葛瞻尙父子死

○漢姜維屢伐魏。司馬昭患之、遣鄧艾・鍾會、將兵入寇。會從斜谷・駱谷・子午谷、趨漢中。艾自狄道、趨甘松・沓中、以綴姜維。維聞會已入漢中、引兵從沓中還。艾追躡之大戰。維敗走、還守劍閣、以拒會。艾進至陰平、行無人之地七百里。鑿山通道、造作橋閣。山高谷深。艾以氈自裹、推轉而下。將士皆攀木緣崖、魚貫而進。至江油、以書誘漢將諸葛瞻。瞻斬其使、列陣綿竹以待。敗績。漢將軍諸葛瞻死之。瞻子尙曰、父子荷國重恩。不早斬黃皓、使敗國殄民。用生何爲。策馬冐陳而死。

語釋　宿衛（殿內の宿直護衛の士。）　○蒼頭（僕隷のこと、蒼巾を被るので蒼頭といふ。）　○官僮（未冠の僮僕の事。）

通讀　漢の姜維、屢〻魏を伐つ。司馬昭これを患ひ、鄧艾・鍾會をして、兵に將として、入りて寇せしむ。會は、斜谷・駱谷・子午谷より、漢中に趨き、艾は、狄道より、甘松・沓中に趨き、以て姜

維を綴す。維、會已に漢中に入りしと聞き、兵を引きて、沓中より還る。艾、之を追躡して、大に戰ふ。維、敗走し、還つて、劍閣を守り、以て會を拒ぐ。艾、進んで、陰平に至り、無人の地を行くこと七百里。山を鑿ちて道を通じ、橋閣を造作す。山高く谷深し。艾、氈を以て、自ら裹み、推轉して下る。將士、皆、木を攀ぢ、崖に緣り、魚貫して進む。江油に至る。書を以て、漢の將諸葛瞻を誘ふ。瞻、その使を斬り、陣を綿竹に列して、以て待つ。敗績す。漢の將軍諸葛瞻、これに死す。瞻の子尚曰く、「父子、國の重恩を荷ふ。早く黃皓を斬らず、國を敗り、民を殄せしむ。用つて生くるも、何をか爲さむ」と。馬に策ち、陳を冒して死す。

通解 漢の姜維が度ゝ魏を攻めたので、魏の司馬昭は之を憂慮して、鄧艾と鍾會の二將をして、漢を攻めさせた。鍾會は、斜谷、駱谷、子午谷から漢中に趨つた。又鄧艾は狄道から、甘松沓中に入つて、姜維の軍を牽制した。姜維は、鍾會の軍が已に漢中に侵入したといふ事を聞いて、兵を引纏めて、沓中から還らうとした。艾の軍は之を追擊して、大いに戰つたが姜維の軍は敗れ走り、還つて劍閣の要害を守り、會の軍に對して防禦した。一方艾の軍は段々進んで、陰平に着いた。人の住んで居ぬ荒涼たる山野を行軍すること七百里、山を鑿つて道を通じ、橋閣(棧道)を架設して兵を進めた。

高山深谷の難所に差しかゝると、艾は、毛氈で自分の身體を包み、人に推させて轉がり落ちる樣にして下りた。大將が既にこの勇氣であるから他の將士も皆振ひ立つて、或は木を攀ぢたり、或は崖に縋つたりなどして、魚のめざしの樣に連つて進んだ。かくて、廣漢郡の江油縣に着き、文書を以て漢の將、諸葛瞻（亮の子）を誘つて降參させ樣とした。瞻は大いに怒つて、その使者を斬り捨て、陣を綿竹に張つて、敵を待つた。戰は漢軍に不利で敗績し、將軍諸葛瞻は戰死を遂げた。瞻の子の尙のいふやうには、「我が父子は、國家の重恩を蒙つて居る。早く佞人の黃皓を斬り捨てなかつたが爲に、國家を敗亡し、人民を絕やし盡くすやうな事になつて仕舞つた。最早生きてゐても何の益もない。」と、馬に策つて敵陣に突入し奮戰して死んだ。

語釋 斜谷（地名、斜谷口。） ○駱谷（地名、陝西省漢中府詳縣の北に在る。） ○子午谷（地名、陝西省漢中府詳縣に在る。） ○狄道（縣の名、甘肅省蘭州府狄道州治。） ○沓中（地名、甘肅省蘭州府。） ○綴（牽制する事。） ○追躡（後から追ひかけること、こゝでは追擊の意。） ○劍閣（地名、四川省保寧府劍州の東北に在る。） ○陰平（郡の名、甘肅省階州文縣と四川省龍安府の北境。） ○魚貫而進（旅行一列になつて、引續いて進むこと、それが丁度めざしが串に一列に連なつて居る樣だと云ふのである。） ○江油（郡名、四川省龍安府江油縣治。） ○綿竹（四川省綿州治。） ○黃皓（宦官である。漢主が之を寵して中書侍とした。專横を極めて終に漢國を傾敗するに至つたのである。） ○陳（陣に同じ。）

○漢人不ㇾ意₂魏兵卒至₁、不ㇾ爲₂城守₁。乃遣ㇾ使奉₂璽綬₁、詣ㇾ艾降。皇子北地王諶

北地王自殺
後皇帝降魏
漢亡

怒曰、若理窮力屈、禍敗將及、便當父子君臣、背城一戰、同死社稷、以見先帝可也。奈何降乎。帝不聽。諶哭於昭烈之廟、先殺妻子、而後自殺。艾至成都。帝出降。魏封爲安樂公。帝在位四十一年、改元者四。曰建興・延熙・景耀・炎興。右自高帝元年乙未、至後帝禪炎興癸未、凡二十六帝。通四百六十九年而漢亡。

〔通釈〕漢人、魏兵の卒に至るを意はず、城守を爲さず。乃ち使を遣して璽綬を奉ぜしめ、艾に詣りて降る。皇子北地王諶怒りて曰はく、「もし理窮り力屈して、禍敗まさに及ばんとせば、便ち、當に父子君臣、城を背にして一戰し、同じく社稷に死し、以て先帝に見えて可なるべし。奈何ぞ降らん」と。帝聽かず。諶、昭烈の廟に哭し、まづ妻子を殺して後に自殺せり。艾、成都に至る。帝出でて降る。魏、封じて安樂公と爲す。帝、位に在ること四十一年、元を改むること四。建興・延熙・景耀・炎興といふ。右、高帝の元年乙未より、後帝禪の炎興癸未に至るまで、凡そ二十六帝。通じて四百六十九年に

して漢亡びたり。

〔通釋〕漢人の不意に、魏兵が急に攻め込んで來たので、城の守りをすることが出來ず、帝は璽綬を奉らしめて、魏將艾のもとに降伏した。帝が降參をするといふので皇子の北地王諶は大いに怒つて、「若し、道理、如何とも爲し難く、勢力も盡き果てゝ、國家が將に禍害敗亡に瀕したといふ場合ならば父子君臣共に潔く城を背にして一戰し、みな同樣國家の爲に死んで、地下の先帝に見ゆべきである。それならば、道理のある話であるが、それを何ぞや降參するなどとは、以ての外である。」と云つて諫めたが、帝は聽き入れなかつた。そこで諶は昭烈皇帝の廟に詣でて哭泣し、先づ妻子を殺して後自殺した。魏の將の鄧艾が進んで成都まで來たので、帝は城を出て之に降つた。魏は帝を安樂公に封じた。帝は在位四十一年、改元すること四度、建興、延熙、景耀、炎興といつた。以上西漢の高帝の元年乙未から、蜀漢の後帝の炎興元年癸未に至るまで、二十六帝、年數は、通計四百六十九年で漢は滅亡した。

〔語釋〕璽綬（天子の印綬。璽は古昔は王者諸侯の信印の稱であつたが、秦漢以後は天子の信印に限つての稱となつた。しるし、おしで。綬は官人の帶びる印の環を承け繫ぐ組み紐。いんのひも。）○北地王（北地は地名、甘肅省慶陽府環縣の東南の地。）○背レ城（城を枕にして討死すること。）○死ニ社稷ニ（國家の爲に死ぬる事。社は土の神、稷は穀の神。國は土穀に依りて人民を養ふので、此の二者を祀るのである。從つて社稷と云へば國家の義となる。）

○吳主休殂。諡曰景皇帝。兄子烏程侯皓立。○魏司馬昭、先是已受九錫。已而進爵爲晉王。昭卒、子炎嗣。魏王奐僭位六年、改元二。曰景元・咸熙。炎迫魏主禪位、封爲陳留王。後卒。晉人諡之曰元。○魏自曹丕至是凡五世、四十六年而亡。○自漢亡後、又歷甲申、闕正統一年。

【訓讀】 吳主休、殂す。諡して景皇帝と曰ふ。兄の子烏程侯皓立つ。○魏の司馬昭、是より先、已に九錫を受く。已にして爵を進めて晉王と爲る。昭卒し、子の炎嗣ぐ。魏主奐、僭位六年、改元するもの二。景元・咸熙と曰ふ。炎、魏主に迫りて位を禪らしめ、封じて陳留王と爲す、後卒す。晉人之に諡して元と曰ふ○魏、曹丕より是に至るまで凡べて五世、四十六年にして亡ぶ○漢亡びてより後、又甲申を歷て正統を闕くこと一年なりき。

【通釋】 吳王の休が卒した。諡して景皇帝といつた。兄の子の烏程侯の皓が立つた。○魏の司馬昭は是れより先已に九錫を受け、位を進めて魏王と爲つた。昭が死んで子の炎が嗣いだ、魏主の奐は帝位

魏司馬昭爲晉王
魏亡晉

を勝手に唱へてゐたこと六年で、年號を二度改め、景元・咸熙といつた。炎は魏主に迫つて位を禪らせ、之を陳留王としたが、後に卒してから晉人は之に謚して元といつた。魏は曹丕から是に至るまで五世、四十六年で亡びた。漢が亡びてから後、次の甲申の歳一年の間は正統の天子がなかつた。(劉剡が曾氏の舊を改めて漢を以て正統とし、これに次いで司馬氏の晉を正統にしたから甲申の歳一年は天子を闕く事になる。)

語釋　烏程(縣の名、今の浙江省湖州府烏程縣。)

世祖武皇帝

髮立委地手垂過膝

西晉

西晉世祖武皇帝、姓司馬、名炎、河內人、昭之子、懿之孫也。昭爲晉王、議立世子、議者以炎髮立委地、手垂過膝、非人臣之相、遂立。已而嗣爲王、卽帝位、追尊懿爲宣皇帝、師爲景皇帝、昭爲文皇帝、大封宗室。

〔通釋〕西晉世祖武皇帝、姓は司馬、名は炎、河內の人、昭の子、懿の孫なり。昭、晉王と爲り、世子を立てんことを議す。議する者、炎が髮、立てば地に委し、手、垂るれば膝より過ぎ、人臣の相に非るを以て、遂に立つ。已にして嗣ぎて王と爲り、帝位に卽く。懿を追尊して宣皇帝と爲し、師を景皇帝と爲し、昭を文皇帝と爲し、大に宗室を封ず。

〔通解〕（單に晉と云はないで西晉と稱するのは東晉と區別する爲である。本來西晉も東晉も皇室は同統であるが途中で一度斷絕したので、便宜上首都の所在地によつて區別したので、西晉とは洛陽首府の時代、東晉とは建業首府の時代をいふのである。）西晉の世祖武皇帝は姓は司馬、名は炎といひ、河

羊祜陸抗

酖人羊叔子

內の生れで、司馬昭の子、司馬懿の孫に當る人である。この人の父の昭が晉王となつた時に、世嗣を立てるために(重臣等と)相談をした。(昭には、炎と攸との二人の子があつて、昭はどちらかといふと攸を世嗣として立てたい希望であつた。)その評議に參與した人達(賈充等を指す)は、炎の髪が非常に長く、立つときは地にひきずり、手を垂れると膝の下までとゞくので、これは人臣となつて下に働く人でなく、(人君となつて上に位する相のある人物だと申上げたので、炎が世嗣に立つことになつた。やがて昭の位を嗣いで帝位に卽き、祖父の懿を追尊して、宣皇帝とし、師を景皇帝とし、昭を文皇帝とし、又大いに一家一門の者を封じてそれ〲重要の地位に立たせた。(これは、前に魏が郡縣の制度であつたが爲に遂に孤立に陷つた弊に鑑みて、封建の制度に改めたのである。)

【語釋】河內(郡の名、河內省懷慶府河內縣の地。)　○世子(王侯の嗣子。天子の嗣は太子と云ふ。)　○委レ地(委は垂れ下る意。垂れて地に着くこと。)

晉有滅吳之志。以羊祜都督荊州事。吳以陸抗都督諸軍。祜與抗對境、使命常通。抗遺祜酒。祜飮之不疑。抗疾。祜與之成藥。抗卽服之曰、豈有酖人羊叔子哉。祜務脩德政、以懷吳人。每交兵、刻日方戰、不掩襲。抗亦告其邊

戍、各保ニ分界一而已、毋レ求ニ細利一。時呉主皓、不レ修ニ德政一、而欲ニ兼幷一、使ニ術士筮一レ取ニ天下一。對曰、庚子歲、靑蓋當レ入ニ洛陽一。蓋謂レ銜レ璧之事。而皓不レ悟。用ニ諸將謀一、數侵ニ盜晉邊一。抗諫不レ聽。抗卒。

【通釋】晉、呉を滅すの志あり。羊祜を以て荊州の事を都督せしむ。呉、陸抗を以て諸軍を都督せしむ。祜、抗と境を對し、使命常に通ず。抗、祜に酒を遺る。祜、これを飲んで、疑はず。抗、疾む。祜、これに成藥を與ふ。抗、卽ち之を服して曰く、「豈に人を酖する羊叔子あらんや」と。祜、務めて、德政を修め、以て呉人を懷け、兵を交ふる每に、日を刻して、方に戰ひて、掩襲せず。抗も亦その邊戍に告げて、各〻分界を保つのみ、細利を求むることなかれと。時に、呉主皓、德政を修めずして、兼幷せんと欲し、術士をして、天下を取らんことを筮せしむ。對へて曰く、「庚子の歲、靑蓋當に洛陽に入るべし」と。蓋し、璧を銜むのことを謂ふなり。しかれども、皓、悟らず。諸將の謀を用ひ、數〻晉の邊を侵盜す。抗、諫むれども聽かず。抗、卒す。

【餘說】晉では、呉を滅さうとする者があつたので、將軍の羊祜といふ人に、荊州方面の軍事を指揮

監督させた。呉の方でも之に對抗して、陸抗といふ人を將として軍隊を監督させ守り防がせた。ところが兩軍對陣して睨み合つてはゐるが、晉の將軍の羊祜と呉の將軍の陸抗とは（どちらも劣らぬ良將で、親しく）互に音通を交すといふ樣な風であつた。（ある時）抗が酒を祜に遺つたところが、祜は喜んでその酒を飲んだ。（普通なら敵方から贈つてきた飲食物などはとても危險で喰べられるものではない。祜は相手の抗を信じてゐるから毒が入つてゐはしないかなどゝ）疑ふことは少しもなかつた。また或る時、抗が病氣になつた。すると祜は藥を調合して抗に贈つた。抗はこれを即座に平氣で飲んだ。（左右の人が敵の調合した藥などを用ひるのは危險千萬であるなどゝ注意をすると）抗のいふのに、「どうして人を毒害する樣な羊叔子（叔子は祜の字）であらうぞ。」といつた。

羊祜は對陣中にも、常に能く德政を修めて、呉の人々を懷けるやうに務めた。戰爭をしかける時には、豫め其の日時を通知して置いて、正々堂々と戰ひ、決して不意打を食はす樣なことをしなかつた。抗も亦、國境の諸軍に命令を下して、各々その擔當の區域を防守すればそれで好いのだ、些細な利益を求める爲に、濫に事を起こす樣な不心得があつてはならぬと命じた。（かくの如く双方冷靜に對抗し、互に機の至るのを待つのであつた。）時に呉主は民に仁政を施す考へは更になくたゞ土地を併せ

取ることのみを望んでゐた。それである時、方術を行ふ人を召して、天下を取る事について占はせてみた。ところが、方術者が對へて、「庚子の歳に、青蓋車が當に洛陽に這入りませう。」といふのであつた（それは、庚子の歳に王者の乘用車である青い日除けのある車が、晉の都洛陽に入るであらうといふので）、推し考へて見ると吳王が青蓋車に乘つて璧を口に銜んで（降參した時は璧を贄とするのであるが、手を縛られてゐるので、これを口に銜むのである。）降參して洛陽に入る事を意味してゐるのであつた。けれども暗愚な吳主は其の意味を悟ることが出來なかつた。（のみならず、かへつて自分に都合のよい樣に解釋して、庚子の歳には天下を平定して車駕肅々と洛陽の都に親臨するといふ策に違ひないと考へて、驕慢が益々增長した。）吳主は諸々の愚將連の謀略を用ひて、しば／＼晉の國境を侵略した。良將の陸抗は、それを諫めて止めさせようとしたけれども吳主は聞き入れなかつた。

そのうちに陸抗は病氣になつて死んだ。

語釋　都督（統べ治めること。）○荊州（湖北省荊州府江陵縣の地。）○使命（使を以て命を傳へる事で、音信の意。）○成藥（調合した藥劑。）○酖人（人を毒殺すること。酖は鴆に通ずる。鴆といふ鳥はその羽に劇しい毒があるので、これを用ひて人を毒殺することが出來る。）○掩襲（備へのないのに乘じて掩ふことで不意討を食はすのである。）○術士（神仙の術を行ふ者。）○青蓋當レ入二洛陽一（青蓋は吳子が降下して王になる時に乘る青い蓋のかゝつた車で、必ず吳主が降參して位を奪はれ王になつて晉の都洛陽に入るに相違無いといふ方術者の豫言。）○銜レ璧（國王が降參をするときには敵國の君に璧を獻ずるのが禮であるが、後ろ手にしばられてゐるの

祜請伐呉

杜預請征呉

外寧必有內憂

で之を口にくはへて捧げる。）
銜は口にくはへる事。

祜請伐呉。議者多不同。祜歎曰、天下不如意事、十常七八。惟杜預・張華贊其計。祜病。求入朝面陳。晉帝、欲使祜臥護諸將。祜曰、取呉不必臣行。但平呉之後、當勞聖慮耳。祜卒。以杜預爲鎭南大將軍、督荊州軍事。呉主皓淫虐日甚。預表請速征之。表至。張華適與帝棊。卽推枰斂手贊其決。帝許之。山濤告人曰、自非聖人、外寧必有內憂。釋呉爲外懼、豈非算乎。時濤爲吏部尙書。

訓讀　祜、呉を伐たんと請ふ。議する者、多くは同ぜず。祜、歎じて曰く、「天下、意の如くならざる事、十に常に七八」と。たゞ杜預・張華のみその計を贊く。祜、病む。朝に入りて面り陳べんことを求む。晉帝、祜をして、臥しながら諸將を護せしめんと欲す。祜曰く、「呉を取るは、臣の行を必せず。但だ呉を平ぐるの後、當に聖慮を勞すべきのみ」と。祜、卒す。杜預を以て鎭南大將軍となし、

荊州の軍事を督せしむ。呉主皓、淫虐、日に甚し。預、表して、速に之を征せむことを請ふ。表、至る。張華、適ま帝と棊す、枰を推し、手を斂めて、その決を贊く。帝、これを許す。山濤、人に告げて曰く、「聖人に非ざるよりは、外、寧ければ、必ず呉を釋して、外懼となさんこと豈に算に非ざらむや、」と。時に、濤、吏部尚書たり。内の憂あり。

【通解】晉の名將軍、羊祜は（呉主皓の不明で細利を求め、次第に民心が離畔し、又名將陸抗が病沒してしまつたのでいよ〳〵呉を伐つ機會が到來したと考へ）この際呉を征伐しようと帝に奏請した。（さて晉の朝廷では征呉の是非について、いろ〳〵相談をしたが）會議に參與した者は大概、反對論であつた爲。羊祜は歎息して、「どうも世の中の事は我が意の如くはならないものだ。十中七八まではいつも駄目だ（この好機會を逸するとはさて〳〵殘念な事ぢや）」と言つた。然し杜預と張華の二人だけは祜の說に贊成でこれを援助した。その後祜は病に罹つた。（然し呉を伐たうとする志は依然として壯んであつた。）そこで祜は朝廷に出て、直接に帝に申し上げたいと願つた。晉帝は、こゝに祜の請を嘉納せられて（呉を征伐することに決し）病人ではあるが祜を車上に臥しながら出陣せしめて諸將を監督せしめようとせられた。祜がいふのに「呉を取るには、不肖臣が必ず出陣しなければならぬといふ

わけでは御座いません何人を御遣はしになつてもよろしいのであります。但し、呉を平定された後は(勢に乘じての横暴を固く戒めて十分善政を行つて國内の統一を圖られます樣)必ず御心を勞し給はらん事を御願ひ致しまする。」といつた。(蓋し羊祜は呉滅びて晉の亂れることを豫め知つてゐたのであらう。)かくて祜は終に死んだ。そこで帝は杜預を鎭南大將軍とし荊州の軍事を指揮監督せしめた。一方呉主の皓は、その後暴逆亂行が日々に募つて至らざるはなき有樣であつた。鎭南大將軍として荊州に趣いた杜預は、呉の狀勢かくの如きを觀てとつて、速に征伐したいと帝に上奏して御裁可を仰いだ。その上奏文が晉の朝廷に到着した時丁度帝は張華を相手に棊を圍んでをられたが、張華は棊盤を推しのけ、棊をうつ手をやめて、征呉の上奏文に對して(まことに呉を伐つには絶好の機會でありますから、帝におかせられては遲疑せられることなく直ちに御裁可遊ばします樣にと)その決斷を促し助けた。そこで帝はこれを許した。(その時、この席にゐた山濤といふ人が退座して)人に話していふには「聖人であればいざ知らず。凡人であつてみれば外患が治まれば必ず内憂が生ずるであらう。さればこゝの處は、呉を伐たないでそのまゝにして置いて之を外患と思ひ上下心を一つにして内治の整備を圖るといふ方が賢明なやり方ではあるまいか。」といつた。この山濤といふ人は當時吏部尚書の役

に在つた。

【語釋】鼓手（弊を打つ手を止めること。）○自非聖人外寧必有內憂吳爲外懼豈非算乎（左傳成公十七年に「唯聖人は内外患無し。聖人にあらざるよりは、外寧みれば必ず内の憂あり、盍ぞ楚を釋て以て外の懼と爲さざる」といふ范文子の語がある。山濤は此れを借りて、晉の當時の國情の事態を脈絡してゐることを暗示し、吳を伐たずに之を外の懼として備れしめ、其の間に於て上下を協同一致せしめて禍亂を未發に防ぎ、國本を鞏固にするとの可なるを說いたのである。「豈非算乎」は得策ではあるまいかとの意。）

濤昔在魏晉之間、與嵆康・阮籍・籍兄子咸・向秀・王戎・劉伶相友。號竹林七賢。皆崇尙老莊虛無之學、輕蔑禮法、縱酒昏酣、遺落世事。士大夫皆慕效之。謂之放達。惟濤仍留意世事。至是典選、甄拔人物、各爲題目而奏之。時人稱之爲山公啓事。

【通釋】濤、むかし、魏晉の間に在つて、嵆康・阮籍・籍の兄の子咸・向秀・王戎・劉伶と相友たり。竹林の七賢と號す。皆、老莊虛無の學を崇尙し、禮法を輕蔑し、縱酒昏酣、世事を遺落す。士大夫、皆、これを慕效し、これを放達といふ。たゞ、濤は、仍ほ意を世事に留め、こゝに至つて、選を典り、人物を甄拔し、各、題目を爲つて、之を奏す。時人、これを稱して、山公の啓事となす。

【通釋】この山濤といふ人は魏より晉の初めにかけて、嵇康、阮籍、籍の兄の子の咸、向秀、王戎、劉伶の六人と親しく交はつた。(いつも、この七人が竹藪の中で清談を交したので）世間ではこれを竹林の七賢と稱した。この人達はいづれも、老子及び莊子の說いた自然を主とする虛無の學を崇び禮儀作法を輕蔑し、酒を浸るほどに飲んで、前後不覺に酩酊し、世の中の實際問題などはそつちのけで、空想的な事を談じ合ふといふ樣な風であつた。當時の士や大夫など身分のあるものまでがみなこの風を慕ひ之に效つて氣隨氣儘になつて、これを放達といつて喜んでゐた。(放は放任で物事をなげやりにすること達は曠達で物に頓着せぬ）（呑氣な事）その中にあつて山濤のみは世上の實際問題即ち政事などに留意してゐたが、こゝに至つて、人を選拔する役を典り人物を見分けて拔擢した。(官に缺員があると才能のある人を數人擇んで、各、長處、得意の點を題目として錄し、先づ密啓して御意を伺ひ、然る後に之を公然と奏上したから、その當時の人はこれを稱して山公の啓事といつた。

【語釋】縱酒昏酣(酒を散々に飲んだ揚句に前後不覺に醉ひつぶれて仕舞ふ事。)　○遺二落世事一(世の中の事を度外に置いて、物を取り落した如くとんと忘れてしまふ事。)　○甄拔(甄は明察分別すること、拔は選拔する事。)　○爲題目(品目を立てて區別すること。)　○啓事(「申告」、「申立て」の意。)

【餘論】清談の流行は、支那思想史上の一大事件で、上は朝廷の大臣から下は草莽の處士に至るまで、

竹林七賢

大學伐レ呉

名教を卑しみ放達を尙ぶもの多く、世務を俗事として排し、國家の危急を餘所にして、飮酒觀念し、恬として恥づるところ無きのみならず、自ら高潔の士として誇つたのである。かゝる思潮の流行を見るに至つたについては種々の原因がある。中にも、從來の儒學の劃一主義の反動として、人心を老莊虛無の說に向はしめたことと、老莊哲學を硏究する結果、人世を價値なきものと觀ずるに至つたことがその主なるもので、果ては斯樣な捨鉢的な思想を起さしむるに至つたものであらう。それに佛敎東流の結果として、厭世的人生觀を注入した影響もある。また漢末の黨錮の事件などが、正義の士を不運に終らしめたので、世人をして浮世三分五厘といつたやうな氣を起さしたのも、一因をなしてゐよう。加之、支那人は官仕を以て人世の理想とする一方、その反對に身を持すること高くして官途に仕へないことを屑しとする謂はゆる處士を尙ぶの風がある。この氣風など淸談に一氣勢を添へたことは爭はれない。

○晉大擧伐レ呉。杜預出二江陵一、王濬下二巴蜀一。呉人於二江磧要害之處一、並以二鐵鎖一橫レ江截レ之。又作二鐵錐長丈餘一、暗置二江中一、逆拒二舟艦一。濬作二大筏一、令二善レ水者以

筏先行、遇錐輙著筏而去。又作大炬灌以麻油、遇鎖燒之、須臾融液斷絕。於是船無所礙、遂先克上流諸郡。預遣人率奇兵夜渡。

訓讀 晉、大擧して、呉を伐つ。杜預は江陵より出て、王濬は巴蜀より下る。呉人、江磧要害の處に於て、並に鐵鎖を以て、江に横へて、之を截つ、又、鐵錐の長さ丈餘なるを作り、暗に江中に置き、舟艦を逆へ拒ぐ、濬、大筏を作り、水を善くする者をして、筏を以て、先行し、錐に遇へは、輙ち筏を着けて去らしむ。又、大炬を作り、灌ぐに麻油を以てし、鎖に遇へは、之を燒く。須臾に融液して斷絕す。こゝに於て、船礙るところなし、遂に先づ上流諸郡に克つ。預、人を遣し、奇兵を率ゐて、夜、渡らしむ。

通釋 晉は大軍を發して、呉を伐つ事になつた。鎭南大將軍の杜預は、陸軍を率ゐて江陵湖北省から進出し、王濬は(水軍を率ゐて)巴蜀(四川省)方面から江を下つて之を攻めた。呉の軍は、楊子江の磧の要處々々に於て鐵鎖を江に張り渡し、又鐵の錐の長さ一丈にも餘るものをひそかに江水の中に立て並べて晉の軍艦を防禦した。濬は大筏を作つて、水泳の上手な者をこれに乘せて、まづ軍艦の進む

先きに行かせて鐵の錐にぶつかつたら、これに大筏を結びつけさせて泳ぎ歸らせる。(鐵錐は大筏と共にドン〱流れ去つてしまふ。)又大きな炬火を作り、これに、ごまの油を注ぎ、張廻した鐵鎖に出遇へば之を燒かせた。暫くすると鐵鎖は融けて斷れてしまふ。此のやうにして後軍艦が進んでゆくから何の障礙もなく、(またゝく間に對岸に着き)先づ、江水上流地方の諸郡に打克つ事が出來た。杜預は部將周旨等に奇兵を引率させ、夜に乘じてどし〱江を渡らせた。

語釋 江陵(縣の名、荊州の南郡で湖北省荊州府。) ○江磧(磧は水邊の石のある處をいふ、「川原」の事。) ○融液(融けて液體となること。) ○礙(「さはる」と讀む障碍の事。)

飛渡江　如破竹　面縛輿櫬　吳亡

吳將懼曰、北來諸軍乃飛渡江也。預分兵、與濬合攻武昌降之。預謂兵威已振、譬如破竹。數節之後、迎刃而解。無復著手處也。遂指授羣帥方略、徑造建業。濬戎卒八萬、方舟百里、擧帆直指建業。皷譟入石頭城。吳主皓面縛輿櫬降。封歸命侯。遂符庚子入洛之讖。自太帝至是四世、稱帝者凡五十二年而亡。遡孫策定江東以來通、八十餘年。

【通釋】 呉の將懼れて曰く、「北來の諸軍、乃ち江を飛び渡る」と。預、兵を分ち、濬と合して、武昌を攻め之を降す。預謂へらく兵威已に振ふ、譬へば竹を破るが如し。數節の後は、刃を迎へて解く。復た手を著くる處無しと。遂に羣帥に方略を指授し、徑に建業に造る。濬が戎卒八萬、舟を方ぶること百里、帆を擧げて直に建業を指し、鼓譟して石頭城に入る。呉主皓、面縛輿櫬して降る。歸命侯に封ず。遂に庚子洛に入るの讖に符す。大帝より是に至りて四世、帝と稱する者凡べて五十二年にして亡ぶ。孫策が江東を定めしより以來に遡れば、通じて八十餘年なり。

【[illegible]】 呉の將は孫歆は（晉の軍の疾風迅雷的の行動に）懼れていふには、「北方より進み來た晉の軍は、揚子江を飛渡つてしまつた、」と。杜預は軍の一部を分けて、濬の軍と合せ武昌を攻撃して之を降伏させた。（杜預は今後の作戰について諸將と會議を開いたが、諸將はもうこれくらゐにして又來年の冬江の水の少ない時を期して再び呉を攻めてはといふ樣な意見であつたが）杜預の意見は次のやうであつた。譬へてみれば、刄物を以て竹を割る樣なもので、初め力を入れて二節か三節、割り込めば、後は、別段に力を入れずとも、竹の方から刄物を受け迎へてパラリと割れてしまふ、何の雜作もない。（丁度これと同じ理窟だ。我が晉軍は今敵の前方を破つたのだから）此の勢に乘じて呉を攻めれば、勞

焚二雉頭裘一

後宮數千

する所が少なくて而も勝利が得られるに相違ない、倘、攻撃を續けるが好い。」と。遂に進撃するとに決し、各部將に戰略を敎へ授けて、直ちに吳の首都建業に趣かせた。濬が軍卒總勢八萬人、揚子江に船を連ね並べること百里にも亙り、帆を擧げて、直ちに建業指して攻め下り太鼓を打ち鳴らし鬨の聲を擧げて、石頭城に突入した。吳主の皓は（最早、これまでと覺悟して降參することになつた）皓は手をうしろに縛つて唯顏だけを現はし其の後から棺を車に載せて引かせ出でゝ降參した。濬は皓を洛陽に送り、（死を許して）歸命侯といふ大名にした。こゝに於て彼の庚子の歲、靑蓋洛陽に入るの豫言が正に適中した譯である。吳は大帝孫權より是に至るまで四世。帝を稱する事、五十二年間であつたが遂に亡びてしまつた。孫權の兄の孫策が江東を鎭定した當初から數へると八十餘年である。

【語釋】武昌（郡の名、荊主に屬す。今の湖北省武昌府。）○方略（方策略。）○方ㇾ舟（兩舟を並べてやる事。）○面縛（降參をするとき後手に縛られて、その面だけをあらはす事。）○輿櫬（櫬は棺で棺を車に載せて罪の死に當るを示すのである。）

吳代ㇾ魏十有六年、至二太康元年一而滅ㇾ吳、又十年帝崩。帝初卽ㇾ位、嘗焚二雉頭裘於太極殿前一、以示ㇾ儉。既而侈縱。後宮數千。常乘二羊車一。宮人挿二竹葉于門一、

酒臨以待之。羊車所至即留酣宴。與群臣語未嘗有經國遠謀。自呉既平、謂天下無事、盡去州郡武備。山濤獨憂之。漢魏以來、羌胡鮮卑降者多處塞內諸郡。郭欽嘗上疏謂、宜及平呉之威、漸徙內郡雜胡於邊地、峻四夷出入之防、明先王荒服之制。帝不聽。卒爲天下患。帝在位改元者三。曰泰始・咸寧・太康。太子立。是爲孝惠皇帝。

〔通釈〕晉、魏に代りて十有六年、太康元年に至りて呉を滅し、又十年にして帝崩ず。帝初め位に即き、嘗て雉頭裘を太極殿の前に焚きて、以て儉を示す。既にして侈縱なり。後宮數千あり。常に羊車に乘る。宮人、竹葉を門に插み、鹽を洒ぎて以て之を待つ。羊車の至る所、即ち留りて酣宴す。群臣と語るに、未だ嘗て經國の遠謀有らず。呉、既に平ぎしより、天下無事なりと謂ひて、盡く州郡の武備を去る。山濤獨り之を憂ふ。漢魏以來、羌胡・鮮卑の降る者、多く塞內の諸郡に處る。郭欽嘗て上疏して謂ふ、宜しく呉を平ぐるの威に及びて、漸く內郡の雜胡を邊地に徙し、四夷出入の防ぎを峻くし、

先王荒服の制を明かにすべし」と。帝聽かず。卒に天下の患を爲す。帝、位に在りて改元する者三。曰く泰始・咸寧・太康。太子立つ。是を孝惠皇帝と爲す。

〔通釋〕晉は魏に代つて天子となつてから十六年、太康元年に至つて吳を滅した。其の後十年にして帝は崩御した。帝は位に卽いた當初、雉の頭の毛で織つた雉頭裘といふ裘を太極殿の前で焚き捨て、(贅澤なものは一切用ひないといふ意味で)ひたすら節儉の範を示した程であつたが、その後間もなく奢侈放縱になり、宮女を數千人も置き、帝は常に羊に引かせる山車で後宮の間を乘り廻して宴遊された。宮女は御殿の門每に、竹の葉に鹽水を洒ぎかけたものを挿して、羊の小車の來るのを待つた。(羊は竹の葉と鹽を好むといふので、羊を誘ひ羊車の入る事を願ふのである。)帝は何處でも羊の留つた所で、酒宴を張るといふ始末で、諸臣と國家經營に關する永遠の策を相談することもない。吳を平定してからは最早、天下は太平無事であるとして、各州郡の軍備をすつかりとり去つて仕舞つた。山濤だけは獨り、此の事を心配した。さて漢より魏にかけての頃から、羌胡鮮卑などいふ、戎狄の中國に降服して來た者が、邊境の關門内の諸郡に澤山雜居してゐたが(此等の戎狄が段々增長して、一般人民の患となる樣になつたので)郭欽は上疏して、吳を平定した餘威の存する内に、彼の羌胡鮮卑などの諸戎

孝惠皇帝　衛瓘案レ牀　賈后殺レ駿　駿黨盡誅

狄の內地に雜居してゐる者を再び邊地に移して、四方の夷どもの內地へ出入するを防ぎ、防禦を嚴重にして、古の先王聖人の定められた五服の制度を分明にして（國家長久の計を立つる事が肝要である）と申立てたけれども帝は採用せられなかつた。然るにこれが後々天下の大きな患ひと成つたのである。帝は位に在つて元を改むること三度、泰始、咸寧、太康といつた。太子が立つて位に卽いた。是れが孝惠皇帝である。

語釋　羌胡鮮卑（羌胡は西方の野蠻民族で遊牧を事とする。鮮卑は東蒙古地方の民族で東胡の一種。）○荒服（政治の普及範圍、侯、綏、要、荒の五服の最も外に在る區域で要服の外の周圍五百里の野蠻地を指していふ。）

孝惠皇帝、名衷、性不慧。爲太子時、納妃賈氏。充之女也、多權詐。衛瓘嘗侍武帝、陽醉跪于前、以手撫床曰、此座可惜。武帝悟、密封尙書疑事、令太子決之。賈氏大懼、倩外人具草代對、令太子自寫。武帝悅、得不廢。至是卽位。賈氏爲皇后、預政。皇太后楊氏、乃帝母楊后之從妹。父駿爲太傅。賈后殺駿而廢太后、殺太宰汝南王亮、殺太保衛瓘、殺楚王瑋、以衆望用張華・裴

顧・王戎管二機要一。華盡二忠帝室一。后雖二凶險一、猶知二敬重一、與レ顧同レ心輔レ政。數年之間、雖二暗主在一レ上、而朝野安靜。

【訓讀】孝惠皇帝名は衷、性不慧なり。太子たりしとき、妃賈氏を納る、充の女なり、權詐多し。衞瓘、かつて武帝に侍し、陽り醉ひ、前に跪き、手を以て床を撫して曰く、「此の座、惜むべし、と。武帝悟り、尙書の疑事を密封し、太子をして、之を決せしむ。賈氏大に懼れ、外人を倩ひ、草を具して代つて對へ、太子をして自ら寫さしむ。武帝悅び、廢せられざるを得たり。こゝに至りて卽位す。賈氏、皇后となつて、政に預る。皇太后楊氏は、乃ち帝の母楊后の從妹なり。父の駿は太傅たり。賈氏、駿を殺して、太后を廢し、太宰汝南王亮を殺し、太保衞瓘を殺し、楚王瑋を殺し、衆望を以て張華・裴頠・王戎を用ひて機要を管せしむ。華、忠を帝室に盡す。后、凶險なりと雖も、猶ほ敬重することを知り、頠と心を同じうして、政を輔く。數年の間、暗主上に在りと雖も、しかも、朝野安靜なり。

【通釋】孝惠皇帝は名を衷といつた。生れつき愚鈍であつた。太子であつた時、賈充の娘を妃としたが、此の女は權謀を以て人を詐り欺くといふ性質のものであつた。ある時、衞瓘といふ人が武帝のお

そばに侍し酒宴のお相手をしてゐたが、衛瓘は醉うたふりをして、帝の前に跪き手で帝の腰掛臺を撫でまはして「どうも此の御座は惜しいもので御座います。」といつた。（それは、太子が愚鈍であるから太子の位に卽かしめることは惜しいものだといふ意味を諷したのである。）武帝は、それと悟つたので（太子の賢愚を試す積りで、）尙書の官から上つた政事上の裁決し難い疑はしい事柄を密封して太子に送り之を判決させた。（太子は元來愚鈍なのであるから答へられる筈がないので）妃の賈氏は大いに心配して、（一策を運らし）內々で他人に依賴して、その答案の草稿を作らせ、太子はこれを自筆で寫し取らせて、武帝の前に差出させた。帝は（そんな事は知らないから、その答案の出來のよいのを見て）悅で（これなら世を讓つても心配はないと）危く廢嫡される所を免れて、是に至つて卽位した。

賈氏は皇后となつて朝政に預つた。皇太后の楊氏は帝の母楊后の從妹である。その父の駿は太傅であつた。賈皇后は駿を殺し、太后の位を廢し、太宰の官に在る汝南王亮を殺し、太保の官の衛瓘を殺し、楚王の瑋を殺し、衆望に從つて張華と、裴頠と王戎を用ひて、機密樞要なる政治を管掌させた。張華は（賈模等と共に前より）帝室によく忠義を盡した。賈皇后は、陰險な人物ではあつたが、流石に張華を尊重することだけは知つてゐたのであつた。張華が裴頠と心を合せて共に政を輔佐してゐたので、

數年の間は暗愚な君が上に居たとはいへ世の中は平穏無事であつた。

【語釋】陽醉(陽は佯に通ずる、いつはり醉ふ事。)　○倩外人(倩は者やとふと讀む。外の人の手を借り頼む事。)　○具草(草は草案下書きを作ること。)　○管機要(機要は政治上の機要務、管は掌る事。)

戎浮沈　**三語掾**　**生寧馨兒**

戎與時浮沈、無所匡救。性復貪吝。田園遍天下。執牙籌晝夜會計。家有好李。恐人得其種、常鑽其核。凡所賞拔、專事虛名。阮咸之子瞻見戎。戎問曰。聖人貴名敎、老莊明自然。其旨異同。瞻曰。將無同。戎咨嗟良久。遂辟之。時號三語掾。是時王衍・樂廣皆善淸談。衍神情明秀。少時山濤見之曰。何物老嫗生寧馨兒。然誤天下蒼生者、未必非此人也。

【訓讀】戎、時と與に浮沈し、匡救する所無し。性、復た貪吝なり。田園天下に遍し。牙籌を執りて、晝夜會計す。家に好李存り。人の其の種を得んことを恐れて、常に其の核を鑽る。凡そ賞拔する所、專ら虛名を事とす。阮咸の子瞻、戎に見ゆ。戎問ひて曰く、「聖人は名敎を貴び、老莊は自然を明にす。

其旨異なるか、同じきか」と。瞻曰く、「將た同じきこと無からんや」と。戎、咨嗟すること良久し。遂に之を辟す。時に三語の掾と號す。是の時、王衍・樂廣、皆清談を善くす。衍、神情明秀なり。少き時、山濤之を見て曰く、「何物の老嫗か寧馨兒を生める。然れども天下の蒼生を誤る者は、未だ必ずしも此の人に非ずんばあらざるなり」と。

通釋 王戎は時勢につれて、當らず障らず世渡りをしてゆく人物で、君の過失を匡し救ふといふ事がなかつた。その生れつきは慾深で吝嗇でそこゝに數多の田畑を所有して居り、明けても暮れても算盤勘定に餘念がなかつた。戎の家には好い李の木があつたが、その李の種を人にとられることを惜んで、李を喰べた後芽の生えぬ樣に種に鑽して、取捨てた。凡そ官吏を賞譽拔擢する際など、空論に長け虚名を持つてる人を尊んで(實務の才に重きを置かなかつた)。阮咸の子の瞻が戎にお目にかゝつた。戎が問ふに「聖人は君臣父子仁義禮智等を名目に立てゝ人を教ふることを貴び、老莊は虚無自然の大道を明かにするを旨としたのであるが、この兩者はその主義の根本に於て異なるか又は同じであるか」と。瞻が答へていふに「どうして同じで無いことがありませうぞ」と。(同じであるの意)。戎はこれを聞いて暫くの間感歎し、(これはどうも誠に名答であると想ひ)遂に之れを召し出し

畢卓盜飮
爲守者所縛
名敎樂地
裴頠著崇有論

て任官した。其の頃の人は(膽がたつた三語「將無同」で官職についたものだから)三語の掾(掾は下役の官稱)といつた。この時、王衍や樂廣など皆、老莊の空談淸話を得意にした。王衍は、精神明秀の才子で、若い頃、山濤は衍を見ていふに、「どう云ふ婆さんだらう、まあ此のやうな才子を生んだのは。然し、他日天下の人民を誤つて之れに難儀を掛ける者は屹度此の人に相違ない」と。

語釋 牙籌(象牙で作つた算盤をいふ) ○鑽レ核(鑽はキル又はキリモミする意、核は果實の種子。果實の種子の核心を突き刺し碎くを云ふ) ○名敎(聖人の敎は君臣、父子、仁義、禮智、等名目を立てゝ人を導くので名敎といふ。) ○將無同(將た同じきこと無らんやと讀む。「將無」は「無乃」「得無」などの類で、反語となるのである。) ○寧馨兒(寧は「此の如き」、馨は「香」で、「此の如き好香兒」と云ふこと、「此の樣な才子」の意である。)

衍弟澄、及阮咸、咸從子脩・胡母輔之・謝鯤・畢卓等、皆以任放爲達、醉裸不以爲非。比舍郎釀熟。卓夜至甕間盜飮、爲守者所縛。旦視之畢吏部也。樂廣聞而笑之曰、名敎中自有樂地。何必乃爾。初魏時、何晏等立論、以天地萬物皆以無爲本。衍等愛重之。裴頠著崇有論、不能救。

訓讀 衍の弟澄及び阮咸・咸の從子脩・胡母輔之・謝鯤・畢卓等、皆任放を以て達と爲し、醉裸して

以て非と爲さず。舍を比ぶる郎が釀熟す。卓、夜、甕の間に至りて盜み飲み、守者の縛する所と爲る。旦に之を視れば畢吏部なり。」樂廣聞きて之を笑ひて曰く、「名教の中自ら樂地あり、何ぞ必ずしも乃ち爾るや」と。初め魏の時、何晏等論を立つ。以へらく、天地萬物皆無を以て本と爲すと。衍等之を愛重す。裴頠、崇有論を著はしたれども、救ふこと能はず。

【通釋】王衍の弟澄、及び阮咸・咸の甥脩・胡母輔之・謝鯤・畢卓等の連中は、皆、放縱を以て心の開く道に達したものであるとして、大酒を飲み裸になつて人に無禮を加へる樣な事をして平氣で居る。(畢卓は吏部郎の官に在つたが)、長屋續きの隣りである同役の郎官の家のつくり酒の熟した事を、ききつけて、卓は夜中にそつと忍んで行つて酒甕の間に入り盜み飲みしてゐたが番人に見つかり、縛り上げられて仕舞つた。さて夜が明けて、よく見ると其の酒盜は吏部郎の畢卓であつたので皆喫驚りした。この話を聞いた樂廣は笑つて「聖人の所謂、名教の中には自ら樂しい境地がある。いくら好きとはいへ何も隣りの酒まで、盜んで飲まなくてもよからう。(さても意地のきたない男だわい。)」といつた。初め魏の時代に何晏等が論を立て、凡そ天地の萬物は皆無を本とするものであると主張した。王衍等はこれを尊重した。(老莊かぶれの王衍等は申すに及はず、一般の士大夫までがこれを尊重して

實務を空しくするので）裴頠は之を心配して、（虛無の反對の）崇有論といふ書物を著して（此の頽勢を挽回しようとしたが）、救ひ匡すことが出來なかつた。

語釋　醉裸（醉ひて裸體になること。）　○比レ舍（比は「ならぶる」の意、隣舍を云ふ。）　○崇有論（老莊者流の虛無の說は世上の實務を蔑んじて益がない、宜しく有を崇んで實社會の務を重んじ、功利の用を弘めねばならないといふ虛無に反對する一つの議論。）

賈后殺太子　孫秀誣殺石崇　狗尾續貂

太子遹非賈后所生。后廢殺之。征西大將軍趙王倫、矯詔勒兵入宮、廢后殺之、殺張華・裴頠。倫爲相國。淮南王允卒兵討倫、不克死。倫殺衞尉石崇。崇有愛妾綠珠。倫嬖人孫秀求之。不與。秀誣崇、奉允爲亂。收之。崇曰、奴輩利吾財耳。收者曰、知財爲禍、何不早散之。遂被殺。倫自加九錫、逼帝禪位。黨與皆爲卿相、奴卒亦加爵位。每朝會、貂蟬盈坐。時人語曰、貂不足、狗尾續。齊王冏鎭許昌、成都王穎鎭鄴、河間王顒鎭關中。各擧兵討倫。倫伏誅。

通釋　太子遹は、賈后の生む所に非ず。后、廢して之を殺す。征西大將軍趙王倫、詔を矯り兵を勒

して宮に入り、后を廢して之を殺し、張華・裴頠を殺す。倫、相國と爲る。淮南王允、兵を率ゐて倫を討ち、克たずして死す。倫、衛尉石崇を殺す。崇に愛妾緑珠有り。倫の嬖人孫秀、之を求む。與へず。秀、崇を譖ふ、允を奉じて亂を爲さんとすと。之を收ふ。崇曰く、「奴輩、吾が財を利するのみ」と。收ふる者曰く、「財の禍たるを知らば、何ぞ早く之を散ぜざる」と。遂に殺さる。倫、自ら九錫を加へ、帝に逼りて位を禪らしむ。黨與皆卿相と爲り、奴卒も亦爵位を加ふ。朝會する毎に、貂蟬坐に盈つ。時人諺して曰く、「貂足らず、狗尾續ぐ」と。齊王冏、許昌に鎭し、成都王穎、鄴に鎭し、河間王顒、關中に鎭す。各々兵を擧げて倫を討つ。倫、誅に伏す。

【通解】皇太子の遹に賈皇后の實子でない所からして、后はこれを廢して殺害してしまつた。征西大將軍趙王の倫は帝の詔であると詐稱して、兵を引き連れて宮中に入り賈后を廢して之を殺害し、張華、裴頠の兩人をも殺し、倫は自身相國と爲つた。淮南王の允は兵を引率して倫を討つたが克つことが出來ずに死んでしまつた。倫は衛尉の官の石崇といふ者を殺した。はじめ石崇は緑珠といふ愛妾を持つてゐたが、倫の氣に入りの側臣の孫秀といふ者が之を貰ひ受けたいと申込んだところ、石崇は謝絶して與へなかつた。そこで秀は、その意趣返しに、倫に讒告して、石崇は淮南王允を奉じて亂を起

さうとしてゐると云つた。それですぐさま崇は捕へられてしまつた。崇の云ふのに「(自分は謀叛など起す考へはない)。思ふに彼の孫秀などの奴どもが、吾が財物を利得しようとしての計である」と。捕へた者はこれを聞いて、「財物が禍の種となることを知つてゐるのなら、なぜ早く人に與れてしまはなかつたのだ」といつた。(石崇も之には答へる事が出來ず)遂に殺されてしまつた。倫は自ら九錫を加へて、帝に迫つて無理に其の位を禪らせた。倫の黨與は皆大臣宰相となり、下部や兵卒に至るまで爵位を加へられた、參朝集會する毎に、貂蟬の冠を戴いた高官の人達が廟堂に滿ちるといふ有樣であつた。それで其の時の世の人々は、これを誹つて「貂の尾が足りないで狗の尾を續いで冠の飾りにした」と云つた。(つまり、奴卒下郎の末輩までが參朝するのを誹つたのである。この語は「足」と「續」が韻字となつてゐる。)

齊王冏は許昌に鎭し、成都王の穎は鄴に鎭し、河間王の顒は關中に鎭した。そして各々兵を擧げて倫を討つて之を誅戮した。

語釋　衞尉(九卿の一で宮掖の守護を司る官。)　○貂蟬(侍中、中常侍の冠を云ふ。貂(テン)といふ鼬鼠(イタチ)に似て尾の長い獸の尾を飾とし蟬をの羽附けて文(アヤ)とした冠。)　○許昌(縣名、豫州潁水郡に屬する。今の河南許州府。)
○鄴(縣名、司州魏郡に屬す。今の河南省彰德府臨漳縣の地。)　○鎭(その地にあつて安撫守備の任に當ること。)　○狗尾續貂(この故事から、尊い者に卑しい者が續き、君子の後に小人が連る等、凡て善い者に惡い者が續くことをいふ。)

華亭鶴唳

嵇侍中血

冏輔政。驕奢擅權。顒使長沙王乂殺之。顒亦恃功驕奢。已而與顒舉兵反。乂奉帝及穎戰。穎將陸機戰敗被收。歎曰、華亭鶴唳可復聞乎。與弟雲皆爲穎所殺。機・雲皆陸抗子也。穎進兵入京師。爲丞相。已而還鄴。顒表穎爲皇太弟。東海王越、奉帝命征穎。穎遣兵拒戰于蕩陰。乘輿敗績。侍中嵇紹、以身衞帝。被殺。血濺帝衣。穎迎帝入鄴。左右欲浣帝衣。帝曰、嵇侍中血、勿浣也。穎奉帝還洛。

【通釋】冏、政を輔く。驕奢にして權を擅にす。顒、長沙王乂をして之を殺さしむ。顒も亦功を恃みて驕奢なり。已にして顒と兵を擧げて反す。乂、帝を奉じて穎と戰ふ。穎の將陸機戰敗れて收へらる。歎じて曰く、「華亭の鶴唳復た聞く可けんや」と。弟雲と皆穎が爲に殺さる。機・雲は皆陸抗の子なり。穎、兵を進めて京師に入り、丞相と爲る。已にして鄴に還る。顒、穎を表して皇太弟と爲す。東海王越、帝の命を奉じて穎を征す。穎、兵を遣はして蕩陰に拒ぎ戰ふ。乘輿敗績す。侍中嵇紹、

身を以て帝を衞る。殺さる。血、帝の衣に濺ぐ。頴、帝を迎へて鄴に入る。左右、帝の衣を浣はんと欲す。帝曰く、「嵇侍中の血なり、浣ふこと勿れ」と。頴、帝を奉じて洛に還る。

【通釋】（倫を誅して後）冏は政を輔佐したが、驕慢奢侈が増長して政權を專らにしたので、顒は長沙王の乂に之を殺害せしめた。ところが成都王の頴も（倫を討つた）功を恃んで驕奢で、已に顒と與に兵を擧げて帝に反した。そこで長沙王の乂は帝を奉戴して頴等と戰つた。この時頴の部將であつた陸機は戰に敗れた罪に因つて頴の爲に捕へられ、軍法會議に廻される事になつた。陸機は歎息して「華亭の鶴唳復た聞く可けんや。」といつた。（それは自分の領地である華亭には鶴が澤山ゐるが、敗軍の罪を被つて此のやうに捕へられては、再び華亭に安居してあの嘹唳として鳴く鶴の聲をもう聞くことが出來まいといふ意味である。陸機は弟の陸雲と共に有名な文學者であつたから、最後の辭までなか〳〵詩的である。）かくて陸機は敗軍の罪に因つて弟の陸雲と共に頴の爲に殺された。此の二人は呉の名將陸抗の子である。その後、頴は兵を進めて京師に入つて、丞相となつたが、やがて鄴に歸還した。顒は朝廷に申上げて頴を皇太弟にした。東海王の越は帝の詔によつて、頴を討征した。頴は兵を遣して、蕩陰といふ處で、防戰した。戰は皇軍に不利で乘輿（乘輿は天子の車で、天子方を指して

いふ）は敗績した。侍中の嵆紹は、事態急と見て、身を楯として天子を守つて、犠牲になつて仆れた。血がほとばしつて帝の御衣に濺ぎかゝつた。さて穎は帝を迎へて鄴に還つた。帝の左右の侍臣が血によごれた御衣を洗はうとしたが、帝は「これは忠臣嵆侍中の血である、洗つてはならない」と仰せられた。顒は帝を奉じて洛陽に還つた。

【語釋】華亭鶴唳（華亭は縣の名、甘肅省平涼府華亭縣に屬し、鶴の名産地。鶴唳は鶴の鳴聲。） ○蕩陰（縣名、河南省彰徳府湯陰縣治。） ○濺（洗ひすゝぐこと。） ○侍中（侍從の役。）

【餘論】文天祥の正氣歌に「爲二嵆侍中血一」とあるのは、この事實を指したもので、これを以て正氣の發露なりと賛したのである。

顒、將張方在レ洛、遷二帝於長安一。顒廢二太弟穎一、更立二豫章王熾一、爲二太弟一。東海王越發レ兵西入二長安一、奉レ帝還レ洛、以レ越輔レ政。成都王穎、先據二洛陽一、已而奔二長安一、又自二武關一奔二新野一、遂北濟レ河、收二故將士一、爲二頓丘太守一所レ執。時范陽王虓據レ鄴。送二穎於虓一。未レ幾被レ殺。

帝崩　中レ毒

訓讀　顒の將張方、洛に在り、帝を長安に遷す。顒、太弟穎を廢して、更に豫章王熾を立てゝ太弟と爲す。東海王越、兵を發して、西のかた長安に入り、帝を奉じて、洛に還り、越を以て、政を輔けしむ。成都王穎、さきに洛陽に據る。已にして、長安に奔り、又、武關より新野に奔り、遂に、北のかた河を濟り、故の將士を收め、頓丘太守の執ふる所と爲る。時に、范陽王虓、鄴に據る。穎を虓に送る。未だ幾ならずして殺さる。

通釋　顒の部將張方といふ者が洛陽に居り、帝を長安に遷し奉つた。顒は先に自分が上表して皇太弟とした穎を廢して、新に惠帝の弟である豫章王の熾を取り立てゝ皇太弟とした。東海王の越は兵を出して西の長安に入り、帝を再び洛陽に還した。帝は越に政治を輔佐させた。成都王の穎は前に洛陽に據つて居たが、やがて長安に奔り、又武關から新野に奔り、遂に北方の黃河を渡つて、もとの將校士卒を取り纏めて、一旗擧げようとしたところを、頓丘の太守の爲に捕へられてしまつた。その頃、范陽王の虓は鄴を占據してゐたが、穎は虓のもとに送られ、それから間もなく殺されてしまつた。

語釋　新野（縣名、荊州義陽郡に屬す。今の河南省南陽府新野縣。）　○頓丘（郡名、河北大名府淸豐縣の西南の地。）

○帝食レ麪中レ毒而崩。或曰。東海王越鴆レ之也。帝昏愚。天下大饑。帝曰、何不

彼鳴者爲レ官乎

諸王迭相殘滅

食肉糜。華林園聞蛙鳴。帝曰、彼鳴者、爲官乎、爲私乎。左右戲之曰、在官地者爲官、在私地者爲私。方賈氏專政、時人知將亂。索靖指洛陽宮門銅駝、歎曰、會見汝在荊棘中耳。趙王倫亂後、諸王迭相殘滅、天下大亂。

【[illegible]】帝、麪を食ひ、毒に中りて崩す。或ひと曰く、「東海王越、これを鴆するなり」と。帝、昏愚なり。天下大に饑う。帝曰く、「何ぞ肉糜を食はざる」と。華林園に蛙鳴を聞く。帝曰く、「かの鳴くものは、官の爲にするか、私の爲にするか」と。左右、これに戲れて曰く、「官地に在るものは官の爲にし、私地に在るものは私の爲にす」と。賈氏の政を專らにするに方りて、時人、將に亂れんとするを知る。索靖、洛陽宮門の銅駝を指して、歎じて曰く、「會ず、汝が荊棘の中に在るを見んのみ」と。趙王倫の亂後、諸王、迭に相殘滅し、天下大に亂る。

【逸話】帝は麪類を食ひ、中毒して崩御せられた。ある人がいふには、「東海王の越がこれを毒殺したのである」と。帝は（前にも述べた通り）極めて愚鈍であつた。かつて大饑饉の爲、米がなく天下中饑ゑ苦しんだ時、帝の言はれるのには、「米がなければなぜ肉を粥にして食べないのか」と。又ある時、

華林園に遊び蛙の鳴聲を聞かれて、帝のいはれるに、「あのやうに蛙の鳴くのは、一體官の爲にするのか、或は私の爲にするのか」と。左右の侍臣等は餘りの質問に、戯れて答へていふに「左樣で御座います。官の地に在るものは官の爲に鳴き、私の土地に在るものは、私の爲に鳴くので御座います」と。さて、賈皇后が政を專にするに當つて、當時の人は將に世の中の亂れようとするのを知つて居たが、其中でも索靖といふ人は洛陽の宮門の前の銅像の駱駝を指して、歎息して、「(あゝきつと遠からず天下は亂れて珠玉の宮殿も破壞され)たゞ汝(銅の駱駝)のみ荊棘の茫々たる中に殘される事であらう。」と言つた。(是れは一例であるが、時人は此の如く禍亂のきざしを認めてゐたのであつた。)彼の趙王倫の亂後、諸王は互に攻め合ひ殺し合つて天下は遂に麻の如く亂れてしまつたのである。

語釋 肉糜(肉のかゆ。)　○會(「必ず」の義。)　○荊棘(いばらやぶの事。)　○殘滅(そこなひほろぼす事。)

劉淵

○劉淵興二于左國城一。淵故南匈奴之後。匈奴由二漢魏一以來臣二中國一。其先世自以二漢甥一冒二漢姓一。父豹爲二左部帥一。生レ淵。幼而雋異、博習二經史一。嘗曰、吾恥下隨陸無レ武、遇二高帝一而不レ能レ建二封侯之業一、絳灌無レ文、遇二文帝一而不レ能レ興二庠序之

隨陸無武
絳灌無文

教。豈不惜哉。於是兼學武事。姿貌魁偉。初爲侍子在洛。豹死。武帝以淵代爲五部帥。既而爲北部都尉。五部豪傑多歸之。及帝世以爲五部大都督。成都王穎、表爲左賢王。嘗使將兵在鄴。

【訓讀】劉淵、左國城に興る。淵は、故の南匈奴の後なり。匈奴は、漢魏より以來、中國に臣たり。その先世、自ら漢の甥なるを以て、漢姓を冒す。父豹、左部の帥たり、淵を生む。幼にして雋異、博く經史を習ふ。嘗て曰く、「吾、隨陸、武なく、高帝に遇へども封侯の業を建つる能はず、絳灌、文なく、文帝に遇へども庠序の教を興す能はざるを恥づ。豈に惜しからずや」と。こゝに於て、武事を兼ね學ぶ。姿貌魁偉。初め、侍子となり、洛に在り。豹、死す。武帝、淵を以て、代つて、五部の帥となす。すでにして、北部都尉と爲る。五部の豪傑、多く之に歸す。帝の世に及びて、以て五部の大都督となす。成都王穎、表して左賢王と爲す。嘗て兵に將として鄴に在らしむ。

【通釋】劉淵といふ者が、匈奴の左國城に據つて兵を擧げた。淵はもとの南匈奴の末孫である。匈奴は漢魏の時代より以來、中國に臣として事へてゐた。其の先代は漢の外孫に當るので漢の姓を名乘つ

て劉氏と稱した。淵の父の豹といふもの（匈奴五部の一たる）左部の頭となり、淵を生んだ。淵は、

胡族侵入概見圖

幼少の頃から器量人に優れて、博く經書・歷史を學んだが、或る時いふには、「彼の漢の隨何と陸賈の二人は（學問は有つたが）武勇に乏しかつた爲に、折角高帝の（國運勃興の、大いに武を用ふべき）時に遇ひながら、大名になるだけの功績を擧げることが出來ずにしまひ、又、絳侯（周勃）と灌嬰との二人は、學問がなかつた爲に、彼の文帝の治平の世に遇ひながら、學校を建てて文教を振ひ起すことが出來なかつた。（この二つは誠に以つて恥づべき事で）、何と遺憾千萬ではあるまいか。」と。（立身出世をするには、先づ文武兩道に達しなければならないと劉淵は考へたのである。）そこで、武術をも兼ね學んだ。淵は姿も容貌もづぬけて大きく、常人と異つてゐた。初め淵は人質となつて晉の武帝に侍して洛陽に居つたが、父の豹が死んだので、武帝は淵を父に代つて五部の頭と爲らせた。

そのうちに北部の都尉となつたが、匈奴五部の豪傑は多く淵に從ひ附くやうになつた。惠帝の世になつて淵を五部の大都督となし、ついで成都王の穎が朝廷に書を上つて淵を左賢王となした。又嘗て帝は淵をして軍隊を率ゐて鄴に駐在せしめたこともある。

語釋 左國城（今の山西離石縣の東北。）○南匈奴（東漢光武帝の時、匈奴は南北に分れた。）○漢甥（甥はこゝは外孫の意。即ち娘が嫁に行つて生んだ子のこと。匈奴十五世の祖冒頓單于が漢の高祖の女を娶つた—實は高祖は宗人の子を我が娘のやうにして匈奴へ遣つたのであるが、その娘の生んだ子は即ち漢高祖の外孫に當る。事は西漢高祖九年の條に見えた。上卷五一〇頁參照）○左部帥（魏の武帝は匈奴を分つて左右南北中の五部とした。帥は左部の長である。）○雋異（雋は俊である。智の千人に秀でた者を雋といふ。異は常人より勝つてゐる事。）○隨陸（漢の隨何と陸賈の二人。共に學問口辯を以て高祖に仕へたもの。隨何の事は上卷四五五頁、陸賈の事は上卷五一六頁に出てゐる。）○封侯之事（大名に取立てらるること。）○絳灌（漢の絳侯の周勃と灌嬰の二人。共に漢の文帝を迎立し、武功があつた。事は西漢惠帝及び文帝の條に見える。）○庠序（今の學校のこと。殷の時には庠といひ、周の時代には序といひ、夏の時代には校といひ、三代を通じては學といつた。）○嵬偉（嵬も偉も、大きい事、人並勝れて大きな容貌を云ふ。）○侍子（人質となつて君主の左右に侍坐する兒童をいふ。）○成都王穎（惠帝の弟で晉書八王の一人。）○左賢王（匈奴の官名、右賢王に對する。）○鄴（河南彰德府臨漳縣、魏の都で當時文學の淵叢といはれた處。）

淵子聰、亦驍勇絕人、博涉經史、善屬文、彎弓三百斤。淵從祖宣曰、漢亡以來、我單于徒有虛號、無復尺土。自餘王侯、降同編戶。今吾衆雖衰、猶二萬。奈何斂手受役、奄過百年。司馬氏骨肉相殘、四海鼎沸。左賢王英武超世。

復呼韓邪之業
劉淵稱漢王

復呼韓邪之業。此其時也。乃相與謀推之。淵說穎、請歸帥五部來助。既至左國城、宣等推爲大單于。二旬間衆五萬、都離石。胡晉歸之者愈衆。乃建國號曰漢、稱漢王。淵有族子曜、生而眉白、目有赤光。幼聰慧、有膽量。亦好讀書屬文。射能洞鐵七寸。至是爲淵將。

訓讀 淵の子聰、亦た驍勇、人に絕し、博く經史に涉り、善く文を屬し、弓三百斤なるを彎く。淵の從祖宣曰く、「漢亡びてより以來、我が單于、徒に虛號ありて、復尺土無し。自餘の王侯、降りて、編戶に同じ。今、吾が衆、衰へたりと雖も、猶ほ二萬あり。奈何ぞ、手を斂めて役を受け、奄として百年を過ごさんや。司馬氏、骨肉相殘ひ、四海鼎沸す。左賢王、英武世に超ゆ。呼韓邪の業を復せんは、これ其の時なり」と。乃ち相與に謀りて、之を推す。淵、穎に說き、請ひ歸りて、五部を帥ゐて來り助けんとす。既に左國城に至れば、宣等、推して大單于と爲す。二旬の間に衆五萬、離石に都す。胡・晉の之に歸する者愈〻衆し。乃ち國號を建てゝ漢と曰ひ、漢王と稱す。淵、族子曜有り、生

れながらにして眉白く、目に赤光有り。幼にして聰慧、膽量有り。亦好みて書を讀み文を屬す。射は能く鐵を洞すること七寸。是に至りて淵の將と爲る。

(通釋) 劉淵の子の聰も亦父に似て、敏捷勇敢で人に優れてをり、博く經書歴史を學び、文章も上手であつた。武術は弓の約二人力のものを引く力があつた。淵の祖父の兄弟である宣のいふに「(漢より以來)我が單于は、たゞ匈奴の君主といふ虚名だけで、領地とてはすこしもない、(我が本家でさへかやうな狀態であるから、)其の餘の王侯に至つては、はや降つて平民も同樣になつてしまつた。今我が兵力は衰へたりと雖も、まだ二萬を數へる事が出來る。どうして手を束ねて、中國の使役に甘じ、うか〳〵と晉が一生を過さうや。司馬氏は、親族骨肉間に血で血を洗ふ爭ひが絶えず、互に殺し合ひをしてゐるので、今や天下は鼎の沸くが如き大擾亂を極めてゐる。然るに、我が左賢王の淵は、英明勇武世に卓絶してゐる。これ呼韓邪單于が昔日の盛業を再興する絶好の機會である」と。そこで匈奴の主なる者を集めて相談し淵を推して首領とした。この時淵は鄴に在つたが、(匈奴より相談の使者が來たので)穎をうまくだまして左部の兵を引連れて再び來て助けるといふ名目で歸つた。淵が左國城に歸ると宣等は直ちに之を推して、大單于とした。二十日間程に諸方から參集した者が五萬人にも達した。

離石に都を定めた。匈奴といはず晉國の者といはず歸服する者が益々多くなつた。そこで國を建てゝ、國號を漢といひ、淵は漢王と稱した。淵の兄弟の子の曜は、生れつき眉毛が白く眼中に赤い光りがあるといふ異采の有る人物で、幼少の頃から聰明で氣膽度量が大きく、亦讀書や作文を好み武術は弓勢が强く厚さ七寸の鐵を射拔くほどであつた。是に於て、淵の部將となつた。

【語釋】彎弓三百斤(彎は弓を引くこと、三百斤は二石二鈞の重量である。昔は弓を引く力を量るに石・斤などの重量を用ひたもので、三百斤は普通の弓の二倍だから、三百斤を彎く力は卽ち二人力である。)　○從祖(祖父母の兄弟をいふ。)　○離石(縣名。山西省汾州府永寧州治。左國城の地。)　○洞鐵(洞は貫くの意、鐵を射通すこと。)　○編戸(編は一般の戸籍に編入するの義で平民の事。)　○斂手受役(手を束ねて中國の使役を甘んじて受ける意。)　○奄(忽然としてといふ事。)　○族子(從父兄弟の子、卽ちいとこの子をいふ。)

李特入蜀

○巴西氐李特、初以流民入蜀。旬月衆二萬。據廣漢、進攻成都、爲刺史羅尙所敗、斬其首。弟流代領其衆。勢復盛。流死。弟雄代、攻走羅尙、入成都。至是自稱成都王。

李雄稱成都王

慕容愈盛

○鮮卑慕容廆。自武帝時己爲寇。既而降。以爲鮮卑都督。廆生皝。自遼東徙居徒河、又徙大棘城。及帝世、慕容部愈盛。

[illegible] 巴西の氐李特、初め流民を以ゐて蜀に入る。旬月にして衆二萬。廣漢に據り、進みて成都を攻め、刺史羅尙の爲に敗られ、其の首を斬らる。弟流、代りて其の衆を領す。勢復盛なり。流死す。弟雄代り、攻めて羅尙を走らせ、成都に入る。是に至りて自ら成都王と稱す。○鮮卑の慕容廆、武帝の時より已に寇を爲す。既にして降る。以て鮮卑の都督と爲す。廆、皝を生む。遼東より徙りて徒河に居り、又大棘城に徙る。帝の世に及び、慕容の部愈々盛なり。

通釋 巴西郡の氐といふ西南夷の中に李特といふ者がゐたが、この者は初め諸國の流民の群を引連れて、蜀に入つたが十ケ月ばかりの內に、二萬人ほど集まつてきたので、廣漢郡を根據として、進んで成都を攻擊したが刺史の羅尙に敗られて、首を斬られてしまつた。そこで弟の流が代つて衆兵を指揮してその勢はなか〳〵盛んであつた。流が死んで、またその弟の雄が代つて首領となつたが再び羅尙を攻めて今度は之を敗走させて成都に乘込んで自ら成都王と稱した。○一方、鮮卑で姓は慕容、名は廆といふ者が、武帝の時から寇をしたが、やがて降參をしたので武帝はこれを鮮卑の都督と爲した、廆は皝を生んだ。この皝は遼東方面から徙つて徒河に居たが、又遼東の大棘城に徙り住んだ。帝の世になつてからこの慕容の一味部類が益々盛になつてきた。

語釋 巴西(郡の名、梁州に屬し今の四川省保寧府閬中縣の西方。) ○氏(西南地方の夷の種族。) ○流民(浮浪の民。) ○廣漢(郡の名、梁州に屬し今の四川省潼州府遂寧縣。) ○成都(地名益州蜀郡、今の四川省成都府。)

鮮卑三部

拓跋氏之盛

夷狄四起

○鮮卑索頭拓跋氏、先是有質子在晉。武帝遣歸。既而拓跋力微又遣其子入貢。力微死。子悉祿官立。及帝世、索頭分國爲三部。一居上谷之北、祿官自統之。一居代郡參合陂之北、使兄子猗㐌統之。一居定襄之盛樂故城、使猗㐌弟猗盧統之。晉人附者稍衆。猗㐌渡漠北巡西略諸國。降附者三十餘國。拓跋氏之盛始於此。夷狄亂華之禍、皆萠蘖於漢魏晉之間、至帝之世、乘中國大亂、始四起。○帝在位十七年、改元者五。曰元康・永康・大安・永興・光熙。太弟立。是爲孝懷皇帝。

訓讀 ○鮮卑の索頭拓跋氏、是より先き質子有り、晉に在り。武帝遣り歸す。既にして拓跋力微、又

其の子を遣はして入貢せしむ。力微死す。子悉祿官立つ。帝の世に及んで、索頭、國を分ちて三部と爲す。一は上谷の北に居り、祿官自ら之を統ぶ。一は代郡參合陂の北に居り、兄の子猗㐌をして之を統べしむ。一は定襄の盛樂故城に居り、猗㐌の弟猗盧をして之を統べしむ。晉人の附くもの、稍や衆し。猗㐌、漠を渡つて北巡し、西のかた諸國を略す。降り附くもの、三十餘國。拓跋氏の盛なる、此に始まる。夷狄、華を亂るの禍は、皆漢魏晉の間に萌蘖し、帝の世に至つて、中國の大亂に乘じて、はじめて四に起れり。（帝在位十七年、改元するもの五。曰く、元康・永康・太安・永興・光熙。太弟立つ。これを孝懷皇帝となす。

通釋 鮮卑の一種である索頭の拓跋氏は、是より以前に子を人質として晉に預けて置いたが、武帝は之をその本國に遣り歸した。拓跋力微は又其の子を遣して晉に入貢させた。力微が死んで子の悉祿官が後を繼いで立つた。帝の世に至つて、索頭は國を三部に分けた。その一つは上谷の北に居て祿官が自ら之を治め、一つは代郡の參合陂の北に居て祿官の兄の子の猗㐌に之を治めさせ、一つは定襄の盛樂故城に居て、猗㐌の弟の猗盧に統べさせた。晉人のこれ等に隨ふものが少しく多くなつて來た。猗㐌は沙漠を渡り北の方を巡つて西の方へと、諸國を掠めたが猗㐌に降服する者は三十餘國もあつた。

拓跋氏の勢力の盛大になつたのは此の時からであつた。兎に角夷狄の類が中國を擾亂させる、その禍の根本は已に漢魏より晋にかけての時代に萌してゐたのであつたが、帝の御世になつて、中國の大亂に乘じて、始めて四方に起り來つたのである。帝は在位十七年、五度改元した。元康・永興・大安・永興・光熙がそれである。太弟が位に卽かれた。これが孝懷皇帝である。

語釋　索頭（鮮卑の一種族で索を以て頭髪を組む風習があるので索頭といふ。）○上谷（地名。河北省宣化府。）○代郡（郡名。幽州今の河北省宣化府。）○參合陂（地名。代郡參合縣。）○定襄（地名。山西省忻州定襄縣治。）○漢（沙漠の事。）○萠櫱（萠は草木の芽、櫱は木の切株から出る芽即ちひこばえで、物事のきざすを云ふ。）

李雄劉淵稱帝

孝懷皇帝名熾。當惠帝之十五年、武帝子二十五人、兄弟相屠之餘、存者三人而已。熾其一也。素好學。故立爲太弟。至是卽位。○成都王李雄稱帝、國號成。○漢主劉淵稱帝、徙都平陽。遣其子聰及石勒等、攻晉內郡、以至洛陽。

石勒爲寇

勒武鄕羯人也。先是嘗至洛陽、倚上東門長嘯。王衍識其有異。後爲寇。已而從漢。○漢主淵卒。子和立。聰弒而代之。

【讀解】孝懷皇帝名は熾。惠帝の十五年に當つて、武帝の子二十五人、兄弟相屠るの餘、存するものの三人のみ。熾は其の一なり。素より學を好む。故に立つて太弟となる。こゝに至つて卽位す。○成都王李雄、帝と稱し、國を成と號す。

○漢主劉淵、帝と稱し、徙りて平陽に都す。其の子聰及び石勒等を遣して、晉の內郡を攻め、以て洛陽に至らしむ。勒は、武鄕の羯人なり。これより先、かつて、洛陽に至り、上東門に倚つて長嘯す。王衍、その異あるを識る、後、寇を爲し、すでにして漢に從ふ。○漢主淵卒す。子和立つ。聰、弑して之に代る。

【通釋】孝懷皇帝は、名を熾といふ。惠帝の十五年には、武帝の子が、二十五人も居たのだが、兄弟互に攻め合つて同志打ちをした結果、生き殘つた者は、たつた三人だけであつた。(成都王の潁と、吳王の晏と、豫章王の熾)、熾は卽ちその生き殘りの一人で、平常學問が好きなので、太弟に立てられてゐたが、是に至つて、天子の位に卽いた。○成都王の李雄は自ら帝と稱して國號を成といつた。○前に國を立てて漢主となつた劉淵は、自ら帝と稱して離石より徙つて平陽に都した。子の聰や石勒を遣して晉の內地の諸郡を攻擊し、洛陽までも進ませた。石勒は遼州武鄕の羯といふ夷狄の一種族で

徵天下兵入援

劉聰陷洛陽

ある。これより先ある時石勒は洛陽へ行つて上東門に倚りかゝつて口笛を吹いたことがある。そこへ老莊學者の王衍が通りかゝつて、これを見てその人物の謀反の下心の有ることを見拔いたが、果して後に內郡に寇した。その內に漢に從つた。（部將となつたのである。）○漢主の淵が卒して子の和が立つた。聰は兄の和を殺して自ら之に代つた。

語釋　相屠（鬪爭して互に殺し合ふ事。）　○平陽（地名。今の山西省平陽府臨汾縣。）　○羯人（匈奴の一種族で武鄕の羯室といふ處にゐたので羯人といふ。）　○長嘯（嘯はうそぶく、口笛を吹く事。）
○有異（異志有ること。）

○太傅東海王越、遣兵入宿衞。仍遣使、以羽檄徵天下兵入援。越自帥兵討石勒、卒于軍。勒兵敗越軍、執太尉王衍等。衍自言、少無宦情、不豫世事。勒曰、吾行天下多矣、未嘗見此輩人。尚可存乎。或曰、彼皆晉之王公、終不爲吾用。勒曰、雖然要不可加以鋒刃。夜使人排墻殺之。○漢主聰遣呼延晏、將兵攻洛陽。劉曜・王彌・石勒、皆會。遂陷洛陽、執帝、送平陽。尋被殺。○帝

在位六年。改元者一。曰、永嘉。秦王立於長安。是爲愍皇帝。

【通釋】〇太傅東海王越、兵を遣し入りて宿衛せしむ。仍りて使を遣し、羽檄を以て天下の兵を徵し、入り援けしむ。越自ら兵を帥ゐて石勒を討ち、軍に卒す。勒の兵、越の軍を敗り、太尉王衍等を執ふ。衍自ら言ふ、「少より宦情無く、世事に豫らず」と。勒曰く、「吾天下を行ぐること多けれど、未だ嘗て此の輩の人を見ず、尙ほ存す可きか」と。或ひと曰く、「彼皆晉の王公なり、終に吾が用を爲さじ」と。勒曰く、「然りと雖も要らず加ふるに鋒刃を以てす可からず」と。夜人をして墻を排して之を殺さしむ。〇漢主聰、呼延晏を遣し、兵に將として洛陽を攻めしむ。劉曜・王彌・石勒、皆會す。遂に洛陽を陷れ、帝を執へて平陽に送る。尋ぎて殺さる。〇帝、在位六年。改元する者一。曰く、永嘉。秦王長安に立つ。是を孝愍皇帝と爲す。

【大意】太傅の東海王越は、事態急と見て、兵を遣して宮中に入つて護衛せしめた。そこで急用の通牒を飛ばして、天下の兵を集め來り援けしめ、越も自ら手兵を引率して石勒を討つたが、戰死してしまつた。勒の軍は越の軍を敗つて、太尉の王衍其の他の者を生け捕りにした。（石勒は捕虜の者に色

々と尋問した。）王衍がいふに、「自分は若い頃から、仕官の志もなく、政治や戰爭の事などはサッパリ知らぬ」と。（勒がいふに「君は身太尉の重任にあり、其の名聲は四海に轟くものである。今更、宦情がないの戰爭の事は知らないのとは言はせぬ。晉の天下を亡すのは皆君達のしわざである」と。この時に同じ捕虜の中に襄陽王の範といふ者が居たが、他の人達が死を畏れて震へて居るのに反し、獨り泰然として神色動かず如何にも立派な態度であつたので）石勒のいふに、「自分はこれ迄隨分廣く方々を歩き廻つたが未だ此の人達のやうな容儀の立派な人物を見受けた事がない。殺さずに置く方がよろしからう」と。これを聞いた孔萇といふ人のいふに「彼等は皆晉の王公貴族であつて、結局生かして置いても、吾等の爲になる者ではない。（故に殺してしまふ方がよからう。）」と。勒のいふに「さりながら、決して刄物を以て危害を加へる樣な事をしてはいけない」と。そこで夜、人に墻を推し倒させて、これで壓死させてしまつた。○漢主聰は呼延晏といふ者を大將として、洛陽を攻めさせた。劉曜、石勒等の軍が皆一緒になつて（勢大いに強く）遂に洛陽城を落し、帝を捕へて漢都の平陽に送つた。帝は間も無く聰の爲に害せられた。○帝は在位六年改元すること一度、永嘉といつた。秦王が長安に即位した。是れが孝愍皇帝である。

索綝迎帝ニ雍州ニ 石虎前

語釋 羽檄（檄は觸文で、國家の事である。火急の場合には羽を挿んで至急の意を示す。それを羽檄と云ふ。）○宦情（仕官を求むる意志。）○戎人（孔子をいふ。）○覃（一意ず。）○排墻（排は推し倒すこと、墻は土塀。）

孝愍皇帝名業、呉王晏之子、武帝孫也、封秦王。洛陽既陷、荀藩奉王趨許昌。時年十二。已而索綝迎入雍州。刺史賈疋等、奉爲皇太子、建行臺。盜殺疋。麴允領雍州。懷帝凶問至。王即位於長安。○石勒遣石虎攻鄴、陷而據之。

讀下 孝愍皇帝、名は業。呉王晏の子、武帝の孫なり、秦王に封ぜらる。洛陽、すでに陷り、荀藩、王を奉じて、許昌に趨る。時に年十二。已にして、索綝、迎へて、雍州に入る。刺史賈疋等、奉じて、皇太子となし、行臺を建つ。盜、疋を殺す。麴允、雍州を領す。懷帝の凶問至る。王、長安に即位す。

○石勒、石虎を遣して、鄴を攻めしめ、陷れて之に據る。

通釋 孝愍皇帝は名を業といふ。呉王晏の子で、武帝の孫である。秦王に封ぜられた。洛陽が既に

陥落してしまつたから、司空の荀藩といふ者が王を奉じて許昌に走つた。この時御年は十二才であつた。その內に索綝といふ者が王を迎へて雍州に入つた。刺史の賈疋(疋は雅の古字)等も之を奉じて、皇太子として、假りに御座所を設けた。時に、疋は賊の手にかゝつて死んだので麴允といふ者が代つて雍州を支配した。やがて懷帝が聰の爲に害せられた凶報が至つたので王は長安に位に卽いた。○石勒は一門の石虎を遣して鄴を攻めさせ之を陥れて、自分がそこに據つた。

語釋　雍州(今は陝西省西安府長安縣治。)　○行臺(行在所のこと。)　○凶問(訃音、死去の通知。)

漢兵連陷
帝出降
靑衣行酒

○漢屢寇長安。麴允・索綝屢敗之。未幾漢兵連陷諸郡、逼長安、先陷外城。麴允・索綝退守小城。內外斷絕。城中饑甚。帝出降。漢將劉曜送平陽。聰享群臣、命帝著靑衣行酒洗爵、又使執蓋。後遇害。帝在位四年、改元者一。曰建興。西晉自武帝至是、凡四世、五十二年。瑯琊王立於建業、是爲中宗元皇帝。

【原文】漢、屢ヽ長安に寇す。麴允・索綝、屢ヽ之を敗る。未だ幾ならずして、漢の兵、連りに諸郡を陷れて、長安に逼り、先づ外城を陷る。麴允・索綝、退いて小城を守り、內外斷絕す。城中餓うること甚し。帝、出でて降る。漢將劉曜、平陽に送る。聰、群臣を享し、帝に命じて、靑衣を著けて酒を行ひ爵を洗はしめ、又、蓋を執らしむ。後に、害に遇ふ。帝、在位四年、改元するもの一。曰く、建興。西晉は、武帝より、こゝに至るまで、凡て四世、五十二年。瑯琊王、建業に立つ、これを中宗元皇帝となす。

【通釋】漢は、しばしば長安に來寇して帝室を脅した。麴允・索綝の兩名は、數度これを打破つたが間もなく漢の兵は、諸郡を續々と陷れ次第に長安に逼つて來た。先づ外曲輪を陷れた。麴允と索綝は退いて內曲輪を死守する事になつたが、(何分外城が陷落してしまつてゐるので)內外の聯絡がとれず內城はこれが爲に糧食が盡きてしまひ、遂に帝は門を出でゝ降參するの餘儀なきに至つた。漢の將劉曜は帝を平陽に送つた。聰は戰勝祝に諸臣に饗應をし、帝に賤者の著る靑い服を著けさせ、酒の酌をさせ、杯を洗はせた。又外出するときには、帝に日除けの蓋を持たせたり散々に辱しめた揚句に殺害してしまつた。帝は在位四年改元すること一度、建興といつた。西晉は武帝から是に至る

まで四世五十二年であつた。その後瑯琊王が建業に卽位した。是れが中宗元皇帝である。

〔語釋〕青衣（僮僕の着用する靑色の衣。）○行酒（酒の酌をすること。）○洗爵（爵は杯、杯を洗ふこと。）○執蓋（蓋は日除けのきぬ傘、それを持つて隨すこと。）

十八史略新釋　卷三終

十八史略新釋　巻四

東晉

中宗元皇帝、名睿。瑯琊王伷之孫也。宣帝懿生伷、伷生覲。或曰、睿母實與瑯琊小吏牛金通而生睿。嗣覲爲王。於惠懷爲再從兄弟。懷帝時、睿爲安東將軍、都督揚州諸軍。鎮建業。睿以王導爲謀主、毎事咨焉。睿名論素輕、吳人初不附。導勸用諸名勝。顧榮・賀循・紀瞻等爲掾屬、撫綏新舊、江東歸心焉。後又得庾亮・卞壺等百餘人。謂之百六掾。

【[illegible]】中宗元皇帝名は睿。瑯琊王伷の孫なり。宣帝懿、伷を生み、伷、覲を生む。或は曰はく、睿

の母、實は瑯琊の小吏牛金と通じて睿を生めり」と。親に嗣ぎて王となる。惠懷に於ては再從兄弟たり。懷帝の時、睿、安東の將軍となり、揚州の諸軍に都督なり。建業に鎭す。睿、王導を以て謀主と爲し、事每に咨ふ。睿、名論素より輕く、吳人初め附かざりき。導勸めて諸〻の名勝を用ふ。顧榮・賀循・紀瞻等掾屬となりて、新舊を撫綏せしかば、江東心を歸せり。後又、庾亮・卞壺等百餘人を得たり。之を百六掾といふ

〔通釋〕中宗元皇帝は名を睿といひ、瑯琊王である伷の孫である。宣帝の懿が伷を生み、伷が覲を生み、（そして覲が睿を生んだ）。或は、睿の母が實際は瑯琊の小役人の牛金と密通して睿を生んだのだともいふ。覲に嗣いで王となつた。西晉の惠帝懷帝に對してはまたいとこである。懷帝の時に、睿は安東の將軍となり、揚州の諸軍をすべをさめ、建業の地に鎭した。睿は王導を以て參謀長として、諸事皆相談した。睿は名望も評判も素より輕く、最初は吳地方の人が附き從はなかつた。それで王導が睿に勸めて諸〻の名望ある人物を用ひさせ、顧榮・賀循・紀瞻等が屬官となつて新附舊屬の者を治め安んじたので、江東の人は心を寄せて來た。後又庾亮卞壺など百餘人の名望家を得た。之を百六掾と呼んだ。（掾は屬官の意である）。

江左管仲

擧レ目有ニ江河異一

語釋 名論（名望と物論、名聲と世間の評判を云ふ。）○呉人（建業は古の呉の地、故に呉人といつた。）○名勝（名望の勝れた人、即ち俊秀の人物。名勝は又山水の景色のよい所、名地、名所の意に用ひられるが、こゝは其の意味ではない。）

桓彝避レ亂過レ江、見ニ睿微弱一憂レ之。既而見レ導、退謂ニ周顗一曰、江左有ニ管夷吾一。吾無レ憂矣。諸名士遊ニ宴新亭一。顗中坐而歎曰、風景不レ殊、擧レ目有ニ江河之異一。因相視流レ涕。導曰、當下勠ニ力王室一、共復ニ神州一。何至レ作ニ楚囚一對泣上邪。愍帝以レ睿爲ニ左丞相一。

通釋 桓彝、亂を避けて江を過ぎ、睿の微弱なるを見て之を憂ふ。既にして導を見、退きて周顗に謂ひて曰く、「江左に管夷吾有り。吾憂無し」と。諸の名士新亭に遊宴す。顗、中坐にして歎じて曰はく、「風景殊ならざれども、目を擧ぐれば江河の異有り」と。因りて相視て涕を流す。導、曰はく、「當に力を王室に勠せて、共に神州を復すべし。何ぞ、楚囚と作りて對泣するに至らんや」と。愍帝、睿を以て左丞相と爲す。

【通釋】(この時)桓彝といふ者が、亂を避けて江東の地に來て居たが、睿の勢の微弱なるを見て之を心配した。其の後王導に面會し、退出してから周顗に對つていふやう、「江東には管仲にも比すべき王導が居る、それで自分は(睿の微弱なるに拘らず)心配がない」と。ある時、諸名士が江邊の新亭といふ旗亭で宴會を催したが、周顗は酒宴が半ばに及んだ頃、歎息していふやう、「風景に格別の相違がある譯ではないが、目を擧げて見ると、揚子江と黃河との差がある。(今は江東に片寄り、中原は夷族に亂されてしまつた。)」と。互に顏見合せて淚を流した。(すると)王導が(諸名士を激勵して)いふやう、「(吾々は今)王室のために力を合せて、共々に中國の恢復について盡すべきである。何とて捕虜となつて敵國に送られ、相對して泣く(と云ふが如き醜態を演ずるに)至らうぞ」と。其の後、晉の愍帝は睿を以て左丞相とした。

【語釋】江左(揚子江の左、卽ち江東の地をいふ。) ○管夷吾(古へ齊の桓公を輔けて諸侯に覇たらしめた管仲のこと、夷吾は仲の字。こゝでは桓彝が王導を管仲に比して言つたのである。) ○新亭(揚子江岸にある樓の名。) ○風景不レ殊(諸名士の嘗て洛陽に居つた時遊宴した所は河濱の風光明媚の地であつた。今此の新亭も江渚に臨んでゐて風景は相似てゐるが、目を擧げてよく觀ると江渚と河濱との差があつて形態が大いに異つて居る。卽ち舊都洛陽の陷落して中國の夷族に蹂躪されたのを傷んで言つたのである。) ○神州(中國を赤縣神州といふ。神州とは王者の居る吉土をいふのである。) ○楚囚(左傳に「晉侯軍府を觀る。鍾儀を見て之に問うて曰く「南冠して縶せらるる者は誰ぞ」と。有司答へて曰く「鄭人獻ずる所の楚囚なりと」と。楚の鍾儀が晉に囚はれた故事で、今こゝでは捕虜となるの意を示すのである。)

祖逖聞レ鷄起舞

誓レ淸二中原一

洛陽、祖逖少有二大志一。嘗與二劉琨一同寢。中夜聞二鷄聲一、蹴レ琨起曰、此非二惡聲一也。因起舞。及レ是南渡、請二兵於睿一。睿素無二北伐之志一。以レ逖爲二豫州刺史一、與二兵千人一、不レ給二鎧仗一。逖渡レ江、中流擊レ楫、而誓曰、祖逖不レ能レ淸二中原一、而復濟者有レ如二此江一。愍帝又以レ睿爲二丞相・都督中外諸軍事一。長安陷。睿出レ師露次、移レ檄北征。實不レ行。羣臣勸レ卽二晉王位一。明年遂卽二皇帝位一。

【通釋】洛陽の祖逖、少より大志有り。嘗て劉琨と同じく寢ぬ。中夜鷄聲を聞き、琨を蹴て起ちて曰はく、「此れ惡聲に非ざるなり」と。因りて起ちて舞ふ。是に及びて南に渡り、兵を睿に請ふ。睿、素より北伐の志無し。逖を以て豫州の刺史と爲し、兵千人を與へて、鎧仗を給せず。逖、江を渡り、中流にして、楫を擊ちて誓ひて曰はく、「祖逖、中原を淸むること能はずして、復、濟らば、此の江の如きものあらん」と。愍帝、又、睿を以て丞相と爲し、中外の諸軍事を都督せしむ。長安陷る。睿、師を出して露次し、檄を移して北征す。實は行かず。羣臣、勸めて晉王の位に卽かしむ。明年遂

に皇帝の位に卽く。

【通釋】洛陽の祖逖といふ者は、少年の頃から大志を抱いてゐた。ある時、劉琨と一所に寢たが、夜中に鷄の聲を聞いて、琨を蹴つてはね起き、「（鷄の夜鳴は兵亂の兆といふ故、吾々功を建て名を成さうとする者にとつては）此れは惡聲ではない」といつて、立ち上り小躍したが、此時になつて愈南の方江を渡り、睿に兵を請うた。しかし睿は初から中原の賊を征伐する心がない故、祖逖を豫州の刺史とし、兵千人を與へたゞけで甲冑兵器を給與しなかつた。祖逖は江を渡るとき、中流で楫を叩いて誓つていふやう「われ祖逖が若し中原の亂を平げることが出來ないで再びこの江を渡るやうなことに立ち到つたならば、我はこの江水が流去つて再び返らぬと同樣、唯一死あるのみで、決して再び渡りはしない。」と。晉の愍帝は又睿を以て丞相とし、中外の諸軍事をすべをさめさせた。（さうしてゐるうちに劉曜に攻められて）長安が陷落した。睿は軍を出して野營し、北征することを四方に觸れ廻したが、實際は北行せず、多くの家來が勸めて晉王の位に卽かした。さうして（愍帝の殺された報が傳はつたので）明年とう〳〵皇帝の位に卽いた。

【語釋】中夜聞二鷄聲一（夜一更二更に鷄の啼くのは荒鷄といつて、兵亂の兆とされてゐた。祖逖は時ならぬ鷄の聲を聞いて我が功名を成す時至れりと爲して喜び勇んだのである。）○有レ如二此江一（眼前の大自然たる

劉琨死
著先鞭

江水を神と見し、之に對して我が誠心を誓ふのである。「皦の日の如き有らん」とをいふ、我國で「弓矢八幡も照覧あれ」といふと同じ思想である。） ○露次（露は暴露の意、風雨に曝されること。次は止宿の意、宿ること。即ち原野に露宿することをいふ。） ○移檄（移は檄に同じい。檄文を以て之れを示はして士卒を募かすること。）

文天祥の正氣歌に「或爲渡江楫、慷慨呑胡羯」とあるは、この祖逖が大江を渡る時の悲壯なる決意を以て、正氣の發露と贊したのである。

○太尉劉琨死。初琨與祖逖齊名。琨謂人曰、常恐祖生先吾著鞭。懷・愍時、爲幷州刺史。琨出軍。長史叛降石勒。幽州刺史段匹磾、時在薊城。遣人邀琨。琨率衆奔薊。與匹磾歃血同盟、翼戴晉室。有欲襲取薊者。遣書請琨爲內應。書爲邏騎所獲。而琨實不知也。竟爲匹磾所縊。

太尉劉琨死す。初、琨祖逖と名を齊しうす。琨人に謂ひて曰はく、「常に祖生の吾に先つて鞭を著けんことを恐る」と。懷・愍の時幷州の刺史と爲る。琨、軍を出す。長史叛きて石勒に降る。幽州の刺史段匹磾、時に薊城にあり。人をして琨を邀へしむ。琨、衆を率ゐて薊に奔り、匹磾と血を歃りて同

盟し、晉室を翼戴す。薊を襲ひ取らんと欲するものあり。書を遣り琨に請ひて內應を爲さんとす。書邏騎の獲る所と爲る。而して琨は實は知らざるなり。竟に匹磾の縊る所と爲る。

〔通釋〕太尉の劉琨が死去した。最初劉琨は祖逖と名聲を同じうした。それで琨が人に向つていふやう、「自分は常に祖逖が自分に先んじて功を立て名を揚げることを恐れる」と。（此の如く祖生と功名を競つてゐたのである）。懷帝・愍帝の時、并州の刺史となつた。琨が軍を出したとき、（刺史の副官の）長史といふ役の（李弘）が叛いて、敵の石勒に降參したので困つてゐると、幽州の刺史の段匹磾が其の時薊城に居て、使を以て琨を迎へたので、琨は喜んで衆兵を率ゐて薊城に奔り入り、匹磾と血をすゝつて同盟し、共に晉の朝廷を助け立てようとした。然る所、薊城を襲ひ取らうとする者があつて琨に密書を送り、外から不意打をするからどうか中から味方してくれと琨に賴んだ。その書面が（未だ琨の手に入らないうちに）斥候の騎兵に押收された。そして琨は其の實何も知らなかつたのであるが、匹磾に疑はれて、竟に絞殺された。

〔語釋〕先ㇾ吾著ㇾ鞭（馬に乘つてさきがけをすることで、人に先んじて功名を立てることを云ふ。轉じて何事でも人に先立つて着手することを「先鞭を着く」といふのは、この故事より起る。）○長史（漢では相國丞相又は三公の屬官。魏晉以後王公府の屬官。後世は刺史の副官。）○有下欲ㇾ襲二取薊一者上（遼の段末柸を指す。）○邏騎（邏は巡、巡邏して偵察する騎兵。）

劉曜自立
石勒爲後趙
蒲洪降趙

○漢主劉聰卒。子粲立。其臣靳準弑而代之。石勒討準。劉曜自立。封勒爲趙公。曜疑。勒自稱趙王。曜亦改號爲趙。勒爲後趙。○略陽臨渭氐酋蒲洪、驍勇多權略。羣氐畏服之。劉聰嘗拜爲將軍。不受。在懷帝世、自稱略陽公。至是降于趙主曜。

訓讀 漢主劉聰卒す。子粲立つ。其の臣靳準弑して之に代はる。石勒準を討す。劉曜自立して勒を封じて趙公と爲す。曜疑ふ。勒、自ら趙王と稱す。曜も亦號を改めて趙と爲し、勒を後趙と爲す。○略陽臨渭の氐酋蒲洪、驍勇にして權略多し。羣氐畏れて之に服す。劉聰、嘗て拜して將軍と爲す。受けず。懷帝の世に在りて、自ら略陽公と稱す。是に至りて趙主曜に降る。

通解 漢主劉聰が死んで子の粲が立つたが、其の臣の靳準が粲を殺して之に代つた。石勒が靳準を討伐した。すると、劉曜が自ら漢主となり、石勒を立てゝ趙公とした。(其の後石勒を讒言する者があつて)曜が勒を疑つたので、石勒は自ら趙王と稱した。曜も亦漢の國號を改めて趙とした。此のやうに

二つの趙が出來たので、石勒の方を後趙といふ。○略陽及び臨渭地方の氐族の夷の酋長蒲洪は、強く勇しく權謀策略に富んでゐて、諸の氐夷は畏れて服從してゐた。劉聰が、以前に彼を將軍に任じようとしたけれども、蒲洪は之を受けなかつた。懷帝の世に自ら略陽公と稱したが、此の時になつて趙主の曜に降參した。

語釋 氐酋（氐は五胡の一。五胡とは蒙古種の匈奴及び羯、蒙古とツングース種との雜種であゝ鮮卑、チベット種の氐及び羌をいふのである。酋は長、氐の酋長の意。） ○略陽・臨渭（共に陝西漢中道。）

祖逖卒

如喪父母

慕容廆

○晉豫州刺史祖逖卒。初逖取譙城、進屯雍丘。後趙鎭戍、歸逖者甚衆。逖與將士同甘苦、勸課農桑、撫納新附。帝以戴淵爲將軍、來督諸軍事。逖以己翦荊棘收河南地、而淵雍容一旦來統之、意甚怏怏。又聞王敦與朝廷構隙、將有內難、知大功不遂、感激發病卒。豫州士女若喪父母。○鮮卑慕容廆、先是嘗遣使于晉、受帝命爲平州刺史。至是以爲平州牧遼東公。

訓讀 晉の豫州の刺史祖逖卒す。初め、逖、譙城を取り、進みて雍丘に屯す。後趙の鎭戍、逖に歸す

る者、甚だ衆し。逖、將士と甘苦を同じくし、勸めて農桑を課し、新附を撫納す。帝、戴淵を以て將軍と爲し、來りて諸軍の事を督せしむ。逖、己 荊棘を剪りて河南の地を收めしに、淵、雍容として一旦來りて之を統ぶるを以て、意、甚だ快々たり。又、王敦の朝廷と隙を搆へて、將に內難有らんとするを聞きて、大功の遂げざるを知り、感激し病を發して卒す。豫州の士女、父母を喪するが若し。○鮮卑の慕容廆、是より先、嘗て使を晉に遣し、帝の命を受けて平州の刺史となる。是に至りて以て平州の牧遼東公と爲す。

〔通釋〕晉の豫州の刺史である祖逖が死んだ。初め逖は譙城を取り、進んで雍丘に屯營した。後趙の守備兵で、逖に歸服する者が餘程澤山あつた。逖は、將校士卒と苦樂を共にし、農耕蠶業をわりあてゝ之を勸め、新に降附いた者を安んずることにした。然るに帝は戴淵といふ者を拔擢して將軍とし、豫州にやつて諸軍事を監督させることにした。逖は自分が亂を平げて河南の地を取り收めたのであるのに、今、戴淵は(何の勳功もなく)悠々として、にはかにやつて來て、我が上に立つて統監するとは、何たる理不盡の事だらうと、心中甚不愉快なものがあつた。又、王敦が朝廷と仲が惡くなり、今にも內亂が起らうとするのを聞いて、中原恢復の大功の成就しないのを知り、感憤の餘り病を起して、

猗盧總二攝三部一

とう／＼死んでしまつた。豫州の人々は、皆自分の父母を失つたやうに悲嘆にくれた。○鮮卑といふ胡の慕容廆は、是より前に使を晉に遣し、帝の命をうけて平州の刺史と爲つたが、この時になつて、帝は之を河東平州の長官遼東公とした。

語釋 ○翦二荊棘一（前は芟り除くこと、荊棘はいばら。擾亂を平定することの喩。）○雍容（ゆつたり。悠然。）○快々（樂しまざる貌。）

○初拓跋祿官死。猗盧總二攝三部一。劉琨與二猗盧一結爲二兄弟一、懷帝時、表爲二大單于一。封二代公一、帥二部落一、自二雲中一入二雁門一。琨與以二陘北之地一。由レ是益盛。嘗爲二琨援一、大敗二劉曜之兵於晉陽一。猗盧城二成樂一爲二北都一、平城爲二南都一。愍帝進二猗盧爵一爲レ王、置二官屬一、食二代・常山二郡一。

訓讀 初め拓跋祿官死す。猗盧、三部を總攝す。劉琨、猗盧と結びて兄弟と爲り、懷帝の時、表して大單于と爲す。代公に封ぜられ、部落を帥ゐて雲中より雁門に入る。琨、與ふるに陘北の地を以てす。是に由りて益々盛なり。嘗て琨の援と爲り、大に劉曜の兵を晉陽に敗る。猗盧、成樂に城きて北

都と爲し、平城を南都と爲す。愍帝、猗盧の爵を進めて王と爲し、官屬を置き、代・常山の二郡を食ましむ。

【通釋】これよりも前に拓跋祿官が死んだので、甥の猗盧が三部落を總べ支配した。劉琨は猗盧と契つて義兄弟となり、懷帝の時、上表して猗盧を大單于とした。やがて代公に封ぜられ、部落の者を率ゐて雲中から雁門郡に入つた。琨は之に井陘の北の土地を與へたので、これから猗盧の勢は益〻盛になつた。嘗て琨の援軍となつて、大に劉曜の兵を晉陽で敗つた。猗盧は成樂の地に城を築いて北都とし、平城を南都とした。愍帝は猗盧の爵を進めて王とし、屬官を置き、代及び常山の二郡を領分とさせた。

【語釋】表（上表する、君主又は官府に書をたてまつること。）○雲中（縣の名、今は山西省代州崞縣に屬する。）○雁門（郡の名、今は山西省代州に屬する。）○陘北（井陘の北。井陘は縣の名、今は河北省正定府に屬す）○晉陽（縣の名。今は山西省太原府に屬する。）○成樂（縣の名、今の歸化城の南。）○平城（縣の名、山西大同縣の東。）○代（郡の名、河北省蔚州の東。）○常山（郡の名、河北正定府。）

猗盧愛少子、欲立爲嗣、而出其長子六脩、使六脩拜其弟、不從而去。大怒討之、兵敗而遇弑。猗㐌之子普根、討滅六脩而自立、尋卒。國人立猗盧弟

什翼犍在襁褓

之子鬱律。至是猗㐌之妻殺鬱律、而立其子賀傉。鬱律子什翼犍在襁褓。母匿之袴下、得不殺。

訓讀 猗盧、少子を愛し、立てゝ嗣と爲さんと欲して、其の長子六脩を出し、六脩をして其の弟を拜せしむるに、從はずして去る。大いに怒りて之を討ち、兵敗れて弑に遇ふ。猗㐌の子普根、六脩を討滅して自立し、尋いで卒す。國人猗盧が弟の子鬱律を立つ。是に至りて猗㐌の妻、鬱律を殺して、其の子賀傉を立つ。鬱律の子什翼犍、襁褓に在り。母之を袴下に匿して、殺されざるを得たり。

通解 猗盧は末子を寵愛し、立てゝ後嗣としようと思つて、長男六脩を逐ひ出し、六脩をして其の弟を拜禮せしめ、君臣の分を定めようとしたが、六脩はそれに服從しないで出て去つた。猗盧は大に怒り六脩を討つたが却て負けて殺された。猗㐌（猗盧の兄）の子の普根が六脩を討ち滅して自立したが、尋いで死んだ。國人は猗盧の弟の子鬱律を立てたが、後になつて、猗㐌の妻は鬱律を殺して其の子の賀傉を立てた。其の時、鬱律の子の什翼犍はまだむつきの中に居たが、犍の母が之を袴の下に匿したので、殺されるのを免れた。

王敦反

王與馬共天下

抑損王氏

語釋 少子（末子のこと。）○出（殿を出して遊びに出すこと。）○襁褓（襁は繦（ぜに、ぼろ）を綴って造った帯で、小兒を負ふ背負帯である。褓は小兒に着せるうぶぎ、むつき。要するに襁褓は小兒の被服類のことで、乳飲兒であることを示すものに用ひる語。）

○晉荊州刺史王敦反。初帝之始鎭江東也、敦與從弟導同心翼戴、推心任之。敦總征討、導專機政、羣從子弟布列顯要。時人語曰、王與馬共天下。敦先領揚州刺史、都督征討諸軍。進爲鎭東大將軍、都督江・揚・荊・湘・交・廣六州諸軍事、江州刺史。尋領荊州。恃功驕恣。帝畏惡之。乃引劉隗・刁協爲腹心、稍抑損王氏權。導亦漸見疎外。

通釋 晉の荊州の刺史王敦反す。初め、帝の始めて江東を鎭するや、敦從弟導と心を同じくして翼戴し、心を推して之に任じ、敦は征討を總べ、導は機政を專にし、羣從子弟顯要に布列す。時人語して曰はく、「王と馬と天下を共にす」と。敦、先に揚州の刺史を領し、征討の諸軍を都督す。進みて鎭東大將軍、都督江・揚・荊・湘・交・廣六州の諸軍事、江州の刺史と爲る。尋いで荊州を領す。功を恃みて驕恣なり。

帝、畏れて之を惡む。乃ち劉隗・刁協を引きて腹心と爲し、稍王氏の權を抑損す。導も亦、漸く疎外せらる。

通釋 晉の荊州の刺史王敦が謀反した。これより以前帝が江東を鎭定した時、敦は從弟である王導と心を同じくして帝を助け戴き、帝も亦誠心を推して此の二人に委任し、王敦は征伐の事を統べ、王導は萬機の政を專にして、多くの甥やいとこは皆高い官位に並び立つた。それ故時の人はこの事を語に作り、「王氏と司馬氏とが天下を共有して居る」といつた。敦は先に揚州の刺史となり、征討の諸軍をすべをさめてゐたが、進んで鎭東大將軍と爲つて江・揚・荊・湘・交・廣六州の諸軍事を都督し、江州の刺史となり、尋いで荊州の刺史となつた。(此の如く權勢が加はつて來たので、自分の手柄をたのみにして傲り高ぶり我儘になつた。帝は之を畏れ惡んで、劉隗・刁協を引入れて腹心の助とし、ぼつ〲王氏の權力を抑へ減した。それで王導も亦段々と疎んぜられるやうになつた。

語釋 王與レ馬(王は王氏、王導王敦等の氏。馬は司馬氏、晉帝の姓。) ○都督江・揚・荊・湘・交・廣六州諸軍事(六州の諸軍事をすべをさめる役。江は江西に屬する地今の九江府。揚は江南の地。荊は湖北の地。湘は湖南に屬する地、卽ち長沙郡、交は廣東の交趾。廣は廣東に屬する地。) ○腹心(詩經周南に「赳々たる武夫は王侯の腹心。」とあり。自分と同心一體な頼みになる臣下を云ふ。)

敦ノ參軍錢鳳等凶狡ナリ。知リテ敦ノ有ルヲ二異志一、陰ニ爲ニ畫策シ、至リテレ是ニ敦遂ニ擧ゲ二兵ヲ武昌ニ一、以テレ誅スルヲ二劉

隗・刁協爲レ名。隗・協勸帝盡誅王氏。帝不レ許。導率宗族、每旦詣臺待レ罪。周顗將レ入。導呼レ之曰、伯仁以百口累レ卿。顗不レ顧。入見レ帝、言導忠誠、申救甚至。帝納其言。顗醉而出。導又呼。顗不與言。顧左右曰、今年殺諸賊奴、取金印如斗大繫肘後。既出又上表明導無罪。

【通解】敦の姦軍鎭風凶狡なり。敦の異志有るを知りて、陰に爲に畫策せしが、是に至りて敦遂に兵を武昌に擧げ、劉隗・刁協を誅するを以て名と爲す。隗・協、帝に勸めて盡く王氏を誅せんとす。帝許さず。導、宗族を率ゐて、每旦臺に詣りて罪を待つ。周顗、將に入らんとす。導、之を呼びて曰はく、「伯仁百口を以て卿を累はさん」と。顗顧みず。入りて帝に見え、導の忠誠を言ひ、申救甚だ至れり。帝、其の言を納る。顗醉ひて出づ。導又呼ぶ。顗與に言はず。左右を顧みて曰はく、「今年諸賊奴を殺し、金印の斗大の如くなるを取りて肘後に繫けん」と。既にして出で、又表を上りて導の罪無きを明にす。

通釋 敦の參軍である錢鳳等は凶惡狡猾であるがしこくあつたので、早くも敦の謀叛心のあるのを知り、內々敦の爲に謀をめぐらしてゐたが、王氏が帝に疎外されるに至つて敦はとう〳〵兵を武昌に起した。劉隗・刁協の二人を誅するのを名目としたのである。因つて隗・協の二人は帝に勸めて盡く王氏の一族を誅しようとしたが帝は許されなかつた。王導は一族を引連れて每朝御史臺に行き自分達の罪を裁判されるを待つた。（ある朝）周顗が參內しようとすると、導が之を呼びとめて「伯仁よ、どうか吾が死後吾が家族の面倒を見てくれまいか。」といつたが、顗は見向もせず、參內して帝に見え、導が忠義誠心の人で（決して王敦の連類ではなく、全く冤罪である）ことを、十分辯解して、救護した。帝はその言を受入れた。かくて顗は（酒を賜はり）醉うて退出したとき、導が又呼びかけたが、顗は矢張答へず、（わざと）左右の供人を顧みて（導に聞えよがしに）「今年は諸の賊を討ち滅して功勳を立て黃金の一斗枡程もある大きな列侯の印を頂戴して腋にかけよう」といひつゝ出で去り、又上書して王導の罪のないことを明かにした。（周顗は恩を施すことを人に知らせたくなかつたのである。）

語釋 臺（御史臺のこと。百官の罪を糾正する事を掌る役所。） ○伯仁（周顗の字。） ○以二百口一累レ卿（口は人の意で百口とは一家族總體の義である。累は煩累卽ち面倒をかけること。我が一家族の保護を卿に賴むとの意。） ○申救（その冤罪であることを明かにし力をつくして助ける。） ○金印如二斗大一（一斗枡大の金印。金印は黃金で作つた列侯の印。）

不レ爲二盛德事一

導不レ知、恨レ之。帝召二見導一。導稽首曰、亂臣賊子何代無レ之。不レ意今日近出二臣族一。帝跣而執二其手一曰、茂弘、方寄二卿以二百里之命一。以爲二前鋒大都督一。敦至二石頭城一、據レ之。曰、吾不二復得一レ爲二盛德事一矣。協・隗等分レ道出戰、大敗而還。帝令二百官詣二石頭一見一レ敦。

訓讀 導知らずして之を恨む。帝召して導を見る。導稽首して曰く、「亂臣賊子何の代にかこれ無からん。意はざりき、今日近く臣が族に出でんとは」と。帝跣して其の手を執りて曰く、「茂弘、方に卿に寄するに百里の命を以てせん」と。以て前鋒大都督と爲す。敦、石頭城に至りて之に據る。曰く、「吾復盛德の事を爲すを得ず」と。協・隗等道を分ちて出で戰ひ、大に敗れて還る。帝、百官をして石頭に詣りて敦を見しむ。

通釋 然るに王導は此のやうに自分に盡して呉れたことを知らぬゆゑ周顗を恨んで居た。間もなく帝は導を召し出し謁見を申附けられた。導は頭を地につけ禮拜して、「國を亂す臣、親を害する子はい

つの世とて無いことはありませぬが、此の度近く吾が一族からそんな者が出ようとは思ひもよらぬことで、(洵に恐懼に堪へませぬ。)」と申上げると、帝は跣のまゝで近寄り、導の手を取られて、「茂弘よ、朕はお前に國家輔弼の大任を委ねようと思つてゐるのである」といはれて、前鋒大都督の任を授けられた。時に敦は石頭城に至つてたて籠り、「自分は王導等のやうな盛德の行をすることは出來ぬ」といつた。(敢て暴擧を爲す決心を示したのである。)因つて劉隗・刁協等は道を分けて出て戰つたが大敗して退き還つた。帝は百官をして石頭城に行つて王敦に面會せしめた。

語釋　茂弘(王導の字。)　○百里之命(論語泰伯篇に、「曾子曰く、以て六尺の孤を託すべく以て百里の命を寄すべし」とある。百里は公侯の國、命は政令で、方百里の大國の政令を寄託することが出來るの意である。ここでは、王導に政令を攝せしめようといふのである。)　○石頭城(建業禁城の西にある城。)

敦遂殺周顗。導不救。後料檢中書故事、見顗表、執之流涕曰、吾雖不殺伯仁、伯仁由我而死。幽冥之間、負此良友。敦不朝而去、還武昌。帝憂憤成疾而崩。在位六年。改元者三。曰建武・太興・永昌。太子立。是爲肅宗明皇帝。

幽冥之間負此良友

【書下】敦、遂に周顗を殺す。導救はず。後、中書の故事を料撿して、顗の表を見、之を執りて流涕して曰はく「吾伯仁を殺さずといへども、伯仁我に由りて死す。幽冥の間、此の良友に負く」と。敦朝せずして去り、武昌に還る。帝、憂憤して疾を成して崩ず。在位六年。改元する者三。建武・太興・永昌と曰ふ。太子立つ。是を肅宗明皇帝と爲す。

【通釋】其の時敦は周顗を捕へて遂に之を殺したが王導は之を救はなかつた。（曩に王導が周顗に哀願した時、顗のそれを顧みなかつたことを怨んでゐた爲である。）其の後導は中書省の故い典例を取調べた時、周顗が自分の爲に辯じて呉れた上表を見付、之をしかと手に持つて潸然と涙を流して、「噫吾は伯仁を手にかけて殺しはしないが、伯仁は自分が救はなかつた爲に殺されてしまつたのだ。自分の爲に盡して呉れた人とは知らずに、知らず／＼の中に自分は此良友にそむいたのだ」といつて大いに泣き悲んだ。王敦は參内せずに遂に武昌に歸つた。帝は（王敦の暴慢を）怒つて心配され、それから病氣になつて崩御された。位に在ること六年、年號を改めること三度で、建武・太興・永昌といつた。太子が代つて立つた。これが肅宗明皇帝である。

【語釋】料撿（はかりしらべる。調査する。）○故事（故き典例。）○幽冥之間（幽冥とは暗くて何が何だか分らぬこと、はつきりそれと意識しない間にと云ふ意。）

長安近歟日近歟

好賢禮士

布衣之交

肅宗明皇帝名紹。幼而聰慧。嘗有使者從長安來。元帝問紹曰、長安近歟。日近。紹曰、長安近。但聞人從長安來、不聞人從日邊來。元帝奇其對。一日與群臣語及之、復以問紹。紹曰、日近。元帝愕然曰、何異間者之言邪。紹曰、擧頭見日、不見長安。元帝益奇之。及長仁孝。喜文辭、善武藝、好賢禮士、受規諫、與庾亮・溫嶠等爲布衣之交。敦在石頭。以其有勇略、欲誣以不孝而廢之。賴嶠等衆論沮其謀。至是卽位。敦謀簒位、移屯姑熟、自領楊州牧。

【通釋】肅宗明皇帝、名は紹。幼にして聰慧なり。嘗て使者有りて長安より來る。元帝、紹に問ひて曰く、「長安近きか、日近きか」と。紹の曰はく、「長安近し。但だ人の長安より來るを聞けども、人の日邊より來るを聞かず」と。元帝其の對を奇とす。一日群臣と語りて之に及び、復た以て紹に問ふ。紹の曰はく、「日近し」と。元帝、愕然として曰はく、「何ぞ間者の言に異なるか」と。紹の曰はく、「頭を擧ぐれば日を見て長安を見ず」と。元帝益〻之を奇とす。長ずるに及びて仁孝なり。文辭を喜び、

武藝を善くし、賢を好み士を禮し、規諫を受け、庾亮・溫嶠等と布衣の交を爲す。敦、石頭にあり。其の勇略有るを以て、誣ふるに不孝を以てし之を廢せんと欲す。嶠等の衆論に賴りて其の謀を沮みしが、是に至りて位に卽きぬ。敦位を纂はんことを謀り、屯を姑熟に移して自ら揚州の牧を領す。

逸話 肅宗明皇帝の名は紹といひ、幼少の時から耳敏く賢くあつた。ある時使者が長安から來た。元帝が(戲れて)紹にむかひ「長安が近いか、日が近いか、(此處からどちらが近いぞ)」と問うた。紹は「長安の方が近うございます。(其の故は)たゞ人の長安から來ることは聞きますが、人の太陽のあたりから來ることは聞きませんから」と答へた。元帝はその答を尋常でないと思つた。ある日元帝が群臣と物語りして話がこの事に及び、(群臣の前で)復以前の通り紹に問うた。すると紹は今度は「日の方が近うございます」と答へた。元帝が驚いて「どうして此間の答と違ふのか」といふと、紹は「頭をあげれば日は見えますが、長安は見えません。(それで日の方が近いと申すのです)」と答へた。元帝はます〳〵之を奇とした。成長に及んで慈悲深く孝心厚く、文章を喜び、武藝にも堪能で、賢者を好み、士を禮遇し、正し諫める言葉を聞き入れ、庾亮・溫嶠等と地位を問はぬ純眞の交際をした。其の時王敦は石頭城に居つたが、紹の勇武で計略のあるのを憚れ、不孝といひ立て、無實の罪で太子を廢し

王導討敦
敦斬郭璞
黃鬚兒
敦黨悉平

ようとした。併し溫嶠等多數の人の反對論のお蔭で敦の謀を阻止することが出來た。それでこの時になつて紹が位に卽いた。ところが敦はなほも紹の位を簒はうと計畫し、屯營を江東の姑熟に移して、自ら揚州の長官となつた。

語釋　聰慧（聰は耳のよく聞えること、慧は惠に同じてさとく賢いこと。聰明叡智の意。）○間者（此のごろ、此の間の意。）○布衣之交（布衣は無位無官のものの著る衣服。貴人が人に接するに上下貴賤の區別を棄て爵祿のない者のやうにして交ること。）○牧（牧民の長官。）

○以王導爲司徒、加大都督、督諸軍討敦。敦復反、發兵而病。使郭璞筮之。璞曰、明公起事、禍必不久。敦大怒曰、卿壽幾何。璞曰、命盡今日日中。敦斬之。帝自出覘敦軍。敦晝夢日環其營、驚悟曰、黃鬚鮮卑兒來耶。帝母鮮卑、出也。亟遣人追之、不及。帝帥諸軍出屯南皇堂、夜募壯士渡水、掩敦兄王含軍、大破之。敦聞含敗曰、我兄老婢耳。門戶衰、世事去矣。因作勢起、欲自行、困乏復臥、尋卒。敦黨悉平。發敦屍斬之。有司奏罪王氏兄弟。詔曰、司徒

導以大義滅親。將十世宥之。悉無所問。

【訓讀】王導を以て司徒と爲し、大都督を加へて諸軍を督せしめ、敦を討す。敦復反し、兵を發して病む。郭璞をして之を筮せしむ。璞の曰はく、「明公事を起さば、禍必ず久しからじ」と。敦大に怒りて曰はく、「卿の壽幾何ぞ」と。璞の曰はく、「命今日の日中に盡きん」と。敦之を斬る。帝、自ら出でゝ敦の軍を覘ふ。敦、晝、日其の營を環ると夢み、驚き悟めて曰はく、「黃鬚鮮卑の兒來れるか」と。帝の母は鮮卑の出なり。亟に人をして之を追はしめしかど及ばざりき。帝諸軍を帥ゐて、出でゝ南皇堂に屯し、夜壯士を募りて水を渡り、敦の兄の王含が軍を掩ひて、大いに之を破る。敦、含の敗れしを聞きて曰はく、「我が兄は老婢のみ。門戸衰へ、世事去りぬ」と。因りて勢を作し起ちて自ら行かんと欲し、困乏して復臥し、尋いで卒す。敦の黨悉く平ぐ。敦の屍を發きて之を斬る。有司、王氏の兄弟を罪せんと奏す。詔して曰はく、「司徒導は大義を以て親を滅せり。將に十世之を宥さんとす」と。悉く問ふ所無かりき。

【通釋】帝は王導を以て司徒となし、大都督の職を加へ、諸軍をすべをさめて王敦を征討せしめた。

敦がまたも謀叛して軍を起した時、病氣に罹つて兵の指揮が出來なかつた。そこで郭璞をして事を起すことの吉凶を占はせた。璞のいふやう、「君公が若し亂を起されるならば、禍は必ず久しからずして公の身の上に及びませう」と。(之を聞いて)敦は大いに怒り、「そんならお前は幾歳まで生きることが出來るのか」と聞くと、璞は「私の壽命は今日の日中で盡きませう」と答へた。そこで敦は直ちに璞を斬つた。帝は自分で敦の軍の樣子を見に往つた。敦は其の時丁度晝寢をしてゐたが、日輪が其の陣營を廻る夢を見、驚き覺めていふやう、「鬚の黃色い鮮卑の兒が來たのではないか」と。急に人をやつて追はせたが追ひつかなかつた。帝は諸軍を率ゐて出で、南皇堂に屯營し、夜中に壯士を募集し川を渡つて敦の兄の王含の軍を襲つて大いに之を破つた。敦は含の破れたのを聞いていふやう、「我が兄は老いた婢女のやうなもので何の役にも立たない。もはや我が家門は衰へ、世の望も絕えた」と。因つて强ひて元氣を出し起つて自分で行かうとしたが、もはや精力も盡き果てゝゐたので復倒れ臥してしまひ尋いで死んだ。是に於て敦の徒黨は悉く平ぎ、敦の死骸は掘り出され斬罪に處せられた。諸役人は王氏の兄弟を罪したいと奏上したが帝は詔して「司徒の王導は大義の爲に親族を滅した大忠臣であるから、十代の後までも死罪を許すべきものである」といつてすべて罪を問はなかつた。

語釋 明公（賢明な君の意で、王導を指していふ。）○黃鬚鮮卑兒（晉宗明帝を嘲った語。帝の母の荀氏は燕人で鮮卑族である。鮮卑の人の鬚は黃色いのでかう呼んだのである。）○困乏之（氣力の窮に乏つることの苦しみのを困と云ひ、力の盡き果げることの皆なきことを乏と云ふ。疲れて氣力のないこと。）○大義滅親（左傳の隱公四年の條に見えてゐる。君臣の義の爲には親族をも滅すこと。）○十世宥之（左傳の襄公二十一年の條に見えてゐる語。君家に大功勞有れば其の人の十代の後までも死罪を赦して宜しいといふこと。）

○以陶侃都督荊・湘等州諸軍事。侃少孤貧。孝廉范逵過之。侃母湛氏截髮賣爲酒食、逵薦侃。遂知名。初爲荊州都督劉弘所用、討義陽叛蠻張昌、又討破江東叛將陳敏、又擊破湘州劇賊杜弢、自江夏太守爲荊州刺史。王敦疾之、左遷廣州刺史。侃在州、朝運百甓於齋外、暮運於齋內。人問其故、答曰、吾方致力中原。故習勞耳。至是復鎭荊州。士女相慶。

通釋 陶侃を以て荊・湘等の州の諸軍事を都督せしむ。侃、少にして孤貧なり。孝廉范逵之に過ぎる。侃の母湛氏髮を截りて賣りて酒食を爲る。逵、侃を薦む。遂に名を知らる。初め荊州の都督劉弘の爲に用ひられ、義陽の叛蠻張昌を討ち、又江東の叛將陳敏を討ち破り、又湘州の劇賊杜弢を擊ち破り、

江夏の太守より荊州の刺史と爲る。王敦之を疾みて廣州の刺史に左遷す。侃、州に在りて朝に百甓を齋外に運び、暮に齋内に運ぶ。人其の故を問ふ。答へて曰はく、「吾方に力を中原に致さんとす。故に勞を習ふのみ」と。是に至りて復荊州に鎭す。士女相慶す。

通釋 帝は陶侃に命じて荊州・湘州等の諸軍事をすべをさめしめた。侃は幼少の時に親を失つて孤兒となり且つ貧困であつたが、或る時、孝廉の科に及第した范逵といふものが彼を訪問した。侃の母の湛氏は（接待する金がない故）自分の髮の毛を切つて之を賣り、其の金で酒食を調へて差出した。逵は（深く之を感じて）侃を推擧したので、侃が遂に世に知られるやうになつた。侃は初、荊州の都督劉弘に用ひられ、河南義陽の謀反した夷張昌といふものを討ち、又江東の謀叛した大將陳敏を討ち、又湘州の强賊、杜弢を擊ち破つて、江夏郡永昌の大守から荊州の刺史となつた。然るに王敦が之を疾んで廣州の刺史に降された。侃は廣州に在つた時、朝には百の大瓦を役所の外に運び、暮にはそれを役所の内に運んだ。（かくすることが毎日であつたので）ある人がそのわけを尋ねた。するとその返事に「自分は正に中原の恢復に力を盡さうとしてゐる。（それには非常の勞苦を要するから、其の時になつて能くそれに耐へられるやうにしなければならない）。故に今から勞苦を習つてゐるばかりだ」と

貴ノ惜ム分陰ヲ
樗蒲
竹頭木屑

いつた。この時になつて復、荊州を鎭め治めることを命ぜられた。荊州の男女は皆喜んで觀し合つた。

語釋 左遷（支那では昔時の習慣は右を貴び、それで官位を降して遠方に遷すことを左遷と云ふ。右を貴ぶのは左の手は右の強さに及ばないと云ふ意味からであらう。）〇至レ是（初めの「[illegible]」の事を指して言つたのである。）

侃性聰敏恭勤。嘗曰、大禹聖人。乃惜寸陰。衆人當惜分陰。取諸參佐酒器蒲博具、悉投於江。曰、樗蒲者牧猪奴戲耳。嘗造船、籍竹頭木屑而掌之。後正會雪霽地濕。以木屑布地。及後有征蜀之師、得侃竹頭作釘裝船。其綜理微密類此。○帝崩。在位三年。改元者一。曰太寧。太子立。是爲顯宗成皇帝。

通釋 侃の性、聰敏恭勤なり。嘗て曰はく、「大禹は聖人なり。乃ち寸陰を惜めり。衆人は當に分陰を惜むべし」と。諸の參佐の酒器蒲博の具を取りて、悉く江に投じて曰はく、「樗蒲は牧猪奴の戲のみ」と。嘗て船を造るや竹頭木屑を籍して之を掌らしむ。後正會に雪霽れ地濕ふ。木屑を以て地に布く。後蜀を征する師有るに及びて、侃の竹頭を得て釘を作り船を裝す。其の綜理の微密なること此

に類せり。○帝崩ず。在位三年、改元する者一。太寧といふ。太子立つ。是を顯宗成皇帝と爲す。

【通釋】侃の性質は聰明でさとく賢く、其の上鄭重で勤勉であつた。ある時曰ふやう、「(古の)大禹は聖人でありながら、猶一寸の日影を惜まれた。我々凡人は一分の日影を惜しまなければならない」と。又諸々の役人の持つて居る酒を飲む器や樗蒲と云ふ局戲に使ふ道具を取つて皆川の中に投げ捨て、「樗蒲は豚飼下郎のする戲事である」といつた。又ある時船を造つたが、其の竹の切り端や鋸の引屑を帳面に附けて保存させた。其の後正月元日の慶賀の會の時に雪が霽れたばかりで、地は泥濘で濕つてゐたので、さきの木屑を地面に布いた。(又桓溫が)蜀を征伐する時、侃の保存してゐた竹の切端を得てそれで釘を造つて、船を修繕した。陶侃の萬事を統べ理めるのに綿密であつたことは此の一事でも類推することが出來る。○帝が崩じた。在位三年、年號を改めること一度、太寧といつた。太子が立つて是を顯宗武皇帝といつた。

【語釋】參佐(署の事に參して長官を補佐する役、卽ち州の屬官。) ○蒲博(樗蒲戲と云ふ一種の局戲。晉の人が多く之を好んだ。或ひは蒲は物を賭けて爭ふ具卽ち賭具、樗は棊盤であると云ふ説もある。) ○樗蒲(前の蒲博と同じである。或ひは賭博のことであると云ふ説もある。) ○籍(帳面につけておくこと。その散逸しない爲めにである。) ○正會(正月元日の賀の會。又元會ともいふ。)

【餘論】陶侃が甕を運んで勞に習ひ自ら分陰を惜しむべしと言つたことは、人に努力の必要を敎へて、

力強く迫り來るを覺える。そこを捉へて努力第一主義を高調したものに室鳩巣の駿臺雜話の文がある。

曰く、

諸君の如きは春秋に富み材力に贍る。もし懈らずして日に學に進まば、何ぞ古人に及ばざるべき。然れども歲月は恃むに足らず、材力は多とするに足らず。たゞ孳々汲々として勉めて息まざるにあるべし。もし悠々として日を渉り、一旦年老い齡傾きて後、日頃の懈を思ひ出でゝ、いかに悔ゆとも何の益かあるべき。卽ち今、翁が身の上にて候。されば古詩にも「少壯不努力。老大徒傷悲。」といひ、陶淵明も「盛年不重來。一日難再晨。及時當勉勵。歲月不待人。」といへば、古人も此の感懷を同じうせしとぞ見えし。これこの詩句、時々吟詠して勇進の氣を振ひ起すべし。又世に傳ふる朱文公(朱熹)の勸學の文に、「勿謂今日不學而有來日。勿謂今年不學而有來年。日月逝矣。歲不我延。嗚呼老矣。是誰之愆。」とあり。言、簡にして意も明白なり。をりふし打ち誦じて、自ら警むるによかるべし。それよりも翁が常に愛するは陶侃が語なり。

大禹聖人。乃惜寸陰。至於衆人。當惜分陰。豈可佚遊荒廢。生無益於時。死無聞於後。是自棄也。

といへるこそ學者志を立つるの法とすべきなれ。前にいへる淵明が詩も、曩祖（陶侃を指す、淵明は其の孫なり）以來の家法にこそと思ひ侍り。凡そ人と生れて學に志ありといふ際の、生きて時に益なく、死して後に聞ゆることなく、草木と同じく朽ち果てんは、いと口惜しかるべき事なり。されば諸君も此の陶侃が語をもて自ら激昂して、日夜勤勉せらるべし。

顯宗成皇帝

蘇峻反

卞壼父子忠孝

顯宗成皇帝、名衍。母庾氏。五歲卽位。司徒導與帝舅中書令庾亮輔政。太后臨朝。○歷陽內史蘇峻反。峻前守臨淮。於王敦再犯闕時、入衞有功威望漸著。及在歷陽、卒銳器精。志輕朝廷、招納亡命。庾亮修石頭城以備之、建請徵峻爲大司農。峻擧兵陷姑孰。尚書令卞壼督軍、與峻力戰死。二子隨之、亦赴敵死。母撫其屍曰、父爲忠臣、子爲孝子。何恨。庾亮出奔。峻兵犯闕。陶侃溫嶠入討峻斬之。

【原文】顯宗成皇帝、名は衍。母は庾氏。五歳にして卽位す。司徒導、帝の舅中書令の庾亮と政を輔く。太后朝に臨む。○歷陽の內史蘇峻反す。峻前に臨淮に守たり。王敦の再び闕を犯し時に於いて、入衞して功あり。威望漸やく著る。歷陽に在るに及びて、卒鋭に器精なり。志朝廷を輕んじ、亡命を招納す。庾亮石頭城を修して之に備へ、建請して峻を徵して太司農と爲す。峻兵を擧げて姑孰を陷る。尙書令卞壼軍を督し、峻と力戰して死す。二子之に隨ひ、亦敵に赴きて死す。母其の屍を撫して曰はく、「父は忠臣たり、子は孝子たり。何ぞ恨みん」と。庾亮出奔す。峻が兵闕を犯す。陶侃溫嶠入りて峻を討じて之を斬る。

【通解】顯宗成皇帝は名を衍といひ、母は庾氏で、五歳の時位に卽いた。司徒の王導が帝の舅である中書令の庾亮と共に政を輔佐し、太后庾氏は帝に代つて朝廷に臨んで政を聽いた。○歷陽の內史である蘇峻が謀反した。峻は以前に淮東の臨淮府の守であつたが、王敦が二度目に宮城へ攻め入らうとした時峻は早くも宮門に入つて之を守り、手柄をたてゝ威勢名望がだん／＼と世に顯はれた。歷陽に居るやうになつてからは、兵卒は强く、武器はすぐれてゐたので、心に朝廷を侮り、逃亡者を招き入れて事を擧げる準備をしてゐた。庾亮はそこで石頭城を修繕して其の用心をなし、又上奏して帝に

請うて峻を徵し大司農といふ役にした。然るに峻は(命を奉じないで謀反をし)兵をあげて姑孰を陷れた。此の時尙書令の卞壺は諸軍を總べをさめ峻の軍と烈しく戰つたが(利あらずして)戰死した。此の時卞壺の二人の子も父に隨つて戰場に出たが亦敵に向つて討死をした。母がその死骸を撫でゝいふやう、「父は國の爲討死して忠臣となり、子は父の爲戰死して孝子となつた。自分はもう何の恨も不足もない」と。かくて庾亮は大敗して出奔したので峻の兵は宮城に攻め入つたが、陶侃と溫嶠が宮門に入つて峻を討ちて之を斬つた。

語釋　歷陽(縣の名、揚州淮南郡に屬す。今は安徽省和州に屬する。)　○臨淮(徐州に在る郡の名、今は安徽省泗州に屬する。)　○亡命(亡は逃亡、命は名籍、戶籍を脫して逃亡すること。)　○建請(獨り意見を建てて奏請すること。)

前趙亡

○後趙主石勒大破趙兵、獲趙主劉曜。曜與勒連攻戰、互勝負。曜攻後趙金墉城。勒自將救之、大戰于洛陽。趙兵大潰。曜醉墮馬、爲勒獲。歸殺之。前趙亡。

溫嶠卒

○晉驃騎將軍溫嶠卒。嶠初爲劉琨所遣、使江東。母不欲。嶠絕裾而

去。既至不復得歸北。終身以爲恨。嶠盡心晉室。敦峻之平皆嶠力。

【訓讀】後趙の主石勒大に趙の兵を破り、趙主の劉曜を獲たり。曜、勒と連りに攻戰して互に勝負あり。曜、後趙の金墉城を攻む。勒自ら將として之を救ひ、大に洛陽に戰ふ。趙の兵大に潰ゆ。曜醉ひて馬より墮ち、勒の爲に獲らる。歸りて之を殺す。前趙亡ぶ。○晉の驃騎將軍溫嶠卒す。嶠初め劉琨の爲に遣られて江東に使す。母欲せず。嶠裾を絕ちて去る。既に至りて復北に歸るを得ず。身を終ふるまで以て恨と爲せり。嶠心を晉室に盡す。敦・峻の平ぎしは皆嶠の力なり。

【通解】後趙の主の石勒は大に趙の兵を破つて、趙の主劉曜を生捕にした。前方から曜と勒とは引續き攻め戰ひ、互に勝つたり負けたりしてゐたが、(此の度)曜が洛陽の北西なる後趙の金墉城を攻めたので、勒は自ら大將となつて之を救ひ、大に洛陽で戰つた。が趙の兵は大に負け崩れて、その際曜は酒に醉うてゐたので馬から落ち、勒の爲に生捕られたのである。勒は兵を引揚げて歸つて後曜を殺した。是れで前趙は亡びてしまつたのである。○晉の驃騎將軍の溫嶠が死去した。嶠は以前劉琨の爲に江東に使にやられたが、母は嶠の往くのを好まず、着物の裾に取りついて引き留めたのに、嶠は振り

石勒稱帝

中原逐鹿　磊磊落落

此法當失

切つて出て行つた。さて行つて見ると、再び北に歸ることが出來なかつたので、母に背いたことを生涯恨とした。嶠は心を晉の朝廷の爲に盡した。かの王敦や蘇峻の亂の平定したのも皆嶠の力である。

語釋　前趙亡（前趙とは石勒の後趙と區別する爲に云ふのである。初め劉淵は西晉の惠帝の永興元年に自ら大單于と稱し尋いで漢王と稱した。大興元年に劉曜が自立して漢王となり、後、漢を改めて趙と號した、是れが即ち前趙である。永興元年から咸和四年に至る三世二十六年で、滅ひたのである。）

○後趙石勒稱天王、尋稱帝。嘗大饗群臣、問曰、朕可方古何主。或曰、過於漢高。勒笑曰、人豈不自知。卿言太過。若遇高帝、當北面事之、與韓彭比肩耳。若遇光武、當並驅中原。未知鹿死誰手。大丈夫行事、當磊磊落落、如日月皎然。終不效曹孟德・司馬仲達、欺人孤兒寡婦、狐媚以取天下也。勒雖不學、好使人讀書而聽之、時以其意論得失。聞者悅服。嘗聽讀漢書、至酈食其勸立六國後、驚曰、此法當失。何以遂得天下。及聞張良諫、乃曰、賴有

此耳。後遣使修好于晉。晉焚其幣。勒卒。子弘立。

【通釋】後趙の石勒天王と稱し、尋いで帝と稱す。嘗て大いに群臣を饗し、問ひて曰はく、「朕は古の何の主に方ぶ可きか」と。或人曰はく、「漢高より過ぎたり」と。勒笑ひて曰はく、「人豈に自ら知らざらんや。卿の言太だ過ぎたり。若し高帝に遇はゞ當に北面して之に事ふべく、韓彭と肩を比べんのみ。若し光武に遇はゞ當に中原に並驅すべし。未だ鹿の誰が手に死なんを知らず。大丈夫事を行ふや、當に磊々落々たること日月の皎然たるが如くなるべし。終に曹孟德・司馬仲達が人の孤兒寡婦を欺き、狐媚して以て天下を取るに效はざるなり」と。勒學ばずと雖も、好みて人をして書を讀ましめて之を聽き、時に其の意を以て得失を論ず。聞く者悅服す。嘗て漢書を讀むを聽き、酈食其が六國の後を立つるを勸むるに至りて驚きて曰はく、「此の法當に失すべし。何を以てか遂に天下を得たる」と。張良の諫を聞くに及びて、乃ち曰はく、「賴に此れ有るのみ」と。後使を遣して好を晉に修む。晉其の幣を焚く。勒卒す。子弘立つ。

【口譯】後趙の石勒は（この時）天王と稱し、尋いで帝と稱した。ある時大に群臣を饗應し、（其の席で）

問うていふやう、「朕は古の如何なる人主とくらべるべき者か」と。ある者が媚び諂つて「（陛下のすぐれた勇武、すぐれた謀略は）漢の高祖皇帝に過ぎて居ります」といふと、石勒は笑ひながら「人は何とて自分の器量を自分で知らないことがあらうや。君の言葉は甚譽め過ぎて居る。朕は若し高帝の如き大人物に逢つたならば、臣下の列に加はつて、韓信・彭越などゝ肩を並べるまでぢや。若し後漢の光武皇帝に逢つたならば中原に馬を並べて競爭しよう。（其の時は）王位はどちらの手に入るか分らない。（朕の實力はそれ位のところぢや。）一體男子が事を行ふには心の大きくてさつぱりしてゐることが日月の明かなる如くでなければならない。つまり俺は曹孟德や司馬仲達が人のみなしごや後家をだまし、巧に欺き惑はして天下を取つたやうな眞似はしないのぢや」といつた。石勒は學問をしなかつたが、人に書を讀ませて聞くことを好み、時々自分の意見で事の利害得失を論じたが、聞く者は心から感服した。ある時臣下に漢書を讀ませてそれを聞いて居たが、酈食其が高帝に勸めて六國の後を立てる條になつて驚いていふやう、「これは天下を失ふべきやり方ぢや。然るに高帝はどうして遂に天下を得たのであらうか」と。又張良が漢王を諫めて六國の後を立てないがよいと主張したことを聞くに及んで、そこで「幸にこの諫があつたから高帝は遂に天下を得たのだ」といつた。此の如く石

勒は學問は無くともその見識はなか〳〵卓越してゐたのである。）其の後使を遣はして交誼を晉に修めしめたが、晉はその贈物を燒いて受けなかつた。勒が死んで子の弘といふものが立つた。

語釋 或曰（中書令の徐光の言。）○北面（臣下となるの意。君主は南面して政を聽き臣下は北面して君主に仕へるものである故、かく云ふのである。）○韓彭（漢高帝の臣韓信と彭越。）○磊々落々（磊々は落々に同じい。磊落は小事に拘らず志の大きくて明白なこと。）○鹿死誰手（天下は誰の手に歸するであらうかの意。鹿は譬喩で天下、王位、帝位を云ふ。委しくは漢高祖の章に出づ、上巻五一五頁參照。）○漢書（後漢の班固の撰んだ一大西漢史で百二十卷ある。十二帝紀、八表、十志、七十列傳から成つてゐる。）○酈食其（漢高祖の章に出づ。上巻四五九頁參照。）○狐媚（老狐は能く變化して人に媚び人を惑はすので欺いたり諂つたりすることを狐媚と云ふ。）○勒立六國之後（漢高祖の章に出づ。上巻四五六頁參照。）

陶侃威名赫然

石虎殺主自立

成改號漢

○晉太尉陶侃卒。侃都督八州、威名赫然。或謂侃曾夢生八翼上天門、至八重折左翼而下。力能跋扈。每思折翼之夢、輒自制。在軍四十一年。明毅善斷。人不能欺。自南陵至白帝數千里。路不拾遺。○後趙石虎殺其主弘、而自立、爲趙天王、殺勒種無遺。○成改國號曰漢。李雄以兄子班爲太子。雄卒、班立。雄子越、弒班而立其弟期。期忌雄弟漢王壽威名、使出屯于外。

壽還襲弑期而自立。

【訓讀】晉の太尉陶侃卒す。侃八州を都督し、威名赫然たり。或は謂ふ、侃嘗て夢に八翼を生じて天門に上り、八重に至り、左翼を折りて下る。力能く跋扈すれども、翼を折るの夢を思ふ毎に、輒ち自制せり」と。軍にあること四十一年。明毅にして善く斷ず。人欺くこと能はず。南陵より白帝に至るまで數千里、路遺ちたるを拾はず。○後趙の石虎、其の主弘を殺して、自立して趙天王となり、勒の種を殺して遺すなし。○成、國號を改めて漢と曰ふ。李雄兄の子班を以て太子と爲す。雄卒す。班立つ。雄の子越、班を弑して其の弟の期を立つ、期雄の弟漢王壽の威名を忌み、出でゝ外に屯せしむ。壽還り襲ひて期を弑し自立す。

【通釋】咸和九年に晉の太尉の陶侃が死去した。侃は八州をすべをさめ、威勢名望が盛んであつた。或る人の說に侃はいつぞや夢を見たことがある。それは八つの翼が出來て天門に上り八重の高い處まで達して、今一重といふ處で左の翼が折れて下つたと云ふのであつた。それ故力は思ふまゝに振ふことの出來る程十分にあるのだけれども、翼の折れた夢を思ふ毎にすぐ自分で我が心を抑制したのであ

るといふことである。侃は軍に在ること四十一年、事理に明かで決斷力があつたので、人に彼を欺くことが出來なかつた。江東の南陵より夔州の白帝といふ處に至るまで數千里の間、民がよく治つて、道に落ちた物があつてもそれを拾ひ取るものがなかつたと云ふほどであつた。○後趙の臣石虎は其の主なる弘を殺し、自分で立つて趙の天皇となり、石勒の子孫を殺して一人も遺さなかつた。○成の國では國號を改めて漢といつた。初め李雄が兄の子の班を以て太子として置いたので、雄が死去すると班が立つた。然るに雄の子の越が班を弑して其の弟の期を立てた。期は父雄の弟の漢王壽の威勢名聲の盛んなのを忌み惡んで、之を都から地方に出して屯營させて置いたところ、後に壽は地方から歸つて來て、不意打をして期を弑して自分が立つた。

語釋 都督八州（明帝の時、司・湘・雍・梁の四州を督し、成帝の時、交・廣・荊・江の四州を督した。）○八重（天は九重になつてゐる。八重まで登れば餘すところ僅かに一重である。）○鼓翼（翼は羽、[illegible]魚はよく[illegible]の中に入つてゐるが。大魚は自由にはね出し[illegible]）○明毅（知識が明かで事理に達し、意志が強くて善く決斷すること。）○勒種（勒の子孫一族。）○成（[illegible]）

○代王什翼犍立。先是代王賀傉卒。弟紇那嗣。紇那出奔。鬱律子翳槐立。

代王始制百官

紇那復還。翳槐奔趙、趙納翳槐于代。翳槐臨卒、命諸大人、立弟什翼犍。自猗盧死、國多內難、部落離散。什翼犍雄勇有智略。能修祖業、始制百官、號令明白、政事清簡。百姓安之。於是東自濊貊、西及破落那、南距陰山、北盡沙漠、率皆歸服。有衆數十萬人。拓跋氏自是愈大。

【訓讀】代王、什翼犍立つ。是より先代王賀傉卒し、弟紇那嗣ぐ。紇那出奔す。鬱律が子翳槐立つ。紇那復還る。翳槐趙に奔る。趙、翳槐を代に納る。翳槐卒するに臨み、諸大人に命じて弟什翼犍を立てしむ。猗盧死せしより、國內難多く、部落離散す。什翼犍雄勇にして智略有り、能く祖業を修め、始めて百官を制す。號令明白にして政事清簡なり。百姓之を安んず。是に於て東は濊貊より、西は破落那に及び、南は陰山を距て、北は沙漠を盡し、率ね皆歸服す。衆數十萬人有り。拓跋氏是より愈〻大なり。

【通釋】代王の什翼犍が立つた。是より以前に代王の賀傉が死去し、其の弟の紇那が相續したが、

(間もなく)紇那は出奔したので、鬱律の子の翳槐が立つた。(然るに)紇那が復歸つて來たので、翳槐は之を避けて趙に奔つて援助を求めた。そこで趙では翳槐を助けて代に歸らせ再び入れて王とした。翳槐が死去に臨み、諸〻の酋長に遺命して、自分の弟の什翼犍を立てさせた。代の國は猗盧が死んでから國に內亂が多く、諸〻の部落が離れ〳〵になつてゐたところが、今度立つた什翼犍は意氣が勇壯で、智略に富み、よく父祖より傳はつた事業を續ぎ修め、始めて百官を定めた。號令明白で政治は事少なく簡明であつたから人民は安堵した。それで東の方は濊貊から、西の方は破落那に及び南は遠く陰山から北は戈壁の砂漠の果まで、諸部落はおほかた皆歸服した。かくて兵衆は數十萬にも達したので拓跋氏は是よりいよ〳〵大きくなつた。

【語釋】命(遺言すること、遺言と) ○大人((一)子が父を呼ぶ稱、(二)汝を呼ぶ稱、(三)大德の人を指す。ここでは部落の長卽ち酋長である) ○濊貊(朝鮮の東部高麗族の居る處。) ○破落那(天山の西北大宛の後裔の族の居る處。) ○陰山(山の名、甘州南東に亘してゐた。)

○晉丞相王導卒。初帝卽レ位沖幼。每レ見レ導必拜。既冠猶然。委二政於導一。導以二門地一王述爲レ掾。述未レ知レ名。人謂二之痴一。既見問二江東米價一。述張レ目不レ答。導曰、

王掾不痴。導毎發言、一坐莫不贊歎。述正色曰、人非堯舜。何得毎事盡善。導改容謝之。導性寛厚、所委任諸將、多不奉法。大臣患之。

【訓讀】晋の丞相王導卒す。初め帝、位に卽きて沖幼なり。導を見る毎に必ず拜す。既に冠すれども猶然り。政を導に委す。導門地を以て、王述を掾と爲す。述未だ名を知られず。人之を痴といふ。既に見るとき江東の米價を問ふ。述、目を張りて答へず。導の曰はく、「王掾は痴ならず」と。導、言を發する毎に、一坐贊歎せずといふこと莫し。述、色を正して曰はく、「人、堯舜に非ず、何ぞ毎事善を盡すを得ん」と。導容を改めて之を謝す。導の性寛厚、委任する所の諸將、多くは法を奉ぜず。大臣之を患ふ。

【通釋】晋の丞相の王導が死去した。初め帝が位に卽いたときは極めて幼少であつたから、導を見るたびに必ず拜禮した。帝が既に成人して冠禮を行つた後でも矢張其の通であつた。(かやうに成帝は王導を尊敬して居られたので)政事はすべて導に委任された。導は家柄といふ上から王述を屬官とした。述はまだ世に名を知られて居らないので、人は之を馬鹿者だと思つてゐた。それで面會した時導

は遂に向ひ、試に江東の米價を問うたところ、（餘り馬鹿らしい故）王述は目を見張つたまゝ返答しなかつた。（此の事から述の遠大であることを推測して）導は「王述は決して阿呆ではない。」といつた。（當時王導の勢力は大したもので）導が何か一言言ふと一座の者は直ちに之れに贊成して嗟賞しない者はなかつた。然るに述は顏色を正して導に向つて云ふやう、「人は皆堯や舜の如き聖人ではないどうして事毎に善を盡すことが出來ようぞ」と。導は居ずまひを正して述に謝した。導の性質は寬大重厚であつたが、其の用ひる所の諸將の中には（導の寬厚なのに狎れて）法を守らないものが多かつたので大臣等は之を心配した。

【語釋】 清勁（やはり清と同義。なさけし、いとになし。）（一）冠（年が十分に達して冠禮を行ふこと、即ち元服するを云ふ。）（一）門地（門閥、家柄、）

庾亮

庾亮欲起兵廢導。或勸導密備。導曰、吾與元規休戚是同。元規若來、吾便角巾歸第。復何懼哉。亮雖居外鎮、而遙執朝權、據上流、擁强兵。趨勢者多歸之。導内不能平。嘗遇西風塵起、擧扇自蔽徐曰、元規塵汚人。導簡素寡

衣不帛

欲善因事就功。雖無日用之益、而歳計有餘。輔相三世、倉無儲穀、衣不重帛。

〔訓讀〕庾亮兵を起して導を廢せんと欲す。或ひと導に勸めて密に備へしむ。導曰はく、「吾と元規とは休戚是同じ。元規若し來らば、吾便ち角巾して第に歸らん。復何ぞ懼れんや」と。亮、外鎭に居ると雖も、而も遙に朝權を執り、上流に據りて、强兵を擁す。勢に趨く者、多く之に歸す。導、內平かなる能はず。嘗て西風に塵の起るに遇ひ、扇を擧げて自ら蔽ひ、徐に曰はく、「元規の塵、人を汚す」と。導、簡素寡欲、善く事に因りて功を就す。日用の益なしと雖も、而も歳計に餘有り。三世に輔相として、倉に儲穀無く、衣、帛を重ねず。

〔通釋〕庾亮は兵を起して導を廢しようとしたので、ある人は導に內々其の用心をするやうにと勸めたが、導は「自分と元規とは國家の爲に喜憂を共にして居る。それ故若し元規が我を不忠不義のものとして攻めて來たならば、自分は潔く官を辭して隱者の頭巾を着て自分の屋敷に歸らう。またどうして彼を懼れようぞ。」といつて（聞かなかつた。）庾亮は外なる藩鎭に居りながら、遠くより朝廷の政

權をとり、上流にたて籠つて強兵を抱へてゐた。(此の時庾亮は鎭撫使となつて武昌城に居た。此の城は大江の上流に位置してゐるので上流に據ると云つたのである。)時の勢の好い方に阿り附く者は多くは亮に從つた。因つて導は心中不平であつた。ある時西風で塵埃の起ち上るに遇ひ、扇をあげて顏を蔽ひながら、徐に曰ふのに「元規の方から來る塵が人を汚す」と。(是れは庾亮の專橫を惡んで嘲つたのである。)導は物事を簡易にして質素を旨とし、至つて慾が少く、又事件に出遇へば善くそれを處理して功を立てた。(其の職務のやり方は)日々には利益がないやうだが、一年になつて計算してみると餘が出來てゐるといふ風であつた。王導は三帝の輔佐として(高き身分にありながら)自分の倉には貯への米もなく、又衣服は絹物を重ねなかつた。(是れに由つても王導の簡素清廉であつたことが分るのである。

【語釋】元規(庾亮の字。)○休戚(休は喜で戚は憂。國家の安危休戚を云ふ。)○角巾歸レ第(角巾は隱者の著ける頭巾、第は邸宅。官を辭して吾が邸に歸り隱居しようとの意。)○外鎭(朝廷の外に在つて四方を鎭撫する職務。)○三世(元帝明帝成帝の三代。)

○晉司空庾亮卒。初蘇峻之亂、亮激之也。峻平、亮泥首謝罪、求外鎭自效。

後都督江荊等州諸軍事、辟殷浩參軍。浩與褚裒皆識度清遠。善談老易、擅名江東。而浩尤爲風流所宗。亮欲開復中原、上疏請率大衆移鎭石城、遣諸軍羅布江沔、爲伐趙之規。蔡謨曰。不能以大江禦蘇峻。安能以沔水禦石虎。乃詔亮不聽移鎭。至是卒于武昌。

【字解】晉の司空庾亮卒す。初め蘇峻の亂は亮之を激したればなり。峻平ぎ亮泥首して罪を謝し、外鎭を求めて自ら效す。後江荊等の州の諸軍事を都督し、殷浩を辟して參軍とす。浩、褚裒と皆識度清遠なり。善く老易を談じ、名を江東に擅にす。而して浩、尤も風流の爲に宗とせらる。亮、中原を開復せんと欲し、上疏して大衆を率ゐ移りて石城を鎭し、諸軍を遣りて江沔に羅布し、趙を伐つの規を爲さんと請ふ。蔡謨曰はく、「大江を以て蘇峻を禦ぐこと能はずして、安ぞ能く沔水を以て石虎を禦がん」と。乃ち亮に詔して鎭を移すを聽さざりき。是に至りて武昌に卒す。

【通釋】晉の司空の庾亮が死去した。以前にかの蘇峻が亂を起したのは、實は亮が（建請して峻を徵

し、大司農に任じようとして）却つて之を挑發したのである。それ故峻の亂が平いだ時、亮は荆人の讐となつて罪を詫び、わざ〳〵外鎭を求めて地方官となり、大いに功績を擧げて罪を償はうとした。後江州・荆州等の諸軍事をすべをさめ、殷浩を召し出して參軍とした。この殷浩は褚裒と共に皆見識度量が清淨幽遠であつて、能く老子や易經を談じ、其の名望が江東に高かつた。さうして浩は殊に清談家の徒に尊はれた。さて亮は中原を開拓して取返さうと思ひ、上書して大軍を引連れ、移つて石城に鎭戍を立て、又諸軍を遣して漢江沔水のほとりに陣を布きつらね、趙を伐つ計畫を致したいと請うた。但し蔡謨といふ者が反對して、「大江を以てさへも蘇峻を防ぎ得なかつたものが、どうして沔水のやうな小河をへだてて趙の石虎を禦ぐことが出來ようぞ」と述べたので、帝は（成程と思ひ）亮に詔して師を移すことを許されなかつた。（かくて亮は趙を伐ち滅す目的を達することが出來ないで）此の時になつて武昌で死んだのである。

【語釋】 激之（刺戟して起さしめる。） ○泥首（首に泥を塗り罪人の姿となつて罪を謝ふのである。） ○風流（當時は老莊の虚無を唱へる清談家を稱して風流人士と云つた。） ○開復（開拓し恢復する。） ○石城（城の名、今の安徽省に屬する地。） ○江沔（江は漢江、沔は漢水の上流。）

○晉封慕容皝爲燕王。自皝父爲遼東公、立皝爲世子。雄毅多權略、喜經

術。庬卒。皝立。其下勸稱王。皝使請于晉。遂封之。○帝在位十八年。頗有勤儉之德。改元者二。曰咸和・咸康。崩。二子丕・奕在襁褓。帝母弟瑯琊王立。是爲康皇帝。

【語譯】晉、慕容皝を封じて燕王と爲す。皝の父遼東公と爲りしより、皝を立てて世子と爲す。雄毅にして權略多く、經術を喜ぶ。庬卒す。皝立つ。其の下勸めて王と稱せしむ。皝晉に請はしむ。遂に之を封ぜり。○帝、在位十八年。頗る勤儉の德あり。改元する者二つ。咸和・咸康と曰ふ。崩ず。二子丕・奕襁褓に在り。帝の母弟瑯琊王立つ。是を康皇帝と爲す。

【通釋】晉は慕容皝を封じて燕王とした。皝の父の庬が遼東公となつた時から既に皝を立てゝ世子として置いたのであつた。皝は性質が雄壯剛毅で權謀策略に富み、聖人の學術が好きであつた。父の庬が死んで皝が立つた。さうすると其の家來が王と稱することを勸めたので皝は王號を晉に請はしめた。それで晉は其の請を容れて皝を燕王に封じたのである。○帝は在位十八年で、よほど勤勉儉約の德があつた。年號を改めたことは二度、咸和・咸康といつた。帝が崩じた。二人の子の丕及び奕はまだ乳

康皇帝
殷浩才名
如蒼生何

飲み兒であつたので、帝の同母弟の瑯琊王が立つた。是れが康皇帝と云ふのである。

【語釋】經術（經は經學、術は之を研究する學問。）　〇母弟（同母弟。）

康皇帝、名嶽。成帝臨崩以嶽爲嗣。遂即位。〇都督荊江等州軍事庾翼、爲人慷慨、喜功名、不尚浮華。殷浩才名冠世。翼弗之重曰、此輩宜束之高閣、俟天下太平、徐議其任耳。時人擬浩管葛、伺其出處以卜興亡。曰、淵源不出、當如蒼生何。翼請浩爲司馬。不應。翼以王夷甫嘲之。

【通譯】康皇帝、名は嶽。成帝崩ずるに臨みて嶽を以て嗣と爲せり。遂に位に即く。〇都督荊江等の州の軍事庾翼、人と爲り慷慨、功名を喜びて、浮華を尚ばず。殷浩の才名世に冠たり。翼之を重んぜずして曰はく、「此の輩宜しく之を高閣に束ねて、天下の太平を俟ちて、徐に其の任を議すべきのみ」と。時人浩を管葛に擬し、其の出處を伺ひて以て興亡を卜す。曰はく、「淵源出でずんば、當に蒼生を如何にすべき」と。翼浩に請ひて司馬と爲さんとす。應ぜず。翼、王夷甫を以て之を嘲る。

桓溫豪爽有風槩

【通釋】康皇帝の名は嶽といつた。成帝崩御に臨み、嶽を後繼にしたがとう／＼位に卽いた。〇荊州・江州等の諸軍事を都督する庾翼は庾亮の弟である。其の性格は國家の爲に憂へ歎く心が深く功勳名譽を喜んで、（老子・莊子の學を祖述して空論をする）浮薄で實なき者を尊ばなかつた。（かの風流の宗とされて居る）殷浩の才名は一世に冠絕してゐたが、庾翼は之を重んじないで「浩の如き者共は一括にして高い棚の上に片付け置き、天下の太平になるのを待つて靜に其の用ひ場所を評議するばかりぢや。（今の世には何の役にも立たない。）」といつた。しかし世人は浩を古の管仲や諸葛亮に比較し、浩が進んで官につくか退いて野に在るかを以て國の興るか亡びるかが判斷されると思ひ、「淵源が出て官に仕へないならば天下の人民をどうしようぞ。」といつて（深く之を尊び信賴してゐた。）それで翼は（人民の心を計つて）帝に請うて殷浩を司馬といふ役にしようとしたが、浩は拜命しなかつたので、翼は「彼は王夷甫と同樣な淸談者流で世に不必要な人物ぢや。」といつて浩を嘲つた。

【語釋】浮華（老莊虛無の學を宗んで空談すること。）〇束高閣（束ねて高い棚に片づけておく。轉じて今、書物など、讀まないで棚の上に積んでおくことをいふ。）〇管葛（管仲と諸葛亮。）〇淵源不出云々（有名な句である。淵源は殷浩の字。今日でも「おれが出なけりや治まるまい」といふやうに自負する場合などに「乃公出でずんば蒼生を如何せん」といふのは、この故事より起る。）〇王夷甫（夷甫は王衍の字。）

瑯琊內史桓溫、豪爽有風槩。翼嘗薦之曰、英雄之才、宜委以方召之任。

是翼以滅胡取蜀爲己任、欲悉衆北伐、移鎭襄陽。詔翼都督征討諸軍。翼以溫爲前鋒督。○漢主李壽卒。子勢立。○帝在位三年崩。改元者一。曰建元。太子立。是爲孝宗穆皇帝。

【讀方】瑯琊の内史桓溫、豪爽にして風槩あり。翼嘗て之を薦めて曰はく、「英雄の才、宜しく委するに方召の任を以てすべし」と。是に至りて翼胡を滅し蜀を取るを以て己が任となし、衆を悉して北伐せんと欲し、移りて襄陽を鎭む。翼に詔して征討の諸軍を都督せしむ。翼、溫を以て前鋒の督と爲す。○漢主李壽卒す。子勢立つ。○帝在位三年にして崩ず。改元する者一。建元と曰ふ。太子立つ。是を孝宗穆皇帝と爲す。

【通釋】瑯琊の内史といふ官の桓溫は人と爲りが豪邁雄爽で、威風氣槩があつた。翼はいつぞや之を推薦して「桓溫は英雄の才がある、周の方叔・召伯の役目を彼に委任されるが宜しい」といつた。(桓溫を任用して方叔・召伯などのやうに中興の功業を成さしめたいと云ふ意である。)この時になつて、翼は胡を亡し蜀の國を取ることを以て自分の役目とし、兵士をあるかぎり出して北の胡を征伐しようと

し移つて、襄陽を鎭撫した。晉帝は翼に詔を下して征討の諸軍をすべをさめさせた。翼はそこで桓溫を先鋒の總督とした。○漢王の李壽が死去し、子の勢が立つた。○康帝は在位三年で崩じた。年號を改めたことが一度で、建元といつた。太子が立つた是が孝宗穆皇帝である。

語釋 豪爽有風槩（豪邁俊爽で風カ氣慨が有る。）○方召（方叔と召伯。此の二人は周の宣王を輔佐して中興の大業を成し遂げた名臣。）

孝宗穆皇帝

桓溫有不臣志

漢亡

孝宗穆皇帝名聃、三歲卽位。會稽王昱輔政。○庾翼卒。以桓溫都督荊梁等州軍事。翼初表其子領荊州。何充曰、荊楚國之西門。豈可以白面少年當之。桓溫英略過人。西任無出溫者。丹陽尹劉惔、知溫有不臣之志、謂昱曰、溫不可使居形勝地。昱不聽。竟以溫代翼。○漢主李勢、驕淫不恤國事。桓溫帥師伐漢。拜表卽行。進至成都。勢降。送建康。漢亡。○燕王慕容皝卒。子儁立。

訓讀 孝宗穆皇帝、名は聃、三歲にして位に卽く。會稽王昱、政を輔く。○庾翼、卒す。桓溫を以

て荊梁等の州の軍事を都督せしむ。翼、初め其の子を表して荊州を領せしむ。何充曰く、「荊は國の西門なり。豈に白面の少年を以て之に當つ可けんや。桓溫は英略人に過ぐ。西任溫に出づる者無し」と。丹陽の尹、劉惔、溫が不臣の志有るを知り、昱に謂ひて曰く、「溫は形勝の地に居らしむ可からず」と。昱聽かず。竟に溫を以て翼に代ふ。○漢主李勢、驕淫にして國事を恤へず。桓溫、師を帥ゐて漢を伐つ。拜表して卽ち行く。進みて成都に至る。勢降る。建康に送る。漢亡ぶ。○燕王慕容皝、卒す。子儁立つ。

通解 孝宗穆皇帝は名を聃といひ。三歳で位に卽いた。(幼少なので元帝の子の)會稽王の昱が（攝政となつて）政を輔けた。○庾翼が死んだので桓溫をその後任として、荊梁等の諸州の軍事を取締らせた。翼は初め書を上つて其の子（庾爰之といふ）を天子に御推薦申し上げて荊州を治めしめた。(然るに今翼が死んだので)何充が曰ふには「荊州は楚國の西門に當つてゐる、誠に大切な地である。どうして（あんな庾爰之のやうな）青二才輩を以て之が任に當てることが出來ようぞ。それよりも桓溫は英傑にして謀略に富むこと常人の及ぶところでない。西方の大事を任せておくのは溫に越したことはない」と。ところが、丹陽郡の長官劉惔は溫が謀叛の野心あることを知つて攝政たる昱に向つて

石虎稱レ帝

曰ふには「（桓溫は成る程英雄ではあるがそれだけに）彼に要害堅固の地を守らせることは出來ない。（そんな事をすれば、どんな禍が起らぬとも限らぬ）と忠告した。併し昱は此の說を聽かずに、（何充の說によつて）竟に溫を翼の代りとした。○漢主の李勢は奢りたかぶつて酒色に耽り、少しも國政を心配しなかつた。そこで桓溫は軍を率ゐて漢を征伐した。その時、溫は出軍の旨を上表して申上げたまゝ、（それに對する詔を待たないで）すぐに出發し、進んで成都を攻めた。李勢は溫に降伏した。それで勢が晉の都の建業に護送した。斯くして漢は滅亡したのである。○燕王の慕容皝が死んだので、其の子の儁が立つた。

語釋　會稽（郡名。今の江蘇東部及び浙江西部の地。）○荆梁州（州名。荊州は前に出づ。梁州は今の陝西の漢中道及び四川省。）○荆楚國之西門（荊州は楚國の西方の關門である。卽ち楚國にとつては重要地點であるといふこと。）○白面少年（顏の色のなま白い少年といふので、未だ年若くて世の中の事情に通じない者を侮つていふ語。俗にいふ青二才。）○英略過レ人（英雄で才略があること常人の遠く及ばざるところ。）○西任（西方を鎭撫するの大任。舊註に西夏の任とあるが夏は中國のこと。西夏といふ國名ではない。）○丹陽（地名。今の江蘇江寧縣。）○不臣之志（臣たらざるの志。卽ち謀叛の下心。）○形勝地（地形のすぐれた地。要害堅固の土地。）○拜表卽行（拜表は謹んで書を上ること。上表。卽行は、そのまゝ直ちに行くこと。軍を出すには先づ其旨を上表し、それに對する御沙汰を受けてから出發すべきであるのに、此際は非常に急いだので、詔令を待たずに出發したのである。）○建康（建業に同じい。）

○趙天王石虎稱レ帝。尋卒。子世立。其兄遵弑レ之而自立。趙亂。晉征討都督

褚裒請伐趙
蒲洪人傑

褚裒、表請伐趙。朝野以爲、中原指期可復。蔡謨獨以爲、莫若度德量力。經營分表、恐憂及朝廷。裒遣將。果敗沒。○趙蒲洪遣使降晉。洪事趙累世、至是石閔言於趙主遵曰、蒲洪人傑也。今鎭關中。恐秦雍非國家有。遵罷洪都督。洪怒歸枋頭、遂通于晉。

趙天王石虎、帝と稱す。尋いで卒す。子世、立つ。其の兄遵、之を弑して自立す。趙、亂る。晉の征討、都督褚裒、表して、趙を伐たんと請ふ。朝野以爲へらく、「中原、期を指して復すべし」と。蔡謨、獨り以爲へらく、「德を度り、力を量るに若くは莫し、分表を經營せば、恐らくは、憂、朝廷に及ばん」と。裒、將を遣る。果して敗沒す。○趙の蒲洪、使を遣はして、晉に降る。洪、趙に事ふること累世、こゝに至つて、石閔、趙主遵に言つて曰く、「蒲洪は人傑也。今關中を鎭す。恐らくは、國家の有に非じ」と。遵、洪の都督を罷む。洪、怒つて、枋頭に歸り、遂に晉に通ず。

（永和五年に）趙の天王石虎が帝と稱したが、間もなく死んだ。子の石世が立つたが、其の

兄の石遵が之を殺して自ら獨立した。かくして趙は亂れた。晉の征討都督の褚裒は書を上つて（この機に乘じて）趙を伐たんことを請うた　そこで朝廷にある者も民間の者も、中國は日限を定めて（間違なく當にして）取り戻す事が出來ようと思つた。然るに蔡謨だけは斯う考へた「（先づ事を成さうと思つたならば。）

彼と我との德行の大小と力量の强弱とを考へ（よく双方の利害得失を較べ量つてから取りかゝるに越したことはない。自己の分限に餘ることを計畫したならば、（爲すところ必ず失敗して）、朝廷にまで心配を殘すことになるであらう」と言つた。けれども、褚裒は（それを聽き入れず）、（王龕、李邁の二人）の將を遣はして（趙を伐たせた）が、案の如く二將は負けて戰死した。

○趙の蒲洪が使を遣はして晉に降つた。洪は代々趙に仕へた（譜代の臣であつた）。（それが、どうして趙を去つたかといふと）、この時、石閔（石虎の養子）が趙主の石遵に向つて曰ふには、「蒲洪は傑れた人物でござる。彼れ今は關中を鎭撫して居るが、恐らくはその秦州・雍州の土地は（彼れの手に奪はれて）我が趙の領有では無くなつてしまふで御座らう。（實に恐るべき人物ぢや）」と。遵はその言葉を信じて洪の秦雍二州の都督の職を免じた。洪はこれを怒つて（趙を去つて）枋頭の地に歸り、遂に

卒。子重華立。晉遣使、仍拜西平公。重華自爲王。

【訓讀】涼州の張重華、自ら涼王と稱す。初め惠帝の世、張軌、涼州の刺史と爲り、威、西土に著はる。懷帝、陷沒す。軌、兵を遣りて、愍帝を長安に助けしむ。帝、軌を以て、涼州の牧西平公と爲す。軌、卒す。子寔立つ。寔、妖賊の殺す所と爲る。弟茂、立つ。趙主劉曜、茂を擊つ。茂、趙に降る。茂、卒す。寔の子駿、立つ。茂、終りに臨みて駿に語す、「必ず晉に奉ぜよ。失ふ可からず」と。駿、復た後趙の石勒に臣たりと雖も、之を耻づ。成帝の時、道を蜀に假り、以て晉に通ず。駿、卒す。子重華立つ。晉、使を遣はし、仍つて西平公に拜す。重華自ら王と爲る。

【通釋】涼州の張重華が自立して涼王と稱した。初め西晉の惠帝の世に張軌が涼州の刺吏と爲つたが其の威名は西方の地に鳴り響いた。時に漢の劉聰が洛陽を陷れて懷帝を弑したので、軌は兵隊を遣つて愍帝を長安に助けたのであつた。この爲めに帝は軌を涼州の長官、西平公となして（其の功を賞した。）その後、軌が死んだので、子の寔が立つたが、寔は妖術を以て人を惑はす賊（名は孫弘）に殺され、寔の弟の茂が立つた。時に趙主の劉曜は茂を擊つたので、茂は趙に降つた。やがて茂が

石閔稱レ魏

苻健稱レ帝

死ぬと、寔の子の駿が立つた。茂は死に臨んで駿に遺言して「必ず晉に仕へよ。決して其の志を失つてはならない」と。曰つた。時に駿は復び後趙の石勒の臣となつて居つたけれども、心には之を恥辱として居たが、成帝の時に蜀の領地を通つて晉に好を通じた（父の遺言に從つたのである）。駿が死んで子の重華が立つた。そこで晉は（前からの好があるので）使者を送つて重華を西平公に任じた。が、（重華は之に甘んじないで）遂に自ら涼王と稱したのである。

語釋 涼州（州の名。今の甘肅省涼州府武威縣地方。）○陷沒（城陷り身亡ぶをいふ。永嘉六年に漢の劉曜が洛陽を陷れて懷帝を平陽に拘したことを指す。事、前に出づ。）○西平公（西平は地名。今の甘肅省西寧府の地。）○妖賊（不思議な事を行うて人心を誘惑する怪しき賊徒。名は孫弘と云つた。）○仕レ晉（晉室に奉仕すること。晉につかへること。）○假二道於蜀一（相手國へ行くのに、途中第三國の許を得て其國を通過することを「道を假る」といふ。こゝは晉に通ずるのに蜀の領土を通つたのである。）○仍（ヨツテと讀む。又ナホとも讀んで、前の通りにといふ意。）

○後趙石鑑弑二其主遵一而自立。石閔又幽レ鑑、殺レ之而自立、改二國號一曰レ魏。殺二虎三十八孫一、盡滅二石氏一。閔姓冉、爲二石氏所一レ養。至レ是復二其姓一。後爲二燕所一レ破、執而殺レ之。○蒲洪自稱二三秦王一、改二姓苻一。洪先擒二趙將麻秋一。不レ殺而用二其言一。因レ宴爲二秋所一レ鴆。子健斬レ秋。代領二洪衆一、健入二長安一、自稱二秦天王一。已而稱レ帝。○燕

王雋稱帝。

【訓讀】後趙の石鑑、其の主の遵を弑して、自立す。石閔又鑑を幽して、之を殺して自立し、國號を改めて魏と曰ふ。虎の三十八孫を殺し、盡く石氏を滅す。閔、姓は冉、石氏の養ふ所と爲り、是に至つて其の姓に復す。後に燕の破る所と爲り、執へて之を殺す。○蒲洪自ら三秦王と稱し、姓を苻と改む。洪、先に趙將の麻秋を擒にす。殺さずして其の言を用ふ。宴するに因つて秋の鴆する所と爲る。子の健、秋を斬る。代つて洪の衆を領す。健、長安に入り、自ら秦天王と稱す。已にして帝と稱す。○燕王雋、帝と稱す。

【通釋】後趙の石鑑は其の主の遵を弑して自立した。（養子の）石閔はまた鑑を押し込めて之を殺し、自ら獨立して國號を魏と改めた。そして石虎の孫三十八人を殺し、石氏一族を殘らず滅ぼしてしまつた。閔は其の本姓は冉といひ、後に石氏の養子となつて（石氏を稱してゐたが）是に至つて其の本姓に復して冉をいつた。後ち燕の爲めに破られ、執へられて殺された。○蒲洪が自ら三秦王と稱し、又姓を苻と改めた。洪は先に趙の將の麻秋といふ者を生捕りにしたが、殺さないで、却つて其の言ふこ

とを用ひて居つたが、或時、宴會の席で、麻秋の爲めに毒殺された。そこで洪の子の健は秋を斬つて父の仇を討ち、代つて洪の兵隊を率ゐた。健は長安に入つて自ら秦天王と稱したが、間もなく自ら帝號を稱した。○燕王儁も自ら帝と稱した

【語釋】 ○闔（一家に閉ぢこめること。闔門。） ○滅ニ石氏一（後趙こゝに亡ぶ。石勒が元帝の大興元年に自ら趙王と稱してから穆帝の永和七年、閔に至るまで六世二十四年である。） ○三秦王（關中は項羽の時、秦の降將三人が封ぜられた地で、之を三秦と稱したが、蒲洪は今その故地に據つて三秦王と號したのである。） ○改ニ姓苻一（晉書載記苻洪傳によると「未來記に艸付まさに王たるべし」とあり、又孫の堅の背に艸付の二字が記されてあつたといふので、その緣起を信じて、艸付の二字を合した苻を取つて姓となし且つ王となるべき祥瑞に應じたのであるといふ。） ○用ニ其言一（「其言」とは關中を取つて基業を固くすべきを說いたことを指す。）

○趙姚襄歸ニ晉一。而復叛。襄父弋仲、南安赤亭羌酋也。懷帝末、戎夏襁負、隨レ之者數萬、自稱ニ扶風公一。其後服ニ於前趙劉曜一。又事ニ後趙石勒・石虎一。虎甚重レ之、以爲ニ冠軍大將軍一。虎死。趙亂。至ニ冉閔滅一レ趙、弋仲遣レ使降レ晉。弋仲卒。襄率ニ其衆一來レ晉。詔レ襄屯ニ譙城一。後屯ニ歷陽一。楊豫州都督殷浩在ニ壽春一、惡ニ襄強盛一、遣レ將襲レ之。爲ニ襄所一レ斬。先レ是朝廷聞ニ中原大亂一、復謀ニ進取一。浩受レ任、連年北伐無

功。至是率諸軍再擧。襄伏甲邀之。浩至山桑。襄縱擊。浩大敗走。

【語譯】趙の姚襄、晉に歸す。而して復た叛す。襄の父弋仲は南安赤亭の羌酋なり。懷帝の末、戎夏襁負して之に隨ふ者數萬、自ら扶風公と稱す。其の後、前趙の劉曜に服す。又、後趙の石勒・石虎に事ふ。虎、甚だ之を重んじ、以て冠軍大將軍と爲す。虎死す。趙亂る。冉閔、趙を滅ぼすに至つて、弋仲、使を遣はして、晉に降る。弋仲、卒す。襄、その衆を率ゐて晉に來る。襄に詔して、譙城に屯せしむ。後、歷陽に屯す。揚豫州の都督殷浩、壽春に在り。襄の強盛を惡み、將を遣はして之を襲はしむ。襄の斬る所と爲る。是れより先、朝廷、中原大に亂ると聞き、復た進取を謀る。浩、任を受け、連年北伐して功無し。是に至りて、諸軍を率ゐて、再擧す。襄、甲を伏せて、之を邀ふ。浩、山桑に至る。襄、縱擊す。浩、大に敗れて走る。

【通釋】趙の姚襄は一たび晉に歸服したが、やがて復び叛いた。襄の父弋仲といふ者は南安縣の赤亭に住む羌族の酋長であつたが、西晉の懷帝の末には（其の勢力が漸く盛になつて）夷狄の者や中國の者が幼兒を背負つて弋仲に隨ふ爲めに（はるばる來る者が）數萬人もあつた。そこで弋仲は自ら扶風

公と稱した。その後、弋仲は前趙の劉曜に服從し、後に又後趙の石勒・石虎にも事へた。石虎は大變彼を重用して、擧げて冠軍大將軍と爲した。虎が死んで趙國が亂れた。冉閔が趙を滅すに至つて弋仲は（閔に仕へる事を欲しないで）使を晉に遣つて晉に降つた。やがて弋仲が死んだ。そこで子の姚襄が父の部下の兵隊を率ゐて晉に來降した。晉は襄に詔を下して譙城に駐屯させた。後に歷陽に駐屯することになつた。此の時揚州豫州の都督の殷浩は壽春に在つたが、襄の勢の強く盛んなのを惡んで、部將を遣つて襄を不意討ちさせた。所が却つて襄の爲めに斬られた。是れより先、朝廷では中國が大いに亂れたと聞いて（此の機に於て）復び進んで之を取り戻さうと計畫し、浩が其の大任を受けることになり、年々北方を伐つたけれども一向に其の功果が擧らなかつたが、是に至つて諸軍を率ゐて再び事を擧げて（襄を攻めた）。襄は豫め伏兵を置いて浩の軍隊の至るのを待ちかまへた。そして浩の軍隊が山桑縣にまで進み來たときに、襄は伏兵を放つて之を攻擊したので、浩の軍は大いに敗れて逃げた。

【語釋】南安（郡名。甘肅省鞏昌府の地。）○赤亭（甘肅省隴西縣の東北に赤水といふ川があり、此の地を赤亭といふ。）○羌酋（羌族の酋長。羌族はチベット族で青海地方にゐた遊牧の民であつたが後だん〳〵勢力を得て中原を脅かすやうになつた。）○諸夏（戎狄と中國。）○襁負（襁褓、むつき）で子供を背負ふこと。襁は俗にいふオシメではない、子供に背せて負ふ半纏はんてん、又はドテラの類である。論語に「四方之民襁負其子而至矣」とあつて、民の歸服する標的は[illegible]の[illegible]。）

桓溫廢殷浩

咄々怪事

の衰んさたいつたものである。) ○譙城(地名。豫州に屬し今の安徽省亳縣。) ○歷陽(縣名。揚州に屬し今の安徽省和縣。) ○揚豫州(州名。揚州と豫州。今の安徽省。) ○壽春(縣名。今の安徽省鳳陽府壽州。) ○伏甲(フクカフと音讀するもよい。甲兵を伏せること。伏兵に同じ。) ○至是(桓溫が强盛となり殷浩が之を惡んだ時を指す。) ○邀(ムカフと訓じ、むかへ出て遮り留める意。) ○山桑(縣名。今の安徽省蒙城縣の北に當る。) ○縱擊(縱はハナツと訓じ、兵を放つて攻擊すること。)

○涼張重華卒、子曜靈立。其下廢之而立張祚。○晉桓溫因殷浩之敗、請廢浩、免爲庶人。朝廷初以浩抗溫。浩廢。自此内外大權、一歸溫矣。浩雖愁怨、不形辭色。嘗書空作咄咄怪事字。久之郗超勸溫、處浩令僕。以書告之。浩欣然答書、慮有誤、開閉十數。竟達空函。溫大怒遂絕。卒於謫所。

【通釋】涼の張重華卒す。子の曜靈立つ。その下、之を廢して張祚を立つ。○晉の桓溫、殷浩の敗に因りて浩を廢し、免じて庶人と爲さんと請ふ。朝廷初め浩を以て溫に抗す。浩、廢す。是より内外の大權、一に溫に歸す。浩、愁怨すと雖も、辭色に形はさず。嘗に空に書して、咄咄怪事の字を作る。之を久しうして、郗超、溫に勸めて、浩を令僕に處らしめ、書を以て、之に告ぐ。浩、欣然たり。答

書、謬あるを慮り、開閉すること十數。竟に空函を達す。溫、大に怒りて、遂に絕つ。謫所に卒す。

【大意】涼州の張重華が死んだ。そこで子の曜靈が立つたが、其の臣が之を廢して(重華の弟の)張祚を立てた。○晉の桓溫は、殷浩が姚襄を討つて、却つて敗れた事につけこんで、浩を廢し、其の揚豫州都督の官を免じて平民と爲さうと朝廷へ願つた。朝廷では初め(溫の權力が盛んであつたので)浩を重用して溫に對抗させた。ところが今、浩が廢せられたので、それからは內治外交の全權は、悉く溫の掌の中に歸してしまつた。浩は心中に之を愁へ怨んだが、しかし決して言語や顏色に見はさなかつた。たゞ常に空に向つて咄々怪事(くそいまくしい、奇怪千萬なことだ)の四文字を書くまねをして(不平を洩らしたのみである。)それから程經て郗超が溫に勸めて浩を尙書令の僕射といふ職につけさせようとした。(溫も之を承知して)書面を以て此の事を浩に告げた。浩は大變喜んでその御請の答書に誤があつてはならないと、(文箱に入れては取り出して讀み直し、又入れては取り出したりなど)文箱を開閉する事が十數度に及んだが、(餘り念を入れ過ぎて)却つて空の文箱を遣り届けてしまつた。そこで溫は大いに怒つて遂に任官の意思を絕つたので、浩は流された土地で死んだ。

語釋 以レ浩抗レ溫（殷浩の勢力を以て桓溫の權勢に對抗させて溫の朝廷に於ける專橫を防いだことをいふ。）　○辭色（辭は言語、色は顏色。）　○嘗（常と音通じツネニと讀む。「常に」に同じい。通鑑には常に作る。）　○書レ空（空中に字を書く眞似をすること。）　○咄咄怪事（咄々とは驚き怪む時に發する歎聲の聲。「くやしいくやしい」などいふに當る。怪事とは奇怪な事。卽ち自分が免官となつた如きは何と驚くべき奇怪千萬な事であるよといふ意。）　○令僕（尙書令の僕射の義。ボクヤと讀み、次官のこと。）　○達二空函一（からの狀箱をとゞけること。）　○絕（任官の意思を絕つ意。殷浩に官職を授けることを思ひ止まるをいふ。）　○謫所（配所。卽ち流された場所。）

桓溫入レ秦

○桓溫帥レ師伐レ秦、大敗二秦兵于藍田一、轉戰至二灞上一。秦主苻健閉二長安小城一自守。三輔皆來降。溫撫二諭居民一、使二安堵一。民爭持二牛酒一迎勞。男女夾レ路觀レ之。耆老有二垂レ泣者一。曰、不レ圖今日復覩二官軍一。北海王猛字景略、倜儻有二大志一。隱二居華陰一。聞二溫入一レ關、被レ褐謁レ之。捫レ虱而談二當世之務一、旁若レ無レ人。溫異レ之、問レ猛曰、吾奉レ命除二殘賊一、而三秦豪傑未レ有二至者一何也。猛曰、公不レ遠二數千里一、深入二敵境一。今長安咫尺而不レ度二灞水一。百姓未レ知二公心一。所二以不一レ至。溫默然無二以應一。溫與二秦兵一戰二于白鹿原一。不レ利。秦人淸レ野。溫軍乏レ食。欲三與レ猛俱還一。猛不レ就。

捫レ虱談二當世務一

秦人淸レ野

【本文】○桓溫、師を帥ゐて秦を伐ち、大いに秦の兵を藍田に敗り、轉戰して灞上に至る。秦主苻健、長安の小城を閉ぢて自ら守る。三輔皆來降す。溫、居民を撫諭して安堵せしむ。民爭うて牛酒を持して迎勞す。男女、路を夾んで之を觀る。耆老泣を垂るゝ者有り。曰く、「圖らざりき、今日復た官軍を睹んとは」と。北海の王猛、字は景略、倜儻にして大志有り。華陰に隱居す。溫、關に入ると聞き、褐を被りて之に謁す。虱を捫つて當世の務を談じ、旁ら人無きが若し。溫之を異として猛に問うて曰く、「吾れ命を奉じて殘賊を除く。而も三秦の豪傑未だ至る者有らざるは何ぞや」と。猛曰く、「公、數千里を遠しとせず、深く敵境に入る。今、長安は咫尺にして、而も灞水を度らず。百姓未だ公の心を知らず。至らざる所以なり」と。溫、默然として以て應ずる無し。溫、秦の兵と白鹿原に戰ふ。利あらず。秦人、野を淸む。溫の軍、食乏し。猛と倶に還らんと欲す。猛、就かず。

【通釋】（永和十年に）桓溫は軍隊を帥ゐて秦の國を征伐し、大いに秦の兵を藍田に敗つて、それからそれへと各地に轉じ戰つて、灞水のほとりに至つた。此の時、秦主の苻健は長安の內城を堅く閉ぢて、自ら防備をして居つたが、（長安附近の）三輔の民は皆來つて溫に降參した。そこで溫は此等の民をいたはり諭して各々その家に安んじて業を務めしめた。（人民は非常に喜んで）我れがちにと牛や酒を持

ち來つて溫の軍隊を勞ひ迎へた。又老若男女は道路の兩側に立ち並んで此の有樣を見物し、年寄りの中には(感激して)涙を流して喜び、「今日復び官軍を迎へることが出來ようとは思はなかつた。(もう秦兵に苦しめらるゝこともない、うれしいことだ)」といふ者もあつた。北海の王猛、字は景略といふ者は、(人の指圖などを受けることの嫌ひな奔放獨立の人物で、大きな志があつた。今迄は華陰縣に隱れて居つたが、桓溫が關中に入つたと聞いて粗末な服を着て溫に謁見し、虱を捫りながら當今の時世の急務を談ずる樣子の遠慮のないことは、傍に誰も居らないやうな人を人とも思はぬ振舞であつた。桓溫は之を不思議な人物であると思ひ、猛に尋ねて曰ふには、「吾輩、君命を奉じて、民を殘ふ賊どもを除いたのに、三秦の豪傑が未だに一人も降參して來ないのは如何したわけであらうか」と。猛が對へて曰ふには「公は(晉の都から)數千里を遠しとせず、こんなに深く敵地に進入されたが、今、長安の都が目の前に見えて居るに拘らず、未だに灞水を渡つて長安に入らうとされない。從つて人民共は未だ公の本當の心の中が解らない。だから豪傑共が來り降らないのである」と。(溫が眞に國家民人の爲めに境土の恢復を圖るのでなく、たゞ自己の功名の爲に戰勝を得ようとするものであることを諷刺したので)、溫は默然として何とも答へなかつた。かくて溫は秦の兵と白鹿原で戰つたが、戰は味方に

不利であつた。時に秦兵は（晉の兵糧に取られまいと）悉く麥を刈つて田野は掃除したやうに（一物も殘さなかつたので）、溫の兵士は食糧が缺乏してしまつた。そこで溫は猛と一緒に晉の都へ引返さうとしたが、猛は辭して一緒に行かなかつた。

語釋 藍田（縣名。雍州京兆郡に屬し、今の陝西省西安府藍田縣の西方。）○轉戰（先から先へと地を換へて戰つて行くこと。）○灞上（地名。灞水のほとりにある。上卷四〇八頁に出づ。）○三輔（漢の時、長安附近の地を三分して京兆・左馮翊・右扶風の三にわち、長官を置いて治めしめた。即ち右郡の地である。今の陝西關中道の地。）○撫諭（慰撫し曉諭することで、いたはりさとすこと。）○安堵（民各く其の居に安んじて居ること。前出。）○耆老（年寄。耆も老も年寄りといふこと。）○北海（郡名。今の山東省青州府東部、萊州府西部の地。）○倜儻（卓越、人に異なつて、他の束縛をうけないこと。不羈。）○華陰（縣名。今の陝西省華陰縣。）○關中（關中のこと。）○褐（賤しい者の着る毛布。）○當世之務（今の世に處するの急務といふこと。）○旁若レ無レ人（無遠慮なことの形容で今日でも傍若無人（バウジヤクブジン）の振舞などといふ。）○殘賊（賊はソコナフ。民をそこなひ害する賊徒。）○三秦（雍丘、塞翟、高奴の三縣をいふ。今の陝西省西安府延安府の地。）○咫尺（咫は八寸のこと。ごく近い距離といふこと。）○白鹿原（地名。灞水のほとり南山の麓に在る高原。）○秦人淸レ野（通鑑の註によると、溫は秦の地に入つて其の麥を取つて食糧としようと豫期したが、秦人は之を察して悉く麥を刈り取つてしまつたといふのである。）

○秦主健卒。子生立。○涼張祚淫虐被レ弒。子玄靚立。○姚襄降二于燕一、北據二許昌一、又攻二洛陽一。桓溫督二諸軍一討レ襄。進至二河上一、與二寮屬一登二平乘樓一、北望二中原一、歎曰、使二神州陸沈一百年、王夷甫諸人、不レ得レ不レ任二其責一。至二伊水一、襄戰連敗而

走。溫屯金墉、謁諸陵。置鎭戍而還。襄將西圖關中。秦遣兵拒擊、斬襄。襄弟萇以衆降秦。

訓讀　○秦主健、卒す。子の生立つ。○涼の張祚、淫虐にして弑せらる。子の玄靚立つ。○姚襄、燕に降り、北のかた許昌に據り、又洛陽を攻む。桓溫、諸軍を督して、襄を討つ。進んで河上に至る。寮屬と平乘樓に登り、北のかた中原を望みて歎じて曰く、「神州をして陸沈せしむる百年。王夷甫の諸人、其の責に任ぜざるを得ず」と。伊水に至る。襄、戰つて連りに敗れて走る。溫、金墉に屯し、諸陵に謁す。鎭戍を置きて還る。襄、將に、西のかた關中を圖らむとす。秦、兵を遣し拒ぎ擊ちて、襄を斬る。襄の弟萇、衆を以て秦に降る。

通釋　秦主の苻健が死んで、その子の生が立つた。○涼の張祚は酒色におぼれて人民を虐げ苦しめたので、臣下の爲に殺され、子の玄靚が立つた。○趙の姚襄は燕に降つて、北の方許昌にたてこもり、又洛陽を攻めたので、桓溫は諸軍を指揮して（洛陽に向つて）襄を討伐し、進んで黃河のほとりに至つた。そして部下の者と大船の高樓に登つて北方中原の地を望み見て歎じて曰ふには、「中國が夷狄の爲

めに陷れられてより、茲に百年に及ぶ。(是を以て)王夷甫等の人々が(清談のみに耽つて國事を憂へなかつた結果であつて、主國を今日の衰微に導いたことに就て)斷じて其の罪を負はねばならぬ」と。それから(黄河を過つて)伊水に至つた。襄は此處で(溫軍と戰つたが)連戰連敗して逃れ走つた。溫は金墉に駐屯して(其の地に在る西晉代々の御墓に御詣りを致し、其の地を鎭め守る衞兵を置いて、自分は京師に還つた。姚襄は更に西の方關中の地を取らうとしたが、秦は直ちに兵を遣つて之を拒ぎ撃つて襄を斬り殺した。そこで襄の弟の姚萇が兄の部下を引きつれて秦に降服した。

【語釋】許昌(縣の名。豫州潁川郡に屬し今の河南許州の東北の地) ○河上(黄河のほとり。) ○寮屬(屬官、幕僚。) ○平乘樓(大船の高樓、今の軍艦の司令塔に當る。) ○神州(中國のこと。) ○陸沈(陸地が沈み陷ること、中國が夷狄に攻め陷られたことをいふ。) ○王夷甫(西晉の王衍のこと。夷甫は其の字である。衍は清談を事として國家を憂へなかつたので今日のやうに中國が夷狄に侵されるに至つたといふのである。) ○不得不任其責(責任を免れる事は出來ない。) ○伊水(川の名、河南省にあり、洛水に入る。) ○金墉(城の名。河南洛陽の東北。) ○圖關中(關中の地を取らうと企むこと。)

○秦苻堅弑其君生、自立爲秦天王。有薦王猛於堅者。一見如舊。自謂如玄德之於孔明。一歲中五遷官。擧異才、修廢職、課農桑、恤困窮。秦民大悅。

謝安重名

哀皇帝

○燕主慕容儁卒。子暐立。○晉桓溫以謝安爲征西司馬。安少有重名。前後徵辟皆不就。士大夫相謂曰、安石不出、如蒼生何。年四十餘乃出。○帝在位十七年崩。改元者二。曰、永和・升平。無嗣。成帝子瑯琊王立。是爲哀皇帝。

哀皇帝、名丕。即位二年而寢疾。又一年而崩。改元者二。曰、隆和・興寧。弟瑯琊王立。是爲帝奕。

通釋 秦の苻堅、その君生を弑し、自立して、秦天王と爲る。王猛を堅に薦むる者有り。一見、舊の如し。自ら謂ふ、「玄德の孔明に於けるが如し」と。一歲の中五たび官を遷す。異才を擧げ、廢職を修め、農桑を課し、困窮を恤む。秦の民大に悅ぶ。○燕主慕容儁、卒す。子暐立つ。○晉の桓溫、謝安を以て、征西司馬と爲す。安、少にして重名あり、前後徵辟、皆、就かず。士大夫、相謂ひて曰く「安石出でずんば蒼生を如何せん」と。年四十餘にして乃ち出づ。○帝、在位十七年にして崩す。改

元する者二。曰く永和・升平。嗣なし。成帝の子瑯琊王立つ。是を哀皇帝と爲す。
哀皇帝、名は丕。卽位二年にして疾に寢ぬ。又一年にして崩す。改元する者二。曰く、隆和・興寧。
弟瑯琊王立つ。是を帝奕と爲す。

【通解】（升平元年に）秦の苻堅は其の君の生を弑して自立して秦天王と稱した。時に王猛苻堅に薦める者が有つた。そこで堅は猛を（召したが先づ初對面に）一見して、すぐに舊い友達のやうに親しくなつた。堅は（大層喜んで）自ら謂ふには「是は丁度蜀の劉玄德が其の臣諸葛孔明を得たのと同じで、（よい家來を手に入れたものだ）」と。そこで、一年のうち五たびも猛の官を遷し陞せた。それから勝れた人物を擧げ用ひ、廢れた官職を修めて政を改め、（百姓には農業養蠶をやらせ）困窮者を恤み救つた。そこで秦の民は大いに悅んだ。○燕王の慕容儁が卒して、子の暐が立つた。○晉の桓溫は謝安を征西司馬の官に任じた。安は少い時から世間に其の名を知られてゐたが、前後幾度となく朝廷から召し出されたけれども、すべて辭して官に就かなかつた。そこで士大夫等が互ひに話し合つて云ふには、「今の世に安石が出て（國家の爲めに盡して）呉れなければ）この人民をどうするのぢや。（人民の苦みを救ふものは安石の外にないではないか）」と。遂に安石は年四十餘才で出廬して（征西司馬とな

つたのである。）○懷帝は位に在ることが十七年で崩じた。其の間、年號を改めたことが二度で、永和・升平といふ。嗣がないので、成帝の子の瑯琊王が立つた。これが哀皇帝である。

哀皇帝は名を丕といふ。帝位に卽いて二年の後疾の爲めに床について、又一年して遂に崩じた。在位中、年號を改めた事が二度で、隆和・興寧といふ。そこで弟の瑯琊王が立つた。是を帝奕とする。

語釋　一見如レ舊（初對面で双方心がうちとけて舊い知り合ひのやうに馴れ〳〵しく親しくなること。「傾蓋如レ故」ともいふ。それに對して、老年まで交つても心から打ちとけねば、いつまでも新らしい友人と同じいといふことを「白頭如レ新」といふ。史記鄒陽傳に出づ。）　○如二玄德之於一孔明一（蜀の劉備（玄德）が「孤之有二孔明一、猶二魚之有一レ水」といつて諸葛孔明を得た事を喜んだが、堅は猛を得た事を非常に喜んで之に比してかく云つたのである。）　○異才（勝れた才能ある人物。）○重名（人から重んぜられる名望。評判が高い。）　○安石不レ出如二蒼生一何（安石は謝安の字。蒼生は人民。今の危急存亡の時安石のやうな大人物が出て國を治めなければ、この民の苦しみをどうするのだ。）

帝奕名奕、成帝之幼子也。既卽レ位。以二會稽王昱一爲二丞相一。○桓溫自二哀帝時一、爲二大司馬、都督中外諸軍事、錄尚書事一。加二揚州牧一。移鎭二姑孰一。以二郗超一爲二參軍一、王珣爲二主簿一。人語曰、髯參軍短主簿、能令二公喜一、能令二公怒一。○燕人攻二陷洛陽一。戍將死レ之。溫帥レ師伐レ燕。戰二于枋頭一。大敗而還。○燕慕容垂既擊二破晉

軍威名日盛。燕王忌之。垂奔秦。

【字解】 帝奕、名は奕、成帝の幼子なり。既に位に卽く。會稽王昱を以て丞相と爲す。○桓溫哀帝の時自り大司馬と爲り、中外の諸軍事を都督し、尙書の事を錄す。揚州の牧を加へらる。移りて姑孰に鎭す。郗超を以て參軍と爲し、王珣を主簿と爲す。人、語して曰く「髯參軍、短主簿、能く公をして喜ばしめ、能く公をして怒らしむ」と。○燕人攻めて洛陽を陷る。戍將之に死す。溫師を帥ゐて燕を伐つ。枋頭に戰ふ。大敗して還る。○燕の慕容垂既に晉軍を擊ち破る。威名日に盛なり。燕王之を忌む。垂秦に奔る。

【通釋】 ○帝奕は名を奕といつて、成帝の末の子である。既にして帝位に卽いて、會稽王の昱を丞相とした。○桓溫は哀帝の時から大司馬と爲つて、中外の諸軍事を都督して尙書の事務をも掌つて居た。又その上に揚州の牧までも加へられて兼ねて居た。後に鎭臺を姑孰に移して鎭撫した。そして郗超を參軍と爲し、王珣を主簿の官に爲した。（この二人は溫の氣に入りで、何事によらず之に相談して事を行つたので）時の人が語つて髯の多い參軍の郗超と丈の低い主簿の王珣とは能く溫の心を左右して或

流芳遺臭
行伊霍之事

は喜ばせたり、或は怒らせたりする」といつた。(以下、意味明かであるから通釋を略す。なほ語釋を見られたい。

語釋 姑孰(地名。今の安徽省當塗縣。)　○髯參軍短主簿(郗超は髯が長く、王珣は短軀であるから斯く言つたのである。參軍に小男主簿といふこと。參軍は軍隊の參謀。主簿は書記官。ヒゲ)

○秦王猛督諸軍、伐燕。遂圍鄴。秦主苻堅入鄴。執燕主慕容暐以歸。○晉桓溫陰蓄不臣之志。嘗撫枕歎曰、男子不能流芳百世、亦當遺臭萬年。欲先立功還受九錫。及枋頭之敗、威名頓挫。郗超勸溫行伊霍之事、以立大威權。溫遂入朝。白太后廢帝。在位六年、改元者一。曰太和。會稽王立。是爲簡文皇帝。

通釋 ○秦の王猛諸軍を督し、燕を伐つ。遂に鄴を圍む。秦主苻堅鄴に入る。燕主慕容暐を執へて以て歸る。○晉の桓溫、陰に不臣の志を蓄ふ。嘗て、枕を撫して歎じて曰く、「男兒、芳を百世に流すに能はずんば、亦た當に臭を萬年に遺すべし」と。先づ功を立て、還りて九錫を受けむと欲す。枋頭

の敗に及びて、威名頓に挫く、郗超、溫に勸めて、伊霍の事を行ひ、以て大に威權を立てよと。溫、遂に入朝す。太后に白して、帝を廢す。在位六年、改元するもの一、太和と曰ふ。會稽王立つ、これを簡文皇帝と爲す。

【通釋】秦の王猛は諸軍を指揮して燕を伐ち、遂にその都の鄴を包圍した。續いて秦主苻堅は鄴に入つて燕主慕容暐を生捕りにして歸つた。かくて燕は三世三十四年間で亡んだ。○晉の桓溫は陰かに天子の位をうばはうと（人臣にあるまじき）謀叛の志を持つて居た。或時枕をなでて歎息して曰ふには、「男子と生れたからには美名を後世に殘す事が出來なければいつそのこと、惡名を後世に傳へなければならない」と。先づ大手柄を著して都に立ち還つて九錫を受けようと思つた。然るに枋頭の戰で大敗してから、却つて其の威勢が俄に衰へてしまつた。そこで郗超は溫に勸めて「その昔殷の伊尹、漢の霍光などの故事にならつて、（帝を廢して）大きな權威を立てよ、」といつた。溫は遂に其の說に從つて參內して太后に白して帝を廢して（東海王とした。）帝は位に在ることが六年、年號を改めた事が一度で、太和と曰つた。會稽王が立つた。是を簡文皇帝とする。

【語釋】枋頭（今の河南省濬縣の西南にある。）○不臣之志（臣としてあるべからざる志。即ち君の位を奪はうとするの心。謀反心。）○流二芳百世一（芳しき名即ち美名を後世に遺すこと。）○遺二

簡文皇帝
桓溫非望

臭萬年（惡名を後世まで殘すこと。）　○九錫（漢書武帝紀の九錫の註に「一曰車馬、二曰衣服、三曰樂器、四曰朱戶、五曰納陛、六曰虎賁百人、七曰鈇鉞、八曰弓矢、九曰秬鬯」とあつて、大功ある者に限り帝より賜はる九種の品物をいふ。）
○行伊霍之事（殷の伊尹が太甲を放ち、漢の霍光が其主の昌邑を廢した故事に倣つて帝を廢すべしといふこと。）

簡文皇帝、名昱、元帝子也。清虛寡欲、尤善玄言。桓溫迎卽位。九閱月而不豫。急召桓溫入輔。如諸葛武侯・王丞相故事。溫望帝臨終禪位、否卽居攝。不副所望。時謝安・王坦之在朝。溫疑坦之安沮其事。心甚銜之。帝在位、改元者一。曰咸安。太子立。是爲烈宗孝武皇帝。

〔通釋〕簡文皇帝名は昱、元帝の子なり。清虛寡欲にして、尤も玄言に善し。桓溫、迎へて位に卽く。九たび月を閱へて不豫なり。急に桓溫を召して、入りて輔けしむ。諸葛武侯・王丞相の故事の如くす。溫、帝の終に臨みて位を禪り、否ざれば卽ち攝に居らんと望む。望むところに副はず。時に、謝安・王坦之、朝に在り。溫、坦之と安と、其の事を沮むと疑ふ。心甚だ之を銜む。帝在位、改元するもの一。咸安と曰ふ。太子立つ。是れを烈宗孝武皇帝と爲す。

通釋 簡文皇帝は名を昱といつて元帝の子である。性質はさつぱりとしてわだかまりなく、慾の少い人で、大そう老玄の學問に達してゐた。桓溫は此の人を迎へて位につけた。それは故らにこんな政務に疎い人を迎へて、自己の野望を遂うする便利にしたのである。帝、位に卽いて九ケ月にして病にかかつた。そこで急に桓溫を召して、朝廷に入つて政務を輔けさせた。それは蜀の諸葛孔明が幼主劉禪をたすけ、王導が成帝を佐けた故事に倣つたのである。(ところが溫は臣下の身でありながら)帝が臨終に於て位を自分に禪られるやう、若しそれが出來なければ自分が攝政の職に居らうと請ひ望んだ。しかしながら溫の非望は叶はなかつた。時に謝安と王坦之とが朝廷に在つて政務を輔佐して居つたので、溫はこの二人が自分の望みを邪魔するのだらうと疑つて、心の中に大いに二人を恨んだ。帝は位に在つて年號を改めたことが一度で、咸安と曰ふ。皇太子が立つたこれが烈宗孝武皇帝である。

語釋 清虛寡欲(心がさつぱりしてわだかまりなく欲の少ないこと。) ○玄言(老子の言。老子の學問。老子の書に「同之謂玄、玄之又玄、衆妙之門」とあり、玄は奥深い道理、至妙の眞理。而して老子は自己の道を玄といつた。玄化、玄風、玄學、玄々など。) ○不豫(豫はタノシムと同じ、不豫は不快の意で病氣のこと。) ○諸葛武侯王丞相故事(武侯は孔明の諡號である。その事蹟は三國の蜀圖章に詳かである。王丞相は東晉の王導のこと、その幼主成帝を佐けたことは前に出た。故事は古い謂はれある事柄。) ○銜之(心に深く持つて忘れぬ、恨みに思ふこと。)

烈宗孝武皇帝

倒執手板

入幕之賓

烈宗孝武皇帝、名昌明、年十歲卽位。○桓溫來朝。詔謝安・王坦之、迎于新亭。都下洶洶。云、欲誅王・謝、因移晉祚。坦之甚懼。安神色不變。溫既至。百官拜于道側。溫大陳兵衞、延見朝士。坦之流汗沾衣、倒執手板。安從容就席、謂溫曰、安聞、諸侯有道、守在四鄰。明公何須壁後置人邪。溫笑曰、正自不能不爾。遂命撤之。與安笑語移日。郗超臥帳中、聽其言。風動帳開。安笑曰、郗生可謂入幕之賓矣。溫有疾還姑孰。疾篤。諷求九錫。安・坦之故緩其事。溫尋卒。

【通釋】烈宗孝武皇帝、名は昌明、年十歲にして位に卽く。○桓溫來朝す。謝安・王坦之に詔して、新亭に迎へしむ。都下洶々たり。云ふ、「王・謝を誅して因りて晉祚を移さむと欲す」と。坦之甚だ懼る。安神色變ぜず。溫既に至る。百官、道の側に拜す。溫大いに兵衞を陳して、朝士を延見す。坦之、汗を流して衣を沾し、倒に手板を執る。安從容として席に就き溫に謂ひて曰く、「安聞く。諸侯道有れ

ば、守り門隣に在りと。明公何ぞ壁後に人を置くを須ゐむや」と。溫笑ひて曰く、「正に自ら爾らざる能はず」と。遂に命じて之を撤す。安と笑語して日を移す。郗超帳中に臥して、其の言を聽く。風動いて帳開く。安笑ひて曰く、「郗生は入幕之賓と謂ふべし」と。溫疾有りて姑孰に還る。疾篤し。諷して九錫を求む。安・坦之故に其の事を緩うす。尋いで卒す。

〔通譯〕烈宗孝武皇帝は名を昌明といつて、年十歳で位に即いた。○(寧康元年に)桓溫が(姑孰から)來つて參內した。帝は謝安と王坦之に詔して之を新亭(地名)に出迎へさせた。時に都下の民心は懼れどよめいて「この度桓溫の來朝したのは多分王坦之と謝安の二人を殺して、晉の帝位を奪ひ取らうとするのであらう」と。噂を立てた。(この噂を聞いて)坦之は非常に懼れたけれども、安は精神顏色少しも變る事なかつた。やがて溫が參內したので、諸の役人は道の兩側に並んで拜禮した。溫は多くの護衞の兵隊をならべて嚴重なかための中で朝廷の役人達を召して面會した。坦之は懼れて冷汗を流して衣服を沾したり、あわてゝ笏を倒に持つたりなどした。それに引きかへて安はゆつたりとして落ちつき拂つて席に就いた。そして溫に向つて曰ふには「諸侯は自ら王道を行つて德望があれば、四隣の諸侯が之を敬つて守り固めて吳れるから(何も業々しく警護の兵隊などの必要はない)」と聞いて

をる。あなたともあらう人が、何で壁の後に人を並べて護衛を嚴重にする必要がござりませう」と。桓溫微苦笑して、（いや、私のやうな不德なものは）自然さうしなければならないので」と曰つた。併しとう〱護衛の兵を取り除いて、安と談笑して日の暮れるを知らなかつた。此の時溫の腹心の郗超は、幕の中に臥してゐて二人の話を聽いてゐたが、折から風が吹いて來て帳が開いたので（郗超の姿が見えた。）そこで安は笑ひながら、「ヤア、郗君こそ入幕の賓と謂ふべきぢや」と言つた（入幕之賓とは天子近侍の臣をいふ。今、超、帳中に隱る、而して溫は帝位を奪はんとするの野心がある、そこで超を佩してその近侍の臣、即ち入幕の賓と洒落れたのである。）其の後・溫は病氣になつて姑孰に還つた。そのうちに危篤に陷つたので、それとなく朝廷に九錫を求めた。安と坦之は故意と其の事を延引して手間取らし（溫の死を待つてゐたが）やがて溫は死んだ。

語釋　新亭（地名、今の江蘇省江寧縣の南で勞々亭又は臨滄觀とも云はれた。東晉の初め名士多く、此處に遊宴した。）　○洶々（懼れてさわぐさま。どよめく貌。）　○移ニ晉祚一（祚は天子の位をいふ。晉の帝位を奪ひ天下を取ること。）　○神色（精神顏色。）　○兵衛（護衛の兵。）　○延見（客を延き入れて逢ふこと。客を通して面會すること。）　○手板（古の笏のこと、晉宋以來笏を手板といふ。）　○從容（落ちついてゆつたりとして迫らないさま。）　○諸侯有レ道守在ニ四鄰一（左傳昭公二十三年に、「沈尹戌曰、古者天子守在ニ四夷一、諸侯守在ニ四鄰一」とある。天子諸侯に德があれば四隣のものが之を守り固めて自然と警衛になるから別に大兵を擁して我身を守る必要は無いといふこと。今德ある者は嚴めしい護衛兵を附けずとも四鄰の守りで自然と安泰であるとの意。）　○壁後置レ人（壁の後に人を置く。嚴重に護衛兵を置くといふこと。）　○不レ能レ不レ爾（さうしないわ

けにはゆかないといふことで、こゝは賢臣の言を聞かずには居られないとの意。）〇撤レ之（護衛の兵を取り去ること。）〇移レ日（日かげの移り傾くこと。日の暮れるのも知らない。）〇入幕之賓（朝廷近侍の臣を曰ふ。又特別に親しい者のことをもいふ。郗超が王坦之・謝安を罵して、これを入幕の賓と罵したなどは其の例である。）〇散二緩其事一（温と九錫を下すことを引き延すこと。そして温の死ぬのを待つたのである。）

〇秦丞相王猛卒。秦主堅哭レ之曰、天不レ欲レ使三吾平二一六合一邪。何奪二吾景略一之速也。猛臨レ終謂レ堅曰、晉雖レ僻二處江南一、然正朔相承、上下安和。臣沒之後、願勿下以レ晉爲上レ圖。鮮卑・西羌我之仇敵。終爲二人患一。宜下漸除レ之以安中社稷上。〇涼降二于秦一。先レ是張玄靚之叔父天錫、殺二玄靚一而自立。天錫荒二于酒色一政亂。秦伐レ之。兵至二姑臧一。天錫面縛出。送二長安一。

【通釋】秦の丞相王猛卒す。秦主堅之を哭して曰く、「天吾をして六合を平一せしむるを欲せざるか。何ぞ吾が景略を奪ふの速なるや」と。猛終りに臨みて堅に謂ひて曰く、「晉、江南に僻處すと雖も然も正朔相承け、上下安和なり。臣沒して後、願はくば晉を以て圖と爲す勿れ。鮮卑・西羌は我が仇敵なり。終に人の患を爲さむ。宜しく漸く之を除きて以て社稷を安んずべし」と。〇涼、秦に降る。是より先、

張玄靚の叔父天錫、玄靚を殺して自立す。天錫、酒色に荒み、政亂る。秦、之を伐つ。兵、姑臧に至る。天錫、面縛して出づ。長安に送る。

【通釋】○秦の丞相の王猛が死んだ。秦主の苻堅は之を大層悲しみ聲をあげて泣いて曰ふには、「天は我に天下を一統させることを欲しないのであらうか。何とて(吾が力と賴む)王景略を斯くも早く此の世から奪ひ去つたのであらう」と。悲しんだ。さて猛はその臨終に堅に告げて曰ふには「晉の國は邊鄙な揚子江の南にかたよつては居るが、然し蜀漢以來の正統な帝位を承け繼いで君臣上下、安らかにして穩かであります。(かやうな國を攻め取ることは成りませぬ)されば私の死んだ後は、どうか晉の地を取らうなどの計をなさらぬやうに願ひます。それよりも鮮卑西羌こそは我が國年來の仇敵であり、又終ひには我が患となるものでありますから、段々と之を除いて、そして我國家を安泰にするやうになさらねばなりませぬ」と。○(太元元年に)涼の國が秦に降つた。是より以前に張玄靚の叔父の天錫といふものが玄靚を殺して自立した。然るに天錫は酒や女に溺れて國の政治が亂れた。そこで秦は之を征伐し、その兵進んで涼の都の姑臧に至つたので、天錫はうしろ手になつて城を出て降參したので之を長安に護送した。(涼は、張軌が愍帝の建興二年に僭號してから、是に至るまで、九世六十

分レ代爲二二部一

拓跋珪

違レ衆擧レ親

三年で亡んだ)。

語釋 平二一六合一(六合とは、初學記に「天地四方謂二之六合一」とあつて、天下といふこと。平一は平定統一。つまり天下を統一すること。) ○僻處(かたよつて位置する。) ○正朔相承(正は年の初、朔は月の初、故に暦數といふこと。支那は王者が變ると、必ず先朝の暦を改める例である。故に轉じて亦國家の統治權の意に用ひられ、この統治に屬することを「奉二正朔一」と云つた。但しこゝでは正統の意に取つて、晉が正統なる天子の位を魏漢から承けたといふ意と解するがよい。) ○以レ晉爲レ圖(圖はハカルと同じ、之を取らうと企むこと。晉を取らうと考へ企むをいふ。) ○爲二人患一(人は自分のことをいふ。我に同じ。同時の語。) ○荒二酒色一(スサブと同じ、耽り溺れること。) ○姑臧(晉の縣、涼州武威郡、今の甘肅武威縣の地。) ○面縛(手を後ろに縛して、面を前に差出すこと。詳しくは上卷參照。)

○代王拓跋什翼犍、世子寔早卒。繼嗣未レ定。庶長子遂殺二其諸弟、幷殺二什翼犍一。會秦兵擊レ代。部衆逃潰。國中大亂。秦主苻堅分レ代爲二二部一。自レ河以東、屬二代南部大人劉庫仁一、自レ河以西、屬二匈奴劉衛辰一、使レ統二其衆一。代世子寔之子珪尚幼。母賀氏以レ珪走依二賀訥一。已而依二庫仁一。庫仁奉レ珪恩勤。不下以二廢興一易上レ意。○晉以二秦人強盛一爲レ憂。詔求下良將可レ鎭二禦北方一者上。謝安以二兄子玄一應レ詔。郗超歎レ之曰、安之明乃能違レ衆擧レ親。玄才不レ負レ所レ擧。吾嘗見二其使一レ才、雖二

屐履間、未嘗不得其任。玄鎭廣陵、得劉牢之等、爲參軍。戰無不捷。號北府兵、敵人畏之。

訓讀　代王拓跋什翼犍の世子寔、早く卒す。繼嗣未だ定まらず。庶長子遂に、其の諸弟を殺し、什翼犍を併せて殺す。會秦兵、代を擊つ。部衆逃散す。國中大に亂る。秦主苻堅、代を分ちて二部と爲す。河自り以東、代の南部大人劉庫仁に屬し、河より以西、匈奴の劉衛辰に屬し、其の衆を統べしむ。代の世子寔の子珪、尙ほ幼なり。母賀氏、珪を以て、走りて賀訥に依る。已にして、庫仁に依る。庫仁、珪を奉じて恩謹なり。廢興を以て意を易へず。○晉、秦人の强盛を以て憂と爲す。詔して、良將の北方を鎭禦すべき者を求む。謝安、兄の子玄を以て詔に應ず。郗超、之を歎じて曰く、「安の明、乃ち能く衆に違ひて親を擧ぐ。玄の才、擧ぐる所に負かず。吾、嘗つてその才を使ふを見るに、屐履の閒と雖も、未だ嘗て其の任を得ずむばあらず」と。玄、廣陵に鎭す。劉牢之等を得て、參軍と爲す。戰ひて、捷たざる無し。北府兵と號す。敵人、之を畏る。

通釋　○代王の拓跋什翼犍のよつぎの寔が若死したが、そのあとつぎが誰とも未だ決しなかつたの

で、第一の庶子(の寔君といふ者)遂に其の多くの弟共を殺し、それと一緒に父の什翼犍までも殺してしまつた。ちようどそのごた〳〵の時に、秦の兵が代を攻擊して來たので、代の軍隊は逃げ崩れて國内大いに亂れた。そこで秦主苻堅は代の國を二つに分割して、河水から東の地は代の南部の長官たる劉庫仁に屬せしめて、河水から西の地は匈奴の劉衞辰に屬させて、それ〴〵其の人民を支配させた。代の世子寔の子の珪は當時尚ほ幼年であつたので、其の母の賀氏は珪を抱いて逃げて里方の賀訥に賴つたが、やがて又庫仁にたよつた。庫仁は珪を奉戴して手厚く世話をして、國の盛衰によつて、心を變へるやうな事はしなかつた。○晉國は秦人が強く盛んなので、晉國にも攻め入りはしないかと心配した。そして詔を出して北方強秦を防ぎ鎭める事の出來る良將を求めた。此の時、謝安はその詔に應じて兄の子の謝玄を推擧した。すると郗超は之を感心して曰ふには「安の賢明なる、よく多くの人が(親戚に人物があつても、嫌疑を避けて推薦しないやうな)考とは違つて、(適材なりと信ずれば世間に頓着なく)親戚の者を推擧したのは(感服の至りである。)玄の才はきつと安の推擧を裏切るやうな事はあるまい。自分は以前に玄が其の才の使ひ振りを見た事があるが、彼は道を歩いてゐる(匆卒の間)でも、未だかつて其の任務に叶はないことがなかつた。」と。さて、玄は廣陵を治めて

投レ鞭可レ斷レ流

居たが其の時、劉牢之などの有爲の人物を得て參軍と爲した。そして敵と戰つては常に勝たないことはなかつた。當時これを北府の兵を號して、敵はみんな畏れたものである。

語釋　庶長子(第一の庶子で名は寔君といふ。舊注では「庶長子逡」と讀んで逡の字を庶長子の名としてあるが、それは間違ひである。)　○逃潰(崩れにげること。ばら〳〵になつて逃げること。)　○恩勤(愛の情を以て忠實に仕へ勤めること。)　○歎レ之曰(歎は歎賞の意で、「あゝえらいものだ」と感に入る意。ナゲクと訓んで泣くことではない。)　○違レ衆擧レ親(衆人は、たとへ親戚に人才があつても、世評を憚つて擧げ得ないものであるが、安はそんな細事に關せず、人物本位で親戚の才物を推薦したと言つて褒めたのである。)　○屐履間(屐は木製、履は革製のくつ、步行の間といふこと。轉じて匆卒の間といふやうなこと　ここでは何時何處でも常にといふ意味。)　○北府兵(北府は地名、卽ち晉人、京口を北府といつた。卽ち建業の東に當る地、玄は其の地に居つたから其の兵を斯くいつたのである。)

○秦遣レ兵分レ道寇レ晉。陷二諸郡一、執二襄陽刺史朱序一以歸。已而議二大擧一。或謂、晉有二長江之險一。堅曰、以二吾之衆一、投二鞭於江一、可レ斷二其流一。時中外皆諫。惟慕容垂・姚萇、欲レ乘二其釁一、勸レ之南伐。堅遂發二長安一。戍卒六十餘萬、騎二十七萬。晉以二謝石一爲二征討大都督一、謝玄爲二前鋒都督一。督二衆八萬一拒レ之。劉牢之帥二精兵五千一趨二洛澗一、直渡レ水、擊レ秦、前鋒梁成斬レ之。

【原文】秦、兵を遣り道を分ちて、晉に寇す。諸郡を陷る、襄陽の刺史朱序を執へて、以て歸る。じにして、大擧を議す。或ひと謂く、「晉に長江の險あり」と。堅曰く、「吾が衆を以てせば、鞭を江に投ずるも、其の流を斷つべし」と。時に中外皆諫む。慕容垂・姚萇、其の釁に乘ぜむと欲す。之を勸めて南伐せしむ。堅、遂に長安の戍卒六十餘萬、騎二十七萬を發す。晉、謝石を以て征討大都督と爲し、謝玄を前鋒都督と爲す。衆八萬を督して、之を拒ぐ。劉牢之、精兵五千を帥ゐて、洛澗に趨き、直に水を渡り、秦の前鋒梁成を撃ちて、之を斬る。

【通釋】○秦は兵を遣はし、道を分けて、晉に攻め入つて、晉の諸郡を陷れ、襄陽の刺史朱序を捕へて連れて還つて來た。そこで、更に大兵を以て一度に晉を滅ぼさうとの計畫を議した。それに對して或人が堅を諫めて謂ふには「晉には長江といふ險阻な要害がある。(さう易々と陷れることは出來まい)」と。堅は「(長江、何の恐るゝ所があらう)吾が大兵を以て攻めたなら、その軍勢の馬の鞭を投げ入れただけでも、長江の流れは遮斷する事が出來るのだ」と豪語した。けれども當時、秦の朝廷の者も在野の民も皆晉を伐つの不可なることを諫めた。たゞ慕容垂・姚萇の二人だけは、堅が出征の際に乘じて反旗を擧げようとの下心があるから、堅に南方晉を伐つことを勸めた。そこで、堅は遂に長安

の守備兵六十餘萬人、騎兵二十七萬人を發して、（晉に攻め入つた。）晉は之に對して謝石を征討大都督とし、謝玄を前鋒都督に任じて、八萬の軍隊をひきすべて之を拒がせた。又（別働隊として）劉牢之が精銳な兵五千人を帥ゐて洛澗（河の名）の方面に向ひ、直ちに川を渡つて秦の先鋒梁成を討つて之を斬つた。

語釋　襄陽（今の湖北省襄陽道の地。）　○投鞭於江可斷其流（大兵の鞭を長江に投じてさへ、猶その江流を斷つことが出來るといふので、秦は兵數が多いから長江の險も恐るゝに足らぬといふ意。）　○洛澗（水名。安徽定遠縣の西に在りて下流淮に入る。）　○慕容垂姚萇欲乘其釁（此の二人は何れも秦に降つたものであるから、秦が晉を伐つた隙に乘じて、自ら兵を起さうとしたのである。）　○戍卒（戍はマモルと訓ず、守備の兵。）

肥水之戰

石等水陸繼進。堅登壽陽城望見。晉兵部陣嚴整。又望見八公山草木皆以爲晉兵、憮然有懼色。秦兵逼肥水而陣。玄使人謂曰、移陣少却。使我兵得渡。以決勝負。可乎。堅欲聽晉兵半渡麾兵使却。秦兵退。不可復止。

風聲鶴唳

朱序在陣後、呼曰、秦兵敗矣。遂潰。玄等乘勝追擊。秦兵大敗。走者聞風聲

鶴唳皆以爲晉兵至。堅狼狽還長安。

【讀方】 石等、水陸繼ぎて進む。堅、壽陽城に登りて望見す。晉兵、部陣嚴整なり。又八公山の草木を望見して、皆、以て晉兵と爲し、憮然として懼るゝ色有り。秦兵、肥水に逼りて陣す。玄、人をして謂はしめて曰く、「陣を移して、少く卻け。我が兵をして渡るを得しめよ。以て勝負を決せむ。可ならんや。」と。堅、晉兵に聽して、半ば渡るとき、之に蹙まんと欲し、兵を麾きて卻かしむ。秦兵、退く。復た止むべからず。朱序、陣後に在り、呼んで曰く、「秦兵敗る」と。遂に潰ゆ。玄等、勝に乘じて追擊す。秦兵、大に敗る。走る者、風聲鶴唳を聞きて、皆、以て晉兵至ると爲す。堅、狼狽して長安に還る。

【通釋】 これに續いて、謝石等は水上、陸上の兩方面から、續々と進んだ。時に秦主苻堅は壽陽城に登つて晉の軍勢を望み見ると、その手配り陣立がきちんと整つて

（一寸の隙もない）。（ぎよつとして、眼を轉じて）八公山を見るとその草木が皆晉の兵隊に見えた。（さては晉兵の多數にして、且精銳なることよ）とガツカリして懼れる樣子が顏色に表はれた。秦の兵は肥水（川の名）の邊まで進み來つて陣を布いた。（對岸に陣を構へた晉の）謝玄は人をして苻堅に謂はしめて曰ふには、「（このままでは、如何にもお互に勝負を決し難いから）貴軍は少し退いて、我兵に川を渡らせてもらひたい。然る上で兩軍勝敗を決しようではないか」と。すると苻堅は晉の兵が川を渡つて居る最中に急に迫つて之を撃たうと思つたので、（玄の申出を容れて）兵を麾いて退却させた。ところが秦兵はどん／＼退却して、（程よい處で停めようとしても）停めることが出來ないやうになつた。（これと見て、以前に秦軍に捕へられた晉の）朱序は秦軍の後方に在つたが（晉の爲に聲援して）、大聲をあげて「秦の軍は大負けだ！」と叫んだ。（退却で浮足たつた秦の兵は、これを聞いて何條たまるべき。すは大變と）總くづれになつた。謝玄等は此の機に乘じてどん／＼追擊した。秦兵は大敗した。その逃げ走る兵士共は（恐怖の餘りに）風の音や、鶴の鳴き聲を聞いても、皆晉の兵が迫ひかけてくるものと思つて、（先を爭つて逃げ走つた）。苻堅も（餘りの手違ひに）大あわてにあわてゝ都の長安に逃げ還つた。

慕容垂稱燕王

後秦西燕

謝安人物

不覺屐齒折

語釋 壽陽(今の安徽壽縣。) ○八公山(壽縣城の北に在る。) ○憮然(ぼんやりと氣ぬけした樣子。失意の貌。) ○肥水(水名、安徽省壽縣の東を過ぎ北流して淮水に入る) ○撻(さゝ入れる。承諾すること。) ○蹙(チヤムと訓す、急に攻めること。) ○麾(兵を以て軍を指揮し其の向ふ處を指示すること。) ○朱序在陣後云々(朱序は、もと晉の臣で、是より先、秦に捕へられたが、秦は之を度支尚書に任じた。今秦の軍後に在つたが實は晉の爲めに計つたのである。秦兵は彼の眞意を知らないから之を信じて逃げ走つたのである。) ○風聲鶴唳(風の吹く音、鶴の鳴く聲。これから、おぢけづいて一寸した物音にも驚くことを「聞風聲鶴唳」といふ。)

○慕容垂叛秦。起於河內、自稱燕王。○姚萇叛秦、起於北地、自稱秦王。是爲後秦。○慕容沖叛秦、起兵平陽、稱帝。是爲西燕。攻長安。秦主苻堅出奔。後秦主萇執而弑之。○晉太保謝安卒。安文雅過王導、有德量。方秦寇至、朝野震動。安夷然圍棋、賭墅。捷書至。安方與客棋。覽畢寘坐側、無喜色。棋罷。客問之、徐曰、小兒輩已遂破賊。客去。安入戶、喜甚。不覺屐齒折。其矯情鎭物如此。○秦主苻堅之子丕、稱帝于晉陽。

通釋 ○慕容垂秦に叛す。河內に起る。自ら燕王と稱す。○姚萇秦に叛し、北地に起り、自ら秦王と稱す。是を後秦と爲す。○慕容沖、秦に叛し、兵を平陽に起し、帝と稱す。是を西燕と爲す。長安

を攻む。秦主苻堅出奔す。後秦の主萇執へて之を弑す。○晉の太保謝安卒す。安、文雅王導に過ぐ。德量有り。秦の寇至るに方りて、朝野震動す。安夷然として碁を圍みて墅を賭にす。捷書至る。安方に客と碁す。覽畢りて坐側に寘く。喜色無し。碁罷む。客之を問ふ。徐に曰く。「小兒輩已に遂に賊を破る」と。客去る。安戶に入る。喜ぶ甚し。屐齒の折るるを覺へず。其の情を矯め物を鎭する此の如し。○秦主苻堅の子丕、帝を晉陽に稱す。

通釋　（初めから三行目「執而弑レ之」までは意味明かであるから、講義を省略する）。○晉の太保の官の謝安が死んだ。安はその人柄の上品で風雅なことは遙かに王導の上にあつた。又德望もあり、器量もあつた。秦の苻堅が晉に攻め入つて來た時は、官民ともに震ひ畏れて騷いだが、安は平氣で客と碁を圍んで自分の別莊を賭けて熱心に勝負を爭ひ、（戰爭などは意に介しないやうであつた。）さて秦を打破つた戰勝の報告が屆いたが、其の時彼は客と碁を圍んで居たが、其の報告書を見了ると、そのまゝ座の側において、別に喜んだ樣子もなかつた。やがて碁が終つた。客は書面の趣の何であるかを尋ねた。安は靜かにそれに答へた。「いや、なに、小僧達がとう〳〵賊を破つたといふんですよ」と、（さも、事もなげに言つた）。客は歸つた。安は之は見送つてしまふと、嬉しさにあわてて我が室に戾

り、つまづいて、下駄の齒の折れるのも知らない程であつた。安が感情を矯めて物事に當つて平靜を装ふこと、此くの如くであつた。○秦主丕堅の子の丕が晉陽に於て帝と稱した。

謝安像

語釋 北地（郡の名。雍州に屬す。今の陝西省西安府耀州の地。）○平陽（郡名。司州に屬す。今の山西省平陽府臨汾縣。）○太保（官名。三公の一。）○夷然（夷はタヒラカと訓ず。平然。）○賭レ墅（墅は別莊。謝安の甥玄に別莊を賭け物にしたのである。）○捷書（戰勝の報告書。）○寘（置と同じく、オクと訓ず。）○不レ覺ニ屐齒折一（屐齒は下駄の齒。客去るの後、その喜びに堪へず、急いで室に入つて、つまづいて下駄の齒を折つたのである。一説に嬉しさに雀躍（コヲドリ）してであるともいふ。）○矯（タメルと訓ず、強ひて感情を抑へること。心中思ふ處があつても、抑へて顏色に出さないのである。）○鎭レ物（事件に際して平靜に落ち着き拂つて居ること。）○晉陽（縣名。幷州太原郡。今の山西省太原府太原縣の地。）

○拓跋珪復立爲ニ代王一。先レ是劉庫仁爲ニ其ノ下ノ所一レ殺。弟頭眷代リテ領ニ其ノ衆一。庫仁之子顯、殺ニ頭眷一而自立。又欲レ殺サント珪ヲ。

珪奔賀蘭部、依其舅。諸部大人推珪爲主。遂即王位。徙居盛樂。後改稱魏。○燕王垂稱帝于中山。○西燕人弑其主沖、立段隨。又殺隨立慕容忠。又殺忠立慕容永。永擊秦主苻丕。丕敗南走。爲晉將軍邀擊殺之。慕容永稱帝於長子。

【通釋】拓拔珪復立ちて、代王と爲る。是より先き劉庫仁、其の下の殺す所と爲る。弟頭眷代りて其の衆を領す。庫仁の子顯、頭眷を殺して自立す。又珪を殺さんと欲す。珪、賀蘭部に奔り、其の舅に依る。諸部の大人、珪を推して主と爲す。遂に王位に即く。徙りて盛樂に居る。後ち改めて魏と稱す。○燕主垂、帝を中山に稱す。○西燕の人、其の主沖を弑して段隨を立つ。又隨を殺して慕容忠を立つ。又忠を殺して慕容永を立つ。永、秦の主苻丕を擊つ。丕敗れて南に走る。晉の將軍の爲めに邀へ擊れて之に殺さる。慕容永、帝を長子に稱す。

【語釋】文意明かであるから、通釋を省略する。なほ語釋を見られたい。

中原大亂　涼天王　西秦王　南涼

【語釋】 ○領二其衆一（兄の支配下にあつた民衆を我が勢力の下に收め有すること。） ○賀蘭部（鮮卑族の賀蘭山に居る者がその山を以て自己の氏と爲した。卽ち其の部落を賀蘭部といふ。賀蘭山は甘肅省寧夏縣城の西に在る。） ○依二其舅一（母方のをぢにたよつた。舅とは賀訥を指す。） ○諸部大人（多くの部落の首長。） ○盛樂（代の都。今の山西省太原府朔縣の東。） ○中山（地名。今の直隸省定州の地。） ○西燕人（西燕の軍閥を指す。） ○殺レ隨立二慕容忠一（慕容恒等が段隨を殺して慕容忠を立て、忠は慕容永を以て丞相としたが、刁雲等が忠を殺して永を立てたのである。） ○晉將軍（[illegible]を指す。） ○長子（縣名。今の山西省潞安府長子縣の西。）

○秦疏族苻登、稱二帝於南安一。○後秦姚萇、先レ是已入二長安一稱レ帝。苻登引レ兵、數與二後秦一戰。互有二勝負一。○後秦主姚萇卒。子興立。擊レ登殺レ之。○燕主垂擊二西燕一、拔二長子一、殺二西燕主永一。○燕主垂卒。子寶立。○自二苻堅之敗一、中原大亂。其大酋慕容氏・姚氏、迭擧二大號一。其乘レ時而起、如二秦故臣呂光一、據二涼州一稱二涼天王一。鮮卑乞伏國仁、據二隴右一稱二西秦王一。國仁卒。弟乾歸繼レ之。後又有二鮮卑禿髮烏孤一、起二河西一號二南涼一。

【通釋】 秦の疎族苻登帝を南安に稱す。○後秦の姚萇是より先き已に長安に入りて帝と稱す。苻登、

兵を引きて數〻後秦と戰ふ。互に勝負有り。○後秦の主姚萇卒す。子興立つ。登を撃ちて之を殺す。○燕主垂、西燕を撃ちて、長子を拔く。西燕の主永を殺す。○燕主垂卒す。子寶立つ。○苻堅の敗れて自り、中原大に亂る。その大なる者、慕容氏・姚氏、迭に大號を擧ぐ。其の時に乘じて起るは、秦の故臣呂光の如き、涼州に據つて、涼天王と稱す。鮮卑の乞伏國仁、隴右に據つて西秦王と稱す。國仁卒す。弟乾歸、之に繼ぐ。後ち、又、鮮卑の禿髮烏孤有り。河西に起り。南涼と號す。

【通釋】（初めから三行目「燕主垂卒、子寶立」までは、意味明かであるから通釋を略す。なほ語釋を見られたい）。○秦主の苻堅が敗亡してから、中國が非常に亂れた。この時に起つた强大なる者としては後燕の慕容氏と後秦の姚氏の二氏であるが、これが交る〴〵帝王と稱した。又此の亂世に乘じて起つた者には、秦の故い臣の呂光の如きがあつて、涼州に據つて涼天王と稱し、鮮卑の乞伏國仁といふ者は、隴右の地に據つて西秦王と稱した。その國仁が死ぬと、弟の乾歸が後を繼いだ。後に又鮮卑の禿髮烏孤といふ者があつて、河西の地に起つて南涼と號した。

【語釋】疏族（遠縁の親族。）○南安（縣名。今の四川省夾江縣の西北。）○互有二勝負一（交る〴〵勝つたり負けたりしてゐる。）○擊レ登殺レ之（苻登が殺されて、ここに前秦は滅亡した。六代四十四年で亡びたのである。）○大號（帝王の稱號のこと。）○乞伏國仁（乞伏は姓、國仁は名。）○隴右（地名。隴山の右、即ち今の甘肅省隴坻以西及び新疆迪化以東の地。）○禿髮烏孤

江左無事
長星見
張貴人

（乞伏は姓、國仁は名。）○河西（郡名。今の山西省臨汾縣地方。）

○晉自敗秦以後、江左無事。會稽王道子爲政。帝嗜酒流連而已。長星見。帝擧酒向之曰、長星、勸汝一杯酒。世豈有萬年天子邪。○張貴人年三十、寵冠後宮。醉中戲之曰、汝以年亦當廢矣。貴人使婢蒙其面而弑之。在位十五年、改元者二、曰寧康太元。太子立。是爲安皇帝。

【通釋】○晉、秦を敗りてより以後、江左無事なり。會稽王道子、政を爲す。帝、酒を嗜んで、流連するのみ。長星見はる。帝、酒を擧げて、之に向つて曰く、「長星、汝に一杯の酒を勸む。世、豈に萬年の天子有らむや」と。○張貴人、年三十、寵、後宮に冠たり。醉中之に戲れて曰く、「汝、年を以てすれば當に廢すべし」と。貴人、婢をして其面を蒙はしめて、之を弑す。在位十五年。改元する者二、曰く、寧康・太元。太子立つ。是を安皇帝と爲す。

【通解】○晉が秦を破つてから後は江左即ち揚子江東地方一體は無事であつた。會稽王の道子（孝武

帝の弟)が專ら政治の局に當つて居た。孝武帝は酒を好んで、日夜ゐつゞけて居るばかりだつた。時に光の長い星が現はれた。(人々は之を兵亂の前兆として恐れた。)しかるに帝は(一向平氣で)、杯をとつて星に向つて曰ふには、「長星、お前に一杯の酒を勸めよう。この世の中にどうして萬年の生命を保つ天子が有らうか。(壽命には限りがある。我とてもその通り。だから生きで居るうちに大いに飲むべしぢや)」と。○帝には張貴人といふ妃があつた。もう年は三十でもあつたが、帝の寵愛は奥向き第一等だつた。或時、帝が醉つて戲れて曰ふには、「汝も(もう三十だ)年から云へば、そろ〳〵暇をやるべきだ」と。(張貴人は其の言を信じ、帝は他の若い婦人を愛し、自分はもう捨てられるのだと思ひ、召使ひの女に言ひつけて、帝に覆面させて遂に之を殺してしまつた。帝は位に在ること十五年、年號を改めること二度、寧康・太元といつた。太子が立つたこれが安皇帝である。

【語釋】江左(揚子江以東の地、即ち江東のこと。今の江蘇地方を指す。)○流連(酒を飲み、遊蕩にふけつて歸ることを忘れること。ゐつゞけ。)○長星(その光芒長く曳き、兵亂の前兆として妖星と目されてゐた。今の彗星の類か。)○張貴人(張は姓、貴人は女官の官名。皇后に次ぐ。)○汝以レ年亦當レ廢矣(通鑑には「廢矣」の下に「吾意更屬二少者一」の六字あり。汝も已に三十歳であれに、もう年から云へば暇をとらすべき時である。吾はもつと若い女のを望んで居るとの意である。)○蒙二其面一(通鑑には「以レ被蒙レ面」とある、夜着のやうなもので顏を覆うたのである。)

安皇帝不慧　南北燕　北涼　劉裕起

安皇帝名德宗、幼不慧。口不能言。寒暑飢飽不辨。飲食寢興、皆非己出。既即位。會稽王以太傅輔政。○魏王拓跋珪、連歲攻燕。進圍中山。燕主慕容寶出奔。後爲其下所弑。○燕慕容詳稱帝。慕容麟襲殺詳而自立。魏王珪破麟走之。麟奔慕容德。爲德所殺。德往據廣固。後稱帝。是爲南燕。○燕慕容盛稱帝於龍城。是爲北燕。○魏王珪稱帝。都平城。○涼段業稱涼王據張掖。是爲北涼。○晉會稽王道子、專以政事委世子元顯。晉政亂。東土騷然。妖賊孫恩、因民心騷動、自海島出作亂。劉裕因討恩有功而起。

[illegible]　安皇帝、名は德宗、幼にして不慧なり。口言ふ能はず、寒暑飢飽辨ぜず、飲食寢興皆己より出づるに非ず。既に位に即く。會稽王太傅を以て政を輔く。○魏王拓跋珪、連歲燕を攻む。進みて中山を圍む。燕主慕容寶出奔す。後ち其の下の弑する所と爲る。○燕の慕容詳帝と稱す。慕容麟襲

ひて祥を殺して自立す。魏王珪、麟を破りて之を走らす。麟、慕容德に奔る。德の殺す所と爲る。德往いて廣固に據る。後ち帝と稱す。是を南燕と爲す。○燕の慕容盛帝を龍城に稱す。是を北燕と爲す。○魏王珪帝と稱す。平城に都す。○涼の段業涼王と稱す。張掖に據る。是を北涼と爲す。○晉の會稽王道子、專ら政事を以て世子元顯に委す。晉の政亂る。東土囂然たり。妖賊孫恩民心の騷動に因りて、海島自り出でて亂を作す。劉裕恩を討ちて功有るに因りて起る。

【通釋】安皇帝は名を德宗といひ、幼いから白痴であつた。それは、物を云ふ事も出來ないし、寒さも暑さも腹が張つてもひもじうても自分で分らぬ。飲み食ひから寢起きまで、何一つとして自分の意志から出るといふ事はなく、(すべて人の世話にならねばならなかつた)。位に卽いてからは會稽王の道子がお傅り役となつて政を輔けた。(以下五行目「涼段業稱二涼王一、據二張掖一、是爲二北涼一」までは文意、明かであるから略する)。○晉の會稽王道子は(始め帝の太傅となつて政を輔けて居たが後ちには)專ら政事萬般を共の世繼の元顯に任かした。その爲めに(久しく無事であつた江左卽ち)晉の政治が亂れた。此の時に怪しげなる賊徒の孫恩といふ者が、民の心の動搖するのにつけこんで、海中の島から出て來て亂を起した。劉裕は之を討つて鎭定し功勞があつたので、段々と權威が强くなつて來た。

蒙遜自立

涼亡西涼起

柔然强大

孫恩死

語釋 不慧（かしこくないこと。自稱のこと。馬鹿。） ○太傅（晉時代三公の一人たる重職で、天子傅育の任にある者、ここでは帝の傅り役として兼ねて政を攝したのである。） ○慕容德（慕容垂の弟。） ○廣固（南燕の都で今の山東省青州府内の地。） ○龍城（北燕の都、一名、和龍ともいふ今の熱河朝陽縣の地。） ○北燕（又後燕ともいふ。） ○平城（後魏の都で、今の山西大同縣の地。） ○張掖（北涼の都。今の甘肅省甘州府。） ○東土囂然（東土は江東地方。囂然は亂れて騒がしいこと。） ○妖賊孫恩云々（當時瑯琊の人で孫泰といふ者が妖術を以て徒黨を集めたが誅せられた。其の兄の子が即ち孫恩で、逃れて海中の島に住ったが、今民心の動搖に乘じて島から出て叛亂を作した。） ○劉裕（劉牢之の參軍。）

○北涼、沮渠蒙遜、弑段業而自立。蒙遜匈奴之種也。後遷姑臧。○涼王呂光卒。子紹立。庶兄纂、弑而代之。呂超又弑纂、而立其兄隆。隆後降秦、而涼亡。○隴西李暠據燉煌。是爲西涼。後徙酒泉。○柔然起於漠北。奪高車之地而居之、呑併諸部。士馬繁盛、雄於北方。其地西至焉耆、東接朝鮮、南臨大漠。旁小國皆羈屬、與魏爲敵。○晉盜孫恩、數爲劉裕等所敗。赴海死。其黨盧循・徐道覆復起。

通釋 ○北涼の沮渠蒙遜、段業を弑して自立す。蒙遜は匈奴の種なり。後、姑臧に遷る。○涼王呂

光、卒す。子紹立つ。庶兄纂、弑して之に代る。呂超、又纂を弑して、其の兄隆を立つ。隆、後、秦に降りて、涼亡ぶ。○隴西の李暠、燉煌に據る。これを西涼と爲す。後、酒泉に徙る。○柔然、漠北より起りて、高車の地を奪ひて之に居り、諸部を呑併す。士馬繁盛、北方に雄たり。其の地、西の方、焉耆に至り、東、朝鮮に接し、南、大漠に臨む、旁の小國、皆羈屬し、魏と敵と爲り。○晉の盜孫恩、數ば劉裕等が敗る所と爲る。海に赴きて死す。其の黨盧循・徐道覆、復起る。

【通釋】(初めより三行目「是爲西涼、後徙酒泉」までは文意明瞭であるから略す。なほ語釋を見られたい)。○北狄の柔然は戈壁沙漠北(外蒙古)の地から起つてその地方の高車を奪つて其の地に居り、四方の諸部落を併せ取つた。其の勢はなか／＼盛で、士卒軍馬も非常に多く、北方第一の强國として威張つて居つた。其の領土は、西は焉耆に至り、東は朝鮮に接し、南は大沙漠に臨んでゐた。附近の小國は皆之に引き付けられて服從した。そして魏とは好敵手であつた。○晉の妖賊の孫恩は度々劉裕等に攻め敗られ、遂に海中の島に赴いて死んだ。其の仲間の盧循・徐道覆との二人が又兵を擧げた。

【語釋】隴西(郡名。今の甘肅省隴西縣の地。)　○燉煌(郡名。今の甘肅省安西府燉煌縣。)　○酒泉(郡名。今甘肅省酒泉縣の東北。)　○柔然(北狄の種族の名。)　○漠北(戈壁の大沙漠の北。外蒙古の地。)　○高車(舊註に赤狄種とある赤狄とは夷狄の別種族のこと。)　○焉耆(西域の國名。)　○大漠(大沙漠。蒙古語で翰倫、滿州語で戈壁といふ。)　○羈屬(羈は馬の手綱、馬を手綱で制禦する

ごとく[illegible]すること。）　○與レ鶏爲レ敵（鶏といふは競爭相手であるといふこと、平たく云へばよい相手といふやうな意味。即ち好敵手といふこと。）

桓玄反

○晉、桓玄反。初、玄嗣二父溫一爲二南郡公一。負二其才地一、以二雄豪一自處。嘗守二義興一、歎曰、父爲二九州伯一、兒爲二五湖長一。棄レ官歸レ國。後爲二江州刺史、尋都督荊江等八州軍事一、據二江陵一。至レ是擧レ兵入二建康一、殺二元顯一、又殺二道子一。玄爲二相國一、封二楚王一、加二九錫一。已而迫レ帝禪レ位。劉裕起二兵於京口一、討レ玄。與二玄兵一戰。大破レ之。玄出走。斬二首於江陵一。帝復レ位。劉裕鎭二京口一。○秦、赫連勃勃、叛レ秦、據二朔方一、自稱二大夏天王一。勃勃故匈奴劉衞辰之子也。

五湖長

桓玄迫レ帝禪レ位

大夏天王

通釋　晉の桓玄、反す。初め、玄、父溫に嗣ぎて南郡公と爲る。其の才地を負んで、雄豪を以て自ら處る。嘗て、義興に守たり。歎じて曰く「父は九州の伯爲り、子は五湖の長爲り」と。官を棄てゝ國に歸る。後ち江州の刺史と爲り、尋いで、荊江等八州の軍事を都督す。江陵に據る。是に至りて、

兵を擧げて、建康に入る。元顯を殺し、又道子を殺す。玄、相國と爲りて、楚王に封ぜられ、九錫を加ふ。已にして、帝に迫りて、位を禪らしむ。劉裕、兵を京口に起して玄を討つ。玄の兵と戰ふ。大に之を破る。玄出走す。首を江陵に斬る。帝、位に復す。劉裕、京口に鎭す。〇秦の赫連勃勃、秦に叛して朔方に據り、自ら大夏天王と稱す。勃勃は故の匈奴劉衞辰の子なり。

〔通釋〕晉の桓玄が叛いた。初め玄は父の桓溫の後をついで南郡公と爲つたが、其の才能や家柄、地位などを自慢にして自分で英雄豪傑のつもりでゐた。或時、義興縣の守となつたが、歎じて曰ふには「父は九州の長官であつたのに、子たる自分は僅かに五湖の長に過ぎない。（情ないではないか）」と。そこで其の官を棄てて國（南郡）に歸つた。後ち江州の刺史となり、尋いで荆江等の八州の軍事を取締ることになり、江陵を根據地としてゐたのであつた。それが愈々今度（太元十七年）兵を擧げて反し、建康に攻め入つて（攝政たる會稽王の）元顯を殺し、又その父の道子までも殺した。そして玄は自ら相國となつて楚王に封ぜられ、九錫を賜はつた。間もなく帝に强要して位を禪らしめ（自ら帝位を奪つた）時に劉裕は兵を京口に起して叛逆桓玄を討伐し玄の兵と戰つて大いに之を破つた。玄は都を逃げ出したが、江陵で捕へられて首を斬られた。そこで安帝は再び天子の位に戻り劉裕は京口にあつて

四方を鎭め治めた。○秦の姓は赫連、名は勃勃と云ふ者が秦に叛いた。そして朔方に根據を据ゑて、自ら大夏天王と稱した。勃勃は故の匈奴の劉衞辰の子である。

【語釋】南郡（江陵のこと。今の湖北省江陵縣に屬す。）○才地（才能、門地。門地とは門閥地位のことで家柄や身分をいふ。）○義興（郡名。今の江蘇省宜興縣。）○五湖長（義興郡は其地が五湖に在るので、義興の守になつた事を五湖の長といつたのである。五湖には異說がある、具は胥湖・蠡湖・洮湖・貢湖及び太湖をいふ。一說に太湖を五湖といふとの說もあるが、それは他の湖が太湖のワカレで、共に太湖に連なつて居るから、太湖の名が五湖を兼ねたのであらう。）○江州（縣名。今の四川省重慶府巴縣の西。）○九錫（天子より大功臣に賜はる九つの品。詳しくは前に述べた。）○京口（地名。今の江蘇省丹徒縣。）○朔方（地名。今の寧夏省の地。）

北燕亡

南燕亡

○晉伐南燕。先是南燕主慕容德卒。兄子超立。侵略晉邊。劉裕抗表伐之。○北燕爲其臣馮跋所滅。先是北燕主盛、爲其下所弒。叔父熙立。跋得罪於熙。弒之而立。跋之養子高雲。未幾、又弒雲而自立。○魏主殺人之夫、而納其妻。與之生子紹。兇狠無賴。弒珪。齊王嗣殺紹而立。珪、諡道武皇帝。廟號烈祖。○晉劉裕拔廣固。執慕容超、送建康斬之。南燕亡。

【通釋】晉、南燕を伐つ。是より先、南燕の主、慕容德卒す。兄の子超、立つ。晉邊を侵略す。劉裕、

表を抗して之を伐つ。○北燕、其臣馮跋の滅ぼす所と爲る。是より先、北燕の主、盛、其の下の弑する所と爲る。叔父熙立つ。跋、罪を熙に得たり。之を弑して熙の養子高雲を立つ。未だ幾くならずして、又雲を弑して自立す。○魏主、人の夫を殺して其の妻を納る。之と子紹を生む。兇狠無賴なり。珪を弑す。齊王嗣、紹を殺して立つ。珪を道武皇帝と諡す。廟を烈祖と號す。○晉の劉裕、廣固を拔く。慕容超を執へて、建康に送り、之を斬る。南燕亡ぶ。

通釋　晉が南燕を伐つた。これより先に南燕の主、慕容德死んだ。そこで兄の子の超が立つた。そして晉の國境地方を侵略したので、劉裕は書を上つて超を征伐した。○北燕は其の臣馮跋の爲めに滅された。(時に安帝の義熙四年である。武帝の太元八年に慕容垂が僭號してから是に至るまで五世二十六年で滅びた)。是より以前に北燕の主の盛が其の臣下に殺され、叔父の熙が立つた。或時、跋が熙に罪を負はねばならぬ事をしたので、跋は熙を殺して、熙の養子の高雲を立てたが、間もなくその高雲をも殺して自立した。○魏主の珪は、人の夫を殺して其の妻(賀太后の妹)を自分の妃とした。そして二人の間に子の紹を生んだ。此の紹は性質が兇惡でひねくれて居り手におへぬならずものであつて、父の珪を殺した。そこで珪の長子の齊王嗣といふ者が紹を殺して自ら立ち珪を道武皇帝と諡し、其

斬盧循

南涼亡

後秦亡

の廟を烈祖と稱へた。〇（義熙六年に）晉の劉裕が南燕の都の廣固を拔いて、其の主の慕容超を捕へ、建康に護送して之を殺した。そこで南燕は滅びた。（慕容德が安帝の隆安二年に僭號してから是に至るまで二世十三年で亡びたのである。）

語釋 晉邊（晉の國境附近の地。）〇抗レ表（抗は擧でアゲルと訓す。表（書）を上げること。上表といふに同じい。）〇兒狠（兒惡でねぢけた性質。）〇無賴（賴母しげない者といふ[illegible]ハシクナラヌモノをいふ。）

〇盧循乘二劉裕北伐一、出レ自二番禺一、直下襲二建康一。劉裕被レ徵急還、諸軍力戰。循乃退。裕追破レ之。循走二交州一、爲二刺史一所レ敗。斬首送二建康一。〇西秦乞伏韓歸爲二其下一所レ弑。子熾盤立。〇西秦襲二滅南涼一。先レ是南涼主禿髮烏孤卒。弟利鹿孤立。卒。弟傉檀立。至レ是爲二乞伏熾盤一所レ襲。以二傉檀一歸、殺レ之。南涼亡。〇後秦主姚興卒。子泓立。晉大尉劉裕伐レ之。發二彭城一、由二洛陽一、道二武關潼關一、入二長安一。泓敗出降。送二建康一斬レ之。後秦亡。

取₂關中₁如ㇾ拾ㇾ芥

【訓讀】盧循、劉裕の北伐に乘じて、番禺自り出で、直ちに下りて建康を襲ふ。劉裕徵されて急に還る。諸軍力戰す。循乃ち退く。裕追ひて之を破る。循、交州に走る。刺史の敗る所と爲る。首を斬りて建康に送る。○西秦の乞伏韓歸其の下の弑する所と爲る。子熾盤立つ。○西秦、襲ひて南涼を滅す。是より先、南涼の主禿髮烏孤、卒す。弟利鹿孤、立つ。卒す。弟傉檀、立つ。是に至りて、乞伏熾盤の襲ふ所と爲る。傉檀を以て歸りて之を殺す。南涼亡ぶ。○後秦の主姚興、卒す。子泓、立つ。晉の大尉劉裕、これを伐つ。彭城を發し、洛陽より武關・潼關に道して、長安に入る。泓、敗れて、出て降る。建康に送りて、之を斬る。後秦亡ぶ。

【通釋】文意明かであるから通釋を略する。なほ語釋を參照されたい。

【語釋】番禺（縣名。廣州南海郡に屬す。今の廣東省南海縣の地。）○交州（今の廣西地方。）○刺史（杜慶度を指す。）○乞伏韓歸（乞伏は姓、韓歸は名。なほ韓は乾の訛。）○南涼亡（禿髮烏孤が安帝の隆安元年に僭號してから是に至るまで三世十八年。）○彭城（縣名。徐州に屬す。今の江蘇省徐州府銅山縣。）○道武關（道は道を取ること。武關は今の陝西省商縣の東。）○潼關（今の陝西南鄭縣地方。）○後秦亡（姚萇が孝武帝の太元九年に僭號してから是に至るまで三世二十四年。）

○夏主勃勃聞₂裕伐ㇾ秦曰、裕必取₂關中₁。然不ㇾ能₂久留₁。若以₂子弟諸將₁守ㇾ之、

父老泣留裕

劉裕弑レ帝纂レ國

吾取之、如拾芥耳。至是三秦父老、聞裕將還、詣門流涕曰、殘民不霑王化於今百年、始覩衣冠、人人相賀。公捨此欲何之乎。裕還彭城。勃勃陷長安、稱帝、歸統萬。○晉以裕爲相國宋公、加九錫。裕以讖云昌明之後尚有二帝、乃使人縊晉帝弑之。帝在位二十三年、改元者二、曰隆安・義熙。義熙元年至十四年、則劉裕爲政之日也。弟瑯琊王立。是爲恭皇帝。

【講義】○夏主勃勃、裕の秦を擊つを聞きて曰く、「裕、必ず關中を取らむ。然れども、久しく留まる能はず。若し子弟諸將を以て之を守らしめば、吾之を取る、芥を拾ふが如きのみ」と。是に至りて、三秦の父老、裕の將に還らむとすと聞き、門に詣りて流涕して曰く、「殘民、王化に霑はず、今に於て百年、始めて、衣冠を覩、人人相賀す。公、此れを捨てゝ、何に之かんと欲するか」と。裕、彭城に還る。勃勃、長安を陷れて、帝と稱す。統萬に歸る。○晉、裕を以て相國宋公と爲し、九錫を加ふ。裕、讖に昌明の後尚ほ二帝有りと云ふを以て、乃ち人をして晉帝を縊らしめて、之を弑す。在位二十

三年、改元する者二、曰く、隆安・義熙。義熙元年より十四年に至る、則ち劉裕政を爲すの日なり。

弟瑯琊王立つ。是を恭皇帝と爲す。

【通釋】○夏主の勃勃は晉の劉裕が秦を征伐すると聞いて、「劉裕はきつと關中の地を取るであらうが、然し何時までも、永く關中に留まることは出來まい。そこで代りに若し子弟又は部下の諸將に關中を守らせるならば、自分ばその地を奪取することは、宛かも塵芥を拾ふやうなものだ（譯はない）」と言つた。（さて劉裕は關中を手に入れたが）三秦（關中）の父老達は裕が晉に還らうとすると聞き、裕の門に來つて、涙を流して曰ふには、「永々戰亂によつて殘なはれた民は、晉朝の御惠みに浴さないことが今までに百年にもなる。（その間常に見るものは夷狄の服ばかりであつたが）今始めて衣冠を著けた人々を見ることが出來、（是からは晉朝の王化に沾うて夷狄の害を受ける心配もなくなつたと）、人々が祝ひ合つて居つたのに、今や公は無情にも我等を見捨てゝ、どこへ行かうとなさるのか」と。けれども裕は（其の子義眞に其地を守らせておいて）、自分は封域に還つた。するとかねて狙つてゐた）勃勃は早速長安を攻めおとして自ら帝と稱し、統萬に歸つた。○晉は劉裕の（功績を賞して）相國となし宋公に封じ、尙その上に九錫を賜はつた。然るに裕は未來記に「昌明（孝武帝の字）の後に尙ほ二人の帝が

東晉亡

恭皇帝

ある」とあつたので、(早くこの二人の帝を濟してしまはうと思つて)、人(中書侍郎の王韶之)に命じて、安帝の首を縊つて之を弑せしめた。帝は位に在ること二十二年で、年號を改めたこと二度、隆安・義熙といふ。その義熙元年から同十四年に至るまでの間が、即ち劉裕が政を爲した時代である。そこで帝の弟の瑯琊王が立つた。これが恭皇帝である。

語釋 如レ拾レ芥耳(塵を拾ふやうなものだと云ふので、非常にたやすいといふ譬。) ○殘民(戰亂に殘はれた民。) ○不霑王化(天子の德化に浴しない者の恨みを受けないといふので、こゝには晉の王政に霑らないといふ意。) ○覩ニ衣冠一(中國の禮儀正しい衣冠の上を今日の前に見る。即ち太平の世となつて其の人々の文明政治を受ける事の出來る喜びを云つたのである。) ○統萬(大夏の都。今の甘肅省寧夏府地方。) ○相國(百官の長。我國の太政大臣に當る。平凡國などゝいふ。) ○讖(未來記のこと。) ○昌明(孝武帝の字。)

恭皇帝名德文、卽位之明年、劉裕進レ爵爲ニ宋王一。自ニ彭城一移ニ鎭壽陽一。又明年裕還ニ建康一。帝在レ位改元者一、曰ニ元熙一。禪ニ位于裕一。已而被レ弑。東晉自ニ元皇帝一至レ是凡十一世、一百四年。西晉東晉、通ジテ一百五十六年而亡。

通釋 恭皇帝、名は德文、即位、明年、劉裕、爵を進めて宋王と爲る。彭城より移りて壽陽を鎭

す。又明年、裕、建康に還る。帝、位に在つて改元する者一、曰く、元熙。位を裕に禪る。已にして弑せらる。東晉は元皇帝より是に至るまで凡て十一世、一百四年。西晉東晉通じて、一百五十六年にして亡ぶ。

【通釋】文意明かであるから通釋を省略する。語釋參照。

【語釋】壽陽（縣名。壽春のこと。今の山西省平定州壽陽縣。）○東晉（東晉の存續は皇紀では九七七年より一〇八〇年、卽ち仁德天皇の五年から允恭天皇の九年に至る。又西紀では三一七年より二四〇年まである。）

【餘論】漢魏以來、胡族の歸化したものが澤山あつて、塞内に雜居して居つたが、晉の初に至つて其の數ますく多くなつた。それを種族によつて分類すると、匈奴・鮮卑・羯・氐・羌の五種となる。これを五胡といふ。その中の匈奴の劉淵が、晉の内亂に乘じて先づ兵を擧げて漢王と號し、晉都洛陽を陷れた。晉は南渡して建康に遷つて東晉といひ、僅かに江南を偏守したが、その間、江北の地は、胡族、爭奪の巷となつたことは、既に本書の記す所であつた。かくてその興亡した國は前後十六國に及び、之を人種によつて類別すると五胡が十三國、漢族が三國となる。史上に有名なる五胡十六國とは卽ちこれである。今これを表に示すと左の如くになる。

種族	國名	建國者	建國紀元(皇紀)	存在年數	征服シタル國
匈奴	漢(前趙)	劉淵	九六四	二六	後趙
	北涼	沮渠蒙遜	一〇六一	三九	後魏
	夏	赫連勃々	一〇六七	二五	吐谷渾
羯	後°趙	石勒	九七九	三二	冉閔
氐	成°	李雄	九六四	四四	東晋
	前秦	苻健	一〇一一	四四	西秦
	後涼	呂光	一〇四六	一八	後秦
羌	後秦	姚萇	一〇四四	三四	東晋
鮮卑	前°燕	慕容皝	九九七	三四	前秦
	後燕	慕容垂	一〇四四	二五	北燕
	西秦	乞伏國仁	一〇四五	四七	夏
	南涼	禿髮烏孤	一〇五七	一八	西秦
	南燕	慕容德	一〇五八	一三	東晋

漢				
前°涼	張駿	一〇〇五	三二	前秦
西涼	李暠	一〇六〇	二一	北涼
北燕	馮跋	一〇六九	二八	後魏

○は肥水戰前に滅んだもの

十八史略新釋　卷四終

昭和五年十月十四日印刷
昭和五年十月十七日發行

第十五回配本

昭和漢文叢書
十八史略新釋（中卷）

複製
不許

著作者　中山久四郎
著作者　鹽野新次郎
東京市神田區北神保町十一番地
發行者　辻本卯藏
東京市神田區今川小路二丁目一番地
印刷者　山縣精一

東京市神田區北神保町十一番地
發行所　弘道館
電話九段一三六八・一三六九番
振替口座東京八一一五番

印刷所　山縣製本印刷株式會社